

# 京都市会史

— 京都市会のあゆみと各種資料 —

(昭和63年1月～平成30年3月)

京 都 市 会



(平成27年 6 月撮影)



# 京都市役所







議会棟は京都市役所の2階（平成22年6月撮影）



# 議 場



半円形の座席配置



漆喰とステンドグラスを組み合わせた天井の意匠  
(外輪照明は昭和56年に増設)



本会議の様子  
(平成30年 5月撮影)



議長席から見た議場  
(人物写真は歴代議長)



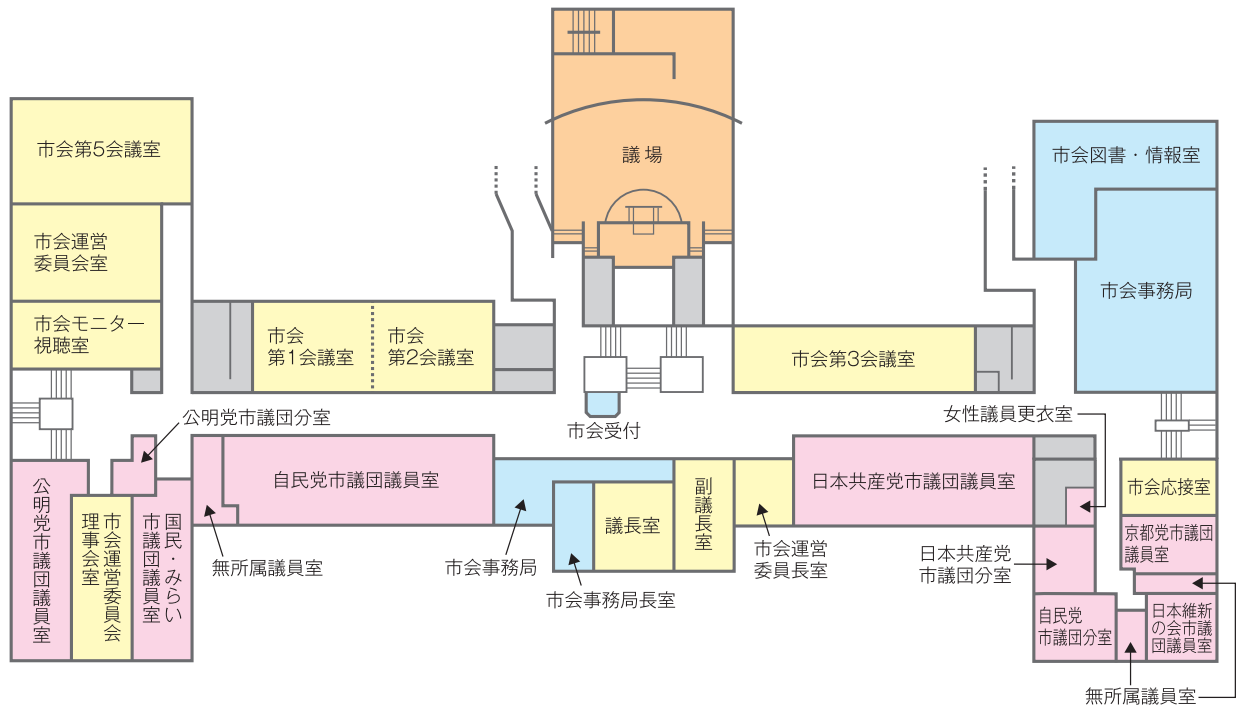


議長席



傍聴席の様子  
(平成28年 3月撮影)

## 議会棟概略図(京都市役所2階)



## 議会棟(議事堂)の沿革

明治22年4月1日	市制施行により「京都市」が誕生
明治22年4月22日 ～24日	初めての市会議員選挙を実施
明治22年6月14日	第1回の市会を大雲院*において開会
明治28年3月25日	議事堂を建設(寺町通御池上る)
明治31年10月15日	議事堂内に市役所を設置(初代市庁舎)
大正6年4月14日	議事堂の西側に第2代市庁舎を建設
昭和2年4月19日	議事堂を建て替え, 第3代市庁舎を建設。2階を議会棟とする
平成31年～	平成29年から開始した第3代市庁舎改修工事に伴い, 議会棟のリニューアルを実施(予定)

\* 寺町通四条下るにあった寺院。昭和48年に東山区に移転。

(平成30年5月)

# 議会棟各室



議長室



副議長室



市会運営委員長室





市会運営委員会室



市会運営委員会理事会室



市会応接室





市会第1・2会議室



市会第3会議室



市会第5会議室



市会モニター視聴室



市会図書・情報室 1



市会図書・情報室 2

# 歴代市会議長(昭和63年～平成30年)



第60代  
北川 明



第61代  
中村 安良



第62代  
棕田 知雄



第63代  
国枝克一郎



第64代  
高橋泰一朗



第65代  
川中増次郎



第66代  
井上与一郎



第67代  
田中のぼる



第68代  
中野 竜三



第69代  
二之湯 智



第70代  
磯辺とし子



第71代  
田中セツ子



第72代  
巻野 渡



第73代  
内海 貴夫



第74代  
富 きくお



第75代  
繁 隆夫



第76代  
加藤 盛司



第77代  
小林 正明



第78代  
井上 与一郎



第79代  
大西 均



第80代  
橋村 芳和



第81代  
中村 三之助



第82代  
津田 大三



第83代  
寺田 一博



# 歴代市会副議長(昭和63年~平成30年)



第63代  
田中 保



第64代  
中西 正三



第65代  
菅井 和雄



第66代  
上倉 哲郎



第67代  
永嶋久仁朗



第68代  
可児 達志



第69代  
西田 輝雄



第70代  
秋山 幸雄



第71代  
小川 利治



第72代  
中西 賢治



第73代  
宇都宮壯一



第74代  
山口 幸秀



第75代  
今枝 徳蔵



第76代  
梅林 等



第77代  
高嶋 弘恵



第78代  
谷口 弘昌



第79代  
久保 省二



第80代  
日置 文章



第81代  
鈴木マサホ



第82代  
宮本 徹



第83代  
小林あきろう



第84代  
安孫子和子



第85代  
柴田 章喜



第86代  
安井つとむ



第87代  
山岸たかゆき



第88代  
隠塚 功



第89代  
井上 教子



第90代  
大道 義知



第91代  
曾我 修



第92代  
久保 勝信



第93代  
湯浅 光彦



## 発刊のことば

本書は、既刊の『京都市会史（明治22年～昭和32年）』、市会開設100周年を記念して編さんした『京都市会史 続編（昭和33年～昭和62年）』に続き、昭和63年からの30年間にわたる京都市会の足跡を記したものです。

この30年を振り返ると、平成5年に衆参両院で採択された「地方分権の推進に関する決議」を契機に、地方分権改革に関する様々な取組が進められ、国から地方へ多くの権限が移譲されました。これにより、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責任がひととき重くなったことは言うまでもありません。そして、地方議会がそれまでの在り方を見直し、自ら改革を進める流れが全国的に広がりました。

地方自治体の意思決定機関である議会は、多様な民意を代表する議員の集合体です。京都市会においても、全ての議員が課題を共有したうえで、様々な議論を交わしながら、市会の機能の強化や「見える市会、伝わる市会」の実現に向けて市会改革を進めてきました。なかでも、市民の皆様との情報共有を重視し、テレビやインターネットによる会議の中継の開始、『京都市会だより』の刊行、京都市会ホームページの開設などの取組を進めるとともに、折々の社会情勢を踏まえ、議員定数などの見直しも実施しました。そして、平成26年には、市会と市会議員の役割や市会の目指すべき方向性を明らかにする「京都市会基本条例」を制定し、会期をほぼ1年間とする通年議会を導入しました。このように、この30年間は、京都市会にとって大きな前進の時期でありました。

とりわけ近年は、市会と市会議員の活動を分かりやすく伝えるため、『京都市会だより』の発行回数を年4回から年7回に増やし、市会の日程をお知らせするポスター・チラシの作成を開始するなど、広報活動に注力してきました。また、議場の一般公開や子ども議場見学を実施し、市民の皆様が市会を身近に感じ、議場が持つ“場の力”を感じることができるよう機会を増やしてきました。今後も、市会の活動を充実させ、福祉の増進はもとより、京都市の都市格の向上と更なる発展を目指してより一層の努力を重ねていく所存でございます。

折しも、本年は、明治22年6月14日に第1回京都市会が開会されて130年目にあたる節目の年です。この記念すべき年に、先人が守り育てながら脈々と受け継いできた京都市会の30年間の取組を収録した本書が刊行の運びとなりましたことは、誠に意義深く、感謝の念に堪えません。本書が、平成の時代の足跡を振り返り、次の新たな時代を切り開く一助になれば幸いに存じます。

結びに、京都市の発展のため力を尽くしてこられた皆様方、そして本書の刊行に御協力賜りました皆様方に敬意と感謝の意を表し、発刊のことばといたします。

平成31年3月

京都市会議長 **寺田一博**



# 例 言

- 1 本書は、主に昭和63年1月から平成30年3月までの京都市会に関する事柄を「市会のあゆみ編」「資料編」「京都市会だより編」に分けて編さんしたものである。
- 2 「市会のあゆみ編」は、議会機能の強化、開かれた市会の推進、社会情勢に応じた制度の見直しを中心にまとめた。「資料編」は、市会に関する事項に加え、特に記録に留める必要があると考えられる事項を収録した。
- 3 資料は、『京都市会会議録』『京都市会時報』を中心とし、その他の行政文書等を参照した場合はできる限り出典について明示した。
- 4 本書における市会の定例会（通年議会〈一会期制〉導入後は集中審議期間）等の表記はおおむね次のとおりとした。

本書における 表記	正式な呼称	
	通年議会〈一会期制〉導入前 (～平成26年3月)	通年議会〈一会期制〉導入後 (平成26年4月～)
2月市会	平成〇年 第1回定例会	—
5月市会	平成〇年 第2回定例会	平成〇年定例会 5月開会市会
7月市会	平成〇年 第3回臨時会	平成〇年定例会 7月特別市会
9月市会	平成〇年 第4回定例会	平成〇年定例会 9月市会
11月市会	平成〇年 第5回定例会	平成〇年定例会 11月市会
2月市会	—	平成〇年定例会 平成□年2月市会

※ 年により異なる場合がある。

- 5 会派の名称は、おおむね略称を使用した。また、人名の敬称は、おおむね省略した。
- 6 元号の表記がない場合は、「平成」を省略している。
- 7 口絵における議会棟の写真について、特に記載のないものは平成30年3月に撮影した。また、各編の中扉で使用した写真は、平成元年に京都市会開設100周年を記念して二条城清流園に植樹したカツラの木周辺のものである。

# 目次

## 市会のあゆみ編

### I 地方分権時代の始まりと京都市会 ～市民と共に行動する市会を目指して～

序章	二元代表制と市会の役割	9
1	市会と市長 ～二元代表制～	9
2	それぞれの役割	9
第1章	議会機能の強化	10
1	議会運営の充実	10
2	議員提案による政策条例の制定	17
3	調査研究活動の活性化	24
4	京都市会基本条例及び京都市会議員政治倫理条例の制定	32
第2章	開かれた市会の推進	38
1	市会に来てもらう取組の推進	38
2	市会を見てもらう取組の推進	41
3	市会を知ってもらう取組の推進	42
4	議会・議員に係る情報の公開	46
第3章	社会情勢に応じた制度の見直し	49
1	議員定数の見直し	49
2	議員報酬の削減とその活用	54
3	本会議及び委員会への出席に係る費用弁償の廃止	56
4	政務活動費(政務調査費)の透明性の向上	56
5	働き方改革に向けた取組	59
6	男女共同参画の実現に向けた取組	60

### II 市会改革の系譜 ～市会改革検討小委員会から市会改革推進委員会へ～

第1章	概要	63
1	第1次～第4次市会改革	63
2	第5次市会改革	63
3	第6次市会改革	63
第2章	資料から振り返る市会改革	64
1	委員会の開催状況	64
2	京都市会基本条例の検証・評価結果報告書	86

◆	市会関係諸規程・議員提案による政策条例	93
---	---------------------	----

## 資料編

I	市会議員・市長選挙結果	
1	市会議員選挙結果調	117
2	市長選挙結果調	133
II	諸名簿	
1	歴代議長・副議長名簿	139
2	会派別議員名簿及び会派変遷図	143
3	市会選出委員等名簿	161
4	歴代市長・副市長(助役)名簿	165
III	重要議件及び意見書等一覧	
1	重要議件一覧	169
2	意見書・決議一覧	201
IV	諸統計	
1	会議開会数一覧	233
2	議案審議件数等一覧	239
3	請願受理及び処理件数一覧	243
4	陳情受理件数一覧	249
5	各種選挙結果一覧	253
6	会計別決算の変遷	257
V	京都市組織変遷図	263
VI	年表	283

## 京都市会だより編

京都市会だより	～創刊号から第92号まで～	305
---------	---------------	-----



市会のあゆみ編





# I

## 地方分権時代の始まりと京都市会

～市民と共に行動する市会を目指して～



## 序章 二元代表制と市会の役割

### 1 市会と市長 ～二元代表制～

市民の生活に深く関わる市政には、市民の意見が十分に反映されていなければならない。そこで、市民は、その代表者として、「議員」と「市長」を直接選挙し、市政の運営を委ねている。これを、二元代表制という。市長が単独であるのに対し、議員全員で構成する議会は合議制の機関である。

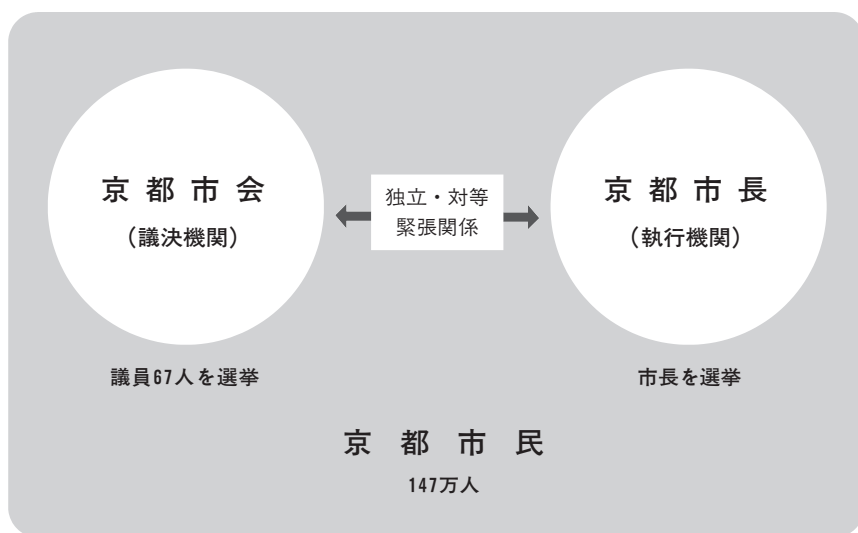
なお、昭和22年に地方自治法が施行された後、市の議会は一般に「市議会」と呼ばれるようになったが、京都市では、第1回の市会を開会した明治時代から、引き続き「市会」という呼称を用いている。<sup>1</sup>

### 2 それぞれの役割

市会は、条例案や予算案などの市政に関する重要な事項について審議を行い、市としての意思や基本的な方針を決める議決機関としての役割を担っている。また、市政が適正に執行されているかどうかを監視する役割も果たしている。さらに、議員ならではの政策提案を行うことや、市民に開かれた分かりやすい市会運営を行うことも求められている。<sup>2</sup>

一方、市長は、市会の決定に基づいて、実際に市政を運営する執行機関としての役割を担っている。

このように、市会と市長は、車の両輪のような関係にあり、独立・対等の立場で緊張関係を保っている。そして、互いにけん制し合いながら、それぞれが市民の福祉の向上と京都市の発展に向けて重要な役割を果たしているのである。



(平成30年3月)

1 昭和22年に地方自治法が施行された際、京都市と横浜市・名古屋市・大阪市・神戸市は、明治時代からの呼称である「市会」と称することを申し合わせ、現在に至っている。

2 市会の主な役割については、「京都市会基本条例」第3条において、次のとおり定めている。

- ①民意を把握し、市政に的確に反映する。
- ②執行機関による市政運営を監視する。
- ③執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行う。
- ④議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努める。
- ⑤活発な審議等を行い、意見を集約する。
- ⑥市政の課題に関する論点を明確にする。
- ⑦京都市としての団体意思を決定する。
- ⑧団体意思の決定までの過程が市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努める。



# 第1章 議会機能の強化

平成5年6月、衆議院及び参議院において「地方分権の推進に関する決議」が行われ、本格的な地方分権の時代が始まった。

地方の自立や創意工夫の重要性は年々増すとともに、地方公共団体の意思決定機関である地方議会の果たすべき役割と使命も大きくなっていった。

京都市会においても、その時々々の社会情勢を踏まえ、議会運営の充実はもとより、調査研究活動の活性化や積極的な政策条例の提案など、議会機能を強化するための様々な取組や改革を行ってきた。

## 1 議会運営の充実

### (1) 市会運営委員会の設置

京都市会では、議長・副議長・各会派から選出された幹事により組織された各派幹事会において議事運営などに関する協議を行っていた。

平成3年4月、地方自治法が改正され、「議会の運営に関する事項」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」「議長の諮問に関する事項」について調査を行い、議案・請願等を審査する機関として、議会運営委員会の設置が制度化された。

これを踏まえ、同年6月、「京都市会委員会条例」を改正し、各派幹事会に代わり、議会運営全般について協議し、意見の調整を行う場として市会運営委員会<sup>3</sup>を設置した。

### (2) 委員会審査の充実

議会における事件の審査及び事務の調査を万全なものとし、議会の自主的・能率的運営を期するため、本会議における審議の予備的な審査、調査機関として、委員会制度が設けられている。

京都市会では、市会運営委員会のほか、常任委員会及び特別委員会を設置している。これらの委員会の活発な活動が、京都市会の大きな特色となっている。

#### ア 常任委員会

常任委員会は、議案、請願の審査や所管事務に関する調査などを行う委員会であり、次のとおり審査・調査を充実させてきた。

#### (ア) 審査対象の拡大及び一般質問の実施

平成3年5月から、所管事務全般を閉会中<sup>4</sup>においても継続審査事件とし、積極的に執行機関からの報告を求めるとともに、委員からの自由な質問の機会を認めることとした。

3 京都市会では「市会」の呼称を用いているため、「議会運営委員会」ではなく「市会運営委員会」とした。なお、その略称は「議運」とした。

4 議会が議会としての権限を行使し、法的に活動することができる期間を会期という。

平成3年に会議規則を改正し、会期は議決により決定することとした。

また、平成26年3月までは、年4回(2月・5月・9月・11月)定例会を開会していたが、平成26年度から通年議会(一會期制)を導入した(詳細については、15頁参照)。

(イ) 議案の常任委員会への付託を原則化

以前は、議案を常任委員会に付託する場合は本会議の議題とし、議長発議により付託していた。

平成13年5月市会からこれを見直し、各会期（通年議会〈一会期制〉導入後は集中審議期間）の当初に市長から提出された議案は、原則として常任委員会に付託し、集中的に審査を行うこととした。<sup>5</sup>

5 特別委員会に付託するもの等、一部を除く。

(ウ) 審査対象を調査研究事項へ拡大

平成3年以降、調査研究に関する特別委員会（調査研究特別委員会）<sup>6</sup>を設置していたが、閉会中に活動することを基本としていたため、常任委員会と活動期間が重複していた。

平成14年度にこれを見直し、調査研究特別委員会は必要が生じたときにのみ設置することとし、調査研究事項についても常任委員会において審査を行うこととした。以後、会期中・閉会中にかかわらず、ほぼ1年中、常任委員会の活動が活発に行われている。

なお、平成28年度実績において、常任委員会の1回当たりの平均開会時間は約270分であり、6時間を超える委員会は19回を数えた。<sup>7</sup>

6 次頁参照。

7 政令指定都市の常任委員会平均開会時間(平成28年度実績)

120分未満	7市
120～180分未満	10市
180～240分未満	2市
270分	京都市

イ 特別委員会

複数の常任委員会の所管にまたがる重要な案件、又は特に重要な案件について、議決により特別委員会を設置し、審査を行っている。

(ア) 予算・決算に関する特別委員会

予算を定めること及び決算を認定することは、議決の中でも最も重要なものの一つである。そのため、本会議だけでなく特別委員会においても、専門的かつ集中的に審査が行われている。

【予算・決算に関する特別委員会の変遷】

平成11年5月 から	<ul style="list-style-type: none"> <li>「普通予算・決算特別委員会」に分科会方式を導入</li> <li>「事業予算・決算特別委員会」の所管に病院事業を加え、その名称を「公営企業予算・決算特別委員会」に変更</li> </ul>
平成16年9月 から	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度から地域水道事業に関する事務の大半が市長から上下水道事業管理者に委任されたことに伴い、名称を「公営企業予算・決算特別委員会」から「公営企業等予算・決算特別委員会」に変更</li> </ul>
平成21年9月 から	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の市会への報告に合わせ、全ての会計の決算を9月市会において審査</li> </ul>
平成23年5月 から	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度から京都市立病院及び京都市立京北病院の運営主体が(独)京都市立病院機構に移行されたことを契機に、これまでの審議の在り方を再編し、全ての会計の予算・決算を審査するため、全議員を委員とする「予算・決算特別委員会」を設置</li> </ul>

## (イ) 調査研究に関する特別委員会

京都市会では、昭和22年以降、市政全般にわたり総合的な見地から調査研究し、その成果を実行するため、全員協議会<sup>8</sup>の決定により、実行委員会を設置していた。

その後、平成3年5月から、実行委員会に代えて、特別委員会（調査研究特別委員会）を設置して審査することとした。

なお、平成13年度までは、年度初めに調査研究特別委員会を設置していたが、平成14年度以降は、常任委員会の活性化を図る観点から、必要が生じたときにのみ設置することとした。

## (ウ) その他の特別委員会

予算・決算特別委員会及び調査研究に関する特別委員会（平成3～13年度）のほか、特別委員会を設置して集中的に審査した事例が4件あった。

職員の不祥事に関する調査特別委員会 (平成18年8月31日～同年10月6日)	職員の不祥事の原因究明と再発防止策を検討するため設置
市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会 (平成18年10月6日～平成19年4月29日)	市民の信頼回復と服務規律に関して審査を行うため設置
職員不祥事に関する調査特別委員会 (平成20年3月25日～同年5月16日)	不祥事根絶に向けた職員の意識改革の徹底と職場風土の刷新についての調査を行うため設置
基本計画審査特別委員会 (平成22年11月24日～同年12月10日)	基本計画の策定は、市政全般にわたる総合計画を定める特に重要な議案であることから、集中的に審査するため設置

## ウ 連合審査会

委員会は、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

京都市会における連合審査会開会の特徴的な事例として、次の2件が挙げられる。

地下鉄東西線建設費の膨張に関する調査 (平成6年7月)	<p>地下鉄東西線建設費の膨張に関する調査を付議事件として、平成6年7月4日に共産党の議員18名が臨時会の招集請求を行った。また、自民党、公明党、社会党、民社クラブの4会派が、市長に対して早期の開会を申し入れた。</p> <p>臨時会は、14日に招集され、会期及び地方自治法第98条第1項に基づく事務の検査を行うことを議決した。その後、市長からの報告を求め、これに対する代表質疑を行ったうえ、本件調査を財政総務、建設、交通水道の各委員会に委任した。</p> <p>各委員会は15日及び18日に開会し、審査した。また、交通水道委員会は、18日に法に基づき工事関係の契約書などの書類を検閲するとともに、19日にも委員会を開会した。</p> <p>さらに、20日、3委員会による連合審査会を開会し、本件調査に係る総括質疑を行った。</p> <p>その後、22日の本会議において、調査の終了を議決した。</p>
--------------------------------	---



<p>職員の不祥事 の原因究明及 び再発防止策 に関する調査 (平成18年8月)</p>	<p>度重なる京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策等に関し、地方自治法第110条(当時)の規定による特別委員会の設置を付議事件として、平成18年8月18日に議員22名(議長・副議長・市会運営委員・各常任委員長)が臨時会の招集請求を行った。</p> <p>同日に開会された市会運営委員会理事会において、副市長から、24日に臨時会の招集を告示し、31日に招集することが表明された。しかし、議長は、臨時会の招集を待つことなく、21日から25日にかけて開会が予定されていた各常任委員会で集中的な審査を行い、それを踏まえた形で全常任委員会による連合審査会を開会し、総括質疑を行ってほしい、との意向を示した。</p> <p>これを受け、21日に全常任委員会による連合審査会を開会し、市長から説明を受けた後、同日から25日にかけて、各常任委員会による集中審査を行った。これを踏まえて28日に再度、連合審査会を開会し、市長等に対する総括質疑を行った。</p> <p>臨時会は、31日に招集され、会期を決定した後、「職員の不祥事に関する調査特別委員会」を設置し、本件調査を閉会中継続審査事件とすることを議決し、散会した。</p> <p>この特別委員会は、9月市会の期間中に調査を行い、会期末日である10月6日の本会議において調査の終了を議決した。</p>
--	---

### (3) 参考人制度の創設と活用

平成3年4月の地方自治法改正により、参考人制度が設けられた。これにより、委員会が必要と認めるときに、簡便な手続で利害関係者や学識経験者等の意見を聴取することができることとなった。

京都市会では、委員会において学識経験者の知見を活用しようとする場合は、委員会を休憩し、委員協議会を開会することとしていた。これは、平成3年の地方自治法改正を受け、委員会条例及び会議規則を改正して参考人制度を創設した後も、同様の取扱いとしていた。

その後、平成18年に設置された「市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会」において外郭団体の不祥事を審査する際に、担当局だけでなく、その団体の責任者にも出席を求めるため、初めて参考人制度を活用した。その後も、必要に応じて、委員会に参考人を招致して調査を行った。

#### 【参考人から意見を聴取した事例(平成3年～平成30年3月)】

委員会(開会日)	案 件	参 考 人
市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会 (平成18年12月22日)	財団法人における施設の一部の不適切な使用について	財団法人理事長
くらし環境委員会 (平成22年9月7日)	焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について	株式会社代表取締役執行役員副社長、同社専務執行役員エネルギー環境事業部長
くらし環境委員会 (平成25年1月8日)	世界遺産条約40周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について	京都府立大学大学院教授

くらし環境委員会 (平成27年9月8日)	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人 理事長
くらし環境委員会 (平成27年11月10日)	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人 元理事
教育福祉委員会 (平成28年1月6日)	児童相談所における児童記録について	市会議員
くらし環境委員会 (平成28年1月19日)	新・京都市ごみ半減プランの推進への課題と今後の取組	京都大学名誉教授
教育福祉委員会 (平成28年2月10日)	健康長寿社会の構築について	京都府医師会会長, 京都府歯科医師会常務理事

#### (4) 議決権の強化

##### ア 「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」の制定による議決事件の追加等(平成17年)

条例の制定・改廃，予算の決定，決算の認定，重要な契約の締結などを議決する権限を議決権という。地方公共団体の意思決定を行う議会の最も基本的かつ中心的な権限といえる。

平成16年，第1次市会改革<sup>9</sup>において，執行機関への関与を強めるため，議決権の強化について検討が行われた。

その結果，地方自治法第96条第2項の「普通地方公共団体は，条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」との規定に基づく議決事件の追加については，それまで議決の対象としていなかった「基本計画（市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める計画）の策定，変更又は廃止」を対象とすることとした。また，昭和56年のザグレブ市との姉妹都市盟約締結以降，議決していたものの条例上の規定がなかった「姉妹都市盟約締結」についても対象とすることとした。

また，議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の対象について，平成3年に予定価格1件につき3億円以上のものから5億円以上のものへと縮小していたが，これを4億円以上のものへと拡大することとした。

市会運営委員会は，これらの検討結果に基づき，平成17年3月，市会運営委員15名の連名で，「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」を制定する議案及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を改正する議案を提出し，同年3月18日の本会議において，全会一致で可決した。<sup>10</sup>

その後，平成26年3月に「京都市会基本条例」<sup>11</sup>を制定した際に，「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」を廃止し，その内容を「京都市会基本条例」に引き継いだ。

<sup>9</sup> 市会改革の詳細は，61頁以降参照（以下，同じ）。

<sup>10</sup> 2件とも，平成17年3月25日公布，同年4月1日施行。

<sup>11</sup> 平成26年4月1日施行。条例全文は93頁参照。制定及び改正については，32頁参照。

## イ 「京都市会基本条例」の改正による議決事件の追加(平成29年)

平成29年には「京都市会基本条例」を改正し、「通称を命名する権利の付与の対象とする施設（重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。）を定めること」を議決事件に追加した。<sup>12</sup>

12 詳細は35頁参照。

## (5) 通年議会<一会期制>の導入

### ア 背景

地方議会の定例会の回数は、地方自治法第102条第2項において、かつては、「毎年4回以内において条例で定める回数」と定められ、「京都市会定例会回数条例」においても年間4回と定めていた。その後、平成16年の同法改正により、定例会の回数制限は撤廃された。

京都市会では、平成23年5月に地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場として設置した「市会改革推進委員会」（以下「改革委員会」という）において、同年12月から「弾力的な会期設定」について検討を開始した。

改革委員会の検討項目として取り上げた背景として、議会の招集権が市長にのみあることへの問題意識が挙げられる。これに関しては、改革委員会で検討を始める以前から、歴代の議長が全国市議会議長会での活動を通して、国に対し「議長に議会招集権を付与すること」を求めている。

また、災害などの突発的事案が発生した場合、議会としてどのような対応をすべきかを検討する必要があったことや、閉会中においても常任委員会が活発に活動し、議会活動がほぼ1年中行われているという京都市会の状況も、その背景として挙げられる。

### イ 導入までの経過

改革委員会では、議会運営の観点、執行機関や市民との関係及び議員活動の観点から、当時の四会期制を検証しつつ、会期の見直しによる効果や課題について検討を行った。

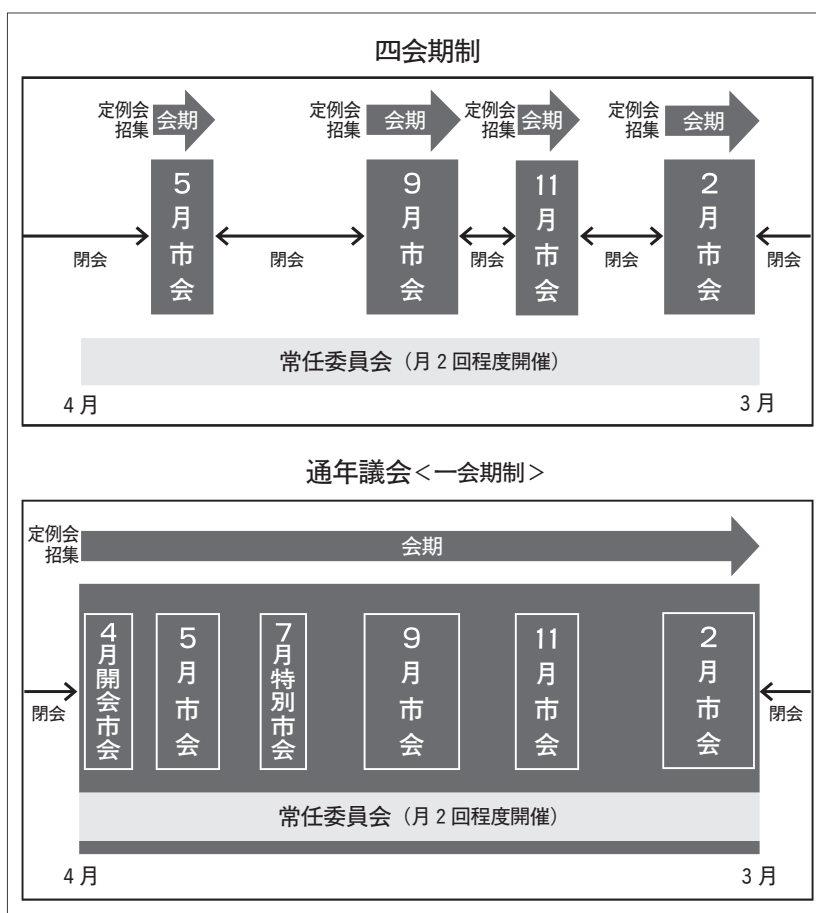
また、平成24年9月に地方自治法が改正され、会期を1年間とする通年会期制を採用することが可能になり、この改正内容を含めて検討を深めたものの結論には至らず、平成25年4月以降は必要に応じて市会運営委員会等で協議することとした。

その後、市会運営委員会において協議を重ねた結果、平成26年度から通年議会<一会期制>を導入することとし、平成26年2月、「通年議会の運用に係る申合せ」<sup>13</sup>を決定するとともに、関連する要綱を改正した。そして、2月21日の本会議において、関係条例（「京都市会定例会回数条例」「京都市会会議規則」「京都市会委員会条例」）<sup>14</sup>の改正案を全会一致で可決した。

13 全文は95頁参照。

14 3件とも、平成26年3月3日公布・施行。条例等の全文は95頁参照。

【会期のイメージ】



ウ 導入の効果

会期をおおむね1年間とする通年議会<一会期制>の導入により、次のとおり議会機能の強化を図ることができた。

15 通年議会<一会期制>導入前は、5月市会閉会后に提出された請願は臨時会の招集がなければ9月市会まで審査することができなかった。  
7月特別市会における、請願(陳情)の委員会付託(回付)件数は以下のとおり。

年度	件数	
25	—	
26	請願	13
	陳情	2
27	請願	3
	陳情	2
28	請願	1
	陳情	6
29	請願	4
	陳情	4

【主な効果】

1	議会が自主的・自律的に活動できる期間が拡大した
2	市政の重要課題や災害などの突発的事案への柔軟な対応が可能となった
3	地方自治法第179条に基づき市長が専決処分していた事件について、議決を経て執行されることとなった
4	次の会期を待たず、請願や陳情を速やかに委員会に付託(回付)し、審査することができるようになった <sup>15</sup>

【通年議会<一会期制>導入前と導入後の比較】

導入前

年度	会期日数	審議期間日数	本会議回数	会期に係る特記事項
23	102	—	18	初市会, 8月臨時会(請願審査結果等), 9月市会(審議日程の見直し)
24	111	—	18	8月臨時会(関西広域連合議会議員選挙等), 衆議院議員総選挙
25	102	—	20	6月臨時会(元氣臨時交付金)



## 導入後

年度	会期 日数	審議期 間日数	本会議 回数	会期に係る特記事項
26	339	119	24	4月開会市会(専決処分承認議案), 7月特別市会(損害賠償議案等), 衆議院議員総選挙, 12月特別市会(控訴議案)
27	313	94	17	初市会, 7月特別市会(水防事務組合議会議員補欠選挙等)
28	333	99	20	7月特別市会(請願付託等)
29	333	108	20	7月特別市会(水防事務組合議会議員選挙等), 衆議院議員総選挙

## (6) 全員協議会・議員協議会

全員協議会は、議員全員が議場等に参集し、議決予定の案件や、本来は審議案件ではないものの、市会側で重大な関心を有する事項等についての協議の場として開かれるものである。これは、法律の根拠に基づかない事実上の合議体であるため、この場で決定された事項等について、市会意思決定としての法的効力は生じない。

これまで、全員協議会は、実行委員会の設置及び構成等の協議のほか、議員や執行機関からの報告等の聴取、議員相互の申合せの決定等のために開催された。

なお、平成3年5月に、実行委員会が特別委員会に移行したことから、平成2年11月を最後に全員協議会は開かれていない。

一方、議員協議会も法律の根拠に基づかない事実上の合議体である。これまで、昭和天皇崩御に伴う弔意の表明(平成元年)、天皇陛下の即位の礼の挙行(平成2年)及び皇太子殿下の結婚の儀の挙行(平成5年)に対する祝意の表明のために開催された。

## 2 議員提案による政策条例の制定

## (1) 概要

地方分権の推進に伴い、市民の多様な意見を代表する地方議会の果たすべき役割が高まり、議員提案による政策条例<sup>16</sup>の制定が、地方議会の活性化を図るものとして期待されるようになった。

その流れを受けて、平成11年7月、地方自治法が改正<sup>17</sup>され、議員の議案提出要件が、議員定数の「8分の1以上の者の賛成」から「12分の1以上の者の賛成」へと緩和された。

京都市会においては、これまでに議員提案による政策条例が4件制定された。また、「京都市会基本条例」の制定に際しては、「民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと」が市会の役割であると位置付けた。

16 議員提案による、市民の暮らしに直接関わる地方公共団体の施策に関する条例(定数、報酬、政務活動費、資産公開など議会や議員の身分などに関する条例及び議会基本条例を除く)。

17 平成12年4月1日施行。

(2) 各政策条例の経過・内容

ア 「京都市住宅改修工事費助成条例」及び「京都市木造住宅耐震改修工事費助成条例」(平成16年・否決)

**京都市住宅改修工事費助成条例**

条例の概要：市民の居住環境の向上を図るとともに、市内中小事業者の振興に資するため、住宅の改修工事に要する費用の一部を助成する。

提出会派等：共産党

審議結果：否決(平成16年12月16日)

賛成 共産党

反対 自民党, 公明党,

民主・都みらい, 無所属

**京都市木造住宅耐震改修工事費助成条例**

条例の概要：地震に対する木造住宅等の安全性の向上を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資するとともに、市内中小事業者の振興に資するため、木造住宅等の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

提出会派等：共産党

審議結果：否決(平成16年12月16日)

賛成 共産党

反対 自民党, 公明党,

民主・都みらい, 無所属

平成16年11月市会において、共産党は、「京都市住宅改修工事費助成条例」案及び「京都市木造住宅耐震改修工事費助成条例」案を提出した。

提出された2件の議案は、建設消防委員会に付託され、審査が行われた。

委員会における審査、各会派における検討の後、共産党は賛成、自民党、公明党、民主・都みらいは反対の態度を表明し、委員会は2件とも賛成少数により否決すべきものと査定した。

その後、12月16日の本会議において、共産党議員から賛成討論が行われた後、反対会派を代表して自民党議員から「執行機関との調整が十分でなく、財源の見通しが立っていない。本年9月1日から京都市耐震改修促進助成事業要綱が施行されており、新たに条例を制定する必要があるのか。また、住宅改修工事費助成条例案は個人資産への助成になるのではないか」などの反対討論が行われ、その後、賛成少数で否決した。

イ 京都市自転車安心安全条例(平成22年)<sup>18</sup>

条例の目的：①自転車の安全な利用を促進するため、自転車利用者の意識の向上を図る。  
 ②自転車に関する事故を防止し、自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の確保に寄与する。  
 ③市民及び観光旅行者その他の滞在者が歩く魅力を満喫できるようにするとともに、観光旅行者その他の滞行者に対するおもてなしを向上させる。

提出会派等：公明党  
 審議結果：修正可決（平成22年10月28日）  
 賛成 共産党，民主・都みらい，公明党  
 反対 自民党

公布日：平成22年11月17日  
 施行日：平成22年12月17日（一部 平成23年4月1日）

自転車事故が増加している状況を踏まえ、公明党は、自転車事故の防止とマナーの向上のための政策条例の制定に向けて検討を開始するとともに、商店街での聞き取り調査、意見募集(パブリック・コメント)、緊急自転車利用者アンケートを実施した。そして、平成22年9月市会において、「京都市自転車安心安全条例」案を提出した。

提出された議案はくらし環境委員会に付託され、審査が行われた。委員会において、民主・都みらいは、原案に「自転車利用者の責務」として掲げられていた7項目のうち4項目を削除する修正案<sup>19</sup>を提出した。

委員会における審査、各会派における検討の結果、修正案及び修正部分を除く原案について、共産党、民主・都みらい、公明党は賛成、自民党は反対の態度を表明し、委員会は多数をもって修正可決すべきものと査定した。

その後、平成22年10月28日の本会議において、自民党議員から「条例案はよくまとめられていると評価するが、先行して、『京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例』が施行され、これらの目的は同じである。府条例に不備があるなら、府条例の改正を働きかけるべきであり、二重行政をなくすという大きな方針の下、賛同できない」などの反対討論が行われた後、くらし環境委員会の修正案及び当該修正部分を除く原案をいずれも賛成多数で可決した。

条例は全11条(当時)で構成され、京都市の責務として意識の啓発及び自主的な活動の支援などに努めること、自転車利用者の責務として自転車の安全な利用などに努めること、事業者の責務として自転車の安全な利用の促進などに努めることを定めた。

また、市立の小学校、中学校、高等学校における自転車交通安全教育の実施を全国で初めて義務付けた。<sup>20</sup> その他、京都市及び事業者は、自転車損害賠償保険等への加入の勧奨等に努めること、利用者は自転車損害賠償保険等の加入に努めることを定めた。<sup>21</sup>

18 条例全文は108頁参照。

19 修正内容

修正前
第4条 (2)携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。 (3)歩行者の通行の頻繁な歩道又は路側帯(以下「歩道等」という。)を通行しようとするときは、自転車を押して歩くこと。 (5)歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。 (6)歩道等を通行している歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
修正後
上記を削除

20 京都市は条例に基づく取組として、平成23年度からスケアード・ストリート方式(事故現場を再現してみせ、交通ルールの大切さを学ばせる)による交通安全教室を導入した。

21 その後、京都市は条例を改正し、平成29年10月から事業者及びレンタルサイクル業者に、平成30年4月から自転車利用者に自転車保険への加入を義務付けた。

## ウ 京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例(平成24年・否決)

条例の概要：「信頼回復と再生のための抜本改革大綱～不祥事の根絶に向けて～」(平成18年8月策定)において定められた技能労務職の職員に関する事項の計画的な実施を確保する。

提出会派等：京都党，みんなの党・無所属の会

審議結果：否決(平成24年3月27日)

賛成 京都党，みんなの党・無所属の会

反対 自民党，共産党，

民主・都みらい，公明党

平成24年2月市会において，京都党及びみんなの党・無所属の会は，「京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例」案を提出した。

提出された議案は経済総務委員会に付託され，審査が行われた。

委員会における審査，各会派における検討の後，京都党は賛成，自民党，共産党，民主・都みらい，公明党は反対の態度を表明し，委員会は賛成少数により否決すべきものと査定した。

その後，3月27日の本会議において，自民党議員から「抜本改革大綱の策定や調査特別委員会の設置などの経過があり，条例として定める必要性はない。ましてや，条例化すれば市長の専権事項に抵触する。また，条例案の内容にも誤解がある」などの反対討論が行われ，共産党議員から「一定の役割を終えた抜本改革大綱の徹底を求める提案は道理がなく，抜本改革大綱では不祥事の根本的な解決にならない。ましてや，技能労務職員の削減や民間委託化では不祥事は根絶できない」などの反対討論が行われた後，賛成少数で否決した。

### ◆ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり

平成16年に京都市会で初めて議員により政策条例が提案されたことを受け，同年12月以降，市会改革検討小委員会において，「政策に係る議員提出議案に関するルールづくり」について検討を行った。

これは，議員が政策条例を提案しようとする場合，事前協議，議案チェック，執行機関との協議などに相当の時間を要すると考えられることから，条例提案までの標準的な日程及び手続について共通認識を持つようとしたものであった。

他都市の議会の状況等を参考に議論を重ねたうえ，平成17年2月，市会運営委員会において，議案提出前の手続に関する申合せとして，「政策に係る議員提出議案に関する申合せ」を定めた。

具体的には，①事務局への事前協議，②事務局への原案提示・議案チェック，③執行機関との協議，④各会派への説明及び調整，⑤議案提出，の5項目の手続について，その期限及び内容を規定している。



## エ 京都市清酒の普及の促進に関する条例(平成24年)<sup>22</sup>

条例の目的：本市の伝統産業である清酒による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与する。

提出会派等：自民党

審議結果：修正可決(平成24年12月26日)  
全会一致

付帯決議：日本の伝統文化が織りなす和文化を京都から内外に発信する意味からも、市長並びに議会は、関係団体と連携を図りながら自ら率先行動する中で、条例の主旨を市民に広く知らしめるとともに、清酒をはじめとする京都の伝統産業の振興に一層努めるものとする。

公布日：平成25年1月1日

施行日：平成25年1月15日

平成23年2月、伏見酒造組合から、「伏見をはじめとする京都の清酒の利用を普及促進するための条例を制定してほしい」との要望が議長等に寄せられた。これを受け、平成24年11月市会において、自民党は「京都市清酒の普及の促進に関する条例」案を提出した。

提出された議案は経済総務委員会に付託され、審査が行われた。

この審査を踏まえ、自民党は「本条例は、清酒による乾杯そのものの普及の促進を図ることが目的ではなく、身近な習慣である乾杯を清酒で行うことをきっかけとして、清酒の普及と日本文化への理解の促進を図ることが目的である」として、第2条から第4条までの規定中「を利用した乾杯」の文言を削除する修正案<sup>23</sup>を提出した。

また、公明党は、市長及び市会が、条例の主旨を市民に広く知らしめるとともに、清酒をはじめとする京都の伝統産業の振興に一層努めることを内容とする付帯決議を付すべきとした。

委員会における審査、各会派における検討の後、修正案及び修正部分を除く原案について全ての会派が賛成の態度を表明し、委員会は修正可決すべきものと査定した。また、付帯決議は付すことと決した。

その後、12月26日の本会議において、経済総務委員会の修正案及び当該修正部分を除く原案を全会一致で可決し、付帯決議を付した。

条例は全4条で構成され、市民にとって身近な習慣である「乾杯」に、京都市の伝統産業である清酒を用いることによって、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進を図ること、また、その実現に向けた京都市の役割、事業者の役割、市民の協力について定めた。

本条例は、いわゆる「乾杯条例」の第1号として注目を集めた。この条例の制定をきっかけに、これまで140を超える地方公共団体で、清酒をはじめ、ワイン・焼酎、伝統工芸品などを用いる地元の産業に目を向け、その振興に資することを主な目的とする条例が制定された。<sup>24</sup>

22 条例全文は110頁参照。

### 23 修正内容

修正前
清酒を利用した乾杯の普及の促進
修正後
清酒の普及の促進

24 平成26年11月29日に「日本酒条例サミット in 京都」が開催され、同様の条例を制定した議会などが全国から集まった。

サミットでは取組事例の発表や下記の「共同宣言」の採択が行われた。

- 一 地元酒や伝統産業製品等の価値を見つめ直し、日本文化への理解を促進するため、日本酒をはじめとする地酒や器で乾杯する習慣を、国内外に向けて広く発信します。
- 一 このサミットにおける情報交流を通じ、条例制定自治体相互の連携を深めるとともに、それぞれの乾杯条例の趣旨を活かした取組をより一層充実させます。
- 一 先人たちから受け継いだ大切な日本の伝統・文化を守り、育て、次代に継承する取組を通じて、郷土愛を育むとともに、地元産業を振興し、地域の創生を進めます。

オ 京都市交通安全基本条例(平成25年)<sup>25</sup>

条例の目的：道路交通の安全に関し、その基本理念を定めて、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に寄与する。

提出会派等：自民党，民主・都みらい，  
公明党，無所属2名

審議結果：可決(平成25年5月28日)  
全会一致

公布日：平成25年6月14日

施行日：平成25年7月1日

平成24年4月、東山区祇園で自動車が暴走し、通行者らを死傷させる事故が発生した。また、同月、亀岡市でも、無免許の少年が運転していた自動車が暴走し、集団登校中の小学生らを死傷させる事故が発生した。

亀岡市で発生した事故を受け、京都市会は、平成24年5月市会において「無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書」を全会一致で可決し、道路交通法における無免許運転を厳罰化するとともに、刑法における危険運転致死傷罪適用の構成要件に無免許運転を明記するよう、国に対して法改正を強く求めた。

その後、これら2件の事故を踏まえ、自民党、民主・都みらい、公明党は、交通安全に係る条例の制定に向けて検討を進めた。そして、平成25年5月市会において、自民党、民主・都みらい、公明党及び無所属議員2名が、「京都市交通安全基本条例」案を提出した。

提出された議案はくらし環境委員会に付託され、審査が行われた。共産党は、条例の施行に当たり、市民の個人情報の漏えいなど基本的人権の侵害につながらないように留意することを内容とする付帯決議を付すべきとした。

委員会における審査、各会派における検討の後、全ての会派及び無所属委員が賛成の態度を表明し、委員会は原案のとおり可決すべきものと査定した。また、付帯決議は付さないことと決した。

その後、5月28日の本会議において、原案のとおり全会一致で可決した。

条例は全13条で構成され、基本理念を明らかにするとともに、京都市の責務として交通安全の確保に関する施策を総合的に実施すること、その実施に当たっては、国や京都府等と連携を図るよう努めることなどを定めた。<sup>26</sup> また、事業者が従業員に交通安全教育を行うよう努めること、学校等が児童等の発達段階に応じた交通安全教育を行うよう努めることなどを定めた。

26 交通安全教室の参加人数

年度	人数
25	1,660
26	34,363
27	33,924
28	30,848
29	31,427

(京都市事務事業評価より)

カ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例(平成28年)<sup>27</sup>

条例の目的：手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現する。

提出会派等：市会議員全員

審議結果：可決(平成28年3月25日)

全会一致

公布日：平成28年3月31日

施行日：平成28年4月1日

京都市会は、平成26年5月に「『手話言語法』制定を求める意見書」を全会一致で可決し、手話に対する理解の促進が必要であるとの認識を共有していた。そのような中、平成27年10月、京都市聴覚障害者協会（以下「協会」という）から、議長及び各会派へ手話言語条例の制定を求める要望が寄せられた。これを受け、市会として検討を行うこととし、同年12月、各会派の代表者で構成する「京都市手話言語条例(仮称)制定プロジェクトチーム<sup>28</sup>」（以下「プロジェクトチーム」という）を設置して、協議、検討を行った。

条例案の検討に当たっては、協会から意見を聴取するとともに、協会が開催した条例案についての学習会にプロジェクトチームのメンバーが参加し、説明及び質疑応答を行った。

また、意見募集(パブリック・コメント)を行ったところ、608名の個人・団体から1,706件もの意見が寄せられた。<sup>29</sup> その際、手話による意見の提出の機会も設けた。<sup>30</sup>

これらを踏まえ、平成28年3月25日の本会議において、市会議員全員の連名で、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」案を提出した。市会議員全員による提案であったため、委員会への付託は省略し、提案説明の後、原案のとおり全会一致で可決した。

なお、条例の提案説明者は、京都市会において初めて、手話を交えた説明を行った。また、同日の本会議には約80名の傍聴者が訪れた。傍聴席に配置した手話通訳者に加え、傍聴者が提案説明者の表情と手話とを同時に見ることができるよう、特例として提案説明者の隣にも手話通訳者を配置した。

条例は、前文及び全11条で構成され、前文では手話の歴史や京都での先駆的な取組など、本則では京都市の責務、市民・事業者の役割、施策の推進方針の策定、学校における理解の促進などについて定めた。

そして、平成28年6月、市会・市・市聴覚障害者協会の共催で手話言語条例制定記念キックオフイベント「手話に触れてみよう！市民のための手話学習会」を開催し、同年9月に、手話に関する議員研修を行った。<sup>31</sup> また、平成29年5月市会から、本会議及び予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継に手話通訳を導入した。

27 条例全文は111頁参照。

28 プロジェクトチームは、当初から政策条例の提案を目指して設置されたものであり、京都市会基本条例第24条に規定する政策研究会に相当するものであった。

29 政策条例に係る意見募集は、市会として初めての取組であった。

30 手話による意見提出は政令指定都市初の取組であった。

31 このほか、平成28年9月、映画『聲の形』とタイアップした条例のPR動画を作成し、市内の映画館で放映した。

### 3 調査研究活動の活性化

議案の審議・審査や政策提案などを通じて、議会がその役割を果たすためには、会派及び議員が日常的に調査研究活動を行うことが必要不可欠である。

このため、地方自治法第100条において、調査のための議員派遣(第13項)、政務活動費の交付(第14項)、図書室の設置(第19項)について定められている。

京都市会においても、議会の調査研究機能、政策形成機能を発揮するため、積極的にこれらの制度が活用されてきた。

#### (1) 議員派遣による調査研究

京都市会では、以前から他都市や海外への視察など、様々な調査研究活動を積極的に行っていた。そのような中、地方分権の進展とこれに伴う地方公共団体の自己決定権の拡大により、自主的な調査研究活動の重要性は更に高まっていた。

平成10年に設置された第26次地方制度調査会では、「地方議会制度のあり方」について議論され、その答申において、議会の調査機能や議員研修の充実を図ることが極めて重要であるとされた。

これを受けた平成14年3月の地方自治法改正<sup>32</sup>により、同法第100条第12項(当時)において、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」と定められた。

この法改正を踏まえ、調査研究活動の一層の充実を図るため、平成14年3月に「京都市会会議規則」を改正し、議員派遣を会議規則に明確に位置付けるとともに、平成15年8月に「京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領」を定めた。

#### ア 実地視察・他都市調査

委員会が必要と認めた場合に、関係のある施設や事業を視察・調査し、審査の参考としている。

実地視察は、年に1～2回程度、京都市内の施設等を主な対象として実施し、説明の聴取や質疑を行っている。

他都市調査は、年に1回程度、他都市の行政や施設の調査のため出張し、説明の聴取や質疑を行っている。調査結果については、委員派遣報告書を作成して議長へ報告するとともに、市会図書・情報室において市民の閲覧に供している。

32 平成14年4月1日施行。



【実地視察の概要(平成25～29年度)】

委員会名	年度	調査先(調査項目)
経済総務委員会	25	産業技術研究所・高度技術研究所(施設概要説明及び視察)
	26	災害物資搬送センター(災害物資の備蓄,集積及び搬送の体制)
	27	中央卸売市場第一市場(施設整備基本計画)
	28	京都芸術センター(文化庁の京都移転に関連した実証実験)
総務消防委員会	29	文化庁地域文化創生本部・京都美術工芸大学京都東山キャンパス(施設及び事業概要等)
		新庁舎整備工事現場(工事の概要及び進捗状況等),消防指令センター(施設及び事業概要等)
くらし環境委員会	25	フェスティバルホール(施設や設備等の視察)
	26	京都国立博物館(新館建設),美術館(再整備) 動物園(整備状況)
	27	—
	28	南部リサイクルセンター(ごみ再資源化に係る中間処理施設),横大路運動公園(スポーツ施設等の整備状況) 京都アクアリーナ・吉祥院公園(スポーツ施設の整備及び運営状況等)
文化環境委員会	29	兵庫県立美術館(施設概要説明及び館内視察) 南部クリーンセンター第二工場(仮称)(建替え整備工事現場の視察)
教育福祉委員会	25	—
	26	南山城学園「光」輝(障害者支援事業の取組),新工業高等学校整備予定地(整備状況)
	27	京都大学 iPS 細胞研究所(研究所の活動内容等)
		桃山南小学校(学校給食和献立),凌風学園(施設一体型小中一貫教育)
	28	京都動物愛護センター(概要及び取組内容)
		二条城北小学校(スチームコンベクションオープンを活用した給食の取組),京都まなびの街生き方探求館(視察) 堀川高等学校(探求授業の取組)
29	伏見南浜小学校(スチームコンベクションオープンを活用した小学校給食)	
	青少年科学センター(取組状況と今後の展開),京都工学院高等学校(教育活動等)	
まちづくり委員会	25	小栗栖排水機場・納所排水機場(施設概要説明及び視察)
	26	花脊峠(トンネル想定地及び災害復旧箇所),京北トンネル(北部山間部の道路及び被災箇所の復旧状況)
	27	—
	28	桃山南団地(団地リノベーション)
	29	—
交通水道消防委員会	25	市バス九条営業所(交通局の事故防止の取組)
	26	JR 北新地駅(可動式ホーム柵の設置・稼働状況)
		交通局竹田総合事務所(可動式ホーム柵研修施設)
	27	消防ヘリポート(ヘリコプターによる市内各所視察) 疏水通船復活試行事業(大津乗船場から蹴上下船場まで乗船により視察)
28	消防活動総合センター(消防学校の施設及び訓練)	
	新川 6 号幹線(工事概要説明及び幹線視察)	
産業交通水道委員会	29	鳥羽水環境保全センター(汚泥濃縮・消化タンク築造工事の視察)



平成29年度  
総務消防委員会実地視察  
(新庁舎整備工事現場)



平成29年度  
教育福祉委員会実地視察  
(伏見南浜小学校)



平成29年度  
産業交通水道委員会実地視察  
(鳥羽水環境保全センター)



平成29年度  
市会運営委員会他都市調査  
(横浜市会)



平成29年度  
文化環境委員会他都市調査  
(秋田県立美術館)



平成29年度  
まちづくり委員会他都市調査  
(豊島区役所)

【他都市調査の概要(平成25～29年度)】

委員会名	年度	調査先(調査項目)
市会運営委員会	29	横浜市会・札幌市議会・名古屋市会(議会運営)

委員会名	年度	調査先(調査項目)
市会改革推進委員会	25	三重県議会・宮城県議会・会津若松市議会(議会改革に係る先進事例の調査)
	26	宝塚市議会・北九州市議会(議会改革に係る先進事例の調査)
	27	堺市議会・神奈川県議会・横浜市会・鳥取県議会(議会改革に係る先進事例の調査)
	28	所沢市議会・早稲田大学マニフェスト研究所・上越市議会(議会改革に係る先進事例の調査)
	29	—

※ 基本的に調査先の議員に説明を求めた。

委員会名	年度	主な調査先(調査項目)
経済総務委員会	25	大阪市(新公会計制度)
	26	金沢市(近江町市場)
	27	愛知県(中小企業振興基本条例)
	28	韓国世宗特別自治市(省庁移転)
総務消防委員会	29	糸魚川市(密集市街地域における防災対策)
くらし環境委員会	25	旭川市(旭山動物園)
	26	札幌市(プロスポネット)
	27	新潟市(ごみ減量に向けた取組)
	28	北九州市(北九州スタジアムの整備)
文化環境委員会	29	秋田県(秋田県立美術館)
教育福祉委員会	25	神戸市(神戸市立科学技術高等学校)
	26	大牟田市(地域認知症ケアコミュニティ推進事業)
	27	神奈川県(ヘルスケア・ニューフロンティア)
	28	札幌市(子ども未来局の取組)
	29	熊本市(保育室等における地元産木材を活用した吸音板の導入等, 保健師の地区担当制)
まちづくり委員会	25	横浜市(耐火木造の大型商業施設「サウスウッド」)
	26	神戸市(雨水排水施設の集中管理)
	27	仙台市(杜の都の風土を育む景観条例)
	28	吹田市(千里ニュータウンの再生)
	29	豊島区(グリーン大通り等における公共空間活用の取組)
交通水道消防委員会	25	兵庫県(兵庫県防災医療センター)
	26	札幌市(札幌市交通事業計画)
	27	広島市(下水汚泥燃料化事業)
	28	仙台市(東日本大震災の復旧・復興状況等)
産業交通水道委員会	29	福岡市(自動運転バスの実証実験)

※ 1回あたり3日間(3箇所程度)の調査を実施。

## イ 海外行政調査

市会として海外諸国の実情を調査し、その成果を市政に反映させることにより、市民生活の向上及び市政の発展に寄与することを目的として、海外行政調査を実施している。

第1次市会改革から第4次市会改革にかけて、海外行政調査の在り方について検討し、平成23年1月、「京都市会海外行政調査実施要領」<sup>33</sup>を制定した。

その後、平成29年度までに5回の海外行政調査を実施し、市役所新庁舎整備事業における環境配慮設備の導入、京都動物愛護センターの開所<sup>34</sup>などが実現した。このように、調査で得られた知見は、市長への提言書の提出や質疑などを通じて京都市政にいかされている。

### 【海外行政調査の見直しの概略】

時 期	概 要
平成7年10月	団編成による調査を開始
平成14年3月	住民訴訟(平成12年度分)提起以降、平成19年にかけて6件の住民訴訟提起
平成17年1月	第1次市会改革での検討を踏まえ、旅費限度額等を見直すことを決定
平成18年度	訴訟を受け調査を自粛(～平成23年度) 第2次市会改革で調査の在り方を検討
平成19年度	第3次市会改革で実施方法の見直し等を検討
平成19年9月	住民訴訟(平成16年度分)の終結により、全ての訴訟が終結
平成23年1月	第4次市会改革での検討を踏まえ、「京都市会海外行政調査実施要領」を制定
平成25年1月から	要領制定後、調査を再開

### 【要領制定後に実施した海外行政調査の概要】

#### 平成24年度

調査テーマ	「環境共生と低炭素のまち・京都」の推進に向けて(再生可能エネルギーによる持続可能な地域社会に向けた検討)
調査都市	オブリグハイム等(ドイツ)、バルセロナ(スペイン)
調査期間	平成25年1月26日～2月4日
調査後の取組	平成25年3月 市庁舎整備基本構想(案)に対する意見を提出 平成25年5月 調査報告会を実施 平成26年2月 調査報告書作成・市長に提出(市政への提言) ・建物の省エネ化 ・山間地域におけるエネルギーの自立化と林業振興 ・京都市の率先垂範 ・原子力専門家の確保
その他	ドイツでは、現地で活動する日本人ジャーナリストの研究成果に基づき説明を聞きながら視察を実施した。

調査テーマ	「環境共生と低炭素のまち・京都」及び「歩いて楽しいまち・京都」の推進に向けて(自動車交通における効率化及び適正化に向けた検討)
調査都市	シンガポール(シンガポール)、ロンドン(イギリス)、ミラノ(イタリア)
調査期間	平成25年1月30日～2月8日
調査後の取組	平成25年5月 調査報告会を実施 平成26年2月 調査報告書作成・市長に提出(市政への提言) ・「歩くまち京都総合戦略」の実現のための公共交通充実の視点について提言



平成29年度  
海外行政調査報告会  
(市民傍聴可能)

33 ①調査をしようとする議員による主体的な企画立案、②調査実施の必要性を判断するための審査会の実施、③調査の提案から報告までの手続の一層の明確化、を内容とする。

34 京都動物愛護センターに係る市会と市長の議論については、406頁参照。



ドイツ ヴァルトキルヒにおける黒い森(シュバルツヴァルト)でのレクチャー



イタリア ミラノにおける公共交通機関の利便性調査



イギリス ロンドン郊外のペットショップの中にあるRSPCA(英国動物虐待防止協会)窓口の視察



デンマーク オーフスのアファルズ廃棄物エネルギーセンターの視察



フィンランド ユヴァスキュラ大学の教員養成及び教育行政について調査

#### 平成25年度

調査テーマ	「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター(仮称)」の整備充実と有効活用に向けて
調査都市	ベルリン等(ドイツ),パリ(フランス),ロンドン等(イギリス)
調査期間	平成25年7月28日～8月5日
調査後の取組	<p>平成25年9月 市長に対し緊急提言書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容犬・猫への十分な配慮</li> <li>・人と動物とのふれあいの場の提供</li> <li>・先進的な環境技術の取り入れ</li> </ul> <p>平成25年11月 市長に対し提言書を提出。調査報告会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬・猫の殺処分ゼロを目指した取組の推進</li> <li>・人と動物との共生のための施策の推進</li> <li>・災害時における適正飼養・保管を図るための施策の推進</li> <li>・動物愛護管理法の改正趣旨を踏まえた積極的取組</li> <li>・ペットをめぐる公衆衛生上の課題克服の取組</li> </ul> <p>平成26年5月 調査報告書作成</p>

#### 平成28年度

調査テーマ	省エネルギーや再生可能エネルギーによる持続可能な地域社会の実現
調査都市	コペンハーゲン等(デンマーク)
調査期間	平成28年10月31日～11月8日
調査後の取組	<p>平成28年11月 市長に対し緊急提言書を提出。京都市地球温暖化対策計画改定(案)に対する意見を提出</p> <p>平成29年2月 調査報告会を実施</p> <p>平成29年3月 市長に対し提言書を提出。調査報告書作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な視点からの環境教育・学習のより一層の拡充</li> <li>・民間活力をいかした再生可能エネルギー推進のための制度の拡充</li> <li>・住民参加による地域活性化・地域再生の視点を持った制度の構築</li> <li>・国や京都府や近隣自治体,企業等と連携した広域で持続可能な地域社会の構築</li> </ul>
その他	テレビ局(KBS 京都)が同行し,ニュース番組の中で現地からの生中継が行われた。また,後日,特集番組も放送された。

#### 平成29年度

調査テーマ	子ども若者はぐくみ局創設を契機とする福祉と教育の融合策と平成32年度実施の新学習指導要領を見据えた,生きる力を育成する教育制度・教育実践の具体化
調査都市	ヘルシンキ等(フィンランド),タリン(エストニア)
調査期間	平成29年9月3日～9月10日
調査後の取組	<p>平成30年2月 調査報告会を実施。市長に対し提言書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「柱1 学校教育」として,指導に必要な教員の充実,教務主任補佐の拡充,負担軽減のためのサポートスタッフの配置の推進 ほか6項目</li> <li>・「柱2 教員養成・研修」として,京都教師塾,学生ボランティア・インターンシップの更なる推進 ほか2項目</li> <li>・「柱3 就学前教育」として,就学支援シートの取組の経験値をいかした,保育所・幼稚園と小学校との更なる連携強化 ほか1項目</li> <li>・「柱4 図書館」として,図書館が,子どもから高齢者まで,幅広く市民の居場所となるような取組の推進 ほか3項目</li> </ul> <p>平成30年3月 調査報告書及び調査報告DVD作成</p>



(2) 政務活動費を活用した調査研究<sup>35</sup>

ア 政務活動費(政務調査費)の制度化

議員の調査研究活動の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化するため、平成12年5月に地方自治法が改正<sup>36</sup>され、政務調査費が制度化された。

その後、平成24年9月の同法改正<sup>37</sup>により、政務調査費制度が政務活動費制度に改められ、幅広い議員活動又は会派活動に活用することができるよう、政務活動費を充てることができる経費の範囲を各自治体の条例で定めることとされた。その際、国会において、制度の見直しの趣旨を踏まえて、「その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」との付帯決議が付された。

イ 京都市会における政務活動費(政務調査費)の制度化

京都市会では、昭和22年から内規により、また、昭和39年以降は地方自治法の規定に基づく補助金として、市政調査研究費が交付されていた。その後、平成12年に政務調査費が制度化されたことを受け、その条例化に向けた協議を行い、平成13年3月に「京都市政務調査費の交付に関する条例」<sup>38</sup>を制定した。

同条例では、政務調査費の交付対象について、議会活動の活性化のためには個々の議員の調査能力の向上が不可欠であるとともに、会派による政務調査の比重も高いことから、「会派及び議員」とした。また、交付金額は市政調査研究費と同額の月額54万円に据え置き、議員分として月額40万円、会派分として月額14万円(議員一人当たり)とすることとした。

会派及び議員は、必要な経費の一部について政務活動費を活用し、調査研究、研修、広報・広聴、要請・陳情、各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動や市民の福祉の増進を図るために必要な活動に積極的に取り組んでいる。

【制度の概要】

交付の対象	① 会派(所属議員二人以上) ② 議員
月 額	① 14万円に各月の初日における所属議員数を乗じた額 ② 40万円
交付の時期	四半期ごと
充てることができる経費の範囲	市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費
収支報告書及び領収書等の閲覧	個人情報等の非公開情報を除き、収支報告書等を提出すべき期間 <sup>39</sup> の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日から、市会図書・情報室において閲覧することができる。また、京都市会ホームページでも閲覧することができる

(平成30年3月31日時点)

35 透明性の向上に向けた取組については56頁参照。

36 平成13年4月1日施行。

37 政務活動費に関する事項については、平成25年3月1日施行。

38 平成13年4月1日施行。名称を政務調査費から政務活動費に改める等の一部改正条例は平成25年3月1日施行。

39 政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から同月30日まで。

(3) 市会図書・情報室を活用した調査研究と市民への情報提供

ア 開設から現在までの沿革

昭和22年12月の地方自治法改正<sup>40</sup>により、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」と定められた。議決事項の増加とともに、議員が十分な知識を有していなければ、議会がその機能を発揮することができないこと、また、議員から提案する事例が増えると考えられたことから、地方議会に図書室を附置して、その審議能力の向上を図ることを目的としていた。

これを受け、京都市会では、議員及び市会関係者の調査研究に資するため、昭和23年3月に「京都市会図書室規程」<sup>41</sup>を制定し、同年5月に市会図書室を開室した。

その後、平成12年5月に「京都市会情報公開条例」を制定し、平成13年4月、市会図書室の隣に市会情報公開コーナーを設置した。そして、平成26年4月、「京都市会情報公開条例」と「京都市情報公開条例」とを統合<sup>42</sup>したことを契機に、市会図書室と市会情報公開コーナーとを統合して市会図書・情報室へと再編し、市会及び市政に関する情報の提供を行うとともに、調査機能の充実を図ることとした。

イ 運営の概要 ～議員の調査研究活動を支える～

市会図書・情報室は、市会独自の情報源として、議員の調査研究活動にとって不可欠な機能を有している。図書や資料の収集・所蔵などの基本的な機能はもとより、議員の調査研究活動を支えるため、司書の専門性を発揮したレファレンスサービス<sup>43</sup>を重視している。このため、司書資格を持つ専属職員を配置し、平成27年6月には2名体制とした。

専属職員は、所蔵資料をはじめ、各種データベースや京都市図書館とのネットワークを積極的に活用して、議員が調査研究を行ううえで必要な情報を効率よく入手することができるよう、支援を行っている。

【市会図書・情報室の取組】

市会図書・情報室 だよりの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年3月から、新着図書・資料などを紹介する「市会図書・情報室だより」を毎月発行</li> <li>平成27年11月から、「新聞スクラップ見出し一覧」を独立させ毎週発行するとともに、平成28年1月に「市会図書・情報室だより」の紙面を全面的にリニューアル</li> </ul>
特集コーナー等の 設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度から、年に4回程度、特定のテーマに関する図書や資料をまとめて展示する特集コーナーを設置</li> <li>随時、ミニ展示を実施</li> </ul>
新聞スクラップの 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和39年から京都市に関する新聞記事のスクラップを作成し、分野別にまとめて保存</li> </ul>
京都市図書館との 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、市会図書・情報室を通じて京都市図書館の蔵書を議員に貸出するなど、連携を強化</li> </ul>

40 図書室に関する事項については、昭和23年1月1日施行。

41 昭和23年5月1日施行。

42 条例の統合については、47頁参照。

43 レファレンスサービスとは、所蔵する資料などを用いて、利用者が必要とする情報や資料を探す手助けを行うこと。



市会図書・情報室だより  
第336号

【10年ごとの蔵書数の推移】

時 期	蔵書数
昭和23年(1948年) 5月1日 開室	(冊数不明)
昭和24年(1949年) 3月31日*	2,030冊
昭和34年(1959年)12月31日*	9,021冊
昭和43年(1968年)12月31日	13,557冊
昭和53年(1978年)12月31日	18,567冊
昭和63年(1988年)12月31日	21,598冊
平成10年(1998年)12月31日	22,662冊
平成20年(2008年)12月31日	24,169冊
平成30年(2018年) 3月31日	15,312冊

\* 昭和23年開室当初及び昭和33年の数値は不明であるため、それぞれ翌年の数値を記載している。

ウ 市民への情報提供

地方自治法において、「図書館は、一般にこれを利用させることができる」と定められているとおり、市民は市会図書・情報室が所蔵する図書や資料を閲覧することができる。

また、「京都市会情報公開条例」第4条を踏まえ、平成13年3月、市民が市会の諸活動に関する正確な情報を得ることができるよう、「京都市会の管理する情報の提供に関する要綱」を制定した。

その後、平成26年4月、「京都市会基本条例」の制定及び「京都市会情報公開条例」の廃止により、内容を修正のうえ同要綱を改めて制定し、要綱に定める文書<sup>44</sup>については、市会図書・情報室において公開している。

(4) 議員研修の実施

議員の政策立案能力や審議能力を強化し、議会の活性化を図ることを目的として、平成13年度から議員研修を実施している。

【実施概要(平成25～29年度)】

年度	内 容
25	「文化首都・京都の発展に向けて」 講師：大阪市立大学大学院創造都市研究科教授・都市研究プラザ所長 佐々木雅幸氏
	「大都市制度～道州制の在り方～」 講師：同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎氏
26	「外国人から見た京都の魅力」 講師：在京都フランス総領事 シャルランリ・プロソー氏
27	「KYOTOという価値」 講師：京都市立芸術大学学長 鷲田清一氏
28	「文化首都・京都の発展」 講師：小西美術工藝社代表取締役社長 デービッド・アトキンソン氏
	手話研修 講師：京都市聴覚言語障害センター
29	「人口減少社会を希望に—これからの日本社会とコミュニティ」 講師：京都大学こころの未来研究センター教授 広井良典氏



特集コーナー  
(平成29年9月)

- 44 要綱第3条により公開している文書
- ・議員名簿
  - ・定例会等の会議日程表
  - ・本会議の会議録及び提出資料
  - ・委員会等の委員会記録及び提出資料
  - ・請願及び陳情の文書表、審査結果報告書
  - ・議員海外出張報告書
  - ・委員会出張報告書
  - ・市会関係諸規程
  - ・意見書決議集、付帯決議等集録
  - ・市会旬報及び市会時報
  - ・市政要覧及び市政のあらまし
  - ・市会手帳別冊



平成29年度議員研修

## 4 京都市会基本条例及び京都市会議員政治倫理条例の制定

### (1) 京都市会基本条例<sup>45</sup>

条例の目的：二元代表制の下、合議制の機関である京都市会及び京都市会議員の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資する。

提出会派等：市会改革推進委員20名の連名

審議結果：可決(平成26年3月17日)  
全会一致

公布日：平成26年3月26日

施行日：平成26年4月1日

改正日：平成29年6月9日

#### ア 基本条例の制定(平成26年)

##### (ア) 制定までの経過

平成23年、地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場として市会改革推進委員会(以下「改革委員会」という)を設置し、第5次市会改革がスタートした。各会派及び無所属議員からの提案を基にした市会改革に係る個別項目について、計画的に検討を進め実施していくとともに、平成24年8月に、京都市会の役割、京都市会議員の使命、市民や執行機関との関係などについて定めた「京都市会の基本理念」を取りまとめた。

これにより、全議員が市会改革の方向性について共通認識を持つこととなり、以降、市会内での合意形成と市民意見の反映を重視しながら、議会基本条例の制定に向けて本格的に議論を重ねていった。

改革委員会の下に設置した検討部会では、基本理念と個別の改革への取組を基に骨子を作成し、骨子から議会基本条例案へと検討を進めた。また、平成24年9月には、学識者(法政大学教授 廣瀬克哉氏)から意見聴取を行うとともに、平成25年5月から3箇所の会場で市民向けの説明会を開催し、意見交換を行った。その後、平成25年11月から12月にかけて、京都市会で初となる意見募集(パブリック・コメント)を実施し、222名から446件の意見が寄せられた。

これらの市民意見を基に検討を進め、平成26年2月に条例案を取りまとめた。そして、3月17日の本会議に、市会改革推進委員会委員20名の連名で、「京都市会基本条例」(以下「基本条例」という)案を提出し、全会一致で可決した。なお、その重要性に鑑み、全会一致ではあるが起立表決とした。

##### (イ) 制定の目的

基本条例を制定した目的は、第一に、京都市会及び京都市会議員



の役割を明確にすることであった。議員の役割については、地方自治法においても定めがなく、条例で位置付けることの意義は大きいと考えられた。

また、第二の目的は、京都市会のあるべき姿や目指すべき方向性を、全ての議員の共通認識として条例に規定することで、市会改革の取組に根拠を与えることであった。

## イ 基本条例の内容

基本条例は、前文及び全32条で構成され、京都市会や京都市会議員が活動するうえで基本となることを定めている。

先行して制定されていた他都市の議会基本条例の中には、その都市の特性を反映した内容が見られないものもあったため、「京都市会ならではの」基本条例を目指すことが重要な観点であった。

### 【基本条例の特徴】

1	「京都ならではの自治の歴史」に注目し、前文で京都らしさを表現
2	市長等(執行機関)に対する監視機能の強化や政策立案・政策提案の活性化を規定
3	市民にとって分かりやすい、伝わる市会となることを重視
4	大学の多い京都のまちの特性をいかし、専門的な知見の積極的な活用を規定

### (ア) 前文

基本条例を制定するに至った背景や市会の決意等を明らかにするため、前文を置いている。

前文の前段において、京都市が誇る歴史、文化、伝統、産業などについて触れたうえで、京都特有の自治の伝統が今日まで引き継がれ、発展を遂げてきたこと、京都市会がこの京都特有の自治の下、議決機関としてその役割を果たしてきたことについて言及している。

後段では、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、京都市会が市会改革に積極的に取り組んできたこと、また、この条例の制定によって、市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくという決意を述べている。

### (イ) 総則(第1条・第2条)

第1条では、京都市会及び京都市会議員の役割や議会活動に関する基本的な事項を定め、これらを市民と共有することを通して、市民生活の向上と京都市の発展に貢献することを、基本条例の目的として定めている。

第2条では、基本理念として、京都ならではの地域の特性をいか

した地方自治の実現に取り組むことを定めている。

(ウ) 市会の位置付けと役割(第3条・第4条)

第3条では、京都市会の位置付けについて、議員及び市長が、いずれも市民により直接選挙される市民の代表であるという共通点に触れつつ、一方では、市長が単独で権限を行使するのに対し、市会は広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であるという相違点を確認している。次に、第1号から第8号において、京都市会の主な役割について定めている。

第4条では、今後も絶え間なく市会改革に取り組んでいく決意を定めている。

(エ) 議員の位置付けと役割(第5条～第7条)

第5条では、議員の位置付けと役割を定めている。とりわけ、地方議会の議員の役割については、地方自治法において定めがなく、この基本条例で初めて位置付けているものである。

第6条では、議員の政治倫理について、第7条では、会派の結成要件及び役割について定めている。

(オ) 市民と市会との関係(第8条～第15条)

第8条では、京都市会は「市民の代表としての機関」「市民と共同に行動する機関」として、市民との関係を築いていくことを定めている。

第9条では、市長等からの情報提供とは別に、京都市会がより一層市民との情報共有を図るとともに、市民の市政への参画の機会を充実させることを定めている。

第10条では、請願及び陳情の取扱いについて、第11条では、公聴会及び参考人制度の活用について、第12条・第13条では、会議等の公開について、第14条・第15条では、広報・広聴について定めている。

(カ) 市会と市長等との関係(第16条～第18条)

第16条では、二元代表制の下、京都市会は、京都市長と互いに独立・対等な機関として、互いにけん制し合う緊張感のある関係を保ちながら、市政を運営することを定めている。

第17条では、行政の適正な執行を確保するため、市長等の事務の執行などに対する監視機能を充実し、強化することを定めている。

第18条では、「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」(基本条例の制定と同時に廃止)の内容を引き継ぎ、基本計画の策定等及び姉妹都市盟約の締結については、京都市会の議決を必要とすることなどを定めている。

## (キ) 議会運営の原則等(第19条～第21条)

第19条では、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員同士又は市長等と議員が活発な討議を実施することができるよう、必要な審議日数を確保することを定めている。

第20条では、委員会の在り方について、第21条では、会議等における質疑又は質問について定めている。

## (ク) 市会の権能強化(第22条～第28条)

第22条では、専門的な知見の活用について、第23条では、調査機関等の設置について、第24条では、政策研究会の設置について定めている。

第25条では、他の地方公共団体の議会との連携について、第26条では、政務活動費について、第27条では、事務局について、第28条では、図書室について定めている。

## (ケ) 議員の定数及び議員報酬等(第29条・第30条)

第29条では、議員定数について、第30条では、議員報酬等について定めている。

## (コ) 補則(第31条・第32条)

第31条では、京都市会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には、基本条例との整合性を図らなければならないことを定めている。

第32条では、基本条例施行後の検証と、必要がある場合には、基本条例の改正を含めて適切な措置を講じることを定めている。

## ウ 基本条例の周知

平成26年4月1日に施行された基本条例を広く周知するため、同月29日の京都新聞朝刊に広告を掲載したほか、『京都市会だより』第69号(5月15日発行)でその内容を紹介した。

また、基本条例制定の背景や目的、条文の内容、基本条例が制定されるまでの経過などを取りまとめたリーフレット『京都市会基本条例～京都市会の更なる活性化に向けて～』を同年5月に発行した。

さらに、同年11月に発行した市会紹介リーフレット『おしえて!京都市会』や平成27年11月に作製したDVD『クイズで学ぼう!京都市会』においても基本条例について紹介し、周知を図った。

## エ 基本条例の改正(平成29年)

平成28年8月、くらし環境委員会において、執行機関から、京都市美術館再整備事業について、ネーミングライツ<sup>46</sup>の導入を前提とする

46 ネーミングライツとは、施設、イベント等について、その全部又は一部に通称を命名する権利をいう。

京都市のネーミングライツ事業は、ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与することを目的として実施されている。

報告が行われた。

委員会では、歴史ある美術館に民間企業の名称を付けることにに対し慎重な意見が多くあったため、執行機関に対し十分に議論を尽くすことを求めているが、執行機関は早急に契約を締結する必要があるとして、同年9月に公募を開始し、10月には契約候補事業者を決定した。

これを受けて、同月、美術館再整備について市会と十分な議論を行い、市民の信頼を回復して進めることを執行機関に求める決議を全会一致で可決した。

その後、議員から、ネーミングライツへの関与の在り方を具体的に検討すべきであるとの声上がり、平成29年4月に、各会派の代表者からなる「ネーミングライツ検討会議(以下「検討会議」という)」が設置された。

検討会議における議論の結果、基本条例を改正し、議決事件として、「通称を命名する権利の付与の対象とする施設(重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。)を定めること」を追加することとした。また、執行機関に対し、契約締結の段階においても市会が積極的に関与できるよう、契約締結前に契約の内容を所管の常任委員会に報告するとともに、委員会の議論を尊重することを要望した。

そして、同年5月30日の本会議に、検討会議のメンバー8名が連名で基本条例の改正案を提出し、全会一致で可決した。

また、執行機関は、上記要望を受けて「京都市ネーミングライツ事業実施要綱」を改正し、市会の要望内容を反映させた。

#### オ 基本条例の検証・評価(平成29年)

基本条例の施行から3年が経過することを踏まえ、平成29年4月から、市会改革推進委員会を中心に、条例の目的の達成状況について検証・評価を行った。

評価は、章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえ、評価シートを作成して行った。なお、評価シートは、具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない評価項目に関し、所感等を確認するもの(評価シートA)と具体的な取組実績に基づいた検証・評価を行うもの(評価シートB)の2種類を作成した。

その結果、評価シートAについては、「十分できている」「そこそこできている」が70%<sup>47</sup>を占め、評価シートBについては、「十分できている」「かなりできている」「そこそこできている」が100%を占める評価となり、条文の改正についても必要ないとした。

そのうえで、取組の充実などの観点から、10項目について、「更なる議員間討議の充実が望まれる」「一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める」「議員は議会活動を通じて市民の負託にこたえられるよう、努力し続けていく」など、今後に向けた考え方を示した。<sup>48</sup>

47 残りの30%は評価になじまない項目。

48 「京都市会基本条例の検証・評価結果報告書」は、86頁参照。



(2) 京都市会議員政治倫理条例<sup>49</sup>

49 条例全文は107頁参照。

条例の目的：京都市会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市会づくりを進め、もって市政の健全な発展に寄与する。

提出会派等：自民党，公明党，民主・都みらい

審議結果：可決(平成19年2月20日)

全会一致

公布・施行日：平成19年3月1日

平成18年4月、他都市の議員が、市職員に対する不正な口利きによる取賄事件で逮捕されたことにより、議員の政治倫理に対する関心が全国的に高まった。また、同年中に京都市職員による不祥事が相次いで発生したことにより、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれた。

そのような中、同年11月に、自民党から他会派に対し、議員の側が自らの襟を正し、職員の不公正な職務遂行につながる「口利き」を一切しないことをはじめ、議員が遵守すべき政治倫理を条例の形式をとって宣言する「京都市会議員政治倫理条例(素案)」が提示された。

その際、平成15年6月から実施されていた「京都市職員の公正な職務執行を確保するための体制に関する要綱」について、より一層充実した内容のものとして条例化することを市長に求めていくことも併せて提案された。

その後、平成19年に入ると、2月市会での提案に向けて、検討・調整が本格的に行われた。公明党から、議員の政治倫理基準に反する事案が生じた場合、議員自らが調査・審査する審査会を設けてはどうかとの提案があり、自民党、公明党、民主・都みらいは、自民党の素案に審査会を設置する規定を追加した「京都市会議員政治倫理条例」案を示した。

これに対し、共産党は、基本的に反対するものではないとしたうえで、議員は京都市からの補助金交付団体の役員(報酬有)に就任しないよう努めるなどの規定を付加した条例案を示した。

2月20日の本会議において、これらの議案は提案説明の後、表決に付され、共産党提案の条例案を否決し、自民党、公明党、民主・都みらいが提案した条例案を全会一致で可決した。

また、市長に対し、職員の公正な職務執行体制を確立すべく、「公正職務執行条例(仮称)」の早期制定に向けて鋭意努力することを求める「公正職務執行条例(仮称)の早期制定を求める決議」を全会一致で可決した。これを受け、市長は、同年5月市会に「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」案を提出し、市会は全会一致で可決した。

これら2件の条例の制定により、京都市全体として、職員の公正な職務執行体制の確保のための制度構築が図られた。

## 第2章 開かれた市会の推進

市会は「市民の代表としての機関」であり、同時に「市民と共に行動する機関」である。

市会が市民と共に行動するためには、市民への情報発信を充実させ、情報共有を一層進めること、また、市民が市政に参画する機会を増やすことが重要である。

このため、京都市会では、社会の変化に対応しながら、市会に来てもらい、市会を見てもらい、市会を知ってもらうための様々な取組を推進してきた。

### 1 市会に来てもらう取組の推進

市民による市会の傍聴は、市会の情報が直接的に市民へ伝わる重要な機会である。

京都市会では、多くの市民に議場等に来てもらうため、傍聴環境の整備に取り組んできた。また、未来の京都を担う子どもたちに市会や市政に対する興味・関心を持ってもらうため、議場見学を積極的に実施してきた。



議場傍聴席

#### (1) 傍聴環境の整備

##### ア 本会議

全議員で構成する市会の会議を本会議という。市会における議決、同意、決定、承認、採択等は、本会議で行う。この本会議については、地方自治法第115条において「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と定められ、原則として自由に傍聴できる。

京都市会では、本会議の公開に関して「京都市会傍聴規則」により傍聴<sup>50</sup>に必要な事項を定めるとともに、傍聴者の利便性の向上を目指して様々な取組を行ってきた。

##### イ 配布資料の充実

本会議の傍聴者の利便性や関心を高めるため、議場での配布資料などについて、次のとおり充実させてきた。

時 期	内 容
平成13年11月市会から	議事日程を配布
平成18年1月臨時会から	議席図を配布
平成20年2月市会から	本会議配布資料、提出議案一覧を配布
平成23年9月市会から	代表質問項目一覧を配布
平成24年11月市会から	京都市会ホームページにおいて、代表質問項目を前日に公表

50 本会議の傍聴希望者に対し、開会の1時間前から、先着順に傍聴券を交付。定員105名。

また、平成15年9月には、傍聴券に住所・氏名の記入を求める取扱いを廃止した。<sup>51</sup>同時に、会議の途中で退場する傍聴者は傍聴券を返還し、返還された傍聴券の新たな交付を可能とすることで、限られた席数を有効に活用することとした。

さらに、傍聴者アンケートにおける「傍聴席への階段の上り下りがつらい」との意見を受けて、平成27年2月市会から、代表質疑・代表質問を行う本会議の15時の休憩時間中に傍聴者に退出を求める取扱いを改め、傍聴席に留まることができることとした。同時に、「傍聴席への行き方が分かりにくい」との意見を受けて、案内看板及び案内表示を新たに設置した。

#### (イ) バリアフリーの推進

平成8年9月、聴覚言語障害者からの傍聴依頼を契機に、「京都市会本会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する要綱」を制定し、申請に基づき手話通訳を実施することとした。<sup>52</sup>

また、傍聴者は、平成13年2月から盲導犬・介助犬を、平成14年7月から聴導犬を同伴できることとした。

さらに、平成15年8月、傍聴席の座席サイズの拡大、車椅子専用スペースの新設、聴覚障害者向けモニターテレビの新設などを行った。

### イ 本会議以外の会議

本会議のほか、議場で実施している予算・決算特別委員会(総括質疑)についても、傍聴することができる。

また、常任委員会、予算・決算特別委員会(局別質疑)については、モニターテレビによる放映を実施している。

#### (ア) モニターテレビによる放映の開始

各委員会を開催する会議室は非常に狭いことなどから、市民の傍聴を認めていなかった。

平成8年5月の市会運営委員会において、市民の委員会傍聴に向けた提案があり、各党派において検討が行われた。その結果、モニターテレビにより委員会を公開することを決定し、同年9月、「京都市会委員会モニターテレビによる放映に関する要綱」を定め、予算・決算特別委員会(総括質疑)のモニター放映を開始した。

その後、対象とする委員会を順次拡大し、平成11年9月から予算・決算特別委員会(局別質疑)、平成17年4月から常任委員会のモニター放映を開始した。<sup>53</sup>

また、平成15年8月には、視聴環境を改善するため、会議室の一室をモニター視聴室に改修し、モニターテレビ画面の大型化や自動ドアの設置を行った。

51 政令指定都市初の取組。

52 議場傍聴席における手話通訳は、本会議を傍聴する日の5日前(土日祝日を除く)までに申込みが必要。なお、テレビ中継のある本会議代表質疑・代表質問の時は、議場傍聴席に設置するモニターテレビ画面に手話通訳が表示される。

53 委員会のモニター放映視聴希望者に対し、開会の1時間前から、先着順に視聴券を交付。定員60名。

さらに、視聴者の利便性を向上させるため、平成20年2月から、モニター視聴室内に委員会配布資料等を配備した。

#### (イ) 議場等での傍聴の開始

平成23年9月市会から、決算特別委員会(総括質疑)の開会場所を、それまでの委員会室から議場へと変更したことを契機に、予算・決算特別委員会(総括質疑)について、市民の傍聴を開始した。

また、市会改革推進委員会では、平成25年1月から、委員会室での傍聴を試行的に実施し、その結果を踏まえ、平成26年5月に「市会改革推進委員会傍聴要綱」<sup>54</sup>を定め、委員会室での傍聴を開始した。

なお、常任委員会等の傍聴については、会議室の構造や広さなどの問題が解消された後、前向きに検討することとした。

54 市会改革推進委員会の廃止に伴い、同要綱も廃止(平成30年3月20日)。

### (2) 議場見学の実施

平成19年度から、子どもに市会に対する興味や関心を持ってもらうための取組として、小中学生が議場を見学する「子ども議場見学」と、親子で議場を見学する「親子ふれあい議場見学会」を開始した。

また、90年以上の歴史を持つ議場が改修される予定であることを踏まえ、平成30年度に「市会議場一般公開～市会の歩みと議場90年の歴史～」を実施した。

#### ア 子ども議場見学

京都市内の小学生(4～6年生)、中学生を対象として、「子ども議場見学」を実施している。見学は、学校教育の一環として位置付け、学校単位で随時受け入れている。<sup>55</sup>

55 見学人数の推移

年度	人数
25	247人
26	42人
27	38人
28	87人
29	474人

#### イ 親子ふれあい議場見学会

京都市内に在住又は通学する小学生(4～6年生)とその保護者を対象として、「親子ふれあい議場見学会」を年1回実施している。

議場や委員会室を見学しながら、市会の仕組みや役割について親子で学ぶとともに、小学生が演壇に上がって発言する機会を設けるなど、楽しみながら市会や市政に興味を持ってもらうよう取り組んでいる。



親子ふれあい議場見学会  
(平成29年11月3日)

#### ウ 議場の一般公開

平成30年6月14日から16日、7月30日から8月1日の6日間にわたり、「市会議場一般公開～市会の歩みと議場90年の歴史～」を実施したところ、合計1,081名もの市民が議場を訪れた。

来場者は、市会の歴史や議場について記載されたパンフレットを見ながら、自由に議場を見学した。また議席に着席してパンフレットに沿った詳しい説明を聞くことができる時間を1日に2回設けた。



## 2 市会を見てもらう取組の推進

傍聴に来ることができない場合でも、自宅等で市会の会議を見ることができるよう、テレビ中継等の環境を充実させてきた。また、パソコンやインターネットの普及を踏まえ、インターネット中継を開始するとともに、会議録検索システムを導入した。

### (1) テレビ中継等の開始

当初予算を審議する2月(又は3月)市会代表質疑のテレビ中継を、昭和55年から本格的に開始した。

平成3年には、9月市会及び11月市会の代表質問のテレビ中継を開始するとともに、手話通訳を導入した。さらに、平成14年には、5月市会の代表質問のテレビ中継を開始したことにより、年間を通じて、代表質疑・代表質問のテレビ中継を実現した。<sup>56</sup>

また、平成16年10月から、区役所・区役所支所の待合ロビーなどで、予算・決算特別委員会(総括質疑)の録画映像の放映を開始した。

### (2) インターネット中継の開始

平成17年9月市会から、会議のインターネット中継を開始し、順次、対象を拡大した。

#### 【インターネット中継の拡大に向けた取組】

平成17年9月市会から	予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継と録画放映を開始
平成19年5月市会から	本会議代表質疑・代表質問の録画放映を開始
平成20年5月市会から	本会議全日程の生中継と録画放映を開始
平成25年11月市会から	常任委員会、予算・決算特別委員会(局別質疑)、市会改革推進委員会の生中継及び録画放映を開始
平成26年10月から	配信期間を1年間から4年間に延長
平成27年7月から	京都市会ホームページから録画放映を検索しやすいよう、各委員会での発言議員名を掲載
平成27年9月市会から	本会議及び予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継等について、スマートフォンやタブレットに対応
平成29年5月市会から	本会議及び予算・決算特別委員会(総括質疑)のインターネット中継画面に手話通訳を導入

### (3) 京都市会会議録検索システムの導入

平成13年4月、政令指定都市初の取組として、平成3年5月市会以降の本会議の会議録をデータベース化した京都市会会議録検索システムを導入し、同時期に開設した京都市会ホームページにおいて公開した。

平成15年12月には、検索の対象に委員会記録(平成12年3月30日以降の常任委員会及び予算・決算特別委員会等)を追加した。また、平成23年3月から、会議録速報版の掲載を開始した。

<sup>56</sup> 京都市会では、2月(又は3月)の当初予算を審議する市会において、予算及び予算関連議案に対して、会派の代表制による代表質疑を行っている。

また、5月、9月、11月の当初予算市会以外の定例会(通年議会導入後は集中審議期間)において、会派の代表制による代表質問を行っている。



京都市会会議録検索システム

### 3 市会を知ってもらう取組の推進

市会に関する総合的な情報の公開に向けて、多様な広報媒体を活用した情報の提供を行っている。

幅広い世代に向けて正確で分かりやすい情報を伝えるため、広報紙やホームページによる発信を充実し、京都市会紹介DVDやリーフレットを作製するとともに、マスコットキャラクターやFacebookを活用している。



京都市会だより創刊号  
(平成9年5月15日発行)



京都市会だより第89号  
(平成29年9月15日発行)

#### (1) 京都市会だよりの発行

以前は、市会の活動に関する広報として、執行機関の広報紙である『市民しんぶん』に「市会の動き」が掲載されていたが、スペースの問題もあり十分な情報を伝えられるものではなかった。

そこで、平成9年5月、市会の活動状況を発信する独自の広報紙『京都市会だより』を創刊した。

常に客観性を保持し、中立公正な立場を堅持するとともに、親しみやすく、分かりやすい紙面を目指して作成している。

『京都市会だより』は、市民しんぶん区版に挟み込んで京都市の全世帯へ配布するとともに、市内の公共施設やコンビニエンスストアなどに配架している。また、視覚障害者向けに、点字版、文字拡大版及び録音版を作成し、希望者への郵送を行っている。

#### 【京都市会だよりの充実に向けた取組】

平成9年5月	創刊号発行(年4回及び改選期特集号を発行)
平成14年5月号から	議案審議結果と会派の態度一覧、代表質問会派名を掲載
平成22年5月号から	2月定例会報告号の頁数を4頁から8頁へ増加
平成23年7月号から	代表質問会派名に加え、質問した議員名と写真を掲載
平成26年2月号から	文字の拡大など紙面をリニューアル
平成27年度から	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行回数を年4回から平成27年度は年6回、平成28年度以降は年7回に増加</li> <li>マンガやイラストを活用した特集記事や常任委員会の活動紹介、市会の仕組みや役割などをQ&amp;A方式にしたシリーズ解説を新たに掲載</li> </ul>

#### (2) 京都市会ホームページの開設

市会に関する情報を迅速かつ詳細に提供するため、平成13年4月、京都市会ホームページを開設した。

「見やすさ」「分かりやすさ」「親しみやすさ」を向上させるため、順次、掲載する内容や機能を充実させ、「市会のしくみ」「議員名簿」「本会議の日程・審議結果」「常任委員会の活動」「市会改革の取組」など、京都市会の活動に関するあらゆる情報を掲載している。

## 【京都市会ホームページの充実に向けた取組】

平成13年4月	ホームページ開設(同時に会議録検索システムを導入)
平成15年12月	〔会議録検索システム〕平成12年3月30日以降の委員会記録を追加
平成17年9月	〔インターネット中継〕予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継と録画放映を開始
平成19年2月	可決された全ての議案の掲載を開始
平成19年5月	〔インターネット中継〕本会議代表質疑・代表質問の録画放映を開始
平成20年3月	市会こどもページを開設
平成20年4月	常任委員会の活動内容, 委員会資料の掲載を開始
平成20年5月	〔インターネット中継〕本会議全日程の生中継と録画放映を開始
平成21年7月	政務調査費収支報告書の掲載を開始
平成21年12月	議長・副議長交際費執行状況の掲載を開始
平成22年2月	市会紹介 DVD のページを開設
平成22年6月	市会関係諸規程の掲載を開始
平成23年3月	〔会議録検索システム〕本会議会議録速報版の掲載を開始
平成23年7月	市会改革のページを開設
平成23年12月	モニター放映を実施する委員会について, 開会日の3開庁日前に審査予定案件一覧の掲載を開始
平成24年6月	議長・副議長の活動内容の掲載を開始
平成24年11月	代表質問の質問項目一覧の前日掲載を開始 海外行政調査のページを開設
平成25年1月	市会マスコットキャラクター「またきち」のページを開設
平成25年6月	行政視察受入の案内ページを開設
平成25年11月	〔インターネット中継〕常任委員会, 予算・決算特別委員会(局別質疑), 市会改革推進委員会の生中継及び録画放映を開始(民間が無料で提供する動画共有サービスを利用)
平成26年2月	常任委員会の活動内容について, 現年度と過去2年度分の掲載を開始
平成26年3月	全体のリニューアルを実施
平成26年10月	〔インターネット中継〕録画放映の配信期間を4年間に延長
平成27年7月	〔インターネット中継〕録画放映を検索しやすいよう, 各委員会での発言議員名を掲載
平成27年9月	〔インターネット中継〕本会議及び予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継等について, スマートフォンやタブレットに対応
平成28年1月	スマートフォン版を公開
平成28年3月	意見受付フォームを設置
	議長記者会見のページを開設
平成28年8月	政務活動費に係る領収書等を公開
平成29年3月	トップページのデザインをリニューアル
平成29年5月	〔インターネット中継〕本会議及び予算・決算特別委員会(総括質疑)のインターネット中継画面に手話通訳を導入

## 【アクセス数の推移】

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
15,200	22,300	30,100	30,963	38,778	53,315	63,080	71,996	68,691
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
66,165	79,291	76,735	77,267	105,918	125,500	120,833	123,536	



京都市会紹介 DVD

### (3) 京都市会紹介 DVD の作製

京都市会120周年を契機に、平成22年2月、市会紹介 DVD を作製した。その後、「京都市会基本条例」の制定や通年議会〈一会期制〉の導入などの状況の変化を踏まえ、平成27年11月に、新たな DVD 『クイズで学ぼう！京都市会～みんなでつくる京都の未来！～』を作製した。

この DVD は、小中学生がクイズに答えながら市会の歴史や仕組みなどについて学ぶことができる構成とし、市会や市政に関心を持つための参考教材として活用できるよう、京都市内の全小中学校へ配布した。

### (4) 京都市会マスコットキャラクターの活用

平成22年2月に作製した市会紹介 DVD に、京都市会マスコットキャラクター「またきち」を案内役として初めて登場させた。また、平成26年3月に行った京都市会ホームページのリニューアルに伴い、「またきち」の友達として、新しい京都市会マスコットキャラクター「マタリーヌ」を登場させた。

マスコットキャラクターを通して市会への興味や関心が高まるよう、『京都市会だより』、京都市会ホームページをはじめ、様々な広報媒体において積極的に活用している。



京都市会紹介リーフレット

### (5) 京都市会紹介リーフレットの発行

平成26年3月の「京都市会基本条例」制定を契機に、同年11月、市会紹介リーフレット『おしえて！京都市会』を作成した。京都市会について分かりやすく伝えるため、マスコットキャラクターと一緒に、宝箱を開ける鍵を探しながら市会の基本的な内容について学ぶ構成とした。

平成27年度以降、毎年、京都市内の全小学校へ配布し、6年生の授業での活用を依頼するとともに、活用状況についてのアンケート調査を実施している。<sup>57</sup>

また、親子ふれあい議場見学会など京都市会の事業を実施する際に活用するほか、幅広い年齢層の市民の手に取ってもらえるよう、市内の公共施設への配架も行っている。

#### 57 平成29年度配布分に係るアンケート調査結果

Q	平成29年度にリーフレットを活用しましたか。
A	活用した 70%
Q	リーフレットの内容についての感想はいかがでしたか。
A	大変良かった 5% 良かった 94%
Q	リーフレットを活用することで、京都市会についての理解・親しみは深まったと思いますか。
A	大変深まった 9% 深まった 89%

#### またきち



ネコの姿をしているが、その正体は、古典に出てくる妖怪の猫又(ねこまた)。京の都ができたときから住んでいるので、長い歴史を持つ京都市会についても、その始まりからよく知っている。

猫又の「また」と縁起の良い「吉」を呼び込むという意味から「またきち」と名付けられた。

#### マタリーヌ



昭和33年にパリ市会議長が京都市を訪問したときに、パリ市で生まれたネコの女の子が訪問団にまざれ込み、議場でまたきちに出会った瞬間に一目ぼれ。そのまま京都市に残り、またきちと一緒に過ごすうちに妖怪になった。名前は、平成26年に一般公募し、全国から応募があった699件から議長・副議長が選定のうえ、決定した。



**(6) ポスター・チラシなどによるお知らせ**

平成24年2月市会から、京都市会の日程などを周知するポスター及びチラシの作成を開始した。

ポスターの掲示、チラシの配布は議員により行われている。また、ポスターについては、市内の公共施設に掲示しているほか、平成25年5月市会から、市バス及び地下鉄の車内にも掲出している。

さらに、平成26年9月市会から市立小学校に、平成29年9月市会からは市内全ての小学校、中学校、高等学校に、ポスターの掲出を依頼している。

そのほか、平成27年度から、各年度に2回（9月市会・2月市会）、京都新聞テレビ面下段にカラー広告を掲載し、代表質疑・代表質問の日程をはじめ、市会に関するニュースなどをお知らせしている。



ポスター(平成24年2月市会)



ポスター(平成30年9月市会)

**(7) 京都市会 Facebook ページの開設**

平成28年3月、京都市会の活動をより身近に感じてもらうため、市会に関する情報をタイムリーに発信する京都市会 Facebook ページを開設した。

本会議及び委員会の開会日程、審議結果、実地視察及び他都市調査の報告、議長・副議長の活動など、市会に関するニュースを週に2～3回程度発信している。



京都市会 Facebook ページ

**(8) 議長記者会見の実施**

平成28年2月市会から、報道機関への情報提供を充実させるため、議長による記者会見（副議長が同席）を開始した。

記者会見は、5月・9月・11月・2月市会の最終日の本会議終了後に行い、審議結果をはじめ、市会の新たな取組などに関する情報を提供している。



議長記者会見

**(9) 傍聴者アンケートの実施**

平成25年2月市会から、代表質疑・代表質問が行われた本会議及び集中審議期間の最終日の本会議の傍聴者を対象に、自由記述式のアンケートを開始した。アンケートの回答については、可能な限り、議場の設備の改善などに反映させている。

**(10) 意見受付フォームの開設**

平成28年3月、市民から京都市会へ寄せられた意見を議員活動や市会運営にいかすため、京都市会ホームページ上に意見受付フォームを開設した。受け付けた意見は市会内で共有するとともに、希望者には返答もしている。

## 4 議会・議員に係る情報の公開

市民に広く開かれた市会を実現するため、平成13年度から情報公開制度を開始した。また、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、平成7年に市会議員の資産等の公開に係る条例を制定し、議長に提出された報告書の閲覧を開始した。

### (1) 京都市会情報公開条例の制定と市条例への統合

条例の目的：地方自治の本旨にのっとった市政を運営するうえで、京都市会がその諸活動を市民に対し、説明する責務を全うすることが重要であるとの認識に立ち、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利等について、必要な事項を定めることにより、市民の市会への理解及び市政への参加を一層促進し、もって広く開かれた市会を実現する。

提出会派等：市会運営委員15名の連名

審議結果：可決(平成12年5月25日)  
全会一致

公布日：平成12年6月12日

施行日：平成13年4月1日

廃止日：平成26年4月1日

(京都市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定による)

#### ア 制定

平成11年6月、市会運営委員会に、理事6名を委員とする「市会情報公開検討小委員会」(以下「小委員会」という)を設置し、市会の情報公開について議論を開始した。

また、市会運営委員会においても、先行事例の研究や有識者の意見聴取に積極的に取り組み、市会の情報公開をどのように進めるか、幅広い検討を行った。

平成12年4月、小委員会により条例素案及び報告「市会における情報公開の在り方について」が取りまとめられた後、さらに市会運営委員会において検討が加えられた。その結果、既存の「京都市情報公開条例」(以下「市条例」という)を改正してその実施機関に市会を加えるのではなく、市会独自の条例を制定することとした。

その後、5月25日の本会議において、市会運営委員15名の連名で、「京都市会情報公開条例」(以下「市会条例」という)案を提出し、原案のとおり全会一致で可決した。

「市会条例」の制定に伴い、平成13年4月、市会に係る公文書公開請求の新たな窓口として、京都市会情報公開コーナーを開設した。あわせて、非公開決定に係る不服申立てがあった場合、その決定の妥当性を審査する「京都市会情報公開審査会」を設置した。

## イ 条例の概要

「市会条例」は、本格的な地方分権の時代を迎え、市会の役割が一層重要性を増すことを念頭に、①請求に基づく公文書公開制度の導入、②より一層の会議の公開、③多様な広報媒体を活用した積極的な市会情報の提供、を柱とした総合的な情報公開の推進を図り、市民に広く開かれた市会の実現を目指すものとした。

これらの内容は、情報公開に関する審査会の答申や裁判例のほか、平成11年に国で制定された情報公開法などを踏まえた先進的なものであった。

## ウ 京都市情報公開条例との統合

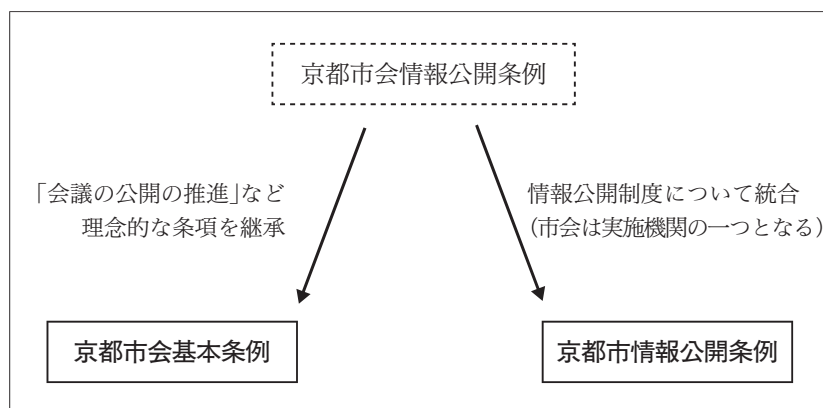
「市会条例」の制定後、平成14年4月に「市条例」が全部改正された。その結果、情報公開請求の手續などの規定について、「市会条例」と「市条例」でほぼ同じ内容となった。

また、開かれた市会の実現に向けて、平成13年4月に京都市会ホームページを開設し、市会情報公開コーナーを設置するとともに、政務調査費制度の透明化を図るなど、積極的な情報発信を行っていたことから、市会への情報公開請求は年に数件程度しかない状況であった。加えて、市会と市で請求の窓口が分かれていたため、請求者は、内容により別の窓口に行く必要があった。

そこで、「市会条例」と「市条例」とを統合し、窓口を一本化することとした。<sup>58</sup>

平成26年3月、「京都市会基本条例」の制定と同時に、「京都市会の情報公開制度の整備に関する条例」<sup>59</sup>を制定し、「市条例」の実施機関に市会を追加する形で「市会条例」を「市条例」に統合した。あわせて、市会と市でそれぞれ設置していた情報公開請求の窓口を統合した。

なお、統合に際して、「市会条例」に規定していた会議の公開の推進や総合的な情報の公開の推進といった「市条例」にはない理念的な内容は、「京都市会基本条例」に規定した。また、市会情報公開コーナーを廃止し、市会図書室を「市会図書・情報室」に再編した。



58 「市会条例」と「市条例」の統合に先立ち、平成23年3月に、「市会条例」及び「京都市情報公開・個人情報保護審査会条例」を改正し、「京都市会情報公開審査会」を廃止した。「市会条例」による非公開決定などに係る不服申立てについては、「京都市情報公開・個人情報保護審査会」が議長の諮問に応じ、調査及び審議することとした。

59 平成26年4月1日施行。

(2) 京都市議員の資産等の公開に関する条例<sup>60</sup>

条例の目的：政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、市議員の資産等の公開に関し必要な事項を定める。

提出党派等：自民党，公明党，社会党，新進市民クラブ

審議結果：可決(平成7年11月20日)

全会一致

公布日：平成7年12月7日

施行日：平成7年12月31日

改正日：平成13年12月6日

平成19年10月12日

平成4年12月、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」が制定され、同法第7条において、都道府県、政令指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開について、平成7年12月31日までに条例を制定するよう定められた。

京都市会では、平成7年6月以降、市会運営委員会理事会において協議を行うとともに、同年10月には市会運営委員会による他都市調査も行われた。

その結果を踏まえ、同年11月13日の本会議において、自民党、公明党、社会党、新進市民クラブは、「京都市議員の資産等の公開に関する条例」(以下「資産公開条例」という)案を提出した。これに対し、共産党は、同議案の修正案及び「資産公開等審査会条例」案を提出した。

同月20日の本会議において、これらの議案を表決に付した結果、自民党、公明党、社会党、新進市民クラブが提出した議案を原案のとおり全会一致で可決し、共産党提案の修正案及び「資産公開等審査会条例」案を賛成少数により否決した。

資産公開条例の制定により、市議員は、「資産等報告書」「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」の4種類の報告書を議長へ提出することとなった。これらの報告書は5年間保存され、閲覧に供することとされた。

その後、平成13年の商法の一部改正、また、平成19年の郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、資産公開条例を改正した。

このうち、平成19年の改正については、京都市会で初めての委員会(市会運営委員会)提出議案<sup>61</sup>であった。

61 平成18年の地方自治法改正により、委員会における審査や所管事務の調査の結果として、条例案などを作成することも想定し、委員会に議案提出権が付与された。



## 第3章 社会情勢に応じた制度の見直し

京都市会は、移り変わる社会情勢を踏まえ、自らの在り方について不断の見直しを行ってきた。

市会を構成する議員の定数については、多様な民意の反映や執行機関の監視など市会が果たす重要な役割を踏まえつつ、「一票の格差」が是正されるよう改めてきた。また、費用弁償の一部を廃止するとともに、議員報酬を削減し、その削減分を市の施策に活用することとした。

その他、政務活動費の透明性の向上、働き方改革、男女共同参画などの課題についても積極的に取り組んだ。

### 1 議員定数の見直し<sup>62</sup>

#### (1) 京都市会議員各選挙区選出議員数条例の改正(平成2年)<sup>63</sup>

改正の内容：議員定数72は変更なし  
上京区・東山区 各1減  
西京区・伏見区 各1増

平成11年に地方自治法が改正されるまで、同法第91条に人口段階別の定数(法定定数)が定められ、減数する場合にのみ条例を制定することとされていた。これにより、京都市会の議員定数は、昭和34年の一般選挙以降、法定定数のとおりとし、昭和34年の定数は68であった。その後、人口の急増を受け、昭和42年の定数は72とした。

そして、市域の拡大・発展と共に、各選挙区において選挙すべき市会議員の数(以下「各選挙区別定数」という)に不均衡が生じたため、昭和49年10月にその配分を見直した。

また、昭和53年12月には、山科区及び西京区の新設(昭和51年10月)を踏まえ、各選挙区別定数の配分を見直した。

その後も、山科区・右京区・西京区・伏見区の人口は増加し、各選挙区別定数と人口に不均衡が生じる、いわゆる「一票の格差」は拡大し続け、昭和55年に最大1.76倍、昭和60年には最大2.32倍(いずれも最小は東山区、最大は西京区)となっていた。

また、各地で議員定数不均衡訴訟が提起され、その是正を求める判決が次々と出される中、昭和61年2月26日に、東京高裁における「東京都議会議員定数不均衡訴訟判決」(昭和60年7月選挙執行分)において、「公選法15条7項ただし書における人口比例原則の緩和の程度は、島部のような特殊な事情のある場合を除いて、1対2を超えることは許されないものと解すべきことになる」という判断が示された。

こうした状況を踏まえ、昭和61年11月、執行機関から、昭和60年国勢

62 京都市会における議員定数の変遷については、54頁図参照。

63 平成2年10月18日公布。平成15年1月1日廃止。

調査人口に基づき、各選挙区別定数を5増5減（山科区で1増、西京区・伏見区で各2増、北区・上京区・中京区・東山区・下京区で各1減）とする改正案が提示されたが、各会派の意見が分かれたため、改正は見送られた。

しかしながら、昭和53年12月の見直し以降、人口分布や社会情勢は大きく変化していたため、平成3年4月の一般選挙に向けて、議員定数の改正は大きな課題であった。

このような状況を踏まえ、平成2年9月、代表幹事会において、9月市会の開会中に議員定数の改正について結論を出すことが確認された。10月には、議長・副議長から、議員定数72を変えずに、上京区・東山区を1減、西京区・伏見区を1増とする調整案が示され、各会派がこれに賛同したため、議長・副議長は市長へその意向を申し入れた。

これを受け、市長は「京都市会議員各選挙区選出議員数条例」を改正する議案を開会中の9月市会に追加提案した。そして、平成2年10月8日の本会議において全会一致で可決し、次の一般選挙から適用することとした。

この改正により、「一票の格差」は最大2.32倍から1.66倍となり、目標とする2倍以内が確保された。しかし、12月に公表された同年10月の国勢調査人口(速報値)による試算では、「一票の格差」は最大1.94倍となり、なお選挙区間の格差が広がる傾向を示していた。

**【平成2年改正の結果】**

選挙区	昭和60年 国勢調査人口	改正前		改正後		定数の 増減
		議員 定数	一人当たり 人口	議員 定数	一人当たり 人口	
北	131,073	7	18,725(1.33)	7	18,725(1.19)	
上京	92,897	6	15,483(1.10)	5	18,579(1.18)	△1
左京	182,201	9	20,245(1.44)	9	20,245(1.29)	
中京	100,015	6	16,669(1.18)	6	16,669(1.06)	
東山	56,332	4	14,083(1.00)	3	18,777(1.19)	△1
山科	136,954	6	22,826(1.62)	6	22,826(1.45)	
下京	78,744	5	15,749(1.12)	5	15,749(1.00)	
南	101,206	5	20,241(1.44)	5	20,241(1.29)	
右京	194,175	9	21,575(1.53)	9	21,575(1.37)	
西京	130,683	4	32,671(2.32)	5	26,137(1.66)	1
伏見	274,938	11	24,994(1.77)	12	22,912(1.45)	1
合計	1,479,218	72	20,545	72	20,545	

※ ( )内は、各区の議員一人当たりの人口の比率で、最小区と比較した「一票の格差」を示す。

(2) 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の制定(平成14年)<sup>64</sup>

条例の内容：議員定数72を69とする（1増4減）  
西京区 1増  
北区・中京区・東山区・下京区 各1減

平成11年7月の地方自治法改正により法定定数が廃止され、議員定数は、人口区分に応じて法定された上限数(法定上限)を超えない範囲内において条例により定めることとされた。

京都市会は、法定定数をもって議員定数としていたため、新たに条例を制定する必要が生じた。そこで、議員定数や「一票の格差」の是正を検討するに当たり、その審議過程を市民に明らかにする観点から、「議員定数等特別委員会」(以下「特別委員会」という)を設置して審査することとした。

特別委員会は平成13年3月23日に設置され、①市会議員の定数及び各選挙区別定数、②行政区の分区及び合区による各選挙区の議員の数の変更、について18名の委員が審査することとした。

第2回、第3回特別委員会では説明聴取と質疑、第4回特別委員会では実地視察、第5回特別委員会では学識経験者からの意見聴取を行った。なお、行政区の分区及び合区による各選挙区の議員の数の変更については、執行機関から、今後本格的な検討や調査を実施する予定であり、議員定数に係る条例の施行までに結論を出すことは困難であるとの報告があったため、第6回特別委員会をもって議論を打ち切った。

その後、市会議員の定数及び各選挙区別定数について議論を重ね、「一票の格差」の是正については、全会一致で是正すべきとされたものの、市会議員の総数に関しては、各会派の意見が分かれた。また、条例案の提案時期についても、自民党、民主・都みらい、公明党は、「平成14年2月市会とすべきである」との意見であり、共産党は、「更に協議を続けるべきである」との意見であった。特別委員会としての結論については合意に至らず、平成14年3月19日、第11回特別委員会をもって審査を終了し、報告書に各会派の意見を併記した。

その後、同年3月26日の本会議において、自民党、民主・都みらい、公明党、京都21から、議員定数72を69とし、西京区を1増、北区・中京区・東山区・下京区を各1減とする「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」案が提案され、賛成多数により可決した。

この条例の制定により、選挙区の人口と議員数の逆転現象<sup>65</sup>は全て解消された。また、「一票の格差」は、最大2.19倍から1.54倍にまで縮められた。

64 平成15年1月1日施行。

65 改正前、西京区の人口は155,928人、議員定数は5であったのに対し、北区の人口は126,125人、議員定数は7であるなどの不合理な現象が生じていた。

【平成14年改正の結果】

選挙区	平成12年 国勢調査人口	改正前		改正後		定数の 増減
		議員 定数	一人当たり 人口	議員 定数	一人当たり 人口	
北	126,125	7	18,018(1.27)	6	21,021(1.25)	△1
上京	84,187	5	16,837(1.18)	5	16,837(1.00)	
左京	171,556	9	19,062(1.34)	9	19,062(1.13)	
中京	95,038	6	15,840(1.11)	5	19,008(1.13)	△1
東山	44,813	3	14,938(1.05)	2	22,407(1.33)	△1
山科	137,624	6	22,937(1.61)	6	22,937(1.36)	
下京	71,212	5	14,242(1.00)	4	17,803(1.06)	△1
南	97,820	5	19,564(1.37)	5	19,564(1.16)	
右京	195,573	9	21,730(1.53)	9	21,730(1.29)	
西京	155,928	5	31,186(2.19)	6	25,988(1.54)	1
伏見	287,909	12	23,992(1.68)	12	23,992(1.42)	
合計	1,467,785	72	20,386	69	21,272	△3

※ ( )内は、各区の議員一人当たりの人口の比率で、最小区と比較した「一票の格差」を示す。

(3) 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正に係る直接請求(平成23年・否決)

請求の内容：議員定数69を60とする（9減）  
 北区・上京区・中京区・下京区・南区・  
 右京区・伏見区 各1減，左京区 2減

平成23年1月、住民からの直接請求(有効署名数33,704筆)が市長に提出されたことを受け、臨時会が開会された。

市長から提出された議案は、市会運営委員会に付託され、同月26日に請求代表者から意見陳述が行われた後に審査された。その後、同月28日に、委員会は全会一致で否決すると査定し、同月31日の本会議において否決した。

(4) 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正(平成26年)<sup>66</sup>

改正の内容：議員定数69を67とする（2減）  
 上京区・左京区 各1減

平成23年5月に地方自治法が改正<sup>67</sup>され、地方公共団体の議員定数の法定上限が撤廃された。これにより、議員定数は、地方公共団体の自主的な判断により決定されることとなった。

このため、第5次市会改革において、平成24年8月に「京都市会の基本理念」を取りまとめた後、平成24年9月の第17回市会改革推進委員会(以下「改革委員会」という)から議員定数及び議員報酬についての議論を開始した。

<sup>66</sup> 平成26年3月26日施行。  
 条例全文は95頁参照。

<sup>67</sup> 平成23年8月1日施行。



改革委員会では、次の一般選挙(平成27年4月)の1年前には結論を出すことを目指すとともに、特定の選挙区の増減といった個別の具体的な議論ではなく、「議員定数の在り方」を議論することとした。

また、議論を深めるため、平成25年1月の第21回改革委員会に、全国市議会議長会法制参事<sup>68</sup>の廣瀬和彦氏を招致し、議員定数及び議員報酬について検討するうえで考慮すべきことや基準となり得る考え方について学ぶ機会を設けた。さらに、3名の学識者(立命館大学法学部教授 駒林良則氏、京都府立大学公共政策学部准教授 窪田好男氏、龍谷大学政策学部准教授 土山希美枝氏)からそれぞれ京都市会の議員定数及び議員報酬の在り方に関する意見書の提出を受けるとともに、同年8月から9月の改革委員会に個別に招致し、質疑を行った。

これらを踏まえ、平成26年1月の第33回改革委員会において、①現状最大1.53倍となっている「一票の格差」を是正する必要があること、②市民の多様な意見を反映するため、各選挙区別定数が1名の選挙区は設けないこと、の2点については合意したものの、議員定数の増減の方向性については合意に至らなかった。

その後、同年3月17日の本会議において、自民党、民主・都みらい、公明党、無所属議員2名から、議員定数を2減(上京区・左京区を各1減)とする条例の一部改正案が提案された。一方、共産党から、議員定数を3増(山科区・西京区・伏見区を各1増)とする条例の一部改正案が提案された。

3増案は否決され、2減案は提出者に加えて京都党が賛成し、賛成多数により可決した。

この改正により、議員定数は69から67へ2減となり、「一票の格差」は最大1.53倍から1.29倍へと是正された。

#### 【平成26年改正の結果】

選挙区	平成22年 国勢調査人口	改正前		改正後		定数の 増減
		議員 定数	一人当たり 人口	議員 定数	一人当たり 人口	
北	122,037	6	20,340(1.22)	6	20,340(1.03)	
上京	83,264	5	16,653(1.00)	4	20,816(1.05)	△1
左京	168,802	9	18,756(1.13)	8	21,100(1.07)	△1
中京	105,306	5	21,061(1.26)	5	21,061(1.07)	
東山	40,528	2	20,264(1.22)	2	20,264(1.03)	
山科	136,045	6	22,674(1.36)	6	22,674(1.15)	
下京	79,287	4	19,822(1.19)	4	19,822(1.00)	
南	98,744	5	19,749(1.19)	5	19,749(1.00)	
右京	202,943	9	22,549(1.35)	9	22,549(1.14)	
西京	152,974	6	25,496(1.53)	6	25,496(1.29)	
伏見	284,085	12	23,674(1.42)	12	23,674(1.20)	
合計	1,474,015	69	21,363	67	22,000	△2

※ ( )内は、各区の議員一人当たりの人口の比率で、最小区と比較した「一票の格差」を示す。

68 以下、肩書きは全て当時のものとする。

【議員定数の変遷】

選挙 執行日	定数	選挙区										
		北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見
昭和 22. 4.30	64	—	15	8	9	7	—	13	—	6	—	6
26. 4.23	57 (-7)	—	13 (-2)	8	8 (-1)	6 (-1)	—	11 (-2)	—	5 (-1)	—	6
30. 4.23	57	—	13	8	8	6	—	11	—	5	—	6
30. 9. 8	57	6 (+6)	7 (-6)	8	8	6	—	7 (-4)	4 (+4)	5	—	6
34. 4.23	68 (+11)	7 (+1)	9 (+2)	9 (+1)	9 (+1)	7 (+1)	—	8 (+1)	5 (+1)	7 (+2)	—	7 (+1)
38. 4.17	68	6 (-1)	8 (-1)	9	9	7	—	8	6 (+1)	8 (+1)	—	7
42. 4.15	72 (+4)	7 (+1)	7 (-1)	10 (+1)	8 (-1)	8 (+1)	—	7 (-1)	6	10 (+2)	—	9 (+2)
46. 4.11	72	7	7	10	8	8	—	7	6	10	—	9
50. 4.13	72	7	6 (-1)	9 (-1)	7 (-1)	9 (+1)	—	6 (-1)	5 (-1)	13 (+3)	—	10 (+1)
54. 4. 8	72	7	6	9	6 (-1)	4 (-5)	6 (+6)	5 (-1)	5	9 (-4)	4 (+4)	11 (+1)
58. 4.10	72	7	6	9	6	4	6	5	5	9	4	11
62. 4.12	72	7	6	9	6	4	6	5	5	9	4	11
平成 3. 4. 7	72	7	5 (-1)	9	6	3 (-1)	6	5	5	9	5 (+1)	12 (+1)
7. 4. 9	72	7	5	9	6	3	6	5	5	9	5	12
11. 4.11	72	7	5	9	6	3	6	5	5	9	5	12
15. 4.13	69 (-3)	6 (-1)	5	9	5 (-1)	2 (-1)	6	4 (-1)	5	9	6 (+1)	12
19. 4. 8	69	6	5	9	5	2	6	4	5	9	6	12
23. 4.10	69	6	5	9	5	2	6	4	5	9	6	12
27. 4.12	67 (-2)	6	4 (-1)	8 (-1)	5	2	6	4	5	9	6	12

2 議員報酬の削減とその活用

(1) 概要

69 平成20年9月1日施行。

平成20年6月の地方自治法改正<sup>69</sup>により、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない」と定められた。この規定は、議員と行政委員会の委員等とで報酬の支給方法等が異なることを明確にするため、この二つを分離させ、議員の報酬に関する規定を新たに設けたものであった。あわせて、名称も「報酬」から「議員報酬」へと改められた。

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、昭和31年9月に制定された「京都市報酬及び費用弁償条例」及び「京都市会議員期末手当支給条例」においてそれぞれ定められていたが、法改正を踏まえ、平成20年9月市会において、「京都市報酬及び費用弁償条例」の議員の報酬及び費用弁償に関する規定と「京都市会議員期末手当支給条例」の規定とを統合した「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」<sup>70</sup>を制定した。

70 条例全文は107頁参照。

## (2) 削減の実施

平成13年3月、市税収入の落ち込みなどによる厳しい財政状況を踏まえ、議長から各会派に対し、議員報酬の削減についての提案があった。各会派で検討、協議した結果、報酬月額5%を当面1年間削減することとし、平成13年2月市会の最終本会議において、「京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例」<sup>71</sup>を制定した。

その後も、平成14年度予算の収支見通しにおいて580億円もの巨額の財源不足が見込まれ、平成13年10月に「財政非常事態宣言」が行われるなど、引き続き厳しい財政状況に置かれたことから、京都市会においても、報酬月額5%削減を毎年延長し、平成19年度まで継続した。

さらに、平成20年9月に「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」を制定した後、平成21年2月市会で改めて「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」<sup>72</sup>を制定し、平成21年度及び22年度は5%、平成23年度以降は毎年10%削減を継続している。

71 平成13年3月30日公布。  
平成13年4月1日施行。

72 平成21年3月31日公布。  
平成21年4月1日施行。  
条例全文は108頁参照。

### 【議員報酬月額金額】

議長	1,120,000円(10%削減後)	1,008,000円
副議長	1,030,000円(10%削減後)	927,000円
議員	960,000円(10%削減後)	864,000円

(平成30年3月31日時点)

## (3) 財源の活用

議員報酬の削減により生み出された財源は、行政課題や社会状況を見定め、市長が提出する一般会計補正予算案を修正議決することにより、市会の意思を反映させる形で京都市の施策に活用している。

### 【議員報酬削減に係る修正議案及び内容】

修正した議案	修正した金額	修正した内容
平成23年度京都市一般会計補正予算(ほか2件)	1億300万円	東日本大震災対策の財源に充当し、公債償還基金の取崩し額を減額
平成24年度京都市一般会計補正予算	7,900万円	京町家・木造住宅の耐震改修に係る支援事業の予算を2,000万円増額するとともに、通学路の安全対策に係る財源の更正により市債を5,900万円減額
平成25年度京都市一般会計補正予算(ほか1件)	7,900万円	台風18号による被害への対応策の財源に充当し、財政調整基金の取崩し額を減額
平成26年度京都市一般会計補正予算	7,900万円	8月豪雨による被害への対応策の財源に充当し、財政調整基金の取崩し額を減額
平成27年度京都市一般会計補正予算	7,700万円	台風11号による被害への対応策の財源に充当し、財政調整基金の取崩し額を減額
平成28年度京都市一般会計補正予算(ほか1件)	7,700万円	子どものための教育・保育給付、障害者自立支援給付等の財源に充当し、社会福祉事業基金の取崩し額を減額
平成29年度京都市一般会計補正予算	7,700万円	新入学児童生徒学用品費の財源に充当し、財政調整基金の取崩し額を減額

### 3 本会議及び委員会への出席に係る費用弁償の廃止

地方自治法第203条第2項において、「普通地方公共団体の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と定められている。京都市会では、議員への費用弁償として、本会議などへの出席及び職務としての出張に要する費用が支給されていた。

このうち、本会議及び委員会への出席に係る費用弁償については、平成17年度以降、その時々状況に応じて減額し、その後、第5次市会改革での議論を経て、平成23年度に廃止した。

【本会議及び委員会への出席に係る費用弁償の額】

適用年月	金額
昭和56年4月	日額 9,000円
平成元年4月	日額 11,000円
平成17年4月	日額 10,000円
平成20年4月	日額 5,000円
平成23年4月	廃止

73 政務活動費の概要は29頁参照。

### 4 政務活動費(政務調査費)の透明性の向上<sup>73</sup>

政務活動費(政務調査費)は、会派又は議員の調査研究活動を支える重要な制度である。一方、その使途に関して、住民監査請求や住民訴訟が提起された。

これらの状況も踏まえながら、政務活動費に係る説明責任を果たすために、随時、制度の見直しを行ってきた。

#### (1) 第1次市会改革を踏まえた取組

平成16年度の第1次市会改革において、一層の透明性を確保するために、政務調査費の公開について協議を行った。

その結果、平成17年度交付分から、1件5万円以上の支出(事務所費・人件費を除く)に係る領収書等を収支報告書に添付し、閲覧に供することとした。

#### (2) 第3次市会改革を踏まえた取組

平成19年度には、第3次市会改革において、政務調査費制度の在り方についての議論を行った。

これを踏まえ、平成20年3月に、政務調査費の具体的な支出の考え方や按分の基準などを明確にした「政務調査費の運用に関する基本指針」<sup>74</sup>を定めた。また、平成20年度交付分から、全ての支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添付し、閲覧に供するとともに、収支報告書のインターネット公開を実施することとした。

74 平成20年4月1日施行。



**(3) 住民監査請求監査結果(平成20年)を踏まえた取組**

平成20年6月、平成18年度交付分に関する住民監査請求に基づく監査の結果が公表された。その内容は、支出の一部に目的外に使用されたものがあるため、会派及び議員に対し返還を求めるなどの必要な措置を講じるよう、市長に勧告するものであった。

これを受け、対象となった会派及び議員は、市長からの返還請求等の措置がなされる前に、自主的に返還を行った。

また、監査結果で示された勧告及び意見の内容を踏まえ、運用基準を厳格化することとし、同年12月に、納品書等の保管を努力義務とするとともに、議員の親族に係る人件費の上限をその全額の3分の2とするなどの見直しを行った。

**(4) 政務活動費制度への変更**

平成24年9月の地方自治法改正により、政務調査費制度が政務活動費制度に改められたため、学識者からの意見聴取などを経て、平成25年2月、「京都市政務調査費の交付に関する条例」を改正した。<sup>75</sup>

75 平成25年3月1日施行。

**【主な改正内容】**

1	条例の名称を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に改める
2	政務活動費を充てることができる範囲を「調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と規定
3	使途が市民にとって分かりやすいものとなるよう、条例別表において、対象経費(調査研究費、研修費、広報広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、通信運搬費、備品消耗品費、人件費、事務所費)を整理
4	市会が政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを明記

**(5) 第6次市会改革を踏まえた取組**

第6次市会改革においては、平成27年6月から11月にかけて、政務活動費の公開の在り方について検討した。

その結果、平成27年度交付分(改選後の同年5月～平成28年3月分)から、それまでの収支報告書に加え、領収書その他の添付書類全てをインターネット上で公開することとした。

**【収支報告書等の公開状況】**

		平成13年度 交付分	平成17年度 交付分	平成20年度 交付分	平成27年度 交付分
収支報告書	閲覧	→			
	インターネット公開			→	→
領収書等	閲覧		→		
	インターネット公開				→

(6) 住民監査請求監査結果(平成28年)を踏まえた取組

平成28年9月、平成26年度交付分に関する住民監査請求に基づく監査の結果が公表された。請求は棄却されたが、監査委員から、政務活動費の運用のルールに係る改善策等について意見が付された。

これを受け、京都市会は同年11月に運用基準を見直す方針を明らかにするとともに、平成29年1月に「政務活動費運用基準見直し検討会議」を設置して、見直しの具体的な内容について協議を行った。

その結果、同年3月に、①人件費及び事務所に係る説明書の作成・公開、②人件費及び事務所に係る日々の記録の作成・提出、③出張記録書の記載内容の充実、④広報広聴費を充てた印刷物の添付、などを主な内容とする運用基準の見直しを行い、平成29年度交付分から適用することとした。

【政務活動費(政務調査費)をめぐる住民監査請求・住民訴訟】

請求の対象	住民監査請求	住民訴訟
平成15年度(4月)交付分	16. 2. 5 請求 16. 3. 3 却下	16. 3.31 訴え提起 17. 8.25 第一審判決(棄却) 17. 9. 7 住民側控訴 18. 1.18 控訴審判決(棄却)
平成18年度交付分	20. 3.31 請求 20. 6.27 勧告	
平成19年度交付分	21. 3.24 請求 21. 7.24 勧告	
平成20年度交付分	22. 3.18 請求 22. 5.17 一部勧告・一部却下	
平成21年度交付分	23. 3.29 請求 23. 5.27 一部勧告・一部却下	23. 6.24 訴え提起 28. 2. 4 第一審判決 (本市側一部敗訴) 28. 2.16 本市側控訴 28.12.14 住民側訴え取下げ
平成23年度交付分	25. 3.29 請求 25. 5.28 棄却・一部却下	
平成25年度交付分	27. 3.31 請求 27. 5.29 棄却・一部却下	27. 6.29 訴え提起 28.12.14 住民側訴え取下げ
平成26年度交付分	28. 3.29 請求 28. 9. 5 棄却	28.10. 5 訴え提起 28.12.14 住民側訴え取下げ
平成25～27年度交付分	29. 6. 1 請求 29. 7.31 棄却	29. 8.31 訴え提起 係争中(30. 3.31時点)
平成24～25年度交付分	29. 8.31 請求 29.10.30 棄却	
平成28年度交付分	30. 3.30 請求 30. 4.12 一部取下げ 30. 5.24 棄却	

## 5 働き方改革に向けた取組

市役所の組織の活性化・効率化が、質の高い市民サービスの提供へとつながることから、市会としても、職員の時間外勤務時間の削減に向けて、積極的に運営の見直しに取り組んできた。

### (1) 代表質疑・代表質問発言要旨の事前通告日の見直し

代表質疑・代表質問の発言要旨については、市長からの的確な答弁を得て本会議を円滑に進める観点から、慣例により、執行機関に対して事前に通告している。

通告は、代表質疑・代表質問を行う本会議の3開庁日前に行っていたものの、答弁の準備を行う執行機関の職員は、深夜まで時間外勤務を行う状況があった。

そこで、職員の時間外勤務の縮減とこれに伴う経費削減に向けた取組として、平成20年9月市会から、4開庁日前に通告することとした。

### (2) 予算・決算特別委員会審査日程の見直し

平成29年3月、国において働き方改革や罰則付き時間外労働の上限規制、長時間労働の是正などを柱とした「働き方改革実行計画」が策定された。

京都市においても、同年4月から働き方改革推進本部会議及び働き方改革推進プロジェクトチームが設置され、長時間労働に依存しない業務運営の実現を目指した取組が進められた。

このような状況を踏まえ、働き方改革の推進に向けた市会における取組として、平成29年9月市会から、予算・決算特別委員会の審査日程を次のように見直した。

1点目は、予算・決算特別委員会分科会（局別質疑）<sup>76</sup>において、各局からの説明聴取を全て1日目に集約するとともに、各会派等の質疑時間の配分について、午後6時までとしていた従来の時間設定を午後5時30分までとすることにより、実質的な質疑時間を確保しつつ、職員の時間外勤務を前提とした時間配分を解消した。

2点目は、局別質疑終了後、総括質疑へ向けた職員の準備作業が深夜に及んでいた状況を改善するため、局別質疑から総括質疑までの日程を中二日から中三日に改めることにより、総括質疑に向けた作業を平準化し、時間外勤務の縮減を図ることとした。

この見直しは、市会として働き方改革を推進するよう執行機関に求めている中で、市会の本気度を示すため、各会派において議論を重ね合意に至ったものであった。

76 予算・決算特別委員会の基本的な流れ

- ①特別委員会、分科会を設置
- ②分科会で局別に審査（局別質疑）（7日間）
- ③特別委員会で市長等に対し総括質疑（2日間）
- ④特別委員会としての結論を出し審査終了

## 6 男女共同参画の実現に向けた取組

京都市会では、男性議員と女性議員が共に活躍できる環境を整えるため、従来の慣習や規則の見直しに取り組んできた。

### 【男女別議員数の推移】

	平成3年		平成7年		平成11年		平成15年		平成19年		平成23年		平成27年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
男	63	88	62	86	59	82	56	81	55	80	55	80	55	82
女	9	12	10	14	13	18	13	19	14	20	14	20	12	18

※ 一般選挙後、新市会発足時点。

#### (1) 議員の呼称の変遷

市会の会議では全ての議員に対し「君」の呼称を使用していた。

平成12年9月、議長の提案により、同年9月市会から女性議員に対して「さん」の呼称を使用することとした。

また、平成13年8月、議長の提案により、同年9月市会から性別に関係なく「議員」の呼称に統一することとした。

なお、会議における配布文書及び会議録の表記も、同様に変更した。

#### (2) 会議の欠席の理由に「病気・出産」を明記

会議の欠席については、会議規則において「議員は、事故のため(略)会議に出席できないときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない」と定められていた。

平成16年2月、議員の出産予定を契機に会議規則を改正し、「議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その理由を付して、議長に届けなければならない」と改め、議長への届出の理由を明確化した。

#### (3) 女性議員更衣室の設置

平成18年1月、第2次市会改革において、議場のバリアフリー化や対面式質問席の設置、委員会室・議員応接室の増設、女性議員の更衣室の設置など、議会棟の拡充について検討した。しかし、同年9月、厳しい財政状況にあるため早急に実現することは困難であることから、あるべき姿と課題を確認して市会改革における検討を終えた。

その後、当面の課題解決のため、平成18年10月、議会棟東側の執行機関のスペースを活用できるよう申入れを行い協議した結果、市会が使用できることとなった。

これにより、平成19年4月の一般選挙後に実施された議会棟改修工事にあわせ、会派会議室のほか女性議員の更衣室を設置した。



# II

## 市会改革の系譜

～市会改革検討小委員会から市会改革推進委員会へ～



# 第1章 概要

## 1 第1次～第4次市会改革（第1次：平成16年3月～平成17年3月，第2次：平成18年1月～平成19年2月） 第3次：平成19年9月～平成20年3月，第4次：平成21年3月～平成23年3月）

地方分権が進展する中，市会が自らの在り方を検証し，一層の活性化を図るため，平成16年3月，市会運営委員会内に市会改革検討小委員会を設置し，以降，平成18年，平成19年，平成21年と4次にわたり，小委員会等において市会改革に向けた協議を行い，その協議内容を市会運営委員会へ報告した。

市会運営委員会においても更に協議を重ね，議決権の強化，委員会の公開の推進，議場見学の実施，京都市会ホームページ・京都市会だよりの充実，政務調査費の公開の推進・使途基準の明確化，定例会の出席に係る費用弁償の廃止など，多くの成果を挙げた。

## 2 第5次市会改革(平成23年5月～平成27年3月)

平成23年5月，それまでの市会改革の流れを継承し，議会基本条例の制定等の新たな課題に対応すべく，地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場として市会改革推進委員会（以下「委員会」という）を設置した。議会機能の充実や開かれた市会の実現に向けて，4年間で47回もの委員会が開会され，22回にわたり，議長への報告が取りまとめられた。

これを受けて，市会の日程を事前に周知するためのポスターの作成，本会議の代表質疑・代表質問における分割方式の導入，常任委員会のインターネット中継などを実現した。

さらに，平成26年3月に，それまでの市会改革の集大成といえる「京都市会基本条例」を制定した。そして，平成26年4月から，「京都市会基本条例」の施行と通年議会〈一会期制〉の導入の下，京都市会は新たなスタートを切ることとなった。

平成27年3月，委員会は4年間の活動を「市会改革推進委員会活動報告書～京都市会基本条例の制定と新たな市会改革の展開～」に取りまとめ，第5次市会改革としての活動を終えた。

## 3 第6次市会改革(平成27年5月～平成30年3月)

平成27年5月にスタートした第6次市会改革では，情報発信の強化等について検討を行った。5回にわたり取りまとめられた議長への報告を踏まえ，Facebookによる情報発信，議長記者会見，政務活動費の領収書等のインターネット公開などを実施し，特に開かれた市会の実現に向けた取組に注力した。

また，若年層の市会への関心を高めるため，委員会において大学生と意見交換を行うとともに，市立高校生との意見交換会を実施した。さらに，「京都市会基本条例」の施行から3年が経過することを踏まえ，条例の目的の達成状況について，平成29年4月から8月にかけて検証・評価を行った。ここで，平成28年度末までの取組の成果を集約するとともに，今後の方向性についても明らかにしたうえで，平成29年9月に結果を公表した。

その後，平成30年3月，新たな協議案件が生じた場合は，必要に応じてしかるべき場で協議することとし，委員会は協議・調整の場としての役割を一旦終えることとした。

## 第2章 資料から振り返る市会改革

### 1 委員会の開催状況

#### (1) 第1次市会改革(平成16年3月～平成17年3月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目	
—	平成16年 3月29日	京都市会改革検討小委員会を設置	
第1回	7月23日	検討項目案等について協議	
第2回	8月9日	原案の説明聴取等	
第3回	10月5日	○ 政務調査費の公開	○ 海外行政調査の自粛, 見直し
第4回	11月1日	○ 政務調査費の公開 ○ 海外行政調査の自粛, 見直し ○ 総括質疑のインターネットを通じた公開 ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請 ○ 市バス, 地下鉄特別乗車券等交付の廃止の要請	○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償, 出張旅費等の在り方の検討 ○ 委員会における飲料のペットボトル化 ○ 予算・決算特別委員会での卓上花の廃止 ○ 常任委員会用黒表紙ファイルの配付の廃止
第5回	11月15日	○ 政務調査費の公開 ○ 海外行政調査の自粛, 見直し ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請	○ 市バス, 地下鉄特別乗車券等交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の在り方の検討 ○ 予算・決算特別委員会での卓上花の廃止
第6回	11月25日	○ 政務調査費の公開 ○ 海外行政調査の自粛, 見直し ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請	○ 市バス, 地下鉄特別乗車券等交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の在り方の検討 ○ 予算・決算特別委員会での卓上花の廃止
第7回	12月13日	○ 政務調査費の公開 ○ 海外行政調査の自粛, 見直し ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請 ○ 市バス, 地下鉄特別乗車券等交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の在り方の検討 ○ 予算・決算特別委員会での卓上花の廃止	○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大 ○ 議事進行発言のルール化 ○ 委員会直接傍聴の実施 ○ 常任委員会のモニターテレビによる放映 ○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり
第8回	12月24日	○ 政務調査費の公開 ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請 ○ 市バス, 地下鉄特別乗車券等交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の在り方の検討 ○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加	○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大 ○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり ○ 議事進行発言のルール化 ○ 委員会直接傍聴の実施 ○ 常任委員会のモニターテレビによる放映
市会運営 委員会へ 中間報告	平成17年 1月14日	<b>【報告書掲載項目】</b> ○ 政務調査費の公開 ○ 海外行政調査の見直し ○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰規則の見直しの要請	○ 市バス・地下鉄特別乗車券交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の見直し
第9回	1月21日	○ 政務調査費の公開 ○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり ○ 議事進行発言のルール化 ○ 委員会直接傍聴の実施 ○ 常任委員会のモニターテレビによる放映



# 政務調査費 領収書を義務付け 地下鉄無料パス廃止など盛る

## 京都市会改革小委が中間報告書

# 削減 4年で 5800万円

# 新年度から実施へ



京都市議会の「市会改革検討小委員会（北川委員長）」は、十四日の市会運営委員会で、議員処遇を含む市会改革に関する中間報告書を公表した。政務調査費の公開や海外行政調査の見直し、市バス・地下鉄の無料パス廃止などを盛り込み、削減効果は四年間で約五十八百万円、条例改正などを経て、二〇一五年から順次実施する。

報告書によると、政務調査費は、使途の透明化を図るため、会派分（月一人百五十万円の旅費支額十四万円、個人分（同四十四万円）と別に事務所費と入件費を除き、一件五万円以上の支出に対する、領収書などの提出を義務付ける。

現在、政務調査費の領収書類は、条例で各会派と議員個人に五年間の間は、日額一万円から同一万円に引き下げる。このほか、在職年数に応じて退職金に支給されているタクシーのプリペイドカード（月額一万円）や市バス・地下鉄の

無料パス、現職議員への無料バスや中施設入場券交付などは、市長に廃止を申し入れる。有功者表彰も簡素化を求める。北川委員長は「市財政は厳しく、議員特権を許さない時代の流れも感じている。議会機能を確立するとともに、改革という名に偽る内容としたい」と話している。

同委員会は、昨年二月に発足。引き続き、常任委員会審議のモニタリングに中継や議決権の強化などを審議し、今年二月に最終報告を出す。

平成17年1月15日



議員優遇措置の見直しを申し入れる北川委員長ら（京都市役所）

# 廃止・簡素化申し入れ

## 検討小委 市長、4月実施を表明

京都市議会の「市会改革検討小委員会（北川委員長）」は十九日、議う榎本兼市長に申し入れた市バス・地下鉄無料パスの廃止を求め、四月から実施する」と述べた。

申請されたのは▽退職

議員への無料バス、タクシープリペイドカードなどの支給廃止▽有功者表彰の簡素化▽現職議員への無料バス支給の廃止▽市施設入場券配布の廃止の四項目。いずれも市が独自に実施している議員への優遇措置で、今月十四日に検討小委が公表した中間報告で、市財政の悪化などを理由に見直しを求めた。

北川委員長は「見直しは全会派一致で決めた。現状では、市と市議会は車の両輪としての役割を果たしていない。今後もしっかりと改革を重ねたい」と強調。榎本市長も「自らの処遇に鋭いメスをを入れ、活性化に向けた意を感じている。四項目の申し入れはいずれも重要で、その内容を尊重したい」と答えた。

平成17年1月20日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
第10回	平成17年 2月1日	○ 政務調査費の公開 ○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり ○ 議事進行発言のルール化 ○ 委員会直接傍聴の実施 ○ 常任委員会のモニターテレビによる放映
第11回	2月9日	○ 政務調査費の公開 ○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり ○ 議事進行発言のルール化 ○ 委員会直接傍聴の実施
第12回	2月17日	○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約及び財産の取得等に係る議決対象範囲の拡大 ○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり
市会運営 委員会へ 中間報告	2月17日	【報告書掲載項目】 ○ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 ○ 契約に係る議決対象範囲の拡大 ○ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり ○ 議事進行発言のルール化 ○ 常任委員会のモニターテレビによる放映 ○ 総括質疑のインターネットを通じた公開 ○ 政務調査費の公開	○ 退職議員処遇の見直し ○ 有功者表彰の見直しの要請 ○ 市バス・地下鉄特別乗車券交付の廃止の要請 ○ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 ○ 費用弁償の見直し ○ 海外行政調査の見直し
第13回	3月9日	○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	
市会運営 委員会へ 報告	3月17日 付け	【報告書掲載項目】 ◎ 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加 [平成17年3月18日条例制定] ◎ 契約に係る議決対象範囲の拡大 [平成17年3月18日条例改正] ◎ 政策に係る議員提出議案に関するルールづくり [平成17年2月17日市会運営委員会決定] ◎ 議事進行発言のルール化 [平成17年2月17日市会運営委員会決定] ◎ 常任委員会のモニターテレビによる放映 [平成17年度から実施] ◎ 総括質疑のインターネットを通じた公開 [平成17年9月市会から実施]	◎ 政務調査費の公開 [平成17年度交付分から実施] ◎ 退職議員処遇の見直し [平成17年度から実施] ◎ 有功者表彰の見直しの要請 [平成17年度から実施] ◎ 市バス・地下鉄特別乗車券交付の廃止の要請 [平成17年度から実施] ◎ 美術館等の入場券の配付の廃止の要請 [平成17年度から実施] ◎ 費用弁償の見直し [平成17年度から実施] ◎ 海外行政調査の見直し [平成19年度から実施]

(2) 第2次市会改革(平成18年1月～平成19年2月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
—	平成18年 1月20日	第2次京都市会改革検討小委員会を設置	
第1回	1月23日	検討項目案等について協議	
第2回	2月21日	○ 議会棟の拡充等 ○ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い ○ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む) ○ 定例会開会時の市歌の斉唱 ○ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し	○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大 ○ 市会だよりの充実 ○ 本会議場等の一般見学 ○ 議員証の改善
第3回	4月28日	○ 議会棟の拡充等 ○ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い ○ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む) ○ 定例会開会時の市歌の斉唱 ○ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し	○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大 ○ 市会だよりの充実 ○ 本会議場等の一般見学 ○ 議員証の改善

参考資料（京都新聞）

# 議決対象に追加

## 京都市会改革小委 基本計画策定と姉妹都市提携 条例案提案へ 市政関与を強化

京都市議会の「市会改革検討小委員会」（北川明委員長）は十七日、市議会对する関与を拡大する案を提案する。基本計画の策定など、姉妹都市の提携、地方自治法では、自治体に対して、地域の計画的な運営を行うための「基本構想」を議会の議決を経て決定すること、政令指定都市で初めての試みも盛り込んで、十八日開会する月

定例市議会に、関係条例案を提案する。市議会对する関与を拡大する案は、市全体に及ぼす影響は、市議会对する関与を拡大する案に比べて、姉妹都市の提携、地方自治法では、自治体に対して、地域の計画的な運営を行うための「基本構想」を議会の議決を経て決定すること、政令指定都市で初めての試みも盛り込んで、十八日開会する月

このため小委員会は、「市政にもっと関与を強め、責任を果たす必要がある」として、議決対象項目を追加することにした。基本計画策定を議決に加えているのは政令指定都市では広島、仙台市に次ぎ三番目となる。また、姉妹都市の提携については、これまで明

文化された規定がないまま議決してきたため、今回、条例で規定することにした。議決が必要ない項目は、条例制定や予算など、地方自治法であらかじめ定められたものほか、自治体に関する問題についても独自に追加できることになっている。小委員会は「このほか、議会の議決を必要とする公共工事などの契約額

を現行の五億円から四億円に引き下げる▽常任委員会のモニター中継▽予算、決算特別委員会の市長総括質疑のインターネット中継▽政務調査費の収支報告書の使途項目の明確化などを決めた。いずれも四月以降に実施する。

北川小委員長は「議決権を強化することで、議会の機能を高めていきたい」と話した。

平成17年2月18日

### 最終報告公表し活動終了 改革小委

京都市議会の市会改革検討小委員会（北川明委員長）は十八日、議決権の強化や議員処遇の見直しなどを内容とする最終報告書を公表し、一年間の活動を終了した。

同小委は、一開かれた議会の在り方を検討する目的で昨年三月、市会運営委員会の中に設けられた。これまでに、基本計画策定などを議決案件に加える議決権強化案や、退職者も含め議員全員に支給されていた市バスや地下鉄の無料バスを廃止するなど、議員処遇の見直し策を取りまとめた。

この日公表した報告書には▽常任委員会をモニターテレビで放映する▽議員の海外行政調査の旅費支給限度額の制限▽政務調査費収支報告書の透明化のための様式見直しなどを盛り込んだ。

議員報酬削減  
新年度も継続  
京都市議会は、十八日の最終本会議で、二〇〇一年度から実施している議員報酬の5%削減を、新年度も継続することを決めた。

報酬削減は市の厳しい財政事情に配慮して行っている。〇一年度を基準に議長、副議長、議員の報酬の5%を減額する。

平成17年3月19日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
第4回	平成18年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議場における一問一答方式の導入</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 市会ホームページの充実</li> <li>○ 海外行政調査の在り方</li> <li>○ 費用弁償の在り方</li> <li>○ 議会棟の拡充等</li> <li>○ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い</li> <li>○ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定例会開会時の市歌の斉唱</li> <li>○ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し</li> <li>○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大</li> <li>○ 市会だよりの充実</li> <li>○ 本会議場等の一般見学</li> <li>○ 議員証の改善</li> </ul>
第5回	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し</li> <li>○ 総括質疑の充実</li> <li>○ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し</li> <li>○ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請</li> <li>○ 電子情報による各種資料(議案, 委員会資料, 議員会資料等)の送付</li> <li>○ 議員の位置付け等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会バスの導入</li> <li>○ 区長の本会議, 委員会への出席</li> <li>○ 各選挙区の定数の見直し</li> <li>○ 本会議場等の一般見学</li> <li>○ 市会ホームページの充実</li> <li>○ 海外行政調査の在り方</li> <li>○ 費用弁償の在り方</li> </ul>
第6回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む)</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し</li> <li>○ 総括質疑の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し</li> <li>○ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請</li> <li>○ 本会議場等の一般見学</li> <li>○ 海外行政調査の在り方</li> <li>○ 費用弁償の在り方</li> </ul>
第7回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会棟の拡充等</li> <li>○ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い</li> <li>○ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む)</li> <li>○ 定例会開会時の市歌の斉唱</li> <li>○ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し</li> <li>○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大</li> <li>○ 市会ホームページの充実</li> <li>○ 区長の本会議, 委員会への出席</li> </ul>
第8回	10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議場における一問一答方式の導入</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し</li> <li>○ 総括質疑の充実</li> <li>○ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し</li> <li>○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会だよりの充実</li> <li>○ 本会議場等の一般見学</li> <li>○ 電子情報による各種資料(議案, 委員会資料, 議員会資料等)の送付</li> <li>○ 海外行政調査の在り方</li> <li>○ 議員証の改善</li> </ul>
第9回	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し</li> <li>○ 総括質疑の充実</li> <li>○ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大</li> <li>○ 議員証の改善</li> </ul>
第10回	平成19年 2月19日	報告の取りまとめ	
市会運営 委員会へ 報告	2月19日	<p><b>【報告書掲載項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会棟の拡充等</li> <li>○ 本会議場における一問一答方式の導入</li> <li>◎ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い [平成18年11月定例会から実施]</li> <li>◎ 文書質問の取扱い(無所属議員への対応を含む) [平成18年11月定例会から実施]</li> <li>○ 定例会開会時の市歌の斉唱</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し</li> <li>○ 総括質疑の充実</li> <li>○ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し</li> <li>○ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請</li> <li>◎ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し [執行機関設置の審議会について平成19年度から実施]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 訴えの提起(市営住宅の家賃滞納等)を迅速に行うための市長専決範囲の拡大 [平成19年3月13日市長専決事項改正]</li> <li>○ 市会だよりの充実</li> <li>◎ 本会議場等の一般見学 [親子ふれあい議場見学会, 子ども議場見学について平成19年度から実施]</li> <li>◎ 市会ホームページの充実 [議案の掲載について平成19年2月定例会から実施など]</li> <li>○ 電子情報による各種資料(議案, 委員会資料, 議員会資料等)の送付</li> <li>○ 海外行政調査の在り方</li> <li>○ 議員の位置付け等</li> <li>○ 費用弁償の在り方</li> <li>○ 市会バスの導入</li> <li>○ 区長の本会議, 委員会への出席</li> <li>○ 各選挙区の定数の見直し</li> <li>◎ 議員証の改善 [平成19年度から実施]</li> </ul>



## 京都市会 機能強化、活性化へ

# 第2次改革検討小委を設置

京都市議会は二十日、市議会の機能強化と活性化を目的とした「第二次市会改革検討小委員会」を設置することを決めた。一昨年に設置した小委員会に引き続き、議会運営や議員の待遇などをテーマに、来年三月まで議論する。

### 4テーマ別に

小委員会では、▽議会 機能の充実▽開かれた市 議会▽市議会のIT（情報技術）化▽議員待遇の四項目を検討する。

このうち「議会機能の充実」では、本会議での一問一答方式の導入や、常任委員会での政策討論実施などが検討項目にあ

来年3月まで議論

在り方も、引き続き議論に上るとみられる。

委員は、市会運営委員会の理事八人で構成され、委員長は北川明市議（自民）が務める。毎月一回のペースで開き、結論が出た項目から順次、議会などに提案する方針。

前回の改革小委員会は二〇〇四年三月一〇五年三月の間、設置された。議決権の強化や常任委

## 運営や議員待遇

### 検討項目に

委員長の北川市議は「各会派とも議会改革の必要性では一致している。来年春の統一地方選で任期切れとなる前に、今の議会で総仕上げの改革を行いたい」としている。

平成18年1月21日

## 京都市会 親子で見学会

市議会の本会議場の議席に座り、議場の説明を聞く親子ら。京都市役所



## 「議場 格式あった」

京都市議会を身近に感じてもらうと、京都市会は三日、「親子ふれあい議場見学会」を開いた。市役所（中京区）にある本会議場や委員会室などを小学生が保護者と一緒に見て回り、議会政治の現場を学んだ。市議会改革の一環で、小学四～六年生を対象に初めて企画した。この日、午前七時後の計二回実施し、公算した市内の親子六組約四十人が参加した。

見学会では、市会事務局職員が、「市会には仕事のルールやお金の使い方、みんなが守らないといけないことを決めるほか、市役所の仕事が決まられた通り行われているか点検します」と市議会の役割を説明。一九二七（昭和二年）に完成した本会議場では、参加者が議席に着席して、当選回数が多い議員が後方の席に着席し、当選回数少ない議員が前方の席に着席する慣例や議長の写真について話を聞いた。祖母と見学した檜原小六年、牧珠奈さん（一）は「議員の人が話して合っているルールを決めるだけあって、議場は格式があった」と話した。（榎井進）

平成19年11月4日

(3) 第3次市会改革(平成19年9月～平成20年3月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
—	平成19年 9月5日	第3次京都市会改革検討小委員会を設置	
第1回	9月5日	○ 政務調査費 ○ 海外行政調査	○ 費用弁償 ○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化
第2回	10月5日	○ 政務調査費	○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化
第3回	10月18日	○ 政務調査費	
第4回	10月29日	○ 海外行政調査	○ 費用弁償
市会運営 委員会へ 中間報告	11月9日	【報告書掲載項目】 ○ 政務調査費	
第5回	11月15日	○ 政務調査費 ○ 海外行政調査	○ 費用弁償 ○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化
第6回	12月14日	○ 政務調査費	
第7回	12月26日	○ 政務調査費	
市会運営 委員会へ 中間報告	12月26日 付け	【報告書掲載項目】 ○ 政務調査費	
第8回	平成20年 1月18日	○ 海外行政調査 ○ 費用弁償	○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化
第9回	2月28日	○ 政務調査費 ○ 海外行政調査	○ 費用弁償 ○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化
第10回	3月5日	報告の取りまとめ	
市会運営 委員会へ 報告	3月5日	◎ 政務調査費 [平成20年度交付分から制度を見直し] ○ 海外行政調査	◎ 費用弁償 [平成20年度から引下げ] ○ 出前議会など常任委員会の更なる活性化

(4) 第4次市会改革(平成21年3月～平成23年3月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
—	平成21年 3月19日	市会改革推進委員会を設置	
第1回	平成21年 5月13日	検討項目案等について協議	
第2回	6月26日	○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入	
第3回	9月14日	○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入 ○ 市会だよりの充実	○ 政務調査費の在り方
第4回	9月30日	○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入 ○ 市会だよりの充実	○ 政務調査費の在り方
第5回	10月30日	○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入 ○ 市会だよりの充実	○ 政務調査費の在り方
第6回	11月24日	○ 議員研修の充実 ○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入	○ 市会だよりの充実 ○ 政務調査費の在り方
第7回	12月11日	○ 議員研修の充実 ○ 市会だよりの [平成20年度交付分から制度を見直し]	○ 政務調査費の在り方

参考資料（京都新聞）

### 京都市会政務調査費 領収書添付の基準見直しへ

#### 改革委を設置

京都市議会の市会運営 六人、二〇〇四年に費用委員会が五日、市会改革 弁償の見直しなどをテーマに初めて設置され、今度の政務調査費支出で 領収書添付の基準などを見直すほか、議員海外視察の在り方などを協議する。国会では政治団体の収入支報告で一円以上の支出の領収書添付を義務付ける政治資金規正法改正が検討されており、この動きをにらみながら市議会としての改革案づくりに取り組み。

検討委の委員は自民、共産、民主、都分、公明の四会派の議事理事

政務調査費をめくって は、国会だけでなく他の政令市で公開基準の厳格化などを実施する自治体が相次いでいる。市会でも、領収書添付や使途の明確化など基準の見直しを検討し、早ければ来年二月議会に条例改正案を議員提案するといふ。

市議には「事務所費に関する国会議員の不祥事が相次ぎ、有権者の目は厳しい。一円以上の領収書の添付は必要」と前回の費用で、京都市会では議員一人に月額四万五千円、会派に所属議員一人当たり十四万円が支給されている。基準を厳しくすると事務も複雑になると慎重論もある。

市政務調査費交付条例で領収書添付は五万円以上の支出に限り、人件費や事務所費に使った場合に領収書添付の必要がなく、これまでから「不透明」の指摘もある。

政務調査費をめぐっては、国会だけでなく他の政令市で公開基準の厳格化などを実施する自治体が相次いでいる。市会でも、領収書添付や使途の明確化など基準の見直しを検討し、早ければ来年二月議会に条例改正案を議員提案するといふ。

市議には「事務所費に関する国会議員の不祥事が相次ぎ、有権者の目は厳しい。一円以上の領収書の添付は必要」と前回の費用で、京都市会では議員一人に月額四万五千円、会派に所属議員一人当たり十四万円が支給されている。基準を厳しくすると事務も複雑になると慎重論もある。

市政務調査費交付条例で領収書添付は五万円以上の支出に限り、人件費や事務所費に使った場合に領収書添付の必要がなく、これまでから「不透明」の指摘もある。

平成19年 9月 6日

### 京都市会改革小委 政務調査費に使用指針

#### 食糧費割合に応じ上限

京都市議の中会改革検討小委員会は二十八日まで、政務調査費の具体的な使用目的を規定する「基本指針」を初めてまとめた。これまで公私の線引きがあいまいだった食糧費や携帯電話料金、タクシー代などの全支出について、政策の調査研究と政治活動などの使用割合に応じた上限を設定した。来年度の交付分から適用する。

政務調査費は各地の地り十四万円を交付しておを添付する。方議会で不正使用が相次り、収支報告書に五万円、これまで使途基準について発覚し、見直しの動 以上の支出の領収書添付 べきが広がっている。京都を義務付けている。来年度とそれ以外の活動を区分 市議では月額個人四 度交付分からは人件費な する明確な規定がなく、 十万円、会派に一人当た べての支出に領収書 事務局が過去の判例をま

とめた「しおり」を参考 に議員が収支報告書を作成していたが、不透明な部分が多かった。 今回のまとめた基本指針 は、費用の種類ごとに、活動内容によって使用割合を定める。「考え方を 明記した。例えば、会議 や研修での食糧費は、昼食は二千五百円、夕食は 五万円を上限とした。タ

クシー料金やガソリン代、携帯電話料金などは、後援会や私的な活動にも関係する場合、かかった費用の二分の一から三分の一まで認めるとした。 また、支出を認める内容も追加し、飲食目的の会合の出席費用、携帯電話の購入、自宅または議員の家族の所有物件に対する事務所賃借料を禁じる。市会事務局によると、政令市で使用割合による会派の差入を決めたのは京都を含め六市、来年度三月議会に関連案例を改正する。（沢田登美）

平成19年12月29日

### 京都市会 政務調査費すべて公開 2月議会に提出へ

議員や各会派に支給してきた海外行政調査に ついては、新年度の早期に、京都市議会は五日、市会運営委員会を開き、見直しを進める。 一円以上の全支出を公開、 昨年九月から政務調査費や海外行政調査、費用弁償などを見直ししてきた。 市会改革検討小委員会が、同日の市会運営委員

また、認められない経費について「家族の生計を二にする者の所有する物件への事務所賃借料」「携帯電話の購入」を挙げたほか、「飲食を伴った研修会の参加費は昼は二千五百円、夜は五千円を上限とする」などの使用基準も明文化する。

一方、海外行政調査については、調査都市の選定過程や報告書の公開の在り方などについて、会派間で合意できず、早期再開に向け、実施方法の見直しを進めることとした。

また、議会や委員会などに出席する議員に一日一万円支払われている費用弁償については、廃止か減額かなどで合意に至らなかったものの、二月議会中に見直し、条例案を提出する方針。

（小川卓宏）

平成20年 3月 6日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目（◎は実施した項目）	
第8回	平成22年 2月10日	○ 議員研修の充実 ○ 市会だよりの充実	○ 政務調査費の在り方
第9回	2月22日	中間報告の取りまとめ	
市会運営 委員会へ 中間報告	2月22日	【報告書掲載項目】 ○ 常任委員会における一般質問の事前通告制の導入 ◎ 市会だよりの充実 [平成22年2月定例会報告号から実施]	○ 政務調査費の在り方 ◎ 議員研修の充実(実施手法の見直し) [平成22年度から実施]
第10回	5月7日	○ 議員研修の充実 ○ 海外行政調査の在り方 ○ 議会活動記録集の在り方	○ 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入
第11回	6月2日	○ 海外行政調査の在り方 ○ 議会活動記録集の在り方	○ 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入
第12回	8月18日	○ 海外行政調査の在り方 ○ 議会活動記録集の在り方	○ 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入
第13回	12月10日	新たな検討項目案について協議	
第14回	平成23年 1月6日	○ 海外行政調査の在り方 ○ 議員報酬 ○ 費用弁償	○ 政務調査費 ○ 議員定数 ○ 議会基本条例
第15回	1月21日	○ 議員報酬 ○ 費用弁償 ○ 政務調査費	○ 議員定数 ○ 議会基本条例
第16回	1月31日	○ 議員報酬 ○ 費用弁償	○ 政務調査費 ○ 議員定数
第17回	2月15日	○ 費用弁償 ○ 議員報酬	○ 政務調査費 ○ 議員定数
第18回	2月21日	○ 議員報酬 ○ 政務調査費	○ 議員定数
第19回	2月25日	○ 議員報酬 ○ 政務調査費	○ 議員定数
第20回	3月11日	○ 議員報酬	○ 政務調査費
第21回	3月11日	○ 議員報酬	○ 政務調査費
第22回	3月14日	○ 議員報酬	○ 政務調査費
第23回	3月14日	報告の取りまとめ	
市会運営 委員会へ 報告	3月14日	【報告書掲載項目】 ◎ 海外行政調査の在り方 [平成23年1月6日京都市会海外行政調査実施要領制定] ◎ 議会活動記録集の在り方 [平成23年4月発行分は簡素化し,以後廃止] ○ 本会議における個人による一般質問と一問一答方式の導入 ◎ 議員報酬 [平成23年度から10%削減]	◎ 費用弁償(本会議及び委員会等に出席したときに支給される費用弁償) [平成23年度から廃止] ○ 政務調査費 ○ 議員定数 ○ 議会基本条例



参考資料 (京都新聞)

# 議会改革へ本格議論

## 京都市会 条例制定は市議選後 推進委

京都市議会の市会改革 議員報酬については、さされる費用弁償は共  
単推進委員会は6日、共産党が3割カットを、民主・都みらい、  
議員報酬や定数見直し 求めたのに対し、自民 公明の3会派が廃止を  
など議会改革の方向性 党、民主・都みらい、 主張、政務調査費は民  
について本格的な議論 公明党の3会派は現在 主・都みらいと公明が  
に入った。議会の役割 実施している5%カ 削減を訴えた。議会基  
などを定める議会基本 ットの継続を主張し 本条例は「時間をか  
条例の制定に向け、各 た。  
会派が4月の市議選後 定数見直しは、1票 けて検討すべき」とし  
に議論を始めることと の格差是正に向けた議 して市議選後に議論す  
一致した。 論の必要性は各会派と 委員会の在り方をめ  
非公開で行われ、議 もおおむね一致したも ぐり共産党が公開を求  
員報酬と定数、政務調 のの、共産党は削減に めたが、委員会は引き  
査費、費用弁償、議会 反対姿勢を示した。 続き会議録のみの公開  
基本条例の5項目につ 本会議などに出席し にと定める方針。  
いて意見交換した。 た際に一律5千円支給 (広中孝至)

平成23年 1月 7日

# 京都市会 本会議など出席市議に支給 費用弁償を廃止へ

京都市議会は16日ま 市会改革推進委員会 終えた制度」と説明し  
て、市議が市会本会 での全会派が合意に達し た。  
議や委員会に出席した た。制度廃止により年 市議会の費用弁償は  
際、交通費や会議準 約2200万円の経費 地方自治法が制定さ  
備の経費として一律に 削減になる。廃止理由 れた1947年度か  
日額支給されている費 について、橋村芳和委 ら月額支給され、61年  
用弁償(5千円)を4 員長は「市民生活や市 度に日額支給に切り  
月から廃止する方針を 財政が厳しい中、議員 替わった。物価上昇に  
固めた。22日開会の2 自ら痛みを伴う改革 合わせて支給額を増  
月定例会で条例改正案 を進める必要がある。 やし89年度以降は1万  
を提出する予定。 時代の流れて役割を 1千円だったが、議会 (広中孝至)

平成23年 2月 17日

# 議員報酬 1割減へ

## 京都市会 2月会に改正案 4月から1年間

京都市議会は14日、  
月額96万円の議員報酬

を4月から1年間、1 難に審与する必要があ  
割削減する方針を固め る」として合意した。  
た。15日の2月定例会 削減後の月額報酬は議  
最終日に条例改正案を 長100万8千円、副  
提出する。議員報酬を 議長92万7千円、一般  
めぐっては全国の地方 市議86万4千円とな  
議会で見直し議論があ り、年額約7900万  
り、13日の名古屋市議 円の人件費節減にな  
選で報酬800万円へ る。  
の半減を訴えた「減税 長引く不況を踏ま  
日本一が28議席を獲得 え、市議会では200  
第1党に躍進した。京 9年度から議員報酬の  
都市議会でも民意の動 5%削減を続けている  
向に配慮し、4月の市 が、19政令市では今年  
議選を前に改革姿勢を 1月現在で4番目に高  
打ち出す狙いがあるよ い水準だった。  
うだ。 政令市では大阪市議  
同日午前の市会改革 会が4月から2年間、  
推進委員会で自民党、 議員報酬2割カット  
共産党、民主・都みら する方針を決めてい  
り、公明党の全会派が る。  
一議案として市の財政 (広中孝至)

平成23年 3月 14日

(5) 第5次市会改革(平成23年5月～平成27年3月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
—	平成23年 5月30日	市会改革推進委員会を設置	
第1回	5月30日	正副委員長の互選	
第2回	6月17日	検討項目案等について協議	
第3回	7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交渉会派の基準</li> <li>○ 一人会派の取扱い</li> <li>○ 本会議における会派の発言順位</li> <li>○ 本会議における一般質問(個人質問)の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代表質疑(質問)における非交渉会派の取扱い</li> <li>○ 会議録作成部数等の在り方の見直しによる議会費の経費削減</li> <li>○ 議会基本条例の制定</li> </ul>
第4回	8月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交渉会派の基準</li> <li>○ 代表質疑(質問)における非交渉会派の取扱い</li> <li>○ 一人会派の取扱い</li> <li>○ 本会議における会派の発言順位</li> <li>○ 本会議における一般質問(個人質問)の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議録作成部数等の在り方の見直しによる議会費の経費削減</li> <li>○ 議会基本条例の制定</li> <li>○ 議員定数の見直し</li> </ul>
議長へ報告	8月29日	<p>【報告書掲載項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交渉会派の基準</li> <li>○ 一人会派の取扱い</li> <li>○ 本会議における会派の発言順位</li> <li>○ 本会議における一般質問(個人質問)の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 代表質疑(質問)における非交渉会派の取扱い [平成23年9月定例会から代表質疑(質問)を認める]</li> <li>○ 会議録作成部数等の在り方の見直しによる議会費の経費削減</li> </ul>
第5回	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 委員会における直接傍聴の実施</li> <li>○ 本会議場における市民に分かりやすい質疑・質問の在り方の検討</li> <li>○ 代表質問項目の事前公表</li> <li>○ 傍聴希望者に対する質問要旨の配布</li> <li>○ 正副議長・委員長による議会活動・委員会活動等の情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表</li> <li>○ 委員会の傍聴希望者に対する審査内容の事前告知</li> <li>○ 常任委員会のネット中継の実施</li> <li>○ 出席者が和服を着用する「きもの議会」の開催</li> <li>○ 上記以外の「開かれた市会」の実現に資するもの</li> </ul>
議長へ報告	9月20日	<p>【報告書掲載項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 傍聴者に対する質問要旨の配布 [平成23年9月定例会から実施]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出席者が和服を着用する「きもの議会」の開催</li> </ul>
第6回	10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 委員会における直接傍聴の実施</li> <li>○ 本会議場における市民に分かりやすい質疑・質問の在り方の検討</li> <li>○ 代表質問項目の事前公表</li> <li>○ 傍聴希望者に対する質問要旨の配布</li> <li>○ 正副議長・委員長による議会活動・委員会活動等の情報発信</li> <li>○ 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会の傍聴希望者に対する審査内容の事前告知</li> <li>○ 常任委員会のネット中継の実施</li> <li>○ 委員会のモニターテレビ視聴者への資料提供の在り方</li> <li>○ 上記以外の「開かれた市会」の実現に資するもの</li> </ul>
議長へ報告	10月28日	<p>【報告書掲載項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表</li> <li>◎ 委員会の傍聴希望者に対する審査内容の事前告知 [平成23年12月から実施]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 委員会モニターテレビ視聴者への資料提供の在り方 [平成23年12月から環境整備]</li> </ul>
第7回	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 委員会における直接傍聴の実施</li> <li>○ 本会議場における市民に分かりやすい質疑・質問の在り方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常任委員会のネット中継の実施</li> <li>○ 議案説明資料の市会ホームページへの掲載について</li> <li>○ 議会の新たな情報発信について</li> </ul>
議長へ報告	12月6日	<p>【報告書掲載項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 議会の新たな情報発信</li> <li>市政広報板へのポスター掲出 [平成24年2月定例会から実施]</li> <li>市バス・地下鉄の車内広告 [平成25年5月定例会から実施]</li> </ul>	

# 5人未満も代表質問

## 各会派で申し合わせ

### 京都市会

京都市議会は17日、市会改革推進委員会を開き、所属議員5人以上の「交渉会派」にしか認めていない本会議での会派代表による質問（代表質問）を5人未満の会派にも認めることを決めた。今後、各会派への質問時間の割り振り方を議論していく。非交渉会派にも代表質問を認めるのは同市議会で初めて。

市議会の市会運営委員会案は、各会派の連絡交渉や選挙運営のため、所属議員5人以上の会派から議員を選出すると規定。本会議での質問も、申し合わせて交渉会派しか認めてこなかった。

### 平等性を尊重

拡大すべきとする声が上がっていた。この日の改革推進委では、自民党、共産党、民主・都みらい、公明党、地域政党京都党の各会派が「議員の平等性、公平性の観点から認めるべきだ」などと主張。非交渉会派にも本会議での質問を可とすることで合意した。ただ、会派ごとの割り振りられる質問時間

の配分方法については今後の協議とした。今回の合意で自民党（23人）、共産党（15人）、民主・都みらい（13人）、公明党（12人）の4交渉会派に加え、京都党（4人）、みんなの党・無所属の会（2人）も本会議で会派代表質問が可能になる。

ほかに、交渉会派の人数は、議員2人以上としている会派の結成要件や、会派勢力順としている本会議での質問の順番、会派代表以外の個人質問を認めるかという議論もあったが、各会派の意見が割れたため、いずれも現状のままとした。（西川邦臣）

平成23年 8月18日

## 代表質問項目傍聴者配布へ

京都市議会は26日、9月定例会市会代表質問（10月4、5日）で、質問項目を当日、本会議場で傍聴者に配布することを決めた。未配布なのは政令市19市中、神戸と京都だけで取り組みが遅れており、市会改革の一環で配る。

### 京都市会・透明度向上

ついでに質問項目の配布を市会改革推進委員会検討。26日の市会選挙案で決めた。配るには質問する議員名と、簡スヘー不足を理由に一般傍聴は許可した質問項目。当日、事認めていないが、政令市中京都、務員が議場入り口で配布する。9月議会以降も続ける方針で、今後、今議会出席する市議員は毎日配布だけでなく、ホームページ、職員、記者の数を把握し、空いた1シなどでの事前公表も検討する。場内傍聴席を確保できるか調べる。（竹下大輔）

### 委員会への入室傍聴も検討

場内傍聴席を確保できるか調べる。（竹下大輔）

平成23年 9月27日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
第8回	平成23年 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 議員問討議の充実</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員の複数常任委員会への所属</li> <li>○ 弾力的な会期設定</li> <li>○ 上記以外の「討論する市会」の実現に資すると思われるもの</li> </ul>
第9回	平成24年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 議員問討議の充実</li> <li>○ 政策討論会の実施</li> <li>○ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与</li> <li>○ 議員の複数常任委員会への所属</li> <li>○ 弾力的な会期設定</li> <li>○ 常任委員会の交代制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要議案に対する公聴会の開催</li> <li>○ 参考人制度の積極活用(招致手続の簡素化)</li> <li>○ 専門的知見の活用</li> <li>○ 外部の有識者からなる附属機関, 調査機関等の設置</li> <li>○ 市内外からの議会サポーターの募集</li> <li>○ 他都市議会との連携強化</li> <li>○ 上記以外の「衆知を集める市会」の実現に資すると思われるもの</li> </ul>
議長へ 報告	2月7日	<b>【報告書掲載項目】</b> ◎ 議員問討議の充実 ◎ 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与	○ 議員の複数常任委員会への所属
第10回	2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化</li> <li>○ 弾力的な会期設定</li> <li>○ 重要議案に対する公聴会の開催</li> <li>○ 参考人制度の積極的活用(招致手続の簡素化)</li> <li>○ 専門的知見の活用</li> <li>○ 外部の有識者からなる附属機関, 調査機関等の設置</li> <li>○ 市内外からの議会サポーターの募集</li> <li>○ 他都市議会との連携強化</li> <li>○ 委員会から執行機関への政策提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 超党派の政策研究会の設置</li> <li>○ 正副委員長主導による委員会運営</li> <li>○ 議会報告会の実施</li> <li>○ 意見聴取会の実施</li> <li>○ 出前議会の実施</li> <li>○ 市民モニター制度</li> <li>○ 市政一般について市民が発言する場の設置(市民議会演説制度)</li> <li>○ 上記以外の「行動する市会」の実現に資すると思われるもの</li> </ul>
議長へ 報告	2月28日	<b>【報告書掲載項目】</b> ◎ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化 ◎ 重要議案に対する公聴会の開催, 参考人制度の積極活用(招致手続の簡素化) ◎ 専門的知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部の有識者等からなる附属機関, 調査機関等の設置</li> <li>○ 市内外からの議会サポーターの募集</li> <li>○ 他都市議会との連携強化</li> </ul>
第11回	3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 委員会から執行機関への政策提案</li> <li>○ 超党派の政策研究会の設置</li> <li>○ 正副委員長主導による委員会運営</li> <li>○ 議会報告会の実施</li> <li>○ 意見聴取会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出前議会の実施</li> <li>○ 市民モニター制度</li> <li>○ 市政一般について市民が発言する場の設置(市民議会演説制度)</li> <li>○ 休日・夜間議会の開催</li> </ul>
議長へ 報告	3月26日	<b>【報告書掲載項目】</b> ◎ 京都市会の基本理念・在り方等(中間報告) ◎ 委員会から執行機関への政策提案, 超党派の政策研究会の設置 ◎ 正副委員長主導による委員会運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民モニター制度</li> <li>○ 市政一般について市民が発言する場の設置(市民議会演説制度)</li> </ul>
第12回	3月27日	正副委員長の互選	
第13回	5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 速記者による速記録の廃止</li> <li>○ 会議資料のペーパーレス化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外行政調査について</li> <li>○ 議員き章の廃止</li> <li>○ 本会議場の配置の改善</li> </ul>
第14回	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市会の基本理念・在り方等</li> <li>○ 速記者による速記録の廃止</li> <li>○ 会議資料のペーパーレス化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外行政調査について</li> <li>○ 議員き章の廃止</li> <li>○ 本会議場の配置の改善</li> </ul>
議長へ 報告	7月17日	<b>【報告書掲載項目】</b> ◎ 会議資料のペーパーレス化 ◎ 海外行政調査	○ き章の廃止
第15回	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速記者による速記録の廃止</li> <li>○ 本会議場の配置の改善</li> </ul>	○ 京都市会の基本理念・在り方等
議長へ 報告	8月10日	<b>【報告書掲載項目】</b> ○ 本会議場の配置の改善	



# 「見える」京都市会へ意見を

きょうから市民アンケート



京都市議会が2月定例会の日程などを告知するため試行で作成したポスター

京都市議会は24日開会の2月定例会に合わせ、傍聴者や市民に議会広報の在り方や市会への意見を聞く市民アンケートを初めて実施する。「見える市会」「伝わる市会」を旨とする議会改革の一端で、ポスターやチラシによる2月市会の主要日程の告知も試みる。

市議会は、昨年5月に議会改革を議論する常設の「市会改革推進委員会」を設置。議会の説明責任や議員活動の基本原則などを明文化する議会基本条例の

2月定例会期間に合わせ

## ポスターで日程告知も

制定に向け議論している。市民に議会への関心を持ってもらうため情報発信の改善に生かそうと、アンケートや日程告知を行うことにした。

アンケートは21項目で▽年4回発行している「市会だより」は見やすいか▽任んでいる区の選出市議を知っているか▽議会を傍聴したことがあるか▽議会活動に何を期待するかなどを尋ねる。

2月市会が閉会する3月27日まで市会ホームページで回答を募り、傍聴者にもアンケート用紙を配る。

ポスターとチラシは、議会の広報費約20万円のうち計1万3700枚を作成。区役所など公共施設に置き、市議も配布して本会議や予算特別委員会の日程を知らせる。

市会改革推進委員長の田中英之市議は「議会と市民の距離が近いのか遠いのかを見つめ直したい。アンケートを基に、市会だよりの掲載内容やテレビ中継の在り方も再検討する」としている。

市会ホームページ<http://www.city.kyoto.jp/shi-kai/>

(西川邦臣)

平成24年 2月24日

## 京都市民アンケート

# 「市会に声届かない」5割

「京都市議会に自分の声が届いていない」。そう感じている市民が5割に上ることが、市議会が実施したアンケートで分かった。反対に「声が届いている」と感じている人は1割にとどまり、市会活動に市民の意見が十分反映されていない実態が浮き彫りになった。

市会への関心度は、「ど合わせて」と、「読んでいてもある」(43%)と「少しとがない」(24%)を上しある(42%)を合わせた。

8割を超え、居住する議会に期待する役割で行政区選出の市議を「知は、市政全体への監視機能」(53%)と「行政に対する監視機能」(53%)、市政に対する「身近な市会への関心の高さ」(51%)がともに半数を超え、政策立案(37%)、市会が年4回発行する「活発な議論」(36%)が続いた。

「毎回読む」(19%)と「今後の取り組みには、よく読む」(14%)を市政課題を分かりやすく

## 行政監視に期待53%

「伝えたり、議会活動の発信を求めたりする」が目標だった。また、議員定数削減や本会議場でのヤジ禁止を求める意見もあった。

調査は2月下旬から約1カ月間、市会ホームページを通じたインターネットアンケートのほか、2月定例会の傍聴者や市主催行事の参加者に実施し、約2200人が回答した。

市会「見える市会」「伝わる市会」を目指して議会改革を進めており、調査結果を今後の改革に生かしていく。(広中孝至)

平成24年 5月24日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目（◎は実施した項目）	
第16回	平成24年 8月17日	○ 京都市会の基本理念・在り方等	
議長へ 報告	8月22日	【報告書掲載項目】 ◎ 京都市会の基本理念・在り方等	
第17回	9月13日	○ 議会基本条例の制定 法政大学 廣瀬克哉教授を招致	○ 議員定数及び議員報酬
第18回	10月16日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第19回	11月16日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
議長へ 報告	11月21日	【報告書掲載項目】 ◎ 代表質問項目の事前公表 [平成24年11月定例会から 実施]	
第20回	12月27日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第21回	平成25年 1月18日	○ 議員定数及び議員報酬 全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏を招致	○ 議会基本条例の制定
第22回	2月20日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第23回	3月25日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
議長へ 報告	4月18日	【報告書掲載項目】 ◎ 議会基本条例骨子 ◎ 本会議場における市民に分かりやすい質疑・質問 の在り方の検討 [平成25年9月定例会から実施]	◎ 常任委員会のネット中継の実施 [平成25年11月から 実施] ◎ 弾力的な会期設定 [平成26年度から実施]
第24回	4月19日	正副委員長の互選 ○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第25回	6月14日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第26回	7月29日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第27回	8月12日	○ 議員定数及び議員報酬 立命館大学 駒林良則教授を招致	○ 議会基本条例の制定
第28回	9月4日	○ 議員定数及び議員報酬 京都府立大学 窪田好男准教授を招致 龍谷大学 土山希美枝准教授を招致	○ 議会基本条例の制定
第29回	10月16日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第30回	10月29日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第31回	11月12日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
議長へ 報告	11月13日	【報告書掲載項目】 ◎ 京都市議会基本条例(案)(中間報告)	
第32回	12月20日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
第33回	平成26年 1月17日	○ 議会基本条例の制定	○ 議員定数及び議員報酬
議長へ 報告	1月17日	【報告書掲載項目】 ◎ 議員定数 [平成27年4月一般選挙から2名減] 及び議 員報酬	

# 京都市会改革、開かれた形で 委員会傍聴可能に

## 試行、常任委でも検討へ

京都市議会の市会改革推進委員会は、18日に行う同委員会を市民に直接傍聴してもらうことを決めた。試行的な実施で、臨場感を味わい、議会活動に関心を持ってもらうことが狙いで、当日は議員定数のあり方などを議論する。試行を踏まえ、

現在はモニター傍聴にしている五つの常任委員会も検討する。市会では、議会活動の理念や制度など基本的な事項を定める議会基本条例の制定を目指している。傍聴については、委員長が提案した

の場で市民の意見を聴くことが可能になる。直接傍聴を推進する」としている。「試行的に実施して課題を見極め、今後の対応を生かしたい」と加藤盛司委員長が提案した。当日は午前10時から、中京区の市役所内の市会第5会議室で、議員定数や議員報酬について全国市議会議長

会の学識者から意見を聴き、議会基本条例について検討する。傍聴は定員10人。1席分は車いす利用者も用意できる。問い合わせは市会事務局調査課 ☎075(222)3607。(今川敢士)

平成25年 1月 9日

# 議会改革に市民の声を

### 基本条例制定へ 京都市会が説明会



京都市議会が開いた議会基本条例の市民説明会(京都市伏見区・泉竹文化センター)

京都市議会は30日、本年度中に制定を目指す議会基本条例の市民説明会を京都市伏見区の泉竹文化センターで開いた。議会改革を進める基

本条例に市民意見を反映させるのが狙い。この日、定員90人に54人が参加し、議会側が条例の内容を説明した。市民から「議会で市側の答弁が分かりにく

いなどの意見が出た。ただ、市会事務局など市関係者の姿も多々みられ、一般の参加が少なかつた。市会改革推進委員長の寺田一博市議は「議会活動を分かりやすく伝えよう」としている。市民と一緒に改革を進めるため参加してほしいと話し、多くの市民に参加を呼び掛けていく。

説明会は、上京区のルビノ京都堀川(6月1日午後1時半)、下京区のキャンパスプラザ京都(6月2日午後7時)でも開く。(今川敢士)

平成25年 5月31日

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目（◎は実施した項目）	
第34回	平成26年 2月14日	○ 議会基本条例の制定	
議長へ 報告	2月14日	【報告書掲載項目】 ◎ 議会基本条例「京都市会基本条例」[平成26年3月17日制定]	
第35回	3月4日	今後の委員会における検討項目案について協議	
第36回	4月18日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 政策研究会の位置付け・制度設計	○ 委員会における直接傍聴の実施
議長へ 報告	5月1日	【報告書掲載項目】 ◎ 委員会における直接傍聴の実施 [市会改革推進委員会について平成26年5月16日から実施]	
第37回	5月16日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 政策研究会の位置付け・制度設計	○ 議員間討議の仕組み ○ 広報の取組の検証
第38回	6月20日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 議員間討議の仕組み	○ 広報の取組の検証
第39回	7月18日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 広報の取組の検証	○ 議員間討議の仕組み
議長へ 報告	7月18日	【報告書掲載項目】 ◎ 議員間討議の仕組み [常任委員会を実施]	
第40回	8月25日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 議会機能の強化	○ 投票率向上のための取組 ○ 広報の取組の検証
議長へ 報告	10月1日	【報告書掲載項目】 ◎ 広報の取組の検証	
第41回	10月14日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 議会機能の強化	○ 投票率向上のための取組
—	10月28日	議会報告会を試行実施	
第42回	11月14日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 議会機能の強化	○ 議会の災害対応 ○ 投票率向上のための取組
議長へ 報告	11月28日	【報告書掲載項目】 ◎ 議会機能の強化 [平成27年度 市会事務局調査課 課長級1 係長級1 嘱託1 増員]	
第43回 第44回	12月22日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 議会の災害対応 ○ 投票率向上のための取組	○ 通年議会の中間総括 ○ 議会の広聴
—	平成27年 1月7日	学生と京都市議によるワークショップ「議員と話そう in 京都」開催	
議長へ 報告	1月15日	【報告書掲載項目】 ○ 議会報告会・意見聴取会の実施	
第45回	1月16日	○ 議会の災害対応 ○ 投票率向上のための取組	○ 通年議会の中間総括 ○ 議会の広聴
議長へ 報告	2月16日	【報告書掲載項目】 ◎ 投票率向上のための取組	◎ 通年議会の中間総括
第46回	2月20日	○ 議会の災害対応	○ 議会の広聴
議長へ 報告	3月12日	【報告書掲載項目】 ◎ 議会の災害対応 [平成27年3月「京都市会大規模災害対応指針」策定]	◎ 議会の広聴
第47回	3月20日	今任期の活動のまとめ	



参考資料（京都新聞）

**議会条例案 議長に提出**  
 京都市議会改革案  
 京都市議会の市会改革推進委員会は14日、議会や市議の役割などを示した「京都市会基本条例案」をとりまとめ、橋村芳和議長に提出した。

条例案は市長の監視機能や政策提案能力の強化とともに、市民に開かれた議会を目指すことなどを規定している。2011年5月から推進委で議論を始め、寄せられた約200人の市民意見なども取り入れ、全会派一致でまとめた。

寺田一博委員長は、「条例を機に、議員間討議を活性化させるなど、市会改革を進めたい」と強調。橋村議長は「条例はゴールではなく、今後の取り組みが問われることになると」応じていた。

条例案は2月定例会市議会で提案され、成立する見通し。4月1日から施行される予定。  
 （小川卓宏）

平成26年 2月15日

京都市

通年議会16日初開会

災害など迅速対応

京都市議会は16日、毎年4回開いてきた定例会を改め、会期をほぼ1年とする「通年議会」を初めて開会する。災害などの突発的事案が発生した際、議会の権限で本会議を開催して迅速に対応するのが狙いだ。全国の地方議会でも導入する議会が増えており、通年議会の定着を目指す。

市議会の定例会は2、5、9、11月の年4回開催され、会期ごとに市長が召集してきた。しかし、緊急性のある問題が発生した場合、迅速に対応できないケースもあり、閉会中は市長が専断で処理することもある。市議会では市会改革推進委員会で議論を重ね、2月議会で定例会を年4回から1回にする条例改正案を全会派一致で可決。4月に市長召集による通年議会を開

は、監視機能の強化や議員提案数の増など「攻めの議会」につながる」と話す。

通年議会は栃木県や三重県が導入し、滋賀県も本年度から始める方針。政令市では相模原市が実施し、大津市でも採用している。

ただ、長崎県議会は「議員や職員の拘束時間が長く、地元での地域活動ができなくなった」として、2年間で廃止した。（寺内蘭）

その後も各定例会の時期に本会議を開き、審議期間を設定する。それ以外でも対応すべき事案があれば議長権限で本会議を開催する。5月議会の閉会后、9月議会までできなかった請願審査のため7月に特別市会も開催する。

市会運営委員会はこの日、会期を来年3月20日までの339日間と決めた。橋村芳和議長は「通年議会

平成26年 4月10日

■京都市会常任委「活発に」

京都市議会の市会改革推進委員会は18日、今後の常任委員会で、議員同士が積極的に意見を戦わせることを確認した。市議会の役割をあらためて規定した京都市会基本条例が今年4月に施行したことを踏まえ、議員間の議論で論点の明確化を目指すという。

市議会の常任委員会は分野別に五つあるが、現在は議員が市側に質問し、答弁を求める場面が大半を占めている。だが、市会基本条例では「活発な審議及び審査並びに議員間における討議を行い、意見を集約する」と定めており、条例の趣旨に沿った議会運営を図る必要があると判断した。

手法としては、委員会で議題になった市政課題について委員長が討議を求め、各議員が意見を述べたり、質問し合ったりすることなどを想定している。議論がかみ合わず長時間だけを費やす可能性も指摘されているが、同委の寺田一博委員長は「それだけに委員長、副委員長の力量がますます問われてくる」と述べた上で、「議員間討議をしっかりとやっている議会はほかにはあまりない」と意義を強調した。  
 （高橋昭久）

平成26年 7月19日

(6) 第6次市会改革(平成27年5月～平成30年3月)

		委員会検討項目又は委員会報告書掲載項目 (◎は実施した項目)	
第1回	平成27年 5月18日	正副委員長の互選	
第2回	6月19日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 情報発信の強化	○ 投票率向上に向けた取組 ○ 政務活動費の公開の在り方
第3回	7月17日	○ 議会報告会・意見聴取会の実施 ○ 情報発信の強化	○ 投票率向上に向けた取組 ○ 政務活動費の公開の在り方
議長へ 報告	7月31日	【報告書掲載項目】 ◎ 情報発信の強化 本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会中継におけるスマートフォン・タブレット対応 [平成27年9月から実施] 市会ホームページのスマートフォン版の作成 [平成28年1月から実施]	
第4回	8月31日	○ 情報発信の強化 ○ 投票率向上に向けた取組	○ 政務活動費の公開の在り方
第5回	9月24日	○ 情報発信の強化 ○ 投票率向上に向けた取組	○ 政務活動費の公開の在り方 ○ 議長候補者による所信表明の場の設置
第6回	11月27日	○ 情報発信の強化 ○ 投票率向上に向けた取組 ○ 政務活動費の公開の在り方	○ 議長候補者による所信表明の場の設置 ○ 議会報告会・意見聴取会の実施
—	12月6日	「第11回京都から発信する政策研究交流大会」で学生と議員のグループディスカッションを実施	
第7回	12月11日	○ 情報発信の強化 ○ 投票率向上に向けた取組	○ 議会報告会・意見聴取会の実施
議長へ 報告	12月18日	【報告書掲載項目】 ◎ 情報発信の強化 SNSによる情報発信 [平成28年3月から実施] 市会ホームページにおける市民意見受付フォームの設置 [平成28年3月に実施] 議長記者会見の実施 [平成28年3月から実施]	
第8回	平成28年 1月15日	○ 投票率向上に向けた取組	○ 議会報告会・意見聴取会の実施
第9回	2月24日	○ 投票率向上に向けた取組	○ 議会報告会・意見聴取会の実施
議長へ 報告	3月22日	【報告書掲載項目】 ○ 議会報告会・意見聴取会の実施	
第10回	3月25日	○ 投票率向上に向けた取組 龍谷大学政策学部「伏見区投票率向上プロジェクト」の学生4名からの報告・提案聴取等	
第11回	5月24日	○ 投票率向上に向けた取組 NPO法人 YouthCreate 代表 原田謙介氏からの意見聴取	
第12回	6月17日	○ 投票率向上に向けた取組	
第13回	7月15日	○ 投票率向上に向けた取組	
第14回	8月19日	○ 投票率向上に向けた取組	
第15回	9月21日	○ 投票率向上に向けた取組 龍谷大学学生団体「Ryu-Vote」の学生8名及び同大学 土山希美枝教授との意見交換	

参考資料（京都新聞）

## 京都市会 政活費ネット公開へ 領収書、15年度分から

地方議会の議員や会派の活動に充てるために交付されている政務活動費について、京都市議会の全会派でつくる市会改革推進委員会は27日、支出に関する領収書を2015年度分からインターネット上で公開する方針を決めた。政活費をめぐる問題が全国各地で相次ぐ中、「開かれた議会」に向けた取り組みという。京都市議会では、会派に対し議員1人当たり月14万円、議員個人には同40万円が交付されている。領収書は毎年6月末前年度分の収支報告書とともに市役所の市会図書情報室で公開されている。15年度分は、領収書や、使途・成果を表す文書を電子化する作業を経て、来年8月ごろには市議会のホームページで閲覧が可能になる。政活費をめぐるのは、元兵庫県議が架空出張により

詐欺罪で起訴されるなど全国各地で不適切な使用が相次いで発覚。透明性の向上を求める声が高まる中、領収書のネット公開は大阪府や高知県、大津市などの各議会でも既に始まっている。京都市会改革委の寺田一博委員長は「これをきっかけに、より多くの市民に議会への関心を高めてもらえれば」と話す。一方、京都府議会では「今後の検討課題」とするにとどまっている。（高橋晴久）

平成27年11月28日



◆京都市会事務局は、市議会の情報を詳しく掲載したスマートフォン版のホームページを作成した。写真、本会議や委員会の生中継を見ることが出来る。

◆本会議の日程や審議結果、付帯決議、意見書・決議を2000年の分から検索できる。議員名簿も載せ、市政との関係など市会の仕組みを分かりやすく解説した。子ども向けのページも作った。

◆市議会のマスコットキャラクター「またぎり」も添え、若者にも親しんでもらえるデザイン。市会事務局は「現在開会中の議会をぜひ見てほしい」とラビールしている。（岡田幸治）

平成28年3月4日

## 「見える京都市会へ」議長が初会見

京都市議会の津田大三議長は25日、同市議会議長として初の定例会見を開いた。議会の情報発信を強化する狙いで、津田議長は「見える市会、伝わる市会を目指していきたい」と意気込みを示した。今後、年に4回ある集中審議期間の最終日や、重要な案件がある場合に開催する。

自治体は首長と議会の二元代表制だが、予算を基に事業を執行する首長と比べ、議決機関である議会の注目は高くなく、市会改革推進委員会が昨年12月、発信力を高める取り組みとして議長会見の開催を決めた。



京都市議会議長として初の定例会見に臨んだ津田大三議長（左）と中京区の市役所

平成28年3月26日





# 政活費領収書ネット公開

## あすから 透明性向上図る

### 京都市会

京都市議会は、会派や議員に交付される政務活動費の領収書を、31日から市議会のホームページ（HP）で初めて公開する。全国で政務活動費の不適切な使用が相次いでおり、インターネットを通じた公開で透明性をより高め、制度に対する理解を広めることを目指す。

政務活動費は議員や会派の調査研究や活動に用いる。毎年度の収支報告書と領収書は毎年6月末、市役所（中京区）にある市議会各会派に対し所属議員1人当たり月14万円、議員個人

には月40万円を交付している。毎年度の収支報告書と領収書は毎年6月末、市役所（中京区）にある市議会各会派に対し所属議員1人当たり月14万円、議員個人

てられないことなど市議会の考え方を詳しく説明する。さらに政務活動費の文書をHPで見られる際、この「考え方」があらためて表示され、読んだことを確認する問いに「はい」と答えるを閲覧できる仕組みとなっている。

今回公開するのは2015年5月～16年3月分（改選期だった4月分は除く）。市会事務局は「領収書のネット公開を機に、政務活動費の本来の趣旨や支出のルールについて広く市民に知ってほしい」としている。

平成28年 8 月30日

### 京都市会基本条例検証結果 条文沿う役割「達成」 市政監視など18項目

京都市議会の市会改革推進委員会は13日、議会の役割などを定めた市会基本条例について、理念に沿った取り組みが進んでいるかを検証した結果をまとめた。条文に沿って18項目で評価した結果、おおむね目的を達成しているとし、議員間での討議の充実などが必要とした。

充実に向けて重点を挙げ、政務活動費については「市民目線から不断の点検が必要」とした。

田中明秀委員長から報告を受けた寺田一博議長は「議員全員で思いを共有し、改革を加速していきたい」と述べた。（沢田亮英）

平成29年 9 月14日

## 2 京都市会基本条例の検証・評価結果報告書

平成29年9月

### 京都市会基本条例の検証・評価結果報告書

#### 京都市会基本条例とは

京都市会基本条例とは、京都市会及び京都市会議員が市民の皆様に対して果たすべき役割などをお約束した条例であり、議会活動を行なううえでの理念や原則・制度などの基本的なことを定めている。

この条例は、平成26年3月17日に制定し、同年4月1日から施行している。

#### 条例制定の目的

- 京都市会及び京都市会議員の役割に法的な根拠を与え、明確にすること。  
→ 議員の役割は地方自治法に定めがなく、この条例で位置付けている。
- 京都市会のあるべき姿や京都市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- 市会改革の取組に根拠を与えること。



その先にある究極の目的は・・・

市民の皆様からの負託にこたえ、

市民福祉（市民生活）の向上と京都市の発展に貢献すること。

#### 1 検証・評価の目的

- ・ 京都市会基本条例第32条において、同条例の施行後、その目的が達成されているかどうかについて検証することを定めている。このため、同条例の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、京都市会では、市会改革推進委員会を中心に、平成28年度末までの京都市会の状況を対象として、平成29年4月から8月にかけて同条例の検証・評価を行った。
- ・ 評価に当たっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条文改正の必要性を確認した。

<参考>京都市会基本条例（抄）

（条例の検討）

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

#### 2 評価の手法と基準

##### （1）評価の手法

- ・ 条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえ、評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価を行った。  
なお、条文の内容が目的、理念、京都市会のルール、別に定めがあることを示している場合は、当該評価項目については、評価になじまないものとして、評価の対象とはしていない。（3項目あり）。

- ・ 評価シートは、シートA（資料3-1）とシートB（資料3-2）の2種類に区分した。シートAは、具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認するために用いる評価シートであり、シートBは、具体的な取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シートであり、シートBについては、評価と併せて取組実績も参考に記載している。

<参考>各評価項目（評価シート別）と条例の章との関係

条例の章	評価シートAの評価項目	評価シートBの評価項目
前文	A-1 前文〔評価対象外〕	—
第1章 総則	A-2 総則〔評価対象外〕	—
第2章 市会の位置付けと役割	A-3 市会の位置付けと役割	—
第3章 議員の位置付けと役割	A-4 議員の位置付けと役割	—
第4章 市民と市会との関係	A-5 市民と市会との関係	B-1 請願及び陳情の取扱い
		B-2 公聴会及び参考人の制度の活用
		B-3 会議等の公開及び広報の充実
		B-4 広聴の充実
第5章 市会と市長等との関係	A-6 市会と市長等との関係	—
第6章 議会運営の原則等	A-7 議会運営の原則等	B-5 会期
第7章 市会の権能強化	A-8 政務活動費	B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化
		B-7 他の地方公共団体の議会との連携
		B-8 事務局・図書室機能の強化
第8章 議員の定数及び議員報酬等	A-9 議員の定数及び議員報酬等〔評価対象外〕	—
第9章 補則	A-10 補則	—

## (2) 評価の基準

評価シートAの段階区分	評価シートBの段階区分	評価基準
1 (十分できている)	1 (十分できている)	条例の目的が全て達成されており、さらに積極的な取組を行っている。
2 (そこそこできている)	2 (かなりできている)	条例の目的が概ね達成されている。
	3 (そこそこできている)	充実させるべき点はあるものの、条例の目的が一定程度達成されている。
3 (できていない)	4 (あまりできていない)	改善すべき点があり、条例の目的が満足に達成されていない。
	5 (できていない)	条例の目的が全く達成されていない。
4 (その他)	6 (その他)	上記のいずれにも該当しない。

### 3 評価結果のポイント

#### (1) 評価の概略

- ・ 評価シートAについては、評価になじまないとして評価対象としなかった評価項目を除き、「十分できている」の他、概ね「そこそこできている」との評価となった。
- ・ 評価シートBについては、概ね「かなりできている」との評価となった。

#### <評価シートA（全10項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	1項目（10%）
2（そこそこできている）	6項目（60%）
3（できていない）	0項目（0%）
4（その他）	3項目（30%）

#### <評価シートB（全8項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	2項目（25%）
2（かなりできている）	5項目（62%）
3（そこそこできている）	1項目（13%）
4（あまりできていない）	0項目（0%）
5（できていない）	0項目（0%）
6（その他）	0項目（0%）

※ 各評価項目の評価結果の一覧は、資料1のとおり。

※ 評価結果の根拠となる主な実績の一覧は、資料2のとおり。

#### (2) 条文改正の必要性

条文改正については、いずれも必要がないとした。

- ※ 今回の検証・評価の対象期間後である平成29年5月に、京都市会基本条例を改正し、京都市会が議決すべき事件に「通称を命名する権利（ネーミングライツ）の付与の対象とする施設を定めること」を新たに追加した。



## (3) 今後に向けて特に考えを示したもの

取組の充実などの観点から、以下の10項目については、今後に向けて特に考え方を示すべきものとして、15点にわたり記載した（うち3点は重複記載）。

評価項目	具体的内容
A-3 市会の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会において政策テーマを設定したうえで委員間討議を行うなど、更なる議員間討議の充実が望まれる。</li> <li>・ 上記に加え、学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。</li> </ul>
A-4 議員の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえられるよう、努力し続けていく。</li> </ul>
A-5 市民と市会との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の市政への参画の機会をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。</li> </ul>
A-7 議会運営の原則等	A-3 と同じ
A-8 政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費の使途の透明性の確保、市民的目線からの不断の点検が引き続き必要である。</li> </ul>
B-2 公聴会及び参考人の制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公聴会については、活用すべき事案が発生した際には積極的に活用していく。</li> </ul>
B-3 会議等の公開及び広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等の公開及び広報の取組については、市民自らが情報を入力することができ、市民に情報がしっかりと伝わるよう、今後も更なる充実が求められる。</li> <li>・ 引き続き開かれた市会を推進する一方で、会議等においては、個人情報取扱いに十分配慮し、情報管理の徹底に努めていく。</li> </ul>
B-4 広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴の取組をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。</li> </ul>
B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化	A-3 の2点日と同じ
B-8 事務局・図書室機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も事務局機能が十分発揮されるよう、適正な人員体制について適宜検証し、必要に応じて見直していくことが求められる。</li> <li>・ 今後も図書室の適正な管理運営がなされ、機能充実が図られるよう、議員及び市民が利用しやすい環境の整備に努めるとともに、体制の充実が求められる。</li> <li>・ 議員、会派としても、機能強化がいかされるよう、積極的に事務局及び図書室の調査機能を活用していく。</li> </ul>

## &lt;添付資料&gt;

- 資料1 評価結果等一覧
- 資料2 評価結果の根拠となる取組（実績）一覧
- 資料3-1 評価シートA
- 資料3-2 評価シートB

※ 資料3-1, 3-2は掲載を省略（京都市会ホームページ参照）。

## 評価結果等一覧

## 1 評価シートA関係

## 評価基準

- 1 十分できている
- 2 そこそこできている
- 3 できていない
- 4 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
A-1	前文	—	—	4	無	—
A-2	総則	第1条	目的	4	無	—
		第2条	基本理念			
A-3	市会の位置付けと役割	第3条	市会の位置付けと役割	2	無	○
		第4条	市会改革			
A-4	議員の位置付けと役割	第5条	議員の位置付けと役割	2	無	○
		第6条	政治倫理			
		第7条	会派			
A-5	市民と市会との関係	第8条	市民との関係の構築	2	無	○
		第9条	市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実			
A-6	市会と市長等との関係	第16条	市長との関係	2	無	—
		第17条	監視機能の充実及び強化			
		第18条	市会の議決に付すべき事件等			
A-7	議会運営の原則等	第20条	委員会	2	無	○
		第21条	会議等における質疑又は質問			
A-8	政務活動費	第26条	政務活動費	1	無	○
A-9	議員の定数及び議員報酬等	第29条	議員の定数	4	無	—
		第30条	議員報酬等			
A-10	補則	第31条	他の条例等との関係	2	無	—
		第32条	条例の検討			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。

2 評価シートB関係

- 評価基準
- 1 十分できている
  - 2 かなりできている
  - 3 そこそこできている
  - 4 あまりできていない
  - 5 できていない
  - 6 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
(市民と市会との関係)						
B-1	請願及び陳情の取扱い	第10条	請願及び陳情の取扱い	1	無	—
B-2	公聴会及び参考人の制度の活用	第11条	公聴会及び参考人の制度の活用	2	無	○
B-3	会議等の公開及び広報の充実	第12条	会議等の公開の推進	2	無	○
		第13条	会議等の公開の方法			
		第14条	広報の充実			
B-4	広聴の充実	第15条	広聴の充実	2	無	○
(議会運営の原則等)						
B-5	会期	第19条	会期	1	無	—
(市会の権能強化)						
B-6	学識者等の活用等による市会の権能強化	第22条	専門的な知見の活用	3	無	○
		第23条	調査機関等の設置			
		第24条	政策研究会の設置			
B-7	他の地方公共団体の議会との連携	第25条	他の地方公共団体の議会との連携	2	無	—
B-8	事務局・図書室機能の強化	第27条	事務局	2	無	○
		第28条	図書室			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。

## 評価結果の根拠となる主な取組（実績）一覧

※ 「【平成〇年度（～）】」と記載があるものは、京都市会基本条例制定後（平成26年度以降）の取組（実績）

※ 評価理由の詳細については、資料3-1（評価シートA）及び資料3-2（評価シートB）参照。  
なお、評価シートBには、具体的な取組実績も記載している。

評価結果に係る条例の章	評価結果の根拠となる主な取組（実績）
第2章 市会の位置付けと役割	<p><b>市会ならではの政策提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策条例の制定（「清酒の普及の促進に関する条例」（平成24年度）、「交通安全基本条例」（平成25年度）、「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」【平成27年度】）</li> </ul> <p><b>開かれた議会運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑における直接傍聴の実施</li> <li>市会改革推進委員会における直接傍聴の実施【平成26年度～】</li> </ul> <p><b>市会改革の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市会改革に関する検討組織の設置</li> </ul>
第3章 議員の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派での政策勉強会、予算要望、政策提言の実施</li> </ul>
第4章 市民と市会との関係	<p><b>会議等の公開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本会議・委員会記録の作成</li> <li>本会議・委員会に関する資料の公開</li> <li>会議日程等の事前周知</li> <li>本会議・委員会のインターネット中継の実施</li> <li>本会議（代表質疑・質問）のテレビ中継の実施</li> </ul> <p><b>広報の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市会だよりの発行回数増（年4回→年7回）【平成28年度～】</li> <li>京都新聞での市会トピックニュース等の発信【平成26年度～】</li> <li>市会紹介DVDの作製【平成27年度】</li> <li>市会フェイスブックページの開設【平成27年度～】</li> <li>議長記者会見の実施【平成27年度～】</li> </ul> <p><b>広聴の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市会ホームページにおける市民意見受付フォームの設置【平成27年度～】</li> <li>本会議傍聴者アンケートの実施</li> <li>「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」制定時における意見聴取、パブリックコメントの実施【平成27年度】</li> <li>議会報告会の試行実施【平成26年度】</li> <li>大学生・高校生との意見交換の場の設定【平成26年度～】</li> </ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紹介議員による請願趣旨説明の積極実施（平成26年度以降、受理件数153件中78件で実施）</li> <li>参考人制度の積極活用（平成26年度以降5件）</li> </ul>
第5章 市会と市長等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算特別委員会市長総括質疑等における一問一答方式での議論の実施</li> <li>議案に対する付帯決議</li> </ul>
第6章 議会運営の原則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1会期制（いわゆる通年議会）の導入【平成26年度～】</li> </ul>
第7章 市会の権能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>『京都市手話言語条例（仮称）』制定プロジェクトチームの設置【平成27年度】</li> </ul>
第9章 補則	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市会基本条例の検証・評価の実施【平成29年度】</li> </ul>

# 市会関係諸規程・議員提案による政策条例

## 〔市会関係諸規程〕

- 京都市会基本条例
- 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例
- 京都市会定例会回数条例
- 通年議会の運用に係る申合せ
- 京都市会会議規則
- 京都市会委員会条例
- 京都市会傍聴規則
- 京都市会議員の資産等の公開に関する条例
- 京都市政務活動費の交付等に関する条例
- 京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則
- 京都市会議員政治倫理条例
- 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例
- 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

## 〔議員提案による政策条例〕

- ◎ 京都市自転車安心安全条例
  - ◎ 京都市清酒の普及の促進に関する条例
  - ◎ 京都市交通安全基本条例
  - ◎ 京都市手話言語がたなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- ※ 附則については、原則として、当初のものと平成30年3月時点のものを掲載している。
- ※ 別表及び様式については省略している。

## ○ 京都市会基本条例

- ◆制定 平成26年3月26日条例第183号
- ◇改正 平成29年6月第2号

### 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市会の位置付けと役割（第3条・第4条）
- 第3章 議員の位置付けと役割（第5条～第7条）
- 第4章 市民と市会との関係（第8条～第15条）
- 第5章 市会と市長等との関係（第16条～第18条）
- 第6章 議会運営の原則等（第19条～第21条）
- 第7章 市会の権能強化（第22条～第28条）
- 第8章 議員の定数及び議員報酬等（第29条・第30条）
- 第9章 補則（第31条・第32条）
- 附則

京都市は、御所や二条城が所在するなど、政治と文化の中心として栄えてきた地であり、悠久の歴史と多彩な文化、有形・無形の伝統、多種多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。また、伝統産業と先端産業とが共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。

その顕著な例は、番組（学区）である。明治初期には、上京、下京のそれぞれに番組が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。番組は、地域の社会福祉をはじめとする地域行政の核となり、当時の小学校区は、現在も「元学区」とし

て、京都独自の地域住民の自治の単位として機能を果たしている。

また、市域の拡大に伴い、各地域で特有の文化が生まれ、それぞれに自治の機能が発展し、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。

このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。加えて、この間京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。

ここに、京都市会は、これまでの市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会（以下「市会」という。）及び京都市会議員（以下「議員」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、地方自治の本旨に基づく京都ならではの地方自治の実現に取り組むものとする。

## 第2章 市会の位置付けと役割

### （市会の位置付けと役割）

第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、市会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であることに鑑み、市会は、主として次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視すること。
- (3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。
- (4) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。
- (5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び審査並びに議員間における討議を行い、意見を集約すること。
- (6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。
- (7) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。
- (8) 団体意思の決定に至るまでの過程が市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めること。

### （市会改革）

第4条 市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。

## 第3章 議員の位置付けと役割

### （議員の位置付けと役割）

第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。

2 議員は、議決の重みを深く認識するものとする。

### （政治倫理）

第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる



事項は、京都市会議員政治倫理条例の定めるところによる。  
(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。

- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
  - (1) 議員の活動を支援すること。
  - (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。
  - (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。

#### 第4章 市民と市会との関係

(市民との関係の構築)

第8条 市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民との関係を構築するものとする。  
(市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実)

第9条 市会は、市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の発展に向けて、より一層市民と情報を共有するとともに、市民の市政への参画の機会を充実させるものとする。

(請願及び陳情の取扱い)

第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。

- 2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。

(公聴会及び参考人の制度の活用)

第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的に活用を図るものとする。

(会議等の公開の推進)

第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等(本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。

- 2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。
- 3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。

(会議等の公開の方法)

第13条 市会は、会議等について、傍聴、インターネットの利用その他の方法により公開に努めるものとする。

- 2 市会は、委員会について、政策の意思決定に至る審査の場を広く市民に公開するため、インターネットによる中継を推進するものとする。

- 3 市会は、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(広報の充実)

第14条 市会は、市民が議会活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、広報紙、ウェブサイト等を充実させるものとする。

- 2 市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。

(広聴の充実)

第15条 市会は、市民の意見を審議及び審査に反映させるため、広聴の充実を図るものとする。

#### 第5章 市会と市長等との関係

(市長との関係)

第16条 市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営するものとする。

(監視機能の充実及び強化)

第17条 市会は、市長等に対する監視機能を充実し、強化するものとする。

(市会の議決に付すべき事件等)

第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画(地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止

(2) 姉妹都市盟約の締結

- (3) 通称を命名する権利の付与の対象とする施設(重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。)を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。

2 市長は、毎年度、前項第1号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。

3 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、第1項第1号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べるることができる。

#### 第6章 議会運営の原則等

(会期)

第19条 市会は、議会活動の公正性及び透明性の確保並びに議員間又は市長等と議員との間の活発な討議の実施の観点から、必要な審議日数を確保するものとする。

(委員会)

第20条 委員会の委員長及び副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会の活動及び運営に努めるものとする。

- 2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における討議を充実させるよう努めるものとする。

- 3 委員は、委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にするものとする。

- 4 委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。

(会議等における質疑又は質問)

第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。

- 2 市長等(補助職員を含む。)は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。

- 3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。

#### 第7章 市会の権能強化

(専門的な知見の活用)

第22条 市会は、議案の審査等において、学識経験を有する者等の専門的な知見を積極的に活用するものとする。

(調査機関等の設置)

第23条 市会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。

(政策研究会の設置)

第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第25条 市会は、他の地方公共団体の議会と積極的に連携するものとする。

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。

(事務局)

第27条 市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るものとする。

(図書室)

第28条 市会は、議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。

#### 第8章 議員の定数及び議員報酬等

(議員の定数)

第29条 議員の定数に関し必要な事項は、京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の定めるところによる。

(議員報酬等)

第30条 議員報酬及び期末手当並びに議員が職務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、京都市議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の定めるところによる。

#### 第9章 補則

(他の条例等との関係)

第31条 市会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の検討)

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例は、廃止する。

附 則 (最終改正 平成29年6月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

### ○ 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例

◆制定 平成14年3月29日条例第49号

◇改正 平成26年3月第184号

(市会議員の定数)

第1条 地方自治法第91条第1項の規定により、市会議員の定数は、67人とする。

(各選挙区において選挙すべき市会議員の数)

第2条 公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき市会議員の数は、次のとおりとする。

- 北 区選挙区 6人
- 上京区選挙区 4人
- 左京区選挙区 8人
- 中京区選挙区 5人
- 東山区選挙区 2人
- 山科区選挙区 6人
- 下京区選挙区 4人
- 南 区選挙区 5人
- 右京区選挙区 9人
- 西京区選挙区 6人
- 伏見区選挙区 12人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定(次項の規定を除く。)は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(関係条例の廃止)

3 京都市議員各選挙区選出議員数条例は、廃止する。

附 則 (最終改正 平成26年3月26日条例第184号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

### ○ 京都市会定例会回数条例

◆制定 昭和31年10月1日条例第23号

◇改正 平成26年3月第90号

京都市会定例会の回数は、年1回とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日から昭和31年12月31日までに招集すべき定例会の回数は、2回とする。

附 則 (最終改正 平成26年3月3日条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年の特例)

2 平成26年の京都市会定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年2回とする。

### ○ 通年議会の運用に係る申合せ

◆決定 平成26年2月19日市会運営委員会

1 目的

この申合せは、定例会の回数を1回としその会期をおおむね1年とする通年議会の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

定例会の会期は、4月中下旬から翌年3月までの間で定めることとする。ただし、議員の一般選挙が行われる年の会期の始期は、改選後の議員の任期開始後の5月からとする。

3 定例会、臨時会及び審議期間の呼称

(1) 定例会は開会する年を冠して「平成〇年京都市会定例会」と呼称する。ただし、平成26年の定例会は「平成26年京都市会第2回定例会」とする。

ア 定例会中の審議期間については、次のように呼称する。

(ア) 開会後に設ける審議期間

「〇月開会市会」

(イ) 定例的に設ける審議期間(5月、9月、11月、2月に開議)  
「〇月市会」(2月は開議年月を明確にするため「平成〇年 2月市会」とする。)

(ウ) 臨時に設ける審議期間

「〇月特別市会」

(同月に複数回開く場合は、「〇月(第〇回)特別市会」とする。)

(1月から3月に開く場合は、開議年月を明確にするため「平成〇年 〇月特別市会」とする。)

(2) 臨時会は、次のように呼称する。

「平成〇年京都市会 臨時会」  
(複数回開く場合は、「平成〇年京都市会(第〇回)臨時会」とする。)

- 4 審議期間の設定  
定例会中の審議期間の時期及び日数は、次のとおりとする。
  - (1) 定例的に設ける審議期間
    - ア 当初予算審議 (2月から3月, おおむね30日間)
    - イ 決算審議 (9月から10月, おおむね30日間)
    - ウ その他の審議 (5月及び11月から12月, それぞれおおむね15日間)
  - (2) 開会後又は臨時に設ける審議期間  
審議日数は、付議事件に応じ設定するものとする。
- 5 審議日程の調整等
  - (1) 定例的に設ける審議期間については、各審議期間(〇月市会)の最終日に次の審議期間(〇月市会)の審議日程を確認するものとする。
  - (2) 市長から会議に付すべき事件を示し、本会議の開議の依頼を受けたときは、その審議日程について、市会運営委員会において速やかに協議するものとする。
- 6 議案の提出等
  - (1) 長提出議案  
各審議期間においては、原則としてその始期の7日前までに市長から付議すべき議案等の事前送付を受けた後、審議期間の最初の本会議で当該議案の提出を受け、上程するものとする。ただし、緊急を要するものなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。
  - (2) 議員提出議案
    - ア 政策提案条例案については、長提出議案と同様の取扱いを基本とする。
    - イ 意見書案・決議案については、定例的に設ける審議期間の最終本会議において提出し、上程することを基本とする。ただし、緊急を要するものなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。
  - (3) 一事不再議(事情変更)の取扱い  
既に議決されたものと同一の事件については、定例的に設ける審議期間の到来によりおのずと事情変更があったものとみなし、提出等が可能となるよう取り扱うものとする。
- 7 請願(陳情)を付託(回付)する本会議の開議  
5月市会終了後に受理した請願(陳情)がある場合は、市会運営委員会での協議を経て、これらを委員会付託(回付)するための特別市会を7月に開くものとする。ただし、5月市会終了後9月市会の始期までに本会議を開議する予定が生じた場合は、特別市会の開議の取扱いについて改めて協議するものとする。
- 8 市会説明員の本会議への出席  
特別市会などの本会議については、審議案件に関連する市会説明員に限定して出席を求めることができる。
- 9 会議録  
会議録は会議の日ごとに作成し、一つの審議期間をもって1冊の会議録として作成する。

## 〇 京都市会会議規則

- ◆制定 昭和31年11月5日市会規則第1号  
◇改正 平成3年5月第1号 平成3年6月第2号  
平成3年10月第3号 平成12年5月第1号  
平成14年3月第1号 平成16年3月第2号  
平成17年12月第1号 平成19年3月第1号  
平成23年5月第1号 平成24年11月第1号  
平成25年2月第2号 平成26年3月第1号  
平成30年3月第1号

### 目次

- 第1章 総則(第1条～第12条)

- 第2章 議案及び動議(第13条～第18条)  
第3章 議事日程(第19条～第23条)  
第4章 選挙(第24条～第33条)  
第5章 議事(第34条～第46条)  
第6章 発言(第47条～第57条)  
第6章の2 公聴会及び参考人(第57条の2～第57条の8)  
第7章 委員会(第58条～第77条の2)  
第8章 表決(第78条～第89条)  
第9章 質問(第90条～第94条)  
第10章 請願(第95条～第100条)  
第11章 秘密会(第101条・第102条)  
第12章 辞職及び資格の決定(第103条～第107条)  
第13章 規律(第108条～第114条)  
第14章 懲罰(第115条～第122条)  
第15章 会議録(第123条～第126条)  
第16章 議員の派遣(第127条)  
第17章 補則(第128条)  
附則

### 第1章 総則

#### (参集)

第1条 議員は、招集の当日開会定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

#### (欠席の届出)

第2条 議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その理由を付して、議長に届け出なければならない。

#### (議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長が必要と認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

#### (会期)

第4条 市会の会期は、会期の初めに市会の議決で定める。

2 市会の会期は、招集の日から起算する。

#### (会期の延長)

第5条 市会の議決により、又は議長が必要と認めるときは、市会の会期を延長することができる。

2 前項の会期が延長されたときは、議長は、直ちに議員及び市長に通知しなければならない。

#### (会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、議長は、会期中でも閉会することができる。

#### (市会の開閉)

第7条 市会の開閉は、議長が宣告する。

#### (会議時間及び号鈴)

第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市会の議決により、又は議長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 会議休憩中午後5時をすぎたときは、会議時間は延長されたものとみなす。

3 会議の開閉は、号鈴で報ずる。

#### (会議の開閉)

第9条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。  
(定足数に関する措置)

第10条 開議時刻後相当の時間を経てもなお、出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。



(出席催告)

第11条 地方自治法(以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

(所属党派の届出)

第12条 議員は、その所属党派を議長に届け出なければならない。所属党派を変更したときもまた同様とする。

## 第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付して、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 市会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第17条 先決動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いなくて、会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

## 第3章 議事日程

(日程作成及び配布)

第19条 議長は、会議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長が報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が、必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長が、必要と認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の会議を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要と認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、会議にはかり延会することができる。

## 第4章 選挙

(選挙の宣告)

第24条 市会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終ったときは、投票漏れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び開票立会人)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

(投票数の超過の場合の措置)

第31条 投票の数が議場に現在する議員の数を超過するときは、市会は、更に投票を行わなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないと認めるときは、この限りでない。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに会議に報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

## 第5章 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長が必要と認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長が必要と認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第97条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、市会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。ただし、市会の議決で付託することができる。

3 市会の議決により、又は議長が必要と認めるときは、提出者

の説明又は委員会の付託を省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、第70条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第39条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第1項の報告は、市会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、又は朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わった後、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者に対してもまた同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 市会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 市会が、必要と認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき、期限を付けることができる。

(委員会の中間報告)

第45条 市会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

## 第6章 発言

(発言の許可等)

第47条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第48条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席し、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第49条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ、発言を求められない。

2 通告しない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名する。

(討論の方法)

第50条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、

次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第51条 議長が、議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第52条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第53条 質疑は、同一議員につき同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事進行に関する発言)

第54条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第55条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第56条 質疑又は討論が終わったとき、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いずに、会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第57条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

## 第6章の2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第57条の2 会議で、公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第57条の3 公聴会(会議において開く公聴会をいう。以下この章において同じ。)に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第57条の4 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下この章において「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、会議において定め、本人にその旨を通知する。

2 市会は、その案件に対して、賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第57条の5 公述人が、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第57条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。



2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第57条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、市会が、特に許可した場合は、この限りではない。

(参考人)

第57条の8 会議で、参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

## 第7章 委員会

(招集手続)

第58条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(委員長及び副委員長ともにないときの互選)

第59条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集し、その互選を行う。

(会議中の委員会禁止)

第60条 委員会は、市会の会議中は開くことができない。

(委員外議員の発言)

第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要と認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員でない議員は、委員会の承認を得て、発言することができる。

(委員会における動議)

第62条 委員会においては、動議は、賛成者がなくても議題となる。

(委員の議案修正)

第63条 委員が、修正案を発議しようとするときは、その案を、あらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第64条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第65条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第66条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第67条 常任委員会が、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、市会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査を行おうとするときについて準用する。

(委員の派遣)

第67条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長の承認を得て、委員を派遣することができる。

2 前項の規定により、委員会が、委員を派遣しようとするときは、あらかじめ派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を記載した申出書を議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第68条 委員会が、閉会中もなお、審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

2 前項の申し出があった場合は、議長は、会議には加わなければならない。

(少数意見の留保)

第69条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員2人以上の賛成があるものは、少数意見として留保

することができる。

(委員会報告書)

第70条 委員会が、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

2 前条の規定により留保された少数意見は、前項の委員会報告書に、その要旨を付記しなければならない。

(公聴会開催の手続)

第71条 委員会が公聴会を開く決定をするときは、あらかじめ議長に通告しなければならない。

2 委員会で、公聴会を開くことに決定したときは、委員長は、その旨を議長に報告するとともに、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第72条 公聴会(委員会において開く公聴会をいう。以下同じ。)に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を、その委員長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第73条 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、本人にその旨を通知する。

2 委員会は、その案件に対して、賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第74条 公述人が、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第75条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が、特に許可した場合はこの限りでない。

(公聴会の結果報告)

第77条 委員長は、公聴会の経過及び結果を、議長に報告しなければならない。

(参考人)

第77条の2 委員会で、参考人の出席を求めることに決定したときは、委員長は、その旨を議長に報告するとともに、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前4条の規定は、参考人について準用する。

## 第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第79条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第81条 議長が、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が、起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、無記

名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第82条 議長が、必要と認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、無記名投票により決める。

(記名投票)

第83条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を、投票箱に投入する。

(無記名投票)

第84条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入する。

(選挙規定の準用)

第85条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び開票立会人)、第31条(投票数の超過の場合の措置)、第32条第1項(選挙結果の報告)及び第33条(選挙に関する疑義)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について、異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より、先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、出席議員5人以上から表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いずに、会議はかって決める。

3 修正案が、すべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(廃棄しない議案の取扱)

第89条 修正案及び原案が、ともに過半数の賛成を得なかった場合に、会議において、議案を廃棄しないと議決したときは、特に委員会に付託して、その案を起させ、その報告を得て、これを会議に付することができる。

## 第9章 質問

(一般質問)

第90条 議員は、市の一般事務につき、執行機関に質問することができる。

2 質問者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 第1項の質問は、日程を終った後に行う。ただし、市会の同意を得た場合は、この限りでない。

(答弁書の提出)

第91条 執行機関から、直ちに答弁し難い旨の申し出があったときは、議長は、期日を指定して、答弁書を提出させることができる。

2 議長が、前項の規定による答弁書を受理したときは、議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(緊急質問)

第92条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、第90条第2項及び第3項(一般質問)の規定にかかわらず、市会の同意を得て、質問することができる。

2 前項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、

直ちに制止しなければならない。

(文書質問)

第93条 議員は、会期中執行機関に対し、文書で質問することができる。

2 前項の規定による質問は、簡明なる主意書をつくり、議長に提出しなければならない。

3 議長は、前項の質問主意書及びこれに対する答弁書の写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(発言規定の準用)

第94条 質問については、第47条(発言の許可等)、第48条(発言の通告及び順序)、第49条(発言の通告をしない者の発言)、第52条(発言内容の制限)、第53条(質疑の回数)及び第55条(発言の継続)の規定を準用する。

## 第10章 請願

(請願書の記載事項等)

第95条 請願しようとする者(以下「請願者」という。)は、請願書に次の各号に掲げる事項を記載するとともに、当該請願書に記名押印し、又は署名しなければならない。この場合において、当該事項(第3号の氏名及び代表者の氏名を除く。)の記載は、日本語でしなければならない。

(1) 提出の年月日

(2) 請願の趣旨

(3) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

2 請願者は、当該請願者が複数であるときは、当該請願者のうち代表者となる請願者1名の氏名及び住所を明らかにしなければならない。

3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名押印し、又は署名しなければならない。

(請願文書表)

第96条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 受理番号

(2) 受理の年月日

(3) 件名

(4) 請願の要旨

(5) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、請願者が複数である場合にあっては当該請願者のうち代表者となる請願者1名の氏名及び住所)

(6) 請願を紹介する議員の氏名

(7) 付託する委員会名

(請願の委員会付託)

第97条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第98条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

(請願の審査報告)

第99条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により文書をもって、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと査定した請願で、執行機関において措置することが適当と認めるものは、このことを報告書に記載しなければならない。

(陳情書の処理)

第100条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

## 第11章 秘密会

(指定者以外の退場)

第101条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を、議場の外に退去させなければならない。

2 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第102条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第12章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第103条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、市会に報告し、討論を用いないで、会議にはかりその許否を決める。

3 閉会中に、副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の市会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第104条 議員が、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定要求書の提出)

第105条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無について、市会の決定を要求しようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第106条 前条の要求については、市会は、第37条第3項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第107条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

## 第13章 規律

(品位の尊重)

第108条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第109条 議場に入る者は、帽子、外套、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第110条 何人も、会議中は議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第111条 議員は、会議中はみだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第112条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第113条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第114条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで、会議にはかり決める。

## 第14章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第115条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して、3日以内に提出しなければならない。ただし、第102条第2項(秘密の保

持)の違反にかかるものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第116条 懲罰については、市会は、第37条第3項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して、議決することはできない。

(代理弁明)

第117条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で、一身上の弁明をする場合において、市会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代って弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第118条 戒告又は陳謝は、市会の定める戒告文又は陳謝文によって行う。

(出席停止の期間)

第119条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第120条 出席停止された者が、その期間内に、市会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第121条 除名について、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が得られなかった場合は、市会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第122条 市会が、懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第15章 会議録

(会議録の記載事項)

第123条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止、休憩及び再開の年月日時
- (3) 出席及び欠席議員の議席番号並びに氏名
- (4) 議事日程及び諸般の報告
- (5) 議案及び関係書類並びに委員会報告書
- (6) 議案に関する議事並びに議決の顛末
- (7) 動議並びにその顛末
- (8) 議長の宣告並びに議長、議員その他の者の発言
- (9) 選挙の顛末
- (10) 採決の場合数を計算したときは、その数
- (11) 議長が、散会后文書で委員を指名したときは、その氏名
- (12) その他議長が必要と認めた事項

2 議事は、速記法によって速記する。

(会議録の配布)

第124条 会議録は、印刷し、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録(法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))をもって作成されているときは、電磁的方法による提供を含む。)を行う。

(配布する会議録に掲載し、又は記録しない事項)

第125条 前条の規定により配布する会議録には、次に掲げる事項を掲載し、又は記録しない。

- (1) 秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言
- (2) 第123条第1項第5号に掲げる事項に含まれる個人情報(京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。)であって、掲載し、又は記録することにより個人の権利利益を著しく害するおそれがあると議長が特に認めるもの(会議録署名者)

第126条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置を採る議員)は2人とし、議長が、会議において指名する。



## 第16章 議員の派遣

第127条 市会は、議員を派遣しようとするとき（第67条の2第1項の規定により委員を派遣しようとするときを除く。）は、市会の議決により決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定する。

2 前項の規定により、市会又は議長が、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

## 第17章 補則

（会議規則の疑議に対する措置）

第128条 この規則の疑議は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかって決める。

## 附 則

この規則は、昭和31年11月5日から施行する。

京都市会会議規則（昭和22年規則第26号）は廃止する。

附 則（最終改正 平成30年3月20日市会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 京都市会委員会条例

◆制定	昭和31年9月29日条例第22号	
◇改正	昭和33年4月第10号	昭和33年11月第23号
	昭和34年5月第3号	昭和35年6月第18号
	昭和36年6月第17号	昭和37年4月第4号
	昭和37年7月第11号	昭和39年6月第44号
	昭和40年2月第64号	昭和42年5月第2号
	昭和43年4月第8号	昭和47年4月第1号
	昭和48年4月第1号	昭和51年7月第12号
	昭和52年7月第2号	昭和55年4月第1号
	平成2年4月第1号	平成3年5月第4号
	平成3年6月第11号	平成3年10月第23号
	平成4年4月第1号	平成4年5月第9号
	平成7年3月第67号	平成9年3月第58号
	平成10年3月第48号	平成11年3月第69号
	平成11年5月第7号	平成15年5月第1号
	平成16年3月第85号	平成19年3月第54号
	平成20年4月第1号	平成21年3月第80号
	平成23年5月第2号	平成24年3月第32号
	平成25年2月第45号	平成25年3月第50号
	平成26年3月第91号	平成27年5月第1号
	平成29年3月第30号	

（常任委員会の設置）

第1条 市会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管及び委員の定数）

第2条 議員は、それぞれ1個の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、所管及び委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 総務消防委員会 行財政局、総合企画局、会計管理者、消防局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 13人
- (2) 文化環境委員会 環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項 13人
- (3) 教育福祉委員会 保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所管に属する事項 14人
- (4) まちづくり委員会 都市計画局及び建設局の所管に属する事項 14人
- (5) 産業交通水道委員会 産業観光局、交通局及び上下水道局の所管に属する事項 13人

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、選任の日（第5条第2項の規定により選任された常任委員にあつては、前任者の任期の満了の日の翌日）から翌年に設ける当初予算に係る審議期間の最後に開く会議の日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市会運営委員会の設置）

第3条の2 市会に市会運営委員会を置く。

2 市会運営委員会の委員の定数は、15人とする。

3 前条の規定は、前項の委員について準用する。

（市会運営委員会の理事会）

第3条の3 市会運営委員会に理事会を置く。

2 理事会は、市会運営委員会の委員長及び副委員長並びに理事若干人をもって組織する。

3 理事会に関し必要な事項は、市会運営委員会が定める。

（特別委員会の設置）

第4条 特別委員会は、必要がある場合において市会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、市会の議決で決める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が、議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第5条 常任委員、市会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が指名する。

2 常任委員及び市会運営委員の任期の満了による後任者の選任は、その任期の満了の前日においても行うことができる。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の規定の例による。

5 議長は、第1項の規定により委員を指名したとき、又は第3項の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（市会運営委員及び特別委員の辞任）

第6条 市会運営委員及び特別委員は、辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、前項の規定により市会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

3 市会運営委員及び特別委員に、欠員が生じたときは、前条第1項の選任方法により、補充することができる。

（委員長及び副委員長）

第7条 常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長2人を置く。ただし、市会運営委員会及び特別委員会は、必要があると認めるときは、副委員長を市会運営委員会にあつては3人まで、特別委員会にあつては6人まで置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長の議事整理、秩序保持権）

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第9条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が、あらかじめ定めた順位により、副委員長が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長の辞任）

第10条 委員長及び副委員長が、辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（招集）

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の3分の1以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなけ



れば会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第13条 委員会の議事は、この条例に特別の規定がある場合を除くのほか、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。（傍聴の取扱）

第15条 委員会は、議員のほか、委員会において許可した者が傍聴することができる。

（秘密会）

第16条 委員会は、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会とすることができる。

（議事妨害の禁止）

第17条 何人も会議中は、議事の妨害となる言動をしてはならない。（秩序保持に関する措置）

第18条 委員会において、地方自治法（以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員長は、委員会の議事を整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。（記録）

第19条 委員長は、職員をして会議の概要、出欠席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録（法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。）によることができる。この場合における前項の署名については、同条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

（会議規則との関係）

第20条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和31年9月29日から施行する。

2 京都市会常任委員会条例（昭和22年条例第23号）及び京都市会特別委員会条例（昭和22年条例第24号）は廃止する。

3 この条例施行の際、従前の規定によって現に選任又は互選されている者は、この条例によって、選任又は互選されたものとみなし、その任期は、昭和31年9月1日より起算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（最終改正 平成29年3月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

## ○ 京都市会傍聴規則

◆制定 昭和35年7月5日市会規則第1号

◇改正 昭和36年5月第1号 昭和56年9月第1号

昭和57年12月第1号 昭和59年1月第1号

平成15年9月第1号（全部改正）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法第130条第3項の規定に基づ

き、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席、車いす・盲導犬等傍聴席、特別席及び記者席に分ける。

2 一般席は、次項から第5項までに掲げる席を利用する者以外の者の傍聴の用に供する。

3 車いす・盲導犬等傍聴席は、車いす利用者又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴する者の傍聴の用に供する。

4 特別席は、公賓その他議長が特に必要と認める者の傍聴の用に供する。

5 記者席は、報道関係者の傍聴の用に供する。

（傍聴券の交付等）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる傍聴券の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

(1) 一般席 一般傍聴券

(2) 車いす・盲導犬等傍聴席 車いす・盲導犬等傍聴券

(3) 特別席 特別傍聴券

(4) 記者席 記者傍聴券

（傍聴券の交付枚数）

第4条 傍聴券の交付枚数は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、傍聴券の交付枚数を制限することができる。

(1) 一般傍聴券 102枚

(2) 車いす・盲導犬等傍聴券 3枚

(3) 特別傍聴券及び記者傍聴券 議長が必要と認める枚数

2 議長は、第6条の規定により傍聴券の返還を受けたときは、当該返還を受けた傍聴券の枚数を超えない範囲内で、同種の傍聴券を追加して交付することができる。（傍聴券の交付方法）

第5条 傍聴券の交付方法は、次のとおりとする。

(1) 一般傍聴券及び車いす・盲導犬等傍聴券（以下「一般傍聴券等」という。）は、会議の当日、指定の場所において先着順に交付する。

(2) 特別傍聴券及び記者傍聴券は、有効期間を定めて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、会議日ごとに、その前日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、最も近い日曜日等でない日）までに議員から申込みがあったときは、議員1人について一般傍聴券等を1枚に限り、交付することができる。（傍聴券の返還）

第6条 一般傍聴券等の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。（議場への入場禁止）

第7条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 棒、ブラスカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ピラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議の進行の妨げになる行為をしないこと。

(2) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

- (3) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音又は撮影をしないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(警備員の指示)

第10条 傍聴人は、警備員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、議長が秘密会であることを宣告し、退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該者を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

## ○ 京都市会議員の資産等の公開に関する条例

◆制定 平成7年12月7日条例第37号

◇改正 平成13年12月第21号 平成19年10月第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、市会議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の提出)

第2条 議員は、その任期の開始の日（再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力が生じた日とする。以下同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した報告書（以下「資産等報告書」という。）を市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券で別に定めるものに限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。） 種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 議員は、その任期の開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下「資産等補充報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第3条 議員（前年1年間を通じて議員であつた者（任期満了又は市会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は市会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年1年間を通じて議員であつた者）に限る。）は、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は市会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は市会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した報告書（以下「所得等報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が1,000,000円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて別に定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(関連会社等報告書の提出)

第4条 議員は、毎年、4月1日において報酬（金銭の給付によるものに限る。）を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は市会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は市会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月2日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した報告書（以下「関連会社等報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 議長は、前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、別に定めるところにより、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第6条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年12月31日から施行する。

(資産等報告書の提出の特例)

2 議員である者（この条例の施行の日において議員である者に限る。）は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、平成8年4月8日までに議長に提出しなければならない。

(準用)

3 第5条の規定は、前項の規定により提出された資産等報告書



について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを提出すべき期間の末日の翌日」とあるのは、「平成8年4月9日」と読み替えるものとする。

附 則（最終改正 平成19年10月12日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都市会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

## ○ 京都市政務活動費の交付等に関する条例

◆制定 平成13年3月30日条例第66号

◇改正 平成14年3月第74号 平成17年3月第36号  
平成20年3月第63号 平成20年9月第14号  
平成25年2月第46号 平成26年3月第186号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法第100条第14項に規定する政務活動費（以下「政務活動費」という。）の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 政務活動費は、京都市会における会派（所属する議員が1人である場合を除く。以下「会派」という。）及び議員に対し、交付する。

（政務活動費の額等）

第3条 会派に対し交付する政務活動費（以下「会派政務活動費」という。）の月額、140,000円に、その月の初日（以下「基準日」という。）において当該会派に所属する議員の数（当該会派に所属する議員の数について、基準日に脱会その他の事由に基づく変動があったときは、当該変動後の数）を乗じて得た額とする。

2 議員に対し交付する政務活動費（以下「議員政務活動費」という。）の月額、400,000円とする。

3 基準日に会派が解散したとき及び基準日以外の日に会派が結成されたときは、当該基準日及び当該会派が結成された日の属する月分の会派政務活動費は、当該会派に対し、交付しない。

4 基準日に議員でなくなったとき及び基準日以外の日に議員となったときは、当該基準日及び当該議員が議員となった日の属する月分の議員政務活動費は、当該議員に対し、交付しない。

（会派の代表者及び経理責任者）

第4条 会派に、会派政務活動費に係る事務を処理させるため、代表者及び経理責任者を置かなければならない。

2 会派の代表者及び経理責任者は、当該会派に属する議員の中から定めるものとする。

3 代表者は、会派政務活動費に係る事務を総理する。

4 経理責任者は、会派政務活動費の出納に関する事務を行う。

（交付の申請）

第5条 会派政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員政務活動費の交付を受けようとする議員は、4月分から翌年の3月分（翌年の2月末日までに議員の任期が満了する場合にあっては、任期が満了する日の属する月（以下「任期満了月」という。）の月分）までの政務活動費の交付について、毎年、4月1日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに、議長を経て、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日から翌年の3月1日までの間に結成された会派が、当該会派が結成された日の属する年

度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に係る会派政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに、議長を経て、市長に申請しなければならない。

(1) 会派が結成された日が基準日以外の日であるとき 当該会派が結成された日の属する月の末日

(2) 会派が結成された日が基準日であるとき 当該基準日

3 第1項の規定にかかわらず、4月1日から翌年の3月1日までの間に議員となった者が、議員となった日の属する年度に係る議員政務活動費の交付を受けようとするときは、当該議員は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに、議長を経て、市長に申請しなければならない。

(1) 議員となった日が基準日以外の日であるとき 当該議員となった日の属する月の末日

(2) 議員となった日が基準日であるとき 当該基準日

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る政務活動費の交付及び交付額を決定し、その旨を当該申請をした会派の代表者又は議員に通知するものとする。

（申請事項等の変更）

第7条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者又は議員は、第5条の規定による申請をした事項に変更があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに、議長を経て、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該変更があった日が基準日以外の日であるとき 当該変更があった日の属する月の末日

(2) 当該変更があった日が基準日であるとき 当該基準日

2 会派の代表者が前条の規定による通知を受けた場合において、当該会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに、議長を経て、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 会派が解散した日が基準日以外の日であるとき 当該会派が解散した日の属する月の末日

(2) 会派が解散した日が基準日であるとき 当該基準日

（政務活動費の交付）

第8条 政務活動費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）に交付する。

(1) 4月分から6月分まで 4月15日

(2) 7月分から9月分まで 7月15日

(3) 10月分から12月分まで 10月15日

(4) 1月分から3月分まで 1月15日

2 前項の規定にかかわらず、4月1日から6月1日まで、7月1日から9月1日まで、10月1日から12月1日まで又は1月1日から3月1日までの間に会派が結成され、又は議員となったときは、それぞれ、会派が結成され、又は議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日であるときは、当該基準日の属する月分。以下「結成等月分」という。）から6月分まで、結成等月分から9月分まで、結成等月分から12月分まで又は結成等月分から3月分までの政務活動費を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日（その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日）までに交付する。

(1) 会派が結成された日又は議員となった日が基準日以外の日であるとき 当該会派が結成された日又は当該議員となった日の属する月の翌月の末日

(2) 会派が結成された日又は議員となった日が基準日であるとき

当該基準日の属する月の末日

(会派政務活動費の交付の調整)

第9条 会派政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員の数について、年度中途に脱会その他の事由に基づく変動があった場合において、既に交付した会派政務活動費の額が変動後の議員の数に基づいて算定した会派政務活動費の額に満たないときは、市長は、別に定めるところにより、当該会派に対し、その差額を追加して交付し、既に交付した会派政務活動費の額が変動後の議員の数に基づいて算定した会派政務活動費の額を超えるときは、当該会派は、別に定めるところにより、市長にその差額を返還しなければならない。

2 会派政務活動費の交付を受けた会派が、4月1日から6月1日まで、7月1日から9月1日まで、10月1日から12月1日まで又は1月1日から3月1日までの間に解散したときは、当該会派の代表者であった者は、既に交付を受けた会派政務活動費のうち、解散した日の属する月の翌月分(解散した日が基準日であるときは、当該基準日の属する月分)以後の会派政務活動費を速やかに市長に返還しなければならない。

(議員政務活動費の交付の調整)

第10条 議員政務活動費の交付を受けた議員が、4月1日から6月1日まで、7月1日から9月1日まで、10月1日から12月1日まで又は1月1日から3月1日までの間に議員でなくなったときは、当該議員であった者は、既に交付を受けた議員政務活動費のうち、議員でなくなった日の属する月の翌月分(議員でなくなった日が基準日であるときは、当該基準日の属する月分)以後の議員政務活動費を速やかに市長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第11条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派政務活動費にあっては別表第1、議員政務活動費にあっては別表第2に掲げる経費に充てることができるものとする。

(報告書の提出)

第12条 会派政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員政務活動費の交付を受けた議員(翌年度の4月1日から同月30日までの間に、当該会派が解散し、又は当該議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者)は、翌年度の4月1日から同月30日までの間に、前年度に交付された政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書に領収書又は支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

(1) 会派政務活動費の交付を受けた会派にあっては当該会派の名称並びに代表者及び経理責任者の氏名、議員政務活動費の交付を受けた議員にあっては当該議員の氏名

(2) 政務活動費の総額

(3) 次に掲げる区分ごとの支出額及びこれらの合計額

- ア 調査研究費
- イ 研修費
- ウ 広報広聴費
- エ 要請・陳情活動費
- オ 会議費
- カ 資料作成費
- キ 資料購入費
- ク 通信運搬費
- ケ 備品消耗品費
- コ 人件費
- サ 事務所費

(4) 残額

2 前項の規定にかかわらず、会派政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は議員政務活動費の交付を受けた議員が議員で

なくなったときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者は、当該会派が解散した日又は当該議員が議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、当該会派が解散した日又は当該議員でなくなった日の属する年度に交付された政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書に領収書等の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

(1) 会派政務活動費の交付を受けた会派にあっては解散した当該会派の名称並びに代表者及び経理責任者であった者の氏名、議員政務活動費の交付を受けた議員にあっては当該議員であった者の氏名

(2) 政務活動費の総額

(3) 前項第3号及び第4号に掲げる事項

(収支報告書の写しの送付)

第13条 議長は、前条の規定により提出された報告書(以下「収支報告書」という。)の写しを市長に送付するものとする。(議長の調査等)

第14条 議長は、第12条の規定により収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、政務活動費の適正な執行を図るため必要な限度において、会派政務活動費の交付を受けた会派及び議員政務活動費の交付を受けた議員に対し、報告を求め、又は調査することができる。

2 市会は、収支報告書等をインターネットの利用その他の方法で公開する等、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

(残額の返還等)

第15条 会派政務活動費の交付を受けた会派(当該会派が解散した場合にあっては、当該会派の代表者であった者。以下同じ。)及び議員政務活動費の交付を受けた議員(当該議員が議員でなくなった場合にあっては、当該議員であった者。以下同じ。)は、第12条の規定により収支報告書等を提出した場合において、残額があるときは、当該残額を速やかに市長に返還しなければならない。

2 市長は、会派政務活動費の交付を受けた会派又は議員政務活動費の交付を受けた議員が、第11条に規定する経費の範囲外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第16条 議長は、第12条の規定により提出された収支報告書等を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、別に定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。)が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(委任)

第17条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、議長及び市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(抄)(最終改正 平成26年3月26日条例第186号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は議長が定める。



## ○ 京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則

- ◆制定 平成13年3月30日京都市規則第110号  
◇改正 平成25年2月第49号

(交付の申請)

第1条 京都市政務活動費の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第5条の規定による申請は、政務活動費交付申請書(第1号様式)により行うものとする。

(申請事項等の変更の届出)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、申請事項変更届(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、会派解散届(第3号様式)により行うものとする。

(会派政務活動費の追加の交付及び差額の返還)

第3条 条例第2条に規定する会派(以下「会派」という。)に所属する議員の数について変動があった場合において、既に交付した条例第3条第1項に規定する会派政務活動費(以下「会派政務活動費」という。)の額が変動後の議員の数に基づいて算定した会派政務活動費の額に満たないときは、市長は、条例第9条第1項の規定により、条例第7条第1項の規定による届出の日の翌日から起算して30日以内に、当該会派に対し、その差額を追加して交付するものとする。

2 会派に所属する議員の数について変動があった場合において、既に交付した会派政務活動費の額が変動後の議員の数に基づいて算定した会派政務活動費の額を超えるときは、当該会派は、条例第9条第1項の規定により、当該変動があった日の翌日から起算して14日以内に、市長が定める方法により、市長にその差額を返還しなければならない。

(残額の返還)

第4条 条例第15条第1項の規定による残額の返還は、市長が定める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(最終改正 平成25年2月28日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

## ○ 京都市会議員政治倫理条例

- ◆制定 平成19年3月1日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、京都市会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市会づくりを進め、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 本市の職員の公正な職務執行を妨げるような不正な働き掛

けをしないこと。

- (3) 本市又は本市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは本市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 本市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正な働き掛けをしないこと。

(審査会の設置)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査し、及び審査する必要があると認めるときは、京都市会議員政治倫理審査会を置くことができる。

(報告の要求)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、本市の職員の公正な職務執行を確保するための施策の実施に関する報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例

- ◆制定 平成20年9月12日条例第14号  
◇改正 平成21年5月第1号 平成21年11月第23号  
平成22年11月第34号 平成23年3月第53号  
平成26年12月第28号 平成28年3月第27号  
平成28年12月第16号 平成29年12月第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 月額1,120,000円以内
- (2) 副議長 月額1,030,000円以内
- (3) 議員(議長及び副議長を除く。) 月額960,000円以内

(議員報酬の支給)

第3条 議員報酬は、その月分を翌月7日までに支給する。ただし、退職又は死亡の場合は、その際これを支給する。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情がある場合においては、市長は、その支給方法について定めることができる。

第4条 就職し、若しくは退職した月又は異動があった月は、日割りにより計算した額を支給する。

2 議員報酬を受けるべき者が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(費用の弁償)

第5条 市会議員が職務のため出張するときは、費用弁償として京都市旅費条例を準用し、同条例別表の特級相当額をその都度支給する。

(期末手当)

第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月に支給する場合 100分の157.5以内
- (2) 12月に支給する場合 100分の172.5以内

3 前項の議員報酬月額は、基準日以前6月間において職に異動がなかった者については、その者が基準日現在において受ける

べき議員報酬月額とし、当該期間内において職に異動があった者については、その者がそれぞれの職に在職した期間を勘案して市長が定める額とする。

4 期末手当の支給日については、京都市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 基準日前1月以内に議員を退職し、又は死亡した者については、前各項の規定に準じて期末手当を支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附則(抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬について適用する。

(関係条例の廃止)

2 京都市会議員期末手当支給条例は、廃止する。

(関係条例の一部改正)

5 京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項」を「第100条第14項」に改める。

附則(最終改正 平成29年12月21日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月の支給に係る期末手当から適用する。(期末手当の額の特例)

3 平成29年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項第2号中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## ○ 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

◆制定 平成21年3月31日条例第81号

◇改正 平成22年3月第68号 平成23年3月第54号  
平成24年3月第33号 平成25年3月第52号  
平成26年3月第185号 平成27年3月第96号  
平成28年3月第41号 平成29年3月第34号  
平成30年3月第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、市会議員に支給する議員報酬の額について、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(以下「条例」という。)の特例を定めるものとする。(議員報酬の額の特例)

第2条 平成23年4月1日から平成31年3月31日までににおける市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附則(最終改正 平成30年3月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ◎ 京都市自転車安心安全条例

◆制定 平成22年11月17日条例第32号

◇改正 平成28年3月第38号 平成29年3月第42号  
平成29年12月第15号

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 自転車の安全な利用を促進するため、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の意識の向上を図ること。
- (2) 本市、自転車利用者、事業者その他の主体の責務と役割を明らかにすることにより、自転車に関する事故を防止し、自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の確保に寄与すること。
- (3) 「歩くまち・京都」憲章の趣旨のつとめ、自転車の安全な利用を促進することにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者が歩く魅力を満喫できるようにするとともに、観光旅行者その他の滞在者に対するもてなしを向上させること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体に対する損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (3) 府条例 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例をいう。
- (4) 自転車小売等業者 自転車(中古の自転車を含む。)の小売又は整備若しくは修理を業とする者をいう。
- (5) 自転車貸出業者等 自転車の貸出しを業とする者及び自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し出す者をいう。
- (6) 自転車駐車場管理業者 自転車駐車場の管理を業とする者をいう。
- (7) 宅地建物取引業者等 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。
- (8) 交通安全活動団体 交通安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (9) 商店会 京都市商店街の振興に関する条例第2条第2号に規定する商店会をいう。
- (10) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 自転車の安全な利用に関する市民、事業者等の意識の啓発及び自主的な活動の支援
- (2) 自転車利用者による自転車の点検及び整備又は修理の促進
- (3) 自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の勧奨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 交差点内を通行しようとするとき、又は細街路若しくは一方通行(道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。)とされている道路を通行しようとするときは、必要に応じて一時停止又は徐行をするなど歩行者及び車両に注意して運転をすること。



- (2) 商店街の区域内を通行しようとするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他人の平穩を害するような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備又は修理をするよう努めなければならない。  
(事業者の責務)

第5条 自転車小売等業者、自転車貸出業者等、自転車駐車場管理業者及び宅地建物取引業者等は、その事業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について市民の理解を深めるなど自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。

2 前項の事業者は、市民、他の事業者及び交通安全活動団体並びに本市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。  
(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる事項の励行に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全な利用の方法について理解を深めること。
- (2) 家庭、地域、職場その他の社会生活のあらゆる分野において、自転車の安全な利用の促進に寄与する取組を行うこと。
- (3) 本市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力すること。

(商店街における自転車に関する事故防止の取組等)

第7条 商店会は、本市、警察等の関係機関と連携し、商店街における自転車に関する事故の防止のために必要な取組を実施するよう努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する取組を実施しようとする商店会に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行うことができる。
- 3 市長は、商店会が第1項に規定する取組を実施する場合(前項の規定による支援を受けて実施する場合を含む。)は、当該商店会からの申請に基づいて、当該取組の内容を公表することができる。
- 4 商店街を通行する自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、前項の規定により公表された商店会の取組に協力するよう努めなければならない。  
(自転車交通安全教育等)

第8条 本市は、京都府、学校、市民、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。

- 2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の長は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めなければならない。
- 3 市立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならない。
- 4 大学その他の教育研究機関の長は、自転車の安全な利用の方法について学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。
- 5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について従業者の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。
- 6 本市は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)に対して自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、当該保護者を対象に自転車交通安全教育を実施するものに対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

7 本市は、京都府が行う自転車交通安全教育の促進を図るための事業の円滑な推進に協力するとともに、本市の区域内における自転車安全利用推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。  
(自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の責務)

第9条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に

係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。

4 自転車貸出業者等は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。

(自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の確認及び情報の提供)

第10条 自転車小売等業者は、自転車を販売し、又は整備し、若しくは修理するに当たっては、当該自転車を購入しようとする者又は当該自転車の整備若しくは修理を依頼する者(以下「自転車購入者等」という。)が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車購入者等が当該自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換(当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。)又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、従業者が本市の区域内において自転車を通勤に利用していることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校並びに各種学校の長は、児童、生徒及び学生(以下「学生等」という。)が本市の区域内において自転車を通学に利用していることを知ったときは、当該学生等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

第11条 本市は、国、京都府、市民、事業者、交通安全活動団体等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第12条 本市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、第7条(第1項を除く。)、第8条第3項、第6項及び第7項並びに第10条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則 (抄) (最終改正 平成29年12月22日条例第15号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## ◎ 京都市清酒の普及の促進に関する条例

◆制定 平成25年1月1日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産業である清酒（以下「清酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。  
(本市の役割)

第2条 本市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 清酒の生産を業として行う者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して14日を経過した日から施行する。

## ◎ 京都市交通安全基本条例

◆制定 平成25年6月14日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、本市における道路交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市及び市民等（市民、事業者及び観光旅行者その他の潜在者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 人命の尊重を根本にして、本市の地域の特性を踏まえたものであること。
- (2) 本市及び市民等がそれぞれの責務を自主的かつ積極的に遂行すること。
- (3) 「歩くまち・京都」憲章に基づき、歩行者、自転車利用者及び公共交通を優先するまちづくりを実現させること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念ののっとり、交通安全の確保に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 本市は、交通安全の確保に関する施策の実施に当たっては、国、京都府及び地域において交通安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全活動団体」という。）と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、基本理念ののっとり、交通安全の確保に努めるとともに、交通安全の確保に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全計画の策定)

第5条 京都市交通安全対策会議は、交通安全対策基本法第26条第1項に定めるところにより、交通安全計画を作成するもの

とする。

(道路交通環境の整備)

第6条 本市は、良好な道路交通環境の確保を図るため、国、京都府その他の関係機関等と相互に連携し、及び協力し、道路、交通安全施設等を整備するよう努めなければならない。

2 本市は、地域の特性に応じた通学路、生活道路等の整備について、市民、事業者及び交通安全活動団体と連携し、その実情に合わせた具体的な措置を講じるよう努めなければならない。

(交通安全教育の推進等)

第7条 本市は、市民等の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、交通安全教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 市民は、児童、幼児及び生徒（以下「児童等」という。）を交通事故から守るため、家庭及び地域において、児童等に対して交通安全教育を行うよう努めなければならない。

3 学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものは、児童等の発達段階に応じた交通安全教育に努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加することができるよう配慮しなければならない。

4 事業者は、従業員に対して交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第8条 交通安全活動団体は、相互に連携を図り、市民による交通安全に関する活動を効果的に推進するよう努めなければならない。

2 本市は、地域における交通事故の防止のための活動を推進するため、交通安全活動団体に対し、情報の提供、財政上の支援その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(交通安全要配慮者の事故の防止)

第9条 市民等は、児童等、高齢者、障害者その他道路の通行に配慮を必要とする者（次項において「交通安全要配慮者」という。）の交通安全を確保するよう努めなければならない。

2 本市は、交通安全要配慮者の交通事故の防止を図るため、ユニバーサルデザイン（製品、設備、施設及び建築物その他の工作物を全ての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方をいう。）の理念に基づいた地域の特性に応じた通学路、生活道路等の整備その他の施策を推進するよう努めなければならない。

(観光旅行者その他の潜在者の事故の防止)

第10条 市民等は、観光旅行者その他の潜在者が安心して道路を通行することができるよう配慮しなければならない。

2 本市は、観光旅行者その他の潜在者の交通事故の防止を図るため、市民等に対し、交通安全の確保に関する理解を深めるための広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(飲酒運転等の根絶)

第11条 市民等は、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転、無免許運転その他重大な交通事故の原因となる無謀な運転を根絶するよう努めなければならない。

2 本市は、前項の運転を根絶するために必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第12条 本市は、交通安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。



## ◎ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す 条例

◆制定 平成28年3月31日条例第71号

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

（観光旅行者その他の滞在者への対応）

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

（推進方針等についての協議の場）

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

（学校における理解の促進等）

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。





資 料 編





# I

市会議員・市長選挙結果



# 1 市会議員選挙結果調

- 1 候補者の氏名は、立候補の際に認定された通称である。
- 2 「京都市議会議員一般選挙結果調」等を基に作成した。

昭和63年10月9日執行 南区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)			氏名	党派	得票数
男	女	合計	男	女	合計			
35,173	35,589	70,762	23.69	28.57	26.14	当 ウメ林 等	日本社会党	9,832
						ふじい 佐 富	日本共産党	8,195

平成元年7月23日執行 南区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)			氏名	党派	得票数
男	女	合計	男	女	合計			
34,837	35,318	70,155	58.10	62.84	60.48	当 ふじい 佐 富	日本共産党	14,265
						田 中 セツ子	自由民主党	13,415
						みやもと 明子	無 所 属	11,619

平成2年10月14日執行 東山区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)			氏名	党派	得票数
男	女	合計	男	女	合計			
17,470	23,461	40,931	34.85	38.00	36.66	当 いそべ とし子	自由民主党	8,530
						こしなか寿美江	日本共産党	6,226

平成3年4月7日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北 区	43,819	48,234	92,053	46.77	50.76	48.86
上京区	30,614	37,057	67,671	51.64	53.18	52.49
左京区	60,461	65,641	126,102	48.24	52.35	50.38
中京区	34,141	40,651	74,792	47.68	49.50	48.67
東山区	17,297	23,066	40,363	47.51	49.04	48.38
山科区	46,322	50,852	97,174	46.84	51.04	49.03
下京区	26,817	31,389	58,206	51.73	54.41	53.18
南 区	34,894	35,367	70,261	47.11	55.22	51.19
右京区	67,313	71,596	138,909	48.78	53.13	51.02
西京区	47,210	51,685	98,895	47.31	50.05	48.74
伏見区	95,792	103,203	198,995	42.53	46.63	44.65
合 計	504,680	558,741	1,063,421	47.14	50.93	49.13

党 派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自 由 民 主 党	28( 4)	27( 3)	194,296 <sup>719</sup>	37.91
日 本 共 産 党	22( 6)	18( 4)	122,984 <sup>070</sup>	23.99
公 明 党	12( 2)	12( 2)	78,085	15.23
日 本 社 会 党	13	10	62,191	12.13
民 社 党	9	4	38,298	7.47
J. D. S.	2	0	446	0.09
無 所 属	7( 1)	1	16,244 <sup>210</sup>	3.17
合 計	93(13)	72( 9)	512,544 <sup>999</sup>	

※ ( )内は、女性の数を示す。



平成3年4月7日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北区 (定数7人 立候補者数9人)			
当	中野 竜三	自由民主党	6,986
当	若宮 修	日本共産党	6,288
当	小林 正明	自由民主党	5,993
当	西田 輝雄	日本社会党	5,826
当	ひおき 文章	公明党	5,660
当	いさか 博文	日本共産党	5,406
当	北川 光男	自由民主党	5,072
	みやざき 博	民社党	2,525
	梅村 やすじ	J. D. S.	229
上京区 (定数5人 立候補者数6人)			
当	くにえだ克一郎	自由民主党	9,200
当	河上 洋子	日本共産党	8,324
当	福島 シゲヤ	自由民主党	6,559
当	ながしま久仁朗	公明党	4,779
当	小林 あきろう	日本社会党	4,010
	上宮 敬一	民社党	1,991
左京区 (定数9人 立候補者数11人)			
当	青木 ヨシオ	自由民主党	10,994
当	小林 すみえ	公明党	6,842
当	有吉 節子	日本共産党	6,380
当	まきの わたる	自由民主党	5,431
当	大西 ひとし	自由民主党	5,313
当	三宅 誠孝	日本共産党	5,273
当	山本 正志	日本共産党	5,254
当	鈴木 マサホ	日本社会党	5,115
当	末本 徹夫	日本社会党	4,439
	上倉 哲郎	民社党	4,002
	福増 まちこ	自由民主党	3,081
中京区 (定数6人 立候補者数7人)			
当	津田 幹雄	自由民主党	7,747
当	中西 正三	公明党	6,264
当	エラ ヒサオ	自由民主党	5,501
当	南野 昭雄	日本共産党	5,044
当	かとう 盛司	日本社会党	3,937
当	中村 かつみ	日本共産党	3,914
	あびこ 隆秀	民社党	3,378
東山区 (定数3人 立候補者数4人)			
当	いそべ とし子	自由民主党	5,657
当	前田 佐一	自由民主党	5,508
当	ふじもとさだ子	日本共産党	4,698
	西村 きいち	無所属	3,315
山科区 (定数6人 立候補者数7人)			
当	川中 増次郎	自由民主党	9,320
当	たかしま 弘恵	公明党	8,215
当	富 きくお	民社党	6,733
当	北山 ただお	日本共産党	5,951
当	富田 ゆきよし	自由民主党	5,891
当	山口 幸秀	日本社会党	5,416
	森 ます子	日本共産党	5,297

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数5人 立候補者数7人)			
当	西脇 尚一	自由民主党	6,824
当	山中 わたる	日本共産党	5,626
当	秋山 幸雄	公明党	5,310
当	いとう 義浩	自由民主党	4,069
当	今枝 徳藏	民社党	3,963
	太田 隆輔	日本社会党	3,670
	井上 まさひろ	無所属	862
南区 (定数5人 立候補者数8人)			
当	ムクダ 知雄	自由民主党	6,576
当	大道 義知	公明党	6,338
当	田中 セツ子	自由民主党	5,517
当	ウメ林 等	日本社会党	4,896
当	ふじい 佐富	日本共産党	4,825
	井上 けんじ	日本共産党	3,712
	ごゆで 家義	無所属	2,494
	はせ川 洋一	無所属	875
右京区 (定数9人 立候補者数11人)			
当	田中 のぼる	自由民主党	8,370
当	井上 与一郎	自由民主党	7,989
当	二ノ湯 さとし	自由民主党	7,818
当	小坂 正	日本社会党	6,429
当	藤原 ふゆき	日本共産党	6,412
当	かとう 広太郎	日本共産党	5,917
当	かに 達志	公明党	5,601
当	小川 利治	公明党	5,472
当	宮本 とおる	民社党	5,455
	宇都宮 壮一	民社党	5,366
	岩橋 ちよみ	日本共産党	4,756
西京区 (定数5人 立候補者数7人)			
当	中村 やすろう	自由民主党	11,382
当	北川 あきら	自由民主党	10,220
当	アミ 弘永	日本共産党	9,666
当	田中 たもつ	公明党	6,481
当	天方 晶英	無所属	4,837
	にしがきたけし	日本社会党	4,693
	うと 伸明	J. D. S.	217
伏見区 (定数12人 立候補者数16人)			
当	おくやま 茂彦	自由民主党	9,271
当	谷口 ひろまさ	公明党	8,898
当	高橋 泰一朗	自由民主党	8,239 <sup>719</sup>
当	中西 けんじ	公明党	8,225
当	安井 つとむ	日本社会党	6,441
当	高橋 きみ	日本共産党	6,405 <sup>070</sup>
当	加藤 つる	自由民主党	5,992
当	坂口 芳治	日本共産党	5,662
当	岩本 ひろし	民社党	4,885
当	山本 豊	日本共産党	4,587
当	くわばら 茂樹	日本社会党	4,158
当	はしむら 芳和	自由民主党	3,776
	さとう 和夫	日本共産党	3,587
	高橋 さちこ	無所属	3,581 <sup>210</sup>
	吉村 とおる	日本社会党	3,161
	大塚 克茂	無所属	280

平成4年10月4日執行 東山区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)			当	氏名	党派	得票数
男	女	合計	男	女	合計				
17,104	23,211	40,315	32.71	33.80	33.34	うつみ 貴夫 くろ川 純	自由民主党 日本共産党	7,407 5,719	

平成7年4月9日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北 区	44,209	49,234	93,443	41.62	44.13	42.94
上京区	—	—	—	—	—	—
左京区	60,580	66,324	126,904	42.60	45.11	43.91
中京区	33,527	40,087	73,614	42.26	43.51	42.94
東山区	16,706	22,335	39,041	39.43	39.70	39.58
山科区	48,853	53,670	102,523	39.00	41.64	40.38
下京区	—	—	—	—	—	—
南 区	36,038	36,269	72,307	38.45	44.65	41.56
右京区	69,429	74,448	143,877	43.58	46.46	45.07
西京区	51,910	56,612	108,522	40.35	42.01	41.22
伏見区	100,755	108,259	209,014	35.23	38.57	36.96
合 計	462,007	507,238	969,245	39.95	42.71	41.39

党派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自由民主党	26( 2)	24( 2)	132,035 <sup>063</sup>	33.66
日本共産党	23( 8)	20( 7)	103,072 <sup>733</sup>	26.28
公 明 党	13( 1)	13( 1)	67,218 <sup>202</sup>	17.14
日本社会党	10	7	36,391	9.28
新進党	8	5	37,652	9.60
無所属	7	3	15,856	4.04
合 計	87(11)	72(10)	392,224 <sup>998</sup>	

※ ( )内は、女性の数を示す。

平成7年4月9日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北区 (定数7人 立候補者数10人)			
当	中野 竜三	自由民主党	5,890
当	井坂 博文	日本共産党	5,258
当	若宮 修	日本共産党	5,072
当	ひおき 文章	公明	4,788
当	加地 ひろし	無所属	4,171
当	小林 正明	自由民主党	3,966
当	西田 輝雄	日本社会党	3,761
	なかつか 一宏	新進党	3,064
	きたかど 和紀	無所属	2,097
	みやざき 博	無所属	1,060
上京区 (定数5人 立候補者数5人)			
当	くにえだ克一郎	自由民主党	—
当	河上 洋子	日本共産党	—
当	福島 シゲヤ	自由民主党	—
当	小林 あきろう	日本社会党	—
当	ながしま久仁朗	公明	—
左京区 (定数9人 立候補者数10人)			
当	青木 ヨシオ	自由民主党	9,814
当	有吉 節子	日本共産党	6,936
当	しばた 章喜	公明	6,236
当	三宅 誠孝	日本共産党	5,500
当	山本 正志	日本共産党	5,159
当	大西 ひとし	自由民主党	4,551
当	中村 十一	新進党	4,412
当	まきの わたる	自由民主党	4,088
当	鈴木 マサホ	日本社会党	3,821
当	末本 徹夫	日本社会党	3,694
中京区 (定数6人 立候補者数8人)			
当	津田 幹雄	自由民主党	5,785
当	中面 正三	公明	5,261
当	倉林 あき子	日本共産党	4,979
当	エラ ヒサオ	自由民主党	4,011
当	かとう 盛司	日本社会党	3,726
当	あびこ 隆秀	新進党	3,403
	中村 かつみ	日本共産党	3,331
	長岡 義行	無所属	432
東山区 (定数3人 立候補者数4人)			
当	うつみ 貴夫	自由民主党	4,520
当	いそべ とし子	自由民主党	4,451
当	藤本 さだ子	日本共産党	4,074
	西村 キイチ	新進党	2,057
山科区 (定数6人 立候補者数7人)			
当	川中 増次郎	自由民主党	8,264
当	たかしま 弘恵	公明	7,441
当	富 きくお	新進党	6,601
当	北山 ただお	日本共産党	5,048
当	森 ます子	日本共産党	5,040
当	山口 幸秀	日本社会党	4,192
当	富田 ゆきよし	自由民主党	4,039

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数5人 立候補者数5人)			
当	いとう 義浩	自由民主党	—
当	面脇 尚一	自由民主党	—
当	今枝 徳蔵	無所属	—
当	秋山 幸雄	公明	—
当	山中 わたる	日本共産党	—
南区 (定数5人 立候補者数6人)			
当	大道 よしとも	公明	6,070
当	ムクダ 知雄	自由民主党	5,543
当	田中 セツ子	自由民主党	5,298
当	ふじい 佐富	日本共産党	4,320
当	ウメ林 等	日本社会党	4,163
	井上 けんじ	日本共産党	3,761
右京区 (定数9人 立候補者数11人)			
当	宇都宮 壮一	新進党	7,770
当	田中 のぼる	自由民主党	6,952
当	井上 与一郎	自由民主党	6,794
当	二ノ湯 さとし	自由民主党	6,030
当	かに 達志	公明	5,754
当	小川 利治	公明	5,522
当	藤原 ふゆき	日本共産党	5,490
当	かとう 広太郎	日本共産党	5,283
当	岩橋 ちよみ	日本共産党	5,030
	宮本 とおる	新進党	5,019
	小坂 正	日本社会党	3,939
西京区 (定数5人 立候補者数6人)			
当	北川 あきら	自由民主党	9,779
当	中村 やすろう	自由民主党	9,606
当	久保 しょうじ	公明	7,428 <sup>202</sup>
当	天方 晶英	無所属	6,929
当	せのお 直樹	日本共産党	5,664
	久保 さえ子	日本共産党	4,342 <sup>797</sup>
伏見区 (定数12人 立候補者数15人)			
当	しげ 隆夫	自由民主党	7,236
当	中西 けんじ	公明	6,456
当	山口 まさる	公明	6,224
当	谷口 ひろまさ	公明	6,038
当	おくやま 茂彦	自由民主党	6,007
当	高橋 泰一朗	自由民主党	5,640 <sup>063</sup>
当	安井 つとむ	日本社会党	5,532
当	高橋 きみ	日本共産党	5,518 <sup>936</sup>
当	石黒 としお	新進党	5,326
当	山本 豊	日本共産党	4,608
当	坂口 芳治	日本共産党	4,506
当	さとう 和夫	日本共産党	4,152
	はしむら 芳和	自由民主党	3,771
	くわばら 茂樹	日本社会党	3,563
	かしわざい 正行	無所属	1,167

平成11年4月11日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北 区	44,248	50,035	94,283	48.73	50.76	49.81
上京区	29,351	35,881	65,232	50.69	50.94	50.82
左京区	60,855	67,707	128,562	50.46	52.58	51.58
中京区	—	—	—	—	—	—
東山区	—	—	—	—	—	—
山科区	50,498	55,457	105,955	43.54	45.80	44.72
下京区	26,118	30,497	56,615	49.32	50.76	50.10
南 区	36,197	36,772	72,969	44.13	50.12	47.15
右京区	70,077	76,017	146,094	49.22	51.51	50.41
西京区	55,196	60,461	115,657	46.69	48.28	47.52
伏見区	104,649	112,433	217,082	43.92	47.40	45.72
合 計	477,189	525,260	1,002,449	46.99	49.54	48.33

党 派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自 由 民 主 党	27( 2)	24( 2)	162,006 <sup>932</sup>	34.22
日 本 共 産 党	27(10)	21( 8)	136,770 <sup>281</sup>	28.89
公 明 党	13( 3)	12( 2)	74,618 <sup>493</sup>	15.76
民 主 党	12( 1)	11( 1)	60,896	12.86
社 会 民 主 党	3	1	11,994 <sup>291</sup>	2.53
国 民 会 議	1( 1)	0	870	0.18
維 新 政 党・新 風	1	0	292	0.06
無 所 属	5	3	25,936	5.48
合 計	89(17)	72(13)	473,383 <sup>997</sup>	

※ ( )内は、女性の数を示す。



平成11年 4月11日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北 区 (定数 7人 立候補者数 9人)			
当	加 地 ひろし	自由民主党	7,390
当	中 野 竜 三	自由民主党	5,669
当	ひおき 文章	公 明 党	5,564
当	玉 本 なるみ	日本共産党	5,559
当	若 宮 修	日本共産党	5,013
当	小 川 ひろき	民 主 党	4,749
当	井 坂 博文	日本共産党	4,420
	小 林 正 明	自由民主党	4,220
	西 田 輝 雄	社会民主党	3,266
上京区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	中 村 三之助	自由民主党	6,895
当	くにえだ克一郎	自由民主党	6,892
当	河 上 洋 子	日本共産党	6,226
当	竹 内 ゆずる	公 明 党	5,130
当	小林 あきろう	民 主 党	3,974
	なぎら 幸 吉	日本共産党	3,430
左京区 (定数 9人 立候補者数14人)			
当	青 木 ヨシオ	自由民主党	9,481
当	有 吉 節 子	日本共産党	6,941
当	しばた 章 喜	公 明 党	6,628
当	中 村 十 一	民 主 党	5,982
当	山 本 正 志	日本共産党	5,642 <sup>708</sup>
当	三 宅 誠 孝	日本共産党	5,024
当	まきの わたる	自由民主党	4,919
当	大 西 ひとし	自由民主党	4,424
当	鈴 木 マサホ	民 主 党	4,313
	おんづか 功	民 主 党	3,894
	三 島 照	日本共産党	3,440
	山本 ともふみ	社会民主党	2,575 <sup>291</sup>
	小 川 真 三	無 所 属	1,018
	林 田 好 文	維新政党・新風	292
中京区 (定数 6人 立候補者数 6人)			
当	かとう 盛 司	自由民主党	—
当	中 村 かつみ	日本共産党	—
当	中 面 正 三	公 明 党	—
当	倉 林 あき子	日本共産党	—
当	あびこ 和 子	民 主 党	—
当	津 田 幹 雄	自由民主党	—
東山区 (定数 3人 立候補者数 3人)			
当	うつみ 貴 夫	自由民主党	—
当	いそべ とし子	自由民主党	—
当	東 山 洋 子	日本共産党	—
山科区 (定数 6人 立候補者数 7人)			
当	富 きくお	無 所 属	8,031
当	川 中 増次郎	自由民主党	7,959
当	たかしま 弘恵	公 明 党	7,886
当	北 山 ただお	日本共産党	6,457
当	森 ます子	日本共産党	6,334
当	山 口 幸 秀	民 主 党	5,285
当	富田 ゆきよし	自由民主党	4,792

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	西 脇 尚 一	自由民主党	6,829 <sup>832</sup>
当	今 枝 徳 蔵	無 所 属	5,246
当	井 上 のり子	公 明 党	4,395
当	山 中 わたる	日本共産党	3,869
当	いとう 義 浩	自由民主党	3,463
	にしわきいく子	日本共産党	2,978 <sup>067</sup>
	た き 美 佳	国民会議	870
南 区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	田 中 セツ子	自由民主党	6,019
当	大道 よしとも	公 明 党	5,984
当	ムクダ 知 雄	自由民主党	5,930
当	井 上 けんじ	日本共産党	5,713
当	ウメ林 等	民 主 党	4,922
	ふじい 佐 富	日本共産党	4,849
右京区 (定数 9人 立候補者数10人)			
当	田中 ひでゆき	自由民主党	9,077
当	宮 本 とおる	民 主 党	8,469
当	宇都宮 壮 一	民 主 党	7,878
当	井 上 与一郎	自由民主党	7,853
当	岩 橋 ちよみ	日本共産党	7,249
当	二ノ湯 さとし	自由民主党	7,234
当	かとう 広太郎	日本共産党	6,804
当	藤 原 ふゆき	日本共産党	6,407
当	か に 達 志	公 明 党	5,702
	山 田 かよ子	公 明 党	5,461
西京区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	北 川 あさら	自由民主党	12,137
当	中村 やすろう	自由民主党	11,340
当	天 方 晶 英	無 所 属	8,291
当	せのお 直 樹	日本共産党	7,847
当	久保 しょうじ	公 明 党	7,602 <sup>493</sup>
	久 保 さえ子	日本共産党	6,623 <sup>506</sup>
伏見区 (定数12人 立候補者数15人)			
当	高 橋 泰一朗	自由民主党	8,674
当	坂 口 芳 治	日本共産党	8,340
当	し げ 隆 夫	自由民主党	8,184
当	はしむら 芳和	自由民主党	8,110
当	谷口 ひろまさ	公 明 党	7,404
当	西 野 さち子	日本共産党	6,682
当	中 西 けんじ	公 明 党	6,484
当	山 口 まさる	公 明 党	6,378
当	安 井 つとむ	社会民主党	6,153
当	砂 川 ゆうし	民 主 党	5,764
当	石 黒 としお	民 主 党	5,666
当	さとう 和 夫	日本共産党	5,470
	赤 阪 ひとし	日本共産党	5,452
	中 川 一 雄	自由民主党	4,515
	田中 たかゆき	無 所 属	3,350

平成13年7月29日執行 上京区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)			当	氏名	党派	得票数
男	女	合計	男	女	合計				
29,598	35,945	65,543	57.77	55.09	56.30		こじま 健市	無所属	20,529
							くらた 共子	日本共産党	13,655

平成15年4月13日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北 区	44,132	50,104	94,236	43.08	44.51	43.84
上京区	29,317	35,708	65,025	47.39	47.38	47.39
左京区	60,320	68,045	128,365	46.95	48.78	47.92
中京区	35,243	42,611	77,854	42.95	43.01	42.98
東山区	15,613	20,147	35,760	46.02	47.53	46.87
山科区	—	—	—	—	—	—
下京区	26,789	31,694	58,483	45.95	46.44	46.22
南 区	36,758	37,204	73,962	40.59	45.79	43.21
右京区	—	—	—	—	—	—
西京区	56,006	61,851	117,857	42.64	44.13	43.42
伏見区	104,984	114,327	219,311	39.75	42.40	41.13
合 計	409,162	461,691	870,853	43.11	45.02	44.12

党派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自由民主党	27( 2)	24( 2)	129,831	34.53
日本共産党	25( 8)	20( 8)	98,585	26.22
公明党	12( 2)	12( 2)	65,127	17.32
民主党	12( 1)	10( 1)	44,033	11.71
社会民主党	2	0	3,371	0.90
自由党	1( 1)	0	2,706	0.72
無所属	10	3	32,390	8.61
合 計	89(14)	69(13)	376,043	

※ ( )内は、女性の数を示す。

平成15年 4月13日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北 区 (定数 6人 立候補者数 9人)			
当	加 地 ひろし	自由民主党	7,487
当	ひおき 文章	公 明 党	5,819
当	玉 本 なるみ	日本共産党	5,472
当	小 川 ひろき	民 主 党	5,022
当	小 林 正 明	自由民主党	4,506
当	井 坂 博 文	日本共産党	4,424
	かとう 靖	日本共産党	3,079
	藤井 もとふみ	自由民主党	2,711
	西 田 輝 雄	社会民主党	1,862
上京区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	くにえだ克一郎	自由民主党	6,235
当	中 村 三之助	自由民主党	5,786
当	竹 内 ゆずる	公 明 党	5,002
当	くらた 共 子	日本共産党	4,965
当	小林 あきろう	民 主 党	3,776
	なぎら 幸 吉	日本共産党	2,744
	千 葉 ゆうじ	無 所 属	1,708
左京区 (定数 9人 立候補者数12人)			
当	青 木 ヨシオ	自由民主党	6,712
当	加 藤 あ い	日本共産党	6,625
当	しばたあきよし	公 明 党	6,420
当	おんづか 功	民 主 党	5,936
当	山 本 正 志	日本共産党	5,461
当	鈴 木 マサホ	民 主 党	5,384
当	まきの わたる	自由民主党	5,113
当	村山しょうえい	無 所 属	5,004
当	ひぐち 英 明	日本共産党	4,775
	大 西 ひとし	自由民主党	4,139
	中 村 十 一	無 所 属	3,760
	小 川 真 三	無 所 属	951
中京区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	かとう 盛 司	自由民主党	5,752
当	津 田 大 三	自由民主党	5,641
当	木 村 力	公 明 党	5,540
当	倉 林 明 子	日本共産党	5,385
当	あびこ 和 子	民 主 党	4,544
	中 村 かつみ	日本共産党	3,996
	田代 ヒロユキ	無 所 属	1,711
東山区 (定数 2人 立候補者数 4人)			
当	うつみ 貴 夫	自由民主党	4,943
当	いそべ とし子	自由民主党	4,535
	中 野 洋 一	民 主 党	3,597
	黒 川 純	日本共産党	3,475
山科区 (定数 6人 立候補者数 6人)			
当	久保 かつのぶ	公 明 党	—
当	川 中 増次郎	自由民主党	—
当	山 口 幸 秀	民 主 党	—
当	北 山 ただお	日本共産党	—
当	宮 田 えりこ	日本共産党	—
当	富 きくお	自由民主党	—

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数 4人 立候補者数 5人)			
当	山 中 わたる	日本共産党	5,853
当	井 上 のり子	公 明 党	5,849
当	西 脇 尚 一	自由民主党	5,578
当	今 枝 徳 蔵	無 所 属	5,110
	いとう 義 浩	自由民主党	4,047
南 区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	大道 よしとも	公 明 党	6,452
当	田 中 セツ子	自由民主党	6,113
当	ムクダ 知 雄	自由民主党	4,957
当	井 上 けんじ	日本共産党	4,855
当	ふじい 佐 富	日本共産党	4,523
	ウメ林 等	民 主 党	4,418
右京区 (定数 9人 立候補者数 9人)			
当	岩 橋 ちよみ	日本共産党	—
当	田中 ひでゆき	自由民主党	—
当	二ノ湯 さとし	自由民主党	—
当	ゆあさ 光 彦	公 明 党	—
当	宮 本 とおる	民 主 党	—
当	井 上 与一郎	自由民主党	—
当	宇都宮 壮 一	民 主 党	—
当	かとう 広太郎	日本共産党	—
当	藤 原 ふゆき	日本共産党	—
西京区 (定数 6人 立候補者数 7人)			
当	北 川 あきら	自由民主党	10,212
当	中村 やすろう	自由民主党	9,966
当	久保 しょうじ	公 明 党	8,353
当	河 合 ようこ	日本共産党	6,897
当	天 方 晶 英	無 所 属	6,786
当	せのお 直 樹	日本共産党	5,366
	た き 美 佳	自 由 党	2,706
伏見区 (定数12人 立候補者数17人)			
当	つ だ 早 苗	公 明 党	7,345
当	谷口 ひろまさ	公 明 党	7,211
当	はしむら 芳和	自由民主党	7,158
当	そ が 修	公 明 党	7,136
当	し げ 隆 夫	自由民主党	6,707
当	山岸 たかゆき	民 主 党	6,385
当	高 橋 泰一朗	自由民主党	6,204
当	西 野 さち子	日本共産党	6,120
当	赤 阪 仁	日本共産党	5,348
当	中 川 かずお	自由民主党	5,329
当	砂 川 ゆうし	民 主 党	4,971
当	さとう 和 夫	日本共産党	4,769
	小 林 史 郎	日本共産党	4,453
	安 井 つとむ	無 所 属	4,401
	中 村 ありお	社会民主党	1,509
	ましものぶお	無 所 属	1,503
	徳 平 まさる	無 所 属	1,456

平成17年9月11日執行 上京区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)		
男	女	合計	男	女	合計
29,186	35,664	64,850	66.74	65.30	65.95

	氏名	党派	得票数
当	寺田 かずひろ	自由民主党	19,880
	さ こ 祐 仁	日本共産党	11,759 <sup>.569</sup>
	千 葉 ゆうじ	無 所 属	8,905 <sup>.430</sup>

平成19年4月8日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北 区	43,580	49,802	93,382	44.79	45.11	44.96
上京区	28,655	35,087	63,742	47.75	46.86	47.26
左京区	59,138	67,502	126,640	48.86	49.60	49.25
中京区	36,047	44,567	80,614	44.60	43.74	44.13
東山区	15,079	19,177	34,256	46.08	46.93	46.56
山科区	50,604	56,272	106,876	44.12	46.03	45.13
下京区	—	—	—	—	—	—
南 区	37,059	37,421	74,480	40.21	43.51	41.87
右京区	72,924	81,358	154,282	45.51	46.08	45.81
西京区	57,019	63,220	120,239	42.84	42.45	42.64
伏見区	105,308	115,457	220,765	40.43	41.09	41.25
合 計	505,413	569,863	1,075,276	44.03	44.90	44.49

党派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自由民主党	25( 3)	23( 2)	134,707 <sup>.461</sup>	28.67
日本共産党	23( 9)	19( 8)	116,425 <sup>.538</sup>	24.78
民 主 党	19( 2)	12( 2)	107,623	22.90
公 明 党	12( 2)	12( 2)	73,971	15.74
みどり京都	2( 1)	0	3,633	0.77
社会民主党	1	0	2,388	0.51
国民新党	1	0	1,019	0.22
無 所 属	8	3	30,154	6.42
合 計	91(17)	69(14)	469,920 <sup>.999</sup>	

※ ( )内は、女性の数を示す。平成19年6月1日付で辞職を伴う繰り上げ当選があったため、自由民主党は1減、民主党は1増。



平成19年 4 月 8 日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北 区 (定数 6人 立候補者数 9人)			
当	玉 本 なるみ	日本共産党	5,913
当	井 坂 博文	日本共産党	5,661
当	山 本 恵 一	無 所 属	5,436
当	加 地 ひろし	自由民主党	5,107
当	小 林 正 明	自由民主党	4,945
当	ひおき 文章	公 明 党	4,938
	かたぎり 直哉	民 主 党	4,744
	平 井 としき	民 主 党	3,588
	長谷川しんのすけ	国民新党	1,019
上京区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	くらた 共 子	日本共産党	7,197
当	中 村 三之助	自由民主党	5,714
当	小林 あきろう	民 主 党	5,309
当	寺田 かずひろ	自由民主党	4,414
当	吉 田 たかお	公 明 党	3,987
	千 葉 ゆうじ	無 所 属	2,979
左京区 (定数 9人 立候補者数15人)			
当	村山しょうえい	無 所 属	8,851
当	加 藤 あ い	日本共産党	6,070
当	おんづか 功	民 主 党	5,929
当	しばた 章 喜	公 明 党	5,639
当	青木 かつゆき	自由民主党	4,752
当	大 西 ひとし	自由民主党	4,669
当	ひぐち 英 明	日本共産党	4,626
当	とがし 豊	日本共産党	4,096
当	まきの わたる	自由民主党	3,742
当*	鈴木 マサホ	民 主 党	3,704
	しまうち 研	民 主 党	2,770
	さとう 大	社会民主党	2,388
	中 村 十 一	無 所 属	1,611
	よしだ 健 一	無 所 属	1,217
	小 川 真 三	みどり京都	1,168
中京区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	あびこ 和 子	民 主 党	5,708
当	木 村 力	公 明 党	5,471
当	かとう 盛 司	自由民主党	5,389
当	倉 林 明 子	日本共産党	5,362
当	津 田 大 三	自由民主党	4,772
	佐々木 たかし	無 所 属	4,706
	平 井 良 人	日本共産党	3,478
東山区 (定数 2人 立候補者数 4人)			
当	中 野 洋 一	民 主 党	6,694
当	うつみ 貴 夫	自由民主党	3,622
	いそべ とし子	自由民主党	2,915
	橋 本 やす子	日本共産党	2,554
山科区 (定数 6人 立候補者数 7人)			
当	久保 かつのぶ	公 明 党	9,836
当	富 きくお	自由民主党	9,238
当	北 山 ただお	日本共産党	6,146
当	吉 井 あきら	自由民主党	5,745
当	宮 田 えりこ	日本共産党	5,609
当	ふじかわ 剛	民 主 党	5,574
	山 口 幸 秀	民 主 党	5,276

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数 4人 立候補者数 4人)			
当	山 中 わたる	日本共産党	—
当	今 枝 徳 蔵	無 所 属	—
当	西 脇 尚 一	自由民主党	—
当	井 上 のり子	公 明 党	—
南 区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	大道 よしとも	公 明 党	6,024
当	田 中 セツ子	自由民主党	5,281
当	井 上 けんじ	日本共産党	5,197
当	ムクダ 知 雄	自由民主党	4,900
当	山 本 け い	民 主 党	4,810
	ふじい 佐 富	日本共産党	4,412
右京区 (定数 9人 立候補者数11人)			
当	ゆあさ 光 彦	公 明 党	10,101
当	田中 ひでゆき	自由民主党	9,547
当	井 上 与一郎	自由民主党	7,429
当	青 木 よしか	民 主 党	6,654
当	岩 橋 ちよみ	日本共産党	6,354
当	かとう 広太郎	日本共産党	6,099
当	宮 本 とおる	民 主 党	5,711
当	山 元 あ き	自由民主党	5,541
当	西 村 よしみ	日本共産党	5,003
	原 みつお	民 主 党	4,360
	宮 西 えつこ	みどり京都	2,465
西京区 (定数 6人 立候補者数 8人)			
当	天 方 浩 之	民 主 党	8,676
当	平山 よしかず	公 明 党	7,055
当	河 合 ようこ	日本共産党	6,691
当	西村 よしなお	自由民主党	6,293
当	田中 あきひで	自由民主党	6,205
当	せのお 直 樹	日本共産党	5,452
	森 川 ひさし	無 所 属	5,354
	藤 岡 つよし	民 主 党	4,688
伏見区 (定数12人 立候補者数14人)			
当	山本 ひろふみ	民 主 党	8,524
当	安 井 つとむ	民 主 党	8,012
当	つ だ 早 苗	公 明 党	7,245
当	はしむら 芳和	自由民主党	7,229
当	谷口 ひろまさ	公 明 党	7,167
当	山岸 たかゆき	民 主 党	6,892
当	し げ 隆 夫	自由民主党	6,706
当	そ が 修	公 明 党	6,508
当	西 野 さち子	日本共産党	6,192
当	高 橋 泰一朗	自由民主党	6,057
当	さとう 和 夫	日本共産党	5,255 <sup>538</sup>
当	赤 阪 仁	日本共産党	5,225
	中 川 かずお	自由民主党	4,495 <sup>461</sup>
	やまね 智 史	日本共産党	3,833

※ 青木かつゆき議員の辞職(平成19年 5月29日)に伴い、鈴木マサホ議員が繰り上げ当選(平成19年 6月 1日)。

平成20年9月7日執行 南区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)		
男	女	合計	男	女	合計
37,702	38,070	75,772	25.61	28.41	27.02

	氏名	党派	得票数
当	さの春枝	日本共産党	10,441
	ムクダ隆知	自由民主党	8,195
	にながわ澄村	無所属	1,157

平成21年3月29日執行 下京区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)		
男	女	合計	男	女	合計
28,120	33,527	61,647	30.51	28.15	29.23

	氏名	党派	得票数
当	下村あきら	無所属	6,953
	もりの修一	日本共産党	5,481
	塚本かおる	民主党	4,988
	にながわ澄村	無所属	304

平成23年4月10日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北区	42,534	48,967	91,501	45.62	45.05	45.31
上京区	28,237	34,521	62,758	46.06	44.61	45.26
左京区	58,011	66,595	124,606	46.90	46.34	46.60
中京区	36,924	45,490	82,414	43.35	41.87	42.53
東山区	14,345	18,220	32,565	41.93	42.06	42.00
山科区	50,681	56,350	107,031	42.97	44.39	43.72
下京区	28,359	33,783	62,142	41.63	39.72	40.59
南区	37,395	38,004	75,399	39.03	41.78	40.41
右京区	73,040	82,125	155,165	43.62	43.24	43.42
西京区	56,279	62,907	119,186	42.59	40.62	41.55
伏見区	104,686	115,554	220,240	40.37	41.31	40.86
合計	530,491	602,516	1,133,007	42.96	42.84	42.90

党派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自由民主党	24(1)	23(1)	141,633 <sup>071</sup>	29.67
日本共産党	24(9)	15(8)	102,394 <sup>829</sup>	21.45
民主党	20(2)	13(1)	90,046 <sup>098</sup>	18.87
公明党	12(2)	12(2)	72,721	15.24
地域政党京都党	8(2)	4(1)	46,907	9.83
みんなの党	3(1)	1(1)	12,978	2.72
社会民主党	2	0	2,996	0.63
ヨッシー新党研究会	1	0	166	0.03
無所属	4	1	7,473	1.57
合計	98(17)	69(14)	477,314 <sup>998</sup>	

※ ( )内は、女性の数を示す。

平成23年 4月10日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北 区 (定数 6人 立候補者数 8人)			
当	小林 正 明	自由民主党	6,166
当	ひおき 文 章	公 明 党	6,150
当	山 本 恵 一	自由民主党	6,006
当	玉 本 なるみ	日本共産党	5,361
当	かたぎり 直哉	民 主 党	5,329
当	井 坂 博 文	日本共産党	4,622
	村 山 せいき	地域政党京都党	4,175
	小山 ひろひさ	みんなの党	2,984
上京区 (定数 5人 立候補者数 6人)			
当	中 村 三之助	自由民主党	6,734 <sup>170</sup>
当	寺田 かずひろ	自由民主党	5,153
当	小林 あきろう	民 主 党	4,669
当	くらた 共 子	日本共産党	4,424
当	吉 田 たかお	公 明 党	4,000
	中 村 さとる	日本共産党	2,825 <sup>829</sup>
左京区 (定数 9人 立候補者数12人)			
当	村山しょうえい	地域政党京都党	12,529
当	おんづか 功	民 主 党	5,402
当	加 藤 あ い	日本共産党	5,191
当	鈴 木 マサホ	民 主 党	5,115
当	国本 ともし	公 明 党	4,902
当	大 西 ひとし	自由民主党	3,833
当	さくらい 泰広	自由民主党	3,807
当	ひぐち 英 明	日本共産党	3,801
当	とがし 豊	日本共産党	3,783
	まきのともひこ	自由民主党	3,725
	さとう 大	社会民主党	2,519
	ウサミ 賢 一	みんなの党	2,511
中京区 (定数 5人 立候補者数 9人)			
当	佐々木 たかし	地域政党京都党	7,119
当	かとう 盛 司	自由民主党	5,442
当	青 野 ひとし	公 明 党	4,750
当	津 田 大 三	自由民主党	4,461
当	倉 林 明 子	日本共産党	4,207
	平 井 良 人	日本共産党	2,894
	松田 たかとし	民 主 党	2,874
	あびこ 和 子	民 主 党	2,187
	野 村 よしお	社会民主党	477
東山区 (定数 2人 立候補者数 3人)			
当	うつみ 貴 夫	自由民主党	5,618
当	中 野 洋 一	民 主 党	5,519
	小林 たかひろ	日本共産党	2,278
山科区 (定数 6人 立候補者数 7人)			
当	富 きくお	自由民主党	9,155
当	久保 かつのぶ	公 明 党	8,742
当	吉 井 あきら	自由民主党	7,870
当	松下 しんぞう	民 主 党	5,619
当	北 山 ただお	日本共産党	5,056
当	宮 田 えりこ	日本共産党	5,017
	ふじかわ 剛	民 主 党	4,551

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数 4人 立候補者数 5人)			
当	下 村 あきら	自由民主党	6,849
当	山 中 わたる	日本共産党	4,801
当	井 上 のり子	公 明 党	4,730
当	今 枝 徳 蔵	民 主 党	4,334
	やまず まい子	地域政党京都党	4,031
南 区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	大道 よしとも	公 明 党	5,736
当	島 本 京 司	自由民主党	4,612
当	井 上 けんじ	日本共産党	4,203
当	中 島 たくや	地域政党京都党	4,073
当	ムクダ 隆 知	自由民主党	4,055
	さ の 春 枝	日本共産党	3,802
	山 本 け い	民 主 党	3,503
右京区 (定数 9人 立候補者数11人)			
当	田中 ひでゆき	自由民主党	11,148
当	ゆあさ 光 彦	公 明 党	8,776
当	江 村 り さ	地域政党京都党	7,863
当	井 上 与一郎	自由民主党	6,300
当	岩 橋 ちよみ	日本共産党	5,513
当	青 木 よしか	民 主 党	5,467 <sup>098</sup>
当	宮 本 とおる	民 主 党	4,710
当	西 村 よしみ	日本共産党	4,528
当	山 元 あ き	自由民主党	4,487 <sup>901</sup>
	山 田 こうじ	日本共産党	4,414
	原 みつお	民 主 党	3,164
西京区 (定数 6人 立候補者数10人)			
当	天 方 浩 之	民 主 党	7,075
当	西村 よしなお	自由民主党	7,041
当	田中 あきひで	自由民主党	6,822
当	平山 よしかず	公 明 党	6,213
当	河 合 ようこ	日本共産党	5,886
当	森 川 ひさし	無 所 属	4,749
	上 野 ふみお	地域政党京都党	3,693
	森 田 洋	日本共産党	3,628
	むらおか 和也	民 主 党	2,678
	青 山 昌 司	無 所 属	741
伏見区 (定数12人 立候補者数20人)			
当	清 水 ゆう子	みんなの党	7,483
当	し げ 隆 夫	自由民主党	6,697
当	谷口 ひろまさ	公 明 党	6,419
当	つ だ 早 苗	公 明 党	6,380
当	山本 ひろふみ	民 主 党	5,935
当	そ が 修	公 明 党	5,923
当	安 井 つとむ	民 主 党	5,641
当	はしむら 芳和	自由民主党	5,612
当	中 川 かずお	自由民主党	5,321
当	西 野 さち子	日本共産党	5,202
当	高 橋 泰一朗	自由民主党	4,718
当	山岸 たかゆき	民 主 党	4,292
	赤 阪 仁	日本共産党	3,963
	さとう 和 夫	日本共産党	3,707
	松 永 たくや	地域政党京都党	3,424
	やまねともふみ	日本共産党	3,288
	やすだ 和 明	民 主 党	1,982
	野 田 よしや	無 所 属	1,317
	かいだかずまさ	無 所 属	666
	丸 哲 也	ヨッシー新党研究会	166

平成25年7月21日執行 中京区補欠選挙

当日有権者数			投票率(%)		
男	女	合計	男	女	合計
37,840	46,630	84,470	54.38	50.34	52.15

	氏名	党派	得票数
当	香川 佐代子	自由民主党	12,612
	平井 良人	日本共産党	10,412
	大津 ゆうた	地域政党京都党	7,204
	さわだ 長利	日本維新の会	7,171
	古沢 ひろゆき	民主党	5,212

平成27年4月12日執行 一般選挙①

選挙区	当日有権者数			投票率(%)		
	男	女	合計	男	女	合計
北区	41,646	48,349	89,995	44.17	42.78	43.42
上京区	27,894	34,148	62,042	43.32	40.56	41.81
左京区	56,992	66,066	123,058	46.26	45.08	45.63
中京区	37,834	46,836	84,670	43.52	41.08	42.17
東山区	13,867	17,517	31,384	40.27	38.64	39.36
山科区	50,017	56,260	106,277	41.85	42.36	42.12
下京区	28,606	34,573	63,179	39.26	36.78	37.90
南区	37,678	38,507	76,185	36.75	38.95	37.86
右京区	73,457	82,911	156,368	41.70	40.87	41.26
西京区	56,164	62,960	119,124	41.33	39.31	40.26
伏見区	104,027	115,116	219,143	38.02	38.70	38.38
合計	528,182	603,243	1,131,425	41.33	40.62	40.95

党派	立候補者数	当選者数	得票数	得票率(%)
自由民主党	24	21	134,923	29.67
日本共産党	22(9)	18(8)	112,668	24.77
公明党	11(1)	11(1)	63,744	14.02
民主党	14(1)	7	61,588	13.54
地域政党京都党	10(3)	5(3)	41,915	9.22
維新の党	5	4	21,636	4.76
市民ネットワーク・きょうと	3(2)	0	4,796	1.05
社会民主党	1	0	297	0.07
無所属	4(1)	1	13,236	2.91
合計	94(17)	67(12)	454,803	

※ ( )内は、女性の数を示す。



平成27年 4月12日執行 一般選挙②

	氏名	党派	得票数
北 区 (定数 6人 立候補者数 8人)			
当	玉本なるみ	日本共産党	6,549
当	山本恵一	自由民主党	6,469
当	ひおき文章	公明党	5,235
当	井坂博文	日本共産党	4,737
当	小林正明	自由民主党	4,114
当	菅谷浩平	維新の党	3,816
	かたぎり直哉	民主党	3,785
	村山せいき	地域政党京都党	3,743
上京区 (定数 4人 立候補者数 5人)			
当	くらた共子	日本共産党	6,995
当	寺田かずひろ	自由民主党	5,573
当	中村三之助	自由民主党	5,247
当	森かれん	地域政党京都党	4,227
	小林あきろう	民主党	3,397
左京区 (定数 8人 立候補者数13人)			
当	村山しょうえい	地域政党京都党	7,130
当	加藤あい	日本共産党	5,596
当	ひぐち英明	日本共産党	5,288
当	おんづか功	民主党	5,155
当	大西ケンジ	自由民主党	4,929
当	国本ともとし	公明党	4,445
当	宇佐美けんいち	維新の党	4,179
当	鈴木マサホ	民主党	3,825
	とがし豊	日本共産党	3,814
	まきのともひこ	自由民主党	3,601
	さくらい泰広	自由民主党	3,284
	広海ロクロー	市民ネットワーク ・ききょうと	2,282
	ひきただい	地域政党京都党	1,829
中京区 (定数 5人 立候補者数 7人)			
当	津田大三	自由民主党	6,288
当	大津ゆうた	地域政党京都党	5,740
当	平井良人	日本共産党	5,656
当	青野ひとし	公明党	5,181
当	かとう昌洋	自由民主党	4,455
	松田タカトシ	維新の党	3,865
	山田あいき	日本共産党	3,622
東山区 (定数 2人 立候補者数 3人)			
当	中野洋一	民主党	5,025
当	平山たかお	自由民主党	4,401
	小林たかひろ	日本共産党	2,735
山科区 (定数 6人 立候補者数 8人)			
当	久保かつのぶ	公明党	7,676
当	富きくお	自由民主党	7,331
当	吉井あきら	自由民主党	6,768
当	北山ただお	日本共産党	5,136
当	山本陽子	日本共産党	4,815
当	とよだ貴志	維新の党	4,641
	松下しんぞう	民主党	3,976
	ふじかわ剛	民主党	3,832

	氏名	党派	得票数
下京区 (定数 4人 立候補者数 6人)			
当	下村あきら	自由民主党	6,651
当	山中わたる	日本共産党	5,252
当	やまずまい子	地域政党京都党	4,326
当	西山のぶまさ	公明党	3,816
	今枝徳蔵	無所属	2,387
	しらつか悦子	市民ネットワーク ・ききょうと	1,017
南 区 (定数 5人 立候補者数 8人)			
当	大道よしとも	公明党	5,491
当	しまもと京司	自由民主党	5,272
当	井上けんじ	日本共産党	4,718
当	ムクダ隆知	自由民主党	3,575
当	森田ゆみ子	日本共産党	3,477
	中島たくや	地域政党京都党	2,946
	山本けい	民主党	2,505
	たて山真太郎	社会民主党	297
右京区 (定数 9人 立候補者数12人)			
当	ゆあさ光彦	公明党	8,257
当	田中たかのり	自由民主党	6,928
当	井上与一郎	自由民主党	6,119
当	森田守	自由民主党	5,904
当	江村りさ	地域政党京都党	5,474
当	西村よしみ	日本共産党	5,453
当	山田こうじ	日本共産党	5,223
当	こうち大輔	維新の党	5,135
当	ほり信子	日本共産党	4,734
	青木よしか	民主党	4,531
	宮本とおる	民主党	4,075
	鈴木勇子	市民ネットワーク ・ききょうと	1,497
西京区 (定数 6人 立候補者数 9人)			
当	田中あきひで	自由民主党	8,664
当	河合ようこ	日本共産党	6,726
当	平山よしかず	公明党	6,532
当	西村よしなお	自由民主党	6,049
当	天方浩之	民主党	5,949
当	森川央	無所属	5,319
	由良ひろみ	日本共産党	3,582
	山田ひでたか	地域政党京都党	3,017
	太田ゆうすけ	無所属	1,219
伏見区 (定数12人 立候補者数15人)			
当	西野さち子	日本共産党	7,370
当	しげ隆夫	自由民主党	7,244
当	みちはた弘之	自由民主党	6,633
当	赤阪仁	日本共産党	6,595
当	かわしま優子	公明党	6,204
当	そが修	公明党	5,549
当	山岸たかゆき	民主党	5,468
当	吉田たかお	公明党	5,358
当	安井つとむ	民主党	5,318
当	はしむら芳和	自由民主党	4,865
当	山本ひろふみ	民主党	4,747
当	やまね智史	日本共産党	4,595
当	中川かずお	自由民主党	4,559
	清水ゆう子	無所属	4,311
	松永たくや	地域政党京都党	3,483



## 2 市長選挙結果調

- 1 候補者の氏名は、立候補の際に認定された通称である。
- 2 「京都市長選挙結果調」を基に作成した。

執行年月日	執行理由	当日有権者数			投票率 (%)		
		男	女	計	男	女	計
平成元年 8月27日	任期満了	504,153	556,649	1,060,802	40.34	40.84	40.60
平成 5年 8月 8日	任期満了	515,364	570,584	1,085,948	40.21	42.75	41.55
平成 8年 2月25日	辞 任	526,157	581,468	1,107,625	40.61	42.48	41.59
平成12年 2月 6日	任期満了	533,561	592,904	1,126,465	45.36	46.38	45.90
平成16年 2月 8日	任期満了	535,026	599,594	1,134,620	38.10	39.00	38.58
平成20年 2月17日	任期満了	536,790	606,189	1,142,979	37.94	37.71	37.82
平成24年 2月 5日	任期満了	534,028	606,128	1,140,156	36.99	36.58	36.77
平成28年 2月 7日	任期満了	532,880	608,180	1,141,060	35.61	35.74	35.68



候 補 者			
	氏 名	党 派	得票数
	木 村 万 平	無	148,515
	重 野 誠 男	大行社政治連盟	772
	中 野 進	無	73,025
	くらた うさん	無	1,825
	きもり 昌 二	無	50,493
	ゆ ら 隆	日本労働党	1,613
	斉 藤 晝 義	無	558
当	田辺 ともゆき	無	148,836
	三 浦 貴 代	宇宙にここにこ会	1,332
	井 上 吉 郎	無	199,893
当	田 辺 朋 之	無	246,452
当	ますもと 頼兼	無	222,579
	蜷 川 澄 村	無	13,023
	井 上 吉 郎	無	218,487
	にながわ 澄村	無	14,103
	井 上 吉 郎	無	211,727
当	ますもと 頼兼	無	284,225
当	ますもと 頼兼	無	231,822
	新 井 信 介	無	25,090
	広原 もりあき	無	174,847
当	かどかわ 大作	無	158,472
	岡田 としひこ	無	24,702
	村山しょうえい	無	84,750
	中 村 和 雄	無	157,521
	中 村 和 雄	無	189,971
当	かどかわ 大作	無	221,765
当	かどかわ 大作	無	254,545
	三 上 たかし	無	15,334
	本 田 久美子	無	129,119



# II

## 諸 名 簿



# 1 歴代議長・副議長名簿



## 議 長

代	氏 名	会 派*	就任年月日	満期又は 辞任年月日
第60代	北 川 明	自由民主党	昭和 62. 5.27	昭和 63. 6. 7
第61代	中 村 安 良	〃	63. 6. 7	平成 元. 6.23
第62代	椋 田 知 雄	〃	平成 元. 6.23	2. 6. 5
第63代	国 枝 克一郎	〃	2. 6. 5	3. 4.29
第64代	高 橋 泰一郎	〃	3. 5.22	4. 9. 9
第65代	川 中 増次郎	〃	4. 9. 9	5.12.17
第66代	井 上 与一郎	〃	5.12.17	7. 4.29
第67代	田 中 のぼる	〃	7. 5.22	8.11. 5 逝去
第68代	中 野 竜 三	〃	8.11.15	11. 4.29
第69代	二之湯 智	〃	11. 5.24	13. 5.29
第70代	磯 辺 とし子	〃	13. 5.29	15. 4.29
第71代	田 中 セツ子	〃	15. 5.19	17. 5.31
第72代	卷 野 渡	〃	17. 5.31	19. 4.29
第73代	内 海 貴 夫	〃	19. 5.17	20. 5.16
第74代	富 きくお	〃	20. 5.16	21. 5.19
第75代	繁 隆 夫	〃	21. 5.19	22. 5.18
第76代	加 藤 盛 司	〃	22. 5.18	23. 4.29
第77代	小 林 正 明	〃	23. 5.18	23. 8. 2
第78代	井 上 与一郎	〃	23. 8. 2	24. 5.16
第79代	大 西 均	〃	24. 5.16	25. 5.16
第80代	橋 村 芳 和	〃	25. 5.16	26. 5.20
第81代	中 村 三之助	〃	26. 5.20	27. 4.29
第82代	津 田 大 三	〃	27. 5.18	29. 5.18
第83代	寺 田 一 博	〃	29. 5.18	

## 副議長

代	氏名	会派*	就任年月日	満期又は 辞任年月日
第63代	田中保	公明党	昭和 62. 5.27	昭和 63. 6. 7
第64代	中西正三	〃	63. 6. 7	平成 元. 6.23
第65代	菅井和雄	〃	平成 元. 6.23	2. 6.26
第66代	上倉哲郎	民社党	2. 6.26	3. 4.29
第67代	永嶋久仁朗	公明党	3. 5.22	4. 9. 9
第68代	可児達志	〃	4. 9. 9	5.12.17
第69代	西田輝雄	日本社会党	5.12.17	7. 4.29
第70代	秋山幸雄	公明	7. 5.22	8. 6. 3
第71代	小川利治	〃	8. 6. 3	9. 5.29
第72代	中西賢治	〃	9. 5.29	10. 5.19
第73代	宇都宮壮一	都みらい	10. 5.19	11. 4.29
第74代	山口幸秀	民主・都みらい	11. 5.24	12. 5.25
第75代	今枝徳蔵	〃	12. 5.25	13. 5.29
第76代	梅林等	〃	13. 5.29	14. 3.26
第77代	高嶋弘恵	公明党	14. 3.26	15. 4.29
第78代	谷口弘昌	〃	15. 5.19	16. 5.28
第79代	久保省二	〃	16. 5.28	17. 5.31
第80代	日置文章	〃	17. 5.31	18. 5.30
第81代	鈴木マサホ	民主・都みらい	18. 5.30	19. 4.29
第82代	宮本徹	〃	19. 5.17	20. 5.16
第83代	小林あきろう	〃	20. 5.16	21. 5.19
第84代	安孫子和子	〃	21. 5.19	22. 5.18
第85代	柴田章喜	公明党	22. 5.18	23. 4.29
第86代	安井つとむ	民主・都みらい	23. 5.18	24. 5.16
第87代	山岸たかゆき	〃	24. 5.16	25. 5.16
第88代	隠塚功	〃	25. 5.16	26. 5.20
第89代	井上教子	公明党	26. 5.20	27. 4.29
第90代	大道義知	〃	27. 5.18	28. 5.24
第91代	曾我修	〃	28. 5.24	29. 5.18
第92代	久保勝信	〃	29. 5.18	30. 5.21
第93代	湯浅光彦	〃	30. 5.21	

※ 会派の表記は、「市会議員団」又は「京都市会議員団」を省略した。

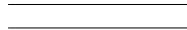


## 2 会派別議員名簿及び会派変遷図

- 1 会派別議員名簿及び会派変遷図を任期ごとに図示したものである。
- 2 会派の掲載順は, 原則として大会派順とした。
- 3 議員名は, 当選時に市会で用いる氏名として届け出たものである。
- 4 辞職には, 公職選挙法第90条の規定に基づく失職も含む。
- 5 図中の記号は, 次のとおりである。



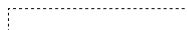
会派の結成を示す。



同一会派の存続を示す。



所属会派から脱会又は無所属から新会派を結成, 既存会派に入会又は無所属となったことを示す。



無所属を示す。

■昭和62年～平成3年

昭和62年4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (22人)		
青木 貞雄	北川 明	中村 安良
青木 善男	北川 光男	西脇 尚一
磯辺 誠	木下 弥一郎	二之湯 智
井上 与一郎	木俣 秋水	福島 滋弥
江羅 寿夫	国枝 克一郎	前田 佐一
奥山 茂彦	高橋 泰一朗	椋田 知雄
加藤 つる	津田 幹雄	
川中 増次郎	中野 竜三	

21人

元.6.5 逝去  
木下 弥一郎

昭和62年4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (19人)		
阿美 弘永	高橋 きみ	森 ます子
有吉 節子	竹村 長	山中 渡
加藤 広太郎	藤本 貞子	山本 正志
北山 忠生	藤原 冬樹	山本 豊
穀田 恵二	南野 昭雄	若宮 修
坂口 芳治	三宅 誠孝	
三双 順子	三宅 勝	

20人

元.7.27 所属会派届出  
藤井 佐富  
(元.7.23 補選)

昭和62年4月30日結成

公明党市会議員団 (14人)		
秋山 幸雄	菅井 和雄	中西 賢治
小川 利治	禪野 誠之助	中西 正三
可児 達志	園 成治	松本 つとむ
小林 澄江	田中 保	山下 良博
沢井 真雄	永嶋 久仁朗	

昭和62年4月30日結成

日本社会党京都市会議員団 (10人)		
梅林 信一	末本 徹夫	安井 勉
太田 隆輔	鈴木 マサホ	山口 幸秀
小坂 正	西田 輝雄	
小林 あきろう	細川 政之輔	

9人

10人

S63.8.19 逝去  
梅林 信一

S63.10.11 所属会派届出  
梅林 等  
(S63.10.9 補選)

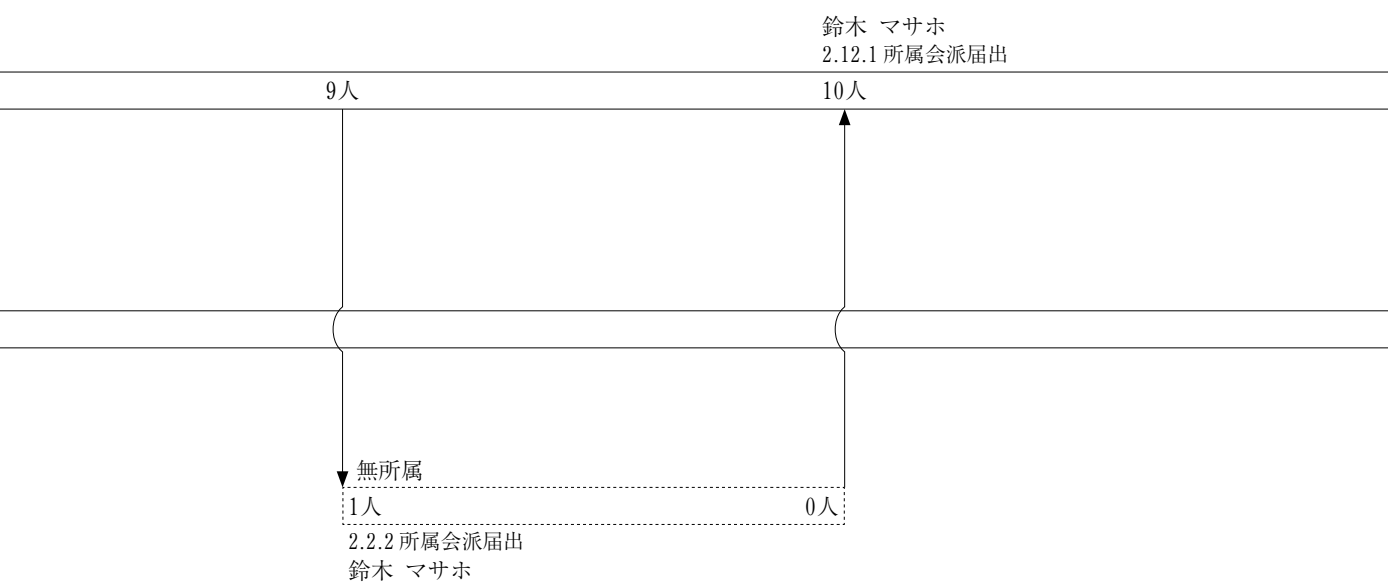
昭和62年4月30日結成

民社党市会議員団 (7人)		
安孫子 隆秀	宇都宮 壮一	宮本 徹
今枝 徳蔵	上倉 哲郎	
岩本 弘	富 きくお	



20人	19人	20人	19人
2.1.11 逝去 青木 貞雄	2.8.23 逝去 磯辺 誠	2.10.16 所属会派届出 磯辺 寿子 (2.10.14 補選)	3.4.26 逝去 木俣 秋水

19人
3.3.29 辞職 三双 順子



■平成3年～平成7年

平成3年4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (27人)		
青木善男	北川明	中野竜三
磯辺寿子	北川光男	中村安良
伊藤義浩	国枝克一郎	西脇尚一
井上与一郎	小林正明	二之湯智
江羅寿夫	高橋泰一朗	橋村芳和
大西均	田中セツ子	福島滋弥
奥山茂彦	田中のぼる	前田佐一
加藤つる	津田幹雄	巻野渡
川中増次郎	富田征義	椋田知雄

26人

27人

4.8.20 逝去  
前田 佐一

4.10.6 所属会派届出  
内海 貴夫  
(4.10.4 補選)

平成3年4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (18人)		
阿美弘永	坂口芳治	南野昭雄
有吉節子	高橋きみ	三宅誠孝
いさか博文	中村勝己	山中渡
加藤広太郎	藤井佐富	山本正志
河上洋子	藤本貞子	山本豊
北山ただお	藤原冬樹	若宮修

平成3年4月30日結成

公明党市会議員団 (12人)		
秋山幸雄	大道義知	永嶋久仁朗
小川利治	高嶋弘恵	中西賢治
可児達志	田中保	中西正三
小林澄江	谷口弘昌	日置文章

平成3年4月30日結成

日本社会党京都市会議員団 (10人)		
梅林等	小林あきろう	安井勉
加藤盛司	末本徹夫	山口幸秀
桑原茂樹	鈴木マサホ	
小坂正	西田輝雄	

平成3年4月30日結成

民社クラブ京都市会議員団 (5人)		
天方晶英	岩本弘	宮本徹
今枝徳蔵	富きくお	

26人

5.10.16 逝去  
加藤 つる

25人

7.4.15 逝去  
北川 光男

6.12.6 名称変更

公明市会議員団

■平成7年～平成11年

平成7年4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (25人)		
青木善男	川中増次郎	中野竜三
磯辺寿子	北川明	中村安良
伊藤義浩	国枝克一郎	西脇尚一
井上与一郎	小林正明	二之湯智
内海貴夫	繁隆夫	福島滋弥
江羅寿夫	高橋泰一朗	巻野渡
大西均	田中セツ子	椋田知雄
奥山茂彦	田中のぼる	
加地浩	津田幹雄	

24人 23人

8.10.8 辞職 奥山茂彦  
8.11.5 逝去 田中のぼる

平成7年4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (20人)		
有吉節子	坂口芳治	三宅誠孝
井坂博文	佐藤和夫	森ます子
岩橋ちよみ	せのお直樹	山中渡
加藤広太郎	高橋きみ	山本正志
河上洋子	藤井佐富	山本豊
北山ただお	藤本貞子	若宮修
倉林明子	藤原冬樹	

平成7年4月30日結成

公明京都市会議員団 (13人)		
秋山幸雄	大道義知	中西正三
小川利治	高嶋弘恵	日置文章
可児達志	谷口弘昌	山口勝
久保省二	永嶋久仁朗	
柴田章喜	中西賢治	

12人

平成7年4月30日結成

日本社会党京都市会議員団 (7人)		
梅林等	鈴木マサホ	山口幸秀
加藤盛司	西田輝雄	
小林あきろう	安井勉	

8.2.6 名称変更  
社会民主党京都市会議員団

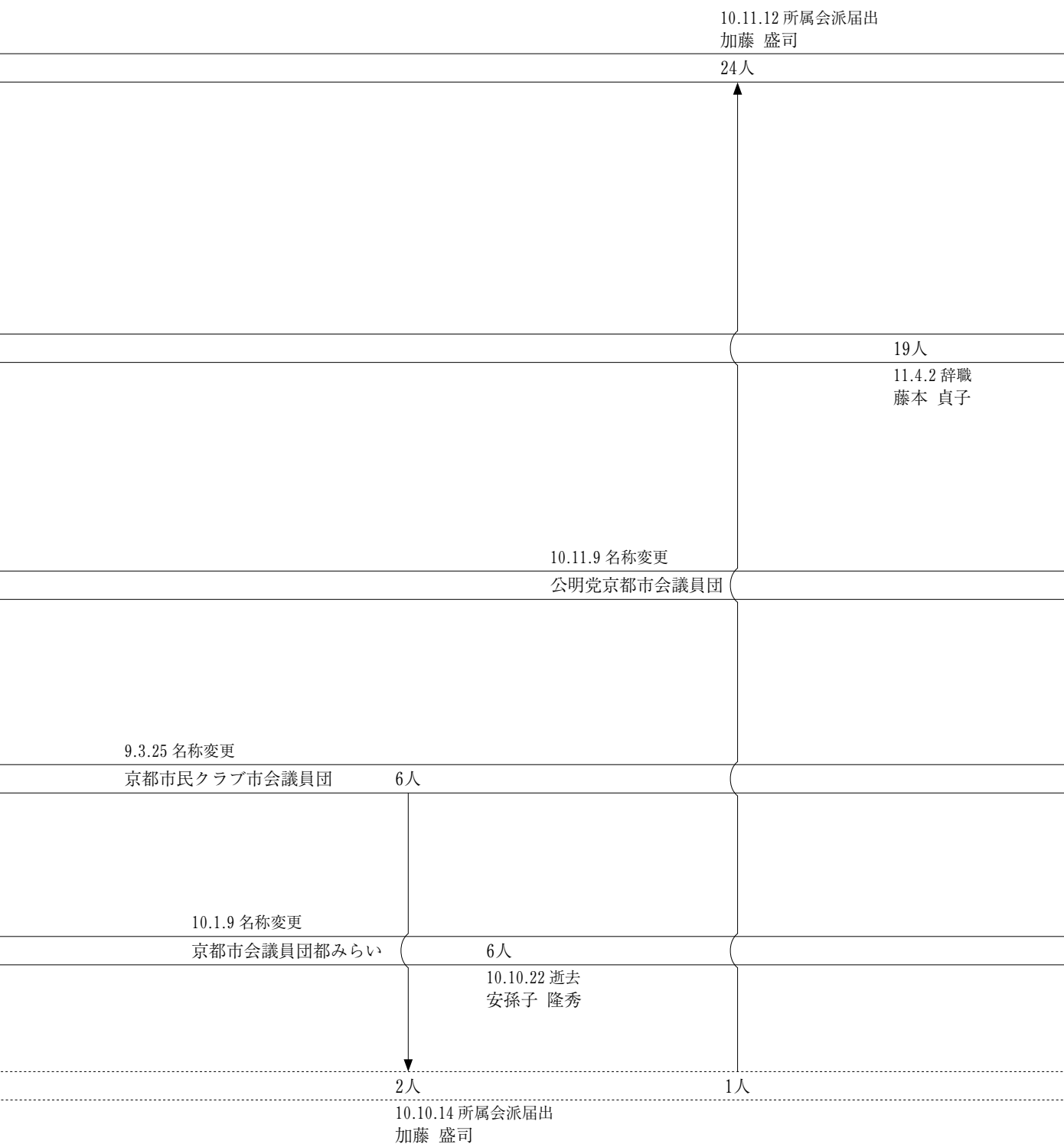
平成7年4月30日結成

新進党・市民クラブ京都市会議員団 (7人)		
安孫子隆秀	今枝徳蔵	中村十一
天方晶英	宇都宮壮一	
石黒利雄	富きくお	

▼無所属

1人

8.5.2 所属会派届出  
永嶋久仁朗





■平成11年～平成15年

平成11年 4月30日結成

**自由民主党京都市会議員団 (24人)**

青木 善男	川中 増次郎	中野 竜三
磯辺 寿子	北川 明	中村 三之助
伊藤 義浩	国枝 克一郎	中村 安良
井上 与一郎	繁 隆夫	西脇 尚一
内海 貴夫	高橋 泰一朗	二之湯 智
大西 均	田中 セツ子	橋村 芳和
加地 浩	田中 英之	巻野 渡
加藤 盛司	津田 幹雄	椋田 知雄

富 きくお  
13.7.5 所属会派届出

25人

平成11年 4月30日結成

**日本共産党京都市会議員団 (21人)**

有吉 節子	倉林 明子	東山 洋子
井坂 博文	坂口 芳治	藤原 冬樹
井上 けんじ	佐藤 和夫	三宅 誠孝
岩橋 ちよみ	せのお直樹	森 ます子
加藤 広太郎	玉本 なるみ	山中 渡
河上 洋子	中村 かつみ	山本 正志
北山 ただお	西野 さち子	若宮 修

20人

13.6.12 辞職  
河上 洋子

平成11年 4月30日結成

**民主・都みらい京都市会議員団 (13人)**

安孫子 和子	梅林 等	中村 十一
天方 晶英	小川 ひろき	宮本 徹
石黒 利雄	小林 あきろう	山口 幸秀
今枝 徳蔵	鈴木 マサホ	
宇都宮 壮一	砂川 祐司	

平成11年 4月30日結成

**公明党京都市会議員団 (12人)**

井上 教子	大道 義知	中西 賢治
可児 達志	高嶋 弘恵	中西 正三
久保 省二	竹内 譲	日置 文章
柴田 章喜	谷口 弘昌	山口 勝

平成11年 5月12日結成

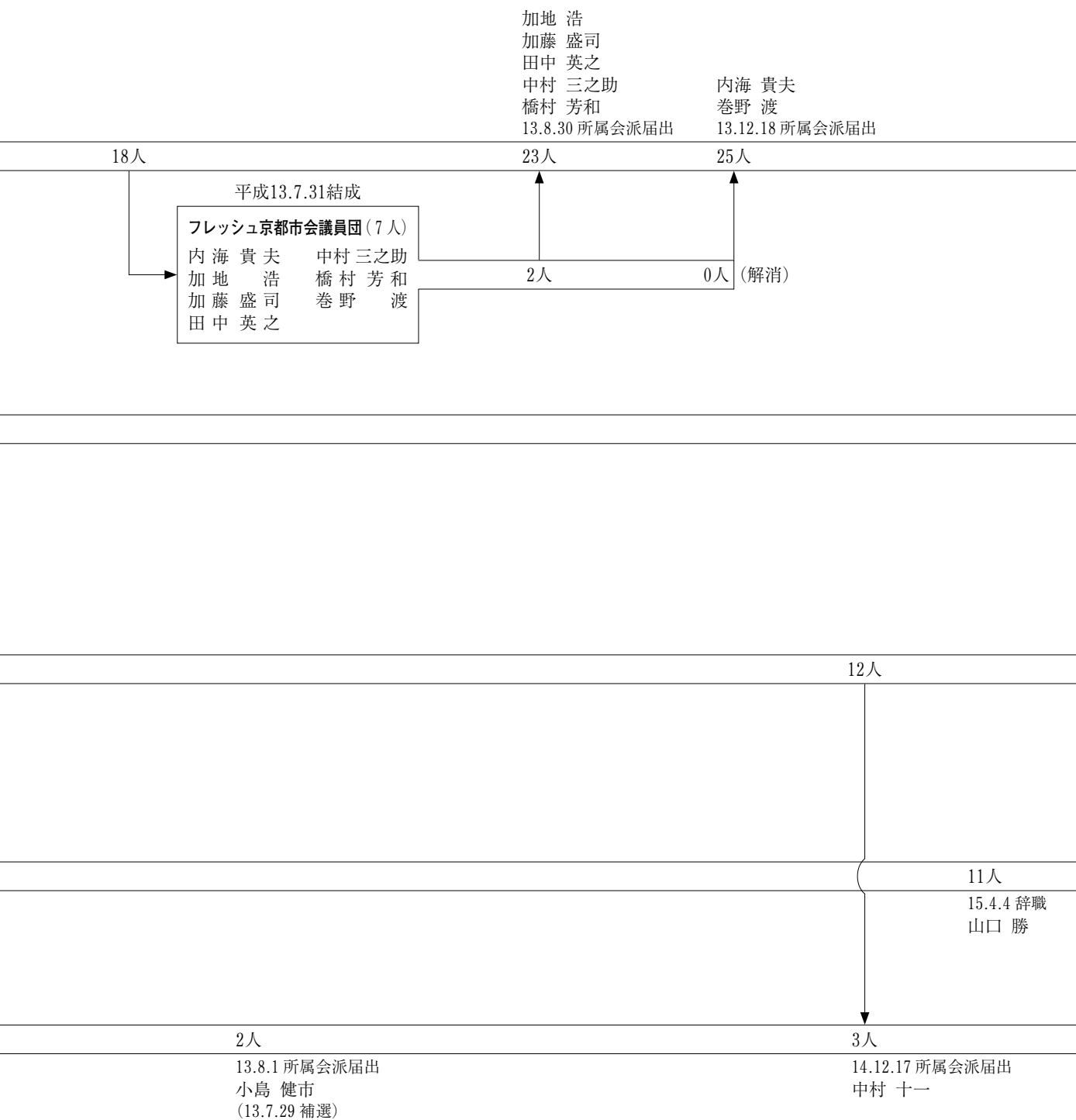
**京都21市会議員クラブ (2人)**

富 きくお	安井 勉
-------	------

1人

無所属 (2人)

富 きくお 安井 勉



■平成15年～平成19年

平成15年 4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (24人)		
青木 ヨシオ	国枝 克一郎	中川 一雄
磯辺 とし子	小林 正明	中村 三之助
井上 与一郎	繁 隆夫	中村 安良
内海 貴夫	高橋 泰一朗	西脇 尚一
加地 浩	田中 セツ子	二之湯 智
加藤 盛司	田中 英之	橋村 芳和
川中 増次郎	津田 大三	巻野 渡
北川 明	富 きくお	椋田 知雄

23人

16.6.24 辞職  
二之湯 智

平成15年 4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (20人)		
赤 阪 仁	北山 ただお	樋口 英明
井坂 博文	くらた 共子	ふじい 佐富
井上 けんじ	倉林 明子	藤原 冬樹
岩橋 ちよみ	佐藤 和夫	宮田 えりこ
加藤 あい	せのお 直樹	山中 渡
加藤 広太郎	玉本 なるみ	山本 正志
河合 ようこ	西野 さち子	

平成15年 4月30日結成

民主・都みらい京都市会議員団 (12人)		
安孫子 和子	小川 裕樹	砂川 祐司
天方 晶英	隠塚 功	宮本 徹
今枝 徳蔵	小林 あきろう	山岸 たかゆき
宇都宮 壮一	鈴木 マサホ	山口 幸秀

11人

10人

16.7.19 逝去  
天方 晶英

平成15年 4月30日結成

公明党京都市会議員団 (12人)		
井上 教子	柴田 章喜	谷口 弘昌
木村 力	曾我 修	津田 早苗
久保 勝信	大道 義知	日置 文章
久保 省二	竹内 ゆずる	湯浅 光彦

無所属 (1人)

村山 祥栄
-------

2人

1人

16.5.6 所属会派届出  
小川 裕樹

16.9.9 辞職  
小川 裕樹

24人

17.9.12 所属会派届出  
寺田 一博  
(17.9.11 補選)

23人

18.8.30 逝去  
川中 増次郎

11人

17.8.19 辞職  
竹内 ゆずる

■平成19年～平成23年

平成19年4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (23人)		
井上 与一郎	田中 明秀	西脇 尚一
内海 貴夫	田中 セツ子	橋村 芳和
大西 均	田中 英之	巻野 渡
加地 浩	津田 大三	椋田 知雄
加藤 盛司	寺田 一博	山元 あき
小林 正明	富 きくお	山本 恵一
繁 隆夫	中村 三之助	吉井 あきら
高橋 泰一朗	西村 義直	

22人	21人
20.7.20 逝去 椋田 知雄	21.2.11 逝去 西脇 尚一

平成19年4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (19人)		
赤 阪 仁	北山 ただお	西野 さち子
井坂 博文	くらた 共子	西村 善美
井上 けんじ	倉林 明子	樋口 英明
岩橋 ちよみ	佐藤 和夫	宮田 えりこ
加藤 あい	せのお 直樹	山中 渡
加藤 広太郎	玉本 なるみ	
河合 ようこ	とがし 豊	

20人
20.9.8 所属会派届出 佐野 春枝 (20.9.7 補選)

平成19年4月30日結成

民主・都みらい京都市会議員団 (13人)		
青木 よしか	小林 あきろう	山岸 たかゆき
安孫子 和子	中野 洋一	山本 恵
天方 浩之	藤川 剛	山本 ひろふみ
今枝 徳蔵	宮本 徹	
隠塚 功	安井 つとむ	

14人
19.6.1 所属会派届出 鈴木 マサホ (19.6.1 繰上補充)

平成19年4月30日結成

公明党京都市会議員団 (12人)		
井上 教子	曾我 修	日置 文章
木村 力	大道 義知	平山 賀一
久保 勝信	谷口 弘昌	湯浅 光彦
柴田 章喜	津田 早苗	吉田 孝雄

無所属 (2人)

無所属 (2人)		1人	0人
青木 かつゆき	村山 祥栄	19.5.29 辞職 青木 かつゆき	20.2.3 辞職 村山 祥栄



21.4.14 所属会派届出  
下村 あきら

22人

19人

22.2.17 辞職  
加藤 広太郎

1人

0人

21.3.30  
下村 あきら  
(21.3.29 補選)

■平成23年～平成27年

平成23年 4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (23人)		
井上 与一郎	下村 あきら	中村 三之助
内海 貴夫	高橋 泰一朗	西村 義直
大西 均	田中 明秀	橋村 芳和
加藤 盛司	田中 英之	椋田 隆知
小林 正明	津田 大三	山元 あき
桜井 泰広	寺田 一博	山本 恵一
繁 隆夫	富 きくお	吉井 あきら
島本 京司	中川 一雄	

22人

24.11.19 辞職  
田中 英之

平成23年 4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (15人)		
井坂 博文	北山 ただお	西野 さち子
井上 けんじ	くらた 共子	西村 善美
岩橋 ちよみ	倉林 明子	樋口 英明
加藤 あい	玉本 なるみ	宮田 えりこ
河合 ようこ	とがし 豊	山中 渡

平成23年 4月30日結成

民主・都みらい京都市会議員団 (13人)		
青木 よしか	小林 あきろう	安井 つとむ
天方 浩之	鈴木 マサホ	山岸 たかゆき
今枝 徳蔵	中野 洋一	山本 ひろふみ
隠塚 功	松下 真蔵	
片桐 直哉	宮本 徹	

平成23年 4月30日結成

公明党京都市会議員団 (12人)		
青野 仁志	曾我 修	ひおき 文章
井上 教子	大道 義知	平山 よしかず
国本 友利	谷口 弘昌	湯浅 光彦
久保 勝信	津田 早苗	吉田 孝雄

平成23年 4月30日結成

地域政党京都党京都市会議員団 (4人)		
江村 理紗	中島 拓哉	
佐々木 たかし	村山 祥栄	

平成23年 5月30日結成

みんなの党・無所属の会 (2人)	
清水 ゆう子	森川 央

無所属 (2人)

清水 ゆう子	森川 央
--------	------

23人

25.7.22 所属会派届出  
香川 佐代子  
(25.7.21 補選)

14人

25.6.11 辞職  
倉林 明子

3人

27.4.3 辞職  
佐々木 たかし

0人 (解消)

2人

25.4.19 所属会派届出  
清水 ゆう子  
森川 央

■平成27年～

平成27年 4月30日結成

自由民主党京都市会議員団 (21人)		
井上 与一郎	田中 明秀	橋村 芳和
大西 ケンジ	田中たかのり	平山 貴大
加藤 昌洋	津田 大三	みちはた弘之
小林 正明	寺田かずひろ	椋田 隆知
繁 隆夫	富 きくお	森田 守
しまもと京司	中村三之助	山本 恵一
下村 あきら	西村 義直	吉井 あきら

20人

平成27年 4月30日結成

日本共産党京都市会議員団 (18人)		
赤坂 仁	くらた 共子	ほり 信子
井坂 博文	玉本 なるみ	森田 ゆみ子
井上 けんじ	西野 さち子	山田 こうじ
加藤 あい	西村 善美	山中 渡
河合 ようこ	樋口 英明	やまね 智史
北山 ただお	平井 良人	山本 陽子

平成27年 4月30日結成

公明党京都市会議員団 (11人)		
青野 仁志	曾我 修	平山よしかず
かわしま優子	大道 義知	湯浅 光彦
国本 友利	西山 信昌	吉田 孝雄
久保 勝信	ひおき 文章	

平成27年 4月30日結成

民主・都みらい京都市会議員団 (7人)		
天方 浩之	中野 洋一	山本ひろふみ
隠塚 功	安井つとむ	
鈴木 マサホ	山岸たかゆき	

平成27年 4月30日結成

地域政党京都党市会議員団 (5人)		
江村 理紗	村山 祥栄	山集 麻衣子
大津 裕太	森 かれん	

平成27年 4月30日結成

維新の党・無所属京都市会議員団 (5人)		
宇佐美けんいち	菅谷 浩平	森川 央
こうち大輔	豊田 貴志	

27.11.25 名称変更

京都維新の会・無所属京都市会議員団

▼ 無所属

1人

27.7.10 所属会派届出

大西 ケンジ

28.5.13 名称変更  
民進党京都市会議員団

30.5.15 名称変更  
国民・みらい京都市会議員団

4人

28.9.5 名称変更  
日本維新の会・無所属京都市会議員団

4人

4人

2人

28.1.20 所属会派届出  
山集 麻衣子

3人

28.6.3 所属会派届出  
豊田 貴志





### 3 市会選出委員等名簿

- 1 監査委員, 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員, 関西広域連合議会議員のうち, 京都市会から選出された委員等について掲載した。
- 2 議員名は, 当選時に市会で用いる氏名として届け出たものである。

## 監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
	昭和	平成
宇都宮 壮一	62. 5.27	元. 6.23
小坂 正	63. 6. 7	元. 6.23
	平成	
西田 輝雄	元. 6.23	2. 6.25
岩本 弘	元. 6.23	2. 6.25
中西 正三	2. 6.26	3. 4.29
太田 隆輔	2. 6.26	3. 4.29
中西 正三*	3. 4.30	3. 5.21
太田 隆輔*	3. 4.30	3. 5.21
江羅 寿夫	3. 5.22	4. 5.25
山口 幸秀	3. 5.22	4. 5.25
加藤 つる	4. 5.26	5. 3.24
梅林 等	4. 5.26	5. 3.24
小林 あきろう	5. 3.25	5.12.16
福島 滋弥	5. 3.25	6. 3.21
永嶋 久仁朗	5.12.17	7. 4.29
津田 幹雄	6. 3.22	7. 4.29
永嶋 久仁朗*	7. 4.30	7. 5.21
津田 幹雄*	7. 4.30	7. 5.21
青木 善男	7. 5.22	8. 3.25
今枝 徳蔵	7. 5.22	8. 3.25
西脇 尚一	8. 3.26	9. 3.24
鈴木 マサホ	8. 3.26	9. 3.24
中村 安良	9. 3.25	10. 3.20
安井 勉	9. 3.25	9.12.24
国枝 克一郎	10. 3.23	11. 4.29
秋山 幸雄	10. 3.23	11. 4.29
国枝 克一郎*	11. 4.30	11. 5.23
秋山 幸雄*	11. 4.30	11. 5.23
椋田 知雄	11. 5.24	12. 3.29
可児 達志	11. 5.24	13. 5.28
北川 明	12. 3.30	13. 3.22
川中 増次郎	13. 3.23	14. 3.25
高嶋 弘恵	13. 5.29	14. 3.25
高橋 泰一朗	14. 3.26	15. 4.29
宮本 徹	14. 3.26	15. 4.29
高橋 泰一朗*	15. 4.30	15. 5.18
宮本 徹*	15. 4.30	15. 5.18

氏名	就任年月日	退任年月日
井上 与一郎	15. 5.19	16. 3.26
安孫子 和子	15. 5.19	16. 5.27
磯辺 とし子	16. 3.29	17. 5.30
今枝 徳蔵	16. 5.28	17. 5.30
田中 セツ子	17. 5.31	18. 5.29
小林 あきろう	17. 5.31	18. 5.29
青木 ヨシオ	18. 5.30	19. 4.29
久保 省二	18. 5.30	19. 4.29
青木 ヨシオ*	19. 4.30	19. 5.16
久保 省二*	19. 4.30	19. 5.16
椋田 知雄	19. 5.17	20. 5.15
柴田 章喜	19. 5.17	20. 5.15
高橋 泰一朗	20. 5.16	21. 5.18
井上 教子	20. 5.16	21. 5.18
内海 貴夫	21. 5.19	22. 5.17
日置 文章	21. 5.19	22. 5.17
富 きくお	22. 5.18	23. 4.29
安井 つとむ	22. 5.18	23. 4.29
富 きくお*	23. 4.30	23. 5.17
安井 つとむ*	23. 4.30	23. 5.17
繁 隆夫	23. 5.18	24. 5.27
津田 早苗	23. 5.18	24. 5.27
富 きくお	24. 5.28	25. 5.16
谷口 弘昌	24. 5.28	25. 5.16
大西 均	25. 5.16	26. 5.19
久保 勝信	25. 5.16	26. 5.19
小林 正明	26. 5.20	27. 4.29
山岸 たかゆき	26. 5.20	27. 4.29
小林 正明*	27. 4.30	27. 5.17
山岸 たかゆき*	27. 4.30	27. 5.17
中村 三之助	27. 5.18	28. 5.23
鈴木 マサホ	27. 5.18	28. 5.23
山本 恵一	28. 5.24	29. 5.17
隠塚 功	28. 5.24	29. 5.17
津田 大三	29. 5.18	30. 5.20
中野 洋一	29. 5.18	30. 5.20
繁 隆夫	30. 5.21	
天方 浩之	30. 5.21	

※ 後任者が選任されるまでの間の職務執行者。

### 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
	平成	平成
西脇 尚一	19. 5.17	21. 2.11
せのお 直樹	19. 5.17	22. 2.16
小林 あきろう	19. 5.17	23. 4.29
井上 教子	19. 5.17	23. 4.29
高橋 泰一朗	21. 3.19	23. 4.29
井上 けんじ	22. 2.24	23. 4.29
高橋 泰一朗	23. 5.18	25. 5.13
井上 けんじ	23. 5.18	27. 4.29
小林 あきろう	23. 5.18	27. 4.29
津田 早苗	23. 5.18	27. 4.29
富 きくお	25. 5.28	27. 4.29
繁 隆夫	27. 5.18	29. 5.12
くらた 共子	27. 5.18	
吉田 孝雄	27. 5.18	
中野 洋一	27. 5.18	
富 きくお	29. 5.18	

### 関西広域連合議会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
	平成	平成
井上 与一郎	24. 8.17	27. 5.17
曾我 修	25. 9.30	26. 5.19
隠塚 功	26. 5.20	27. 5.17
富 きくお	27. 5.18	29. 5.17
井坂 博文	27. 5.18	
中村 三之助	29. 5.18	





## 4 歴代市長・副市長(助役)名簿

## 市 長

氏 名	就任年月日	退任年月日
第23代 今 川 正 彦	昭和 56. 9. 1	平成 元. 8.29
第24代 田 邊 朋 之	平成 元. 8.30	8. 1.29
第25代 榘 本 頼 兼	8. 2.26	20. 2.24
第26代 門 川 大 作	20. 2.25	

## 副市長（助役）

氏 名	就任年月日	退任年月日
	昭和	平成
奥 野 康 夫	56.12.23	元.12.15
木 下 博 夫	62. 6.26	元. 8. 9
	平成	
薦 田 守 弘	元.12.15	12. 3.31
佐 藤 達 三	3. 3.26	5.10. 6
内 田 俊 一	5.10. 8	7. 5.18
北 里 敏 明	7. 5.26	10. 1. 5
中 谷 佑 一	8. 4. 1	14. 3.31
増 田 優 一	10. 3.23	12.12.13
高 木 壽 一	12. 4. 1	17. 3.31
河 内 隆	12.12.14	16. 3.31
松 井 珍男子	14. 4. 1	18. 3.31
毛 利 信 二	16. 4. 1	19. 6. 3
星 川 茂 一	17. 4. 1	25. 3.31
上 原 任	18. 4. 1	20. 3.31
山 崎 一 樹	19. 6. 4	21. 3.31
細 見 吉 郎	20. 4. 1	24. 3.31
由 木 文 彦	21. 4. 1	24. 3.31
平 口 愛一郎	24. 4. 1	26. 3.31
塚 本 稔	24. 4. 1	28. 3.31
藤 田 裕 之	25. 4. 1	29. 3.31
小笠原 憲 一	26. 4. 1	29. 3.31
岡 田 憲 和	28. 4. 1	
村 上 圭 子	29. 4. 1	
植 村 哲	29. 4. 1	

※ 京都市は、平成8年4月1日から、法令文書等に使用する場合を除き、助役を副市長と呼称することとした。その後、平成18年の地方自治法改正(平成19年4月1日施行)により、市町村の助役に代えて、副市町村長を置くこととされた。

# III

## 重要議件及び意見書等一覧



# 1 重要議件一覧

- 1 議件の主な内容について, 適宜 ( ) を付して説明を加えた。
- 2 議件のうち
  - (1) 議員提出議案は全て掲載し, 【 】を付して提出者を記した。  
なお, 意見書・決議については「2 意見書・決議一覧」に掲載した。
  - (2) 条例の改正は, 大部分を省略した。
  - (3) 予算及び決算は, 原則として省略した。
  - (4) 契約の締結, 財産の取得又は処分, 訴えの提起, 損害賠償の額の決定等は, 原則として省略した。
  - (5) 議長・副議長選挙等, 人事案件は, 全て省略した。
  - (6) 否決, 修正された案件は, 全て掲載した。
- 3 ○×等は, 議案に対する態度を表す。  
○=賛成 ×=反対 △=賛否双方あり 欠=欠席
- 4 □は付帯決議を付したものを表す。



昭和63年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議
3. 4	議223	京都市交通事業再建計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	
3.25	議19	京都市青少年活動センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議28	京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議32	京都市文化財保護事業資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議33	京都市障害者スポーツセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議50	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(桂坂小学校の設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議51	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(西賀茂中学校及び大枝中学校の設置)	可決	○	○	○	○	○	
6. 7	議103	京都市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(久我のもり市営住宅の設置)	可決	○	○	○	○	○	
7.11	議106	京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(運賃の適正化)	委員会修正案 可決	○	×	○	○	○	□
		修正部分を 除く原案	可決	○	×	○	○	○	
	議107	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(運賃の適正化)	可決	○	×	○	○	○	□
9.16	議110	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業施行規程の制定について	可決	○	×	○	○	○	
9.30	市会議13	公金不正支出問題に関する調査特別委員会の設置について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	議170	京都市名誉市民の表彰について(林忠四郎氏)	可決	○	○	○	○	○	
12.20	議188	京都市左京消防署新築工事請負契約の締結について	否決	×	×	×	×	×	

自 = 自由民主党京都市議会議員団, 共 = 日本共産党京都市議会議員団, 公 = 公明党京都市議会議員団, 社 = 日本社会党京都市議会議員団, 民 = 民社党京都市議会議員団

平成元年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議	
1.17	議240	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○		
3.29	議19	京都市国際交流会館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議23	京都市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について(風致地区における行為の許可基準等の改定及び違反行為に対する措置に関する制度の整備)	可決	○	○	○	○	○	□	
	議24	京都市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について(広告物の表示等に関する規制の方法、内容等を改めるとともに、手数料の適正化を図る)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
			修正部分を 除く原案	可決	○	×	○	○	○	
議25	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるための措置を講じるとともに、使用料の適正化を図る)	共産党修正案 否決	×	○	×	×	×			
		原案	否決	○	×	×	×	×		

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯議	
3.29	議28	京都市立と畜場条例の一部を改正する条例の制定について(使用料の適正化)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			原案	否決	○	×	×	×	×	
	議29	京都市四条ギャラリー条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議38	京都市母子家庭児童医療費支給条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議39	京都市洛西ふれあいの里条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議45	京都市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う使用料及び手数料の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議48	京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う運賃の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議49	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う運賃の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議50	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う使用料の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議51	疎水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う使用料の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議52	京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税法の施行に伴う使用料の適正化)	否決	○	×	×	×	×		
	議53	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(洛水中学校の設置)	可決	○	○	○	○	○		
議57	京都市の休日定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□		
6.23	市会議10	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 社 = 日本社会党京都市議員団, 民 = 民社党京都市議員団

## 平成2年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	無	付帯議	
3. 2	議37	京都市福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について(深草福祉地区及び醍醐福祉地区を設け, 深草福祉事務所及び醍醐福祉事務所を設置)	可決	○	○	○	○	○	○		
3.17	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴う規定の整備) 【提出者:各会派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議25	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議29	元離宮二条城条例の全部を改正する条例の制定について(入城料の適正化)	可決	○	×	○	○	○	○	□	
	議32	京都市東部文化会館条例の一部を改正する条例の制定について(呉竹文化センターの設置)	可決	○	○	○	○	○	○		
	議36	京都市伏見公会堂条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議45	京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(使用料の適正化)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	○	
議47	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(竹の里小学校南分校及び神川小学校南分校の設置)	可決	○	○	○	○	○	○			

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	無	付帯議
5.30	議56	京都市日野野外活動施設条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議57	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について(久我のもり図書館の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
10. 8	議124	京都市議会議員各選挙区選出議員数条例の全部を改正する条例の制定について(各選挙区において選挙すべき市議会議員の数を改める)	可決	○	○	○	○	○	○	
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	無	付帯議
12.15	議182	京都市議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	○		

自 = 自由民主党京都市議会議員団, 共 = 日本共産党京都市議会議員団, 公 = 公明党京都市議会議員団, 社 = 日本社会党京都市議会議員団, 民 = 民社党京都市議会議員団, 無 = 無所属1名(10月8日議決分まで)

### 平成3年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	無	付帯議
1.24	議191	京都市職員の育児休業に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議193	京都市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(久世南市営住宅の設置)	可決	○	○	○	○	○		
2.27	議211	京都市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(大宅市営住宅及び深草第三市営住宅を設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議212	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(上里小学校及び久我の杜小学校の設置)	可決	○	○	○	○	○		
3.12	市会議1	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		
	市会議2	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		
	議26	京都市岩倉野球場兼運動場条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
5.22	市会議8	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の名称, 所管及び委員の定数を改めるとともに, 参考人に関する規定を整備)【提出者:各党派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議9	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(参考人に関する規定を整備)【提出者:各党派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議10	特別委員会の設置について【提出者:各党派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○		
6.25	議79	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について(吉祥院図書館の設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議88	動産の取得について(消防の用に供するヘリコプターの買入れ)	可決	○	○	○	○	○		
6.29	市会議11	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(市会運営委員会の設置)【提出者:各党派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議12	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(市会運営委員会の設置に伴う規定の整備)【提出者:各党派幹事16名】	可決	○	○	○	○	○		
	議75	京都市公文書の公開に関する条例の制定について	共産党修正案 否決 原案 可決	×	○	×	×	×		□
9.19	議94	京都市勧業館条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯議決	
9.19	議98	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(教業小学校と乾小学校とを統合して洛中小学校を、格致小学校ほか4校を統合して洛中央小学校を、菊浜小学校と稚松小学校とを統合して六条院小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○		
10.9	市会議18	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(市会運営委員会の幹事会の名称変更) 【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議19	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(市会の会期を市会の議決により定める) 【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○		
12.17	議172	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料の限度額を改定)	可決	○	×	○	○	○		
	議173	京都市立と畜場条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料の限度額を改定)	可決	○	×	○	○	○		
	議174	京都市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の限度額を改定)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			原案	可決	○	×	○	○	○	
	議175	京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(運賃の適正化)	可決	○	×	○	○	○		
	議176	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(運賃の適正化)	可決	○	×	○	○	○	□	
	議177	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料の限度額を改定)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	
	議178	疎水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料の限度額を改定)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	
	議179	京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(消費税の負担の適正化を図るため、使用料の限度額を改定)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	
議186	京都市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例の制定について(市会議員の報酬等の改定)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×		
		原案	可決	○	×	○	○	○		
議188	京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	○			

【1月24日～3月12日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 社=日本社会党京都市議員団, 民=民社党市議員団

【5月22日～12月17日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 社=日本社会党京都市議員団, 民=民社クラブ京都市議員団

## 平成4年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯議決
3.25	市会議1	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	市会議2	疎水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議
3.25	市会議3	京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	市会議4	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴い, 常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員12名】	可決	○	×	○	○	○	
	議46	京都市伏見老人デイサービスセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議47	京都市伏見障害者デイサービスセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
5.18	議79	京都市伝統産業会館条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議83	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(春日小学校ほか4校を統合して御所南小学校を, 明倫小学校ほか4校を統合して高倉小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	
5.26	市会議19	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員及び市会運営委員の任期を変更)【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議20	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	
	議109	平成4年度京都市土地取得特別会計補正予算(公共用地の先行取得に要する経費等を補正)	可決	○	×	○	○	○	
	議110	調停に代わる決定について(民事調停法による調停に代わる決定に対し異議を申し立てないこととする)	可決	○	×	○	○	○	
9.17	議121	京都市の休日を定める条例の一部を改正する条例の制定について(全ての土曜日を休日とする)	可決	○	○	○	○	○	□
	議122	京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(全ての土曜日を職員の休日とする)	可決	○	○	○	○	○	□
	議139	京都市野外活動施設花背山の家条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 社 = 日本社会党京都市議員団, 民 = 民社クラブ京都市議員団

## 平成5年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議	
2.26	議247	京都市議会議員及び京都市長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について(選挙運動のための自動車の使用等に要する経費について公費負担制度を設ける)	可決	○	○	○	○	○		
	議45	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業京都市南口地区第一種市街地再開発事業施行規定を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□	
3.25	市会議1	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○		
	議21	京都市個人情報保護条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	□
			原案	可決	○	○	○	○		
	議28	京都市伏見北堀公園地域体育館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議30	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について(西文化会館ウエスティの設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議31	京都市山科精神薄弱者デイサービスセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
議39	京都市健康増進センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□		



議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯議決	
3.25	議42	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について(廃棄物の減量などのために必要な事項を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	□
		原案	可決	○	×	○	○	○		
	議43	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業京都駅地区土地区画整理事業施行規程の制定について	可決	○	×	○	○	○		
	議46	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(大原野中学校の設置)	可決	○	○	○	○	○		
5.21	議57	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議会の議決に付すべき契約の基準を改定)	可決	○	×	○	○	○		
	議58	京都市乳幼児医療費支給条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□	
5.28	市会議13	ボンボン山ゴルフ場予定地買収等に関する調査について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		
6.25	議93	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の請求について	否決	×	○	×	×	×		
9.16	議98	騒音防止条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議100	京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
12.17	議142	京都市女性総合センター条例の制定について	自民党修正案	可決	○	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	
	議165	京都市議会期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	○		

自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 社=日本社会党京都市議員団, 民=民社クラブ京都市議員団

## 平成6年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯議決
2.25	議29	京都市障害者施策推進協議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議36	京都市環境審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議43	京都市北辰寮条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
3.22	市会議1	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	
	議26	京都市市民スポーツ会館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議27	京都市伏見北堀公園地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(桂川地域体育館の設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議30	京都市よしだ福祉工場条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
5.20	議59	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(成逸小学校ほか3校を統合して西陣中央小学校を, 中立小学校と小川小学校とを統合して新町小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	
	議61	京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について(中立幼稚園ほか2園を統合してみつば幼稚園を設置)	可決	○	×	○	○	○	
7.14	市会議9	地下鉄東西線建設費の膨張に関する調査について【提出者:市議員全員】	可決	○	○	○	○	○	
7.22	市会議10	地下鉄東西線建設費の膨張に関する調査について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議
9.12	議88	京都市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(大覚寺市営住宅, 東九条市営住宅及び竹田市営住宅を設置)	可決	○	○	○	○	○	
11.16	議127	京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例及び京都市議会議員各選挙区選出議員数条例の一部を改正する条例の制定について(無投票の場合の公費負担の計算の基礎となる日数を明確にする)	可決	○	○	○	○	○	
	議131	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について(北文化会館の設置)	可決	○	○	○	○	○	
12.14	議129	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について(前納報奨金の最高限度額を引き下げる)	自民党修正案 否決	○	×	×	×	×	
		原案 否決	×	×	○	○	○		

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団(12月6日, 公明市議員団に名称変更), 社 = 日本社会党京都市議員団, 民 = 民社クラブ京都市議員団

## 平成7年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	民	付帯決議
2.24	議175	京都市久世会館条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議40	京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議46	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について(岩倉図書館の設置)	可決	○	○	○	○	○	
3.14	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の全部改正に伴い, 常任委員会の所管を改める)【提出者: 市会運営委員12名】	可決	○	○	○	○	○	
	議25	京都市勸業館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議27	京都コンサートホール条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議28	京都市東九条特別養護老人ホーム条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議29	京都市東九条在宅介護支援センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議36	京都市違法駐車等防止条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議37	京都市自然風景保全条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議39	京都市街地景観条例の全部を改正する条例の制定について(建築物等の位置等の制限に関する事項を定める)	可決	○	○	○	○	○	
	議41	京都市梅小路公園条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
議44	京都市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(二条市営住宅の設置)	可決	○	○	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	付帯決議
5.22	市会議6	特別委員会の設置について【提出者: 各派世話人16名】	可決	○	○	○	○	○	
5.25	議60	京都市岩倉野球場兼運動場条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
	議69	京都市市民防災センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
9.13	議114	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(安寧小学校と大内小学校とを統合して梅小路小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	付帯決議	
9.13	議115	京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について(竹間幼稚園ほか4園を生祥幼稚園及び城巽幼稚園の2園に統合)	可決	○	×	○	○	○		
	議127	動産の取得について(青少年の科学教育の用に供するプラネタリウムの買入れ)	可決	○	○	○	○	○		
10.6	議101	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について(前納報奨金の最高限度額を引き下げるとともに、市民税の法人税割の税率の特例の適用制限を延長)	可決	○	×	○	○	○	□	
	議111、113	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(使用料の適正化を図るとともに、過料の上限額を引き上げる)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	
	議149	京都市名誉市民の表彰について(満田久輝氏)	可決	○	○	○	○	○		
議150	京都市名誉市民の表彰について(梅棹忠夫氏)	可決	○	○	○	○	○			
11.20	市会議14	京都市議員の資産等の公開に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員12名(自,公,社,新)】	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			原案	可決	○	○	○	○	○	
	市会議15	京都市資産公開等審査会条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		
	議157	京都市長の資産等の公開に関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
原案			可決	○	○	○	○	○		
12.15	議190	不動産及び動産の取得について(魚腸骨の再生処理を行う団体に貸し付けるための建物及び機械装置の買入れ)	可決	○	○	○	○	○	□	
	議191	プラハ市との姉妹都市盟約の締結について	可決	○	○	○	○	○	□	

【2月24日～3月14日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明市議員団, 社=日本社会党京都市議員団, 民=民社クラブ京都市議員団

【5月22日～12月15日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明京都市議員団, 社=日本社会党京都市議員団, 新=新進党・市民クラブ京都市議員団

## 平成8年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	付帯決議	
3.8	議29	京都市精神保健福祉審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議31	京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□	
	議32	京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議40	京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について(京都市立音楽高等学校を設置)	可決	○	○	○	○	○		
3.26	市会議3	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	無	付帯決議
7.31	議91	京都市行政手続条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	□
	議96	京都市屋外広告物条例の全部を改正する条例の制定について(屋外広告物等の位置等の制限に関する事項を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×
原案			可決	○	×	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	無	付帯議
9.26	議112	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(待賢小学校と出水小学校とを統合して二条城北小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	○	
11.21	議154	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(醍醐地域体育館の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議160	京都市醍醐交流会館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議165	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について(醍醐中央図書館の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明京都市議員団, 社 = 社会民主党京都市議員団, 新 = 新進党・市民クラブ京都市議員団, 無 = 無所属1名

## 平成9年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	社	新	無	付帯議	
2.28	議219	京都市吉田山こどもの家条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議71	京都市住宅審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
3.25	市会議3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	○		
	市会議4	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議20	京都市地域水道条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議25	京都市条例の一部を改正する条例の制定について(交通災害共済事業特別会計を廃止するとともに、地域水道特別会計を設置)	可決	○	○	○	○	○	○		
	議45	京都市交通災害共済事業条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○		
	議60	京都市環境基本条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□
			原案	可決	○	○	○	○	○	○	
	議61	京都市こころの健康増進センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議78	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(高速鉄道東西線の営業の開始に伴い、5区の旅客運賃を定める)	可決	○	○	○	○	○	○		
議89	京都市福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について(洛西福祉地区を設けるとともに、洛西福祉事務所を設置)	可決	○	○	○	○	○	○			
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	京ク	新	無	付帯議	
5.23	議101	京都市久多いきいきセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
5.29	議102	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□	
		原案	可決	○	×	○	○	○	○		
9.18	議128	京都市地域水道の管理に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議130	京都市春日丘老人短期入所施設条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	京ク	新	無	付帯決議
12.12	議205	京都市議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	○	○	

【2月28日～3月25日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明京都市議員団, 社=社会民主党京都市議員団, 新=新進党・市民クラブ京都市議員団, 無=無所属1名

【5月23日～12月12日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明京都市議員団, 京ク=京都市民クラブ市議員団, 新=新進党・市民クラブ京都市議員団, 無=無所属1名

## 平成10年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	京ク	都	無	付帯決議
2.27	議40	京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
3.23	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴い, 常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議2	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員16名】	可決	○	○	○	○	○	○	
	議20	京都市久世ふれあいセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議32	京都市森林文化交流センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
5.13	議51	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(山科地域体育館の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議58	京都市ラクト健康・文化館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議60	京都市学校歴史博物館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議61	京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について(選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる)	可決	○	○	○	○	○	○	
5.19	議47	京都市基本構想等審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
9.17	議121	京都市創業支援工場条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
10. 8	議154	京都市名誉市民の表彰について(千宗室氏)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議155	京都市名誉市民の表彰について(梅原猛氏)	可決	○	○	○	○	○	○	
11.19	議165	京都市桂川療護園条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議166	京都市桂川福祉ホーム条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議172	京都市保母修学資金の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
12.16	議161	京都市環境影響評価等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	□

自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明京都市議員団(11月9日, 公明党京都市議員団に名称変更), 京ク=京都市民クラブ市議員団, 都=京都市議員団都みらい, 無=無所属1名

## 平成11年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	京ク	都	無	付帯決議
3.16	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴い, 常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員14名】	可決	○	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	京ク	都	無	付帯議
3.16	議21	京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議26	京都市生活安全条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	欠	
	議27	京都会館条例の全部を改正する条例の制定について(別館の廃止)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議29	京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について(桂坂保育所の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議37	京都市感染症診査協議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議39	京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯議	
5.24	市会議8	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の名称及び所管,市会運営委員会の委員の定数等を改める)【提出者:各派世話人16名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議9	特別委員会の設置について【提出者:各派世話人16名】	可決	○	○	○	○	○		
5.28	議54	京都芸術センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議55	京都市介護認定審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議60	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議61	京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について(生祥幼稚園と城巽幼稚園とを統合して中京もえぎ幼稚園を設置)	可決	○	×	○	○	○		
9.9	議90	京都市美術館条例の全部を改正する条例の制定について(別館の設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議92	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(東松ノ木市営住宅の設置)	可決	○	○	○	○	○		
11.25	議132	京都市少子化対策事業基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
12.17	議126	京都市基本構想の策定について	可決	○	○	○	○	○	□	
	議176	京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	○		

【3月16日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京ク=京都市民クラブ市議員団, 都=京都市議員団都みらい, 無=無所属1名  
【5月24日~12月17日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京21=京都21市議員クラブ

## 平成12年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯議
3.9	議60	京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
3.11	議209	不動産の取得について(御池公共地下道の安定的な利用を確保するための建物の買入れ)	可決	○	×	○	○	○	□
3.30	市会議1	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	議20	京都市大学のまち交流センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議24	京都市職員の倫理の保持に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	



議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯議	
3.30	議30	京都市租税特別措置法関係手数料条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議35	京都市大規模小売店舗立地審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議36	京都市産業関係手数料条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議37	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について(卸売に係る売買取引の方法の変更)	可決	○	○	○	○	○		
	議39	京都市介護保険条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			原案	可決	○	×	○	○	○	
	議41	京都市衛生関係手数料条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議55	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(保険料の賦課に関する基準を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	
			原案	可決	○	×	○	○	○	
	議58	京都市都市計画審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議59	京都市都市計画関係手数料条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
議61	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(唐橋第二市営住宅を設置)	可決	○	○	○	○	○			
議62	京都市準用河川流水占有料等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○			
5.25	市会議7	京都市会会議規則の一部を改正する規制の制定について(請願において記名押印と署名の選択制を導入することに伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議8	京都市会情報公開条例の制定について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	議95	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○		
	議98	京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について(放置自転車等を売却し、その代金を保管することができることとする)	可決	○	○	○	○	○		
9.19	議166	阪神高速道路公団法第30条第1項の規定による基本計画の変更に関する協議について	可決	○	×	○	○	○	□	
10.11	議155	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(使用料の適正化)	委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	
		修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○		
11.20	議210	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(東山地域体育館の設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議216	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例の制定について	可決	○	×	○	○	○		
	議228	京都市自動車運送事業を長岡京市の区域内に設置することに関する協議について	可決	○	○	○	○	○	□	
	議259	京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について(公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備)	可決	○	○	○	○	○		
12.14	議211	京都市青年の家条例の一部を改正する等の条例の制定について(青年の家の名称、事業及び使用資格等を変更)	可決	○	×	○	○	○		
	議271	京都市議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	○		

自=自由民主党京都市議会議員団、共=日本共産党京都市議会議員団、民=民主・都みらい京都市議会議員団、公=公明党京都市議会議員団、京21=京都21市議会議員クラブ

平成13年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯決議	
3. 1	議291	京都市基本構想等審議会条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議296	京都市内職補導センター条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○		
	議297	京都市社会福祉研修センター条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
3.23	市会議2	特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議3	京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議4	ボンボン山元ゴルフ場予定地買収等に関する調査について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×		
	議23	京都市体育館条例の全部を改正する条例の制定について(施設の管理を委託することができることとする)	可決	○	×	○	○	○	□	
	議26	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について(右京ふれあい文化会館の設置)	可決	○	○	○	○	○		
	議41	京都市建築基準条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
議50	京都市政務調査費の交付に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○			
5.29	議67	京都市左京子供と婦人の家条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議68	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の制定について	可決	○	○	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	フ	京21	付帯決議
10. 5	議125	京都市自動車放置防止条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	□
	議130	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(貞教小学校と修道小学校とを統合して東山小学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
11.21	市会議23	京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について(株券について報告事項を変更)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	○	
12.18	議212	京都市環境保全活動センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議213	京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議218	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(南岩本市営住宅を設置)	可決	○	○	○	○	○	○	
	議220	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(滋野中学校と柳池中学校とを統合して京都柳池中学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	○	
	議282	京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	○	○	

【3月1日～5月29日】自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 京21=京都21市会議員クラブ

【10月5日～12月18日】自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, フ=フレッシュ京都市会議員団, 京21=京都21市会議員クラブ

## 平成14年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯決議
3.26	市会議1	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について (委員の派遣及び議員の派遣の手段を明確にする) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議2	京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市議員の数に関する条例の制定について 【提出者:自,民,公,京21】	可決	○	×	○	○	○	
	市会議3	京都市会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について(京都市公文書の公開に関する条例の全部改正に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議4	京都市議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	議306	京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議21	京都市公文書の公開に関する条例の全部を改正する条例の制定について(情報の公開を一層推進するため必要な事項を定める)	可決	○	○	○	○	○	
	議28	京都市隣保館条例の全部を改正する条例の制定について(隣保館等の名称を変更)	可決	○	×	○	○	○	
	議31	京都市伝統産業振興館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議37	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業太秦東部地区土地区画整理事業施行規程の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議38	京都市自転車等駐車場条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議44	京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について(西京商業高等学校の名称を西京高等学校に変更)	可決	○	○	○	○	○	
	議45	京都市立養護学校条例の一部を改正する条例の制定について(新設養護学校の設置)	可決	○	○	○	○	○	
10.8	市会議17	特別委員会の設置について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	議124	京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議127	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(京都柳池中学校と京都城巽中学校とを統合して京都御池中学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	
12.17	議185	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について(減免基準の改定)	可決	○	×	○	○	○	
	議190	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議194	京都市教育相談総合センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京21 = 京都21市議員クラブ

## 平成15年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯決議
2.21	市会議1	京都市議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京21	付帯決議
3.14	市会議2	ボンボン山元ゴルフ場予定地買収等に関する調査について 【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	議20	京都市市民活動総合センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議25	京都市産業技術研究所条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議27	京都市長寿すこやかセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議28	京都市福祉ボランティアセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議29	京都市障害者教養文化・体育会館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議52	京都市景観・まちづくりセンター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議55	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程の制定について	可決	○	○	○	○	○	
議59	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(西京高等学校附属中学校の設置)	可決	○	×	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	無	付帯決議
5.19	市会議8	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(交通水道委員会の委員の定数等を改める) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
5.29	議75	京都市市民参加推進条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
	議77	京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議79	京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議81	京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について(医療費の支給対象の拡大)	可決	○	○	○	○	○	□
10.3	議170	京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議175	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(有済小学校と栗田小学校とを統合して白川小学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議179	京都市・京北町合併協議会規約の設定及び京都市・京北町合併協議会の設置の協議について	可決	○	×	○	○	○	
	議198	欠損金の処理について(高速鉄道事業の欠損金を資本剰余金を取り崩して処理)	可決	○	○	○	○	○	
	議231	京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議234	京都市名誉市民の表彰について(田中耕一氏)	可決	○	○	○	○	○	
12.17	議239	京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議240	京都市男女共同参画推進条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×
			原案	可決	○	○	○	○	○
議242	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(高瀬川南市営住宅を設置)	可決	○	○	○	○	○		

【2月21日～3月14日】自＝自由民主党京都市議員団、共＝日本共産党京都市議員団、民＝民主・都みらい京都市議員団、公＝公明党京都市議員団、京21＝京都21市議員クラブ

【5月19日～12月17日】自＝自由民主党京都市議員団、共＝日本共産党京都市議員団、民＝民主・都みらい京都市議員団、公＝公明党京都市議員団、無＝無所属1名

## 平成16年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	無1	付帯決議	
2.27	市会議1	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(議員が会議に出席できない場合における議長への届出の理由を明確にする)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
3.29	市会議3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	市会議4	京都市議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○		
	議22	京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○		
	議43	京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
	議44	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無1	無2	付帯決議
5.28	議69	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	欠
	議74	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(洛風中学校の設置, 郁文中学校ほか4校を統合して下京中学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
	議86~88	動産の取得について(消防の用に供するヘリコプター等の買入れ)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無1	無2	付帯決議
10. 8	議124	京都市及び北桑田郡京北町の廃置分合について(北桑田郡京北町の区域の編入)	可決	○	×	○	○	○	○	
	議125	京都市及び北桑田郡京北町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について(北桑田郡京北町の財産は, 全て京都市に帰属させる)	可決	○	×	○	○	○	○	
	議134	京都市里道管理条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議135	京都市水路等管理条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議138	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について(高速鉄道東西線六地藏・醍醐間の営業開始に伴う旅客運賃の設定)	可決	○	○	○	○	○	○	
12.16	市会議28	京都市住宅改修工事費助成条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	×	
	市会議29	京都市木造住宅耐震改修工事費助成条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	×	
	議176	京都市地球温暖化対策条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 無1・無2 = 無所属各1名

## 平成17年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯決議
3.18	市会議1	京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議2	京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について(領収書等の提出について定める)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯議
3.18	市会議3	京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について(定例会等の出席に係る費用弁償額を改定) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議4	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議会の議決に付すべき契約の予定価格の金額を改定) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議5	京都市会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について(京北町の区域の編入に伴う経過措置を定める) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議6	京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	議245	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)工業地区上鳥羽土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議247	京都市・京北町合併協議会の廃止に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	
	議24	京都市旧京北町の未納の徴収金に係る経過措置に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議28	京都市長期継続契約に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議32	京都市京北運動公園条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議33	京都市黒田トレーニングホール条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議34	京都市京北パラグライダー施設条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議35	京都市消費者保護条例の全部を改正する条例の制定について(名称を京都市消費生活条例とする)	可決	○	○	○	○	○	
	議52	京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議53	京都市京北森林公園条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議54	京都市林産物需要拡大センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議55	京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議56	京都市農業集落排水事業基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議57	京都市宇津峡公園条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議59	京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議60	京都市細野保育所条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議61	京都市敬老乗車証条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	□
	議66	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(基礎賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額算定方法の変更)	可決	○	×	○	○	○	□
	議69	京都市市営葬儀事務所条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	□
	議86	京都市京北地域水道の管理に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議87	京都市京北特定環境保全公共下水道条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	



議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯議決
3.18	議90	京都市野外活動施設京北山国の家条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議126	町の設置について(右京区)(京北町の区域の編入に伴う町の設置)	可決	○	○	○	○	○	
5.31	議143	京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
10.13	議205	京都市伝統産業活性化推進条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議206	京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について(児童福祉センターに発達障害者支援センターを設置)	可決	○	○	○	○	○	□
	議207	京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について(御池保育所の設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議219	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について(住宅用防災機器の基準等の整備)	可決	○	○	○	○	○	□
	議276	京都市名誉市民の表彰について(白川静氏)	可決	○	○	○	○	○	
11.28	議586	京都市議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	否決	×	×	×	×	×	
12.16	市会議27	京都市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について(配布する会議録に掲載しない事項に、議長が特に認める個人情報を追加)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議28	京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(実施機関に市会を加える)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	議286~321, 323~355, 357, 359, 360	京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定について(指定管理者に管理を行わせるために必要な事項を定める)ほか71件	可決	○	×	○	○	○	□
	議322, 356, 358	京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について(指定管理者に管理を行わせるために必要な事項を定める)ほか2件	可決	○	○	○	○	○	□
	議365~367, 370~375, 377~380, 382~526, 528~541, 543~547	指定管理者の指定について(京都市大学のまち交流センター)ほか176件	可決	○	○	○	○	○	□
	議368, 369, 376, 381, 527, 542	指定管理者の指定について(文化市民局関係)ほか5件	可決	○	×	○	○	○	□

自=自由民主党京都市議会議員団, 共=日本共産党京都市議会議員団, 公=公明党京都市議会議員団, 民=民主・都みらい京都市議会議員団, 無=無所属1名

## 平成18年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯議決
1.30	議590	京都市無防備・平和都市条例の制定の請求について	否決	×	○	×	×	×	
3.17	市会議1	京都市議会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	議607	京都市公設小売市場条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議614	京都市むくの木学園条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議615	京都市ひばり学園条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯決議
3.17	議616	京都市麦の穂学園条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議617	京都市国民保護協議会条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議618	京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議628	阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路1号線等の新設等に係る同意について	可決	○	×	○	○	○	□
	議27	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(家庭ごみ有料指定袋制の導入)	可決	○	×	○	○	○	□
	議28	京都文化芸術都市創生条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
	議33	京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	
	議40	京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
5.30	議75	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(別所小学校ほか2校を統合して花背小学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議76	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(花背第一中学校ほか2校を統合して花背中学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	
8.31	市会議15	京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための地方自治法第110条の規定による特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
10. 6	市会議24	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会の設置について【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
12.15	議180	京都府後期高齢者医療広域連合規約の設定及び京都府後期高齢者医療広域連合の設置の協議について	可決	○	×	○	○	○	

自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 無=無所属1名

## 平成19年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯決議
2.20	市会議1	京都市議員政治倫理条例の制定について【提出者:自, 公, 民】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議2	京都市議員政治倫理条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
3.13	市会議4	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(地方自治法の一部改正に伴い, 委員会の議案の提出に係る手続等を改める)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議5	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(地方自治法の一部改正に伴い, 議長が会議に諮らずに委員会の委員を指名することができることとする)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議6	京都市議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長)【提出者:市会運営委員15名】	可決	○	○	○	○	○	
	市会議7	地方自治法第180条による市長専決事項の全部改正について(市長の専決処分の範囲を拡大)【提出者:自, 公, 民】	可決	○	×	○	○	○	
	議25	京都市副市長定数条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議40	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(洛友中学校の設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議47	京都市眺望景観創生条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	無	付帯議
3.13	議48	京都市都市計画(京都国際観光都市建設計画)高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	
	議49	京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例の制定について(自然風景保全地区内において許可を受けなければならない現状変更行為の範囲を拡大)	可決	○	○	○	○	○	
	議50	京都市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について(風致地区内において許可を受けなければならない行為の範囲を拡大)	可決	○	○	○	○	○	
	議51	京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について(建築物又は工作物の位置等の制限に関する事項を定める)	可決	○	○	○	○	○	
	議52	京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置等の制限に関する事項等を定める)	可決	○	○	○	○	○	
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	無	付帯議
5.29	市会議13	京都市職員の不祥事の再発防止及び信頼回復と再生のための抜本改革大綱に関する調査特別委員会の設置について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	
	議61	京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	□
	議62	京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
	議65	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	□
10. 5	市会議15	京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について(郵便貯金法の廃止等に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	
	議86	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(右京地域体育館の設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議104	京都市名誉市民の表彰について(茂山七五三氏)	可決	○	○	○	○	○	
	議105	京都市名誉市民の表彰について(瀬戸内寂聴氏)	可決	○	○	○	○	○	
12.14	議121	京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について(選挙運動用ビラの作成経費について公費負担制度を設置)	可決	○	○	○	○	○	
	議122	京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について(東山区に加え、上京区においても採用)	可決	○	○	○	○	○	

自=自由民主党京都市議員団、共=日本共産党京都市議員団、公=公明党京都市議員団、民=民主・都みらい京都市議員団、無=無所属1名

## 平成20年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯議
3.25	市会議2	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の構成を改める) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	市会議3	職員不祥事に関する調査特別委員会の設置について(不祥事根絶に向けた意識改革の徹底と職場風土の刷新に関する特別委員会の設置)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	市会議4	京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について(報告書に全ての支出に係る領収書等の写しを添付)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯議決
3.25	市会議5	京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について(定例会等の出席に係る費用弁償額の改定) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	議35	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(六条院小学校ほか2校を統合して下京渉成小学校を設置)	可決	○	○	○	○	
	議36	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について(右京中央図書館を設置)	可決	○	○	○	○	
	議39	京都市後期高齢者医療に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	
6.5	議55	京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議60	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について(予納金制度の廃止)	可決	○	○	○	○	
9.8	市会議20	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
10.3	議98	京都市名誉市民の表彰について(岡田節人氏)	可決	○	○	○	○	
12.16	議106	京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×
		原案	可決	○	×	○	○	
	議114	京都まなびの街生き方探究館条例の制定について	可決	○	×	○	○	
	議138	京都市名誉市民の表彰について(益川敏英氏)	可決	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団

## 平成21年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯議決
3.19	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(京都市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	市会議2	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	議161	京都市心身障害児福祉会館条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議162	京都市知的障害者通勤寮条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議35	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について(左京, 中京, 下京, 吉祥院, 久世, 伏見東部, 伏見北部地域体育館の設置及び使用料の適正化)	可決	○	×	○	○	
	議39	京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について(コミュニティセンターの設置目的等の変更, 平成23年3月31日限りでの廃止)	可決	○	○	○	○	□
	議44	京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について(児童館及び学童保育所の開館時間の延長, 利用料金の適正化)	可決	○	×	○	○	
	議60	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(白川小学校ほか4校を統合して開晴小学校を設置)	可決	○	×	○	○	
	議61	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(洛東中学校と弥栄中学校とを統合して開晴中学校を設置)	可決	○	×	○	○	
5.29	市会議12	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(平成21年6月に支給する期末手当の支給割合の特例措置) 【提出者:共, 民, 公】	可決	×	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯決議
5.29	議88	京都市基本計画審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	
11.30	議208	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	○	○	○	
12.10	議158	京都市補助金等の交付等に関する条例の制定について	共産党修正案 否決	×	○	×	×	□
		原案	可決	○	×	○	○	
	議159	京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議160	京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団

## 平成22年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯決議
3.19	市会議1	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	議228	京都市アバンティホール条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	
	議229	京都市伝統産業振興館条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議235	京都市桂川福祉ホーム条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	
	議236	京都市醍醐和光寮条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	
	議239	京都市収入証紙条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議245	不動産の取得について(京都市産業技術研究所の用に供する建物)	可決	○	×	○	○	
	議253	京都市自動車運送事業経営健全化計画の策定について	可決	○	×	○	○	□
	議254	京都市高速鉄道事業経営健全化計画の策定について	可決	○	×	○	○	□
	議32	京都市商店街の振興に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	議37	京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	□
	議44	京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について(市の全域を所管区域とする保健所を設置するとともに、11行政区にその支所を設置)	可決	○	×	○	○	□
	議47	京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について	否決	×	×	○	○	
	議48	京都市病院事業条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	□
	議50	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(陶化小学校ほか2校を統合して凌風小学校を設置)	可決	○	×	○	○	
	議51	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(陶化中学校の名称を凌風中学校に変更)	可決	○	×	○	○	
	議55	地方独立行政法人京都市立病院機構定款の制定について	可決	○	×	○	○	□
議56	京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について(市立高等学校の授業料を徴収しないこととする)	可決	○	○	○	○		

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯決議	
5.28	議70	京都市中央保護所条例の全部を改正する条例の制定について(指定管理者に管理を行わせるために必要な事項を定める)	可決	○	×	○	○		
	議81	京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について	可決	△	×	○	○		
9.29	議91	京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例の制定について(温室効果ガスの排出量の削減に係る新たな目標を定める)	可決	○	○	○	○		
	議96	京都市市民活動総合センター条例の一部を改正する条例の制定について(北いきいき市民活動センター等の設置)	可決	○	○	○	○		
	議101	京都市急病診療所条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	□	
	議103	京都市宝が池公園子どもの楽園条例の制定について	可決	○	×	○	○		
	議165	訴えの提起について(東北部クリーンセンターごみ焼却施設新設工事談合事件に係る損害賠償金の支払の請求)	可決	○	○	○	○		
	議166	地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標の策定について	可決	○	×	○	○		
10.28	市会議27	京都市自転車安心安全条例の制定について【提出者:公】	委員会修正案 可決	×	○	○	○		
		修正部分を 除く原案	可決	×	○	○	○		
	議92	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(食品関連事業者等に対して新たに事業系廃棄物の減量計画作成を義務付ける)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	□
			原案	可決	○	×	○	○	
12.10	市会議37	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×		
	議178	京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について(美観地区における文化財等について形態及び意匠の制限等を適用しないこととする)	可決	○	○	○	○	□	
	議298	京都市基本計画の策定について	可決	○	×	○	○		

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団

## 平成23年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯決議
1.31	議316	京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定の請求について	否決	×	×	×	×	
3.15	市会議1	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長及び減額割合の改定)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	市会議2	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(定例会等に出席したときの費用弁償を廃止)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	市会議3	京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について(不服申立てについては、京都市情報公開・個人情報保護審査会において審議する)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	
	議332	京都市基本計画審議会条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	



議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	付帯 決議		
3.15	議335	京都市立病院准看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○			
	議35	京都市立芸術大学条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○			
	議38	京都市犯罪被害者等支援条例の制定について	可決	○	○	○	○			
	議41	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○			
	議82	不動産の出えんについて(財団法人京都市埋蔵文化財研究所に対する土地の出えん)	可決	○	○	○	○	□		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	無	付帯 決議
5.18	市会議10	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の名称及び所管を改める) 【提出者:各派世話人16名】	可決	○	○	○	○	○	○	
5.30	市会議11	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(地方自治法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議12	京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(地方自治法の一部改正に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	議84, 87, 95	平成23年度京都市一般会計補正予算(議員報酬削減及び費用弁償の廃止により生じた財源を東日本大震災対策に充当)ほか2件	委員会修正案 可決	○	○	○	○	○	○	
		修正部分を 除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	み	付帯 決議
10. 3	議104	京都市スポーツ振興基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
10.31	議103	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	
		委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	×	□
		修正部分を 除く原案	可決	○	×	○	○	○	×	
議110	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業施行規程の制定について	可決	○	○	○	○	×	○		
12.12	議120	京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
	議123	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(岡崎文化芸術・交流拠点地区)の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
	議125	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(一橋小学校ほか2校を統合して東山泉小学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	○	
	議126	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について(月輪中学校の名称を東山泉中学校に変更)	可決	○	×	○	○	○	○	
	議138	京都市立芸術大学中期目標の策定について	可決	○	×	○	○	○	○	

【1月31日～3月15日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団  
【5月18日～5月30日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団,  
京=地域政党京都党京都市議員団, 無=無所属2名

【10月3日～12月12日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団,  
京=地域政党京都党京都市議員団, み=みんなの党・無所属の会

平成24年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	み	付帯議	
3.27	市会議1	京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例の制定について【提出者:京,み】	否決	×	×	×	×	○	○		
	市会議2	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(委員会が参考人の出席を求める場合に議長への事前通告を要しないこととする)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	市会議3	京都市議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議31	京都市特定非営利活動促進法施行条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議32	京都市暴力団排除条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議53	京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議59	京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について(白河総合支援学校東山分校の設置)	可決	○	○	○	○	○	○		
5.28	議82	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について(東日本大震災からの復興に関し,平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税に係る均等割の税率を引き上げる)	可決	○	×	○	○	○	○		
	議92	損害賠償の額の決定について(西京区における配水管の破損によるガス管等の破損事故に伴う損害賠償)	可決	○	○	○	○	○	○	□	
	議94	関西広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う関西広域連合規約の変更に関する協議について	可決	○	×	○	○	○	○		
10.26	市会議29	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(地方自治法の一部改正に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議101	平成24年度京都市一般会計補正予算(議員報酬削減分を京町家等の耐震改修支援事業の経費増額等に充当)	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	□
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
	議105	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について(個人市民税の減免基準の改定)	可決	○	×	○	○	○	○	□	
	議108	京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議116	京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について(新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物等に関する制限を定める)	可決	○	×	○	○	○	○	□	
	議121	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(新洞小学校を錦林小学校に統合)	可決	○	○	○	○	○	○		
12.26	市会議40	京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定について【提出者:自】	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	□
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京 = 地域政党京都市議員団, み = みんなの党・無所属の会

平成25年

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	み	付帯議
2.20	市会議1	京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について(地方自治法の一部改正に伴い,政務調査費を政務活動費に改める)【提出者:自,民,公,京,み】	可決	○	×	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	み	付帯決議	
2.27	市会議2	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(地方自治法の一部改正に伴う規定の整備) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	市会議3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(地方自治法の一部改正に伴う規定の整備) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
3.22	市会議4	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の委員の定数を改める) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	市会議5	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議23	京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議24	京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例の制定について(組織する職員の範囲を変更)	委員会修正案	可決	○	×	×	○	○	○	□
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
	議41	京都市産業技術研究所条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○		
	議46	京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について(開館時間の延長, 利用料金の適正化)	可決	○	×	○	○	○	○	□	
	議54	京都市道路構造条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
議55	京都市道路標識等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○			
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	無	付帯決議	
5.28	市会議20	京都市交通安全基本条例の制定について 【提出者:自, 民, 公, 無】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議84	京都市子ども・子育て会議条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議99	京都市名誉市民の表彰について(山中伸弥氏)	可決	○	○	○	○	○	○		
10. 2	議184, 185	平成25年度京都市一般会計補正予算(議員報酬の削減分を台風18号による被害への対応策の財源に充当)ほか1件	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
10.28	議120	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	□	
	議157	京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(歴史的な価値を有する木造以外の建築物を保存及び活用)	可決	○	○	○	○	○	○		
12.11	議196	京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について(右京区役所嵯峨出張所の廃止)	可決	○	×	○	○	○	○		
	議200	京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○		
	議201	京都市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○		
	議202	京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□
原案			可決	○	○	○	○	○	○		

【2月20日～3月22日】自＝自由民主党京都市議員団, 共＝日本共産党京都市議員団, 民＝民主・都みらい京都市議員団, 公＝公明党京都市議員団, 京＝地域政党京都京都市議員団, み＝みんなの党・無所属の会

【5月28日～12月11日】自＝自由民主党京都市議員団, 共＝日本共産党京都市議員団, 民＝民主・都みらい京都市議員団, 公＝公明党京都市議員団, 京＝地域政党京都京都市議員団, 無＝無所属2名

平成26年1～3月

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	無	付帯決議
2.21	市会議1	京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例の制定について(通年議会の導入に伴い、定例会の回数を年1回とする)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議2	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(通年議会の導入に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(通年議会の導入に伴う規定の整備)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	議279	訴えの提起について(焼却灰溶融施設プラント設備に係る工事請負代金の返還、施設の取去及び損害賠償金の支払の請求)	可決	○	○	○	○	○	○	
3.17	市会議4	京都市会基本条例の制定について【提出者:市会改革推進委員20名】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議5	京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について(市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数を改定)【提出者:自,民,公,無】	可決	○	×	○	○	○	○	
	市会議6	京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共】	否決	×	○	×	×	×	×	
	市会議7	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提出者:共,無】	否決	×	○	×	×	×	○	
	市会議8	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長)【提出者:自,民,公,京】	可決	○	○	○	○	○	○	
	市会議9	京都市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定について【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	
	議26	京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について(基金特別会計の廃止)	可決	○	○	○	○	○	○	
議66	京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について(病院としての事業及び補装具製作施設としての事業を廃止)	可決	○	×	○	○	○	○	□	

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 京=地域政党京都党京都市会議員団, 無=無所属2名

平成26年度(通年議会(一會期制)導入)

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	無	付帯決議
5.30	議170	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について(多数の者が集合する催しにおける火災予防上の取扱いを定める)	可決	○	○	○	○	○	○	□
	議174	不動産の取得について(京都工学院高等学校の用に供する土地等の購入)	可決	○	×	○	○	○	○	□
7.25	議249	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について(小栗栖排水機場の運転監視業務委託契約を適切に履行しなかったことにより発生した損害に係る賠償の請求)	可決	○	○	○	○	○	○	
9.26	議296	平成26年度京都市一般会計補正予算(議員報酬の削減分を8月豪雨による被害への対応策の財源に充当)	委員会修正案 可決	○	○	○	○	○	○	
		修正部分を 除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	民	公	京	無	付帯決議	
10.27	議253	京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について(左京区役所岩倉出張所の廃止)	可決	○	×	○	○	○	○		
	議256	京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□
			原案	可決	○	○	○	○	○	○	
	議259	京都市子ども・子育て支援法施行条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○		
	議260	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(放課後児童健全育成事業等の設備及び運営の基準を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□
			原案	可決	○	×	○	○	○	○	
議262	京都市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○			
議264	京都市いじめの防止等に関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□	
		原案	可決	○	×	○	○	○	○		
12.22	議371	京都市小児慢性特定疾病審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議489	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	○	×		
12.26	議536	控訴の提起について(未払給与及び損害賠償金の支払の請求に係る訴訟の控訴)	可決	○	○	○	○	○	○		
3.20	市会議51	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○		
	議549	京都市創業支援工場条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議558	京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議22	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(廃棄物の発生抑制等を促進するため必要な措置を講じる)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	□
			原案	可決	○	×	○	○	○	○	
	議29	京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議31	京都市ペット霊園の設置等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○		
	議32	京都市動物による迷惑等の防止に関する条例の制定について(修正後の条例名:京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例)	公明党修正案	否決	×	×	×	○	○	×	□
			委員会修正案	可決	○	×	○	×	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	×	○	○	
議33	京都動物愛護センター条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○			
議47	京都市若杉学園条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○			
議60	京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について(東山総合支援学校を設置)	可決	○	○	○	○	○	○			

自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京=地域政党京都党京都市議員団, 無=無所属2名

平成27年度

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	京	維	付帯議	
5.18	市会議1	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(経済総務委員会及びくらし環境委員会の委員の定数を改める)【提出者:各派世話人16名】	可決	○	○	○	○	○	○		
5.28	議82	京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について(京都工学院高等学校を設置)	可決	○	×	○	○	○	○		
議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	京	維	無	付帯議
9.30	議162	平成27年度京都市一般会計補正予算(議員報酬の削減分を台風11号による被害への対応策の財源に充当)	委員会修正案 可決	○	○	○	○	○	○	○	
		修正部分を 除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	○	
10.29	議163	京都市個人番号の利用に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議164	京都市公契約基本条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	×
			原案	可決	○	○	○	○	○	○	○
	議171	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
議175	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について(放火による火災の予防等に関し必要な事項を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	×	
		原案	可決	○	○	○	○	○	○	○	
3. 2	議265	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	×	×	○	
3.25	市会議26	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について(特例措置の期間の延長)【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	市会議27	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例の制定について【提出者:市会議員全員】	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議22	京都市行政不服審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議35	京都市区役所事務分掌条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議44	京都駅八条口旅客自動車待機場条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議52	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(御所東小学校の設置)	可決	○	○	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 京 = 地域政党京都党市会議員団, 維 = 維新の党・無所属京都市会議員団(11月25日, 京都維新の会・無所属京都市会議員団に名称変更), 無 = 無所属1名(3月2日議決分から2名)

平成28年度

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	維	京	無	付帯議
6. 3	議111	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について(醒泉小学校と淳風小学校とを統合して下京雅小学校を設置, 二の丸北小学校を向島二の丸小学校に統合)	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議135	控訴の提起について(焼却灰溶融施設プラント設備に係る訴訟の控訴)	可決	○	○	○	○	○	○	○	
9.28	議201	京都市名誉市民の表彰について(志村ふくみ氏)	可決	○	○	○	○	○	○	○	



議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	維	京	無	付帯議決
10.26	議148	山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議149	京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について(選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げ)	可決	○	○	○	○	○	○	○	
12.9	議206	京都市老人いこいの家条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議207	京都市円山公園条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議208	京都市消防関係手数料条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議243	京都市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	×	×	○	
3.1	議257	平成28年度京都市一般会計補正予算(議員報酬の削減分を子どものための教育・保育給付、障害者自立支援給付等の財源に充当)	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	□
		修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議267	京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例の制定について(社会福祉事業基金の一部処分)	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
3.24	市会議28	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(常任委員会の構成を改める) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	市会議29	京都市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議264	京都市債権管理条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議287, 288	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について(小栗栖排水機場の運転監視業務に係る委託契約に基づく債務不履行による損害賠償金の支払等)ほか1件	可決	○	○	○	○	○	○	○	
	議291	不動産の取得について(京都市道高速道路1号線稲荷山トンネルの一部)	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議32	京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例の制定について(自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の義務付け)	可決	○	○	○	○	○	○	○	

自 = 自由民主党京都市議会議員団, 共 = 日本共産党京都市議会議員団, 公 = 公明党京都市議会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議会議員団(5月13日, 民進党京都市議会議員団に名称変更), 維 = 京都維新の会・無所属京都市議会議員団(9月5日, 日本維新の会・無所属京都市議会議員団に名称変更), 京 = 地域政党京都京都市議会議員団, 無 = 無所属2名(9月28日議決分から3名)

## 平成29年度

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	維	京	無	付帯議決
5.30	市会議1	京都市会基本条例の一部を改正する条例の制定について(議決に付すべき事件に通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めることを追加) 【提出者:ネーミングライツ検討会議メンバー8名】	可決	○	○	○	○	○	○	○	
9.27	議74	平成29年度京都市一般会計補正予算(議員報酬の削減分を「新入学児童生徒学用品費に係る就学援助費の入学前支給」の財源に充当)	委員会修正案	可決	○	○	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	

議決日	議案番号	件名	審議結果	自	共	公	民	維	京	無	付帯決議	
11. 2	議76	京都市宿泊税条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	□	
	議80	京都市京町家の保全及び継承に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	×	○		
	議88	公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期目標の策定について	可決	○	×	○	○	○	×	○		
	議89	地方独立行政法人京都市産業技術研究所第2期中期目標の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○		
12. 8	議118	京都市立義務教育学校条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○		
	議128	訴訟上の和解について(焼却灰溶融施設プラント設備に係る訴訟の和解)	可決	○	○	○	○	○	○	○		
	議134	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について(期末手当の支給割合を改定)	可決	○	×	○	○	×	×	○		
	議139	訴えの提起について(大型汎用コンピュータのオープン化に係る一括処理システムの設計、開発等の業務を行う契約の原状回復及び損害賠償金の支払請求)	可決	○	○	○	○	○	○	○	□	
2.23	議169	京都市住宅宿泊事業の適切な運営を確保するための措置に関する条例の制定について	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	×	□
			日本維新の会、京都党修正案	否決	×	×	×	×	○	○	×	
			委員会修正案	可決	○	×	○	○	○	○	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	×	○	○	○	○	○	
	議170	京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(旅館業法施設にも議169号と同等の措置の義務付け等を定める)	共産党修正案	否決	×	○	×	×	×	×	×	□
			原案	可決	○	×	○	○	○	○	○	
3.20	市会議23	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について(地方自治法第100条12項の規定による議会運営に関し協議又は調整を行うための場の廃止) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	○		
	市会議24	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(特例措置の期間の延長) 【提出者:市会運営委員会】	可決	○	○	○	○	○	○	○		
	議32	京都市指定難病審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○		
	議43	京都市はぐくみ推進審議会条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○		
	議47	京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○		

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 民 = 民進党京都市議員団, 維 = 日本維新の会・無所属京都市議員団, 京 = 地域政党京都党市議員団, 無 = 無所属3名

## 2 意見書・決議一覧

- 1 可決された意見書・決議を全て収録した。
- 2 ○×等は, 議案に対する態度を表す。  
○=賛成 ×=反対 △=会派としての態度不明 欠=欠席 退=退場

## 昭和63年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
3.25	在日留学生対策の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
5.18	国庫補助負担率の引下げ廃止を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
6. 7	固定資産税, 都市計画税の負担軽減等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
7.11	「消費税」導入に反対する意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
9.30	保育制度及び国庫負担の充実を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	国民健康保険事業に関する意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	住宅地区改良事業に係る用地買収等の未解決事案の解決に関する決議	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
12.20	水俣病問題の早期解決を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	リクルート疑惑の徹底的な解明と公約違反の消費税法案の廃案を求める意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社党京都市会議員団

## 平成元年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
3.29	外国人登録法の抜本的改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	ジュネーブ条約追加議定書加入促進を求める意見書	共, 公, 社	×	○	○	○	×
	京都国道工事事務所の拡充等を求める意見書	共, 公, 社	×	○	○	○	×
	消費税廃止を求める意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
	年金制度の改定に反対する意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
	日本鉄道共済年金の財源確保に関する意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
	竹下内閣の退陣, 国会解散・総選挙を求める意見書	共	×	○	○	○	○
	リクルート疑惑徹底糾明と政治倫理の確立を求める意見書	公, 社, 民	×	○	○	○	○
5.25	水爆水没事故に抗議し, 非核三原則の堅持を求める意見書	共	○	○	○	○	○
6.23	食糧の安定確保等に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	政治改革の推進に関する決議	自, 公, 民	○	×	○	×	○
	中国政府の武力行使に対する遺憾表明決議	自, 公, 民	○	×	○	×	○
10.13	フロンガス全廃に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	原爆被爆者援護措置の拡充・強化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	消費税廃止を求める意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
12.15	農地に対する税制見直しなどに関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○
	NTTの番号案内「104」有料化に反対する意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	小選挙区制導入等に反対する意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 社 = 日本社会党京都市議員団, 民 = 民社党京都市議員団

## 平成2年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民	無
3.17	大規模小売店舗法の規制緩和等に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○	○
	在日朝鮮人の人権保障に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○	○
	関西国際空港全体構想の早期実現に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○	○
	暴力行為の根絶に関する決議	市議員全員	○	○	○	○	○	○
6. 5	「子どもの権利条約」の早期批准を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
6.26	小選挙区制導入の断念を求める意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○	○
	育児休業法の早期制定を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	森林の復元及び林業, 林産業の活性化に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
10. 8	輸入食品の安全確保を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	高浜原子力発電所2号炉の安全対策を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	カスミ網の販売等の規制を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	介護手当制度の確立に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	借地法・借家法の「改正」に反対する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	総合的な土地対策と固定資産税の負担軽減措置等を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○	○
	パートタイマーの労働条件の改善を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○	○
	農業の将来展望と米穀政策の確立に関する意見書	自	○	○	○	○	○	○
12.15	看護婦の確保対策についての意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	中東湾岸危機の平和的解決を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○	
	公共賃貸住宅の大量建設などを求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	「今後の方策」の完全実施を求める決議	自, 公, 民	○	×	○	×	○	

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
12.15	京都駅の改築計画に対する決議	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	固定資産税等の軽減を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社党京都市会議員団, 無 = 無所属1名(10月8日議決分まで)

### 平成3年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
3.12	小学校においても外国語教育の導入を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	原子力発電所の安全対策を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	国有地の適正な地代設定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	日・朝国交正常化の早期実現を求める決議	社	○	○	○	○	○
6.29	小選挙区比例代表並立制の導入に反対する意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
10. 9	労働時間短縮の促進に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	第8次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	医療・保健・福祉職員などの人材確保を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	白内障の眼内レンズと手術料に健康保険の適用を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	「廃棄物利用(ゴミ)発電の促進に関する法律案」の早期成立を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	学校5日制の早期実施を求める意見書	公, 社, 民	○	○	○	○	○
	雲仙・普賢岳噴火災害の被災者を総合的に救済する特別立法を求める意見書	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○
	ゆとり宣言に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
12.17	地方交付税の確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	生産緑地制度及び農地税制等に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	消費税の緊急是正措置に関する意見書	公, 社, 民	○	○	○	○	○
	ホームヘルパーの処遇の向上に関する意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	放置自転車・バイク対策の強化及び駐輪場設置の推進に関する意見書	公, 社, 民	○	○	○	○	○
	義務教育教科書の有償化に反対する意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	国公立大学など高等教育機関への国庫支出の拡充に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	私学助成の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○

【3月12日】自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社党京都市会議員団

【6月29日～12月17日】自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社クラブ京都市会議員団



## 平成4年

議決日	件名	提出者					
			自	共	公	社	民
3.25	政治改革の実行を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	繭糸価格安定法に基づく生糸一元輸入制度の抜本的改善・見直しに関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	中小企業の人材・後継者確保の抜本強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「介護・看護休暇法」の早期制定に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	保健医療・福祉人材確保法の制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	乳幼児医療の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「国民健康カードシステム」の開発・普及事業に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	住宅基本法の早期制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	地球環境保全の強化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	教職員定数の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	同和問題の解決に関する決議	自	○	○	×	×	×
5.26	網膜色素変性症への対策を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	原子力発電所の安全対策を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
10.9	第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	京都高速道路及び京阪連絡道路の整備促進に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	第11次道路整備五箇年計画の投資規模確保等に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	淀川流水保全水路整備事業の施行に伴う河川占用許可取消しに関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	中小企業に対する不況対策の実施を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	製造物責任法の早期制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「国連・障害者の10年」最終年に当たって障害者福祉施策の充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	廃棄物処理対策の強化・充実を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	政治腐敗防止対策の早期確立を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
12.18	地方交付税の確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	歯科医療保険の適用拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	環境保全基本法の制定等に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	竹下登元首相の議員辞職を求める決議	共, 公, 社, 民	×	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社クラブ京都市会議員団

## 平成 5 年

議決日	件 名	提出者	自	共	公	社	民
3.25	坂本弁護士一家失踪事件に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	大型所得税減税を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	在日外国人高齢者及び障害者に対する国民年金適用の特例措置を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	政令指定都市への権限移譲等を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	地方分権推進に関する法律の制定を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	金丸不正蓄財・脱税事件の真相究明を求める意見書	共, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	国民の祝日「海の日」制定を求める意見書	自	○	○	○	○	○
5.28	カンボジアの国連平和維持活動(PKO)要員の安全対策を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	×	○
	選挙制度改革を軸にした政治改革の実現を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
10. 8	政治腐敗防止対策の早期確立に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	教育予算の増額等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書	社	○	○	○	○	○
12.17	保育所措置制度の堅持に関する意見書	自, 共	○	○	○	○	○
	米の自由化に関する意見書	自, 共	○	○	×	×	×
	消費税の税率アップに反対する意見書	共	○	○	×	×	×
	社会保険診療報酬の引上げに関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	病院給食の自己負担に反対する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	定住外国人の人権保障の確立に関する決議	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社クラブ京都市会議員団

## 平成 6 年

議決日	件 名	提出者	自	共	公	社	民
3.22	米の安定供給確保と安全性を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「障害者対策に関する新長期計画」の推進に対する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	民営バス路線運行維持対策に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	学校教育充実のための教職員定数の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	月2回の学校週5日制の円滑な実施を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
5.26	固定資産税の軽減等を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
7.22	地下鉄東西線建設費の膨張問題等に関する決議	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
10. 6	法律扶助に関する基本法制定と財政措置の拡充強化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	外国人学校に対する処遇の抜本的な是正と拡充を求める意見書	自, 社	○	○	○	○	○
	地方消費税創設に伴う政令指定都市の自主財源の確保に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	新ゴールドプラン「高齢者保健福祉推進計画」に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	入院時の食事についての定額負担に対する助成制度の創設を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
12.14	保育所措置制度の堅持・拡充に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	農業農村整備事業の促進に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	生糸輸入の関税化に伴う関税相当量の設定に関する意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	児童・生徒における「いじめ」等の対策強化を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
	新ゴールドプラン及びエンゼルプランの閣議決定を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	暴力追放に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	人権が守られ差別のない「人」を大切にす社会の実現に関する決議	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団(12月6日, 公明市会議員団に名称変更), 社=日本社会党京都市会議員団, 民=民社クラブ京都市会議員団

## 平成7年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	民
3.14	介護休業・短時間勤務制度の早期法制化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「地方分権推進法」の早期制定を求める意見書	自, 公, 社, 民	○	×	○	○	○
	アイヌ民族に関する法律の早期制定を求める意見書	社	○	○	○	○	○
	地震対策の強化を求める決議	自, 公, 社, 民	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新
5.25	ボランティア活動の振興に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	新産業育成制度の充実・強化に関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○
9. 6	中国とフランスの核実験に反対する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
10. 6	米軍人による女子小学生暴行傷害事件に抗議し, 日米地位協定の見直しを求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	地方公営企業の健全化の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	暴力追放に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
12.15	海外で生産された帯・帯地の原産国表示義務付けを求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新
12.15	地方分権の推進に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	高速増殖炉「もんじゅ」の事故原因の徹底究明と事故再発防止を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○

【3月14日】自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 民 = 民社クラブ京都市会議員団

【5月25日～12月15日】自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明京都市会議員団, 社 = 日本社会党京都市会議員団, 新 = 新進党・市民クラブ京都市会議員団

## 平成8年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新	無
3. 1	住宅金融専門会社の不良債権処理に関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	
3.26	薬害エイズ問題の真相究明等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
	定住外国人に地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書	公, 社, 新	×	○	○	○	○	
	同和行政に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	
議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新	無
6. 3	新たな高齢者介護システムの創設に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	情報公開法の早期制定を求める意見書	自, 公, 社, 新	○	○	○	○	○	○
	市民活動促進支援(NPO)法の制定を求める意見書	自, 公, 社, 新	○	○	○	○	○	○
7.31	絹製品の海外生産・逆輸入規制と原産国表示の義務付けを求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	病原性大腸菌O-157予防対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	大型店の出店規制を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	国民の合意が得られない消費税率引上げに関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	○
	民間保育園「プール制」の堅持を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
10.31	障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	第9次治水事業五箇年計画の策定及び治水事業促進に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	道路整備財源確保に関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	○
	行政改革の断行を求める意見書	自, 公, 社, 新	○	○	○	○	○	○
	消費税率の引上げ中止を求める意見書	共, 公, 新	×	○	○	×	○	○
12.13	厚生省汚職事件の徹底究明を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	公務員の倫理確立と綱紀粛正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	児童福祉法改正にかかわる意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	公的介護保険制度に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新	無
12.13	地方財政の充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	固定資産税評価替えに伴う税額軽減を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	医療保険制度改革に関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 公 = 公明京都市会議員団, 社 = 社会民主党京都市会議員団, 新 = 新進党・市民クラブ京都市会議員団, 無 = 無所属1名

## 平成9年

議決日	件名	提出者	自	共	公	社	新	無
2.28	ロシア船籍タンカーの重油流出事故に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	第29回オリンピック競技大会の大阪招致に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
3.25	動力炉・核燃料開発事業団東海事業所で発生した火災・爆発事故に対する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	地震災害等に対する新たな住宅保障制度の確立等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	地方分権の一層の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	国庫補助金制度の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	環境アセスメント法の早期制定と環境行政の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	新たな「食料・農業・農村基本法」の制定を求める意見書	自, 公, 社, 新	○	○	○	○	○	○
	医療保険制度の抜本改革に関する意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	○
	女性が安心して働ける労働環境の整備を求める意見書	自, 公, 社, 新	○	×	○	○	○	○
	個人所得税・住民税の2兆円減税の復活を求める意見書	共, 公, 社, 新	×	○	○	○	○	○
	婚姻制度等に関する民法改正を求める意見書	共, 公, 社, 新	×	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	公	京 ク	新	無
5.29	動力炉・核燃料開発事業団(動燃)に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	教育予算の拡充, 義務教育費国庫負担制度の堅持及び教職員定数改善の促進に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	公共交通機関の維持確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	子育て減税の制度化と少子化対策の充実に関する意見書	自, 公, 京ク, 新	○	○	○	○	○	○
	直ちに諫早湾の水門を開き, 事業計画の再検討を求める意見書	共, 公, 京ク, 新	×	○	○	○	○	○
	スポーツ振興くじ法案に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	気候変動枠組条約第3回締約国会議に向けて環境行政の一層の推進を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
10.9	出版物の再販制度存続を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	遺伝子組換え食品に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	京ク	新	無
10. 9	ダンススクール開設の風俗営業法適用除外を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	臍帯血移植の医療保険適用等に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	災害救助法の抜本的改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	廃棄物とダイオキシン対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	政治倫理の確立に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	地球温暖化防止対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	公共事業の改革及び再評価制度の確立を求める意見書	自, 公, 京ク, 新	○	○	○	○	○	○
	郵政三事業の経営形態に関する意見書	自, 共, 京ク	○	○	×	○	×	欠
	医療保険制度に関する意見書	共, 公, 新	×	○	○	×	○	欠
	米政府による未臨界核実験に抗議し, 中止を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
12.12	在日外国人高齢者に対する国民年金適用の救済措置を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	難病の全額公費負担存続を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	保育施策の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	労働法制の充実強化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	地方分権に伴う税源移譲等に関する意見書	自, 公, 京ク, 新	○	○	○	○	○	○
	祝日三連休化の実現を求める意見書	自, 公, 京ク, 新	○	○	○	○	○	○
	新たな道路整備五箇年計画の策定及び道路特定財源の堅持等に関する意見書	自, 公, 京ク, 新	○	×	○	○	○	○
	金融不安解消のための公的資金投入に関する意見書	自, 公, 京ク, 新	○	×	○	○	○	○
	景気回復のための大幅減税の実施を求める意見書	自, 公, 京ク, 新	○	×	○	○	○	○
	大型店の進出規制に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	バス路線の早期見直しに関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	京都市幹部職員の不祥事に関する決議	自, 公, 京ク, 新	○	○	○	○	○	○

【2月28日～3月25日】自＝自由民主党京都市会議員団, 共＝日本共産党京都市会議員団, 公＝公明京都市会議員団, 社＝社会民主党京都市会議員団, 新＝新進党・市民クラブ京都市会議員団, 無＝無所属1名  
【5月29日～12月12日】自＝自由民主党京都市会議員団, 共＝日本共産党京都市会議員団, 公＝公明京都市会議員団, 京ク＝京都市民クラブ市会議員団, 新＝新進党・市民クラブ京都市会議員団, 無＝無所属1名

## 平成10年

議決日	件名	提出者	自	共	公	京ク	都	無
3.23	児童扶養手当の現行支給基準の維持を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	「乳幼児医療費助成」制度の創設を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○



議決日	件名	提出者	自	共	公	京ク	都	無
3.23	介護保険制度の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	金融行政に携わる公務員等の不祥事の徹底究明等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	児童手当制度の拡充に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	「第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」に係る急傾斜地崩壊対策事業促進に関する意見書	自, 公, 京ク, 都	○	○	○	○	○	○
	少年の刃物による事件・事故を防止する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
5.19	ダイオキシン汚染対策とごみ減量の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	インドの核実験に抗議する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
10. 8	学級定員の弾力化に伴う教職員定数改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	介護サービスの充実・強化を求める意見書	自, 公, 京ク, 都	○	○	○	○	○	○
	景気回復, 雇用創出を求める意見書	自, 公, 京ク, 都	○	×	○	○	○	○
	米政府の未臨界核実験に抗議し, 核兵器廃絶を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	介護保険制度の実施に向けて施策の充実を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に関する決議	自, 公, 京ク, 都	○	○	○	○	○	○
12.16	犯罪被害者救済制度の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	年金制度の充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	景気浮揚に有効となる恒久減税を求める意見書	自, 公, 京ク, 都	○	○	○	○	○	○
	ロシア政府及び米政府の臨界前核実験に抗議し, 核兵器廃絶を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 公=公明京都市会議員団(11月9日, 公明党京都市会議員団に名称変更), 京ク=京都市民クラブ市会議員団, 都=京都市会議員団都みらい, 無=無所属1名

## 平成11年

議決日	件名	提出者	自	共	公	京ク	都	無
3.16	聴覚障害者の社会参加を制限する欠格事項の早期改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	地方税源の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	介助犬に関する施策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	福祉施設等の災害危険区域への立地規制に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	新ガイドラインの立法化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
	ダイオキシン類から市民の健康を守り, 環境先進都市京都の実現を目指す決議	市会議員全員	○	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21	
5.28	ユーゴ・コソボ紛争の平和的解決と難民への支援強化を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○	

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
10. 6	介護保険制度の円滑な実施を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	放射能漏れ事故の原因徹底究明と再発防止に向けた安全対策の確立等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	NPO法人(特定非営利活動法人)の育成策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	司法関連予算の増額と裁判官等の増員に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	ベンチャー企業等の起業環境の整備等を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
12.17	商工ローンの違法取立ての徹底究明と再発防止を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○

【3月16日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京ク=京都市民クラブ市議員団, 都=京都市議員団都みらい, 無=無所属1名

【5月28日～12月17日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京21=京都21市議員クラブ

## 平成12年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
3.30	アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	遺伝子組換え食品等の表示に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	公共交通機関優先の政策の確立を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	結核対策の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
5.25	酒類販売の社会的管理等に関する意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
9.19	東海豪雨・三宅島等伊豆諸島の災害対策に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
10.11	骨髄移植の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	育児・介護休業法の抜本改正と保育施策の拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
	相続税及び贈与税の見直しに関する意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
	信用金庫再編に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
12.14	京都議定書の早期発効を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	食品の安全確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	音楽療法士の国家資格制度の創設等を求める意見書	自, 公, 京21	○	○	○	○	○
	リバース・モーゲージ制度の確立等を求める意見書	自, 公, 京21	○	○	○	○	○
	同和行政に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	京都の保育水準の拡充を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
12.14	島津製作所五条工場跡地利用計画に関する決議	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京21 = 京都21市議員クラブ

## 平成13年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21	
3. 1	米国ハワイ沖における実習船と原子力潜水艦との衝突事故に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
3.23	家電リサイクル法に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	無年金者問題の解決を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	鉄道線路及び駅構内における安全対策の強化を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
5.15	京都議定書発効のための国際合意の実現に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
5.29	トラック運送における公正な取引の確立及び排ガス防止に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	
	ネクタイ輸入急増における緊急の施策を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○	
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	フ	京21
9.12	米国における同時多発テロ事件に関する緊急決議	市議員全員	○	○	○	○	○	○
10. 5	狂牛病対策に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	医療保険制度改革に関する意見書	自, 民, 公, フ, 京21	○	×	○	○	○	○
	実効ある緊急雇用対策を求める意見書	自, 民, 公, フ, 京21	○	×	○	○	○	○
	社会福祉法人新設への指導監督の徹底を求める決議	自, 民, 公, フ, 京21	○	○	○	○	○	○
	同和行政に関する決議	自, フ	○	○	×	×	○	×
12.18	中小企業支援対策の充実を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	だれもが安心して良い医療を受けられるための意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	女性の年金制度の改善を求める意見書	自, 民, 公, フ, 京21	○	○	○	○	○	○
	敬宮愛子内親王殿下の御誕生にあたり慶賀の意を表する決議	自, 民, 公, フ, 京21	○	○	○	○	○	○

【3月1日～5月29日】自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京21 = 京都21市議員クラブ

【9月12日～12月18日】自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, フ = フレッシュ京都市議員団, 京21 = 京都21市議員クラブ

## 平成14年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
3.26	雇用の安定と創出を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
3.26	小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	多発する食肉偽装事件等の徹底説明と食品表示制度改善・強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	ワークシェアリング等積極的な雇用対策の確立を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
5.24	准看護師の移行教育に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	認定NPO法人の要件緩和を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	政治倫理及び公正な入札の確立を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
	国民健康保険制度の安定化を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
	国民の生命と財産を守る有事法制関連法案に関する意見書	自, 公	○	×	×	○	△
	元市幹部職員の不祥事に関する徹底糾明と一層の綱紀粛正を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
10. 8	日朝国交正常化交渉と「拉致事件」の真相究明を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	森林・林業・木材関連産業政策の確立を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	税制上の軽減措置等「ヒートアイランド対策」の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	少子化社会対策基本法の早期成立を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
	奨学金制度の拡充を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
	青少年が健全に育つ社会環境形成に関する基本法の制定を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
	個人情報保護法の早期制定を求める意見書	自, 公, 京21	○	×	×	○	○
	元市幹部職員の続発する不祥事に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	京都民医連中央病院の検査虚偽報告及び不正請求に関する徹底究明を求める決議	自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
	12.17	国庫補助負担金の廃止・縮減に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
地域雇用対策の強化を求める意見書		自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書		自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書		自, 民, 公, 京21	○	×	○	○	○
運動団体支部補助金虚偽報告の徹底説明と同和行政完全終結を求める決議		市会議員全員	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 京21 = 京都21市会議員クラブ

## 平成15年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
3.14	国から地方への税源移譲を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京21
3.14	「環境教育・学習推進法(仮称)」の早期制定を求める意見書	自, 民, 公, 京21	○	○	○	○	○
	被用者保険医療費3割自己負担の実施凍結を求める意見書	自, 共, 民, 京21	○	○	○	×	○
	「18歳選挙権」の早期実現を求める意見書	共, 民, 公	×	○	○	○	○
	イラク問題の平和的解決を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	無
5.29	重症急性呼吸器症候群(SARS)対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	郵便投票制度等の改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	ヤミ金融対策の強化を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
10. 3	高額療養費の返還(償還)制度の改善を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	雇用対策の促進・充実を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
12.17	新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	地方自治体への権限, 税源移譲が伴う三位一体改革を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	○

【3月14日】自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 京21=京都21市会議員クラブ

【5月29日～12月17日】自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 無=無所属1名

## 平成16年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	無1	
3. 5	高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
3.29	マンション対策の充実強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
	65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○	
議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無1	無2
5.28	介護予防対策の拡充を求める意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○	欠
	小川裕樹議員に対する辞職勧告決議	自, 公	○	退	○	○	○	欠
議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無1	
10. 8	民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続及び総合施設の在り方についての意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
	昼間里親事業の消費税非課税化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
	犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	
	生活保護費国庫負担金負担率維持を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無 1
10. 8	牛海綿状脳症(BSE)対策の継続を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	消費者保護法制等の整備を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	人身売買禁止のための法制化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	ストーマ用装具の自治体及び自己負担の軽減を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	航空機の障害者対策に関する意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○
	郵政事業の経営形態の在り方について国民的合意を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
12.16	平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	線維筋痛症の難病認定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	北朝鮮による日本人拉致事件の早期全面解決の新たな対応を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	地球温暖化防止のための自然環境保全の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	混合診療解禁の慎重な審議を求める意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○
	子どもの安心・安全を守るための対策の強化を求める意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○
	続発する市職員の不祥事に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議	自, 公, 民	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団, 無1・無2 = 無所属各1名

## 平成17年

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無
3.18	小児慢性特定疾患治療研究事業の拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	地球温暖化対策の充実・強化を求める意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○
5.31	列車脱線事故に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	障害者自立支援法案に関する意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○



議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無
5.31	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
10.13	地方議会制度の充実強化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	アスベスト対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	がん対策の推進強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	指定管理者の指定手続に関する決議	民	○	×	○	○	○
12.16	耐震強度偽造問題に対する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	子どもたちの安心・安全対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	人権擁護法の早期制定を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	同和行政の完全終結を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	子どもの安全確保を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
	障害児者に対する福祉施策に関する決議	自, 公	○	×	○	○	○

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 無=無所属1名

## 平成18年

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無
3.17	中小企業制度融資の改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	更なる総合的な少子化対策を求める意見書	自, 公	○	○	○	○	○
	地方議会議員年金制度に関する意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書	自, 公, 民	○	×	○	○	○
	電気用品安全法(PSE法)の円滑な施行を求める意見書	自, 公	○	×	○	×	×
5.30	出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	都市農業振興策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「がん対策基本法」の早期制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	医療制度改革に対する意見書	自, 公	○	×	○	×	×

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無
5.30	2008年主要国首脳会議(サミット)の京都開催に関する決議	自, 公, 民	○	×	○	○	○
10. 6	肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	障害者自立支援の一層の充実を求める意見書	自, 公	○	○	○	○	○
	北朝鮮のミサイル発射及び核実験予告に断固抗議する決議	市会議員全員	○	○	○	○	○
12.15	認定こども園の実施に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	難病対策の充実に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	医師, 看護師等の医療従事者の確保対策の推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「日本司法支援センター」の更なる体制整備と充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	森林, 林業, 木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	固定資産税の安定的確保(償却資産の評価制度の堅持)を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	国際刑事裁判所設立条約批准に関する意見書	自, 公, 民	○	○	○	○	○

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 無=無所属1名

## 平成19年

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	無
2.20	公正職務執行条例(仮称)の早期制定を求める決議	自, 公, 民	○	○	○	○	○
3.13	「がん対策推進基本計画」の早期策定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議	自, 公, 民	○	○	○	○	○
	新たな景観政策の推進に関する決議	自, 公, 民	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	無
10. 5	原爆症認定と被爆者救済対策強化についての意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	国民皆保険制度等に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	自立更生促進センター設置計画に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	地上デジタル放送の難視聴解消のための施策を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	嫡出推定に関する民法改正と更なる運用見直しを求める意見書	民, 公	×	○	○	○	○
12.14	子どもたちの携帯電話利用に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	都市再生機構賃貸住宅居住者の居住安定に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	無
12.14	「取調べ全過程の可視化」の実現を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	障害者自立支援法の抜本的見直しの早期実現を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○
	後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	○
	道路整備財源の確保に関する意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	○
	米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに関する意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	○

自=自由民主党京都市会議員団, 共=日本共産党京都市会議員団, 公=公明党京都市会議員団, 民=民主・都みらい京都市会議員団, 無=無所属1名

## 平成20年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公
2.29	海上自衛隊イージス艦と漁船との衝突事故に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
3.25	「農地・水・環境保全向上対策事業」対象区域の拡大に係る意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	福祉・介護の人材確保と待遇改善を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	銃犯罪の撲滅を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	中小企業経営支援対策の一層強化を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	温室効果ガス排出量10パーセント削減目標達成に関する決議	市会議員全員	○	○	○	○
	職員不祥事を根絶する決議	市会議員全員	○	○	○	○
6. 5	地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	日本映画への字幕付与を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくりに関する決議	自, 民, 公	○	×	○	○
10. 3	非食用事故米の不正規流通事件に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	安全で安心な医療の実現に向けた社会保障費の確保を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	社会保険京都病院の存続・充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	地方財政の充実・強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	DV(ドメスティック・バイオレンス)対策に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公
10. 3	太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	共, 民	×	○	○	×
	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書	共, 民	×	○	○	×
12.16	危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	原油・肥料・飼料の価格高騰に対し更なる対策を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	保育制度改革に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	雇用政策の拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	安心の介護サービスの確保を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	定額給付金の見直しに関する意見書	共, 民	×	○	○	×
	京都の保育水準の維持拡充を求める決議	市会議員全員	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団

## 平成21年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公
3.19	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	細菌性髄膜炎等の重症感染症を予防するワクチンの早期定期接種化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	地上デジタル放送の更なる対策を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	「緑の社会」への構造改革を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○
	経済情勢悪化に対する更なる経済対策の拡充を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○
	地下鉄事業(公営企業)に対する国の支援を求める決議	自, 民, 公	○	○	○	○
5.29	医師臨床研修制度の見直し(案)に対する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の強行に対し断固たる措置を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	国直轄事業負担金に係る意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	新型インフルエンザ対策に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書	自, 公	○	○	○	○
9.30	地方公共団体に関連する緊急経済対策予算の円滑な執行を求める意見書	自, 公	○	×	×	○
10.28	新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○
	核兵器廃絶に向けた取組強化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○

\*

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	
10.28	安心して教育が受けられる社会の実現を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	「子育て応援特別手当」の執行停止に対する意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	
12.10	改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	地方交付税等の総額の大幅な増額を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	食品表示制度の抜本改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期接種化を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	保育制度に関する意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	「子ども手当」創設に関する意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	国として直接地方の声を聴く仕組みを保障することを求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	高速道路原則無料化の撤回を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	鳩山総理の政治資金偽装献金疑惑の徹底解明を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	地方議会議員年金制度に関する意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	
	失業給付の全国延長給付の発動を求める意見書	自, 共	○	○	×	×	
	平成22年度予算の年内編成を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*
第1次補正予算の凍結解除を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*	

自 = 自由民主党京都市会議員団, 共 = 日本共産党京都市会議員団, 民 = 民主・都みらい京都市会議員団, 公 = 公明党京都市会議員団

\* = 可否同数のため議長裁決により可決

## 平成22年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	
3.19	「京町家」再生等を可能とする建築基準法の整備に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	国民の政治への信頼回復のため、国会の自浄能力発揮と政治的・道義的責任の追及を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	介護保険制度の改善を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	
	幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	
	国民健康保険制度の抜本的改革と財政措置の拡充を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	
	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書	自, 公	○	○	○	○	
	平成23年度以降の子ども手当財源の地方負担に対する意見書	自, 公	○	×	○	○	
	教員免許更新制の存続を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	
3.19	新成長戦略とその財政展望の明示を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*
	「歩くまち・京都」憲章を積極的に推進する決議	市会議員全員	○	○	○	○	
	民間保育園プール制・新制度の円滑な施行を求める決議	自, 民, 公	○	×	○	○	
5.28	B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	口蹄疫の感染防止に向けた対策の充実強化を求める意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	小沢一郎民主党幹事長の国会証人喚問を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	子どもの医療費の無料化を国の制度として実施することを求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
5.28	地域主権改革一括法案に関する意見書	自, 共	○	○	×	×	
	マルチメディアダイジェスト版教科書の普及促進を求める意見書	自, 公	○	○	○	○	
10.28	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	父親の育児休業取得促進を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	速やかに取調べの可視化(取調べ全過程の録画)の実現を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	「働く世代への大腸がん検診推進事業」実施を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	小沢一郎衆議院議員の国会証人喚問を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	米価下落への緊急対策を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	我が国の尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書	自, 公	○	○	×	○	
	新たな経済対策を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*
	リニア中央新幹線の京都ルート実現に関する決議	自, 民, 公	○	×	○	○	
12.10	ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)総合対策を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	
	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	地方交付税の特別加算を廃止せず, 拡充を求める意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	
	「子ども・子育て新システム」に反対する意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	
	地方財政の充実・強化を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	
	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書	自, 公	○	×	○	○	
	北方領土問題に対し, き然とした外交姿勢を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*
	政府に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	*



議決日	件名	提出者	自	共	民	公
12.10	北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に断固抗議する決議	市議員全員	○	○	○	○
	仙谷由人官房長官の発言に抗議する決議	自, 公	○	×	×	○ *

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団

\* = 可否同数のため議長裁決により可決

## 平成23年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公		
3.15	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○		
	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○		
	国民健康保険制度の抜本的改革と国民健康保険に対する財政措置の拡充を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○		
	我が国の農業振興に関する意見書	自, 公	○	○	○	○		
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無
5.30	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	震災からの復興に向けた第二次補正予算の早期編成を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	○	○
	今後の電力需給対策に関する意見書	自, 公	○	○	○	○	×	○
議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	み
10.31	定期接種に関し, 早期に国の制度確立を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	京町家の維持・保全に関する意見書	自, 共, 民, 公, 京	○	○	○	○	○	○
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	自, 共, 民, 公, 京	○	○	○	○	○	○
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	自, 民, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	受診時定額負担の導入に反対する意見書	自, 共, 公, み	○	○	○	○	○	○
	エネルギー政策の転換の推進を求める意見書	自, 民, 公, 京	○	×	○	○	○	○
	年金受給資格期間の短縮を求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	○	×
	電力多消費型経済からの転換を求める意見書	自, 民, 公	○	○	○	○	×	×
	円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書	自, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書	自, 公	○	○	×	○	○	○
	環太平洋パートナーシップ(TPP)への参加に関する意見書	自, 公	○	○	×	○	○	○
12.12	「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	み
12.12	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	自, 民, 公, 京, み	○	×	○	○	○	○
	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業等の継続を求める意見書	自, 共, 公, み	○	○	×	○	○	○
	防災会議に女性委員の登用を求める意見書	自, 共, 公	○	○	○	○	○	○
	視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書	自, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	円高から中小企業を守る対策を求める意見書	自, 公	○	○	○	○	×	○

【3月15日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団

【5月30日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京=地域政党京都党京都市議員団, 無=無所属2名

【10月31日~12月12日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京=地域政党京都党京都市議員団, み=みんなの党・無所属の会

## 平成24年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	み
3.27	介護保険におけるショートステイの食費の1食単位での設定義務付けを求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	父子家庭支援策の拡充を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	介護保険制度の安定的な運営のための対応を求める意見書	自, 共, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	若者雇用を巡るミスマッチ解消を求める意見書	自, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	戸別所得補償制度の見直し等, 農業政策の立て直しを求める意見書	自, 公, み	○	×	×	○	○	○
	介護保険料軽減に向け, 国及び京都府に対し取組強化を求める決議	自, 共, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議	自, 民, 公, 京, み	○	×	○	○	○	○
	技能労務職への職員の採用の再開に関する決議	自, 公, 京, み	○	×	×	○	○	○
	京都市子ども医療費支給制度に関する決議	自, 公, 京	○	×	○	○	○	○
	原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議	自, 公, 京	○	×	○	○	○	×
5.28	夏の電力不足対策に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書	自, 共, 民, 公, 京	○	○	○	○	○	○
	無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書	自, 民, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	「防災・減災ニューディール」による国土強靱化を求める意見書	自, 民, 公, 京, み	○	○	○	○	○	○
	大飯原子力発電所3号機, 4号機の再稼働に関する意見書	自, 共, 公, み	○	○	○	○	×	○
	「子ども・子育て新システム」関連法案の取下げを求める意見書	自, 共, 公	○	○	×	○	×	×
	「横大路運動公園」への専用球技場誘致を推進する決議	自, 民, 公, 京, み	○	×	○	○	○	○
	陸前高田市から取り寄せた薪の早期解決に関する決議	自, 公, み	○	○	○	○	○	○
10.26	B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書	自, 共, 民, 公, み	○	○	○	○	○	

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	み
10.26	脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等を求める意見書	自, 共, 民, 公, み	○	○	○	○	○	○
	気象事業の整備拡充を求める意見書	自, 共, 公, み	○	○	○	○	○	○
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	自, 民, 公, み	○	○	○	○	○	○
	中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書	自, 民, 公, み	○	○	○	○	×	○
	税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	○	×
	我が国の領土・主権の護持等に関する意見書	自, 公, 京, み	○	×	○	○	○	○
	沖縄県での米軍人による女性暴行致傷事件に関する決議	市議員全員	○	○	○	○	○	○
12.26	衆議院の早期解散に関する決議	自, 公, 民	○	○	×	○	×	○
	妊婦健診及びヒブワクチン等への公費助成継続を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○
	北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議し、拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書	自, 公, 京, 民	○	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京 = 地域政党京都党京都市議員団, 民 = みんなの党・無所属の会

## 平成25年

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
3.22	我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	自, 共, 民, 公, 民	○	○	○	○	○	○	○
	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書	自, 共, 民, 公, 民	○	○	○	○	○	○	○
	生活保護基準の見直しに関する意見書	自, 民, 公, 民	○	×	○	○	○	○	○
	東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書	自, 民, 公, 民	○	○	○	○	○	○	○
	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書	自, 民, 公, 民	○	○	○	○	○	○	○
	次代を担う若者世代支援策を求める意見書	自, 民, 公, 民	○	×	○	○	○	○	○
	TPP協定交渉を慎重に進めることを求める意見書	自, 公, 京, 民	○	×	○	○	○	○	○
5.28	一般用医薬品販売制度に関する意見書	自, 共, 民, 公, 無1	○	○	○	○	○	○	×
	地方公務員給与に関する意見書	自, 民, 公, 無1	○	×	○	○	○	○	×
	介護保険制度における介護給付範囲の見直しに関する意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」等に対する決議	自, 共, 民, 公, 無1	○	○	○	○	○	○	×
	技能労務職員の採用に関する決議	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
10. 2	台風18号による豪雨災害に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
10. 2	京都御苑周辺の環境保全に関する決議	自	○	○	×	○	○	×	×
10.28	地方税財源の充実確保に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	公共事業における国産材の活用を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	認定こども園の認定権限等の移譲を求める意見書	自, 民, 公, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	地域の中小企業へ更なる支援を求める意見書	自, 民, 公	○	×	○	○	○	×	×
	福島原子力発電所の汚染水対策の強化を求める意見書	自, 公, 京, 無2	○	×	○	○	○	○	○
	若い世代が安心して就労することができる環境等の整備を求める意見書	自, 公, 無	○	×	×	○	○	○	○
新聞への消費税の軽減税率の適用を求める意見書	自, 公	○	×	×	○	×	×	×	
12.11	ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	出生届の記載事項から嫡出子・嫡出でない子の別を削除することを求める意見書	共, 民, 公, 京, 無	×	○	○	○	○	○	○
	中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書	自, 公, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書	自, 公, 無2	○	×	×	○	×	×	○
	焼却灰溶融施設の契約解除に関する決議	自, 民, 公, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○

【3月22日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京=地域政党京都京都市議員団, み=みんなの党・無所属の会

【5月28日～12月11日】自=自由民主党京都市議員団, 共=日本共産党京都市議員団, 民=民主・都みらい京都市議員団, 公=公明党京都市議員団, 京=地域政党京都京都市議員団, 無1・無2=無所属各1名(2名同時に提出者となる場合は、合わせて「無」と表記)

### 平成26年1～3月

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
3.17	おたふくかぜ, B型肝炎, ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書	市会議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	過労死等防止のための法整備を求める意見書	自, 共, 民, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	食の安全・安心の確立を求める意見書	自, 共, 民, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	医療制度に関する意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	×	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
3.17	防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求める意見書	自, 公, 無2	○	×	×	○	○	×	○
	焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	市立浴場に関する決議	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京 = 地域政党京都市議員団, 無1・無2 = 無所属各1名(2名同時に提出者となる場合は、合わせて「無」と表記)

### 平成26年度（通年議会〈1会期制〉導入）

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
5.30	「手話言語法」制定を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	若者雇用対策の総合的かつ体系的な推進を求める意見書	自, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育等の「質の向上」に関する意見書	自, 民, 公, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	中小企業の事業環境の改善を求める意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
	中国・韓国で日本企業が安心して活動することができるための対処を求める意見書	民	○	×	○	○	○	○	○
10.27	奨学金制度の充実を求める意見書	自, 共, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	自, 共, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取組の推進を求める意見書	自, 共, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	聴覚障害者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書	共, 民, 公, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書	自, 公, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	農業委員会制度・組織改革が真に農業者のためになる改革となるよう求める意見書	自, 無	○	×	○	○	○	○	○
12.22	ヘイトスピーチ(憎悪表現)被害に対する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	医療制度に関する意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
	地域の中小企業振興策を求める意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	○	○	○
3.20	「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書	自, 民, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	世界遺産等を次世代に伝えていくための措置に関する意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	免震材料の大臣認定不適合問題に関する意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○
	都市農業の振興策強化等を求める意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	○	○	○

議決日	件名	提出者	自	共	民	公	京	無1	無2
3.20	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書	自, 公, 無	○	○	×	○	○	○	○
	地方交付税の必要額の確保による臨時財政対策債に頼らない財政確立を求める意見書	自, 公, 無1	○	○	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 京 = 地域政党京都市議員団, 無1・無2 = 無所属各1名(2名同時に提出者となる場合は、合わせて「無」と表記)

## 平成27年度

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	京	維	無
5.28	地方財政の充実・強化を求める意見書	自, 公, 民, 京, 維	○	×	○	○	○	○	○
	農林水産業における輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書	自, 公, 京, 維	○	○	○	○	○	○	○
	認知症への取組の充実強化に関する意見書	自, 公, 維	○	○	○	○	○	○	○
	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書	自, 公, 維	○	○	○	○	○	○	○
7.9	全国水平社創立宣言と関係資料の「ユネスコ記憶遺産」登録に関する決議	自, 公, 民	○	退	○	○	○	○	○
議決日	件名	提出者	自	共	公	民	京	維	無
9.30	「京都府豊かな森を育てる府民税(仮称)」の導入に関する決議	自, 公, 民, 京, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○
10.29	難病対策の充実に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	ICT環境の整備・充実と利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○
	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	×	×	○
12.11	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	文化庁の京都移転をはじめとする政府関係機関の地方移転の実現による地方創生の一層の推進を求める意見書	自, 公, 民, 京, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○
	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等, 自治体の負担軽減を求める意見書	自, 公, 京, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○
	大学の機能強化を求める意見書	自, 公, 京, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○
	保育士等の確保対策を求める決議	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
3.25	府(県)費負担教職員給与費等の権限移譲に伴う財源の不足額について, 国による適切な財政措置を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	地方公会計の整備促進に係る意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	保育人材確保対策の推進及び保育の質の確保のための取組を求める意見書	自, 公, 民, 無	○	○	○	○	×	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 民 = 民主・都みらい京都市議員団, 京 = 地域政党京都市議員団, 維 = 維新の党・無所属京都市議員団(11月25日, 京都維新の会・無所属京都市議員団に名称変更), 無 = 無所属1名(3月25日は2名)

## 平成28年度

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	維	京	無
6.3	次期介護保険制度改正における福祉用具, 住宅改修の見直しに関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○



議決日	件名	提出者	自	共	公	民	維	京	無
6. 3	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	民泊に対する地域の現状に応じて運用できる法制化を早期に求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	食品ロス削減に向けての取組を進める意見書	自, 公, 維, 無	○	○	○	○	○	○	○
	焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟の判決に関する決議	自, 公, 民, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
10.26	建設労働者のアスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	東日本大震災による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	地方財政の充実・強化を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	バリ協定の早期批准を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	無年金者対策の推進を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	○	○	○	○	○	○
	返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	○	○	○	○	×	○
	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	×	○	○	○	×	○
	チーム学校推進法の早期制定を求める意見書	自, 公, 無	○	×	○	○	×	×	○
	京都市美術館の再整備に関する決議	自, 共, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
12. 9	駅ホームにおける転落事故防止対策の強化を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	×	○	○	○	×	○
3.24	再生可能エネルギー熱等の利用の推進を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	地域が現状に即し運用することができる民泊運営ルールの法制化を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書	自, 公, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	水素ステーションの整備促進を求める意見書	自, 公, 維, 無	○	×	○	○	○	○	○

自＝自由民主党京都市議員団, 共＝日本共産党京都市議員団, 公＝公明党京都市議員団, 民＝民主・都みらい京都市議員団(5月13日, 民進党京都市議員団に名称変更), 維＝京都維新の会・無所属京都市議員団(9月5日, 日本維新の会・無所属京都市議員団に名称変更), 京＝地域政党京都京都市議員団, 無＝無所属2名(10月26日議決分から3名)

## 平成29年度

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	維	京	無
5.30	教員の働き方改革を求める意見書	市議員全員	○	○	○	○	○	○	○
	ギャンブル等依存症対策などの抜本的強化を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	違法民泊対策の一層の強化を求める決議	自, 共, 公, 民, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
11. 2	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	自, 共, 公, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	小中学校におけるプログラミング必修化に関する意見書	自, 公, 維, 無	○	×	○	○	○	×	○

議決日	件名	提出者	自	共	公	民	維	京	無
11. 2	「ライドシェア」の慎重な検討と安心・安全で快適・便利なタクシー利用に関する意見書	自, 公, 無	○	○	○	○	×	×	○
	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書	公, 維	○	○	○	○	○	○	○
	違法民泊対策の体制強化を求める決議	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	2025年国際博覧会の誘致に関する決議	自, 公, 維, 無	○	×	○	×	○	×	○
12. 8	性的少数者(LGBT)の人権尊重の観点から公的書類の性別欄の記載方法の見直しを求める意見書	自, 共, 公, 民, 無	○	○	○	○	○	○	○
	「パリ協定」を踏まえた持続可能な社会の構築に向けた意見書	自, 公, 民, 維, 無	○	○	○	○	○	×	○
3.20	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	土地改良法を改正し, 必要な施策の推進を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○
	所有者不明の土地利用を求める意見書	自, 公, 民, 維, 京, 無	○	×	○	○	○	○	○
	新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書	自, 公, 維, 京, 無	○	○	○	○	○	○	○

自 = 自由民主党京都市議員団, 共 = 日本共産党京都市議員団, 公 = 公明党京都市議員団, 民 = 民進党京都市議員団, 維 = 日本維新の会・無所属京都市議員団, 京 = 地域政党京都党市議員団, 無 = 無所属3名

# IV

## 諸 統 計



# 1 会議開会数一覧

名 称	常 任																		
	市会本会議	全員協議会	議員協議会	各派幹事会	各派世話人会	市会運営委員会	市会改革検討小委員会 (第1次、第3次市会改革)	市会改革推進委員会 (第4次市会改革)	市会改革推進委員会 (第5次、第6次市会改革)	総務委員会	財務消防委員会	財政総務委員会	経済総務委員会	総務消防委員会	文教観光委員会	文教消防委員会	文教委員会	くらし環境委員会	文化環境委員会
設置期間 年						H3 6.29 )		H23 5.30 )	S42 5.20 )	S52 7.29 )	H3 5.22 )	H20 3.25 )	H29 3.24 )	S37 7.21 )	H3 5.22 )	H11 5.24 )	H20 3.25 )	H29 3.24 )	H29 3.24 )
63年	15	2		41					10	11				13					
元年	13	2	1	42					8	10				8					
2年	15	3	1	45					9	6				8					
3年	17			18	9	19			1	3	10			2	6				
4年	16					49					12				10				
5年	18		1			52					10				6				
6年	17					38					12				11				
7年	15				9	30					7				7				
8年	19					48					10				8				
9年	15					33					9				8				
10年	15					38					7				7				
11年	15				5	33					7				1	4			
12年	18					47					11					8			
13年	15					73					15					14			
14年	16					32					15					18			
15年	16				6	25					17					18			
16年	16					36	8				16					15			
17年	18					40	5				22					23			
18年	21					44	9				25					23			
19年	16				5	31	8				18					21			
20年	15					37	3				3	18				4	16		
21年	21					43		7				24					19		
22年	18					39		6				22					20		
23年	20				5	42		10	8			20					17		
24年	18					41			12			23					21		
25年	19					41			12			19					19		
26年 (1~3月)	5					13			3			5					5		

(平成26年度から通年議会(一会期制)を導入したため、以下は年度の数値である)

26年度	24					43			12			20					22		
27年度	17				14	29			10			20					20		
28年度	20					38			10			20	1				18	1	
29年度	20					38			4				21						19



委 員 会											特 別 委 員 会							名 称	設置期間 年	
厚生委員会	教育福祉委員会	建設委員会	建設消防委員会	まちづくり消防委員会	まちづくり委員会	交通水道委員会	交通水道消防委員会	産業交通水道委員会	財政総務委員会・建設委員会・ 交通水道委員会 連合審査会	常任委員会 連合審査会	普通予算特別委員会	事業予算特別委員会	普通決算特別委員会	事業決算特別委員会	公営企業等予算特別委員会 ※1	公営企業等決算特別委員会 ※2	予算特別委員会			決算特別委員会
S37 7.21 ） H20 3.24	H20 3.25 ）	S52 7.29 ） H11 5.23	H11 5.24 ） H20 3.24	H20 3.25 ） H23 5.17	H23 5.18 ）	S34 5.23 ） H23 5.17	H23 5.18 ） H29 3.23	H29 3.24 ）	H6 7.20	H18 8.21 ・ 8.28										
11		14				18					14	11	21	10						63年
10		14				9					14	9	20	11						元年
9		16				9					11	9	18	11						2年
11		13				15					9	8	21	11						3年
10		11				7					18	8	20	11						4年
12		12				7					15	9	20	11						5年
8		14				18			1		13	11	20	11						6年
8		9				6					10	16	19	9						7年
8		8				12					16	7	17	8						8年
9		9				11					13	9	18	10						9年
9		8				8					13	9	18	10						10年
8		1	5			6					9	7	18		8	12				11年
9			13			13					17		18		8	10				12年
16			16			12					29		18		12	11				13年
20			18			13					30		17		12	11				14年
18			18			14					28		18		12	11				15年
18			17			16					34		12		17	11				16年
23			18			17					37		15		18	11				17年
27			24			17			2		32		18		15	11				18年
19			18			16					31		18		12	11				19年
4	18		5	19		19					44		18		19	11				20年
	23			20		18					45		18		18	9				21年
	19			18		14					44		18		19	10				22年
	19			4	15	2	12				15				8		22	25		23年
	23				20		18										51	24		24年
	19				19		19										60	24		25年
	5				5		5										28			26年 (1~3月)

	19				28		16										55	24		26年度
	21				20		18										48	24		27年度
	20				23		17	1									51	24		28年度
	22				21			18									52	20		29年度

※1 平成16年3月までの名称は「公営企業予算特別委員会」。

※2 平成16年3月までの名称は「公営企業決算特別委員会」。

名称	特別委員会																		
	同和問題解決推進特別委員会	同和問題解決特別委員会	環境保全対策特別委員会	建都1200年事業対策特別委員会	平安建都1200年事業対策特別委員会	スポーツ振興対策特別委員会	郷土産業振興対策特別委員会	郷土観光産業振興対策特別委員会	道路・交通網整備対策特別委員会	道路交通網整備対策特別委員会	道路整備等対策特別委員会	健康都市づくり特別委員会	都市公園等整備促進特別委員会	市庁舎建設対策特別委員会	防災都市推進特別委員会	防災・市庁舎建設対策特別委員会	大都市税財政制度確立特別委員会	地方分権推進等特別委員会	介護保険制度特別委員会
設置期間	H3 5.22	H9 3.25	H3 5.22	H3 5.22	H5 3.25	H3 5.22	H3 5.22	H4 5.26	H3 5.22	H11 5.24	H5 3.25	H3 5.22	H4 5.26	H6 3.22	H7 5.22	H8 3.26	H7 5.22	H8 3.26	H10 3.23
年	H9 3.25	H10 3.23	H12 3.30	H5 3.25	H6 3.22	H11 4.29	H4 5.26	H12 3.30	H5 3.25	H13 3.23	H7 4.29	H4 5.26	H7 4.29	H7 4.29	H8 3.26	H13 3.23	H8 3.26	H13 3.23	H13 3.23
63年																			
元年																			
2年																			
3年	2		5	4		2	3		5			4							
4年	4		7	5		5		4	4			1	3						
5年	4		7	1	4	6		7	1		4		4						
6年	4		7		1	4		6			5		5	2					
7年	3		7			4		5			1		1	1	4		4		
8年	5		6			5		5							2	5	1	4	
9年	1	3	5			5		5								5		6	
10年		1	5			5		4								4		5	4
11年			5			1		4		4						6		5	6
12年			1					1		5						5		5	7
13年										1						1		1	1
14年																			
15年																			
16年																			
17年																			
18年																			
19年																			
20年																			
21年																			
22年																			

													実行委員会						名称
議員定数等特別委員会	市政改革推進等特別委員会	観光振興等特別委員会	都市基盤整備促進特別委員会	職員の不祥事に関する調査特別委員会	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会	職員不祥事に関する調査特別委員会	基本計画審査特別委員会	同和問題解決推進委員会	公害対策委員会	建都1200年事業対策委員会	市民スポーツ振興対策委員会 ※3	郷土産業・観光振興対策委員会	都市整備対策委員会	設置期間	年				
H13 3.23	H13 3.23	H13 3.23	H13 3.23	H18 8.31	H18 10.6	H20 3.25	H22 11.24	S60 6.5	S45 10.13	S62 5.27	S62 5.27	S58 5.25	S62 5.27	63年					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元年					
H14 3.26	H14 3.26	H14 3.26	H14 3.26	H18 10.6	H19 4.29	H20 5.16	H22 12.10	H3 4.29	H3 4.29	H3 4.29	H3 4.29	H3 4.29	H3 4.29	2年					
								6	7	5	9	5	7	3年					
								4	5	5	4	3	5	4年					
								5	7	4	5	5	5	5年					
								1	1	1	1	1	1	6年					
														7年					
														8年					
														9年					
														10年					
														11年					
														12年					
7	5	5	4											13年					
4	1	1	1											14年					
														15年					
														16年					
														17年					
				7	6									18年					
					1									19年					
						5								20年					
														21年					
							6							22年					

※3 平成元年6月22日までの名称は「国体・市民スポーツ振興対策委員会」。



## 2 議案審議件数等一覽

年	種別	定例会	臨時会	開議日数	会期通算	議員提出議案								
						区 分				審 議 結 果				
						条例	意見書・決議	その他	計	原案可決	修正可決	否決	撤回	計
63年		4	3	15	88		13	5	18	13		5		18
元年		4	2	13	77	1	23		24	18		6		24
2年		4	2	15	75	1	28	3	32	28		4		32
3年	改選前	1	1	5	20	2	5		7	4		3		7
	改選後	3	1	12	76	3	18	8	29	28		1		29
	計	4	2	17	96	5	23	8	36	32		4		36
4年		4		16	112	5	34	1	40	30		10		40
5年		4	1	18	122		24	5	29	22		7		29
6年		4	1	17	118		28	7	35	25		10		35
7年	改選前	1		4	26	1	4		5	5				5
	改選後	3		11	74	2	10	1	13	11		2		13
	計	4		15	100	3	14	1	18	16		2		18
8年		4	1	19	138		27	4	31	28		3		31
9年		4		15	111	1	47	4	52	48		4		52
10年		4		15	108	1	20	1	22	21		1		22
11年	改選前	1		4	26	1	6		7	7				7
	改選後	3		11	78	1	10	1	12	10		2		12
	計	4		15	104	2	16	1	19	17		2		19
12年		4		18	107	1	22	5	28	24		4		28
13年		4		15	105	2	23	2	27	21		6		27
14年		4		16	107	3	31	2	36	29		7		36
15年	改選前	1		4	22	1	5	1	7	6		1		7
	改選後	3		11	77	1	11	1	13	10		3		13
	計	4		16	99	2	16	2	20	16		4		20
16年		4		16	108	4	37	1	42	31		11		42
17年		4		18	106	7	30	1	38	29		9		38
18年		4	2	21	111	1	27	3	31	25		6		31
19年	改選前	1		4	22	4	6	2	12	9		3		12
	改選後	3		12	74	1	23	1	25	15		10		25
	計	4		16	96	5	29	3	37	24		13		37
20年		4		15	106	4	32	1	37	35		2		37
21年		4	1	21	113	3	33	2	38	36		2		38
22年		4		18	113	3	46		49	40	1	8		49
23年	改選前	1	1	6	30	3	6		9	7		2		9
	改選後	3	1	14	69	2	24	1	27	25		2		27
	計	4	2	20	99	5	30	1	36	32		4		36
24年		4	1	18	113	4	36	2	42	33	1	8		42
25年		4	1	19	101	5	46	1	52	36		16		52
26年	1~3月	1		5	32	8	15	1	24	19		5		24

(平成26年度から通年議会(一会期制)を導入したため、以下は年度の数値である)

26年度		1		24	339	1	39		40	24		16		40
27年度		1		17	313	3	29		32	21		11		32
28年度		1		20	333	2	35		37	22		15		37
29年度		1		20	333	2	34	1	37	20		17		37



長 提 出 議 案												質 疑	代 表 質 問
区 分					審 議 結 果								
条例	予算	決算	その他	計	原案 可決	認定 (承認)	修正 可決	継続	否決	撤回	計		
60	43	18	193	314	290	22	1		1		314	14	28
67	34	18	180	299	248	42	1		8		299	9	23
62	50	18	133	263	230	32	1				263	10	40
26	26		47	99	99						99	11	3
41	14	19	119	193	168	22	3				193	6	26
67	40	19	166	292	267	22	3				292	17	29
93	47	19	171	330	290	40					330	13	27
60	45	20	118	243	215	26	1		1		243	18	30
64	42	20	113	239	216	22			1		239	18	30
34	28		36	98	96	2					98	12	
39	22	19	102	182	153	27	2				182	2	29
73	50	19	138	280	249	29	2				280	14	29
64	44	19	158	285	263	22					285	19	29
103	48	19	120	290	268	22					290	11	31
73	41	19	154	287	263	24					287	14	32
30	35		44	109	107	2					109	13	
34	12	20	111	177	155	22					177	1	28
64	47	20	155	286	262	24					286	14	28
103	40	20	213	376	351	24	1				376	15	27
81	39	19	282	421	394	26				1	421	10	27
64	39	19	275	397	374	23					397	10	27
47	31		49	127	127						127	10	
46	10	19	165	240	215	25					240		28
93	41	19	214	367	342	25					367	10	28
68	36	19	189	312	258	54					312	10	26
197	41	29	454	721	683	37			1		721	10	26
73	41	22	179	315	285	26			1	3	315	10	27
29	35		51	115	113	2					115	10	
41	6	22	64	133	109	24					133		28
70	41	22	115	248	222	26					248	10	28
53	51	22	85	211	183	27				1	211	18	20
88	57	25	115	285	258	27					285	12	28
86	51	24	236	397	371	25			1		397	13	28
48	35		30	113	112				1		113	12	
25	9	23	51	108	80	24	4				108		32
73	44	23	81	221	192	24	4		1		221	12	32
86	38	22	77	223	198	24	1				223	16	34
139	61	22	74	296	270	23	3				296	17	33
91	31		54	176	176						176	15	
95	43	22	454	614	586	26	2				614	15	34
68	38	21	290	417	394	22	1				417	16	37
55	35	21	166	277	254	21	2				277	16	33
73	36	20	102	231	209	20	2				231	16	33



### 3 請願受理及び処理件数一覧

- 1 各委員会における請願の受理及び処理件数を、任期ごとにまとめたものである。
- 2 「取下げ」は、陳情に変更されたものを含む。

昭和62年4月30日～平成3年4月29日

付託委員会名		総務	財務消防	文教観光	厚生	建設	交通水道	合計	
62年	受理件数	13	9	4	26	62	3	117	
	処理件数	採 択	3	2	2	9	4	3	23
		不採 択	1	0	0	0	0	0	1
		審議未了	0	0	0	0	2	0	2
		取 下 げ	4	0	1	1	14	0	20
合 計	8	2	3	10	20	3	46		
63年	受理件数	12	38	1	47	89	39	226	
	処理件数	採 択	5	44	0	7	12	1	69
		不採 択	0	0	0	2	2	31	35
		審議未了	1	0	0	0	17	4	22
		取 下 げ	3	1	2	4	37	0	47
合 計	9	45	2	13	68	36	173		
元年	受理件数	6	57	1	157	83	8	312	
	処理件数	採 択	7	0	0	5	6	3	21
		不採 択	0	0	0	0	0	0	0
		審議未了	2	47	0	102	31	1	183
		取 下 げ	3	1	0	4	39	4	51
合 計	12	48	0	111	76	8	255		
2年	受理件数	12	107	2	428	49	3	601	
	処理件数	採 択	1	9	1	8	14	1	34
		不採 択	0	0	0	484	0	0	484
		審議未了	8	0	0	2	21	2	33
		取 下 げ	1	0	0	2	18	0	21
合 計	10	9	1	496	53	3	572		
3年	受理件数	3	5	2	37	12	3	62	
	処理件数	採 択	4	0	1	3	1	0	9
		不採 択	0	0	0	0	0	2	2
		審議未了	4	112	2	60	75	4	257
		取 下 げ	0	0	0	2	2	0	4
合 計	8	112	3	65	78	6	272		
合計	受理件数	46	216	10	695	295	56	1318	
	処理件数	採 択	20	55	4	32	37	8	156
		不採 択	1	0	0	486	2	33	522
		審議未了	15	159	2	164	146	11	497
		取 下 げ	11	2	3	13	110	4	143
合 計	47	216	9	695	295	56	1318		

平成3年4月30日～平成7年4月29日

付託委員会名		財政総務	文教消防	厚生	建設	交通水道	合計	
3年	受理件数	30	6	93	41	42	212	
	処理件数	採 択	1	0	2	9	0	12
		不採 択	0	0	0	0	39	39
		審議未了	22	0	2	0	0	24
		取 下 げ	0	1	3	2	0	6
合 計	23	1	7	11	39	81		
4年	受理件数	6	10	63	21	1	101	
	処理件数	採 択	4	2	8	2	0	16
		不採 択	0	0	0	0	0	0
		審議未了	4	12	11	9	2	38
		取 下 げ	2	1	12	14	0	29
合 計	10	15	31	25	2	83		
5年	受理件数	80	6	19	31	4	140	
	処理件数	採 択	3	1	21	6	3	34
		不採 択	9	4	0	0	0	13
		審議未了	3	0	62	22	0	87
		取 下 げ	2	0	15	8	0	25
合 計	17	5	98	36	3	159		
6年	受理件数	24	12	248	44	2	330	
	処理件数	採 択	8	1	1	3	3	16
		不採 択	0	10	0	0	0	10
		審議未了	53	0	14	10	1	78
		取 下 げ	6	1	15	16	1	39
合 計	67	12	30	29	5	143		
7年	受理件数	45	5	3	4	0	57	
	処理件数	採 択	2	0	2	4	0	8
		不採 択	45	0	98	0	0	143
		審議未了	21	6	157	35	0	219
		取 下 げ	0	0	3	1	0	4
合 計	68	6	260	40	0	374		
合計	受理件数	185	39	426	141	49	840	
	処理件数	採 択	18	4	34	24	6	86
		不採 択	54	14	98	0	39	205
		審議未了	103	18	246	76	3	446
		取 下 げ	10	3	48	41	1	103
合 計	185	39	426	141	49	840		

## 平成7年4月30日～平成11年4月29日

付託委員会名		財政総務	文教消防	厚生	建設	交通水道	合計	
7年	受理件数	7	8	36	26	218	295	
	処理件数	採 択	4	1	2	2	0	9
		不採 択	0	0	0	0	0	0
		審議未了	0	0	0	1	216	217
		取 下 げ	1	0	0	5	0	6
合 計	5	1	2	8	216	232		
8年	受理件数	18	9	108	28	529	692	
	処理件数	採 択	14	1	14	2	0	31
		不採 択	0	5	1	0	0	6
		審議未了	0	1	0	5	418	424
		取 下 げ	1	4	2	17	0	24
合 計	15	11	17	24	418	485		
9年	受理件数	128	11	196	50	382	767	
	処理件数	採 択	12	6	26	12	2	58
		不採 択	9	2	186	0	33	230
		審議未了	103	2	8	7	374	494
		取 下 げ	3	1	49	21	1	75
合 計	127	11	269	40	410	857		
10年	受理件数	193	36	66	74	160	529	
	処理件数	採 択	2	0	5	4	0	11
		不採 択	0	2	2	3	0	7
		審議未了	173	16	79	6	0	274
		取 下 げ	0	2	7	16	1	26
合 計	175	20	93	29	1	318		
11年	受理件数	45	15	20	3	2	85	
	処理件数	採 択	15	0	1	7	0	23
		不採 択	15	0	1	0	0	16
		審議未了	39	33	42	73	246	433
		取 下 げ	0	3	1	0	0	4
合 計	69	36	45	80	246	476		
合計	受理件数	391	79	426	181	1291	2368	
	処理件数	採 択	47	8	48	27	2	132
		不採 択	24	9	190	3	33	259
		審議未了	315	52	129	92	1254	1842
		取 下 げ	5	10	59	59	2	135
合 計	391	79	426	181	1291	2368		

## 平成11年4月30日～平成15年4月29日

付託委員会名		財政総務	文 教	厚 生	建設消防	交通水道	合計	
11年	受理件数	13	36	37	24	38	148	
	処理件数	採 択	0	0	2	2	1	5
		不採 択	0	0	0	0	0	0
		審議未了	0	0	0	0	0	0
		取 下 げ	0	0	1	2	0	3
合 計	0	0	3	4	1	8		
12年	受理件数	3	26	33	114	237	413	
	処理件数	採 択	11	0	3	2	0	16
		不採 択	0	22	2	0	7	31
		審議未了	3	11	30	4	259	307
		取 下 げ	2	8	3	12	4	29
合 計	16	41	38	18	270	383		
13年	受理件数	10	23	36	56	15	140	
	処理件数	採 択	2	1	0	1	5	9
		不採 択	1	20	10	99	7	137
		審議未了	0	19	10	35	4	68
		取 下 げ	2	2	11	10	2	27
合 計	5	42	31	145	18	241		
14年	受理件数	11	99	20	24	4	158	
	処理件数	採 択	3	1	3	0	0	7
		不採 択	3	37	1	23	1	65
		審議未了	0	4	32	11	1	48
		取 下 げ	2	2	3	4	2	13
合 計	8	44	39	38	4	133		
15年	受理件数	1	10	12	1	1	25	
	処理件数	採 択	0	0	8	1	0	9
		不採 択	0	0	6	0	0	6
		審議未了	7	67	13	8	2	97
		取 下 げ	2	0	0	5	0	7
合 計	9	67	27	14	2	119		
合計	受理件数	38	194	138	219	295	884	
	処理件数	採 択	16	2	16	6	6	46
		不採 択	4	79	19	122	15	239
		審議未了	10	101	85	58	266	520
		取 下 げ	8	12	18	33	8	79
合 計	38	194	138	219	295	884		

平成15年4月30日～平成19年4月29日

付託委員会名		財政総務	文 教	厚 生	建設消防	交通水道	合 計	
15年	受理件数	156	35	18	6	11	226	
	処理件数	採 択	0	0	0	1	0	1
		不採択	0	3	0	0	1	4
		審議未了	0	0	0	0	0	0
		取 下 げ	1	1	2	1	1	6
		合 計	1	4	2	2	2	11
受理件数	1	7	17	17	1	43		
16年	処理件数	採 択	0	0	5	4	0	9
		不採択	0	0	2	0	6	8
		審議未了	155	29	13	1	3	201
		取 下 げ	1	2	9	8	1	21
		合 計	156	31	29	13	10	239
17年	受理件数	212	9	312	19	4	556	
	処理件数	採 択	0	0	2	11	0	13
		不採択	0	0	129	0	0	129
		審議未了	1	15	176	1	2	195
		取 下 げ	0	1	4	8	2	15
		合 計	1	16	311	20	4	352
18年	受理件数	2	22	920	15	1	960	
	処理件数	採 択	0	0	2	7	0	9
		不採択	211	0	691	0	0	902
		審議未了	0	20	1	0	0	21
		取 下 げ	0	0	5	4	0	9
		合 計	211	20	699	11	0	941
19年	受理件数	1	1	4	2	0	8	
	処理件数	採 択	0	0	1	2	0	3
		不採択	0	1	3	0	0	4
		審議未了	3	2	226	10	1	242
		取 下 げ	0	0	0	1	0	1
		合 計	3	3	230	13	1	250
合計	受理件数	372	74	1271	59	17	1793	
	処理件数	採 択	0	0	10	25	0	35
		不採択	211	4	825	0	7	1047
		審議未了	159	66	416	12	6	659
		取 下 げ	2	4	20	22	4	52
		合 計	372	74	1271	59	17	1793

平成19年4月30日～平成23年4月29日

付託委員会名		財政総務	文 教	厚 生	建設消防	交通水道	合 計	
19年	受理件数	6	1	9	25	2	43	
	処理件数	採 択	1	0	1	1	0	3
		不採択	0	0	0	0	0	0
		審議未了	0	0	0	0	0	0
		取 下 げ	4	0	0	2	1	7
		合 計	5	0	1	3	1	10
付託委員会名		経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり消防	交通水道	合 計	
20年*	受理件数	6	1	15	8	0	30	
	処理件数	採 択	2	0	2	3	0	7
		不採択	1	0	0	1	0	2
		審議未了	2	1	8	5	0	16
		取 下 げ	1	0	8	11	1	21
		合 計	6	1	18	20	1	46
21年	受理件数	69	3	120	9	0	201	
	処理件数	採 択	0	0	1	3	0	4
		不採択	0	0	2	1	0	3
		審議未了	68	2	108	6	0	184
		取 下 げ	1	1	5	4	0	11
		合 計	69	3	116	14	0	202
22年	受理件数	0	4	27	15	0	46	
	処理件数	採 択	0	1	0	6	0	7
		不採択	0	1	0	1	0	2
		審議未了	1	0	8	1	0	10
		取 下 げ	0	0	7	3	0	10
		合 計	1	2	15	11	0	29
23年	受理件数	1	0	128	8	2	139	
	処理件数	採 択	0	0	1	0	0	1
		不採択	0	0	1	8	0	9
		審議未了	1	3	143	7	2	156
		取 下 げ	0	0	4	2	0	6
		合 計	1	3	149	17	2	172
合計	受理件数	82	9	299	65	4	459	
	処理件数	採 択	3	1	5	13	0	22
		不採択	1	1	3	11	0	16
		審議未了	72	6	267	19	2	366
		取 下 げ	6	1	24	22	2	55
		合 計	82	9	299	65	4	459

※ 平成20年については、財政総務と経済総務、文教とくらし環境、厚生と教育福祉、建設消防とまちづくり消防を合算している。



## 平成23年4月30日～平成27年4月29日

付託委員会名		経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防	合計	
23年	受理件数	47	3	30	5	0	85	
	処理件数	採 択	0	0	0	0	0	0
		不採 択	0	2	0	0	0	2
		審議未了	0	0	0	0	0	0
		取 下 げ	0	0	0	1	0	1
		合 計	0	2	0	1	0	3
受理件数	7	1	11	6	0	25		
24年	処理件数	採 択	0	0	0	10	0	10
		不採 択	53	0	29	0	0	82
		審議未了	0	0	6	0	0	6
		取 下 げ	1	2	1	0	0	4
		合 計	54	2	36	10	0	102
25年	受理件数	56	2	26	12	28	124	
	処理件数	採 択	0	2	1	6	0	9
		不採 択	56	0	7	1	0	64
		審議未了	0	0	7	0	27	34
		取 下 げ	0	0	4	1	0	5
		合 計	56	2	19	8	27	112
26年 (1～3月)	受理件数	0	1	7	1	0	9	
	処理件数	採 択	0	0	0	0	0	0
		不採 択	0	0	4	0	0	4
		審議未了	0	0	0	2	1	3
		取 下 げ	0	0	11	2	0	13
		合 計	0	0	15	4	1	20
26年度	受理件数	94	0	17	3	0	114	
	処理件数	採 択	0	0	0	3	0	3
		不採 択	91	0	12	0	0	103
		審議未了	3	0	7	0	0	10
		取 下 げ	0	1	2	1	0	4
		合 計	94	1	21	4	0	120
合計	受理件数	204	7	91	27	28	357	
	処理件数	採 択	0	2	1	19	0	22
		不採 択	200	2	52	1	0	255
		審議未了	3	0	20	2	28	53
		取 下 げ	1	3	18	5	0	27
		合 計	204	7	91	27	28	357

※ 平成26年度から通年議会(一會期制)を導入。

## 平成27年4月30日～平成30年3月31日

付託委員会名		経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防	合計	
27年度	受理件数	5	3	9	8	0	25	
	処理件数	採 択	1	0	0	2	0	3
		不採 択	3	1	2	0	0	6
		審議未了	0	0	7	0	0	7
		取 下 げ	1	1	0	5	0	7
		合 計	5	2	9	7	0	23
28年度	受理件数	1	4	6	2	1	14	
	処理件数	採 択	0	1	2	0	0	3
		不採 択	0	2	4	3	1	10
		審議未了	1	0	0	0	0	1
		取 下 げ	0	2	0	0	0	2
		合 計	1	5	6	3	1	16
付託委員会名		総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道	合計	
29年度	受理件数	3	3	6	3*	1	16	
	処理件数	採 択	0	0	1	0	1	2
		不採 択	1	3	1	0	0	5
		審議未了	2	0	4	0	0	6
		取 下 げ	0	0	0	0	0	0
		合 計	3	3	6	0	1	13
合計	受理件数	9	10	21	13	2	55	
	処理件数	採 択	1	1	3	2	1	8
		不採 択	4	6	7	3	1	21
		審議未了	3	0	11	0	0	14
		取 下 げ	1	3	0	5	0	9
		合 計	9	10	21	10	2	52

※ 継続審査。



## 4 陳情受理件数一覽

昭和62年4月30日～平成3年4月29日

年	回付委員会名	総務	財務消防	文教観光	厚生	建設	交通水道	合計
62年		0	0	0	0	0	0	0
63年		0	0	0	1	0	1	2
元年		0	0	1	0	1	3	5
2年		0	0	0	0	0	1	1
3年		0	0	0	0	0	0	0

平成3年4月30日～平成7年4月29日

年	回付委員会名	財政総務	文教消防	厚生	建設	交通水道	合計
3年		0	0	1	1	2	4
4年		0	2	3	3	0	8
5年		2	0	2	3	1	8
6年		7	2	0	6	0	15
7年		1	0	0	4	0	5

平成7年4月30日～平成11年4月29日

年	回付委員会名	財政総務	文教消防	厚生	建設	交通水道	合計
7年		2	0	2	2	2	8
8年		5	2	3	4	0	14
9年		9	2	2	5	0	18
10年		8	1	2	5	0	16
11年		5	0	1	2	0	8

平成11年4月30日～平成15年4月29日

年	回付委員会名	財政総務	文教	厚生	建設消防	交通水道	合計
11年		9	1	3	4	1	18
12年		6	2	2	2	1	13
13年		14	5	3	4	1	27
14年		14	2	2	3	1	22
15年		1	0	7	2	0	10

平成15年4月30日～平成19年4月29日

年	回付委員会名	財政総務	文教	厚生	建設消防	交通水道	合計
15年		9	1	4	4	1	19
16年		9	1	4	4	1	19
17年		2	2	6	7	1	18
18年		6	5	17	2	2	32
19年		1	1	4	4	0	10

## 平成19年4月30日～平成23年4月29日

年	回付委員会名	財政総務	文 教	厚 生	建設消防	交通水道	合 計
19年		1	86	9	7	1	104
年	回付委員会名	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり消防	交通水道	合 計
20年*		4	0	3	8	3	18
21年		2	6	10	1	0	19
22年		3	4	6	4	0	17
23年		1	0	1	0	0	2

※ 平成20年については、財政総務と経済総務、文教とくらし環境、厚生と教育福祉、建設消防とまちづくり消防を合算している。

## 平成23年4月30日～平成27年4月29日

年	回付委員会名	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防	合 計
23年		3	2	4	2	1	12
24年		4	7	5	0	30	46
25年		7	0	9	2	0	18
26年(1～3月)		0	1	8	0	0	9
26年度		6	1	12	1	0	20

※ 平成26年度から通年議会(一会期制)を導入。

## 平成27年4月30日～平成30年3月31日

年	回付委員会名	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防	合 計
27年度		5	5	9	5	4	28
28年度		13	12	4	6	2	37
年	回付委員会名	総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道	合 計
29年度		8	22	8	16	5	59





## 5 各種選挙結果一覧

「京都市長選挙結果調(平成28年2月7日執行)」等を基に作成した。

執行年月日	選挙の種類	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	定数	立候補者数	競争率	備考
昭和 63.10. 9	京都市議会議員南区補欠選挙	70,762	18,500	26.14	欠1	2	2.00	
平成 元. 7.23	参議院議員通常選挙	1,074,494	647,763	60.29	2	5	2.50	(選挙区のみ市部計)
〃	京都市議会議員南区補欠選挙	70,155	42,433	60.48	欠1	3	3.00	
元. 8.27	京都市長選挙	1,060,802	430,707	40.60	1	9	9.00	
2. 2.18	衆議院議員総選挙	{ 638,668 435,513 1,074,181	{ 419,341 275,824 695,165	{ 65.66 63.33 64.72	{ 5 5 —	{ 8 7 —	{ 1.60 1.40 —	{ (第一区) (第二区) (市部計)
2. 4. 8	京都府知事選挙	1,058,566	410,491	38.78	1	5	5.00	(市部計)
〃	京都府議会議員南区補欠選挙	70,101	28,784	41.06	欠1	3	3.00	
2.10.14	京都市議会議員東山区補欠選挙	40,931	15,004	36.66	欠1	2	2.00	
3. 4. 7	京都市議会議員一般選挙	1,063,421	522,463	49.13	72	93	1.30	
〃	京都府議会議員一般選挙	1,063,530	522,484	〃	37	51	1.38	(市部計)
4. 7.26	参議院議員通常選挙	1,090,343	501,865	46.03	2	4	2.00	(選挙区のみ市部計)
4.10. 4	京都市議会議員東山区補欠選挙	40,315	13,440	33.34	欠1	2	2.00	
5. 7.18	衆議院議員総選挙	{ 639,935 459,418 1,099,353	{ 388,480 267,654 656,134	{ 60.71 58.26 59.68	{ 5 5 —	{ 10 8 —	{ 2.00 1.60 —	{ (第一区) (第二区) (市部計)
5. 8. 8	京都市長選挙	1,085,948	451,175	41.55	1	2	2.00	
〃	京都府議会議員伏見区補欠選挙	206,040	77,558	37.64	欠2	4	2.00	
6. 4.10	京都府知事選挙	1,085,546	416,438	38.36	1	2	2.00	(市部計)
〃	京都府議会議員左京区補欠選挙	126,272	53,603	42.45	欠1	2	2.00	
〃	京都府議会議員中京区補欠選挙	73,896	32,492	43.97	欠1	3	3.00	
7. 4. 9	京都市議会議員一般選挙	969,245	401,179	41.39	72	87	1.21	(上京区、下京区は無投票)
〃	京都府議会議員一般選挙	883,560	363,854	41.18	37	47	1.27	(市部計、伏見区は無投票)
7. 7.23	参議院議員通常選挙	1,113,861	421,582	37.85	2	5	2.50	(選挙区のみ市部計)
8. 2.25	京都市長選挙	1,107,625	460,690	41.59	1	3	3.00	
8.10.20	衆議院議員総選挙	{ 369,785 274,286 216,811 260,624 1,121,506	{ 206,226 150,165 110,068 135,313 601,772	{ 55.77 54.75 50.77 51.92 53.66	{ 1 1 1 1 —	{ 5 4 3 3 —	{ 5.00 4.00 3.00 3.00 —	{ (第一区) (第二区) (第三区) (第四区) (小選挙区のみ市部計)
10. 4.12	京都府知事選挙	1,110,974	449,644	40.47	1	2	2.00	(市部計)
〃	京都府議会議員西京区補欠選挙	114,444	46,662	40.77	欠1	2	2.00	
〃	京都府議会議員伏見区補欠選挙	216,148	77,444	35.83	欠1	2	2.00	
10. 7.12	参議院議員通常選挙	1,131,676	611,403	54.03	2	4	2.00	(選挙区のみ市部計)

執行年月日	選挙の種類	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	定数	立候補者数	競争率	備考
11. 4.11	京都市議会議員一般選挙	1,002,449	484,441	48.33	72	89	1.24	(中京区, 東山区は無投票)
〃	京都府議会議員一般選挙	943,558	450,257	47.72	37	49	1.32	(市部計, 上京区, 山科区は無投票)
12. 2. 6	京都市長選挙	1,126,465	517,025	45.90	1	3	3.00	
12. 6.25	衆議院議員総選挙	371,351	211,332	56.91	1	3	3.00	(第一区)
		276,591	159,513	57.67	1	5	5.00	(第二区)
		221,889	117,620	53.01	1	4	4.00	(第三区)
		266,948	150,846	56.51	1	4	4.00	(第四区)
		1,136,779	639,311	56.24	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
13. 7.29	参議院議員通常選挙	1,139,237	603,856	53.01	2	5	2.50	(選挙区のみ市部計)
〃	京都市議会議員上京区補欠選挙	65,543	36,901	56.30	欠1	2	2.00	
14. 4. 7	京都府知事選挙	1,122,890	508,271	45.26	1	4	4.00	(市部計)
15. 4.13	京都市議会議員一般選挙	870,853	384,234	44.12	69	89	1.29	(山科区, 右京区は無投票)
〃	京都府議会議員一般選挙	1,124,075	481,346	42.82	35	48	1.37	(市部計)
15.11. 9	衆議院議員総選挙	377,322	203,325	53.89	1	3	3.00	(第一区)
		274,214	151,842	55.37	1	3	3.00	(第二区)
		223,695	113,702	50.83	1	3	3.00	(第三区)
		268,962	142,282	52.90	1	3	3.00	(第四区)
		1,144,193	611,151	53.41	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
16. 2. 8	京都市長選挙	1,134,620	437,689	38.58	1	3	3.00	
16. 7.11	参議院議員通常選挙	1,146,018	591,479	51.61	2	3	1.50	(選挙区のみ市部計)
17. 9.11	衆議院議員総選挙	379,788	242,166	63.76	1	3	3.00	(第一区)
		272,690	175,879	64.50	1	3	3.00	(第二区)
		223,876	136,461	60.95	1	3	3.00	(第三区)
		277,089	177,900	64.20	1	4	4.00	(第四区)
		1,153,443	732,406	63.50	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
〃	京都市議会議員上京区補欠選挙	64,850	42,767	65.95	欠1	3	3.00	
18. 4. 9	京都府知事選挙	1,136,882	398,859	35.08	1	2	2.00	(市部計)
〃	京都府議会議員伏見区補欠選挙	221,128	69,961	31.64	欠1	3	3.00	
19. 4. 8	京都市議会議員一般選挙	1,075,276	478,420	44.49	69	91	1.32	(下京区は無投票)
〃	京都府議会議員一般選挙	1,042,726	457,749	43.90	35	47	1.34	(市部計, 北区は無投票)
19. 7.29	参議院議員通常選挙	1,157,211	624,796	53.99	2	4	2.00	(選挙区のみ市部計)
20. 2.17	京都市長選挙	1,142,979	432,290	37.82	1	4	4.00	
20. 9. 7	京都市議会議員南区補欠選挙	75,772	20,472	27.02	欠1	3	3.00	
21. 3.29	京都市議会議員下京区補欠選挙	61,647	18,017	29.23	欠1	4	4.00	
21. 8.30	衆議院議員総選挙	381,114	250,195	65.65	1	4	4.00	(第一区)
		269,819	178,905	66.31	1	5	5.00	(第二区)
		223,855	140,680	62.84	1	4	4.00	(第三区)
		278,122	183,370	65.93	1	5	5.00	(第四区)
		1,152,910	753,150	65.33	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
22. 4.11	京都府知事選挙	1,134,642	426,288	37.57	1	2	2.00	(市部計)

執行年月日	選挙の種類	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	定数	立候補者数	競争率	備考
22. 7.11	参議院議員通常選挙	1,152,270	584,394	50.72	2	6	3.00	(選挙区のみ市部計)
<b>23. 4.10</b>	<b>京都市議会議員一般選挙</b>	<b>1,133,007</b>	<b>486,038</b>	<b>42.90</b>	<b>69</b>	<b>98</b>	<b>1.42</b>	
〃	京都府議会議員一般選挙	1,050,674	451,009	42.93	35	49	1.40	(市部計, 中京区は無投票)
24. 2. 5	京都市長選挙	1,140,156	419,217	36.77	1	2	2.00	
24.12.16	衆議院議員総選挙	381,942	214,159	56.07	1	6	6.00	(第一区)
		266,982	151,587	56.78	1	4	4.00	(第二区)
		223,245	116,825	52.33	1	4	4.00	(第三区)
		278,594	154,542	55.47	1	8	8.00	(第四区)
		1,150,763	637,113	55.36	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
25. 7.21	参議院議員通常選挙	1,155,900	574,696	49.72	2	7	3.50	(選挙区のみ市部計)
〃	京都市議会議員中京区補欠選挙	<b>84,470</b>	<b>44,054</b>	<b>52.15</b>	<b>欠1</b>	<b>5</b>	<b>5.00</b>	
26. 4. 6	京都府知事選挙	1,132,866	351,497	31.03	1	2	2.00	(市部計)
〃	京都府議会議員北区補欠選挙	90,413	30,926	34.21	1	3	3.00	
26.12.14	衆議院議員総選挙	383,347	186,681	48.70	1	5	5.00	(第一区)
		265,879	134,894	50.74	1	3	3.00	(第二区)
		222,885	103,156	46.28	1	4	4.00	(第三区)
		279,593	135,212	48.36	1	4	4.00	(第四区)
		1,151,704	559,943	48.62	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)
<b>27. 4.12</b>	<b>京都市議会議員一般選挙</b>	<b>1,131,425</b>	<b>463,356</b>	<b>40.95</b>	<b>67</b>	<b>94</b>	<b>1.40</b>	
〃	京都府議会議員一般選挙	1,131,516	463,404	40.95	34	53	1.56	(市部計)
28. 2. 7	京都市長選挙	1,141,060	407,129	35.68	1	3	3.00	
28. 4.24	衆議院京都府第3区選出議員補欠選挙	222,495	62,164	27.94	1	6	6.00	(市部計)
28. 7.10	参議院議員通常選挙	1,176,870	571,545	48.56	2	4	2.00	(選挙区のみ市部計)
29.10.22	衆議院議員総選挙	393,178	192,009	48.84	1	3	3.00	(第一区)
		269,197	137,638	51.13	1	3	3.00	(第二区)
		227,984	102,335	44.89	1	5	5.00	(第三区)
		286,484	137,520	48.00	1	4	4.00	(第四区)
		1,176,843	569,502	48.39	—	—	—	(小選挙区のみ市部計)

## 6 会計別決算の変遷

- 1 公営企業特別会計は、収益的収入及び支出を記載した。ただし、特別利益及び特別損失を控除している。
- 2 「京都市各会計歳入歳出決算書」「京都市公営企業特別会計決算書」等を基に作成した。

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
1. 一般会計							
総額	477,795,412	507,304,011	556,973,400	589,992,194	640,310,221	670,592,721	695,893,187
歳入	477,795,412	507,304,011	556,973,400	589,992,194	640,310,221	670,592,721	695,893,187
歳出	465,817,612	496,288,855	547,242,792	571,399,022	623,654,590	651,414,389	677,268,568
2. 特別会計							
母子福祉資金貸付事業	224,912	257,519	291,833	329,744	304,777	312,725	—
歳入	224,912	257,519	291,833	329,744	304,777	312,725	—
歳出	203,357	221,318	230,473	269,165	285,573	303,619	—
寡婦福祉資金貸付事業	82,159	80,575	80,850	78,682	73,278	53,235	—
歳入	82,159	80,575	80,850	78,682	73,278	53,235	—
歳出	16,846	16,584	17,621	22,277	35,214	41,290	—
母子寡婦福祉資金貸付事業	—	—	—	—	—	—	382,562
歳入	—	—	—	—	—	—	382,562
歳出	—	—	—	—	—	—	369,296
国民健康保険事業	66,282,169	71,102,221	71,326,118	72,620,320	78,185,433	81,615,723	83,861,212
歳入	66,282,169	71,102,221	71,326,118	72,620,320	78,185,433	81,615,723	83,861,212
歳出	70,492,176	72,923,033	70,005,600	68,107,151	70,634,848	73,470,283	77,841,778
介護保険事業	—	—	—	—	—	—	—
歳入	—	—	—	—	—	—	—
歳出	—	—	—	—	—	—	—
老人保健	94,078,969	99,553,080	103,276,477	109,413,925	114,906,060	119,261,962	122,988,355
歳入	94,078,969	99,553,080	103,276,477	109,413,925	114,906,060	119,261,962	122,988,355
歳出	92,898,856	98,643,009	102,628,348	108,785,117	113,839,189	118,552,577	122,985,545
交通災害共済事業	486,594	495,291	514,083	544,741	551,876	520,632	535,751
歳入	486,594	495,291	514,083	544,741	551,876	520,632	535,751
歳出	464,075	463,513	454,590	464,756	481,923	422,899	418,960
地域水道	—	—	—	—	—	—	—
歳入	—	—	—	—	—	—	—
歳出	—	—	—	—	—	—	—
中央卸売市場第一市場	4,039,986	2,963,687	3,035,709	3,171,549	3,373,351	4,962,358	3,232,048
歳入	4,039,986	2,963,687	3,035,709	3,171,549	3,373,351	4,962,358	3,232,048
歳出	5,135,375	4,135,534	4,209,606	4,303,456	4,554,026	6,143,422	4,407,802
中央卸売市場第二市場・と畜場	556,385	623,918	1,306,676	670,334	1,098,995	1,409,650	1,308,818
歳入	556,385	623,918	1,306,676	670,334	1,098,995	1,409,650	1,308,818
歳出	556,385	623,918	1,306,676	670,334	1,098,995	1,409,650	1,308,818
農業共済事業	73,678	81,945	79,271	76,721	77,667	72,576	62,160
歳入	73,678	81,945	79,271	76,721	77,667	72,576	62,160
歳出	60,756	71,797	70,205	63,753	65,705	65,371	50,332
土地区画整理事業	1,221,732	1,778,371	1,463,787	1,359,026	1,473,605	1,041,318	1,445,285
歳入	1,221,732	1,778,371	1,463,787	1,359,026	1,473,605	1,041,318	1,445,285
歳出	709,104	1,044,229	1,181,835	1,221,153	1,237,689	990,537	730,460
市街地再開発事業	—	—	0	3,280,200	7,215,471	14,027,428	3,846,878
歳入	—	—	0	3,280,200	7,215,471	14,027,428	3,846,878
歳出	—	—	0	3,278,879	7,038,915	13,964,128	3,474,178
駐車場事業	—	—	—	—	611,500	3,712,679	4,818,200
歳入	—	—	—	—	611,500	3,712,679	4,818,200
歳出	—	—	—	—	338,000	2,796,679	4,550,224
土地取得	4,735,847	3,700,786	5,749,180	30,985,072	61,262,414	42,468,445	25,546,378
歳入	4,735,847	3,700,786	5,749,180	30,985,072	61,262,414	42,468,445	25,546,378
歳出	4,735,847	3,700,786	5,749,180	30,951,581	61,262,414	42,301,708	25,318,133
基金	15,851,480	19,517,853	38,018,632	27,095,860	34,801,628	19,795,373	38,942,924
歳入	15,851,480	19,517,853	38,018,632	27,095,860	34,801,628	19,795,373	38,942,924
歳出	15,783,442	19,167,991	37,922,987	27,007,164	34,742,685	19,695,472	38,901,606
市公債	163,570,038	171,314,016	164,355,708	160,688,634	169,442,257	189,308,442	202,754,190
歳入	163,570,038	171,314,016	164,355,708	160,688,634	169,442,257	189,308,442	202,754,190
歳出	163,570,034	171,313,638	164,355,271	160,687,829	169,441,561	189,307,429	202,753,053
地域振興券交付事業	—	—	—	—	—	—	—
歳入	—	—	—	—	—	—	—
歳出	—	—	—	—	—	—	—
3. 公営企業特別会計							
病院事業(市立病院)	8,793,190	8,633,946	9,089,459	10,048,822	12,406,955	13,740,957	13,525,334
収益	8,793,190	8,633,946	9,089,459	10,048,822	12,406,955	13,740,957	13,525,334
費用	8,793,190	8,633,946	9,089,459	10,048,822	12,406,955	13,740,957	13,525,334
水道事業	25,223,725	25,366,308	29,657,056	30,508,810	30,564,169	30,539,403	30,546,031
収益	25,223,725	25,366,308	29,657,056	30,508,810	30,564,169	30,539,403	30,546,031
費用	25,540,428	26,673,990	28,089,836	28,931,723	29,653,494	30,671,770	31,651,034
公共下水道事業	41,941,919	42,930,825	48,043,950	50,577,730	52,611,366	51,521,413	50,158,690
収益	41,941,919	42,930,825	48,043,950	50,577,730	52,611,366	51,521,413	50,158,690
費用	41,941,919	44,535,334	47,189,871	49,928,511	52,234,538	54,256,477	56,040,851
自動車運送事業	26,696,184	25,827,310	26,472,167	27,199,976	29,794,345	29,311,034	29,164,925
収益	26,696,184	25,827,310	26,472,167	27,199,976	29,794,345	29,311,034	29,164,925
費用	26,538,340	26,360,852	27,586,805	28,456,872	29,213,001	30,073,423	31,678,383
高速鉄道事業	13,890,185	19,074,051	18,773,970	12,829,227	13,420,640	13,490,213	13,254,306
収益	13,890,185	19,074,051	18,773,970	12,829,227	13,420,640	13,490,213	13,254,306
費用	20,580,387	21,977,378	22,775,593	24,233,438	23,753,316	23,503,015	24,286,997



(単位：千円)

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
722,017,036	728,939,820	704,697,510	758,581,908	748,402,571	710,486,714	697,215,006	654,778,347
707,926,746	716,981,657	687,470,671	744,291,047	736,383,199	697,531,835	683,750,756	644,073,840
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
368,495	406,937	424,569	472,676	602,753	555,345	633,566	644,430
367,623	403,491	383,251	395,496	474,541	540,563	586,194	581,671
83,169,827	82,419,544	81,435,783	82,394,477	90,483,887	93,935,019	102,613,189	101,489,300
79,004,644	80,998,509	81,416,327	87,150,734	97,809,278	103,329,647	111,365,462	111,060,744
—	—	—	—	—	49,774,944	62,614,065	68,110,765
—	—	—	—	—	48,753,390	62,597,548	68,913,480
129,649,142	138,042,434	140,234,084	142,204,029	153,596,797	142,969,176	146,209,049	144,416,055
129,646,760	138,042,422	139,836,804	143,222,359	154,021,526	142,704,135	145,984,259	144,282,338
547,743	557,553	—	—	—	—	—	—
413,548	557,553	—	—	—	—	—	—
—	—	538,087	879,799	493,023	1,101,297	2,180,405	1,178,433
—	—	488,499	818,136	420,004	1,057,983	2,115,202	1,145,268
3,016,790	2,948,767	2,946,030	2,959,460	3,403,916	2,798,339	3,047,703	2,602,619
4,183,499	4,109,231	4,105,659	4,117,379	4,557,750	3,951,112	4,197,751	3,743,477
1,276,501	1,227,945	2,074,094	1,651,662	1,105,644	1,100,630	968,043	820,552
1,276,501	1,227,396	2,073,454	1,651,662	1,105,644	1,100,630	968,043	820,552
65,278	62,932	64,755	64,298	42,874	51,509	47,521	44,772
52,826	50,964	54,645	64,141	33,293	44,800	41,056	38,427
1,500,768	1,501,940	1,296,404	1,511,766	1,155,305	1,533,511	962,921	645,546
1,394,041	1,465,522	1,058,141	998,894	770,526	845,643	476,322	427,892
6,457,826	8,595,292	17,146,774	23,478,654	1,700,357	—	—	—
5,274,940	5,526,522	14,655,212	23,250,142	1,700,357	—	—	—
5,166,942	8,939,104	1,456,801	6,184,979	1,509,252	1,940,253	1,977,297	2,237,562
4,520,001	8,933,973	1,454,671	6,184,979	1,509,252	1,940,253	1,977,297	2,237,562
36,661,848	33,833,920	28,090,190	43,625,311	22,828,121	16,305,170	25,678,111	14,212,423
36,661,848	33,833,920	28,090,190	43,625,311	22,828,121	16,305,170	25,678,111	14,212,423
8,959,525	16,900,962	25,981,828	53,721,217	56,515,629	38,093,088	32,203,378	58,771,420
8,894,259	16,698,717	25,954,335	53,716,698	56,477,564	38,018,280	32,141,125	58,700,275
229,749,405	223,261,597	213,790,504	234,100,575	233,117,210	217,684,745	232,450,427	259,513,163
229,748,385	223,261,519	213,790,151	233,937,828	233,117,202	217,684,601	232,450,139	259,513,163
—	—	—	5,303,116	8,012,801	—	—	—
—	—	—	303,112	8,012,801	—	—	—
13,938,525	14,406,854	14,126,461	14,019,253	14,233,396	14,036,230	14,482,082	14,452,252
13,938,525	14,406,854	14,126,461	14,019,253	14,233,396	14,036,230	14,482,082	14,509,959
30,971,069	33,857,598	34,731,918	33,758,485	32,961,138	32,499,203	32,999,533	33,872,305
32,349,770	32,895,649	33,797,875	33,403,223	32,986,970	32,983,955	32,842,809	32,647,297
55,712,431	59,257,006	59,990,293	59,184,859	57,464,117	55,110,345	58,227,475	56,051,224
57,844,556	58,085,040	58,701,896	58,722,615	58,088,707	57,195,986	56,581,874	55,461,321
29,382,019	30,621,232	31,325,751	26,352,395	26,306,348	22,510,191	22,178,955	21,460,455
30,819,650	31,582,511	31,540,681	28,255,854	28,455,964	27,756,941	26,037,025	26,421,806
13,494,572	14,207,750	17,850,062	20,765,616	20,692,290	20,789,145	20,933,705	20,552,110
22,933,826	22,281,201	35,604,062	49,664,887	49,531,097	48,073,163	47,779,400	46,067,670

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 一般会計							
総額	662,293,105 653,224,384	670,591,887 664,643,659	680,415,738 671,565,518	688,449,604 678,655,842	677,413,731 670,816,721	732,747,526 731,330,232	734,007,270 730,372,213
2. 特別会計							
母子父子寡婦福祉資金貸付事業*	682,486 584,124	718,914 522,748	597,747 468,364	547,184 468,287	552,239 455,873	545,343 416,315	573,299 421,962
国民健康保険事業	112,215,528 122,969,292	116,231,457 126,861,494	123,108,702 132,566,484	131,016,251 139,525,846	139,675,426 150,119,168	132,271,087 141,382,882	134,185,628 142,154,398
介護保険事業	74,361,661 74,101,222	78,126,507 77,005,785	80,060,011 79,323,228	83,758,264 81,458,949	85,999,146 85,437,777	88,919,366 87,620,511	92,645,287 91,888,384
老人保健	142,456,337 142,712,060	142,906,314 143,342,453	144,618,190 145,105,354	139,041,146 139,041,145	137,696,559 138,535,632	14,575,717 14,411,180	447,233 87,994
後期高齢者医療	— —	— —	— —	— —	— —	13,908,560 13,200,171	14,956,144 14,447,452
地域水道	1,446,404 1,412,404	393,013 381,013	593,124 558,782	1,202,445 1,173,362	1,679,717 1,658,084	1,587,250 1,548,856	604,040 603,405
京北地域水道	— —	— —	273,550 273,494	392,409 348,357	409,963 382,126	692,318 635,803	1,697,469 1,660,126
特定環境保全 公共下水道	— —	— —	262,344 262,336	243,218 243,200	265,602 265,602	450,749 450,749	1,111,254 1,101,173
中央卸売市場 第一市場	2,665,393 3,804,483	3,808,787 4,809,472	2,559,136 3,210,448	2,722,445 2,854,219	2,535,251 2,209,856	2,789,358 2,375,877	2,814,681 2,435,157
中央卸売市場 第二市場・と畜場	811,498 811,498	845,329 845,329	795,877 795,877	771,601 771,601	868,823 868,823	762,612 762,612	784,835 784,835
農業共済事業	40,207 38,950	7,320 7,320	— —	— —	— —	— —	— —
農業集落排水事業	— —	— —	58,773 58,773	59,876 59,876	43,963 43,963	50,493 50,493	48,418 48,418
雇用対策事業	— —	— —	— —	— —	— —	48,454 48,454	1,423,560 1,423,560
土地区画整理事業	642,780 421,642	483,674 336,617	568,843 300,963	682,075 153,954	574,744 286,535	545,426 284,891	380,718 208,177
駐車場事業	2,226,183 2,226,183	2,175,281 2,175,281	2,170,089 2,170,089	2,153,186 2,153,186	2,163,151 2,163,151	2,168,183 2,168,183	2,122,599 2,122,599
市街地再開発事業	— —	1,557,370 1,502,110	498,187 495,390	3,204,100 1,895,298	10,608,312 10,476,845	1,638,595 1,638,595	— —
土地取得	12,701,296 11,175,293	6,066,019 6,066,019	1,469,882 1,469,882	912,471 912,471	1,099,004 1,099,004	3,893,511 3,893,511	5,547,142 5,545,382
基金	71,141,522 71,110,275	62,506,988 62,470,136	65,566,490 65,495,906	69,460,412 69,329,964	57,808,661 57,776,809	63,138,463 63,058,380	65,205,990 65,177,415
市公債	279,168,900 279,166,335	286,666,956 286,665,310	318,160,697 318,157,813	302,461,957 302,459,647	318,020,462 318,018,458	342,866,788 342,863,795	310,739,856 310,738,334
定額給付金 給付事業	— —	— —	— —	— —	— —	17,311 10,686	21,881,102 21,881,102
市立病院機構 病院事業債	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
3. 公営企業特別会計							
病院事業 (市立病院)	14,379,837 14,322,130	13,342,344 13,432,559	12,792,100 13,038,579	12,860,549 12,879,677	13,228,505 13,038,319	13,027,314 12,991,866	12,694,375 12,592,383
病院事業 (市立京北病院)	— —	— —	1,028,812 1,074,157	950,649 1,076,040	912,669 1,102,032	828,414 994,584	759,269 933,971
水道事業	32,520,064 31,726,663	32,165,084 31,295,592	31,609,774 31,265,102	31,068,735 31,246,267	30,790,082 30,607,826	30,066,998 29,805,319	29,343,267 28,261,395
公共下水道事業	54,314,151 54,266,268	54,635,001 53,401,056	52,433,086 51,698,973	50,699,052 50,267,631	50,258,164 49,396,465	46,206,322 46,317,979	42,859,107 44,168,568
自動車運送事業	21,152,428 20,355,227	21,879,867 20,965,342	21,613,367 21,253,916	21,952,892 21,097,215	22,415,214 21,518,793	22,255,759 21,647,747	21,327,829 19,489,323
高速鉄道事業	23,210,651 42,046,225	22,948,588 42,114,831	23,776,831 42,512,770	25,051,923 41,745,794	25,428,351 41,332,852	26,000,938 40,416,942	26,213,731 37,925,065

(単位：千円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
771,430,791	753,594,197	732,548,375	719,051,296	726,319,360	730,589,345	703,282,179	769,979,206
767,335,001	748,010,502	726,521,170	711,642,641	717,277,413	726,119,200	701,532,719	768,243,167
538,749	599,152	641,737	725,232	855,135	1,003,944	1,172,973	1,271,353
402,863	368,693	331,049	302,242	265,668	260,369	342,082	578,601
137,115,765	143,505,040	147,619,830	150,502,636	151,222,728	174,161,801	172,187,371	172,055,487
143,538,806	147,198,760	148,585,633	149,831,338	149,818,305	174,390,696	170,527,252	166,650,021
96,749,581	100,915,184	107,691,472	112,031,448	118,725,129	123,659,806	127,573,377	135,682,051
95,955,772	100,477,241	107,072,237	111,429,453	117,683,227	122,897,535	125,768,951	131,487,673
405,283	—	—	—	—	—	—	—
38,750	—	—	—	—	—	—	—
15,094,514	15,395,743	16,431,438	16,722,100	17,208,422	17,349,992	18,374,742	19,347,673
14,599,275	14,879,729	15,829,319	16,122,896	16,579,431	16,845,594	17,660,675	18,635,074
636,273	1,075,291	913,455	949,612	1,326,122	967,980	1,258,802	—
590,202	1,030,462	844,272	921,806	1,323,122	965,192	1,206,056	—
1,266,447	736,221	934,105	1,608,675	2,215,023	2,685,059	2,708,236	—
1,246,633	728,437	917,553	1,560,037	2,213,023	2,668,724	2,613,367	—
2,487,497	1,639,801	1,498,450	1,423,317	1,244,617	562,813	510,490	—
2,485,005	1,637,394	1,496,883	1,416,999	1,244,617	562,813	476,272	—
2,830,016	2,613,230	2,690,097	2,723,725	2,957,637	3,113,314	3,670,930	7,199,823
2,505,254	2,188,377	2,266,783	2,139,831	2,177,426	2,095,255	2,667,082	6,211,328
782,545	780,955	784,748	769,409	843,215	932,970	1,822,618	6,075,944
776,545	780,955	751,148	769,409	843,215	899,970	1,771,309	6,046,944
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
49,142	45,077	43,442	41,484	44,012	46,086	40,116	51,217
49,142	45,077	43,434	41,484	44,012	46,086	40,113	51,217
1,817,271	2,729,162	1,692,903	1,160,358	947,134	514,897	—	—
1,817,271	2,726,524	1,692,206	1,159,172	947,095	514,255	—	—
244,852	275,094	453,121	708,502	620,315	794,705	746,731	354,030
52,362	70,845	25,690	159,159	93,177	72,620	622,123	107,428
2,127,909	2,178,092	2,133,910	2,134,930	1,977,305	1,562,845	1,327,102	837,931
2,119,609	2,178,092	2,133,910	2,134,930	1,977,305	1,559,680	1,327,102	837,931
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
9,231,227	10,886,721	15,545,989	8,605,056	3,773,727	5,344,650	4,738,532	4,586,287
9,229,627	10,384,199	15,237,705	8,604,208	3,772,124	5,341,567	4,737,800	4,586,079
54,234,115	56,834,051	73,605,150	76,516,915	—	—	—	—
54,116,083	56,816,987	73,526,336	76,482,389	—	—	—	—
269,395,806	270,006,998	308,784,859	307,830,622	325,284,104	338,144,993	317,636,251	306,739,268
269,395,598	270,004,413	308,783,781	307,830,521	325,283,466	338,144,294	317,635,724	306,738,946
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	3,584,095	7,729,647	3,275,696	3,349,030	3,672,363	2,421,894	2,994,431
—	3,584,095	7,729,647	3,275,696	3,349,030	3,672,363	2,421,894	2,994,431
13,431,432	—	—	—	—	—	—	—
12,883,335	—	—	—	—	—	—	—
763,880	—	—	—	—	—	—	—
854,986	—	—	—	—	—	—	—
29,274,366	28,519,596	28,072,351	29,208,927	31,784,510	31,753,427	31,946,921	33,071,097
27,988,879	27,827,014	27,730,463	27,237,896	26,268,580	26,184,876	26,373,219	27,909,856
46,999,033	46,067,412	44,910,527	43,972,323	51,110,761	51,124,505	50,605,796	50,840,640
43,196,412	42,442,490	41,475,587	39,948,507	46,456,943	46,392,743	45,666,768	46,300,102
20,894,426	20,605,523	19,646,523	19,580,821	20,051,172	20,777,577	21,207,959	21,518,915
18,683,369	17,712,691	17,045,588	16,833,663	17,644,885	18,396,560	18,520,981	19,250,330
26,889,962	27,409,720	28,739,456	28,437,768	31,987,892	33,266,517	33,422,956	31,975,221
35,463,706	34,159,117	33,579,943	32,493,179	32,850,474	32,418,969	31,815,108	31,763,043

※ 平成6～25年度の名称は「母子寡婦福祉資金貸付事業」。



# V

## 京都市組織変遷図

- 1 組織全体をA, B, Cの3つに分け, 各部局の変遷を記した。
- 2 表示線中, 「→」は継続, 「×」は廃止を示す。
- 3 日付の記載がないものは, 4月1日時点の組織を示す。
- 4 事業所等は省略した。
- 5 「京都市職員録」「京都市会時報」等を基に作成した。

A-1

昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	
				<b>市長室</b> 秘書・広報課	
		<b>企画調整局</b> 企画調整室(企画調整・秘書・文書課) 活性化推進室(計画・都市政策課) 広報室	情報管理室(システム管理・情報公開課)を設置	[以下のとおり再編] 企画総務室(企画総務・文書課) 活性化推進室(調整・計画・都市政策課) 情報管理室(システム管理・情報公開課) 建都1200年事業推進室	
<b>総務局</b> 企画調整室(企画・調整・文書・100周年事業推進課) 総務部(総務・秘書・広報・統計課) 市民部(区政・相談・婦人青少年課) 国際交流室 勤労市民室		[以下のとおり再編] 総務部(総務・統計・婦人青少年・輸送課) 人事部(人事・給与・厚生・安全衛生課) 国際交流室		婦人青少年課を女性青少年課に改称	
<b>職員局</b> 人事部(人事・厚生・安全衛生・輸送課)	* <総務局との統合により>				
<b>理財局</b> 財務部(主計・財産管理・用地審査・調度課) 税務部(主税・資産税・指導課)					
		<b>市民局</b> 市民部(振興・区政・相談課) 同和対策室(管理・計画調整第一～第四課) 勤労市民室	市民部(庶務・区政・広聴振興課)を再編		
<b>計画局</b> 都市計画部(都市企画・交通計画・都市計画・風致課) 都市整備部(市街地再開発・区画整理・拠点整備課) 新都市建設準備室	* <都市計画局設置により> (→B-1)				
<b>経済局</b> 商工部(経済企画・商工・伝統産業・消費経済課) 農林部(農業計画・農業振興整備・林業振興課)	商工部(経済企画・産業振興・商業貿易・伝統産業課)を再編				
<b>文化観光局</b> 文化部(企画・文化・文化財保護課) 観光部(振興・宣伝課) 国体室(企画総務・競技・スポーツ課)	国体室を廃止し、市民スポーツ振興室(計画・スポーツ課)を設置		文化部にコンサートホール建設課を設置		

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
				＊＜総合企画局設置により＞	
		調査課を設置			
				＊＜総合企画局設置により＞	
	活性化推進室の課を廃止	[以下のとおり再編] 政策調整室(企画推進課) 文化の京推進室 情報化推進室(情報化推進・情報統計課)		<b>総合企画局</b> 市長公室(政策調整・秘書・広報課) 政策企画室 プロジェクト推進室 情報化推進室(情報化推進・情報統計課)	
	女性青少年課を廃止し、男女共同参画推進課を設置	[以下のとおり再編] 総務部(総務・文書・情報公開・輸送課) 人事部(人事・給与・厚生課) 国際化推進室		総務部(総務・行政改革・文書・輸送課)を再編	
					財産管理課と用地審査課とを統合し、財産監理課を設置
		＊＜文化市民局設置により＞			<b>環境局</b> [次頁のとおり設置]
	勤労市民室を勤労市民青少年室に改称	<b>文化市民局</b> 文化部(庶務・文化企画・文化振興・文化財保護課) 市民生活部(区政振興・広聴窓口・安全対策・男女共同参画推進課) 同和对策室(管理・計画調整第一～第四課) 市民スポーツ振興室 勤労市民青少年室	市民スポーツ振興室にスポーツ課と施設管理課を設置	広聴窓口課を市民相談課に改称	勤労市民青少年室を廃止し、市民生活部(区政推進・地域振興・市民総合相談・勤労福祉青少年課)を再編同和对策室を廃止し、人権文化推進部(人権文化推進・男女共同参画推進・地域交流促進事業・同和对策課)を設置
		＊＜産業観光局設置により＞			
		<b>産業観光局</b> 商工部(経済企画・産業振興・商業貿易・伝統産業課) 観光部(振興・宣伝課) 農林部(農業計画・農業振興整備・林業振興課)			商業貿易課を商業振興課に改称 観光部(観光企画・観光振興課)を再編
		＊＜文化市民局・産業観光局設置により＞			



A-2

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
<b>総合企画局</b> 市長公室(政策調整・秘書・広報課) 政策企画室 プロジェクト推進室 情報化推進室(情報化推進・情報統計課)	パートナーシップ推進室 を設置		[以下のとおり再編] 政策推進室(政策調整・政策企画課) 市長公室(秘書・広報課) パートナーシップ推進室 プロジェクト推進室 情報化推進室(情報政策・情報統計課)		
<b>総務局</b> 総務部(総務・行政改革・文書・輸送課) 人事部(人事・給与・厚生課) 国際化推進室					
<b>理財局</b> 財務部(主計・財産監理・調度課) 税務部(主税・資産税・指導課)			税務部(主税・法人税務・資産税・収納対策課)を再編		
<b>環境局</b> 環境企画部(環境総務・地球環境政策課) 環境保全部(環境管理・環境指導課) 事業部(まち美化推進・リサイクル推進・産業廃棄物指導課) 施設部(管理・施設整備・工場建設課)			リサイクル推進課を循環型社会推進課に改称し、環境企画部に設置 産業廃棄物指導課を廃棄物指導課に改称		
<b>文化市民局</b> 文化部(庶務・文化企画・文化振興・文化財保護課) 市民生活部(区政推進・地域振興・市民総合相談・勤労福祉青少年課) 人権文化推進部(人権文化推進・男女共同参画推進・地域交流促進事業・同和対策課) 市民スポーツ振興室(スポーツ・施設管理課)		文化企画課と文化振興課とを統合し、文化課を設置	市民スポーツ振興室(スポーツ企画・スポーツ振興課)を再編	市民生活部と人権文化推進部とを再編し、市民生活部(区政推進・地域振興・人権文化推進・市民総合相談課)、共同参画社会推進部(男女共同参画推進・勤労福祉青少年課)を設置	
<b>産業観光局</b> 商工部(経済企画・産業振興・商業振興・伝統産業課) 観光部(観光企画・観光振興課) 農林部(農業計画・農業振興整備・林業振興課)				スーパーテクノロジー推進室を設置	

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	パートナーシップ推進室を廃止	京都創生推進室を設置		地球温暖化対策室を設置	政策推進室の課を廃止 京都創生推進室を廃止
合併調査室を設置 (H15.7.8) 合併調査室を合併推進室に改称		合併推進室を廃止		監察室を設置	
環境企画部と環境保全部とを再編し、環境政策部(環境総務・地球環境政策・循環型社会推進・環境管理・環境指導課)を設置 工場建設課を施設建設課に改称		環境政策部を地球環境政策部に改称 地球環境政策課を地球温暖化対策課に改称	事業部を循環型社会推進部に改称 循環型社会推進課を循環型社会推進部に改称し、循環型社会推進部に設置 施設部を適正処理施設部に改称	サービス管理課と業務管理課を設置 地球温暖化対策課を廃止し、地球環境政策部を環境企画部に改称 管理課を施設管理課に改称	
	地域振興課を再編し、地域づくり推進課を設置		文化庁と共同参画社会推進部とを再編し、共同参画社会推進部(文化市民総務・男女共同参画推進・勤労福祉青少年課)、文化芸術都市推進室(文化芸術企画・文化財保護課)を設置		市民生活部にサービス事業課を設置
		スーパーテクノロジー推進室を廃止し、商工部に産学連携推進課を設置 農林部を農林振興室に改称			

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	<p><b>環境政策局</b></p> <p>地球温暖化対策室 環境企画部(環境総務・業務監理・環境管理・環境指導課) 循環型社会推進部(循環企画・まち美化推進・廃棄物指導課) 適正処理施設部(施設管理・施設整備・施設建設課)</p>	<p>業務監理課を廃止 循環型社会推進部に事業ごみ減量推進課を設置 施設建設課を廃止</p>	<p>事業ごみ減量推進課と廃棄物指導課とを統合し、事業系廃棄物対策室を設置</p>		
	<p><b>行財政局</b></p> <p>総務部(総務・法制・輸送・総務事務センター準備課) 人事部(人事・給与・厚生課) 人材活性化推進室 コンプライアンス推進室 財政部(財政・財産活用促進・契約課) 税務部(税制・法人税務・資産税・収納対策課)</p>	<p>総務事務センター準備課を廃止し、総務事務センターを設置 税務部に納税推進課を設置</p>	<p>輸送課を廃止 庁舎管理課を設置 サービス事業推進室を設置 給与課を給与安全衛生課に改称</p>	<p>防災危機管理室を設置 財政部に経営改革課を設置</p>	
<p><b>総合企画局</b></p> <p>政策推進室 市長公室(秘書・広報課) 地球温暖化対策室 プロジェクト推進室 情報化推進室(情報政策・情報統計課)</p>	<p>[以下のとおり再編] 政策企画室 市長公室 市民協働政策推進室 国際化推進室 情報化推進室</p>				
<p><b>総務局</b></p> <p>総務部(総務・行政改革・文書・輸送課) 人事部(人事・給与・厚生課) 監察室 国際化推進室</p>	<p>✕&lt;行財政局設置により&gt;</p>				
<p><b>理財局</b></p> <p>財務部(主計・財産監理・調度課) 税務部(主税・法人税務・資産税・収納対策課)</p>	<p>✕&lt;行財政局設置により&gt;</p>				
<p><b>環境局</b></p> <p>服務監理・業務監理課 環境企画部(環境総務・環境管理・環境指導課) 循環型社会推進部(循環企画・まち美化推進・廃棄物指導課) 適正処理施設部(施設管理・施設整備・施設建設課)</p>	<p>✕&lt;環境政策局設置により&gt;</p>				
<p><b>文化市民局</b></p> <p>共同参画社会推進部(文化市民総務・男女共同参画推進・勤労福祉青少年課) 市民生活部(区政推進・地域づくり推進・サービス事業・人権文化推進・市民総合相談課) 文化芸術都市推進室(文化芸術企画・文化財保護課) 市民スポーツ振興室(スポーツ企画・スポーツ振興課)</p>		<p>文化芸術都市推進室に国民文化祭推進課を設置</p>	<p>サービス事業課を行財政局へ移管 市民生活部にくらし安全推進課を設置 市民総合相談課を消費生活総合センターに改称</p>	<p>区政推進課と地域づくり推進課とを統合し、地域自治推進室を設置 国民文化祭推進課を廃止 市民スポーツ振興室の課を廃止</p>	
<p><b>産業観光局</b></p> <p>商工部(経済企画・産業振興・産学連携推進・商業振興・伝統産業課) 観光部(観光企画・観光振興課) 農林振興室(農業計画・農業振興整備・林業振興課)</p>	<p>商工部(産業総務・産業政策・商業振興・伝統産業課)を再編 産業振興課と産学連携推進課とを統合し、産業振興室を設置</p>	<p>農業計画課を農政企画課に改称</p>		<p>観光部を再編し、観光MICE推進室を設置</p>	

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	事業系廃棄物対策室を廃止し、循環型社会推進部(ごみ減量推進、まち美化推進、廃棄物指導課)を再編	適正処理施設部に施設建設課を設置			
給与安全衛生課を給与課に改称 人材活性化推進室を人材育成推進室に改称	(H26.11.25) 市税事務所を設置	財産活用促進課を再編し、資産活用推進室を設置 法人税務課と納税推進課とを、市税事務所に移管・再編 番号制度企画調整室を設置	人材育成推進室を人事部に統合		番号制度企画調整室を廃止
	政策企画室を総合政策室に改称 リニア誘致推進室を設置		文化庁移転推進室を設置 リニア誘致推進室をリニア・北陸新幹線誘致推進室に改称 市民協働政策推進室をプロジェクト推進室に改称		
		市民生活部をくらし安全推進部に改称		勤労福祉青少年課を男女共同参画推進課に統合	
商工部に中小企業振興課を設置 産業振興室を新産業振興室に改称	産業戦略部(産業総務・産業政策課)を設置 商工部(中小企業振興・商業振興・伝統産業課)を再編				産業戦略部を再編し、産業企画室を設置

B-1

昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	
<b>民生局</b> 社会部(庶務・保護・保険年金・審査課) 福祉部(母子福祉・障害福祉・保育第一・同第二課) 高齢化社会対策部(高齢者福祉・失業対策事業課) 同和対策室(管理・計画調整第一～第四課)		母子福祉課を児童家庭課に改称 高齢化社会対策部(高齢企画・高齢福祉課)を再編 同和対策室を市民局に移管	東九条福祉地域改善対策室を設置	保護課を地域福祉課に改称	
<b>衛生局</b> 保健衛生部(庶務・保健医務・保健予防・環境衛生課) 公害対策室(審査・大気・水質課)		[以下のとおり再編] 保健衛生部(庶務・保健医務・健康増進課) 環境保全室(環境計画・環境管理・公害規制・環境衛生課)		保健衛生部(庶務・保健医療・健康増進課)を再編	
<b>清掃局</b> 業務部(庶務・清掃・処理課) 施設部(計画・施設・廃棄物指導課) 埋立地建設室		<b>都市計画局</b> 都市計画部(都市企画・交通計画・都市計画・風致課) 区画整理部(区画整理・拠点整備・新都市整備課) 都市建設部(市街地再開発・広域幹線道路課)	[以下のとおり再編] 管理部(庶務・ごみ減量推進・廃棄物指導課) 業務部(清掃・処理・施設課) 施設建設室		
			風致課を廃止し、都市景観部(都市景観・風致保全課)を設置	[以下のとおり再編] 都市計画部(都市企画・交通計画・都市計画課) 都市景観部(都市景観・風致保全課) 広域幹線道路室	
				<b>都市整備局</b> 都市建設部(管理・市街地再開発・新都市整備課) 区画整理部(区画整理・拠点整備課)	
<b>建設局</b> 管理部(庶務・用地・建設管理課) 土木部(土木計画・開発指導・河川課) 道路部(道路管理・道路明示・道路維持・道路建設・街路建設課) 公園緑地部(公園管理・公園建設・北部開発課)	道路部に立体交差課を設置				
<b>住宅局</b> 管理部(住宅企画・住宅管理課) 建築指導部(指導・審査・監察課) 営繕部(調整・保全・営繕・設備・住宅建設・建替事業課) 改良事業室(企画管理・整備第一～第四・事業課)		営繕部(調整・保全・営繕・設備課)を再編 住宅建設部(再生計画・再生事業・住宅建設課)を設置			
<b>会計室</b> 会計・物品会計課					

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
	東九条福祉地域改善対策室を廃止			福祉事務所を区役所・支所に移管 審査課を審査指導課に改称	[次頁のとおり再編]
				※<環境保健局に改称>	
			保健衛生部(庶務・地域医療・健康増進課)を再編  (H8.12.1) 地球温暖化防止京都会議推進室を設置	<b>環境保健局</b> 保健衛生部(庶務・地域医療・健康増進・生活衛生課) 環境保全室(環境計画・環境管理・公害規制課) 地球温暖化防止京都会議推進室	※<保健局に改称>  <b>保健局</b> [次頁のとおり設置]
					※<環境局設置により> (→A-1)
		[以下のとおり再編] 事業部(庶務・ごみ減量推進・廃棄物指導・清掃・処理課) 施設部(計画・施設課)		[以下のとおり再編] 事業部(庶務・業務・産業廃棄物指導課) 施設部(管理・施設整備・工場建設課) ごみ減量リサイクル推進室	
	広域幹線道路室を建設局に移管	[以下のとおり再編] 都市企画部(庶務・都市づくり推進・都市計画課) 建築指導部(指導・審査・監察課) 都市景観部(都市景観・風致保全課) 緑化推進部(緑地管理・緑地建設課)			緑化推進部(緑政・管理課)を再編
		※<都市住環境局設置により>			
		<b>都市住環境局</b> 管理部(企画管理・市街地再開発課) 住宅部(住宅企画・住宅事業・住宅管理・住宅建設課) 営繕部(営繕企画・営繕・設備課) 区画整理部(区画整理・拠点整備課) 住環境整備室(企画調査・管理指導・北部事業管理・南部事業管理・拠点地区事業・地域整備課)		※<都市住宅局に改称>	
				<b>都市住宅局</b> 管理部(企画管理・市街地再開発課) 住宅部(住宅企画・住宅事業・住宅管理・住宅建設課) 営繕部(営繕企画・営繕・設備課) 区画整理部(区画整理・事業換地・拠点整備課) 住環境整備室(企画調査・管理指導・北部事業管理・南部事業管理・拠点地区事業・地域整備課)	※ 北部事業管理課と南部事業管理課とを、保全管理課と事業課とに再編
		※<都市計画局再編及び都市建設局設置により>			
	[以下の通り再編] 管理部(庶務・建設管理課) 土木部(土木計画・開発指導・河川課) 道路部(道路管理・道路明示・道路維持・道路建設課) 街路部(街路建設・立体交差・広域幹線道路課) 公園緑地部(公園管理・公園建設・北部開発課) 用地室	<b>都市建設局</b> 管理部(庶務・建設管理課) 土木部(土木計画・開発指導・河川課) 道路部(道路管理・道路明示・道路維持・道路建設課) 街路部(街路建設・立体交差・広域幹線道路課) 用地室			※ 管理部(建設総務・建設企画・工事検査課)を再編 土木部を建設保全部に改称 土木計画課を廃止
管理部を企画管理部に改称	改良事業室を住環境整備室(企画調査・管理指導・北部事業管理・南部事業管理・拠点地区事業・地域整備課)に再編				
		※<都市計画局再編及び都市住環境局・都市建設局設置により>			

B-2

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
<b>民生局</b> 社会部(福祉総務・地域福祉・保険年金・審査指導課) 介護保険準備室 福祉部(児童家庭・保育・障害福祉課) 長寿社会部(高齢企画・高齢福祉課)	※<保健福祉局設置により>			
<b>保健局</b> 保健総務・地域医療・健康増進・生活衛生課	※<保健福祉局設置により>			
	<b>保健福祉局</b> 企画部(保健福祉総務・監査指導課) 介護保険準備室 社会部(地域福祉・保険年金・審査課) 福祉部(児童家庭・保育・障害福祉課) 長寿社会部(高齢企画・高齢福祉課) 保健衛生推進室(健康増進・地域医療・生活衛生課)	介護保険準備室を廃止し、長寿社会部(長寿福祉・介護保険課)を再編		
<b>都市計画局</b> 都市企画部(庶務・都市づくり推進・都市計画課) 建築指導部(指導・審査・監察課) 都市景観部(都市景観・風致保全課) 緑化推進部(緑政・管理課)	[以下のとおり再編] 都市企画部(都市総務・都市づくり推進・都市計画・交通政策課) 都市景観部(都市景観・風致保全・開発指導課) 建築指導部(指導・審査・監察課) 住宅部(住宅企画・住宅事業・住宅建設・住宅管理課) 営繕部(営繕企画・営繕・設備課) 住環境整備室(企画調査・管理指導・保全・事業・拠点地区事業課)	住環境準備室に用地課を設置 事業課を地域計画課に改称	営繕企画課を計画課に改称	住宅部と住環境整備室とを統合し、住宅室(住宅政策・すまいまちづくり・住宅建設・住宅改善・住宅管理・住宅保全課)を設置
	<b>建設局</b> 管理部(建設総務・建設企画・工事検査課) 道路部(道路管理・道路明示・道路維持・道路建設課) 街路部(街路建設・立体交差・広域幹線道路課) 水と緑環境部(緑政・緑地管理・河川課) 都市整備部(区画整理・事業換地・拠点整備課) 用地室		(H14.1.1) 世界水フォーラム推進室を設置	建設企画課と工事検査課とを統合し、監理検査課を設置 道路部に放置車両対策課を設置 事業換地課を区画整理課に統合
<b>都市住宅局</b> 管理部(企画管理・市街地再開発課) 住宅部(住宅企画・住宅事業・住宅管理・住宅建設課) 営繕部(営繕企画・営繕・設備課) 区画整理部(区画整理・事業換地・拠点整備課) 住環境整備室(企画調査・管理指導・保全管理・事業・拠点地区事業・地域整備課)	※<都市計画局再編及び建設局設置により>			
<b>都市建設局</b> 管理部(建設総務・建設企画・工事検査課) 建設保全部(開発指導・河川課) 道路部(道路管理・道路明示・道路維持・道路建設課) 街路部(街路建設・立体交差・広域幹線道路課) 用地室	※<都市計画局再編及び建設局設置により>			
<b>会計室</b> 会計・物品会計課				



平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<p>[以下のとおり再編]            保健福祉部(保健福祉総務・監査指導・障害企画・障害保健福祉課)            生活福祉部(地域福祉・保険年金・審査課)            子育て支援部(児童家庭・保育課)            長寿社会部(長寿福祉・介護保険課)            保健衛生推進室(健康増進・地域医療・生活衛生課)</p>	審査課を廃止			障害企画課を障害保健福祉課に統合	保健衛生推進室(保健医療・医務審査・生活衛生課)を再編
<p>営繕部を再編し、公共建築部(企画設計・整備支援・工務監理課)を設置</p>		都市景観部に景観企画課を設置	交通政策課を拡充し、交通政策室を設置 住宅室(住宅政策・管理指導・すまいまちづくり・住宅整備課)を再編	都市景観部(景観政策・市街地景観・風致保全・開発指導課)を再編 指導課を建築指導課に改称 審査課を建築審査課に改称 監察課を建築監察課に改称	交通政策室を歩くまち京都推進室に改称
<p>世界水フォーラム推進室を廃止</p>				<p>[以下のとおり再編]            建設企画部(建設総務・建設企画・監理検査課)            土木管理部(調整管理・道路河川管理・道路明示・放置車両対策課)            道路建設部(道路計画・道路建設・道路環境整備課)            水と緑環境部(緑政・緑地管理・河川整備課)            都市整備部(区画整理・拠点整備課)            事業推進室</p>	<p>放置車両対策課を自転車政策課に改称            都市整備部(市街地整備・整備推進課)を再編</p>
		課を廃止			

B-3

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
<b>保健福祉局</b> 保健福祉部(保健福祉総務・監査指導・障害保健福祉課) 生活福祉部(地域福祉・保険年金課) 子育て支援部(児童家庭・保育課) 長寿社会部(長寿福祉・介護保険課) 保健衛生推進室(保健医療・医務審査・生活衛生課)				障害保健福祉課を拡充し、障害保健福祉推進室を設置	
<b>都市計画局</b> 都市企画部(都市総務・都市づくり推進・都市計画課) 都市景観部(景観政策・市街地景観・風致保全・開発指導課) 建築指導部(建築指導・建築審査・建築監察課) 公共建築部(企画設計・整備支援・工務監理課) 歩くまち京都推進室 住宅室(住宅政策・管理指導・すまいまちづくり・住宅整備課)	建築監察課を建築安全推進課に改称		管理指導課を住宅管理課に改称	住宅整備課を廃止	
<b>建設局</b> 建設企画部(建設総務・建設企画・監理検査課) 土木管理部(調整管理・道路河川管理・道路明示・自転車政策課) 道路建設部(道路計画・道路建設・道路環境整備課) 水と緑環境部(緑政・緑地管理・河川整備課) 都市整備部(市街地整備・整備推進課) 事業推進室		道路計画課と緑地管理課を廃止			
<b>会計室</b> 会計室					

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健福祉部に適正給付推進課を設置		適正給付推進課と監査指導課とを統合し、監査適正給付推進課を設置 医務審査課を廃止し、生活衛生課を医務衛生課に改称		[以下のとおり再編] 保健福祉部(保健福祉総務・監査指導課) 障害保健福祉推進室 生活福祉部(生活福祉・保険年金課) 健康長寿のまち・京都推進室(健康長寿企画・介護ケア推進課) 医療衛生推進室(健康安全・医務衛生課、医療衛生センター)	
				<b>子ども若者はぐくみ局</b> はぐくみ創造推進室 子ども若者未来部(育成推進・子ども家庭支援課) 幼保総合支援室	
市街地景観課を廃止し、屋外広告物適正化推進室を設置	都市づくり推進課を廃止し、まち再生・創造推進室を設置	屋外広告物適正化推進室を広告景観づくり推進室に改称 公共建築部(公共建築企画・公共建築建設・公共建築整備課)を再編			
	[以下のとおり再編] 建設企画部(建設総務・建設企画・監理検査課) 土木管理部(土木管理・橋りょう健全推進・河川整備・道路河川管理・道路明示課) 自転車政策推進室 道路建設部(道路建設・道路環境整備・用地課) みどり政策推進室 都市整備部(市街地整備・整備推進課)				

C-1

昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	
<b>区役所・支所</b> 区民相談室 総務・市民・主税・固定資産税・納税・保険年金・会計課  ※ 大規模区役所について記載。 区役所・支所により一部異なる。				区民相談室を地域振興室に改称 会計課を廃止	
<b>消防局</b> 企画室 総務部(庶務・施設・人事課) 予防部(予防・指導課) 警防部(消防防災・情報管理・救急救助・整備課) 消防学校(教養・研究課)					
<b>交通局</b> 事業開発課 管理本部 総務部(総務・職員・経理・管財課) 自動車本部 運輸部(業務・乗客・自動車課) 技術部(整備課) 高速鉄道本部 管理部(管理・電車・用地課) 建設部(計画・設計・工事課) 施設部(施設・車両・電気課)	(H元.4.8) [以下のとおり再編] 事業開発課 管理本部 総務部(総務・職員・経理・管財課) 自動車本部 運輸部(業務・乗客・自動車課) 技術部(整備課) 高速鉄道本部 管理部(管理・電車課) 計画部(計画・設計・工事課) 建設部(沿道対策課) 施設部(施設・車両・電気課)	(H2.4.6) [以下のとおり再編] 管理本部 総務部(総務・職員・管財課) 企画推進部(経営推進・財務・事務効率課) 自動車本部 業務部(管理・整備課) 営業部(自動車・乗客課) 高速鉄道本部 計画部(調整管理・計画・設計・設備・用地課) 建設部(工事・沿道対策課) 営業施設部(電車・施設・車両・電気課)	業務部を業務技術部に改称		
<b>水道局</b> 総務部(庶務・職員・経理・用度・営業・計算課) 技術部(管理・給水・配水・浄水・工務課)	[以下のとおり再編] 総務部(庶務・職員・経理・用度・営業・計算課) 技術本部 給水部(管理・給水・配水・工務課) 浄水部(浄水課)				
<b>下水道局</b> 総務部(庶務・経理・用地・普及・業務課) 技術部(管理課) 建設部(計画・設計第1・同第2・建設第1～第3課)	[以下のとおり再編] 総務部(庶務・経理・用地・普及・業務課) 技術本部 管理部(管理課) 建設部(計画・設計第1・同第2・建設第1～第3課)				
<b>教育委員会事務局</b> 総務部(総務・調査・教職員・施設・整備・社会教育課、社会教育計画室) 指導部(学校指導・特殊教育課、コンピュータ教育センター、学習センター、生徒指導・保健体育課)		[以下のとおり再編] 総務部(総務・調査・教職員・施設・整備課) 指導部(学校指導・特殊教育課、情報処理教育センター、学習センター、生徒指導・保健体育課) 生涯学習室(生涯学習推進・社会教育課)		特殊教育課を養護育成課に改称 生涯学習室を生涯学習部に改称	
<b>選挙管理委員会事務局</b> 庶務・選挙課					
<b>監査事務局</b> 第一～第三課					
<b>人事委員会事務局</b> 任用・調査課					
<b>市会事務局</b> 庶務・議事・調査課、図書室					

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
		[以下のとおり再編] 地域振興室 市民窓口・課税・納税・保険年金課		[以下のとおり再編] 区民部(企画総務・地域振興・市民窓口・市民税・固定資産税・納税課) 福祉部(福祉・保護・保険年金課)	保健部(健康づくり推進・衛生課)を設置
安全救急部(市民安全・救急・災害情報管理課)を設置 警防部(警防計画・消防救助・整備課)を再編		企画室を廃止し、総務部(庶務・企画・施設・人事課)を再編 防災対策室(防災課)を設置			
経営推進課を理事直轄とする 企画推進部を財務部に改称 管財課を財務部に移管	(H6.7.1) [以下のとおり再編] 経営推進室(経営推進課) 管理本部 総務部(総務・職員課) 財務部(財務・管財課) 自動車本部 業務技術部(管理・整備課) 営業部(自動車・乗客課) 高速鉄道本部 管理部(調整管理・計画課) 建設部(建設第一・同第二・設備・建築課) 営業施設部(電車・施設・車両・電気課)	[以下のとおり再編] 管理本部 経営推進室 総務部(総務・職員・財務・管財課) 自動車本部 業務技術部(管理・整備課) 営業部(自動車課) 高速鉄道本部 管理部(調整管理・計画課) 建設部(建設第一・同第二・設備・建築課) 営業施設部(電車・施設・車両・電気課)	管財課を廃止	経営推進室と総務部とを統合し、企画総務部(総務・職員・財務・経営推進課)を設置  (H9.11.1) 建設第一課と建設第二課とを統合し、建設課を設置	[次頁のとおりに再編]
	[以下のとおり再編] 総務部(庶務・職員・経理・用度・営業・計算課) 給水部(管理・給水・配水・工務課) 浄水部(浄水課)				計算課を情報化推進課に改称
	[以下のとおり再編] 総務部(庶務・経理・用地・普及・業務課) 管路部(計画・管路設計・管路建設課) 施設部(施設管理・施設設計・施設建設課)		[以下のとおり再編] 総務部(庶務・経理・業務課) 管路部(管理・計画・管路設計・管路建設課) 施設部(施設・施設設計・施設建設課)		
		全国高等学校総合体育大会推進室を設置 情報処理教育センターを情報教育センターに改称	全国高等学校総合体育大会推進室に総務企画課と競技式典課を設置	学校歴史博物館開設準備室を設置 指導部に地域教育専門主事室を設置  (H9.10.1) 幼児教育センター・統合幼稚園開設準備室を設置	学習センターを廃止し、人権教育企画課を設置 保健体育課を拡充し、体育健康教育室を設置 全国高等学校総合体育大会推進室を廃止

C-2

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
<b>区役所・支所</b>					
区民部(企画総務・地域振興・市民窓口・市民税・固定資産税・納税課) 福祉部(福祉・保護・保険年金課) 保健部(健康づくり推進・衛生課)	福祉部に介護保険準備課を設置	介護保険準備課を廃止し、長寿社会課を設置			
<b>消防局</b>					
総務部(庶務・企画・施設・人事課) 予防部(予防・指導課) 安全救急部(市民安全・救急・災害情報管理課) 警防部(警防計画・消防救助・整備課) 防災対策室(防災課) 消防学校(教養・研究課)	整備課を装備課に改称				
<b>交通局</b>					
企画総務部(総務・職員・財務・経営推進課) 自動車部(営業・運輸・技術課) 高速鉄道部(営業・計画・運輸課) 施設部(施設・高速車両・電気課) 建設室		企画総務部(総務・職員・財務課、研修所)を再編 施設部を廃止し、高速鉄道部(営業・運輸・施設・高速車両・電気課)を再編			
<b>水道局</b>					
総務部(庶務・職員・経理・用度・営業・情報化推進課) 給水部(管理・給水・配水・工務課) 浄水部(浄水課)					
<b>下水道局</b>					
総務部(庶務・経理・業務課) 管路部(管理・計画・管路設計・管路建設課) 施設部(施設・施設設計・施設建設課)					
<b>教育委員会事務局</b>					
総務部(総務・調査・教職員・施設・整備課) 学校歴史博物館開設準備室 指導部(人権教育企画・学校指導課、地域教育専門主事室、養護育成課、情報教育センター、生徒指導課) 体育健康教育部 幼児教育センター・統合幼稚園開設準備室 生涯学習部(生涯学習推進・社会教育課)	学校歴史博物館開設準備室を廃止	総務部(総務・企画・調査・教職員課、教育環境整備室)を再編 幼児教育センター・統合幼稚園開設準備室を廃止	指導部に子どもカウンセリングセンター開設準備室を設置	人権教育企画課を廃止し、教育計画課を設置	
<b>選挙管理委員会事務局</b>					
庶務・選挙課					
<b>監査事務局</b>					
第一～第三課					
<b>人事委員会事務局</b>					
任用・調査課					
<b>市会事務局</b>					
庶務・議事・調査課、図書室		図書室を調査課に統合		庶務課を総務課に改称 調査課を政務調査課に改称	

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	区民部(総務・まちづくり推進・市民窓口・市民税・固定資産税・納税課)を再編 福祉部(福祉介護・支援・保護・保険年金課)を再編				
	防災対策室を拡充し, 防災危機管理室を設置	災害情報管理課を廃止し, 情報通信課を設置 警防部に指令課を設置	予防部の課を廃止 警防部に調査課を設置		
		企画総務部に企画課を設置			建設室を廃止
総務部に経営企画課を設置	※<上下水道局設置により>				
	※<上下水道局設置により>				
	<b>上下水道局</b> 総務部(総務・職員・経理・用度・営業・情報化推進・地域水道課) 水道部(管理・企画調整・給水・配水・工務課) 下水道部(管理・施設・計画・管路設計・施設設計・管路建設・施設建設課)		管路設計課と施設設計課とを統合し, 設計課を設置(管路建設課と施設建設課とを統合し, 下水道建設事務所を設置)	(H20.3.1) サービス監視室を設置	地域水道課を地域事業課に改称
総務部に京都御池中学校・複合施設建設室を設置 情報教育センターを再編し, 情報化推進総合センターを設置 子どもカウンセリングセンター開設準備室を廃止 生涯学習部に家庭地域教育支援課を設置	養護育成課を総合育成支援課に改称 指導部に不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室を設置	[以下のとおり再編] 総務部(総務・調査・教職員給与・教職員人事課, 教育環境整備室, 京都御池中学校・複合施設建設室) 指導部(学校指導課, 工業高校改革推進室, 音楽高校改革推進室, 地域教育専門主事室, 総合育成支援課, 情報化推進総合センター, 生徒指導課) 体育健康教育室 生涯学習部	京都御池中学校・複合施設建設室を廃止 指導部に, スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室, 下京中学校教育企画推進室, 教員養成支援室を設置 音楽高校改革推進室を音楽高校改革推進・建設室に改称	スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室, 下京中学校教育企画推進室, 工業高校改革推進室を廃止 京都まなびの街生き方探求館(企画推進室)を設置	指導部に小中一貫教育推進室を設置 教員養成支援室と地域教育専門主事室を廃止



C-3

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
<b>区役所・支所</b> 区民部(総務・まちづくり推進・市民窓口・市民税・固定資産税・納税課) 福祉部(福祉介護・支援・保護・保険年金課) 保健部(健康づくり推進・衛生課)				総務課とまちづくり推進課とを統合し、地域力推進室を設置	
<b>消防局</b> 総務部(庶務・企画・施設・人事課) 予防部 安全救急部(市民安全・救急・情報通信課) 警防部(警防計画・消防救助・調査・指令・装備課) 防災危機管理室 消防学校(教養・研究課)				防災危機管理室を行財政局へ移管	
<b>交通局</b> 企画総務部(総務・企画・職員・財務課) 自動車部(営業・運輸・技術課) 高速鉄道部(営業・運輸・施設・高速車両・電気課)		施設課を廃止し、技術監理課を設置		企画総務部(総務・営業推進・職員・財務課)を再編	
<b>上下水道局</b> 服務監理室 総務部(総務・職員・経理・用度・営業・情報化推進・地域事業課) 水道部(管理・企画調整・給水・配水・工務課) 下水道部(管理・施設・計画・設計課)	総務部(総務・職員・経理・用度・技術管理・地域事業課、お客様サービス推進室)を再編 水道部(管理・施設・給水・配水課)を再編	服務監理室を廃止 技術管理課と地域事業課とを再編し、技術監理室(監理・地域事業課)を設置			
<b>教育委員会事務局</b> 総務部(総務・調査・教職員給与・教職員人事課・教育環境整備室) 指導部(学校指導課、小中一貫教育推進室、音楽高校改革推進・建設室、総合育成支援課、情報化推進総合センター、生徒指導課) 京都まなびの街生き方探求館(企画推進室) 体育健康教育室 生涯学習部	総務部に南区小中一貫校開設準備室を設置 小中一貫教育推進室を学校指導課に統合 指導部に下京涉成小学校教育企画推進室と開晴小中学校教育企画推進室を設置	南区小中一貫校開設準備室を凌風小中学校開設準備室に改称 下京涉成小学校教育企画推進室と音楽高校改革推進・建設室を廃止	開晴小中学校教育企画推進室を廃止 指導部に白河総合支援学校分校開設準備室を設置	凌風小中学校開設準備室を廃止 指導部に東山泉小中学校教育企画推進室を設置	
<b>選挙管理委員会事務局</b> 庶務・選挙課	庶務課を廃止				
<b>監査事務局</b> 第一～第三課		課を廃止			
<b>人事委員会事務局</b> 任用・調査課					
<b>市会事務局</b> 総務・議事・政務調査課				政務調査課を調査課に改称	

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(H26.11.25) 市民税課を廃止	固定資産税課、納税課を 廃止		(H29.5.8) [以下のとおり再編] 地域力推進室 区民部(市民窓口課) 保健福祉センター 健康福祉部(健康長寿推 進・障害保健福祉・生活 福祉・保険年金課) 子どもはぐくみ室	
				[以下のとおり再編] 総務部(総務・消防団・人 事・施設課) 予防部(予防・指導・市民安 全課) 警防部(警防計画・情報指 令・消防救助・救急課) 消防学校(教育管理・技術 指導・支援課)	
営業推進課を拡充し、営業 推進室を設置					
総務部に経営企画課を 設置				地域事業課を廃止	[以下のとおり再編] 総務部(総務課、企業力向 上推進室、職員・契約会計 課、お客様サービス推進室) 経営戦略室 技術監理室(監理課) 水道部(管理・施設・水道管 路課) 下水道部(管理・施設・計 画・設計課)
教職員給与課を廃止し、学 校事務支援室を設置 白河総合支援学校分校開 設準備室と情報化推進総 合センターを廃止	指導部に新工業高校開設 準備室を設置 東山泉小中学校教育企画 推進室を廃止		指導部に御所東小学校開 設準備室を設置 新工業高校開設準備室を 廃止	指導部に伏見区向島小中 一貫教育校教育企画推進 室を設置	伏見区向島小中一貫教育 校教育企画推進室を向島 秀蓮小中学校教育企画推 進室に改称 指導部に京北地域小中一 貫教育校教育企画推進室 を設置 御所東小学校開設準備室 を廃止
課を廃止					



# VI

## 年 表

- 1 市会欄は、市会の出来事を中心に掲載した。参考欄は、京都市の主要な出来事を中心に掲載した。
- 2 条例等については、「市会のあゆみ編」で触れたものを中心に掲載した。

昭和63年（1988年）

月日	市 会	月日	参 考
1.22	第1回臨時会開会		
	<p><b>市会コラム 1 ◆ 京都市交響楽団が議場で演奏</b></p> <p>昭和61年1月、京都市交響楽団の楽団員11名が、本会議が始まる前の議場において「京都市歌」と「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」の演奏を行った。これは、昭和31年に自治体直営のオーケストラとして創立された京都市交響楽団の30周年を契機に、楽団をバックアップするために実現したものであり、以後、年初めの本会議の開会前に演奏を行うことが恒例となっている。</p> <p>昭和63年は、「京都市歌」と京都国体開催を記念して作曲された「行進曲『京都』」が演奏された。</p>		
2.29	第2回定例会開会	3.31	古都保存協力税条例廃止
		4. 1	西賀茂中学校開校
		4.16	障害者スポーツセンター開館
5.18	第3回定例会開会		
6. 3	第4回臨時会開会		
6. 7	議長・副議長選挙(議長 中村安良, 副議長 中西正三)	6.11	地下鉄烏丸線(京都～竹田)開通
〃	全員協議会開催(実行委員会の設置及び委員の選任)		
6.28	第5回臨時会開会		
	<p><b>市会コラム 2 ◆ 市長提出議案の修正可決(市バス・地下鉄の運賃改定)</b></p> <p>市バスの利用者は減少する傾向にあり、また、地下鉄の延伸事業に巨額の建設費を必要としていたことから、両事業の経常収支は赤字が見込まれた。そこで、市長は利用者に応分の負担を求めるため、運賃の改定を審議する臨時会を招集した。</p> <p>運賃の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすため、臨時会の会期を当初予定していた5日間から15日間に延長して審議した。会期の延長は、昭和54年7月以来、約10年ぶりの出来事であった。</p> <p>審議の結果、市バスについては、提案された値上げ額(20円)の半額(10円)の値上げに留める暫定期間を原案より6箇月延長する修正案を可決し、地下鉄については原案どおり可決した。また、徹底した企業内努力の断行と利用者増対策の強化などを求める3個の付帯決議を付した。</p>		
9.16	第6回定例会開会	9. 4	京都国体(夏季大会)(～9月7日)
10. 9	市議会議員南区補欠選挙	10.15	京都国体(秋季大会)(～10月20日)
		10.29	第24回全国身体障害者スポーツ大会「愛とふれあいの京都大会」(～10月30日)
11.25	第7回定例会開会		
〃	全員協議会開催(実行委員会の委員の選任)		

昭和64年・平成元年（1989年）

月日	市 会	月日	参 考
1. 9	議員協議会開催(甲意の表明)	1. 8	「平成」に改元
1.17	第1回臨時会開会		
3. 2	第2回定例会開会		
	<p><b>市会コラム 3 ◆ 市長提出議案の否決(消費税転嫁の8条例)</b></p> <p>4月1日の消費税導入に向け、市長は納税額(還付額)が発生する公営企業・特別会計(上下水道料金, 市バス・地下鉄運賃及び中央卸売市場, 市立病院の使用料など)に係る8件の条例改正案を提出した。</p> <p>議案は、普通・事業両予算特別委員会に付託され、審査された。委員会では自民党の継続審査の動議及び共産党の修正案を共に否決し、その後、原案も否決した。委員会の翌日に開かれた本会議においても否決し、さらに「消費税廃止を求める意見書」を可決した。</p> <p>平成3年5月の消費税法改正後、第6回定例会において、消費税を公共料金に転嫁するための8件の条例改正案が改めて提案され、5件は原案の通り可決し、3件は一部修正のうえ可決した。</p>		
		3. 5	JR嵯峨野線(嵯峨～馬堀)の複線化, 新線工事完成。11日に太秦駅開業
		4. 1	消費税導入
		〃	桂坂小学校, 大枝中学校開校
		4. 2	市制施行100周年記念式典
5.25	第3回定例会開会		

6.13	市会開設100周年記念式典 ♪ 『京都市会史続編』発行		
<b>市会コラム 4 ◆ 京都市会100周年</b> 明治22年4月1日、市制が施行され、京都市が誕生した。同月22日から24日に行われた市議会議員選挙で上京区・下京区の42人の議員が選出され、同年6月14日、第1回の市会を開会した。 それから100年が経過し、平成元年6月、京都市会は100周年を迎えた。これを記念して式典を開催するとともに、二条城清流園北大手門前にカツラの木を植樹した。 また、昭和34年に発行した『京都市会史』（明治22年から昭和32年まで収録）に続く、『京都市会史続編』（昭和33年から昭和62年まで収録）を発行した。			
6.19	第4回臨時会開会		
6.23	議長・副議長選挙(議長 椋田知雄, 副議長 菅井和雄) ♪ 全員協議会開催(実行委員会の設置及び委員の選任)		
7.23	市議会議員南区補欠選挙	8. 1	琵琶湖疏水記念館開館
		8.27	市長選挙(田邊朋之)
9.26	第5回定例会開会 ♪ 全員協議会開催(実行委員会の委員の選任)	9.12	国際交流会館開館
		10. 2	京都リサーチパークに京都高度技術研究所・京都市工業試験場開所
11.22	第6回定例会開会	10. 5	京阪電気鉄道鴨東線(三条～出町柳)開通

## 平成2年(1990年)

月日	市 会	月日	参 考
1.16	第1回臨時会開会		
2.27	第2回定例会開会	3.10	JR嵯峨野線(京都～園部間)の電化工事完成
5.30	第3回定例会開会	4. 1	洛水中学校開校
6. 5	議長選挙(議長 国枝克一郎) ♪ 全員協議会開催(実行委員会の委員の選任)	5. 8	都市計画道路鴨川東岸線(塩小路～冷泉通)開通
6.22	第4回臨時会開会		
6.26	副議長選挙(副議長 上倉哲郎) ♪ 全員協議会開催(実行委員会の設置及び委員の選任)	8.15	呉竹文化センター開館
9.20	第5回定例会開会	8.30	久我のもり図書館・久我の杜生涯学習プラザ開館
10. 8	「京都市議会各選挙区選出議員数条例」全部改正(上京区・東山区各1減, 西京区・伏見区各1増)		
10.14	市議会議員東山区補欠選挙	10.24	地下鉄烏丸線(北大路～北山)開通
11.22	第6回定例会開会 ♪ 全員協議会開催(実行委員会の委員の選任) ♪ 議員協議会開催(祝意の表明)		

## 平成3年(1991年)

月日	市 会	月日	参 考
1.24	第1回臨時会開会		
2.22	第2回定例会開会		
4. 7	市議会議員一般選挙	4. 1	上里小学校開校
4.30	党派結成(自由民主党京都市議会議員団, 日本共産党京都市議会議員団, 公明党市議会議員団, 日本社会党京都市議会議員団, 民社クラブ京都市議会議員団)		
5.16	第3回定例会開会 ・常任委員会の審査対象を拡大するとともに一般質問を実施		
5.22	議長・副議長選挙(議長 高橋泰一朗, 副議長 永嶋久仁朗)		

5.22	「京都市会委員会条例」「京都市会会議規則」一部改正(参考人に関する規程整備)		
6.25	第4回臨時会開会		
6.29	「京都市会委員会条例」一部改正(市会運営委員会の設置)		
9.10	第5回定例会開会 ・9月市会, 11月市会代表質問のテレビ中継(手話通訳有)を開始		
10. 9	「京都市会会議規則」一部改正(会期を議決により定める)		
11.14	第6回定例会開会		

## 平成4年(1992年)

月日	市 会	月日	参 考
2.20	第1回定例会開会	4. 1	洛中小学校, 洛央小学校, 六条院小学校(~平成21年度), 久我の杜小学校開校
5.13	第2回定例会開会	4. 7	吉祥院図書館開館
<p><b>市会コラム 5 ◆ ボンボン山ゴルフ場計画跡地の買収</b></p> <p>3月, 京都市は西京区大原野に計画されたゴルフ場の建設に関する事前協議を行わないことを決定した。これに対し, 事業者は京都市へ損害賠償を求める調停を裁判所に申し立てた。裁判所は双方の主張等を考慮し, 5月, 「京都市が計画地を約47億円で買い取るよう求める」との調停に代わる決定(民事調停法第17条)を行った。</p> <p>裁判所の決定を受け入れることとした市長は, 開会中の第2回定例会に市会の同意を求める議案及び補正予算案を追加提出した。これを受け, 市会は会期を4日間延長し, 普通予算特別委員会を設置して審議した。その後, 5月26日の本会議で2件とも可決した。</p> <p>平成12年, 京都市が買い取ったゴルフ場計画跡地は整備され, 自然をいかし, 人と自然が触れ合える「大原野森林公園」がオープンした。</p>			
9. 9	第3回定例会開会 〃 議長・副議長選挙(議長 川中増次郎, 副議長 可児達志)		
10. 4	市議会議員東山区補欠選挙		
11.13	第4回定例会開会		

## 平成5年(1993年)

月日	市 会	月日	参 考
2.18	第1回定例会開会	3.15	新京都市基本計画策定
5.18	第2回定例会開会	4. 1	野外活動施設花背山の家開所
5.21	「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」一部改正(議会の議決に付すべき契約の基準を改定)		
5.28	議員協議会開催(祝意の表明)		
6.18	第3回臨時会開会		
<p><b>市会コラム 6 ◆ 直接請求による臨時会開会</b></p> <p>5月31日, 国民健康保険条例の一部改正(保険料の引下げなど)を求める住民からの直接請求が市長に提出された。このため, 6月, 市長は臨時会を招集し, 「国民健康保険事業の健全な運営のため, 改正すべきではない」との意見を付け, 条例改正案を提出した。</p> <p>議案が付託された厚生委員会において審査した後, 同月25日の本会議で否決し, 臨時会を閉会した。</p>			
9. 8	第4回定例会開会	7.21	健康増進センター(ヘルスピア21)開館
11.12	第5回定例会開会	8. 4	伏見北堀公園地域体育館開館
12.17	議長・副議長選挙(議長 井上与一郎, 副議長 西田輝雄)	8. 8	市長選挙(田邊朋之)
		8.16	西文化会館(ウエスティ)開館
		9.16	葛野大路(御池~太子道通)開通



## 平成6年(1994年)

月日	市 会	月日	参 考
2.18	第1回定例会開会	3.23	岡崎公園駐車場開業
		3.26	交通局北大路バスターミナルの地下移転工事が完成し、営業開始
		4. 1	女性総合センター(ウイングス京都)が開館(平成18年に男女共同参画センターと改称)
		4.25	京都市で第4回世界歴史都市会議開催
5.17	第2回定例会開会		
7.14	第3回臨時会開会	7. 1	市民スポーツ会館開館
<p><b>市会コラム 7 ◆ 地下鉄東西線の建設費膨張と臨時会の開会</b></p> <p>平成5年2月の第1回定例会において、地下鉄東西線の完成が2年近く遅れることが明らかにされた。その後、平成6年2月の第1回定例会において、建設事業費が当初計画を1,500億円上回る事が報告された。さらに、同月に設置された京都市高速鉄道東西線建設事業点検・推進委員会は、6月、完成予定が平成9年秋にずれ込み、建設費は当初計画の2倍近くになることを明らかにした。</p> <p>この事態を受け、市長に対し、共産党は臨時会の招集請求を行い、自民党、公明党、社会党、民社クラブは早期に臨時会を招集するよう申し入れた。</p> <p>7月14日、臨時会が開かれ、地方自治法第98条第1項に基づく事務の検査を行うことを議決した。財政総務、建設、交通水道の各委員会が、それぞれ検査した後、三委員会による連合審査会を開会し、総括質疑を行った。</p> <p>その後、同月22日の本会議において検査の終了を議決した。また、地下鉄東西線を1日も早く完成させ、市民に対する責任を果たすよう求める「地下鉄東西線建設費の膨張問題等に関する決議」を可決した。</p>			
9. 6	第4回定例会開会	8.25	桂川地域体育館開館
11.10	第5回定例会開会	11. 8	平安遷都1200年記念式典
<p><b>市会コラム 8 ◆ 市長提出議案の否決(市税条例改正)</b></p> <p>市長は行財政改革の一環として、市民税・固定資産税などをまとめて納付した場合に金利分を払い戻す「前納報償金」の基準の見直しを盛り込んだ市税条例の一部改正案を提出した。</p> <p>議案の委員会付託を省略し、基準の見直しを段階的に導入する自民党の修正案を併せて上程した。そして、修正案の提案説明と討論の後、修正案を否決し、原案も否決した。</p>			
12. 6	会派名称変更(公明党市会議員団→公明市会議員団)	12.15	「古都京都の文化財」(京都市・宇治市・大津市)が、世界文化遺産に登録決定

## 平成7年(1995年)

月日	市 会	月日	参 考
2.17	第1回定例会開会		
<p><b>市会コラム 9 ◆ 阪神・淡路大震災</b></p> <p>1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、兵庫県を中心に近畿地方各地が甚大な被害を受けた。</p> <p>1箇月後に開会した第1回定例会の冒頭、議長から、犠牲者に対する弔意、被災者に対する見舞い及び1日も早い復興の祈念について発言があった後、犠牲者に対して全員で黙祷をささげた。</p> <p>同定例会では、防災対策を中心に質疑が行われたほか、震災を教訓として防災対策に取り組むよう新年度予算に付帯決議を付すとともに、「地震対策の強化を求める決議」を可決した。</p>			
4. 9	市議会議員一般選挙	3.31	都市計画道路西野山大宅線開通
4.30	会派結成(自由民主党京都市会議員団、日本共産党京都市会議員団、公明京都市会議員団、日本社会党京都市会議員団、新進党・市民クラブ京都市会議員団)	4. 1	御所南小学校、高倉小学校、大原野中学校開校
		〃	北文化会館開館(地域体育館機能と併用)
		4.18	岩倉図書館開館
		4.29	梅小路公園開園
5.16	第2回定例会開会		
5.22	議長・副議長選挙(議長 田中のはる、副議長 秋山幸雄)		
9. 6	第3回定例会開会	9. 1	市民防災センター開館

	<p><b>市会コラム 10 ◆ 市長提出議案の修正可決(上下水道料金改定)</b></p> <p>9月,市長は平成7年度から11年度までの財政計画を策定のうえ,上下水道料金を改定する議案を提出した。市民や事業者に大きな影響を与えるため,委員会及び本会議で活発な議論が行われ,2日間にわたり夜遅くまで会議が続けられた。</p> <p>議案が付託された事業予算特別委員会の討論結了は,当初予定の10月5日から6日の夕方までずれ込んだ。このため,最終本会議を6日の16時46分に一旦開会し,時間延長宣告のうえ休憩に入った。事業予算特別委員会は19時2分に討論結了,事業決算特別委員会は19時6分に討論結了し,本会議を21時33分に再開,23時26分に終了した。</p> <p>この本会議で,暫定措置を設けることなど,市民や中小事業者に対して一定の配慮を行う修正案を可決した。</p>		
	<p><b>市会コラム 11 ◆ 全会一致の起立表決</b></p> <p>8月17日に中国が,9月6日にフランスが核実験を行った。これに対し,9月6日の本会議において「中国・フランスの核実験に抗議する決議」を全会一致で可決した。</p> <p>京都市会では,全会一致の場合,議長が異議の有無を諮ったうえで可決を宣告する簡易表決の方法を採用しているが,この決議については,その重要性に鑑み,京都市会で初めての起立表決とした。</p>		
11.13	第4回定例会開会	10.15	京都コンサートホール開館
11.20	「京都市会議員の資産等の公開に関する条例」「京都市長の資産等の公開に関する条例」制定		

### 平成8年(1996年)

月日	市 会	月日	参 考
2. 6	会派名称変更(日本社会党京都市会議員団→社会民主党京都市会議員団)	1.29	田邊朋之市長退任
3. 1	第1回定例会開会	2.25	市長選挙(榎本頼兼)
5.17	第2回定例会開会	4. 1	助役の呼称を「副市長」とする
6. 3	副議長選挙(副議長 小川利治)	〃	梅小路小学校開校
7.11	第3回臨時会開会	4.15	プラハ市(チェコ共和国)と姉妹都市提携
9.18	第4回定例会開会 ・「本会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する要綱」制定 ・予算・決算特別委員会(総括質疑)のモニター放映を開始	7. 1	勤業館(みやこめっせ)開館
11.15	第5回定例会開会 〃 議長選挙(議長 中野竜三)		
12.11	議場にて故田中のぼる議長の議会葬を実施		

### 平成9年(1997年)

月日	市 会	月日	参 考
2.19	第1回定例会開会	2. 1	出町駐車場開業
3.25	会派名称変更(社会民主党京都市会議員団→京都市民クラブ市会議員団)	3.18	醍醐駐車場開業
		4. 1	醍醐地域体育館開館
		〃	こころの健康増進センター開所
		〃	西陣中央小学校,新町小学校,二条城北小学校,音楽高等学校(～平成21年度)開校
		4.29	醍醐中央図書館開館
5.15	[市会だより]創刊号発行		
5.20	第2回定例会開会	5.29	御池地下駐車場開業
5.29	副議長選挙(副議長 中西賢治)	6. 3	地下鉄烏丸線(北山～国際会館)開通
		7.12	JR京都駅開業。南北自由通路開通
9.10	第3回定例会開会	9.11	京都駅ビルグランドオープン
		10. 4	ゼスト御池開業
		10.12	地下鉄東西線(醍醐～二条)開通
		〃	パセオ・ダイゴロー西館開業(東館は平成12年開業)

11. 7	第4回定例会開会	11.25	伏見区深草総合庁舎開庁
		12. 1	第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議, COP3)開催(～12月11日)

**市会コラム12 ◆ 京都議定書の採択**

平成4年、ブラジルで開催された環境と開発に関する国際連合会議において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択された。日本は平成5年に同条約を批准し、締約国となった。

第1回締約国会議は平成7年にベルリンで開かれ、第3回締約国会議で具体的な取組を検討することが決定された。その第3回締約国会議が開催されたのが京都市であった。平成9年12月11日の同会議において、先進国は温室効果ガスの排出を抑制・削減する施策を実施することとする「京都議定書」が採択された。

市会においても、本会議や委員会の質疑を通して、地球温暖化問題への取組の強化を促すとともに、平成9年第2回定例会で「気候変動枠組条約第3回締約国会議に向けて環境行政の一層の推進を求める決議」を、同年第3回定例会で「地球温暖化防止対策の強化を求める意見書」を可決した。

その後、各国が京都議定書を批推し、平成17年2月16日に発効した。

## 平成10年（1998年）

月日	市 会	月日	参 考
1. 9	会派名称変更(新進党・市民クラブ京都市会議員団→京都市会議員団都みらい)		
2.19	第1回定例会開会		
5. 8	第2回定例会開会		
5.19	副議長選挙(副議長 宇都宮壮一)		
9.10	第3回定例会開会	6.27	久世ふれあいセンター図書館開館
		7.15	京都市自治100周年事業として、京都子ども市会を実施(～8月26日)
		7.19	山村都市交流の森開設
		10. 3	ラクト山科開業
		10.15	京都市自治100周年記念式典
		11. 1	山科地域体育館開館
11. 9	会派名称変更(公明京都市会議員団→公明党京都市会議員団)	11.11	学校歴史博物館開館(翌年2月に京都子ども市会記念碑を設置)
11.13	第4回定例会開会		

## 平成11年（1999年）

月日	市 会	月日	参 考
2.19	第1回定例会開会		
4.11	市議会議員一般選挙		
4.30	会派結成(自由民主党京都市会議員団, 日本共産党京都市会議員団, 民主・都みらい京都市会議員団, 公明党京都市会議員団)	4.27	晋州市(大韓民国)とパートナーシティ提携
5.12	会派結成(京都21市会議員クラブ)		
5.18	第2回定例会開会 ・普通予算・決算特別委員会に分科会方式を導入 ・事業予算・決算特別委員会の所管に病院事業を加え、その名称を公営企業予算・決算特別委員会に変更		
5.24	議長・副議長選挙(議長 二之湯智, 副議長 山口幸秀)		
6.23	二之湯智議長が全国市議会議長会会長に就任(～13年5月22日)		
9. 2	第3回定例会開会		
9. -	予算・決算特別委員会(局別質疑)のモニター放映を開始		
11.16	第4回定例会開会		

**市会コラム13 ◆ 京都市基本構想(21世紀・京都のグランドビジョン)の策定**

昭和58年に策定された「京都市基本構想(2000年目標)」の次の基本構想の策定に向けた取組が平成8年から始められ、取りまとめられた構想案は、議案として第4回定例会に提出された。

議案が付託された財政総務委員会において審査した後、12月17日の本会議で原案のとおり可決した。また、「基本構想に基づく施策を着実に実行できるよう、財源見通しを明らかにしたうえで基本計画を策定すること」などの付帯決議を付した。

		12.21	東京に京都館を開館
		12.23	子育て支援総合センター(こどもみらい館)・子育て図書館開館

## 平成12年(2000年)

月日	市 会	月日	参 考
3. 2	第1回定例会開会	2. 6	市長選挙(榎本頼兼)
5.15	第2回定例会開会	4. 1	京都芸術センター開設
5.25	副議長選挙(副議長 今枝徳蔵)	4. 3	東部山間埋立処分地(エコランド音羽の杜)供用開始
〃	「京都市議会規則」一部改正(請願において記名押印と署名の選択制を導入)	4.27	大原野森林公園開園
〃	「京都市会情報公開条例」制定		
9. 6	第3回定例会開会 ・議員の呼称は全て「君」としていたが、女性議員に対しては「さん」とする	9. 8	大学のまち交流センター(キャンパスプラザ京都)開館
<p><b>市会コラム 14 ◆ 市長提出議案の修正可決(上下水道料金改定)</b></p> <p>市長は平成12年度から16年度までの財政計画を策定のうえ、上下水道料金を改定する議案を提出した。議案が付託された交通水道委員会及び本会議では、厳しい経済状況の中、値上げすることの是非などについて活発な議論が交わされた。</p> <p>9月13日に総括質疑を終え、18日に討論終了の委員会を予定していたものの、結論が出なかったため、討論終了を会期末まで持ち越すこととなった。</p> <p>しかしながら、会期末の前日である10月10日においても、各会派の修正案に係る意見調整が継続され、討論終了の委員会は翌日11日午前2時までずれ込んだ。その後、同日に開かれた本会議において、水道料金の改定を6箇月間延期する修正案及び下水道料金の改定について軽減措置を講じる修正案を可決した。</p>			
11.14	第4回定例会開会	9.23	JR嵯峨野線円町駅開業。二条～花園間の複線高架開通

## 平成13年(2001年)

月日	市 会	月日	参 考
2.21	第1回定例会開会 ・盲導犬及び介助犬同伴による本会議の傍聴及びモニター視聴を可とする	1.10	京都市基本計画・各区基本計画策定
3.23	「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」制定	2.26	東山区総合庁舎開庁(保健所は3月5日～)
〃	「京都市政務調査費の交付に関する条例」制定	3.14	東山地域体育館開館
4. 1	市会情報公開審査会を設置	3.31	東北部クリーンセンター竣工
4. 2	市会情報公開コーナー開設		
〃	[市会ホームページ]開設。会議録検索システム導入		
5.15	第2回定例会開会 ・議案は原則として常任委員会へ付託することとする		
5.29	議長・副議長選挙(議長 磯辺とし子, 副議長 梅林等)		
7.29	市議会議員上京区補欠選挙		
7.31	会派結成(フレッシュ京都市議員団)		
9. 7	第3回定例会開会 ・議員の呼称を「君」又は「さん」から「議員」とする	9.17	右京ふれあい文化会館開館
10. -	市会定期刊行資料『京都市会旬報』を『京都市会時報』に改称し、第1号を発行	10.31	「財政非常事態宣言」と「大幅な財政削減を目指す緊急対策の基本方針」を発表
11. 1	点字により作成された請願・陳情の受付を開始		
11.19	第4回定例会開会 ・本会議の傍聴者へ議事日程の配布を開始		

## 市会コラム15 ◆ 京都市財政の非常事態宣言

10月31日、市長は、厳しい財政状況に対応するため「財政の非常事態」を宣言し、新規施設建設の原則凍結などを柱とする緊急対策を発表した。

このため、11月に開会した第4回定例会代表質問では、全会派とも財政運営の見通しについて質疑を行った。

また、同定例会で審査した平成12年度決算に対し、「京都市財政は、『非常事態宣言』をしなければならない深刻な状況にもかかわらず、211億円にのぼる不用額が生じている。経費節減の努力も含まれているが、より一層厳しく精査し執行率の向上に努めるべきである」との意見を付した。

12.18 会派解消(フレッシュ京都市議員団)

## 平成14年(2002年)

月日	市 会	月日	参 考
2.22	第1回定例会開会		
3.26	副議長選挙(副議長 高嶋弘恵)	3.15	御池通(七本松～御前通)開通
〃	「京都市会会議規則」一部改正(委員・議員の派遣の手続を明確化)	3.23	大宮大橋(伏見区)開通
〃	「京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」制定		
〃	「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)		
		4. 1	東山小学校開校(～平成22年度)
		4.11	伝統産業振興館(四条京町屋)開館(～平成21年度)
		4.21	環境保全活動センター(京エコロジーセンター)開館
5.10	第2回定例会開会 ・代表質問のテレビ中継(手話通訳有)を開始 ・常任委員会の審査対象を調査研究事項に拡大		
5.15	[市会だより]議案審議結果と会派の態度一覧、代表質問会派名の掲載を開始		
7. -	聴導犬同伴による本会議の傍聴及びモニター視聴を可とする	7.20	西京極総合運動公園プール施設(京都アクアリーナ)開館
9. 9	第3回定例会開会		
11.19	第4回定例会開会	11. 7	京北町長から編入合併申入れ

## 平成15年(2003年)

月日	市 会	月日	参 考
2.21	第1回定例会開会		
〃	「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)		
		3.16	阪急電鉄洛西口駅開業
		3.30	第二京阪道路京滋バイパス(巨椋IC～久御山JCT)開通
4.13	市議会議員一般選挙	4. 1	京都御池中学校開校
4.30	党派結成(自由民主党京都市議員団、日本共産党京都市議員団、民主・都みらい京都市議員団、公明党京都市議員団属)	4.28	教育総合相談センター(こども相談センターパトナ)開所
5.15	第2回定例会開会		
5.19	議長・副議長選挙(議長 田中セツ子、副議長 谷口弘昌)		
		6.12	御池通シンボルロード供用開始
		6.23	ひと・まち交流館京都開館
		6. -	近鉄京都線連続立体交差事業完了
		7.20	コミュニティプラザ深草図書館開館
8.25	「京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領」制定		
8. -	議場傍聴席を改修(座席サイズの拡大、車椅子専用スペースの新設、聴覚障害者用モニターテレビの新設)		
8. -	市会会議室の一室をモニター視聴室に改修		
9. 1	「京都市会傍聴規則」全部改正(傍聴券への住所・氏名の記入を廃止)		
9. 2	第3回定例会開会		

9.16	議長室・副議長室・議員控室を禁煙とする(議会を禁煙とするのは政令指定都市初の取組。平成23年7月には喫煙室も廃止)		
	<p style="text-align: center;"><b>市会コラム16 ◆ 議場で名誉市民表彰</b></p> <p>昭和28年に「京都市名誉市民表彰条例」を制定し、京都市民又は京都市に縁故の深い人で、公共の福祉の増進又は学術芸芸の進展に寄与したことにより、広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる人に、市長が市会の同意を得て「京都市名誉市民」の称号を贈り、表彰している(平成30年3月時点で51名)。</p> <p>昭和36年以降、毎年10月15日に開催される自治記念式典において表彰することとしているが、平成15年に表彰を受けた田中耕一氏は、10月15日の式典に出席できなかったため、10月3日の本会議において表彰に係る議案が全会一致で同意された後、議場で表彰式が行われた。</p>		
11.18	第4回定例会開会 <ul style="list-style-type: none"> <li>♪ 議員研修実施(議員の政策形成・立案能力について)</li> </ul>	10.28	京都市・京北町合併協議会設置
12. 1	[市会ホームページ]会議録検索システムを充実(平成12年度以降の委員会記録を追加)		

### 平成16年(2004年)

月日	市 会	月日	参 考
2.27	第1回定例会開会 <ul style="list-style-type: none"> <li>♪ 「京都市議会規則」一部改正(会議の欠席理由を「病気、出産その他の事由」に改める)</li> </ul>	2. 8	市長選挙(榎本頼兼)
3.29	「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長) <ul style="list-style-type: none"> <li>♪ [第1次市会改革]市会運営委員会の下に市会改革検討小委員会を設置し、第1次市会改革がスタート(～平成17年3月)</li> </ul>		
4. 1	市会情報システム(市会内ネットワークの構築によるメールの送受信等)の運用開始	4. 1	白川小学校(～平成22年度)、西京高等学校附属中学校、北総合養護学校開校
5.14	第2回定例会開会	4. 5	葛野大路(三条～四条通)開通
5.28	副議長選挙(副議長 久保省二)		
9. 9	第3回定例会開会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営企業予算・決算特別委員会の名称を公営企業等予算・決算特別委員会に変更</li> </ul>	8.26	京都市と京北町が合併協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>♪ 子ども保健医療相談・事故防止センター(京あんしんこども館)開館</li> </ul>
10. -	全区役所・支所の待合ロビー等で、予算・決算特別委員会(総括質疑)の録画放映を開始	10. 1	洛風中学校開校
11.16	第4回定例会開会	11.26	地下鉄東西線(醍醐～六地藏)開通

### 平成17年(2005年)

月日	市 会	月日	参 考
2.17	「政策に係る議員提出議案に関する申合せ」決定		
2.18	第1回定例会開会		
2.22	議員研修実施(住民訴訟の現状と展望について)		
3.18	[第1次市会改革]報告書を取りまとめ、市会運営委員会へ報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>♪ 「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」制定</li> <li>♪ 「京都市政務調査費の交付に関する条例」一部改正(領収書等の提出)</li> <li>♪ 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」一部改正(議決に付すべき契約の予定価格の金額を改定)</li> <li>♪ 「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)</li> </ul>	3.18	消防活動総合センター(活動支援施設)開所
4.12	常任委員会のモニター放映開始	3.19	葛野大路(三条～御池通)開通
5.17	第2回定例会開会	4. 1	京北町編入合併
		4.17	京都迎賓館開館

5.31	議長・副議長選挙(議長 巻野渡, 副議長 日置文章)		
9.11	市議会議員上京区補欠選挙		
9.12	第3回定例会開会 ・[インターネット中継]予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継と録画放映を開始		
11.17	第4回定例会開会	11. 1	発達障害者支援センター(かがやき)開所
<p><b>市会コラム 17 ◆ 市長提出議案の否決(市会議員期末手当支給条例の一部改正)</b></p> <p>市長から市会議員の期末手当を引き上げる議案及び市職員の給与を引き下げる議案が提出され、市会議員の期末手当の引上げについては「国の特別職等の例に準じ市会議員の期末手当を引き上げようとするものである」との説明が、市職員の給与の引下げについては「人事委員会勧告を踏まえ、国家公務員の例に準じるものである」との説明があった。</p> <p>議案が付託された財政総務委員会では、市会議員の期末手当の引上げと市職員の給与の引下げとの整合性や厳しい経済情勢の中で広く理解を得ることへの懸念などについて質疑があった。その後、12月16日の本会議において、市会議員の期末手当を引き上げる議案を否決し、市職員の給与を引き下げる議案を可決した。</p>			
12.16	「京都市個人情報保護条例」一部改正(市会を実施機関とする)		

## 平成18年(2006年)

月日	市 会	月日	参 考
1.20	[第2次市会改革]市会運営委員会の下に市会改革検討小委員会を設置し、第2次市会改革がスタート(～平成19年2月)		
1.23	第1回臨時会開会 ・本会議の傍聴者へ議席図の配布を開始		
<p><b>市会コラム 18 ◆ 直接請求による臨時会開会</b></p> <p>1月4日、「無防備、平和都市条例の制定」を求める住民からの直接請求が市長に提出された。このため、同月、市長は臨時会を招集し「宣言に実効性がなく必要性もない」との意見を付け、条例案を提出した。議案が付託された財政総務委員会において、25日に請求代表者の意見を聴取したうえで審査した後、30日の本会議で否決し、臨時会を閉会した。</p>			
2.17	第2回定例会開会 〃 議員研修実施(観光立国と京都観光について)		
3.17	「京都市議会議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)	4. 1	京都御池創生館開館
		4.18	市道宝が池通の狐坂高架橋開通
5.16	第3回定例会開会		
5.30	副議長選挙(副議長 鈴木マサホ)		
8.31	第4回臨時会開会 〃 職員の不祥事に関する調査特別委員会設置(～10月6日)	8.31	「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」策定
9. 8	第5回定例会開会		
10. 6	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会設置(～平成19年4月29日)	10. 1	家庭ごみ有料指定袋制実施
<p><b>市会コラム 19 ◆ 職員不祥事の多発と臨時会の開会・調査特別委員会の設置</b></p> <p>平成18年、京都市職員の不祥事が続発した。この事態を受け、市会は8月21日に全常任委員会による連合審査会を開催し、市長から説明を聴取した。また、同日から25日にかけて常任委員会における局別集中審査を行い、28日に総括質疑を行った。さらに、31日には、議員の議会招集請求による臨時会が12年ぶりに開会され、「職員の不祥事に関する調査特別委員会」を設置した。そして、同日、市長から「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」が示された。</p> <p>しかし、その後も京都市職員の不祥事が相次ぎ、市会は10月6日に改めて「市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会」を設置した。12月の特別委員会では、市会で初めて参考人を招致し質疑を行うとともに、2月の特別委員会では、倫理の保持と服務規律の確保に関することなどについて審査し、同月20日の本会議で「公正職務執行条例(仮称)の早期制定を求める決議」を可決した。</p> <p>これを受けて、市長は、平成19年第2回定例会に「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」案を提出し、市会はこれを可決した。</p>			
11.17	第6回定例会開会	11.25	京都国際マンガミュージアム開館



平成19年（2007年）

月日	市 会	月日	参 考
2.19	〔第2次市会改革〕報告書を取りまとめ、市会運営委員会へ報告 第1回定例会開会 ・〔市会ホームページ〕可決された全ての議案の掲載を開始 〃 「京都市議員政治倫理条例」制定	1.10	北部クリーンセンター竣工
2.20		1.19	京都まなびの街生き方探求館開館
〃		2. 5	「子どもを共にはぐくむ京都市民憲章」制定
<p><b>市会コラム 20 ◆ 新景観政策の導入</b></p> <p>建築物の高さやデザインなどの規制を強化する新景観政策導入のため、市長は、第1回定例会に6件の条例案を提出した。議案が付託された普通予算特別委員会での質疑を経て、3月13日の本会議において可決した。</p> <p>あわせて、市会は新景観政策を「他都市をリードする特筆すべき政策」としつつ、「規制強化により痛みを被ることが懸念される市民や事業者の理解と協力が必要」として8項目の事項を実施することを市長に求める「新たな景観政策の推進に関する決議」を可決した。</p> <p>なお、京都市会では、全会一致の場合は起立せず簡易表決することとしているが、この決議の重要性に鑑み、起立表決とした。</p>			
2.22	議員研修実施(今日における文化の意義と京都の役割について)		
3.13	「京都市議員の報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)		
4. 8	市議会議員一般選挙	4. 1	伏見桃山城運動公園開園
4.30	党派結成(自由民主党京都市議員団、日本共産党京都市議員団、民主・都みらい京都市議員団、公明党京都市議員団)	〃	花背小中学校、下京中学校、洛友中学校開校
5.15	第2回定例会開会		
5.17	議長・副議長選挙(議長 内海貴夫、副議長 宮本徹)		
5.28	〔市会ホームページ〕本会議代表質疑・代表質問の録画放映を開始		
9. 5	〔第3次市会改革〕市会運営委員会の下に市会改革検討小委員会を設置し、第3次市会改革がスタート(～平成20年3月)	7. 1	国道162号周山道路(バイパス)開通
9. 6	第3回定例会開会	9. 1	新景観政策導入
9.18	「京都市会子ども議場見学実施要綱」を決定し、随時受入		
11. 3	親子ふれあい議場見学会を初めて実施(以後、毎年実施)		
11.16	第4回定例会開会		

平成20年（2008年）

月日	市 会	月日	参 考
		1.16	地下鉄東西線(二条～太秦天神川)開通
		1.19	京都高速道路油小路線・第二京阪道路(上鳥羽～巨椋池)開通
2.29	第1回定例会開会 ・本会議の傍聴者へ本会議提出資料及び提出議案一覧の配布を開始 ・市会モニター視聴室に、委員会資料等を配備	2.17	市長選挙(門川大作)
3. 4	議員研修実施(京都盆地の文化について)		
3. 5	〔第3次市会改革〕報告書を取りまとめ、市会運営委員会へ報告 〃 「政務調査費の運用に関する基本指針」決定	3.10	右京区総合庁舎開庁(区役所・福祉事務所は17日～)
3.12	〔市会ホームページ〕市会子どもページを開設	3.23	JR嵯峨野線(花園～太秦)高架化(単線)完成
3.25	「京都市政務調査費の交付に関する条例」一部改正(全ての支出に係る領収書等の写しを添付) 〃 職員不祥事に関する調査特別委員会設置(～5月16日)	3.24	右京地域体育館開館
4. -	〔市会ホームページ〕常任委員会の活動内容、委員会資料掲載開始		
5.16	第2回定例会開会 ・〔市会ホームページ〕本会議全日程の生中継と録画放映を開始 〃 議長・副議長選挙(議長 富きくお、副議長 小林あきろう)	5.25	JR嵯峨野線(太秦～嵯峨嵐山)高架化(単線)完成
		6. 1	京都高速道路新十条通(稲荷山トンネル)開通

9. 4	第3回定例会開会 ・執行機関に対する質疑・質問通告を1日早め、4開庁日前とする	6.30	右京中央図書館開館
9. 7	市議会議員南区補欠選挙		
9. 8	「京都市議会員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」制定		
11.18	第4回定例会開会	10.18	JR東海道本線桂川駅開業
〃	議員研修実施(鳥インフルエンザとその防疫対策について)		
12.16	「京都市政務調査費取扱要綱」改正(納品書等の保管の努力義務化など政務調査費の運用基準を厳格化)	12.18	祥久橋(伏見区)開通

## 平成21年(2009年)

月日	市 会	月日	参 考
2.19	第1回定例会開会		
	<p><b>市会コラム21 ◆ 同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会</b></p> <p>京都市は、平成20年3月に「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置した。委員会は、市長から諮問された6つの検討項目について、オープンな場で集中的に審議を重ね、平成21年3月、市長に最終報告書を提出した。</p> <p>市長は、第1回定例会にコミュニティセンターを平成22年度末で廃止する議案を提出し、同議案は3月19日の本会議で可決された。なお、市会は同施設の見直しに際し、従来の施策や施設の対象者に配慮をすること、今後も人権文化の一層の向上及び人権問題の解決に向けて積極的に取り組むことを求める付帯決議を付した。</p> <p>また、平成22年9月には「市民活動総合センター条例」が一部改正され、コミュニティセンターは、平成23年度から、「いきいき市民活動センター」として貸館機能や市民団体の交流機能を持った施設へと転用された。</p>		
2.23	議員研修実施(美と知を楽しむ都について)		
3.19	「京都市議会員の議員報酬の額の特例に関する条例」制定 〃 [第4次市会改革]市会運営委員会の下に市会改革推進委員会を設置し、第4次市会改革がスタート(～平成23年3月)	3.14	嵯峨嵐山駅周辺施設整備事業完成式典
3.29	市議会議員下京区補欠選挙		
5.15	第2回定例会開会	4. 1	消防活動総合センター全面運用開始(1月20日に消防学校及び訓練施設が完成)
5.19	市会議長・副議長選挙(議長 繁隆夫、副議長 安孫子中和)	5. 1	左京・中京・下京・吉祥院・久世・伏見東部・伏見北部地域体育館開館
6.22	第3回臨時会開会		
7. -	[市会ホームページ]政務調査費収支報告書の掲載を開始		
9.15	第4回定例会開会 ・全ての会計の決算を9月市会で審査することとする		
	<p><b>市会コラム 22 ◆ 議長裁決</b></p> <p>9月30日の本会議で、自民党・公明党が提案した「地方公共団体に関連する緊急経済対策予算の円滑な執行を求める意見書」が表決に付された。共産党及び民主・都みらいはこれに反対し、賛成と反対が同数となったため、41年ぶりに議長が裁決権を行使し、意見書は可決された。</p>		
11.25	第5回定例会開会		
11.30	議員研修実施(分権時代に求められる議会改革について)		
12. -	[市会ホームページ]議長・副議長交際費執行状況の掲載を開始	12.12	コンヤ市(トルコ共和国)とパートナーシティ提携
		12.28	伏見区総合庁舎開庁(保健所は平成22年1月12日～)

## 平成22年(2010年)

月日	市 会	月日	参 考
2.12	市会紹介DVD作製(市会ホームページにも掲載)。市会マスコットキャラクター「またきち」登場	1.23	「『歩くまち・京都』憲章」制定
2.17	第1回定例会開会		
〃	議員研修実施(議会改革の課題と議会基本条例の意義について)		

**市会コラム 23 ◆ 市長提出議案の否決(市立看護短大廃止)**

平成21年3月、市長は「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」を取りまとめ、特定の市内私立大学との公民協力による四年制化の方針を発表した。そして、約1年後の平成22年2月、第1回定例会に市立看護短期大学を廃止する議案を提出した。自民党と共産党は「広く市民の意見を聞くことも公募もしなかった」として反対し、議案は否決された。

議案の否決を受け、京都市は大学との連携協力の枠組を白紙撤回のうえ、今後の対応を検討した。その結果、公立での四年制化ではなく、新たに広く市内私立大学との関係を構築することとし、市長は、改めて、第2回定例会に市立看護短期大学を廃止する議案を提出し、市会はこれを可決した。

**市会コラム 24 ◆ 地下鉄経営健全化計画(1日当たりの乗客を5万人増)**

平成20年度決算で、自動車運送事業及び高速鉄道事業は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金不足比率が経営健全化基準を上回り、同法に定める経営健全化団体となった。

このため、市長は法に基づく新たな経営健全化計画の策定に係る議案を提出した。議案が付託された公営企業等予算特別委員会では、平成30年度までに地下鉄の1日当たりの乗客数を5万人増やす計画目標に議論が集中した。その後、3月19日の本会議において経営健全化計画を可決し、公共交通を優先させる「歩くまち」へ向けた取組が本格的にスタートした。

なお、平成30年度までに1日当たりの乗客を5万人増やして37万5千人とする目標は、平成28年度で37万9千人となり、2年前倒して達成された。

- 3.19 「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)
- 5.14 第2回定例会開会
- 5.15 「市会だより」2月定例会報告号の頁数を増加(4頁から8頁へ)
- 5.18 議長・副議長選挙(議長 加藤盛司, 副議長 柴田章喜)
- 6. - 「市会ホームページ」市会関係諸規程の掲載を開始
- 9.15 第3回定例会開会  
  - 〃 議員研修実施(自治体議会議員の新たな位置付けについて)
- 10.28 議員提案による政策条例「京都市自転車安心安全条例」制定
- 11.18 第4回定例会開会
- 11.24 基本計画審査特別委員会設置(~12月10日)

- 3.13 JR山陰本線(京都~二条駅, 花園~嵯峨嵐山駅)の複線高架化完成
- 4. 1 下京渉成小学校開校
- 9.13 大布施トンネル(左京区花脊)開通
- 10. 1 コトチカ四条開業
- 12.10 「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」策定(平成23年1月に各区基本計画策定)

**市会コラム 25 ◆ 京都市基本計画の策定**

平成11年に策定した京都市基本構想を具体化する第2期の基本計画として、平成22年12月10日に「はばたけ未来へ! 京(みやこ)プラン(京都市基本計画)」が策定された。

基本計画の策定は、市政全般にわたる総合計画を定める特に重要な議案であることから、同年11月に「京都市基本計画特別委員会」を設置し、集中的に審査を行った。

なお、基本計画の策定については、平成5年3月及び平成13年1月に策定した時は議決事項でなかったが、平成17年に制定した「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」に基づき、市会の議決に付されることとなった初めての案件であった。

**平成23年 (2011年)**

月日	市 会	月日	参 考
1. 6 1.24	「京都市会海外行政調査実施要領」制定 第1回臨時会開会		
	<p><b>市会コラム 26 ◆ 直接請求による臨時会開会</b></p> <p>1月5日、「市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正(議員定数を69から60に削減)」を求める住民からの直接請求が市長に提出された。</p> <p>このため、同月、市長は臨時会を招集し「議員定数の削減については、市民から直接負託された議会の自己決定によることが基本である」との意見を付け、条例改正案を提出した。</p> <p>議案が付託された市会運営委員会において、26日に請求代表者の意見を聴取したうえで審査した後、31日の本会議で否決し、臨時会を閉会した。</p>		
2.22	第2回定例会開会		

## 市会コラム 27 ◆ 東日本大震災

3月11日、東日本大震災が発生し、東日本各地が甚大な被害を受けた。

同月15日に開かれた本会議の冒頭において、議長から被災者に対する見舞い、救出・復興への支援及び犠牲者に対する弔意について発言があった後、犠牲者に対して全員で黙祷をささげた。また、本会議終了後、議員による街頭募金活動を行い、寄せられた募金及び京都市会からの見舞金を日本赤十字社を通じて被災地へ送付した。

2.24	議員研修実施(議会と住民参加について)		
3.14	[第4次市会改革]報告書を取りまとめ、市会運営委員会へ報告	3.27	京都高速道路油小路線(鴨川東～上鳥羽)開通
3.15	「京都市議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)		
ク	「京都市会情報公開条例」「京都市情報公開・個人情報保護審査会条例」一部改正(不服申立てについては、市審査会で審議する)		
3.-	[市会ホームページ]本会議会議録速報版の掲載を開始		
4. 1	本会議などへの出席に係る費用弁償を廃止	4. 1	開晴小中学校開校
4.10	市議会議員一般選挙		
4.30	会派結成(自由民主党京都市議員団, 日本共産党京都市議員団, 民主・都みらい京都市議員団, 公明党京都市議員団, 地域政党京都京都市議員団)		
5.16	第3回定例会開会 ・全議員を委員とする予算・決算特別委員会を設置して全ての会計を審査	5. 6	左京区総合庁舎開庁(保健センターは9日～)
5.18	議長・副議長選挙(議長 小林正明, 副議長 安井つとむ)	5.16	コトチカ御池開業
5.30	会派結成(みんなの党・無所属の会)		
ク	「京都市会会議規則」一部改正(地方自治法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設置)		
ク	「平成23年度京都市一般会計補正予算ほか2件」修正可決(議員報酬削減及び費用弁償の廃止により生じた財源を東日本大震災対策に充当)		
5.30	[第5次市会改革]地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場として市会改革推進委員会を設置し、第5次市会改革がスタート(平成27年3月に終了するまでに22回にわたり議長へ報告書を提出)		
6. 1	地方議会議員年金制度の廃止(「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」施行)		
7.-	[市会ホームページ]市会改革のページを開設		
8. 2	第4回臨時会開会		
ク	議長選挙(議長 井上与一郎)		
9.27	第5回定例会開会 ・本会議傍聴者へ代表質問項目一覧の配布を開始 ・予算・決算特別委員会(総括質疑)の開会場所を委員会室から議場へ変更し傍聴を開始		
ク	議員研修実施(災害に強いまちづくりと自治体の役割について)		
<p><b>市会コラム 28 ◆ 市長提出議案の修正可決(地域コミュニティ活性化推進条例)</b></p> <p>市長は、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指す「地域コミュニティ活性化推進条例」案を提出した。</p> <p>議案が付託されたくらし環境委員会で、条例による義務付けが必要な理由等について質疑を行った後、第6条の表現を改め、第14条の対象を共同住宅だけでなく一戸建ての分譲地にも拡大する修正案を31日の本会議で可決した。</p> <p>また、基本理念として価値観の共有化を図り、学校との連携も重視して取り組める環境を整備すること、共同住宅の連絡調整担当者の選任については、環境を整備し必要な措置を講じることを求める付帯決議を付した。</p>			
11.25	第6回定例会開会		
12.-	[市会ホームページ]モニター放映を実施する委員会について、開会日の3開庁日前に審査予定案件一覧の掲載を開始		

## 平成24年(2012年)

月日	市会	月日	参考
2.24	第1回定例会開会 ・市会日程等周知ポスター及びチラシの作成を開始	2. 5	市長選挙(門川大作)
ク	議員研修実施(指定都市制度の意義と問題点の改善方策について)		

3.27	「市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)	3.11	第1回京都マラソン開催
5.14	第2回定例会開会	3.14	京都水族館開館
5.16	議長・副議長選挙(議長 大西均, 副議長 山岸たかゆき)	4. 1	凌風小中学校開校
6. -	[市会ホームページ]議長・副議長の活動状況の掲載を開始		
8.17	第3回臨時会開会	8.14	関西広域連合に加入
々	[第5次市会改革]「京都市会の基本理念」を取りまとめる	8.26	青島市(中華人民共和国)とパートナーシティ提携
9.24	第4回定例会開会		
9.28	議員研修実施(地方分権を推進する広域連合の在り方について)		
10.26	「平成24年度京都市一般会計補正予算」修正可決(議員報酬削減分を京町家等の耐震改修支援事業の経費増額等の財源に充当)		
11.15	議員研修実施(地方自治体における今後のエネルギー政策について)		
11.26	第5回定例会開会 ・[市会ホームページ]代表質問項目一覧の前日掲載を開始		
11. -	[市会ホームページ]海外行政調査のページを開設		
12.26	議員提案による政策条例「京都市清酒の普及の促進に関する条例」制定		

### 平成25年(2013年)

月日	市 会	月日	参 考
1.18	[第5次市会改革]市会改革推進委員会で試行的に傍聴を開始		
1.26	海外行政調査実施(ドイツ等)		
1.30	海外行政調査実施(シンガポール等)		
1. -	[市会ホームページ]市会マスコットキャラクターのページを開設		
2.20	第1回定例会開会 ・本会議(一部除く)の傍聴者を対象にアンケートを開始	2.20	フエ市(ベトナム社会主義共和国)とパートナーシティ提携
々	「京都市政務調査費の交付に関する条例」一部改正(名称を政務活動費に改める)	2.23	国道9号千代原口交差点地下トンネル開通
3.22	「市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)	3. 1	コトチカ京都全面開業
4.19	会派解消(みんなの党・無所属の会)	3.11	市立病院新館開院
5.14	第2回定例会開会 ・市会日程等周知ポスターの市バス・地下鉄車内への掲出を開始	3.26	向日町上鳥羽線(葛野大路～国道171号)全線開通
5.16	議長・副議長選挙(議長 橋村芳和, 副議長 隠塚功)	4. 6	京の食文化ミュージアム・あじわい館開館
5.28	議員提案による政策条例「京都市交通安全基本条例」制定	4.13	京阪本線淀駅周辺整備事業完成記念式典
6.24	第3回臨時会開会	4.21	京都縦貫自動車道(沓掛IC～大山崎JCT・IC)・大山崎大枝線開通
6. -	[市会ホームページ]行政視察受入の案内ページを開設	6.14	イスタンブール市(トルコ共和国)とパートナーシティ提携
7.21	市議会議員中京区補欠選挙		
7.28	海外行政調査実施(ドイツ等)		
9.24	第4回定例会開会 ・一括質問一括答弁方式に加え、分割方式を導入(選択制)		
々	議員研修実施(文化首都・京都の発展に向けて)		
10. 2	「平成25年度京都市一般会計補正予算ほか1件」修正可決(議員報酬削減分を台風18号による被害への対応策の財源に充当)		
11. 5	[インターネット中継]常任委員会, 予算・決算特別委員会(局別質疑)等の生中継及び録画放映を開始		
11.26	第5回定例会開会		
<p><b>市会コラム 29 ◆ 小栗栖排水機場浸水被害に係る警告と付帯決議</b></p> <p>9月, 台風18号の影響により, 伏見区小栗栖地域で排水機場が一時停止し, 大規模な浸水被害が発生した。被害の原因の検証を行うために京都市が設置した検証委員会は, 排水機場の委託業者の人為的な操作ミスが原因</p>			

	<p>であるとの検証結果を示した。そして、市長は第5回定例会に、排水機場における集中監視システム構築のための補正予算案を提出した。</p> <p>市会は、補正予算案を可決したうえで、検証委員会の報告だけでは不十分であり、総括を速やかに行うことを警告するとともに、被害者への速やかな対応、管理運営体制の抜本的な検討などを求める付帯決議を付した。</p>		
11.29	議員研修実施(大都市制度～道州制の在り方～について)	12.21	国道162号栗尾バイパス(京北トンネル)開通

## 平成26年(2014年) 1～3月

月日	市 会	月日	参 考
2.14	平成26年第1回定例会開会		
2.15	[市会だより]文字の拡大等紙面のリニューアルを実施		
2.19	[通年議会の運用に係る申合せ]決定		
2.21	[京都市会定例会回数条例][京都市会会議規則][京都市委員会条例]一部改正(平成26年度から通年議会導入)		
2.-	[市会ホームページ]常任委員会の活動内容について、現年度と過去2年度分の掲載を開始		
3.17	[京都市会基本条例]制定		
ク	[京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例]一部改正(定数を69から67へ)		
ク	[京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例]一部改正(特例措置の期間の延長)		
ク	[京都市会の情報公開制度の整備に関する条例]を制定し、[京都市会情報公開条例]を[京都市情報公開条例]に統合		
3.25	[市会ホームページ]全体のリニューアルを実施		
ク	新しい市会マスコットキャラクター「マタリース」登場		

## 平成26年度(2014年度)

月日	市 会	月日	参 考
4. 1	[市会図書室]と[市会情報公開コーナー]を統合し、[市会図書・情報室]に再編	4. 1	東山泉小中学校開校
ク	市会情報システムから市会LAN(インターネット接続、市会に係る情報の閲覧等)に移行		
4.16	4月開会市会開会(平成26年第2回定例会会期 4月16日～平成27年3月20日)		
4.29	[京都市会基本条例]についての広告を京都新聞に掲載		
5.15	[第5次市会改革][市会改革推進委員会傍聴要綱]を制定し、委員会の傍聴を開始		
5.16	5月市会開会		
5.20	議長・副議長選挙(議長 中村三之助、副議長 井上教子)		
5.-	リーフレット『京都市会基本条例～京都市会の更なる活性化に向けて～』発行		
7.22	7月特別市会開会		
9.19	9月市会開会 ・市会日程等周知ポスターの市立小学校への掲出を開始		
9.26	[平成26年度京都市一般会計補正予算]修正可決(議員報酬削減分を8月豪雨による被害への対応策の財源に充当)		
ク	議員研修実施(外国人から見た京都の魅力について)		
10.28	[第5次市会改革]議会報告会を試行実施	10.10	コトチカ山科開業
10.-	[市会ホームページ]録画放映の配信期間を1年から4年に延長		
11. 7	リーフレット『おしえて!京都市会』作成(以後、毎年作成)		
11.25	11月市会開会		
12.26	12月特別市会開会	12.12	府と共同で「京都動物愛護憲章」制定
1. 7	[第5次市会改革]学生と京都市議によるワークショップ「議員と話そうin京都」を開催	1.13	上京区総合庁舎開庁(保健センターは19日～)
2.20	平成27年2月市会開会 ・本会議の15時の休憩時に傍聴者が傍聴席に留まることを可とする ・傍聴案内表示を新たに設置		

<p><b>市会コラム30 ◆ 市長提出議案の修正可決(条例の名称を変更)</b></p> <p>市長は、犬猫のふん尿被害などを防ぐための「動物による迷惑等の防止に関する条例」案を提出した。議案が付託された予算特別委員会では「条例の名称は市民に誤解を与えかねない」などの質疑が行われ、名称を「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」とする委員会修正案を提出することとした。そして、20日の本会議において、修正案を可決した。</p> <p>また、動物の飼い主への指導・啓発を行うことや、適切に愛護活動に取り組む市民が誤解を受けないようにすることを求める付帯決議を付した。</p>			
3.20	「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)	3.25	二ノ瀬バイパス(京都広河原美山線)開通
ク	「京都市会大規模災害対応指針」決定		

**平成27年度 (2015年度)**

月日	市 会	月日	参 考
4.12	市議会議員一般選挙	4. 1	府と共同で京都動物愛護センター(動物愛ランド・京都)開所
4.30	会派結成(自由民主党京都市会議員団, 日本共産党京都市会議員団, 公明党京都市会議員団, 民主・都みらい京都市会議員団, 地域政党京都京都市会議員団, 維新の党・無所属京都市会議員団)		
5.18	5月開会市会開会(平成27年定例会会期 5月18日～平成28年3月25日)		
ク	議長・副議長選挙(議長 津田大三, 副議長 大道義知)		
ク	[第6次市会改革]第6次市会改革がスタート(平成30年3月に終了するまでに5回にわたり議長へ報告書を提出)		
5.-	[市会だより]発行回数をこれまでの年間4回から6回に, 平成28年度以降は年間7回に増やすこととする		
6. 1	市会図書・情報室の司書を2名体制とする		
7. 9	7月特別市会開会	7.18	京都縦貫自動車道が全線開通
7.-	[インターネット中継]各委員会の録画放映について, 発言議員名の掲載を開始		
9.24	9月市会開会 ・本会議及び予算・決算特別委員会(総括質疑)の生中継等についてスマートフォン・タブレットの対応を開始		
9.30	「平成27年度京都市一般会計補正予算」修正可決(議員報酬削減分を台風11号による被害への対応策の財源に充当)		
ク	議員研修実施(KYOTOという価値について)	10.31	四条通歩道拡幅工事完成
<p><b>市会コラム 31 ◆ 四条通歩道拡幅</b></p> <p>平成17年, 四条繁栄会商店街振興組合から京都市に対し「心地よく歩ける四条通」の実現に向けた要望書が提出された。京都市は平成18年に「歩いて楽しいまちなか戦略推進会議」を設置し, 平成19年に社会実験を実施した。平成22年1月には「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し, 四条通の整備はそのシンボルプロジェクトに位置付けられるとともに, 11月には交通社会実験を実施した。その後, 平成24年1月に四条通の整備を都市計画決定し, 平成26年11月に工事着工, 平成27年10月に完成した。</p> <p>この間, 市会においても様々な議論が重ねられた。特に, 工事着工後の観光シーズンに発生した大規模な渋滞について, 京都市に対し, 対策の実施や市民への丁寧な情報提供を求めた。</p>			
11.24	市会紹介DVD『クイズで学ぼう!京都市会～みんなで作る京都の未来!～』作製	11. 3	ビエンチャン特別市(ラオス人民民主共和国)とパートナーシティ提携を締結
11.25	会派名称変更(維新の党・無所属京都市会議員団→京都維新の会・無所属京都市会議員団)	11. 8	動物園リニューアルオープン
11.27	11月市会開会		
12. 6	[第6次市会改革][第11回京都から発信する政策研究交流大会]において, 学生56名と市会改革推進委員9名によるグループディスカッションを実施		
12.11	手話言語条例(仮称)制定プロジェクトチームを設置		
1.15	大規模災害を想定した初動対応訓練を実施(市会改革推進委員会)	1.10	京都都会館が「ロームシアター京都」としてリニューアルオープン
1.29	[市会ホームページ]スマートフォン版を公開		
2.24	平成28年2月市会開会	2. 7	市長選挙(門川大作)



3.25	「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)	
〃	議員提案による政策条例「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」制定	
〃	集中審議期間最終日の本会議終了後に議長記者会見を開始	
〃	〔第6次市会改革〕龍谷大学政策学部「伏見区投票率向上プロジェクト」の学生4名を市会改革推進委員会に招致	
3.28	京都市会公式Facebookページを開設	
〃	〔市会ホームページ〕意見受付フォームを設置	
3.31	〔市会ホームページ〕議長記者会見のページを開設	

## 平成28年度（2016年度）

月日	市 会	月日	参 考
4.26	4月開会市会開会(平成28年定例会会期 4月26日～平成29年3月24日)	4. 1	東山総合支援学校, 京都工学院高等学校開校
5.13	会派名称変更(民主・都みらい京都市会議員団→民進党京都市会議員団)	4.29	京都鉄道博物館開館
5.20	5月市会開会		
5.24	副議長選挙(副議長 曾我修)		
〃	〔第6次市会改革〕NPO法人YouthCreate代表を市会改革推進委員会に招致し, 意見聴取	6.19	選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法施行
7.19	7月特別市会開会		
8.31	〔市会ホームページ〕政務活動費の収支報告書に加え, 領収書その他の添付書類を含めた全ての書類の写しの公開を開始		
9. 5	会派名称変更(京都維新の会・無所属京都市会議員団→日本維新の会・無所属京都市会議員団)		
9.21	9月市会開会		
〃	議員研修実施(文化首都・京都の発展について)		
〃	〔第6次市会改革〕龍谷大学学生団体「Ryu-Vote」の学生8名及び同大学政策学部教授を市会改革推進委員会に招致し, 意見交換		
9.28	議員研修実施(手話研修)		
<p><b>市会コラム 32 ◆ 美術館の再整備に関する決議</b></p> <p>10月, 京都市は, 美術館の再整備に必要な事業費の一部を命名権売却により確保するため, 契約事業候補者として民間企業を選定した。</p> <p>これに対し, 市会では, 歴史ある美術館に特定の企業名を付けることへの危惧や, 命名権の制度に対する議会の関与が不足しているなどの声が上がった。京都市は, 11月市会に工事契約に係る議案を提案するためには命名権の制度を見直す時間はないとしていたものの, 工事の入札は不調となった。</p> <p>このようなことから, 市会は京都市に対し, これまでの経過を反省し, 今後は市会と十分な議論を行い, 市民の信頼を回復し, 美術館の再整備を進めることを求める「京都市美術館の再整備に関する決議」を可決した。</p> <p>この事案を契機に, 市会は平成29年5月に京都市会基本条例を改正し, 議決事件に「通称を命名する権利の付与を対象とする施設を定めること」を追加した。</p>			
10.31	海外行政調査実施(デンマーク等)		
11.25	11月市会開会		
12.27	〔第6次市会改革〕「議員と話そう! 京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会」開催	12.15	京都駅八条口駅前広場整備工事完成
2.22	平成29年2月市会開会		
3. 1	「平成28年度京都市一般会計補正予算ほか1件」修正可決(議員報酬削減分を子どものための教育・保育給付等の財源に充当)		
3.22	「京都市政務活動費取扱要綱」「政務活動費の運用に関する基本指針」一部改正(人件費及び事務所費に係る説明書の提出を義務付け)		
3.24	「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正(特例措置の期間の延長)		
3.29	〔市会ホームページ〕トップページのデザインをリニューアル		

平成29年度（2017年度）

月日	市 会	月日	参 考
4.24	「ネーミングライツ検討会議」設置（～5月22日）	4. 1	文化庁地域文化創生本部設置
4.25	4月開会市会開会（平成29年定例会会期 4月25日～平成30年3月23日）	々	下京雅小学校開校
<p><b>市会コラム 33 ◆ 文化庁の京都移転と地域文化創生本部の設置</b></p> <p>平成27年3月、文化庁の京都への全面的な移転が決定し、同年4月、京都市・京都府・関係省庁による「文化庁移転協議会」が設置された。同年12月には、文化庁の先行移転となる「地域文化創生本部」の設置が決定し、平成29年4月から、東山区の上下水道局旧東山営業所において業務を開始した。</p> <p>「地域文化創生本部」では、本格移転の準備とともに、文化による地方創生などの新たなニーズに対応した事務・事業を、地元の知見・ノウハウをいかにしながら先行的に実施している。</p>			
5.16	5月市会開会 ・本会議及び予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継画面に手話通訳を導入		
5.18	議長・副議長選挙（議長 寺田一博、副議長 久保勝信）		
5.30	「京都市会基本条例」一部改正（議決事項として、通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めることを追加）		
7.18	7月特別市会開会		
9. 3	海外行政調査実施（フィンランド等）		
9.15	〔第6次市会改革〕「京都市会基本条例」の検証・評価結果を公開		
9.21	9月市会開会 ・予算・決算特別委員会の審査日程を見直し ・市会日程等周知ポスターの市内全ての小学校・中学校・高等学校への掲出を開始		
<p><b>市会コラム 34 ◆ 宿泊税の創設</b></p> <p>京都市への観光客の増加を受け、国際文化観光都市としての魅力を高めるため、また、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、市長は、宿泊施設の利用者に一人1泊200円～1,000円を課税する「宿泊税条例」案を提出した。</p> <p>議案が付託された予算特別委員会において、宿泊税の税額設定の根拠などについて質疑を行った後、11月2日の本会議で可決した。また、「違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること」など6項目の事項を京都市に求める付帯決議を付した。</p> <p>その後、平成30年2月に総務大臣から宿泊税創設の同意を得て、平成30年10月1日に条例が施行された。</p>			
9.27	「平成29年度京都市一般会計補正予算」修正可決（議員報酬削減分を新入学児童生徒学用品費の財源に充当）		
々	議員研修実施（人口減少社会を希望に－これからの日本社会とコミュニティについて）		
11.24	11月市会開会		
2.16	平成30年2月市会開会		
<p><b>市会コラム 35 ◆ 民泊に関するルールづくり</b></p> <p>「京都市にふさわしい民泊のあり方検討会議」における議論などを踏まえ、市民や宿泊者の安心・安全や市民生活との調和が図れるルールを定めるため、市長は、市独自の民泊ルールを定める議案を提出した。</p> <p>民泊に係る課題は市の多くの部署にまたがり、市民の関心も特に高いことから、議案が付託された予算特別委員会において、関連するすべての部署を集めて集中審査を行った。</p> <p>営業日数制限、駆け付け要件、違法民泊への指導などについて質疑を行った後、住宅宿泊事業者等の責務として「地域住民との間で住宅宿泊事業の運営に関する協定を締結すること」を追加する修正案を23日の本会議で可決した。また、監視指導の強化など6項目の事項を京都市に求める付帯決議を付した。</p>			
3.20	「京都市会会議規則」一部改正（市会改革推進委員会の廃止）	3. 5	阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化事業完了
々	「京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」一部改正（特例措置の期間の延長）		



京都市会だより編

1 創刊号（平成9年5月15日発行）から第92号（平成30年2月15日発行）までの1面を抜粋して掲載した。

2 創刊号及び改選期に発行する特集号は、全4面を掲載した。

創刊号（平成9年5月15日発行）

特集号（平成11年7月15日発行）

特集号（平成15年7月15日発行）

特集号（平成19年7月15日発行）

特集号（平成23年7月15日発行）

特集号（平成27年7月15日発行）

3 市会の広報を充実させるために平成27年度から作成を始めた特集記事号は、全4面を掲載した。

第75号（平成27年9月15日発行）

第82号（平成28年9月15日発行）

第89号（平成29年9月15日発行）

4 本来は、タブロイド版・フルカラー・右開きであるが、収録にあたり縮小し、モノクロ・左開きとした。

5 『京都市会だより』以外の広報の取組（京都市会ポスター等）を、384頁、394頁、404頁に掲載した。



# 京都市会だより

創刊号

平成9年(1997)

5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604 京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075(222)3700



葵祭(写真提供/京都市観光協会)

創刊にあたって



京都市会議長  
中野 竜三



京都市会副議長  
小川 利治

このたび、「京都市会だより」を創刊し、市民の皆様にお届けすることになりました。かねてから開かれた市会を目指す私どもにとつて、独自の広報紙を発行することが念願であり、それが実現できましたことを大変嬉しく思っております。市会は、ともすれば市民の皆様にとって遠

い存在と思われがちですが、本紙が市会をより身近に感じていただける架け橋となれば、これに勝るものはありません。現在、地方分権の推進が言われている中、本市においては、少子・高齢社会への対応や産業の振興、都市活力を高めるための基盤整備など多くの課題が山積しており、京都市会の役割は、今後ますます重要になっていくと存じます。私どもは、従来に増して地方自治の確立と京都市の発展のため一層の努力をしまいる所存であります。

この市会だよりは、定例会と臨時会の開会ごとに、その審議内容など議会の活動状況をお知らせいたしますが、これを機に、市民の皆様温かいご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

創刊によせて



京都市長  
榊 康親

この度、市会の皆様のご尽力により「京都市会だより」が創刊されますことを心からお祝い申し上げます。今、時代は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ、「画一と集権」から「多様と分権」への大きな転換点を迎えております。私は、21世紀においても、146万人の京都市民の皆様がいきいきと豊かに暮らす、「ひびこる・ロマン 元氣都市・京都」を築くた

め、「もつと元氣に・京都アクションプラン」を策定し、その実現に全力を傾注しております。また、地域に相応しい個性と魅力あるまちづくりや市民一人ひとりが豊かさを実感できる暮らしを実現するうえで、地方分権を推進することは、大変重要であり、来るべき「地方の時代」には、市民の皆様、市政への関心や参加意識がますます高まっております。このような中で、市会の活動状況に関する情報を広く知っていただくために「京都市会だより」を発刊され、市民の代表である市会と、市民の皆様との絆を一層深められますことは、誠に時宜を得た素晴らしいことであり、「京都市会だより」が多くの市民の皆様へ愛されることを心から祈念いたします。





# 京都市会議員 を紹介します

左京区 青木善男 ⑦  
中京区 津田幹雄 ⑨  
中京区 江羅寿夫 ⑪  
上京区 福島滋弥 ⑫  
伏見区 坂口芳治 ⑬  
伏見区 高橋泰一朗 ⑭  
南山区 棕田知雄 ⑮  
西京区 中村安良 ⑯  
左京区 有吉節子 ⑰  
北山区 若宮修 ⑱  
右京区 藤原冬樹 ⑲  
山科区 森ます子 ⑳  
左京区 山本正志 ㉑  
伏見区 高橋きみ ㉒  
伏見区 山本豊 ㉓  
下京区 伊藤義浩 ㉔  
東山区 磯辺寿子 ㉕  
右京区 二之湯智 ㉖  
下京区 山中渡 ㉗  
左京区 三宅誠孝 ㉘  
東山区 藤本貞子 ㉙  
右京区 加藤広太郎 ㉚  
山科区 北山ただお ㉛  
左京区 大西均 ㉜  
左京区 巻野渡 ㉝  
北山区 小林正明 ㉞  
南区 藤井佐富 ㉟  
上京区 河上洋子 ㊱  
北山区 井坂博文 ㊲  
中京区 倉林明子 ㊳  
伏見区 繁隆夫 ㊴  
北山区 中野竜二 ㊵  
伏見区 佐藤和夫 ㊶  
右京区 若橋ちよみ ㊷  
西京区 せのお直樹 ㊸

**この表の見方**  
選出区名  
氏名  
会派(略称)、当選回数

会派の名称は次のとおりです  
 自民=自由民主党京都市議員団  
 共産=日本共産党京都市議員団  
 公明=公明京都市議員団  
 京都市民クラブ=京都市民クラブ市議員団  
 新進市民クラブ=新進党・市民クラブ京都市議員団

(注) 議員定数は72人ですが、現在は2人欠員で70人となっています。

電三 利治	特別委員会					
予算(決算)特別委員会	同和問題解決 特別委員会 (12人)	環境保全対策 特別委員会 (12人)	スポーツ振興対策 特別委員会 (12人)	郷土・観光産業振興対策 特別委員会 (12人)	防災・市庁舎建設対策 特別委員会 (11人)	地方分権推進等 特別委員会 (11人)
普通予算(決算)特別委員会 財政経理、文教消防、厚生、建設の 各常任委員会の委員で構成(51人)	○井坂 博文 ○北川 加地 ○安井 一郎 井上 与一郎 高橋 泰一 中野 竜三 倉林 明子 坂口 芳治 藤原 冬樹 藤本 貞子 日置 文雄 宇都宮 社一	○河上 洋子 ○加地 浩 ○谷口 弘昌 内海 貴夫 田中 せつ子 北山 ただお 高橋 泰一 久保 省二 加藤 誠司 天方 英夫 永嶋 久仁朗	○石黒 利雄 ○撃 隆夫 ○加藤 広太郎 青木 善男 小林 正明 巻野 渡 三宅 誠孝 秋山 可児 山口 幸枝	○伊藤 義浩 ○菅宮 隆秀 ○安孫子 隆夫 江羅 寿夫 西脇 尚一 福島 滋弥 有吉 節子 藤本 貞子 山本 正志 中野 竜二 小林 明子 西田 博雄	○大西 均 ○岩橋 ちよみ ○高橋 弘彦 川中 増次郎 中村 知雄 櫻田 安良 せのお 直樹 小川 利治 鈴木 正三 中村 マサホ 十一	○大連 義和 ○二之湯 智 ○磯 ます子 磯 寿子 櫻田 幹雄 津田 豊 山本 正志 山本 豊 山口 勝 堀 謙 富 貴くお
事業予算(決算)特別委員会 交通水道委員会の委員で構成(19人)	市会選出監査委員 中村 安良 安井 龍					
○三宅 誠孝 ○川中 増次郎 ○梅林 研	京都市民クラブ市議員団 7人 ◆山口 幸秀 ◇安井 龍					
	新進党・市民クラブ京都市議員団 7人 ◆少将 徳蔵 ◇高 貴くお					

京都市会だより編



2月定例会のあらまし

2月定例会(2月19日・20日)では、9年度京都市予算及び関連議案計17件が19日に提案され、各党派の代表質疑(概要は市民しんぶん4月1日号に掲載)の後、28日に普通及び事業予算特別委員会を設け、議案を付託しました。両特別委員会では審議を3月25日まで続け、同日の最終本会議で各委員長が審議の経過と結果を報告した後、すべての議案を原案のとおり可決しました。なお、一般会計予算に7個、公営企業会計予算に7個の付帯決議を付けました。

普通予算特別委員会

9年度一般会計予算など議案65件が付託され、3月3日から局別に審議を続け、17日には市長、副市長に対して総括質疑を行いました。

事業予算特別委員会

9年度水道事業特別会計予算など議案8件が付託され、3月3日から局別に審議を続け、11日には市長、副市長に対して総括質疑を行いました。

- 鴨川三条四楽間の緑地の取組
●同和事業の終結に向けた取組
●国民健康保険料改定の見直し
●上下水道事業への消費税転嫁の理由と内部努力による値上げ分の吸収
●水道事業の有収率向上に向けた取組
●琵琶湖第2疏水連絡トンネルの完成見直し及び建設費の影響
●下水道事業における新たな収入源の確保
●市バス事業の11年度末不償債務解消の見込み及び取組
●市バスの醍醐営業所廃止後の現行路線の確保
●市バス営業所統合と跡地の有効活用及び延伸の取組
●建設業進取金共済制度の適正運用の指導徹底

一般会計予算等に
対する付帯決議(要旨)

●本市の厳しい財政基盤を考えると、より確かな行政運営が求められるので、今後策定される新行財政改革大綱の中で以下の点に不抵触の決意を取り組むこと。
(1)各団体への補助金の見直し、外郭団体の見直しと自主財源の確保による財政健全化の推進を図ること。
(2)職員チャレンジプロジェクトによる庁内活性化の推進を図ること。
(3)行財政改革に大きく寄与する地方分権の推進を図ること。
(4)9年度予算における、各種手数料、使用料の値上げには、本市の厳しい財政状況を考えれば、一定の理解を示すものであるが、市民にとっては負担増になることは否めない。今後、市民に対する行政サービスの向上の向上に努めること。
(5)東北部清掃工場建設については、いまだ一部周辺住民の理解が得られていないのは遺憾である。一方、北部清掃工場場の耐用年数が平成11年が新規清掃工場竣工のタイムリミットである。東北部清掃工場の竣工予定が12年であり、遅れるようなことになると、京都市の環境や清掃事業にとって重大な事象を招くことになるので、周辺住民の理解を得られるよう努力するとともに、建設工場の工程管理を厳密に行い、平成12年竣工に向けた不抵触の決意を努めること。
(6)国民健康保険については、保険料改定額を最小限にとどめるため、一般会計からの繰入れを増額するなど、努力がみられるが、被保険者の負担は限界に達している。国民負担の増額と国保を含む医療保険制度の抜本的改革の断行を固く要請するとともに、年々増大する医療費に対して適正化対策に取り組み、保険料負担の増加抑制に努めること。更に、国保制度が社会保険であることにかかわらず、保険料の差額納付者に対しては、毅然とした態度を行い保険料徴収率の向上に努めること。(以上 賛成多数)

企業会計予算に
対する付帯決議(要旨)

●バス系統再編成に当たっては、「バス系統研究委員会」の報告を踏まえ、市民の理解を得て行うこと。
●本市バス事業の厳しい運営状況は回復してない。「京都市自動車運送事業」の今後の展開については、再考を要する。進めるに当たっては、具体的内容を示すとともに、南西交通問題協議会等関係機関との協議についても促進し、便利で安心な新しい市民の足の確保に努力すること。
●高速鉄道連輸士の勤務時分を、超過勤務時分の在り方を含め、真剣に見直すこと。
●交通局においては、職員削減に当たり、最高40%の増進退職金支給による勤労退職を実施された経過があるが、今後はこのような増進退職金の支給は控えること。また、退職金に充当するために多額の債券を発行している。その財源については考慮すべき課題である。(以上 賛成多数)

環境基本条例制定議案に
対する付帯決議(要旨)

●環境基本条例は、実質的には対象分野において優越性を持ち、その他の条件を誘導する性格を持つものである。市のすべての施策は、構想、計画、実施のそれぞれの段階で環境への配慮を徹底すること。そのために、(1)関連する条例の制定及び改定を進めるとともに、全庁横断的な総合調整機関を設けること。
(2)十分かつ持続的な財源を確保する財政上の措置を講ずること。
●環境影響評価制度については、進捗に際しては、情報公開及び市民の積極的な参加の保障、対象事業の適正な設定などを積極的に検討するとともに、環境影響評価条例制定の過程において、幅広い意見を聞き、その反映を図ること。なお、環境審議会については、今後市民に公開することや、市民の多様な意見が反映されるよう努めること。
●京都市環境管理計画の趣旨に沿って、(1)市政における市民意見の反映を促進すること、(2)環境の保全に関する情報提供(公開)の重要性を認識し、その趣旨を公文書公開条例の運用に生かすこと、(3)市民参加の市民参加の具体的な制度化について、積極的に導入を検討すること。(以上 全会一致)

意見書・決議

- ロシア船舶タンカーの重油流出事故に関する意見書
●29回オリオンピック競技大会の大阪誘致に関する決議
●動力炉・核燃料開発事業団東海事業所で発生した火災・爆発事故に対する意見書
●地震災害等に対する新たな住宅保障制度の確立等を求める意見書
●地方分権の一層の推進を求める意見書
●環境アセスメント法の早期制定と環境行政の改善を求める意見書
●新たな「食料・農業・農村基本法」の制定を求める意見書
(以上 全会一致) ●は2月28日議決

採択請願

- 大型スーパー・売店計画に対する指導
●スーパー・売店計画に対する指導
●売店増床計画に対する指導
●洛西福祉事務所設置
●大岩街道周辺の野焼きの即時中止
●九条山地区の交通利便の向上(2件)

編集後記
これまで、「市民しんぶん」に掲載していただきました市会の活動状況を、このたび、市会独自の広報誌「京都市会だより」として、皆様にお届けすることになりました。今回は「創刊号」ですが、皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

京都市会だより
市会事務局調査課
☎222-3697

この市会だよりは再生紙を使用しています

# 京都市会だより

第2号

平成9年(1997)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075(222)3700



祭 園 紙

京都市会だより編

## 美化推進条例

### を可決

#### 5月定例会

5月定例会は5月20日から29日までの10日間開かれ、美化推進条例案(飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例の全部改正案)など市長提出議案38件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

そのほか、市・区選挙管理委員と補充員、水防事務組合の議会議員の選挙を行い、意見書など議員提出議案7件も原案のとおり可決しました。

また、小川副議長の辞任に伴い、副議長の選挙を行った結果、中西賢治議員が選ばれました。

#### ■定例会の経過

5月20日	本 会 議	会期の決定と市長の提案説明
23日	本 会 議	議案33件の議決と代表質問など
26日	常任委員会	請願の審査など
27日	本 会 議	副議長選挙と議案5件や意見書などの議決
29日	本 会 議	

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

◆飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例の全部改正

都市の美化の推進、飲料容器の資源の有効な利用の促進のため、従来の空き缶条例を全面改正して、市民や事業者による美化活動への支援制度を創設し、散乱の原因となる投棄行為の禁止及び罰則規定を盛り込んだ条例に改めるものです。本年8月1日から施行する予定です。(賛成多数)

◆久多いきいきセンター条例の制定

高齢者が憩える場、地域福祉活動の拠点として左京区久多に「いきいきセンター」を設置するものです。本年9月オープンする予定です。(全会一致)

◆伝統的建造物群保存地区条例の一部改正

保存地区(産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂)内における建築物や工作物等の現状変更行為について、許可や協議を必要とする範囲を拡大することで規制を強化するものです。(全会一致)

#### 就任あいさつ

副議長  
中西 賢治



「地方分権

この度、第72代の副議長に選任されましたが、責務の重大さを痛感致しております。今、京都のまちは様々な課題を抱えており、来るべき21世紀を見据え、

「時代」にも十分対応し得る、豊かで活力と潤いのある京都のまちづくりを推進していくには、私ども市会の役割と使命は一層重要となっております。今後とも、京都市政の発展のため、誠心誠意努力致しますので、市民の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。(伏見区選出 4期 公明)



# 京都市会だより

第3号

平成9年(1997)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604 京都市中央区寺町通御池上る  
●TEL.075(222)3700



## 市バス・地下鉄 水道・下水道・病院 (公営企業会計) 決算を認定

### 9月定例会

9月定例会は9月10日から10月9日までの30日間開かれ、市長提出議案48件を審議しました。地域水道の管理に関する条例案など43件を原案のとおり可決し、また、バス事業など公営企業会計の8年度決算5件は、2つの決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。  
そのほか農業委員の推薦、意見書など議員提出議案15件も原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

平成9年度一般会計補正予算  
補正総額は、8千7百万円で、まちの美化推進事業に要する経費などを補正するものです。(全会一致)

地域水道の管理に関する条例の制定  
水の供給が困難な地域に浄水を供給するために設置する地域水道について、料金などの管理事項を定めるものです。(全会一致)  
▽福祉事務所設置条例の一部改正・福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部改正  
深草総合庁舎を伏見区深草向畑町93の1に新築し、区役所支所、福祉事務所及び保健所

支所を移転するものです。  
11月25日にオープンする予定です。(全会一致)

第二再資源化中間処理施設(仮称)新設工事などの請負契約  
空き缶、空きびん、ペットボトルの選別、圧縮加工を行い、再資源化を図る2つ目の中間処理施設などを、伏見区横大路千両松町に新設するための工事契約を行うものです。(全会一致)

### 公営企業会計決算概要

○全会一致、○賛成多数

◎病院事業  
診療収入は、前年度に比べ1億9千2百万円増加して、11億5千4百万円となり、一般会計からの繰入金29億5千7百万円などを加えた収入総額は、14億7百万円で、支出総額と同じ収支均衡の決算となっています。

◎水道事業  
収入は33億5千8百万円、支出は32億9千6百万円。料金改定などにより9億6千2百万円の黒字となり、累積黒字は22億6千5百万円となりました。

◎公共下水道事業  
収入は32億5千7百万円、支出は30億8千

用経費、経常収入、経常支出、経常損失、営業収益、営業費用  
主たる営業活動から生じる、運用収入などが営業収益、燃料費などが営業費用です。また受取利息などが営業外収益、支払利息などが営業外費用です。営業収益、費用と営業外収益、費用を合わせて経常収入、費用となります。経常収入、支出の黒字は経常黒字、赤字は経常損失と書きます。

5百万円で、料金改定などにより、4年振りに11億7千2百万円の黒字となり、累積の赤字は70億5千万円となりました。

◎自動車運送(バス)事業  
経常収入は36億2千百万円、経常支出は35億8千2百万円で、運賃改定や一般会計からの繰入れがあったものの、経常損失は9億9千百万円と厳しい経営状況です。

◎高速鉄道(地下鉄)事業  
経常収入は12億8百万円、経常支出は22億8千百万円で、初めて営業収益が営業費用を上回りましたが、経常損失は80億7千3百万円と、厳しい経営状況にあります。

# 京都市会だより

第4号

平成10年(1998)

2月1日発行

●発行/京都市会

●編集/市会事務局

●〒604-8571 京都市中京区中町西側上る

●TEL.075(222)3700

FAX.075(222)3713

## 平成8年度一般会計決算を認定

幹部職員不祥事の原因究明や  
バス路線の早期見直しに関する決議などを可決



新しく整備された市庁舎前広場

### 11月定例会

11月定例会は11月7日から12月12日までの36日間開かれ、市長提出議案56件を審議しました。平成9年度一般会計補正予算案など36件を原案のとおり可決するとともに、平成8年度一般会計決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。そのほか、副市長(鷹田守弘氏)の再任と人権擁護委員の推薦5件に同意しました。

また、意見書など議員提出議案12件も原案のとおり可決しました。なお、幹部職員による不祥事について、初日の11月7日の本会議で、冒頭に榎本市長の陳謝があり、本会議や委員会を通して原因や抜本的防止策などについて議論し、原因の徹底究明や抜本的な防止策を求める決議を行いました。

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

平成9年度一般会計補正予算  
補正総額は12億9千万円で、道路や新規清掃工場など公共事業に要する経費、職員の給与増定経費などを補正するものです。なお、補正後の一般会計予算額は7千136億3千4百万円です。(全会一致)

京都市高速鉄道を宇治市の区域内に設置することに関する協議  
地下鉄東西線を宇治市の区域内へ延伸するため、宇治市と協議することについて市会の議決を求めたものです。(全会一致)

京都市教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
退職後、在職期間中の行為に関し連帯などされた市職員及び教職員の退職手当の一時差止め、期末・勤続手当の一時差止め、不支給制度の適用を求めたものです。(全会一致)

### 平成8年度一般会計歳入歳出決算の概要





# 京都市会だより

第5号

平成10年(1998)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区布町西陣池上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



南禪寺水路閣

京都市は今年自計100周年を迎えましたが、この水源地は戦国時代の府政に由来を取り戻すための事業の一つとして建設された水路の一部で、観光地にもなっています。

## 総額1兆5千788億円の 平成10年度当初予算を可決

2月定例会

2月定例会は2月19日から3月23日までの35日間開かれ、市長提出議案102件を審議しました。平成9年度一般会計補正予算案など35件を原案のとおり可決するとともに、平成10年度一般会計予算案など予算19件とその関連議案20件の計39件については、2つの予算特別委員会を設置して審議し、すべて可決しました。そのほか、副市長(増田優一氏)の選任、京都市監査委員の選任2件、京都市固定資産評価審査委員会委員の選任4件、京都市公安委員会委員の推薦にそれぞれ同意するとともに、水防事務組合の議会議長の選挙を行いました。

また、意見書など議員提出議案9件も原案のとおり可決するとともに、市会運営委員会、常任委員会、特別委員会の各委員を選任しました。(監査委員名及び各委員会委員名は4面に掲載しています。)

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

平成10年度一般会計予算案  
一般会計の当初予算の規模は7千61億7千百万円となり、前年度当初予算に比べ48億1千4百万円、0.7%増となります。また、特別会計、公営企業会計を合わせた一般会計合計では、1兆5千788億4千7百万円となり、前年度当初予算に比べ27億6千万円、1.5%増となります。

事務分掌条例の一部改正(組織の改正)

環境保健局環境安全室と清掃局を統合して「環境局」を新設し、環境保健局を「保健局」に改めます。また、文化市民局同和対策室を廃止する一方、人権文化の振興の企画、調整及び推進を担当する部署を同局に設置します。

国民健康保険条例の一部改正

保険料の最高限度額の50万円から32万円への改定などを行うものです。

平成9年度一般会計補正予算

補正総額は61億2百万円の減額補正で、公共事業に対する国の補助等が確定したことなどによる増減、自動車運送事業の経営健全化支援に要する経費などを補正するものです。なお、補正後の一般会計予算額は7千5億3千2百万円です。(全会一致)

平成10年度当初予算額(会計別)

会計別	10年度当初予算額	9年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	7,061億7,100万円	7,013億5,700万円	48億1,400万円	0.7
特別会計	5,679億2,900万円	5,324億9,400万円	353億3,400万円	6.6
小計	1兆2,739億9,900万円	1兆2,338億5,100万円	401億4,800万円	3.3
公営企業会計	3,048億4,800万円	3,222億3,600万円	△173億8,800万円	△5.4
病院事業	171億9,200万円	162億3,100万円	9億1,100万円	5.6
水道事業	825億9,200万円	855億5,600万円	△28億7,400万円	△4.4
公共下水道事業	1,129億5,500万円	1,171億3,300万円	△42億8,800万円	△3.6
自動車運送事業	369億5,200万円	388億3,400万円	△18億8,200万円	△4.4
高速鉄道事業	750億6,700万円	845億7,200万円	△95億0,500万円	△11.2
合計	1兆5,788億4,700万円	1兆5,560億8,700万円	227億6,000万円	1.5

■定例会の経過

2月19日	本会議	会期の決定と市長の提案説明
2月26日 27日	本会議	代表質疑、予算特別委員会の設置と議案55件の議決など
2月27日~ 3月20日	予算特別委員会	予算などの審査
3月11日 17日 18日	常任委員会	議案の審査など
3月23日	本会議	議案39件や副市長の選任、意見書などの議決や委員会委員の選任など

# 京都市会だより

第6号

平成10年(1998) 7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通藤屋上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



### チンチン電車と旧二条駅舎

京都市は本年自治100周年を迎えました。チンチン電車は明治時代に日本最初の電車として開業しました。現在、梅小路公園で当時の姿に復元されて走っています。また旧二条駅舎も明治37年に建てられましたが、梅小路蒸気機関車館に移され活用されています。

## 就任あいさつ

副議長  
宇都宮 壮一



この度、第73代の副議長に就任いたしました。市長の補佐役として、その責務の重さに身の引き締まる思いです。本年は京都市にとって自治100周年の記念すべき年ですが、本格的な「地方の時代」を迎え、私も市会の一層重要性を増し

つあります。市会と市民の「距離」を縮めて、市民本位の、豊かで活力と潤いのある京都のまちづくりを進めるとともに、21世紀へ向けて、京都市のあるべき姿をしっかりと見据え、京都市政の発展のため、誠心誠意努力してまいります。(右京区選出 5期 都みらい)

## クリーンセンター(東部、南部)のダイオキシンの対策を強化

(平成10年4月から、清掃工場をクリーンセンターに改称しました)

### 5月定例会

5月定例会は5月8日から19日までの12日間開かれ、市長提出議案76件を審議しました。東部クリーンセンター、南部クリーンセンター第一工場、第二工場整備工事(焼却炉等整備工事)請負契約の締結など70件を原案のとおり可決するとともに、固定資産評価員の選任、監査委員の選任、人権擁護委員の推薦4件にそれぞれ同意しました。そのほか、意見書など議員提出議案2件も原案のとおり可決しました。また、中西賢治副議長の辞任に伴い、副議長の選挙を行った結果、宇都宮 壮一議員が選ばれました。

#### ■定例会の経過

5月 8日	本会議	会期の決定と市長の提案説明
13日	本会議	議案69件の議決と代表質問など
14日 15日	常任委員会	請願の審査など
19日	本会議	副議長選挙と議案7件や意見書などの議決

なお、竣工は平成11年3月の予定です。(全会一致)

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。基本構想等審議会条例の制定。本市の総合的、計画的な行政の運営を図るための基本構想やこれを具体化するための基本的な施策や事業に関する計画について、市長の諮問に応じ、調査・審議する基本構想等審議会を設置するものです。(全会一致) 東部・南部クリーンセンター整備工事請負契約の締結。焼却炉などから排出されるダイオキシン類を削減することを目的として、東部クリーンセンター、南部クリーンセンター第一、第二の三施設の整備工事を行うものです。(全会一致)

京都市幼児教育センター(仮称)及び幼稚園新築工事請負契約の締結。子育ての不安や悩みを抱える親たちを支援するための中核施設として、相談・研究・研修・情報発信の機能を備え、幼稚園・保育所、国公私立の垣根を越えた取組を行い、中京区5園の統合幼稚園も併設した「幼児教育センター」を平成12年1月の開館を目指し、中京区竹間小学校跡地に新設するための工事を行うものです。(全会一致)



# 京都市会だより

第7号

平成10年(1998) 11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8371 京都市中京区寺町通堀上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



③ 四ノ宮船溜上流

② 第1トンネル入口

① 疏水取入口

④ 四ノ宮船溜

⑥ みやごめっせ周辺

⑤ 十号橋(御陵黒岩)上流

⑦ 若王子橋下流

## 琵琶湖疏水

京都市は本年自治100周年を迎えました。琵琶湖疏水は、東京遷都後の京都に元気を取り戻すため、先人たちが自ら経営を担うなど幾多の困難を克服して建設され、今も「京都のいのちの水」として、貴重な財産となっています。

## 市バス・地下鉄(公営企業会計)決算を認定 水道・下水道・病院

### 9月定例会

9月定例会は9月10日から10月8日までの29日間開かれ、市長提出議案50件を審議しました。乳幼児医療費支給条例の改正案など41件を原案のとおり可決し、また、バス事業など公営企業会計の9年度決算5件は、2つの決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。そのほか名誉市民の表彰2件、人事委員会委員、教育委員会委員の選任にそれぞれ同意しました。また意見書など議員提出議案6件も原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

9月10日	本会議	会期の決定と市長の提案説明
9月17日 18日	本会議	議案41件の議決、決算特別委員会の設置と代表質問など
9月17日～ 10月7日	決算特別委員会	各公営企業会計の決算の審査
9月29日～ 10月2日	常任委員会	請願の審査など
10月8日	本会議	決算の認定と名誉市民の表彰、意見書などの議決

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

- 補正総額 9千220万円、道路、公園整備など公共事業に要する経費や中小企業金融対策助成金などの景気対策に要する経費などを補正するものです。なお、補正後の一般会計予算額は7千33億6千300万円です。(全会一致)
- 創業支援工場条例の制定  
産業の振興・発展を図るため、優れた新しい技術を有する方の創業を支援するための施設を南区上鳥羽針立町に設置するものです。(全会一致)
- 乳幼児医療費支給条例の一部改正  
通院についての医療費の支給対象を、入院による医療費と同様に、3歳と定める月の末日までとするものです。(全会一致)
- 東山区総合庁舎新築工事請負契約の締結  
東山地域体育館(仮称)などを併設した「東山区総合庁舎」を東山区清水五丁目に新築するための工事の契約を行うものです。(全会一致)

● 公営企業会計決算概要 ○余会一致 ○賛成多数 ○病院事業

診療収入は、前年度に比べ7千9百万円増加して、12億3千3百万円となり、一般会計からの繰入金25億9千万円を加えた収入総額は48億2千6百万円、支出総額と同じ収支均衡の決算となっています。

● 水道事業  
料金改定の暫定措置の終了による水道料収入の増加により収入は34億3千2百万円、支出は33億9千8百万円で、9億3千4百万円の黒字となり、累積黒字は31億4千9百万円となりました。

● 公共下水道事業  
使用料の暫定措置の終了などによる使用料収入の増加により収入は59億9千万円、支出は59億9千万円となり、収入及び支出が一致しています。

● 経常収入・支出、経常損失  
経常収入・支出は、企業が通常の営業活動を継続して行っていく際に生じる収入及び支出で、その黒字は経常利益、赤字は経常損失と言います。

● 自動運送バス事業  
旅客数の減少などによる営業収入の減少などにより経常収入は33億2千6百万円、経常支出は35億4千百万円で、経常損失は2億1千5百万円となり、累積赤字は42億9千万円となりました。

● 高速鉄道地下鉄事業  
烏丸線の延伸や東西線の開業による旅客収入などの増加により経常収入は17億5千万円となり、経常支出は35億4千百万円で、経常損失は17億5千4百万円となり、累積赤字は52億9千9百万円となりました。



# 京都市会だより

第8号

平成11年(1999)

2月1日発行

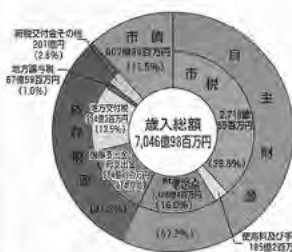
●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



産寧坂(伝統的建造物群保存地区)

環境影響評価条例を可決

## 平成9年度 一般会計歳入歳出決算の概要



今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。  
平成9年度一般会計歳入歳出決算  
歳入は7千46億9千8百万円に対し、歳出は6千874億7千1百万円となり、形式収支は172億2千7百万円の黒字となりますが、翌年度に繰り越しが必要な財源が63億7千7百万円あり、実質的収支は8億5千7百万円の黒字です。しかし財源として活用できる基金の残高がほとんどなくなるなど、今後一層厳しい財政運営を余儀なくされる見通しです。  
(賛成多数)

平成10年度一般会計補正予算(2件)  
補正総額は52億3千5百万円で、道路、公園などの災害復旧に要する経費、職員の給与改定経費などを補正するものです。なお、補正後の一般会計予算額は7千587億9千8百万円です。

環境影響評価等に関する条例の制定  
環境の保全について適正な配慮を確保し、市民の健康で文化的な生活の確保に資するため、道路建設など規模が大きく環境へ著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境影響評価などを適切に円滑に行うための手続きを定めるものです。これにより事業実施に当たり、前もって環境への影響を調査・予測・評価し、結果を事業に反映させる措置を採り、また事業の施行中や完了後にも調査を行うこととなります。

なお、本条例には「事業者の積極的な情報提供、事業や環境影響評価の内容の十分な説明・周知を指導すること」をはじめ6個の付帯決議を付けました。(全会一致)

11月定例会は11月13日から12月16日までの34日間開かれ市長提出議案59件を審議しました。環境影響評価等に関する条例案(環境アセスメント条例案)など34件を原案のとおり可決するとともに、平成9年度一般会計決算など決算14件については、決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。そのほか人事委員会委員の選任、教育委員会委員の任命、土地利用審査委員会委員の任命7件、人権擁護委員の推薦2件にそれぞれ同意しました。  
また、意見書など議員提出議案4件も原案のとおり可決しました。  
なお、初日の11月13日の本会議の冒頭、10月22日に逝去された安孫子隆秀議員に対する追悼演説を行いました。

■定例会の経過

開催日	本会議	内容
11月13日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
11月19日	本会議	議案26件の議決、決算特別委員会の設置と代表質問など
11月19日～12月15日	決算特別委員会	一般会計などの決算の審査
12月4日～9日	常任委員会	請願の審査など
12月16日	本会議	決算の認定と議案8件や人事委員会委員の選任、意見書などの議決

京都市会だより編

# 京都市会だより

第9号

平成11年(1999)

5月1日発行

●発行/京都市会

●編集/市会事務局

●〒614-8571 京都市中京区寺町通御膳上

●TEL.075(222)3700

FAX.075(222)3713



上賀茂地区の明神川沿いの社家(伝統的建造物群保存地区)

## 総額1兆5千837億円の 平成11年度当初予算を可決

### 2月定例会

2月定例会は2月19日から3月16日までの26日間開かれ、市長提出議案109件を審議しました。平成10年度一般会計補正予算案など70件を原案のとおり可決するとともに、平成11年度一般会計予算など予算案19件とその関連議案19件の計38件については、二つの予算特別委員会を設置して審議し、すべて可決しました。そのほか、収入役(松井珍男子氏)の選任に同意しました。

また、委員会条例や意見書など議員提出議案7件も原案のとおり可決しました。

3月16日の本会議では、この任期限りで勇退する議員にはなむけの言葉が贈られました。(関連記事を4面に掲載)

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

- ◆平成11年度一般会計予算案ほか  
一般会計の当初予算の規模は7千8億2千9百万円となり、前年度当初予算に比べ136億5千8百万円、1.9%増となりました。また、特別会計、公営企業会計を合わせた合計では、1兆5千837億8千4百万円となり、前年度当初予算に比べ48億3千7百万円、0.3%増となりました。(全会一致又は賛成多数)
- ◆外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定  
地方自治体自身のチェック機能を強化するため、弁護士や公認会計士、税理士などと契約を結び外部監査を受ける制度が地方自治法の改正により設けられたので、市で実施するための必要事項を定めるものです。(全会一致)
- ◆生活安全条例の制定  
地域での犯罪や事故を未然に防止するため、市、事業者や市民が果たすべき責務を明らかにし、安全の確保に関する施策を総合的、計画的に推進することで、市民や観光旅行者などが安心して生活し、滞在できる安全な地域社会の実現を図るものです。(賛成多数)
- ◆中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の制定  
中高層マンションなどの建築に関し、紛争の予防や解決を図るため、建築主などが配慮すべき事項、建築計画の周知手段、関係当事者間の紛争の調整や調停に関する手続などを定めるものです。(全会一致)

■平成11年度当初予算額(会計別)

会計別	11年度当初予算額	10年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	7,198億2,900万円	7,061億7,100万円	136億5,800万円	1.9
特別会計	5,658億5,100万円	5,678億2,800万円	△119億7,700万円	△2.1
小計	1兆2,756億8,000万円	1兆2,739億9,900万円	16億8,100万円	0.1
公営企業会計	3,080億0,400万円	3,048億4,800万円	31億5,600万円	1.0
病院事業	160億0,800万円	171億9,200万円	△11億8,400万円	△6.9
水道事業	599億1,700万円	626億8,200万円	△28億6,500万円	△4.6
公共下水道事業	1,209億5,800万円	1,129億5,500万円	79億0,300万円	7.0
自動車運送事業	349億3,100万円	369億5,200万円	△20億2,100万円	△5.5
高速鉄道事業	783億9,000万円	750億6,700万円	13億2,300万円	1.8
合 計	1兆5,836億8,400万円	1兆5,788億4,700万円	48億3,700万円	0.3

■定例会の経過

日	会 議	会期の決定と市長の提案説明
2月19日	本会議	会期の決定と市長の提案説明
2月25日	本会議	代表質疑、予算特別委員会の設置と議案69件の議決など
2月26日	本会議	代表質疑、予算特別委員会の設置と議案69件の議決など
2月26日	予算特別委員会	予算などの審査
3月8日	常任委員会	議案の審査など
3月10日	常任委員会	議案の審査など
3月11日	常任委員会	議案の審査など
3月16日	本会議	議案39件や収入役の選任、意見書などの議決など



本号は保存版として活用して下さい

# 新世紀をめざして!

## より身近で、開かれた市会の実現に向けて 新市会がスタートしました



京都市会だより編

### 新市会の発足にあたって



京都市会副議長  
**二之湯 智**



京都市会副議長  
**山口 幸秀**

4月11日に行われた京都市議会議員選挙で72人の議員が決まり、新しい京都市会が発足いたしました。私たちは、五月市会定例会で、第六十九代の市会議長並びに第七十四代の市会副議長に

選出され、その責務の重大さを痛感しているところですが、本格的な「地方の時代」を迎え、市会の役割と使命は一層重要性を増しつつあり、市民の皆様への責任にこたえるためにも、私たち議員は更なる自己研鑽に努め、市会の改革と活性化を進めていかなければなりません。京都市は今、厳しい財政状況のもと、少子高齢社会に対応した福祉施策の充実や経済の活性化など、様々な課題を抱え、大きな岐路に立っています。市会と市民の「距離」を縮めて、市民が主役の、豊かで活力と潤いのある京都のまちづくりを進めるとともに、来るべき21世紀をしっかりと見据え、京都市政の発展のため、誠心誠意努力してまいりますので、市民の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

### 新市会によせて



京都市長  
**桜井 謙策**

新たな世紀へとつながる新市会が発足いたしましたことを、心からお祝い申し上げます。今日、我が国は、経済社会のグローバル化、地球温暖化をはじめとする環境問題、少子・高齢化の急速な進行など、大きな変化の波に見舞われております。このような激動の時代の中にあつて、本年は長引く不況の下での閉塞感から脱却し、21世紀の京都の将来、日本の将来に向けて、未来

への生命力を回復させる大切な年であると考えています。そのため、厳しい財政状況の中ではありますが、聖域なき市政改革を断行するなど、必要な財源の確保に努め、行政と市民とのパートナーシップの下、21世紀への飛躍のかけ橋として策定いたしました「もつと元気」に「京都アクションプラン」の総仕上げを行うとともに、本年秋には京都の新基本構想である「21世紀京都ブランドビジョン」を策定し、「品格のある美しいまち・京都」、「活力に満ちた元気なまち・京都」を実現してまいります。もとより市民の代表である市会と行政は車の両輪であり、議員の皆様と協力して、京都のまちが「人が生きる舞台として光り輝くまち」であり続けるよう全力を傾けてまいります。



Portrait of a council member with name and district information.

富山 富山 21 区 ⑤

山科 山科 21 区 ⑤

高崎 高崎 山科 区 ③

山科 山科 区 ③

伏見 伏見 区 ⑤

中野 中野 北区 区 ④

可児 可児 上京 区 ⑥

志 志 区 ⑦

中野 中野 京 区 ⑦

今枝 今枝 上京 区 ④

徳 徳 区 ④

中野 中野 京 区 ④

梅林 梅林 南 区 ④

伊藤 伊藤 下京 区 ③

磯辺 磯辺 東山 区 ④

中野 中野 北 区 ④

大西 大西 京 区 ③

宮本 宮本 右京 区 ④

谷口 谷口 西京 区 ③

白置 白置 伏見 区 ③

大田 大田 北 区 ③

安井 安井 伏見 区 ④

山口 山口 伏見 区 ②

柴田 柴田 京 区 ②

久保 久保 京 区 ②

石黒 石黒 伏見 区 ②

中村 中村 左京 区 ②

安孫子 安孫子 左京 区 ②

井上 井上 京 区 ①

砂川 砂川 伏見 区 ①

小川 小川 北 区 ①

竹内 竹内 上京 区 ①

北川 北川 西京 区 ⑦

中村 中村 京 区 ⑦

中野 中野 東山 区 ④

中野 中野 北 区 ④

大西 大西 京 区 ③

宮本 宮本 右京 区 ④

谷口 谷口 西京 区 ③

白置 白置 伏見 区 ③

大田 大田 北 区 ③

安井 安井 伏見 区 ④

山口 山口 伏見 区 ②

柴田 柴田 京 区 ②

久保 久保 京 区 ②

石黒 石黒 伏見 区 ②

中村 中村 左京 区 ②

安孫子 安孫子 左京 区 ②

井上 井上 京 区 ①

砂川 砂川 伏見 区 ①

小川 小川 北 区 ①

竹内 竹内 上京 区 ①



<p>京都市会議員クラブ (2人)</p> <p>安富 安富 井 井 勉 勉 お</p>	<p>京都市会議員団 (12人)</p> <p>山日中中谷竹高大柴久可井 口置西西口内嶋道田保児上 文正賢弘 弘義章省達教 勝章三治昌讓恵知喜二志子</p>	<p>京都市会議員団 (13人)</p> <p>山宮中砂鈴小梅宇今石天 口本村川木林川林宮枝黒方 幸十祐マサ ひろき 壮徳利晶和 秀徹一司ホ 等一歳雄英子</p>
--	--	---









# 京都市会だより

第10号

平成11年(1999)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御土上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



嵯峨鳥居本(伝統的建造物群保存地区)

## 京都芸術センターの 設置条例を可決

### 5月定例会

市会議員選挙後、初めての市会である5月定例会は5月18日から28日までの11日間開かれま

した。正副議長の選挙、特別委員会の設置、各委員会の委員及び正副委員長の決定など、新しい市会の構成を決めた後(特集号参照)、京都芸術センター1条例案や人権擁護委員の推薦など市長提出議案63件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

また、議員提出議案である意見書1件も原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

#### ■定例会の経過

5月18日	本会議	会期と議席の決定
24日	本会議	正副議長選挙、常任・特別委員会の選任と市長の提案説明
28日	本会議	議案38件や人権擁護委員の推薦、意見書の議決など

#### ◆京都芸術センター条例の制定

本市芸術家などが連携し、本市における芸術を総合的に振興するため、芸術活動の支援、芸術情報の発信及び芸術を通じた交流を図るための施設を中京区室町通御土上(山伏山町)に設置するもので、12年4月に開所する予定です。(全会一致)



京都芸術センターに生まれ変わる元明倫小学校

#### ◆子育て支援総合センター(子どもみらい館)条例の制定

乳幼児の健やかな育成を図るため、子育て支援に関する事業を総合的に行う中核施設を中京区西之町通竹屋町下る楠町に設置するもので、12年1月に開館する予定です。(全会一致)



完成予想図

#### ◆介護認定審査会条例の制定

12年4月からの介護保険制度の実施に向け、11年10月から要介護認定の申請受付を開始する必要があります。審査認定業務を行う介護認定審査会(関)に必要な事項を定めるものです。(全会一致)

#### 市会の情報公開を検討

地方分権がいよいよ実施段階を迎えようとしている中、議会の果たすべき役割がますます重要になってきています。京都市会では、より開かれた市会とするため、市会の情報公開について、市会運営委員会の下、京都市会情報公開検討小委員会を設置し、検討を進めることとしました。

#### ◆西部・東部・南部クリーンセンター整備工事請負契約の締結

焼却炉などから排出されるダイオキシン類を削減するため、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター、南部クリーンセンター、第一工場、第二工場の四施設の整備工事を行うものです。(全会一致)



# 京都市会だより

第11号

平成11年(1999)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



伏見南浜地区(界わい景観整備地区)

## 市バス・地下鉄 水道・下水道・病院 (公益企業会計)決算を認定

各企業の健全な経営に向け活発な議論

### 9月定例会

9月定例会は9月2日から10月6日までの35日間開かれ、市長提出議案43件を審議しました。美術館条例の全部改正案など37件を原案のとおり可決するとともに、病院事業など10年度公営企業会計決算5件については、決算特別委員会を設置して審査し、すべて認定しました。そのほか、監査委員の選任に同意しました。また、議員提出議案である意見書5件も原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

日	本会	議	会期の決定と市長の提案説明
9月2日	本会	議	会期の決定と市長の提案説明
9月9日 10日	本会	議	議案35件の議決、決算特別委員会の設置と代表質問など
9月10日～ 10月5日	決算特別 委員	会	各公営企業会計の決算の審査
9月29日 30日	常任委員	会	議案の審査など
10月6日	本会	議	決算の認定と議案2件や監査委員の選任、意見書などの議決

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

◆京都市美術館条例の全部改正  
美術館の展示機能を充実させるため、左京区岡崎の京都市美術館別館を改修し、美術館の別館を新たに設置するものです。12年4月中旬に開館する予定です。(全会一致)

◆石京文化会館(仮称)新築工事請負契約の締結  
舞台付多目的ホールや創造活動室などを備えた石京文化会館(仮称)を右京区太秦安井西裏町に新築するための工事の契約を行うもので

#### 〔公益企業会計決算概要〕

(全会一致、賛成多数)

●病院事業  
診療収入は109億7千万円(対前年度比2.3%の減)となりましたが、一般会計からの繰入金27億7千万円などを加えた収入総額は140億9千万円で、支出総額と同じ収支均衡の決算となっております。

#### ●水道事業

水道使用量の減少による料金収入の減少により収入は37億5千8百万円(対前年度比2.8%の減)となりましたが、支出は33億3百万円で、3億2千5百万円の黒字となり、累積黒字は34億4百万円となりました。

#### ●公共下水道事業

汚水量の減少による使用料収入の減少により収入は50億8千5百万円(対前年度比1.3%の減)となりましたが、支出は50億2千3百万

円です。完成は13年5月の予定です。(全会一致)

◆西京極総合運動公園プール棟新築工事請負契約の締結  
国際大会などの競技が開催でき、また、市民の健康増進を図る場となるプール棟を阪急電鉄京都市線南側の西京極総合運動公園拡張区域に新築するための工事の契約を行うものです。完成は14年夏頃の予定です。(全会一致)

9年度で、4億6千2百万円の黒字となり、累積赤字は53億円に減りました。

#### ●自動車運送(バス)事業

旅客数の減少による運送収入の減少などにより経常収入は23億5千2百万円(対前年度比15.9%の減)、経常支出は22億5千6百万円で、19億4百万円の赤字となり、累積赤字は50億9千9百万円となりました。

#### ●高速鉄道(地下鉄)事業

9年度の東西線の開業による運送収入などの増加により経常収入は20億6千6百万円(対前年度比16.3%の増)となりましたが、経常支出は49億6千5百万円で、28億9千9百万円の赤字となり、累積赤字は1千99億4千3百万円となりました。

経常収入・支出は、企業が通常の営業活動を継続して行っていく場合に生じる収入及び支出です。

# 京都市会だより

第12号

平成12年(2000)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通朝倉上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



祇園新橋地区(伝統的建造物群保存地区)

京都市会だより編

## 21世紀・京都のまろくろの指針となる 京都市基本構想を可決

—平成10年度決算を認定—

### 11月定例会

11月定例会は11月16日から12月17日までの32日間開かれ、市長提出議案71件を審議しました。このうち、基本構想案については、財政総務委員会に付託して審議し、原案のとおり可決するとともに、10年度一般会計歳入歳出決算など決算15件については、決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。また、11年度一般会計補正予算案など議案55件についても原案のとおり可決しました。

そのほか、意見書など議員提出議案2件も原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

#### ◆京都市基本構想の策定

21世紀における京都のランドビジョンとなる新しい基本構想を策定するものです。京都が進むべき方向性、すなわち「京都の選択」を市民の視点から明らかにしたもので、くらしに安らぎがあり、まちに華やきがある21世紀の京都を築いていこうとするものです。(全会一致)

#### ◆平成10年度一般会計歳入歳出決算

歳入総額は7千385億8千2百万円に対し、歳出総額は7千412億9千百万円で、収支は12億9千百万円の黒字となりますが、昨年度に繰り越すべき財源が136億3千4百万円ある中で、実質的収支は6億6千7百万円の黒字です。しかし、脆弱な財政基盤の本市財政は、多

額の市債残高を抱え、財源対策として使える基金残高が底を突くなど、厳しい状況です。

#### ◆平成11年度一般会計補正予算案(2件)

補正総額は21億8千8百万円で、少子化対策臨時交付金事業や緊急雇用特別補助金事業の実施に要する経費、職員給与改定経費などを補正するものです。なお、補正後の一般会計予算額は7千412億7百万円です。(全会一致)

#### ◆少子化対策事業基金条例の制定

本市が行う子育ての支援など出生率の向上に役立つ事業の実施に必要な財源に充てるため、少子化対策事業基金を設置するものです。(全会一致)

#### ◆市会独自の補助金制度を制定へ

市会運営委員会は、11年6月に情報公開検討小委員会を設置し、市会の情報公開の在り方について、積極的に検討を重ねるとともに、先進都市への調査や学識経験者の意見聴取などを行ってまいりました。これらの取組を踏まえ、昨年12月の市会運営委員会では、公文書公開の制度化に当たっては、「市会独自の条例を制定する。」5月市会への提案を旨とする小委員会の中間報告を了承しました。併せて、公文書の公開以外にも、議会の中間報告や議会情報の提供など、開かれた市会の実現を目指して検討を進めることとしました。



市会運営委員会での学識経験者の意見聴取

■定例会の経過		
11月16日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
11月25日 26日	本会議	議案42件の議決、決算特別委員会の設置と代表質疑など
11月25日～ 12月16日	決算特別委員会	一般会計などの決算の審査
12月9日 13日 16日	常任委員会	請願や付託議案の審査など
12月17日	本会議	決算15件の認定と議案14件や意見書などの議決



# 京都市会だより

第13号

平成12年(2000年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
〒604-8571 京都市中京区西町通御池上る  
●TEL 075(222)3700  
●FAX 075(222)3713



石碓小路(伝統的建造物群保存地区(慶寧坂地区))

## 総額1兆6千157億円の 平成12年度当初予算を可決

3月定例会は3月2日から3月30日までの29日間開かれ市長提出議案149件を審議しました。

### 3月定例会

このうち、平成12年度一般会計予算など予算案19件とその関連議案27件については、二つの予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決するとともに、職員の新任用に関する条例案など議案4件については財政総務委員会に、都市計画審議会条例案については建設消防委員会に、それぞれ付託して審議し、原案のとおり可決しました。また、平成11年度一般会計補正予算案や副市長の選任2件(中谷祐一氏「再任」、高木壽一氏「新任」)や監査委員の選任など議案98件についても原案のとおり可決しました。そのほか、意見書など議員提出議案5件も原案のとおり可決するとともに、市会運営委員会、常任委員会、特別委員会の各委員を選任しました。

(監査委員名及び各委員会委員名は4面に掲載しています。)

#### ■定例会の経過

日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
3月2日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
3月6日～11日	本会議	代表質疑、議案(87件)の議決と予算特別委員会の設置など
3月11日～29日	予算特別委員会	一般会計予算案など付託議案の審査
3月24日～27日	常任委員会	付託した議案や請願の審査など
3月30日	本会議	議案(62件)や請願、意見書の議決など

#### 今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

◆平成12年度一般会計予算案と19会計予算  
一般会計の12年度当初予算の規模は7千799億9千2百万円となり、前年度当初予算に比べ18億3千7百万円、0.3%減となりました。また、特別会計、公営企業会計を合わせた合計では、1兆6千157億9千9百万円となり、前年度当初予算に比べ33億7千5百万円、2.0%増となりました。(全会一致又は賛成多数)

#### ◆大学のまち交流センター条例の制定

大学での学術研究の成果や知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に役立てるため、大学間や大学と産業界、地域社会との間の連携・交流を促進する活動の拠点施設として京大東洞院通七条下二丁目東塩小路町(京大駅ビル別荘駐車場西側)に設けするものです。(全会一致)

#### ◆市職員の倫理の保持に関する条例の制定

議員の職務についての倫理の保持に役立てるため必要な措置を講じること、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するとともに、議員の倫理観の高揚を図り、公務に対する市民の信頼を確保するためのものであります。(全会一致)

#### ◆介護保険条例の制定

介護保険法と介護保険法施行令で定まっているもののほか、市が行う介護保険について、保険料の額やその徴収に関する必要事項を定めるものです。(賛成多数)

#### 平成12年度当初予算額(会計別)

会計別	12年度当初予算額		11年度当初予算額		対前年度比較	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価
一般会計	7,179億9,200万円		7,198億2,900万円		△18億3,700万円	△0.3
特別会計	5,931億8,100万円		5,558億5,100万円		373億3,000万円	6.7
小計	1兆3,111億7,300万円		1兆2,756億8,000万円		354億9,300万円	2.8
公営企業会計	3,045億2,600万円		3,080億400万円		△34億7,800万円	△1.1
病院事業	157億3,300万円		160億800万円		△2億500万円	△1.7
水道事業	553億4,500万円		599億1,700万円		△14億7,100万円	△2.5
公共下水道事業	1,181億3,000万円		1,208億5,800万円		△27億2,800万円	△2.3
自動車運送事業	324億5,200万円		349億3,100万円		△24億7,900万円	△7.1
高速鉄道事業	798億6,500万円		763億9,000万円		34億7,500万円	4.5
合計	1兆6,156億9,900万円		1兆5,836億8,400万円		320億1,500万円	2.0

# 京都市会だより

第14号

平成12年(2000年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通南条上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



賀茂川(賀茂川) [北山大橋上流]

## 「開かれた市会」を目指して 京都市会情報公開条例を可決

### 5月定例会

5月定例会は5月15日から25日までの11日間開かれ市長提出議案70件を審議しました。

このうち、土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例案と自転車等放置防止条例の一部改正案については、建設消防委員会に付託して審議し、原案のとおり可決するとともに、平成12年度国民健康保険事業特別会計補正予算案や監査委員の選任など議案68件についても原案のとおり可決しました。

また、「開かれた市会」を目指した京都市会情報公開条例案や意見書など議員提出議案3件も原案のとおり可決しました。

更に、山口幸秀副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を行った結果、今枝徳蔵議員が選ばれました。

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

◆土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の制定

一定規模以上の開発事業市街化区域内で土地の面積が1万平方メートル以上又は1千平方メートル以上の集客施設を含むものについて、構想段階での届出を義務付け、市民と事業者と市が十分な協議を行う手続きなどを定めたものです。この手続きを通じて、開発事業の構想をよりよいものに、良好なまちづくりの推進を図ります。(賛成多数)

◆自転車等放置防止条例の一部改正

とそれに要する費用を定めるとともに、撤去した自転車及び原動機付自転車の保管・処分制度の整備を行うものです。また、自転車駐車場の設置を義務付ける施設の範囲を拡大するものです。(全会一致)

◆自転車等放置防止条例の一部改正

◆京都市会情報公開条例の制定(4面に条例の概要を掲載)

地方自治の本旨にのっとりた市政を実現していくには、市会がその諸活動を市民に説明する責任を果たし、市民の市会への理解と市政への参加を一層促進することが重要で、そこで、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利などについて必要な事項を定めることにより、「開かれた市会」を実現するものです。(全会一致)

### 就任あいさつ

副議長  
今枝 徳蔵



この度、第75代の副議長に就任致しましたが、議長の補佐役として、その責務の重大さを痛感致しております。

京都市が、厳しい財政状況の中、来るべき21世紀を見据え、光り輝く「千年新部」の創造を目指し、数か年活力と潤いのある京都のまちづくりを推進していくには、私も市会の果たす役割が、一層重要であります。市会の代表として、京都市会情報公開条例施行をはじめとした「開かれた市会」の実現と京都市政の発展に向けて、本音で、本気で誠心誠意努力してまいりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。(下京区選出 5期 民主部みらい)



# 京都市会だより

第15号

平成12年(2000年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●TEL 075(222)3700  
●TEL 075(222)3713  
●FAX 075(222)3713

## 水道料金改定議案を修正可決

市会は、9月定例会に提案された上下水道料金などの改定議案について、水道委員会に付託し、慎重に審議を行いました。(関連記事は4面にも掲載)



西陣の京町家(美観地区 第2種地域)

### 9月定例会

9月定例会は9月6日から10月11日までの36日間開かれ、病院長提出議案66件を審議しました。このうち、病院長提出議案66件を審議しました。決算5件については、決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。また、上下水道料金などの料金改定議案3件と京都高速道路新十条通の基本計画の変更に関する議案1件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議した結果、水道料金の改定議案は修正し、たうえて可決し、他の付託議案3件は原案のとおり可決しました。

市税条例の一部改正案など議案57件も原案のとおり可決しました。

そのほか、区選挙管理委員と補充員などの選挙を行うとともに、意見書や農業委員会委員の推薦など議員提出議案9件も原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の内容と結果は次のとおりです。

◆水道事業条例「公共下水道事業条例の一部改正」

原案は、平成13年4月1日から、水道料金を平均10.14%、下水道使用料を平均18.64%引き上げようとするものです。この水道料金の改定については改定時期を6箇月間延期する修正を行ったうえで、また下水道使用料の改定については原案のとおり、いずれも賛成多数で可決しました。これにより、水道料金は13年10月1日から、下水道使用料は同年4月1日から改定されることになりました。

なお、本市の伝統産業であり、水を多量に使用する染色業・減額対象分と、社会福祉施設に対しては、上下水道ともに、14年3月31日

#### 公共企業会計決算概要

◆病院事業  
総収入は、10億9千万円(対前年度比1.1%の増)となり、一般会計からの繰入金28億5千万円などを加えた収入総額は12億3千万円、支出総額と同じ収支均等の決算となりました。(全会一致で認定)

#### 水道事業

水道使用量の減少による料金収入の減少などにより収入は29億6千万円(対前年度比2.4%の減)、支出は29億8千万円、2千6百万円の赤字となり、累積赤字は33億7千8百万円に減りました。(全会一致で認定)

#### 公共下水道事業

有収汚水量の減少による使用料収入の減少などにより収入は57億6千4百万円(対前年度比2.9%の減)、支出は58億8千9百万円、6億2千5百万円の赤字となり、累積赤字は59億2千4百万円となりました。(全会一致で認定)

まで現行料金に据え置く措置を講ずることとしました。

#### 京都市道高速道路1号線(新十条通)の基本計画の変更に関する協議

京都高速道路新十条通の一部工事施工区間について工法を変更する必要があることなどにより、新十条通と油小路線の建設に関する工事に要する費用の概算額を約1千700億円から約2千300億円に変更することについて、建設大臣から協議があったため、道路管理者となる市が、これに応じるに当たり、市会の議決を求めたものです。

なお、本議案については、賛成多数で可決したうえで1割の付帯決議を付けました。(付帯決議の内容は4面参照)

#### 自動車運送(バス)事業

旅客数の減少による運送収入の減少などにより経常収入は26億6百万円(対前年度比0.2%の減)、経常支出は28億5千6百万円、営業損失は2億9千万円となり、累積赤字は45億5千7百万円に増えました。(賛成多数で認定)

#### 高速鉄道(地下鉄)事業

旅客数はほぼ前年度並みでしたが、国庫補助金の減少などにより経常収入は20億9千2百万円(対前年度比0.4%の減)、経常支出は45億3千万円、経常損失は28億3千9百万円となり、累積赤字は千40億9千9百万円となりました。(全会一致で認定)

#### 経常収入・経常支出

経常収入・経常支出は、企業が通常の営業活動で継続して行っている(通常の)収入・支出の「JYO」その業容は経常利益・赤字は経常損失(赤字)です。

#### ■定例会の経過

日	本会	議	内容
9月6日	本会	議	会期の決定、市長の提案説明
9月8日	本会	議	議案に対する質疑や議案(57件)の議決、決算特別委員会の設置など
9月8日 ~10月11日	決算特別委員会	議	公共企業会計の決算の審査
9月8日 ~10月11日	常任委員会	議	付託した議案や請願の審査など
9月19日 20日	本会	議	代表質問や議案(1件)、農業委員会委員の推薦、意見書の議決など
10月11日	本会	議	決算(5件)の認定と議案(3件)や意見書の議決など

# 京都市会だより

第16号

平成13年(2001年)  
2月15日発行

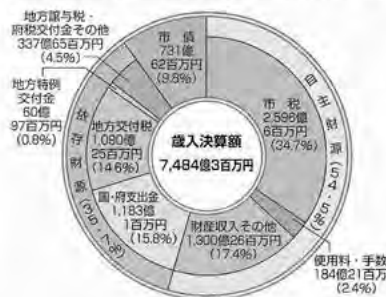
●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町清願寺上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713



東寺付近

京都市会だより編

## 平成11年度一般会計歳入歳出決算の概要



◆京都市青年の家条例の一部改正  
本市の青少年施設を再編し、青少年活動の一層の振興を図るため、青少年活動センターを廃止し、同センターで行っている事業を青年の家で行うとともに、青年の家の利用対象年齢を引上げようとするものです。(賛成多数)

◆平成11年度一般会計歳入歳出決算  
歳入総額は7,484億3百万円となり、歳出総額は7,363億83百万円となり、収支は220億2千万円の黒字となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源が1億1千5百万円あり、実質的収支は3億9千5百万円の赤字と

なりました。実質収支が赤字となるのは、昭和57年度以来17年ぶりです。  
今後も、依然として厳しい経済情勢が続く中、ぜひ別な財政基盤の本市財政は、恒常的な財源不足状態にあることに加え、財源対策として使える基金の残高が底を突くなど、一層厳しい財政運営を強いられる見込みです。(賛成多数)

◆平成12年度一般会計補正予算(2件)  
補正総額は168億5千万円で、地方交付税、国・府支出金、市債などを財源として、公園整備などの公共事業の実施や、民間保育所の運営のために要する経費などを補正するものです。(全会一致)

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

11月定例会は11月14日から12月14日までの31日間開かれ、市長提出議案91件を審議しました。このうち、平成11年度一般会計歳入歳出決算など決算15件については、決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。また、12年度一般会計補正予算案や副市長(河内 隆氏)の選任、教育委員会委員の任命など議案76件についても原案のとおり可決しました。

そのほか、意見書など議員提出議案7件も原案のとおり可決しました。

### 11月定例会

開催日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
11月14日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
11月20日	本会議	議案(52件)の議決、決算特別委員会設置と代表質問など
11月20日～12月13日	決算特別委員会	一般会計などの決算の審査
12月6日～8日	常任委員会	議案の審査など
12月14日	本会議	決算(15件)の認定と議案(24件)や意見書の議決など

## 平成11年度一般会計決算を認定



# 京都市会だより

第17号

平成13年(2001年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上8  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

## 総額1兆6千258億円の 平成13年度当初予算を可決



清滝川

### 京都市会ホームページも 4月から開始しました

市会の仕組みをはじめ議員名簿や議案の審議結果など、様々な市会の情報を市民の皆さんにお届けしています。  
また、京都市会だよりや、政令市では初めて本会議の会議録もインターネット上でご覧いただけます。(ホームページアドレスは<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>)



◆国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険事業は、多額の累積赤字を抱えており、13年度も単年度収支での多額の赤字が見込まれることから、その解消を図るため、一般会計から過去最高となる約135億円を繰り入れることにより、13年度の保険料の改定率を平均6.61%としたものです。  
◆市会議員の報酬の額の特例に関する条例の制定  
13年4月1日から14年3月31日までの市会の議長、副議長、議員の報酬の月額について、特例措置を講じ、その支給額を5%カットするものです。(全会一致)

### 2月市会定例会

2月定例会は2月21日から3月23日までの31日間開かれ、市長提出議案160件、議員提出議案10件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成13年度一般会計予算など予算案19件とその関連議案12件については、2つの予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決しました。建築基準条例案など議案18件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、すべて原案のとおり可決しました。また、平成12年度一般会計補正予算案や監査委員の選任など議案11件についても原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、市会議員の報酬の額の特例に関する条例案や意見書など7件の議案を原案のとおり可決しました。  
また、市会運営委員会、常任委員会、特別委員会の各委員を選任しました。  
(監査委員名、各委員会委員名は4面に掲載しています。)

### 平成13年度当初予算額(会計別)

会計別	13年度当初予算額	12年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,874億2,800万円	7,179億9,200万円	△305億6,400万円	△4.3
特別会計	6,380億1,700万円	5,931億8,100万円	448億3,600万円	7.6
小計	1兆3,254億4,500万円	1兆3,111億7,300万円	142億7,200万円	1.1
公営企業会計	3,003億6,300万円	3,045億2,800万円	△41億6,300万円	△1.4
病院事業	160億400万円	157億3,300万円	2億7,100万円	1.7
水道事業	594億2,100万円	583億4,800万円	10億7,500万円	1.8
公共下水道事業	1,191億5,300万円	1,181億3,000万円	10億2,300万円	0.9
自動車運送事業	308億6,000万円	324億5,200万円	△15億9,200万円	△4.9
高速鉄道事業	749億2,500万円	798億6,500万円	△49億4,000万円	△6.2
合計	1兆6,258億800万円	1兆6,156億9,900万円	101億900万円	0.6

### ■定例会の経過

2月21日	本会議	会期の決定、市長の提案説明
2月28日 3月1日	本会議	代表質疑、議案や意見書の議決、予算特別委員会の設置など
3月1日 ~22日	予算特別委員会	一般会計予算案など付託議案の審査
3月15日 16日 22日	常任委員会	付託した議案や請願の審査など
3月23日	本会議	議案や請願、意見書の議決など



# 京都市会だより

第18号

平成13年(2001年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通郵便地5-8  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



風山

## 国に対し「京都議定書発効のための 国際合意の実現に関する意見書」を提出 (2・3面に全文を掲載)

### 5月市会定例会

5月定例会は5月15日から29日までの15日間開かれ、市長提出議案66件、議員提出議案4件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成13年度国民健康保険事業特別会計など補正予算案2件については、普通予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決しました。市税条例一部改正案など議案58件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、すべて原案のとおり可決しました。また、監査委員の選任など議案6件についても原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、「京都議定書発効のための国際合意の実現に関する意見書」など3件の議案を原案のとおり可決しました。  
また、二之湯智議長と今枝徳蔵副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、議長に磯辺とし子議員、副議長に梅林等議員がそれぞれ選ばれました。

### ■定例会の経過

5月15日	本会議	会期の決定、意見書の議決、市長の提案説明など
5月18日	本会議	普通予算特別委員会の設置、議案の議決、代表質問など
5月18日 21日 28日	普通予算特別委員会	付託された補正予算案の審査
5月22日 23日 28日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
5月29日	本会議	正副議長の選挙と、議案や請願、意見書の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

- ◆平成13年度国民健康保険事業特別会計など  
2会計補正予算  
国民健康保険事業特別会計と中央卸売市場第一市場特別会計では、12年度決算において、歳出額に対する歳入額の不足が見込まれるので、その不足見込額を13年度予算から繰り入れるために必要な経費の補正を行うものです。なお、補正予算の規模は、2会計合わせて10億5千4百万円となります。(全会一致)
- ◆西京商業高等学校及び情報教育センター改築工事請負契約の締結(3件)  
埋蔵文化財発掘調査で確認された平安時代の貴重な邸宅遺構を保存する形で改築が行われる西京商業高等学校及び情報教育センターの工事請負契約を行うものです。なお、契約の相手方は、競争入札の結果それぞれ落札者となった、市の地元企業を含む共同企業体です。(全会一致)

### 就任あいさつ



京都市会 市長  
磯辺とし子  
(東山区選出 4期  
自由民主党)



京都市会 副市長  
梅村 等  
(南区選出 4期  
民主・都みらい)

私たちは、5月市会定例会において、第70代の市会議長並びに第76代の市会副議長に選出されました。その責務の重大さを、日々改めて感じています。  
今、京都市は、極めて厳しい財政状況の下、地域経済の活性化、少子・高齢社会への対応や男女共同参画社会の実現など、多くの課題に直面しています。このようなときにこそ、市会が本格的な地方分権と高度情報通信技術の進展をしっかりと見据え、市民の声を市政に反映させるために、積極的な政策提案を行うことが求められています。  
今後とも、市会の情報公開を推進し、市民に身近な開かれた市会を実現する中で、より一層市政への市会の責任を果たしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 京都市会だより

第19号

平成13年(2001年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中區寺町通錦地上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



大原の里

病院 水道 下水道  
バス・地下鉄

## 公営企業会計決算を認定

各公営企業の健全な経営に向け活発な議論

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月7日から10月5日までの29日間開かれ、市長から議案92件、議員から議案8件が提出されました。

市長提出議案のうち、病院事業など12年度公営企業会計決算5件については、公営企業決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。また、自動車放置防止条例案など議案83件については、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。このうち、撤回された議案1件を除く82件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。このほか、13年度一般会計補正予算(市長専決)など議案4件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、米国における同時多発テロ事件に関する緊急決議など、意見書決議6件を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

開催日	会議	内容
9月7日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
9月11日 12日	本会議	議案や請願、決議の議決と、公営企業決算特別委員会の設置、代表質問など
9月11日 ~26日 10月4日	公営企業 決算特別 委員会	各公営企業会計の決算の審査
9月27日 ~10月1日 4日	常任 委員会	付託された議案や請願の審査など
10月5日	本会議	決算の認定と、議案や請願、意見書の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

#### ◆自動車放置防止条例の制定

放置自動車を発生させないために、本市、事業者、市民等の責務を明確にするともに、放置自動車の所有者が撤去命令に応じない場合には罰則を適用するなど、自動車の放置の防止について、必要な事項を定めたものです。これにより、放置自動車に関連して発生する犯罪や事故を防止するとともに、都市の美化を推進し、

良好な都市機能を持続していくこととするものです。(全会一致)

#### ◆平成13年度一般会計補正予算(市長専決)

京都市議会議員上京区選挙区補欠選挙(7月29日執行)の実施に必要な経費の補正について、地方自治法第179条第1項の規定により、市長が専決処分を行ったものです。補正額は、2千7百万円です。(全会一致)

#### 「公営企業会計決算概要」

##### ◆病院事業

診療収入は111億4千6百万円(対前年度比05%の増)で、一般会計からの繰入金25億9千3百万円などを加えた総収益は140億3千6百万円となり、総費用と同じ収支均衡の決算となりました。(全会一致認定)

##### ◆水道事業

水道使用量の減少による料金収入の減少などにより、総収益は324億9千9百万円(対前年度比14%の減)、総費用は329億8千4百万円で、4億8千5百万円の赤字となり、累積赤字は28億9千3百万円となりました。(全会一致認定)

##### ◆公共下水道事業

有収汚水量の減少による使用料収入の減少などにより、総収益は551億1千万円(対前年度比

41%の減)、総費用は571億9千6百万円で、20億8千6百万円の赤字となり、累積赤字は80億1千万円となりました。(全会一致認定)

##### ◆自動車運送(バス)事業

旅客数の減少による運送収入の減少などにより、総収益は27億3千8百万円(対前年度比18.1%の減)、総費用は27億3千8百万円で、41億円の赤字となり、累積赤字は87億5千7百万円となりました。(賛成多数で認定)

##### ◆高速鉄道(地下鉄)事業

旅客数の増加による運輸収入の増加などにより、総収益は21億4千7百万円(対前年度比16%の増)、総費用は488億2千6百万円で、27億7千9百万円の赤字となり、累積赤字は千679億6千9百万円となりました。(全会一致認定)



# 京都市会だより

第20号

平成14年(2002年)

2月15日発行

●発行/京都市会

●編集/市会事務局

●〒604-6571 京都市中京区寺町通御膳上

●TEL.075(222)3700

FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



北山杉

平成12年度

## 一般会計決算を認定

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月19日から12月18日までの30日間開かれ、市長から議案103件、議員から議案5件が提出されました。

市長提出議案のうち、12年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して審議し、すべて認定しました。13年度一般会計補正予算など3件については、2つの予算特別委員会を設置して審議するとともに、市税条例の一部改正など議案72件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、すべて原案のとおり可決しました。このほか、市長の資産等の公開に関する条例の一部改正など議案14件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、敬宮愛子内親王殿下の御誕生にあたり慶賀の意を表する決議など5件を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

11月19日	本会 議	会期の決定、市長の提案説明など
11月21日 22日	本会 議	議案や請願の議決と、普通決算特別委員会などの設置、代表質問など
11月21日 ~12月6日 17日	普通決算 特別委 員会	一般会計などの決算の審査
11月21日 12月7日 17日	予算 特別委 員会	一般会計などの補正予算の審査
12月10日 ~12月 17日	常任 委員 会	付託された議案や請願の審査など
12月18日	本会 議	決算の認定と、議案や請願、決議の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

◆平成12年度一般会計歳入歳出決算  
歳入総額は7,104億8,700万円に対し、歳出総額は6,975億3,200万円となり、収支は129億5,500万円の黒字となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源が122億8,900万円あるの

で、実質の収支は6億9,600万円の黒字です。しかし、せいぜい弱な財政基盤に立つ市の財政は、景気が一層悪化する中、歳入の根幹を成す市税収入に伸びを期待できず、歳出面でも新たな行

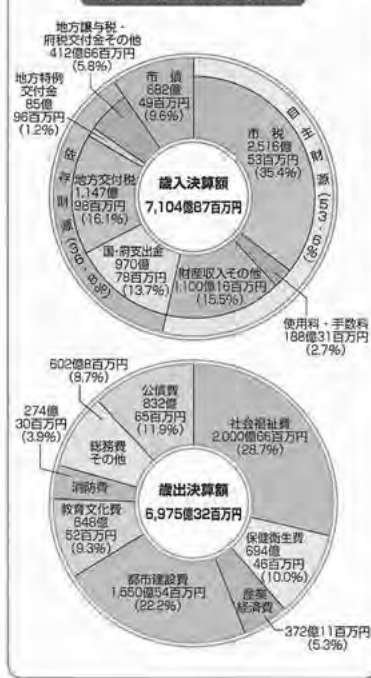
政需要や公債負担に多額の財政需要があること

とから、極めて厳しい状況にあります。

◆平成13年度一般会計補正予算(2件)  
(賛成多数で認定)

国・府支出金、市債などを財源として、道路、公園整備などの公共事業や民間保育所の運営、知事選挙、緊急雇用創出対策に要する経費などを補正するものです。補正総額は、17億8,800万円です。(全会一致)

### 平成12年度一般会計 歳入歳出決算の概要



# 京都市会だより

第21号

平成14年(2002年)

5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



鳳上浄水場

## 市会議員の定数を 3減し69人に

5月市会定例会(代表質問)のテレビ中継開始  
5月15日(水)にKBS京都放送で生中継します。

### 2月市会定例会

2月定例会は2月22日から3月26日までの33日間開かれ、市長提出議案146件、議員提出議案10件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成14年度一般会計予算など予算案19件とその関連議案16件については、2つの予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決しました。13年度一般会計補正予算など議案15件についても、同じく予算特別委員会に付託して審議することにも、公文書の公開に関する条例の全部改正など議案89件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、すべて原案のとおり可決しました。このほか、副市長(松井珍男子氏)や収入役(不室嘉和氏)の選任など議案7件についても原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例など8件の議案を原案のとおり可決しました。

また、梅林等副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を行った結果、高嶋弘恵議員が選ばれました。これにより政令指定都市で初めて女性の正副議長が誕生しました。

#### ■定例会の経過

開催日	開催形式	審議内容
2月22日	本会議	会期の決定や市長の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月22日 25日 27日	予特委 員会	一般会計補正予算など付託議案の審査
2月28日 3月1日	本会議	代表質疑、議案や請願の議決など
3月1日 ~14日 25日	予特委 員会	一般会計予算など付託議案の審査
3月15日 18日 25日	常委 員会	付託議案や請願の審査など
3月19日	議員定数等 特別委員会	付託事件の審査
3月26日	本会議	副議長の選挙と議案や請願、意見書の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。

#### ◆平成14年度一般会計予算など19会計予算

一般会計の14年度当初予算の規模は6千44億2千8百万円となり、前年度当初予算に比べ5.5%減となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計では、1兆6千348億2千6百万円となり、前年度当初予算に比べ0.6%増となりました。

#### ◆京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の定数に関する条例

市会議員の定数を69人(現行72人)に減らすとともに、各選挙区における議員の数についても、北区、中央区、東山区、下京区を、現在の数からそれぞれ1減する一方、西京区の数を1増とするものです。この結果は、来年4月の統一地方選挙から適用されます。

### 市会議長のあいさつ



京都市会議長  
**磯辺とし子**  
(東山区選出 民主党)

市会議長に就任して2年目を迎えますが、初心を忘れることなく、勇気を持って、市民の皆様のご意見を大切にしたいと議会運営に努めてまいります。

市会では、情報公開をより一層進めるため、今年度から5月市会のテレビ中継を実施いたします。また、厳しい財政状況を考慮し、昨年度に引き続き議員の報酬を5%削減することや、更に、議員の定数問題についても、公開の場で議論を重ね、35年ぶりの定数の削減と1票の格差是正を行うことになりました。

今後とも、市民の信頼を果たしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 市会副議長就任のあいさつ



京都市会副議長  
**高嶋弘恵**  
(山科区選出 公明党)

私は、3月市会定例会において、第77代の市会副議長に選出されました。21世紀は、女性の時代とも言われています。女性の社会的な進出が進む中で、この度、副議長という重責を担わせていただくことになり、身の引き締まる思いでございます。

今、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の声、生活の現場の声を市政に反映することが求められています。

今後、市会の運営においても、女性の感性を生かし、市民の皆様にご身近な議会となるよう、努めてまいりますので、ご理解を賜います。



# 京都市会だより

第22号

平成14年(2002年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中區寺町清浄池上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



梅小路公園

## 5月市会定例会

5月定例会は5月10日から24日までの15日間開かれ、市長提出議案89件、議員提出議案6件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成14年度国民健康保険事業特別会計補正予算など2件については、普通予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決しました。青少年活動センター条例の一部改正など議案68件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、すべて原案のとおり可決しました。

また、市税条例等の一部改正など議案19件についても、原案のとおり可決しました。議員提出議案については、国民の生命と財産を守る有事法制関連法案に関する意見書など6件の議案を、原案のとおり可決しました。

国に対する「国民健康保険制度の安定化を求める意見書」などを可決  
(2・3面に意見書の要旨を掲載)

### ■定例会の経過

5月10日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
5月14日 15日	本会議	代表質問、普通予算特別委員会の設置など
5月14日 16日 24日	普通予算特別委員	付託された補正予算の審査
5月17日 20日 24日	常任委員	付託された議案や請願の審査など
5月24日	本会議	議案や意見書、決議の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。(結果は4面参照)

#### ◆平成14年度国民健康保険事業特別会計など2会計補正予算

国民健康保険事業特別会計と中央卸売市場第一市場特別会計では、13年度決算において、歳出額に対する歳入額の不足が見込まれるので、その不足見込額を14年度予算から繰り上げて充用するた

めに必要な経費の補正を行うものです。なお、補正予算の規模は、国民健康保険事業特別会計が94億円、中央卸売市場第一市場特別会計が、11億5千3百万円で、2会計合わせて105億5千3百万円となります。

◆保健所条例及び青少年活動センター条例の一部改正  
北区総合庁舎整備の一環として、隣接する旧歯科医師会館を改修し、北保健所と北青少年活動センターを移転整備するものです。  
移転予定時期は、14年9月です。

#### ◆東部クリーンセンター整備工事請負契約の締結

焼却炉から排出されるダイオキシン類を削減することを目的として、東部クリーンセンターの整備工事請負契約を締結するものです。

◆市立新設養護学校等新築工事請負契約の締結  
発達遅滞、肢体不自由という障害種別に設置している養護学校を、障害種別の枠を超え、一人ひとりにより焦点を当てた指導が可能な新しい総合制・地域制養護学校に再編するに当たり、養護学校の新築工事請負契約を締結するものです。

なお、この養護学校は、老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設として、上京区成逸小学校跡地に整備され、16年4月に開校する予定です。

# 京都市会だより

第23号

平成14年(2002年)

11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上町  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



堀川通

病院・水道・下水道  
市バス・地下鉄

各公営企業の健全な経営に向け活発な議論

公営企業決算を認定

## 9月市会定例会

9月定例会は、9月9日から10月8日までの30日間開かれ、市長提出議案65件、議員提出議案13件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計の13年度決算5件については、公営企業決算特別委員会を設置して審査のうえ、すべて認定しました。伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例など議案55件については、それぞれ所管の常任委員会が審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

また、健康保険法等の一部改正に伴う関係条例や人事委員会委員の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、日朝国交正常化交渉と「拉致事件」の真相究明を求める意見書など10件の意見書・決議を、原案のとおり可決しました。

### ■定例会の経過

9月9日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
9月11日 12日	本会議	議案や請願の議決、代表質問、公営企業決算特別委員会の設置など
9月11日 12日 10月10日	公営企業 決算委 員会	各公営企業会計の決算の審査
9月30日 10月1日 8日	常任 委員	付託された議案や請願の審査など
10月8日	本会議	決算の認定と、議案や請願、意見書・決議の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の制定

長い歴史を通じてはぐくまれてきた京都市の伝統的な建築物や歴史的な町並みの景観を保全し、将来の世代に継承するため、こうした建築物などの意匠や構造などに関する新たな防火基準を本市独自に定めるものです。これにより、一定の条件を満たす地区内では、伝統的な意匠を残しながら、建替えや改築が可能となります。

◆火災予防条例の一部改正

消防法の一部改正により、立入検査の時間制限が廃止されたことと避難口などにみだりに物件が置かれることのないよう管理が義務付けられたことに伴い、規定の整備などを行うとともに、最近の社会情勢に適応した火災予防の徹底を図るために必要な事項を定めるものです。

### ◆公営企業会計決算概要

#### ◆病院事業

診療収入は14億6千4百万円(対前年度比29%の増)で、一般会計からの繰入金27億2千8百万円などを加えた総収益は44億8千2百万円となり、一方、総費用も同額の収支均衡の決算となりました。

#### ◆水道事業

昨年10月からの料金改定により、総収益は30億円(対前年度比15%の増)となり、総費用は28億4千3百万円で、1億5千7百万円の黒字となりました。また、累積黒字は30億4千2百万円となりました。

#### ◆公共下水道事業

昨年4月からの使用料改定により、総収益は58億7千百万円(対前年度比63%の増)となり、総費用は56億8千2百万円で、19億8千9百万円の黒

字となりました。また、累積赤字は60億2千百万円となりました。

#### ◆自動車運送(バス)事業

旅客数の減少による運送収入の減少などにより、総収益は23億3千9百万円(対前年度比21%の減)となり、総費用は26億8百万円で、28億6千9百万円の赤字となりました。また、累積赤字は11億2千6百万円となりました。

#### ◆高速鉄道(地下鉄)事業

運輸収入は増加しましたが、広告料収入などの減少により、総収益は20億3千9百万円(対前年度比10%の減)となり、総費用は48億8千9百万円で、28億5千万円の赤字となりました。また、累積赤字は千95億千9百万円となりました。



# 京都市会だより

第24号

平成15年(2003年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上町  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

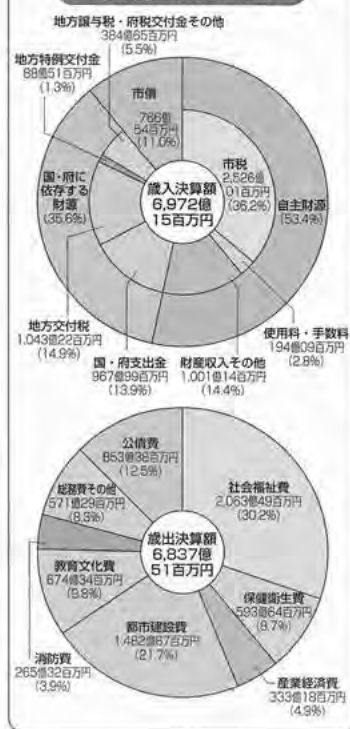


二条城 二の丸御殿(築城400年)

平成13年度

## 一般会計決算を認定

### 平成13年度一般会計歳入歳出決算の概要



今回審議した平成13年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

歳入総額6千972億1千5百万円に対し、歳出総額は6千837億5千1百万円となり、歳入歳出差引額は134億6千4百万円の黒字ですが、翌年度に繰越すべき財源が133億9千7百万円あるため、実質収支は19億3千3百万円の赤字となっています。

今回の一般会計決算について、①すべてのひとがいきいきと安心してくらせる「安らぎのある暮らし」づくり、②魅力と活力あふれる「華やきのあるまち」づくり、③信頼とパートナーシップの市政推進を三つの柱として、予算を編成し、財源の確保と効率的な予算執行に努めた。しかし収支の状況は、市税収入が予算を下回るなど極めて厳しい財政状況の下、市債の活用による財源対策や経費の節減に努めたものの、実質収支で11年度決算以来2年ぶりの赤字決算となったとの市長の説明が行われました。

(今回審議したその他の主な議案は4面に掲載されています。)

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月19日から12月17日までの29日間開かれ、市長提出議案97件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成13年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。14年度一般会計補正予算など5件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、また市税条例の一部改正など議案68件については、それぞれ所管の常任委員会に付託・審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、職員給与条例の一部改正や人事委員会委員の選任など議案10件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する意見書」や「運動団体支部補助金虚偽報告の徹底解明と同和行政完全終結を求める決議」など5件の意見書・決議を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

開催日	開催形式	審議内容
11月19日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
11月21日 22日	本会議	議案や請願の議決、代表質問、普通決算特別委員会の設置など
11月21日 ~12月5日 16日	普通決算特別委員会	一般会計などの決算の審査
11月21日 12月6日 16日	普通予算特別委員会	一般会計などの補正予算の審査
12月9日 10日 16日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月17日	本会議	決算の認定と、議案や請願、意見書・決議の議決など

# 京都市会だより

第25号

平成15年(2003年)

5月1日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通船場上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



伏見瀬川の柳並木

総額1兆6千599億円の  
平成15年度当初予算を可決

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。  
(結果は4面参照)

## 2月市会定例会

2月定例会は、2月21日から3月14日までの22日間開かれ、市長提出議案17件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成15年度一般会計予算など予算案19件とその関連議案33件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。14年度一般会計補正予算など議案16件についても、同じく予算特別委員会に付託・審査のうえ、また市立中学校条例の一部改正など議案49件については、それぞれ所管の常任委員会に付託・審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、包括外部監査契約の締結など議案10件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市会議員の報酬額の特例に関する条例の一部改正や国から地方への税源移譲を求める意見書など6件の議案を原案のとおり可決しました。

## ◆平成15年度一般会計予算など19会計予算

一般会計の15年度当初予算の規模は6千407億7千万円となり、前年度当初予算に比べ0.4%減となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計では、1兆6千599億3千8百万円となり、前年度当初予算に比べ1.5%増となりました。予算の概要は下表のとおりです。

## ◆平成14年度一般会計補正予算など12会計補正予算

ダイオキシン対策に要する経費や高速鉄道建設出資金をはじめ、自動車運送事業の経営健全化支援、インフルエンザ対策等に要する経費を、国・府支出金や市債等を財源として補正するものです。補正総額は、33億6千4百万円です。

## ◆市立中学校条例の一部改正

今年4月に西京高等学校に開設する新学科「エンタープライジング科」の教育内容を、中高一貫教育により、更に効果的に発展・深化させるため、併設中学校として西京高等学校附属中学校を設置するものです。

## ◆市会議員の報酬額の特例に関する条例の一部改正

現下の厳しい財政状況を踏まえて、議員報酬の5%削減を15年度も引き続き実施するものです。

## 平成15年度当初予算額(会計別)

会計別	15年度当初予算額	14年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,467億7,000万円	6,494億2,800万円	△26億5,800万円	△0.4
特別会計	7,249億8,600万円	6,828億7,900万円	421億700万円	6.2
小計	1兆3,717億5,600万円	1兆3,323億700万円	394億4,900万円	3.0
公営企業会計	2,881億8,200万円	3,025億1,900万円	△143億3,700万円	△4.7
病院事業	157億8,300万円	158億円	△1,700万円	△0.1
水道事業	561億7,700万円	572億400万円	△10億2,700万円	△1.8
公共下水道事業	1,117億6,400万円	1,171億6,400万円	△54億円	△4.6
自動車運送事業	260億5,800万円	293億2,000万円	△32億6,200万円	△11.1
高速鉄道事業	784億円	830億3,100万円	△46億3,100万円	△5.6
合計	1兆6,599億3,800万円	1兆6,348億2,600万円	251億1,200万円	1.5

## ■定例会の経過

2月21日	本会議	会期の決定、市長の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月21日 24日 26日	予算特別委員	一般会計などの補正予算の審査
2月27日 28日	本会議	代表質疑、議案の議決など
2月28日 ～3月6日 11日 13日	予算特別委員	一般会計などの予算の審査
3月7日 10日 13日	常任委員	付託された議案や請願の審査など
3月14日	本会議	議案や請願、意見書・決議の議決など



# 京都市会だより

## 特集号

平成15年  
(2003年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町清原池上  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

本号は保存版として活用してください。



京都市会だより編

新市会の発足を衷心よりお慶び申し上げます。  
今日、我が国は、少子高齢化の急速な進行、地球環境問題の深刻化など、まさに文明的な転換期の渦中にあります。こうした新しい時代に積極的に対応していくためには、市民の皆様とのパートナーシップを基礎として、市会と行政の連携をより一層強固にすることが極めて大切であります。  
本年は、私の2期目の総仕上げとなる年で



京都市長  
柏原 重義

### 新市会によせて

あると同時に、「安らぎ 華やき 京都21推進プラン」の折り返しの年であり、市民の皆様にお約束したことを確実に実行する大切な節目の年であります。  
このため、本市におきましては、極めてひつ迫した財政状況にございますが、「事業の選択と財源の集中」の更なる徹底や聖域なき行政改革の断行など、あらゆる財源対策を講じ、福祉、教育を重点政策に位置付け、市民の皆様を守り、将来の京都の発展に向けた礎を築くため、私を先頭に全職員が一丸となつて取り組んでいくところであります。市民の皆様との期待にこたえるため、市会議員の先生方と議論を深め、地方分権時代にふさわしい魅力と活力あふれるまちづくりをまい進して参ります。

私たちは、五月市会定例会で、第七十一代の市会議長並びに第七十八代の市会副議長に選出されました。  
大変光栄なことに存じますとともに、その職責



京都市会副議長  
谷口 弘昌



京都市会議長  
田中 セツ子

### 新市会の発足にあたって

の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。  
景気の低迷が長引く中、今、京都市は極めて厳しい財政状況の下、急速に進む少子高齢化に対応した子育て支援や高齢者福祉の充実、地球環境問題が深刻化する中で資源循環型社会の構築など数多くの重要な課題に直面しております。  
京都市会におきましても、地方分権の進展と共に、市民の期待と信頼にこたえ、新しい時代にあふさわしい京都市政の実現に向け、議会の機能をより一層発揮することが求められております。  
今後とも、市会の情報公開を積極的に推進し、市民の皆様から親しまれ、信頼される「開かれた市会」を目指し努力してまいりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

会派の名称は次のとおりです

- 自 民=自由民主党京都市議員団
- 共 産=日本共産党京都市議員団
- 民 主=民主・都みらい京都市議員団
- 公 明=公明党京都市議員団



宇都宮 壯一 山口 幸秀 高橋 泰一 原田 知雄 中村 安良  
 右京区山科区伏見区南區西京区  
 民主 ⑦ 民主 ⑦ 自 民 ⑧ 自 民 ⑧ 自 民 ⑧



柴田 章喜 久保 省二 大道 義知 日置 文章 谷口 弘昌 今枝 徳蔵 鈴木 マサホ 小林 あきろう 内海 貴夫 巻野 渡 磯辺 とし子  
 左京区西京区南區北區伏見区東區上京区  
 公 明 ③ 公 明 ③ 公 明 ④ 公 明 ④ 公 明 ④ 民 主 ⑥ 民 主 ⑤ 民 主 ⑤ 自 民 ④ 自 民 ④ 自 民 ⑤



久保 勝信 津田 早苗 竹内 ゆずる 井上 教子 天方 晶英 宮本 徹 加地 浩 橋村 芳和 小林 正明  
 山科区伏見区上京区下京区西京区右京区北區  
 公 明 ① 公 明 ① 公 明 ② 公 明 ② 民 主 ④ 民 主 ⑤ 自 民 ③ 自 民 ③ 自 民 ③



木村 力 曾我 修 山岸 たかゆき 小川 裕樹 砂川 祐司 安孫子 和子 津田 大三  
 中京区伏見区北區北區西京区右京区北區  
 公 明 ① 公 明 ① 民 主 ① 民 主 ② 民 主 ② 民 主 ② 自 民 ①



村山 祥栄 湯浅 光彦 隠塚 功  
 左京区右京区左京区  
 無 所 属 ① 公 明 ① 民 主 ①

区別議員定数



無所属 (1人)	村山 祥栄	湯津竹大曾柴久久木井谷日	山山砂小隠小宇今天安宮鈴	副団長 京都市公明党 議員団 (12人)	副団長 民主・都みらい 京都市議員団 (12人)
	山 口 幸 秀	浅田内道我田保保村上口置	川岸林塚川宮枝方子		
	村 山 祥 栄	光早ゆず 彦苗る	た 祐 司 功		
		義 章 省 勝 教 弘 文	裕 壯 徳 晶 和		
		知 修 喜 二 信 力 子 昌 章	樹 一 蔵 英 子 徹		
			マ サ ホ		



# 京都市会議員 を紹介します

4月13日の京都市会議員選挙で各区から69人の議員が選出されました。議員定数が変更されてから初めての選挙でした。

議員の任期は平成19年4月29日までの4年間です。



北川 明 国枝克一郎 西脇 尚一 青木ヨシオ 加藤広太郎  
西京区 ⑧ 自 民 ⑨ 自 民 ⑨ 自 民 ⑨ 自 民 ⑨ 共 産 ⑤



二之湯 智 井上与一郎 川中増次郎 北山ただお 山中 渡 藤原 冬樹 倉林 明子 山本 正志 佐藤 和夫 ふじい佐富  
右京区 ⑤ 自 民 ⑦ 自 民 ⑦ 共 産 ⑥ 共 産 ⑥ 共 産 ⑦ 共 産 ③ 共 産 ⑤ 共 産 ③ 共 産 ④



加藤 盛司 繁 隆夫 富 きくお せのお直樹 井坂 博文 岩橋ちよみ 井上けんじ 西野さち子  
自 民 ④ 自 民 ③ 自 民 ⑥ 共 産 ③ 共 産 ④ 共 産 ③ 共 産 ② 共 産 ②

この表の見方

氏	名
選	出
区	区
党派(略称)、当選回数	



中川 一雄 田中 英之 中村三之助 玉本なるみ 赤阪 仁 くらた共子 河合ようこ  
伏見区 ① 自 民 ② 自 民 ② 共 産 ② 共 産 ① 共 産 ① 共 産 ①



田中セツ子 樋口 英明 宮田えりこ 加藤 あい  
南区 ④ 自 民 ① 共 産 ① 共 産 ① 共 産 ①

※議長席から見ると、議員はこのように着席しています。



副団 京 日  
副団 都 本  
長 市 共  
長 会 産  
議員 議 党  
団 員 員 員  
(20人)

山宮ふ 樋西玉せ佐く北河加加岩井赤倉山藤  
本田い口野本お藤た山合藤藤橋上坂阪林中  
正え佐英さなる直和共たよ広あけ博 明 冬  
り 佐 なる 直 和 共 た よ 広 あ け 博 明 冬  
志こ富明子樹夫子おこ郎いみじ文仁子渡樹

副団 京 自  
副団 都 由  
長 市 民  
長 会 主  
議員 議 党  
団 員 員 員  
(24人)

棕巻橋二西中中富津田田高小国北川加加内井磯青繁中  
田野村湯脇村川 田中中橋林枝川中藤地海上辺木 村  
知 芳 尚三一き大英セ泰正克 増盛 貴与としヨ隆安  
雄渡和智一助雄お三之子朗明郎明郎司浩夫郎 子 夫 良

会派の構成  
五十音順

京都市会だより編





# 京都市会だより

第26号

平成15年(2003年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る  
●TEL.075(222)3700  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



大沢池

## 京都市市民参加推進条例を可決

市会議員一般選挙後、初めての市会である5月定例会は、5月15日から29日までの15日間開かれました。

正副議長の選挙、各委員会委員の選任及び正副委員長の決定など、新しい市会の構成を決めた後、市長提出議案104件、議員提出議案5件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成15年度一般会計補正予算など5件については、普通予算特別委員会を設置して審議し、原案のとおり可決しました。

また、市民参加推進条例など議案85件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審議し、原案のとおり可決しました。

更に、監査委員の選任など議案14件についても、原案のとおり可決しました。

そのほか、西京区選挙管理委員補充員の選挙を行い、京都市委員会条例の改正や重症急性呼吸器症候群(SARS)対策の強化を求めた意見書など議員提出議案4件も原案のとおり可決しました。

### 5月市会定例会

#### ■定例会の経過

5月15日	本会議	会期の決定、議席の決定など
5月19日	本会議	正副議長の選挙、各委員会委員の選任、市長の提案説明及び普通予算特別委員会の設置など
5月19日 20日 27日	普通予算特別委員会	付託された補正予算の審査など
5月19日 21日 22日 27日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
5月28日	本会議	代表質問など
5月29日	本会議	議案や意見書の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです(結果は4面参照)。

#### ◆平成15年度一般会計など4会計補正予算

一般会計では、北部クリーンセンター整備事業に係る債務負担行為を補正するとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び中央卸売市場第一市場特別会計では、14年度決算において、歳出に対する歳入の不足が見込まれるので、その不足見込額を15年度予算から繰り上げて充用するために必要な経費の補正を行うものです。

なお、補正予算の規模は、国民健康保険事業特別会計が97億円、介護保険事業特別会計が8億6千5百万円、中央卸売市場第一市場特別会計が11億5千万円で、合計17億1千5百万円となります。

#### ◆文化財建造物保存技術研修センター条例の制定

市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財建造物などを保存するための技術を継承する研修施設を、東山区に設置しようとするもので、平成15年9月開所予定です。

#### ◆市民参加推進条例の制定

21世紀においても、京都が個性豊かな魅力あふれるまちとして発展し続けるためには、市民がその持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として自覚と責任を持ってまっつきりを進めることも、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることも必要です。

市では、これまでもワークショップやパブリックコメントの実施など、市民参加の推進のための取組を進めてきましたが、こうした取組をより確実なものとするため、市民参加推進条例を制定するものです。

この条例は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下に、市民参加を推進することにより、市民の知恵と力を生かした市政と個性豊かなまちづくりの推進を図ることを目的とし、市民参加の基本理念や、行政、市民、市民活動団体のそれぞれが果たすべき役割などの原則を示すとともに、審議会等の公開、委員公募やパブリックコメントなどの市民参加手続について定めています。

# 京都市会だより

第27号

平成15年(2003年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-5571 京都府京都市中京区町田町地上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)1371

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



円山公園

## 病院・水道・下水道・市バス・地下鉄 公営企業決算を認定 公営企業の健全な経営に向け活発な議論

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月2日から10月3日までの32日間開かれ、市長提出議案81件、議員提出議案4件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計の14年度決算5件と関連議案1件については、公営企業決算特別委員会を設置して審査のうえ、すべて認定、可決しました。京北区での合併協議や来年の市長選における東山区での電子投票に関する条例など議案70件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

また、昨年ノーベル化学賞を受賞された田中耕一氏の京都市名誉市民の表彰や監査委員の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、農業委員会委員の推薦や高額療養費の返還(償還)制度の改善を求める意見書など3件の議案を原案のとおり可決しました。

### ■定例会の経過

9月 2日	本 会 議	会期の決定、市長の提案説明など
9月 8日 9日	本 会 議	議案の議決、代表質問、公営企業決算特別委員会の設置など
9月 8日 10日 24日	公 営 企 業 特 別 委 員 会 決 算 委 員 会	正副委員長の互選、各公営企業会計の決算の審査など
9月 25日 29日	常 任 委 員 会 議 員 会	付託された議案や請願の審査など
10月 2日	常 任 委 員 会 議 員 会	付託された議案や請願の審査など
10月 3日	本 会 議	決算や議案、請願、意見書の議決など

今回審議した主な議案の内容は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆京都市・京北町合併協議会規約の設定及び京都市・京北町合併協議会の設置の協議  
京北町との合併に関する協議などを行うため、市町村の合併の特例に関する法律等の規定により、京都市・京北町合併協議会規約を定めることや京都市・京北町合併協議会を執行するものです。合併協議会では、合併に係る課題の検討等と市町村建設計画の作成を行います。

### ◆公営企業会計決算概要

#### ◆病院事業

診療報酬等の引下げや一般会計からの繰入金削減措置により、総収益は14億5千2百万円(対前年度比0.2%の減)と減少、一方、総費用は14億1千万円(対前年度比0.2%の増)となり、黒字となりました。

#### ◆水道事業

総収益は水道料金改定の平年度化等により338億7千2百万円(対前年度比26%の増)となり、総費用は人件費を削減したことなどにより、326億4千7百万円と減少しました。この結果12億2千5百万円の黒字となり、累積黒字は42億6千7百万円となりました。

#### ◆公共下水道事業

総収益は下水道使用料収入や一般会計からの繰入金金の減少により、560億5千万円(対前年度比43%の減)に減収しましたが、人件費の削減などに

◆京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定  
平成16年2月任期満了の市長選挙において東山区で電子投票を導入するものです。電子投票は投票する人の意思が正確に反映され、目や手足が不自由な人にも自分で投票していただけます。

◆自動車運送(バス)事業  
旅客数の減少による運送収入の減少などにより、総収益は218億2千3百万円(対前年度比61%の減)となり、総費用は261億8千3百万円(対前年度比10%の増)となり、赤字となりました。また、累積赤字は162億8千5百万円となりました。

#### ◆高速鉄道(地下鉄)事業

運送収入などの減少により、総収益は205億5千2百万円(対前年度比18%の減)となり、総費用は461億3千万円(対前年度比25%の増)となり、赤字となりました。また、累積赤字は2千213億9千7百万円となりました。



# 京都市会だより

第28号

平成16年(2004年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町西邊地上  
●TEL 075(222)3697  
●FAX 075(222)3713

京都市会ホームページ

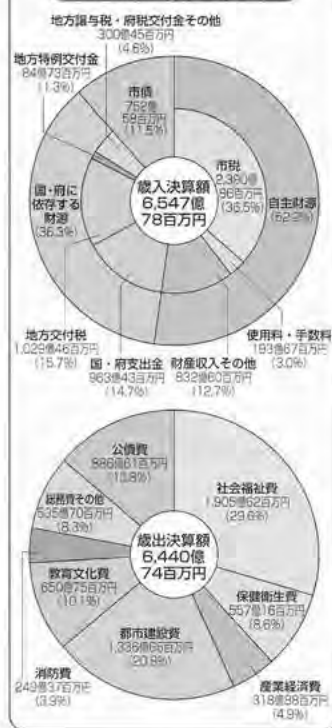
<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



洛西竹林公園

## 平成14年度 一般会計決算を認定

### 平成14年度一般会計 歳入歳出決算の概要



今回審議した平成14年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。結果は4面参照

歳入総額6千547億7千8百万円に対し、歳出総額は6千440億7千4百万円となり、歳入歳出差引額は107億4百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が1117億2千万円あるため、実質収支は10億1千6百万円の赤字となっています。

平成14年度予算は、市税収入が前年度を大きく下回り、ピーク時の平成10年度予算と比較して300億円を超える減収見込みとなるなど、極めて逼迫した財政状況の下、財政の「非常事態」が言われています。

言われ、マイナスイロニングなどの従来の経費削減策に加え、全職員に及ぶ給与カットなど厳しい内容の緊急対策が取られました。予算の執行に際しては、市税徴収率の向上をはじめとする財源の確保と経費削減により、単年度収支は黒字を確保したものの、平成13年度決算で生じた赤字を解消するには至らず、2年連続の赤字決算となりました。

(今回審議したその他の主な議案は4面に掲載しています。)

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月18日から12月17日までの30日間開かれ、市長提出議案55件、議員提出議案4件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成14年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。15年度一般会計補正予算など6件については、2つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、また産業廃棄物の不適正な処理の防止等に四する条例の制定など議案32件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、教職員給与条例の一部改正や職員給与条例の一部を改正する条例による改正前の職員給与条例等の一部改正など議案3件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、「新たな雇用に創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書」や「観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書」など3件の意見書を原案のとおり可決しました。

### ■定例会の経過

開催日	委員会	議題
11月18日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
11月20日 21日	本会議	議案の議決、代表質問、予算・決算特別委員会の設置など
11月20日 11月25日 ~12月5日 12月16日	普通決算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計などの決算の審査など
11月20日 12月8日 12月16日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計などの補正予算の審査など
11月20日 12月8日 12月16日	公営企業予算特別委員会	正副委員長の互選、病院事業特別会計の補正予算の審査など
12月9日 ~11日 12月16日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月17日	本会議	決算や議案、請願、意見書の議決など

# 京都市会だより

第29号

平成16年(2004年)

5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通四丁目上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

http://www.city.kyoto.jp/shikai/



宝ヶ池

## 総額1兆6千579億円の 平成16年度当初予算を可決

### 2月市会定例会

2月定例会は2月27日から3月29日までの32日間開かれ、市長提出議案120件、議員提出議案8件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成16年度一般会計予算など予算案20件とその関連議案18件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

等のパリアフリーの促進に関する条例の制定など議案54件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。更に、副市長(高木壽一氏、毛利信二氏)や収入役(星川茂一氏)の選任など議案15件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市会議員の報酬額の特例に関する条例の一部改正など6件の議案を、原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。

(結果は4面参照)

#### ◆平成16年度一般会計予算など20会計予算

一般会計の16年度当初予算の規模は6千552億2千7百万円となり、前年度当初予算に比べ1.3%増となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計では、1兆6千579億4千百万円となり、前年度当初予算に比べ0.1%減となりました。予算の概要は下表のとおりです。

#### ◆平成15年度一般会計補正予算など11会計補正予算

消防ヘリコプター整備や市営住宅整備のほか、退職手当、自動車運送事業の経営健全化支援に要する経費等を、地方交付税、国・府支出金、市債等を財源として補正するものです。補正総額は、39億1千6百万円です。

#### ◆建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の制定

高齢者、身体に障害のある人などの社会参加の促進に資する良好な都市環境の形成を図るため、建築物のバリアフリーの促進等に関し、必要な事項を定めるものです。

※バリアフリー 高齢者や身体に障害のある人などの利用に配慮し、建築物等の利用上の支障が除去されている状態

#### ◆市会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正

現下の厳しい財政状況を踏まえて、議員報酬の5%削減を16年度も引き続き実施することとしました。これは、13年度から4年連続の取組となります。

平成16年度当初予算額(会計別)

会計別	16年度当初予算額	15年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,552億2,700万円	6,467億7,000万円	84億5,700万円	1.3
特別会計	7,123億8,200万円	7,249億8,600万円	△126億400万円	△1.7
小計	1兆3,676億900万円	1兆3,717億5,600万円	△41億4,700万円	△0.3
公営企業会計	2,903億3,200万円	2,881億8,200万円	21億5,000万円	0.7
病院事業	159億4,500万円	157億8,300万円	1億6,200万円	1.0
水道事業	547億2,600万円	561億7,700万円	△14億5,100万円	△2.6
公共下水道事業	1,093億3,600万円	1,117億6,400万円	△24億2,800万円	△2.2
自動車運送事業	262億9,300万円	260億5,800万円	2億3,500万円	0.9
高速鉄道事業	840億3,200万円	784億円	56億3,200万円	7.2
合計	1兆6,579億4,100万円	1兆6,599億3,800万円	△19億9,700万円	△0.1

■定例会の経過

開催日時	開催形態	審議内容
2月27日	本会議	会期の決定、市長の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月27日 3月1日 3日	予算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計などの補正予算等の審査など
3月4日 5日	本会議	代表質疑や議案の議決など
3月5日 18日 27日	予算特別委員会	一般会計などの予算の審査など
3月19日 23日 27日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
3月29日	本会議	議案の議決など



# 京都市会だより

第30号

平成16年(2004年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町西側地上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



桂川

## 「介護予防対策の拡充を求める 意見書」などを可決

(2・3面に意見書・決議の内容を掲載)

### 5月市会定例会

5月定例会は5月14日から28日までの15日間開かれ、市長提出議案64件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成16年度国民健康保険事業特別会計補正予算など3件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。子ども保健医療相談事故防止センター条例の制定など54件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

また、監査委員の選任など議案7件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、介護予防対策の拡充を求める意見書と小川裕樹議員に対する辞職勧告決議の2件を、原案のとおり可決しました。

また、谷口弘昌副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を行った結果、久保省二議員が選ばれました。

#### ■定例会の経過

5月14日	本会議	会期の決定、議席の変更など
5月18日	本会議	市長の提案説明、普通予算特別委員会の設置など
5月18日 20日 27日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、付託された補正予算の審査など
5月19日	本会議	代表質問など
5月21日 24日 27日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
5月28日	本会議	副議長の選挙と議案や意見書、決議の議決など

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成16年度国民健康保険事業特別会計など3会計補正予算

国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計及び中央卸売市場第一市場特別会計では、15年度決算において、歳出額に対する歳入額の不足が見込まれるので、その不足見込額を16年度予算から繰り上げて充用するために、必要な経費の補正を行うものです。

なお、補正予算の規模は、123億9千7百万円と

◆子ども保健医療相談・事故防止センター条例の制定

子どもたちを健やかで安全に育成することができる社会の形成に向けて、子どもの保健医療に関する相談、助言等を行うとともに、子どもの事故防止に関する知識の普及向上を図るための施設を中京区に設置しようとするもので、本年8月に開所予定です。

### 市会議長のあいさつ



京都市会議長  
田中 セツ子  
(南区選出 民主党)

市会議長として2年目を迎えることとなり、市民の皆様のご支援に改めて深く感謝申し上げます。

近年、地方分権の推進に伴い、地方議会は更なる機能強化を図るとともに、より市民の皆様が開かれた議会を実現する必要があります。その中で京都市会では、本市の厳しい財政状況を考慮し、16年度においても引き続き議員の報酬を5パーセント削減するとともに、議会の改革をより推進するために「京都市会改革検討小委員会」を設置いたしました。

今後とも、より身近な議会を目指してまいりましますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

### 市会副議長就任のあいさつ



京都市会副議長  
久保 省二  
(西京区選出 公明党)

この度の5月市会において79代の市会副議長に就任いたしました。議長は補佐役としてその責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

不安定な経済情勢や、かつてない少子高齢社会の到来を前に、本市では取り組むべき多くの課題を抱えており、京都市会では市民の皆様の声を市政に反映させるよう努めているところでございます。

より身近で開かれた市会の実現を目指し、田中議長と共に議会の改革に全力で取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご支援をよろしくお願いたします。

# 京都市会だより

第31号

平成16年(2004年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区各町通御土倉  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



山科疏水

病院・水道・下水道・市バス・地下鉄

## 公営企業決算を認定

公営企業の健全な経営に向け活発な議論

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月9日から10月8日までの30日間開かれ、市長提出議案58件、議員提出議案12件を審議しました。市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計等の15年度決算6件については、公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成16年度一般会計補正予算1件と関連議案2件についても、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、里道管理条例の制定など議案47件については、それぞれの担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、人権擁護委員の推薦の議案2件についても、諮問のとおり可決しました。

そのほか、小川裕樹議員の辞職の許可や山科区選挙管理委員及び補充員の選挙などを行い、民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続及び総合施設の在り方についての意見書など議員提出議案11件を原案のとおり可決しました。

なお、9月9日の本会議の冒頭、7月19日に逝去された天方晶英議員に対する追悼演説が行われました。

#### ■定例会の経過

日	本会議	会期の決定、市長の提案説明など
9月9日	本会議	議案の処理、代表質問、公営企業等決算特別委員会の設置など
9月13日 14日	本会議	
9月13日 15日 29日	公営企業等 決算 特別 委員 会	正副委員長互選、各公営企業会計等の決算の審査など
10月7日	普通予算 特別 委員 会	正副委員長互選、一般会計補正予算等の審査など
9月13日 30日 10月7日	普通予算 特別 委員 会	
10月1日 4日 7日	常 委員 任 会	付託された議案や請願の審査など
10月8日	本会議	決断や議案、請願、意見書の議決など

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

- ◆京都市及び北桑田郡京北町の廃置分合
- ◆京都市及び北桑田郡京北町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議
- 平成17年4月1日から京北町の区域を京都市に

#### 〔公営企業会計決算概要〕

##### ◆病院事業

延べ入院患者数の減少による入院収益の減少などにより、総収益は143億8千万円(対前年度比0.5%の減となりました)が、人件費等の削減により、総費用は143億2千2百万円となり、5千8百万円の黒字となりました。

##### ◆水道事業

総収益は水需要の減少等により325億2千万円(対前年度比40%の減)となり、総費用は人件費や企業債利息等の減少により、317億2千6百万円と減少しました。この結果、7億9千4百万円の黒字となり、累積黒字は、47億9千万円となりました。

##### ◆公共下水道事業

総収益は下水道使用料収入や一般会計からの繰入金金の減少等により、543億1千4百万円(対前年度比31%の減)となりましたが、企業債利息等の減少により総費用も542億6千6百万円と減少し、結果4千8百万円の黒字となりました。また、累積赤

字は、53億8千万円となりました。

◆自動車運送(バス)事業

旅客数は前年度を上回りましたが、旅客一人当たり単価の減少による運送収益の減少等により、総収益は216億2百万円(対前年度比10%の減)となり、総費用は人件費の削減等により204億8百万円となりました。この結果、11億9千4百万円の黒字となり、累積赤字は150億9千2百万円となりました。

##### ◆高速鉄道(地下鉄)事業

運輸収益の増加や国の補助金制度の改正等により、総収益は232億1千万円(対前年度比129%の増)となり、減価償却費や人件費等の減少により、総費用は42億9百万円に減少しました。この結果、188億9千8百万円の赤字となり、累積赤字は2千91億9千9百万円となりました。



# 京都市会だより

第32号

平成17年(2005年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中區区寺町通順地上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



稲荷山からの眺め

## 平成15年度 一般会計決算を認定

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月16日から12月16日までの31日間開かれ、市長提出議案70件、議員提出議案15件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成15年度一般会計歳入歳出決算など決算13件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。

平成16年度一般会計補正予算など2件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、また地球温暖化対策条例の制定など議案44件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、教育委員会委員の任命など議案11件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書など12件の議案を原案のとおり可決しました。

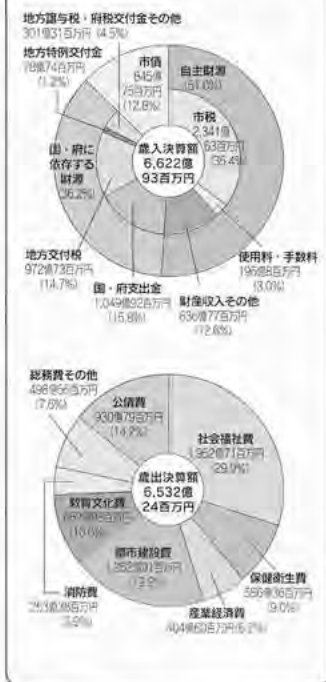
なお、議員提出議案の条例制定案2件については、建設消防委員会に付託し、提出会派の委員と他の委員との間で活発な質疑を行いました。

今回審議した平成15年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

歳入総額6千222億9千3百万円に対し、歳出総額は6千532億2千4百万円となり、歳入歳出差引額は90億6千9百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が102億7千8百万円あるため、実質収支は12億9百万円の赤字となります。

平成15年度予算は、財政の「非常事態」を宣言した前年度を上回る極めて厳しい財政状況の下、マイナスイシューリングなどの従来型の経費削減に加え、全職員に及ぶ給与カットなど厳しい内容の緊急対策2年目の取組が実施される中で、限られた予算を集中的に配分する課題重視の重点配分型予算として編成

### 平成15年度一般会計 歳入歳出決算の概要



### 定例会の経過

開催日	議題	内容
11月16日	本会 議	会期の決定、議案の提案説明など
11月18日 19日	本会 議	議案の処理、普通予算・決算特別委員会の設置、代表質問など
11月18日 11月22日 12月6日 ~12月15日	普通 決算 委員会 特別 委員会	正副委員長の互選、一般会計等の決算の審査など
11月18日 12月7日 12月15日	普通 予算 委員会 特別 委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算等の審査など
12月8日 12月10日 12月15日	常 任 委員会	付託された議案や請願の審査など
12月16日	本会 議	決算や議案、意見書・決議の議決など

# 京都市会だより

第33号

平成17年(2005年)

5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



深泥池

総額1兆7千453億円の  
平成17年度当初予算を可決

より開かれた市会へ  
常任委員会のモニター放映を実施

委員会開会中、市役所でご覧になれます。

## 2月市会定例会

2月定例会は、2月18日から3月18日までの29日間開かれ、市長提出議案209件、議員提出議案12件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成17年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案82件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。16年度一般会計補正予算など予算案11件とその関連議案1件についても、同じく予算特別委員会、また、みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定など議案88件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。更に、副市長(星川茂一氏)や収入役(大槻泰氏)の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市会の議決に付すべき事件等に関する条例の制定など9件の議案を、原案のとおり可決しました。

平成17年度当初予算額(会計別)

会計別	17年度当初予算額	16年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,901億6,000万円	6,552億2,700万円	349億3,300万円	5.3
特別会計	7,599億4,700万円	7,123億8,200万円	475億6,500万円	6.7
小計	1兆4,501億7,000万円	1兆3,676億9,000万円	824億9,800万円	6.0
公営企業会計	2,951億6,400万円	2,903億3,200万円	48億3,200万円	1.7
病院事業	158億7,900万円	159億4,500万円	△6,600万円	△0.4
水道事業	563億5,000万円	547億2,600万円	16億2,400万円	3.0
公共下水道事業	1,118億1,400万円	1,093億3,600万円	24億7,800万円	2.3
自動車運送事業	309億4,600万円	262億9,300万円	46億5,300万円	17.7
高速鉄道事業	801億7,500万円	840億3,200万円	△38億5,700万円	△4.6
合計	1兆7,452億7,100万円	1兆6,579億4,100万円	873億3,000万円	5.3

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

### 【市長提出議案】

◆平成17年度一般会計予算など22会計予算  
一般会計の17年度当初予算の規模は6千901億6千万円となり、前年度当初予算に比べ53%増となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計でも、1兆7千452億7千1百万円となり、前年度当初予算に比べ53%増となりました。予算の概要は右下表のとおりです。

### 【議員提出議案】

◆市会の議決に付すべき事件等に関する条例の制定  
条例の制定や予算の議決など、市会が議決しなければならぬ事項に、基本計画の策定等と姉妹都市提携を新たに追加し、市会の関与を強めるものです。

### ◆政務調査費の交付に関する条例の一部改正

市会議員や会派の調査研究に資するために交付される政務調査費について、1件5万円以上の支出を対象に、領収書等の証拠書類の提出を新たに義務付けるなど、その用途の一層の透明化を図るものです。

### ◆市会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正

現下の厳しい財政状況を踏まえて、議員報酬の5%削減を17年度も引き続き実施することとしました。これは、13年度から5年連続の取組となります。

◆みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定  
本市におけるユニバーサルデザインを採り入れた社会環境の整備を推進するため、その基本理念、市と事業者の責務、市民、観光旅行者その他の滞在者の役割などの基本事項を定めるものです。

※ユニバーサルデザイン  
製品、設備、施設及び建築物その他工作物を、すべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方



# 京都市会だより

第34号

平成17年(2005年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通堀土居  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



鴨川

## 国に対する「列車脱線事故に 関する意見書」などを可決

(2・3面に意見書の内容を掲載)

### 5月市会定例会

5月定例会は5月17日から31日までの15日間開かれ、市長提出議案83件、議員提出議案5件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算など4件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。斜面地等における建築物等の制限に関する条例など議案63件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。更に、教育委員会委員の任命など議案16件についても、原案のとおり可決しました。

そのほか、京都市選挙管理委員及び補充員などの選挙を行い、列車脱線事故に関する意見書など議員提出議案4件を原案のとおり可決しました。

また、田中セツ子議長と久保省二副議長は、辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、議長に巻野渡議員、副議長に日置文章議員がそれぞれ選ばれました。

#### ■定例会の経過

5月17日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
5月19日	本会議	議案の処理、普通予算特別委員会の設置など
5月19日 23日 30日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、付託された補正予算の審査など
5月20日	本会議	代表質問など
5月24日 25日 30日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
5月31日	本会議	正副議長の選挙、議案や意見書の議決など

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成17年度国民健康保険事業特別会計など3会計補正予算

国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計及び中央卸売市場第一市場特別会計は、16年度決算において、歳出額に対する歳入額不足が見込まれるので、その不足見込額を17年度予算から繰り上げて充用するために必要な経費の補正を行うものです。

なお、補正予算の規模は、10億4千1百万円となります。

◆斜面地等における建築物等の制限に関する条例の制定

斜面地等(高低差が3メートルを超えるもの)に建築物等を建てる場合、建築物等が地面と接する位置の高低差を6メートル以内で制限するなどにより、周辺地域の市街地の環境との調和を図るとともに、斜面地等及びその周辺地域の土地の安全性を確保し、良好な都市環境の保全及び形成を図ろうとするものです。

### 就任あいさつ



京都市会 市長  
巻野 渡  
(左京区選出 自民党)



京都市会 副市長  
日置 文章  
(北区選出 公明党)

私たちは、5月市会定例会において、第72代市会議長並びに第80代市会副議長に就任いたしました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに、身の引き締まる思いでございます。

現在、真の地方分権型社会の確立を目指して、国及び地方が一体となって財政面などについての活発な議論が進められております。分権型社会においては、自治体の力量が市民生活に大きく影響することとなり、住民の代表である地方議会の果たす役割は、ますます重要になってまいります。

京都市会におきましては、これまでも「市民に開かれた市会」について議論を重ね、様々な改革を実行してまいりましたが、これを更に前進させ、市民の方々に議会をより身近に感じていただくための「魅力あふれる市会」づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

これからも、市民の皆様方の期待と信頼に応えるため、全力を傾注して参りますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 京都市会だより

第35号

平成17年(2005年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075 (222) 3997  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

http://www.city.kyoto.jp/shikai/



京都御苑

## 病院・水道・下水道・市バス・地下鉄など 公営企業決算を認定

地下鉄運賃改定議案を可決  
〔関連記事は4面に掲載〕

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月12日から10月13日までの32日間開かれ、市長提出議案94件、議員提出議案9件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計等の平成16年度決算9件については、公営企業決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成17年度病院事業特別会計などの補正予算7件についても、普通予算及び公営企業等予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、高速鉄道旅客運賃条例の改正や伝統産業活性化推進条例の制定など議案74件については、それぞれの担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、中国古代文学者である白川静氏の京都市名誉市民の表彰など議案4件についても原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、地方議会制度の充実強化に関する意見書など6件を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

9月12日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など
9月14日 15日	本 会 議	議案の処理、代表質問、公営企業等決算特別委員会の設置など
9月14日 16～30日 10月12日	公 決 委 員 会 監 算 員 委 員 会 公 予 算 委 員 会	正副委員長の互選、各公営企業会計等の決算の審査など
9月14日 10月3・12日	公 予 算 委 員 会 監 算 員 委 員 会	正副委員長の互選、各公営企業会計等の予算の審査など
9月14日 10月3・12日	首 通 予 算 委 員 会 特 別 委 員 会	正副委員長の互選、一般会計補正予算等の審査など
9月16・26日 10月3～6日 12日	常 任 委 員 会	付託された議案や請願の審査など
9月27日 10月13日	本 会 議	決算や議案、調議、意見書の議決など

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

#### ◆高速鉄道旅客運賃条例の一部改正

東西線をはじめとする建設費の返済の財政負担が重く、地下鉄事業の経営が大変厳しい状況から、平成8年9月から据え置かれてきた地下鉄運賃を、平均74パーセント引き上げるものです。

なお、小・中・高校生の通学定期券運賃の1年間据置

#### 〔公営企業会計決算の概要等〕

##### ◆病院事業

患者一人一日当たりの収入額及び患者数の減少などにより、総収益は13億4千2百万円(対前年度比72%の減)となり、総費用は院外処方の実施による材料費の減少などにより、13億3千2百万円となり、結果、9千万円の赤字となりました。

##### ◆水道事業

総収益は給水収益の減少などにより、22億6千5百万円(対前年度比11%の減)となりましたが、総費用も資産減耗費や企業債利息等の減少により、32億9千6百万円と減少しました。この結果、8億6千9百万円の黒字となり、累積黒字は52億4百万円となりました。

##### ◆公共下水道事業

総収益は14年から休止されていた汚水資本費補助金の繰入れ等により、56億3千5百万円(対前年度比10%の増)となり、一方、総費用は企業債利息等の減少により、53億1百万円と減少しました。この結果、12億3千4百

#### ◆地下鉄1日乗車券の新設など、乗客の負担軽減と利便性向上策を講じることとした。

#### ◆伝統産業活性化推進条例の制定

伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、市と事業者の責務や市民の役割と共に施策の基本事項を定めるものです。

#### ◆自動車運送(バス)事業

一般会計から生活支援路線補助金の繰入れ等により、総収益は28億8千万円(対前年度比13%の増)と増加しましたが、管理の委託の拡大に伴う委託料や車両更新台数の増加などにより、総費用も20億1千8百万円と増加しました。この結果、8億6千2百万円の黒字となり、累積赤字は12億2千9百万円となりました。

#### ◆高速鉄道(地下鉄)事業

駅共同使用料の減少や特例償元金償還金補助金の減額等により、総収益は20億6千2百万円(対前年度比11%の減)と減少し、一方、退職手当の増加等により、総費用は22億1千万円と増加しました。この結果、1億4千8百万円の赤字となり、累積赤字は2千200億4千7百万円となりました。

(のほかに地域水道及び京北町の簡易下水道下水道国民健康保険病院事業の会計決算についても、審議を行いました)



# 京都市会だより

第36号

平成18年(2006年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御膳上5  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

http://www.city.kyoto.jp/shikai/

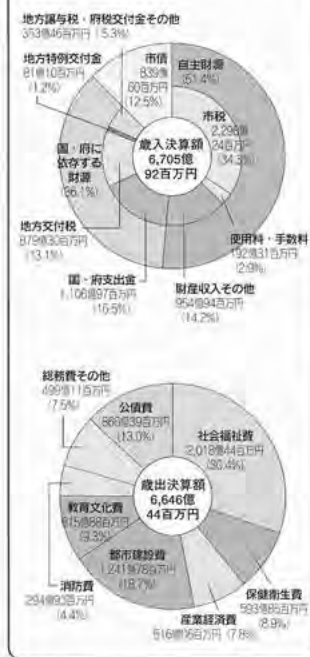


大文字山

## 平成16年度 一般会計決算を認定 288施設の指定管理者の指定議案を可決

(議案の概要及び付帯決議は4面参照)

### 平成16年度一般会計 歳入歳出決算の内訳



今回審議した平成16年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

歳入総額6千705億9千2百万円に対し、歳出総額は6千646億4千4百万円となり、歳入歳出差引額は59億4千8百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が70億5千万円あるため、実質収支は1億2百万円の赤字となっています。

平成16年度予算は、国の地方財政計画における徹底した歳入の見直しにより、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減などから、かつてない困難な予算編成となりましたが、新たに「戦略的予算編成システム」を導入し、あらかじめ見通した歳入に見合う歳出予算が編成されました。

予算の執行に際しても、徹底した経費削減と市税徴収率の向上をはじめとする財源の確保に取り組み

ととも、16年7月に策定した「財政健全化プラン」に掲げた具体的取組の早期着手が図られました。これらの結果、実質収支では4年連続の赤字決算となったものの、単年度収支は、2年振りに1億7百万円の黒字となりました。

※1 歳入歳出  
※2 単年度収支  
※3 当年度の実質収支と前年度の実質収支を差引いた額  
このほか、京北町の一般会計決算などについても審議を行いました。(今回審議したそのほかの主な議案は4面に掲載しています。)

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月17日から12月16日までの30日間開かれ、市長提出議案33件、議員提出議案12件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成16年度一般会計歳入歳出決算など決算20件については、普通決算特別委員会を設置して付託、審査のうえ、すべて認定しました。

また、平成17年度一般会計補正予算など5件については、普通予算特別委員会を設置して付託、審査のうえ、可決しました。指定管理者の指定など議案30件については、それぞれ担当の常任委員会で審査を行った結果、市会議員期末手当支給条例の一部改正議案を可決し、他の議案は原案のとおり可決しました。

更に、京都府公安委員会委員の推薦など議案3件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、個人情報保護条例の一部改正など10件の議案を原案のとおり可決しました。

※市会議員期末手当支給条例の一部改正  
12月に支給する市会議員の期末手当の支給割合を引き上げようとするもの

#### ■定例会の経過

開催日	本会議	審議内容
11月17日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
11月21日 22日	本会議	議案の処理、普通予算・決算特別委員会の設置、代表質問など
11月21日 25日 ~12月7日 15日	普通決算特別委員会	正副委員長互選、一般会計等の決算の審査など
11月21日 12月8日 15日	普通予算特別委員会	正副委員長互選、一般会計補正予算等の審査など
11月24日 25日 12月9日 ~12月15日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
11月28日 12月16日	本会議	決算や議案、意見書・決議の議決など

# 京都市会だより

第37号

平成18年(2006年)  
5月15日発行

●発行：京都市会  
●編集：市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御膳上5  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



保津峡(小倉山付近)

## 総額1兆7千505億円の 平成18年度当初予算を可決

市会議員の報酬の5%削減を6年連続で実施

2月定例会は、2月17日から3月17日までの29日間開かれ、市長提出議案136件、議員提出議案7件を審議しました。

### 2月市会定例会

市長提出議案のうち、平成18年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案20件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。17年度一般会計補正予算など予算案13件とその関連議案1件についても、予算特別委員会で、また、条例の制定など議案68件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

更に、副市長(上原 任)の選任など議案12件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市会議員の報酬の額の特別に関する条例の一部改正など6件の議案を、原案のとおり可決しました。

平成18年度当初予算額(会計別)

会計別	18年度当初予算額	17年度当初予算額	対前年度比	
			金額	率(%)
一般会計	6,957億3,600万円	6,901億6,000万円	59億7,600万円	0.8
特別会計	7,578億9,100万円	7,599億4,700万円	A20億5,600万円	A0.3
小計	1兆4,536億2,900万円	1兆4,501億7,000万円	35億2,200万円	0.2
公営企業会計	2,968億4,600万円	2,951億6,400万円	16億8,200万円	0.6
病院事業	180億5,500万円	158億7,900万円	1億7,600万円	1.1
水道事業	584億2,100万円	563億5,000万円	20億7,100万円	3.7
公共下水道事業	1,144億3,300万円	1,118億1,400万円	26億3,900万円	2.4
自動車運送事業	275億5,900万円	309億4,800万円	A33億8,700万円	A10.9
高速鉄道事業	803億5,800万円	801億7,500万円	1億8,300万円	0.2
合計	1兆7,504億7,500万円	1兆7,452億7,100万円	52億4,000万円	0.3

2月定例会で審議した主な議案の概要等は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成18年度一般会計予算など22会計予算  
一般会計の18年度当初予算の規模は6千957億3千8百万円となり、前年度当初予算に比べ0.8%増となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計でも、1兆7千504億7千5百万円となり、前年度当初予算に比べ0.3%増となりました。予算の概要は右下表のとおりです。

### 1月臨時議会

直接請求による無防備・平和都市条例制定案を否決

1月臨時議会は、1月23日から1月30日までの8日間開かれ、無防備・平和都市条例制定請求の議案1件を審議しました。議案は、財政総務委員会に付託・審査のうえ、否決しました。

【直接請求による臨時議会の開催】  
この臨時議会は、地方自治法の規定に基づき、同条例の制定を求める住民からの直接請求(有効署名数3万6千88筆)を受けて開かれたものです。

【無防備・平和都市条例の趣旨】  
憲法の平和の理念、国際人道法や京都市会の非核・平和都市宣言に基づき、ジュネーブ条約に定める無防備地域宣言を行うことにより、住民の生

◆廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正  
廃棄物の処理に要する費用の適正化を図るため、18年4月から一般廃棄物収集運搬業者に係る処理手数料につき必要な措置を講じるとともに、18年10月から市が定期的に収集する一般廃棄物(家庭ごみ、缶びん・ペットボトル等の特定資源ごみの処理)について、有料指定袋制を導入しようとするものです。

活と安全、文化を守ることを目指すものです。

【市長が付けた意見と請求人の意見陳述、審議経過】  
本市が積極的に平和の実現等に取組んでいること、また無防備地域の条件を満たす権限がなく、本市が宣言を行うことの実効性がないなどの市長の意見が付けられ、議案として市会に提出されました。

議案は、1月23日の本会議で財政総務委員会に付託し、同委員会で請求代表者から条例制定の必要性など意見陳述が行われたうえで審査し、30日の本会議で表決の結果、否決しました。



# 京都市会だより

第38号

平成18年(2006年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



桃山丘陵の森

## 国に対する「出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書」などを可決

(2・3面に意見書・決議の内容を掲載)

### 5月市会定例会

5月定例会は5月16日から30日までの15日間開かれ、市長提出議案55件、議員提出議案7件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算など3件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正など議案47件については、それぞれ担当の常任委員会が審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。  
また、人事委員会委員の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書など議員提出議案6件を原案のとおり可決しました。  
また、日置文章副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を行った結果、鈴木マサホ議員が選ばれました。

#### ■定例会の経過

日	本会議	内容
5月16日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
5月18日	本会議	議案の処理、普通予算特別委員会の設置など
5月19日 22日 29日	普通予算特別委員会	正副委員長互選、付託された補正予算の審査など
5月19日	本会議	代表質問など
5月23日 24日 29日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
5月30日	本会議	副議長の選挙、議案や意見書の議決など

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)  
◆平成18年度国民健康保険事業特別会計など3会計補正予算  
国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計及び中央卸売市場第一市場特別会計は、17年度決算において、歳出額に対する歳入不足が見込まれるので、その不足見込額を18年度予算から繰り上げて充用するために必要な経費の補正を行うものです。  
なお、補正予算の規模は、10億4千2百万円となります。

◆地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正  
都市計画に定める祇園町南側地区計画及び西京桂坂地区計画が変更され、新たに祇園町南側A地区、B地区及び桂坂第19地区として区分された区域内に地区整備計画が定められたことに伴い、歴史的細街路等の指定を受けた祇園町A地区において、建築物の壁面の位置の制限内容を定めるなど、それぞれ区域内での建築物に関する制限を定めるものです。

### 市会議員のあいさつ



京都市会議員  
渡野 出 (左京区選出 自民党)

この度、市会議員として2年目を迎え、京都市会への市民の皆様への御支援に改めて厚く感謝申し上げます。  
自治体の力が問われる今日、市民の皆様を代表する地方議会が果たすべき役割は極めて大きくなっております。  
こうした中で、京都市会では、昨年9月にインテリシティ会議中継を開始したほか、今年1月には第2次京都市会改革検討小委員会を設置し、皆様の期待と信頼に応えられるよう、更なる検討を進めたいと考えています。今後、「一市民より聞かれた魅力あふれる市会」を目指して、一層努力してまいりますので、御理解・御協力をお願い致します。

### 市会副議長就任のあいさつ



京都市会副議長  
鈴木マサホ (左京区選出 民主・都みらい)

この度の5月市会において81代の市会副議長に選任されました。議長に補佐として、その責務の重さを日々改めて感じております。  
少子・長寿社会、地球温暖化対策、京都創生や安心・安全のまちづくりなど、多くの課題に本市が直面する中、京都市会と併走し、市民の皆様と一層信頼される市会となるよう、市政のチャレンジ機能や政策立案能力の向上等が求められております。  
今後、巻野市長と共に、皆様に親しみと魅力を感じていただける議会づくりを進めるために、全力を挙げてまいりますので、御理解と御支援をより一層お願い申し上げます。

# 京都市会だより

第39号

平成18年(2006年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御膳上る  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

http://www.city.kyoto.jp/shikai/



西本願寺のイチョウ

病院・水道・下水道・市バス・地下鉄  
**公営企業決算を認定**  
公営企業の健全な経営に向け、活発な議論

## 9月市会定例会

9月定例会は9月8日から10月6日までの29日間開かれ、市長提出議案62件、議員提出議案9件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計等の平成17年度決算8件については、公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。

また、障害者自立支援法の一部施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定など議案49件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、撤回された議案2件を除く、47件を原案のとおり可決しました。

更に、人事委員会委員の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、「市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会」の設置や農業委員会委員の推薦など5件を原案のとおり可決しました。

(議案の審議結果は、4面参照)

### 本市職員の不祥事の原因究明と再発防止に向け、集中調査

相次ぐ本市職員の不祥事に対し、市会では、全常任委員会による連合審査会や、8月臨時会において設置した職員の不祥事に関する調査特別委員会などにおいて、その原因究明と再発防止に向けて、集中的に調査を行いました。

#### 〔常任委員会での集中調査〕

8月21日に連合審査会を開き、市長から不祥事発生の経過等の報告を聴取した後、5日間にわたり各常任委員会で所管局等に対する集中調査を行うとともに、同月28日には連合審査会を開き、市長・副市長に対する総括質疑を行いました。

#### 〔8月臨時会の開会と特別委員会の設置〕

本市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための特別委員会設置のため、地方自治法に基づき、22人の議員(正副議長、市会運営委員、各常任委員長)により臨時会の招集請求を行い、8月臨時会を開きました。31日の本会議では、市長から抜本改革大綱(2面参照)が示された後、職員の不祥事に関する調査特別委員会を全会一致で設置しました。

#### 〔職員の不祥事に関する調査特別委員会での調査〕

9月19日に説明聴取と資料要求を行った後、3日間にわたる各局別の質疑を経て、10月2日に市長・副市長に対する総括質疑を行い、10月6日の本会議では委員長から調査の経過と結果を報告し、調査を終了しました。

#### 〔新たな特別委員会の設置〕

また、10月6日の本会議では、引き続き、抜本改革大綱の取組の点検と不祥事の再発防止を図るため、新たに市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会を設置しました。

#### ■経過

日付	内容	報告聴取
8月21日	連合審査会	報告聴取
8月21日~25日	常任委員会	局別集中調査
8月28日	連合審査会	総括質疑
8月31日	8月臨時会本会議	特別委員会の設置
9月8日	9月定例会本会議	会期の決定など
9月12日~13日	9月定例会本会議	代表質問など
9月19日	職員の不祥事に関する調査特別委員会	説明・資料要求
9月20日~25日	職員の不祥事に関する調査特別委員会	局別質疑
10月2日	職員の不祥事に関する調査特別委員会	総括質疑
10月6日	9月定例会本会議	特別委員会の設置など

#### ■平成17年度公営企業会計決算の概要 (収益的収支・消費税抜)

事業	総収益	総費用	当年純利益
病院事業	138億2,100万円	141億1,300万円	▲2億9,200万円
水道事業	316億1,000万円	312億6,500万円	3億4,500万円
公共下水道事業	524億3,300万円	516億9,900万円	7億3,400万円
自動車運送(バス)事業	216億1,300万円	213億200万円	3億1,100万円
高速鉄道(地下鉄)事業	237億7,700万円	425億6,800万円	▲187億8,900万円

〔このほか地域水道、京北地域水道、特定環境保全公共下水道の各特別会計についても、審議を行いました。〕



# 京都市会だより

第40号

平成19年(2007年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御膳上る  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



青蓮院のクスノキ

## 平成17年度 一般会計決算を認定

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月17日から12月15日までの29日間開かれ、市長提出議案61件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成17年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。

また、平成18年度一般会計補正予算など3件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、可決しました。職員退職手当支給条例の一部改正など議案41件については、撤回された議案1件を除き、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、40件を原案のとおり可決しました。

更に、人事委員会委員の選任など議案3件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、認定子ども園の実施に関する意見書など7件の議案を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

11月17日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など
11月21日 22日	本 会 議	議案の処理、予算・決算特別委員会の設置、代表質問など
11月21日 24日 6日 14日	普通決算特別 委員	正副委員長の互選、一般会計等の決算の審査など
11月21日 12月 7日 14日	普通予算特別 委員	正副委員長の互選、一般会計補正予算等の審査など
11月21日 12月 7日 14日	公営企業等予算 特別委員会	正副委員長の互選、地域水運特別会計補正予算の審査など
12月 8日 11日 14日	常 任 委 員 会	付託された議案や質問の審査など
12月15日	本 会 議	決算や議案、意見書の議決など

今回審議した平成17年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

歳入総額6千804億1千6百万円に対し、歳出総額は6千715億6千5百万円となり、歳入歳出差引額は88億5千1百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が84億2千万円あるため、実質収支は4億3千1百万円の黒字となっています。

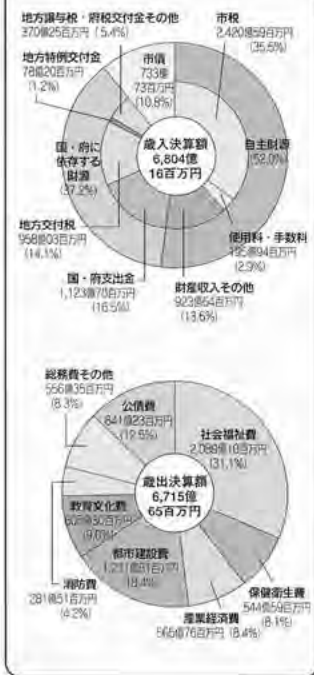
平成17年度予算は、「戦略的予算編成システム」により局裁量権の圧縮により捻出した財源を、政策重点化方針に掲げる重点政策分野に配分するとともに、事務事業評価の結果に基づく各局等主体の施策・事業の再構築など聖域なき改革の断行や自主財源の拡充強化に努め、「財政健全化プラン」に掲げた具体的取組方策の実行が図られました。

予算の執行に際しては、組織を挙げて税収の確保に努めた結果、市税徴収率を7年連続で向上させるなど、累積赤字の解消を目指し、全庁挙げて財源の確保や経費削減が取り組まれました。これらの結果、実質収支では5年振りに黒字決算となり、単年度収支も、15億3千3百万円の黒字となりました。

※1 要旨収支  
※2 歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額  
※3 当年度収支  
※4 当年度の歳入歳出額から前年度の歳入歳出額を差引いた額

今回審議したそのほかの主な議案は4面に掲載しています。

### 平成17年度一般会計 歳入歳出決算の内訳



# 京都市会だより

第41号

平成19年(2007年)

5月1日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御膳上6  
●TEL.075-(222) 3697  
●FAX.075-(222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



東寺のツツジ

総額1兆7千493億円の  
平成19年度当初予算を可決

新たな景観政策の策定関連議案と  
市会決議を可決(2・3面に決議の内容を掲載)

## 2月市会定例会

2月定例会は、2月20日から3月13日までの22日間開かれ、市長提出議案15件、議員提出議案12件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成19年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案19件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

18年度一般会計補正予算など予算案13件とその関連議案2件についても、予算特別委員会と、また、条例の制定など議案48件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、市長等の給与の額の特例に関する条例の一部改正など議案11件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市議員政治倫理条例の制定など9件の議案を、原案のとおり可決しました。

### 2月定例会で審議した主な議案の概要等は次のとおりです。(結果は4面参照)

#### 「市長提出議案」

◆平成19年度一般会計予算など22会計予算  
一般会計の19年度当初予算の規模は6千98億5千万円で、前年度当初予算に比べ、07%減となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計でも、1兆7千493億9千5百万円で、前年度当初予算に比べ、01%減となりました。予算の概要は右下表のとおりです。

◆新たな景観政策の策定関連議案  
眺望景観創生条例の制定

特定の視点場から特定の視対象を眺めるときの視界に入る建築物の高さ、形態及び意匠の制限を強化するなど、京都の優れた眺望景観を創出し、

### 市会議員政治倫理条例を制定

#### 「議員提出議案」

◆市会議員政治倫理条例の制定  
市会議員の責務や政治倫理基準など議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与しようとするものです。

### ■平成19年度当初予算額(会計別)

会計別	19年度当初予算額	18年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率%
一般会計	6,985億5,000万円	5,957億3,800万円	△48億8,800万円	△0.7
特別会計	7,477億4,300万円	7,578億5,100万円	△101億4,800万円	△1.3
小計	1兆4,365億9,300万円	1兆4,536億2,900万円	△150億3,600万円	△1.0
公営企業会計	3,107億2,000万円	2,968億4,800万円	138億5,800万円	4.7
病院事業	165億1,900万円	160億5,500万円	4億6,400万円	2.9
水道事業	577億5,000万円	584億2,100万円	△7億7,100万円	△1.2
公共下水道事業	1,148億3,500万円	1,144億5,300万円	3億8,200万円	0.3
自動車運送事業	286億3,000万円	275億5,900万円	10億7,100万円	3.9
高速鉄道事業	930億1,300万円	803億5,800万円	126億5,500万円	15.7
合計	1兆7,492億9,500万円	1兆7,504億7,500万円	△11億8,000万円	△0.1

これらを将来の世代に承継しようとするものです。

●屋外広告物等に関する条例の一部改正  
看板や広告塔などの屋外広告物等の位置、規模、形態、意匠の制限を強化するなど、良好な都市景観を創出し、安全な都市環境を確保しようとするものです。

◆新たな景観政策については、自然風景保全条例の一部改正など4議案についても、審議しました。

◆市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部改正  
現下の厳しい財政状況を踏まえて、議員報酬の5%削減を19年度も引き続き実施するものです。これは、平成13年度から7年連続の取組となります。



# 京都市会だより

## 特集 号

平成19年  
(2007年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通築地土居  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

本号は保存版として活用してください。



京都市会だより編

新市会の発足を心よりお慶び申し上げます。昨年末に地方分権改革推進法が成立し、地方自治体には、これまで以上に、個性あるまちづくりや持続的な発展が可能な都市経営戦略の推進が求められています。このような時代に対応するためには、市政を担う車の両輪である市会と行政との連携をより強固なものにすることが極めて大切であります。



京都市長  
桝本頼兼

### 新市会によせて

こうした認識の下、京都市では、これまでから市会議員の先生方との真摯な議論を基に、全国でもトップクラスの行財政改革や、「国家戦略としての京都創生」など、50年後、100年後を見据えた様々な重要政策を展開して参りました。引き続き、この9月から実施する「新たな景観政策」をはじめ、子育て支援、環境政策及び安心安全と福祉のまちづくり、更には、「歩いて楽しむまちなか戦略」など、「未来への明るい展望を切り拓く」政策をしっかりと推進して参ります。

今後とも市会の先生方と、建設的で積極的な議論を重ねながら、「時を超え、美しくひと輝く 歴史都市・京都」の更なる発展に邁進して参る所存でございます。

4月8日に行われた京都市会議員選挙で69人の議員が決まり、新しい市会が発足しました。私たちは、5月市会定例会で、第73代議長並びに第82代副議長に選出されましたが、



京都市会副議長  
宮本 徹



京都市会議長  
内海貴夫

### 新市会の発足にあたって

その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

今、本市は、地方分権が進む中で、少子長寿対策、環境や景観政策、また京都創生や安心・安全のまちづくりなど、多くの課題に直面しております。

こうした中で、京都市会におきましては、市民の皆様への期待と信頼にこたえ、行政に対するチェック機能の役割を十二分に果たすことはもちろん、議会の機能をより一層発揮することが求められていると考えております。

今後とも、様々な議会改革を実行する中で、市民の皆様への思いにしっかりと寄り添う、より開かれた市会を目指し、誠心誠意努力を傾けてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



会派の名称は次のとおりです

自 民=自由民主党京都市議員団  
 共 産=日本共産党京都市議員団  
 民 主=民主・都みらい京都市議員団  
 公 明=公明党京都市議員団



区別議員定数



※6月1日に繰上補充により当選した鈴木マサホ議員の議席は、9月市会定例会において決定します

鈴木マサホ  
 左京区民主 ⑥



無所属 (1人)	村山 祥栄	吉田 孝雄	湯浅 光彦	山本ひろふみ	天方 浩之	中野 洋一	山元 あき	西村 義直	民主・都みらい京都市議員団 (14人)
京都市公明党 副団長	谷口 弘昌	井上 教子	日置 文章	安井つとむ	中村三之助	大西 均	加地 浩	今枝 徳藏	民主・都みらい京都市議員団 (14人)
京都市公明党 副団長	谷口 弘昌	井上 教子	日置 文章	安井つとむ	中村三之助	大西 均	加地 浩	今枝 徳藏	民主・都みらい京都市議員団 (14人)
京都市公明党 副団長	谷口 弘昌	井上 教子	日置 文章	安井つとむ	中村三之助	大西 均	加地 浩	今枝 徳藏	民主・都みらい京都市議員団 (14人)







# 京都市会だより

第42号

平成19年(2007年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL 075 (222) 3697  
●FAX 075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



雲ヶ畑

路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定に  
付帯決議を付けて可決  
(2・3面に付帯決議の内容を掲載)

## 5月市会定例会

市会議員一般選挙後、初めての市会となる5月定例会は、5月15日から29日までの15日間開かれました。

正副議長の選挙、各委員会委員の選任及び正副委員長決定など、新しい市会の構成を決めた後、市長提出議案33件、議員提出議案2件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算など2件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定など議案15件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、副市長(山崎一樹)の選任など議案16件についても、原案のとおり可決しました。

そのほか、青木かつゆき議員の辞職を許可し、議員提出議案2件を否決しました。

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成19年度国民健康保険事業特別会計など2会計補正予算

国民健康保険事業特別会計及び中央卸売市場第一市場特別会計では、18年度決算において、歳出額に対する歳入額不足が見込まれるので、その不足見込額を19年度予算から繰り上げて充用するために必要な経費の補正を行うものです。

なお、補正予算の規模は、88億3千3百万円となります。

◆職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定

本市職員の職務の執行に関する不正な要望や不正な言動を伴う要望等に対し適正に対処するため、

当該要望等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を定め、職員の公正な職務の執行を確保しようとするものです。

◆路上喫煙等の禁止等に関する条例の制定

路上喫煙等による身体や財産への被害を防止するとともに、健康への影響の抑制を図り、もって市民や観光旅行者等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与しようとするものです。路上喫煙等禁止区域の指定に関する事項や罰則などを定めています。

※ 路上喫煙等  
道路、公園等において、たばこを燃やして又は火の付いたたばこを所持すること。

### ■定例会の経過

5月15日	本会議	会期の決定など
5月17日	本会議	正副議長選挙、各委員会委員の選任、議案の提案説明、普通予算特別委員会の設置など
5月17日 18日 25日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、付託された補正予算の審査など
5月17日 21日 22日 25日	常任委員会	正副委員長の互選、付託された議案や請願の審査など
5月28日	本会議	代表質問など
5月29日	本会議	議案や意見書の議決など

# 京都市会だより

第43号

平成19年(2007年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御所上  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



栗尾峠の展望

病院・水道・下水道・市バス・地下鉄

## 公営企業決算を認定

公営企業の健全な経営に向け、活発な議論

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月6日から10月5日までの30日間開かれ、市長提出議案37件、議員提出議案11件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計等の平成18年度決算8件については、公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成19年度一般会計の補正予算など3件についても、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正など議案22件については、それぞれの担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、能狂言師の茂山七三氏と小説家の瀬戸内寂聴氏の名誉市民の表彰など議案4件についても原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、原簿症認定と被爆者救済対策強化についての意見書など8件の議案を原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正  
本市職員に1日に30分認められている有給の休憩時間を、国家公務員の休憩時間が廃止されたことに準じ、20年1月から廃止しようとするものです。

◆工事委託契約の締結(京福電気鉄道嵐山線踏切電)

◆公営企業会計決算の概要  
◆病院事業  
外来患者数の減少等により、総収益は13億1千1百万円(対前年度比0.1%の減)となり、総費用は薬品費の減少等により、13億5千6百万円となりました。この結果、1億4千5百万円の赤字となりました。累積赤字は4億8千万円となりました。

◆水道事業  
総収益は給水収益の減少等により、31億6千9百万円(対前年度比17%の減)となり、総費用は企業債支払利息の減少等により、31億4千6百万円と減少しました。この結果、1億7千7百万円と6年ぶりの赤字となり、累積赤字は47億2千7百万円となりました。

◆公共下水道事業  
総収益は下水道使用料収入の減少や一般会計からの負担金の減少等により、76億9千9百万円(対前年度比33%の減)となり、総費用は企業債支払利息の減少等により、50億6千8百万円と減少しました。この結果、4億3千1百万円と6年連続の

#### 定例会の経過

9月 6日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など
9月10日 11日	本 会 議	議案の処理、代表質問、公営企業等決算特別委員会の設置など
9月10日 12~14日 18~21日 25~26日	公営企業等 決 算 特 別 委 員 会	正副委員長の互選、各公営企業会計等の決算の審査など
10月 4日	普通予算 特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算の審査など
9月10日 27日	普通予算 特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算の審査など
10月 4日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
9月28日 10月 1日 4日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
10月 5日	本 会 議	決算や議案、請願、意見書の議決など

#### 車庫留場整備

右京区内の公共交通の良好な接続の確保のため、太秦天神川駅周辺整備事業として本市が行う京福電気鉄道嵐山線の停留場新設工事を、工事の円滑な施行等を図るため、軌道経営者に委託しようとするものです。

◆自動運送(バス)事業  
運送収益や一般会計補助金の増加等により、総収益は49億5千3百万円(対前年度比16%の増)と増加する一方、職員数の削減による人件費の減少等により、総費用は21億3千9百万円と減少しました。この結果、8億1千4百万円と4年連続の黒字となりました。また、累積赤字は13億4百万円となりました。

◆高速鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。

◆高専鉄道(地下鉄)事業  
一般会計補助金の増加等により、総収益は25億5千3百万円(対前年度比15%の増)と増加する一方、職員数の削減等による経常人件費の減少や減価償却費の減少等により、総費用は18億1千3百万円と減少しました。この結果、16億6千万円の赤字となり累積赤字は2千789億9千7百万円となりました。



# 京都市会だより

第44号  
平成20年(2008年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



北野天満宮の梅

## 平成18年度 一般会計決算を認定

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月16日から12月14日までの29日間開かれ、市長提出議案63件、議員提出議案12件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成18年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。  
また、平成19年度一般会計補正予算など3件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、可決しました。市営住宅条例の一部改正など議案35件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。  
さらに、控訴の提起など議案11件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、子どもたちの携帯電話利用に関する意見書など7件の議案を原案のとおり可決しました。

### ■定例会の経過

開催日	委員会	審議内容
11月16日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
11月20日 21日	本会議	議案の処理、予算・決算特別委員会の設置、代表質問など
11月20日 22日	普通決算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計の決算の審査など
12月3日 5日・13日	普通決算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算の審査など
11月20日 12月6日 13日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、病院事業特別会計補正予算の審査など
11月20日 12月6日 13日	公営企業等特別委員会	正副委員長の互選、病院事業特別会計補正予算の審査など
12月7日 10日 13日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月14日	本会議	決算などの議案、意見書の議決など

今回審議した平成18年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)  
歳入総額6千884億5千万円に対し、歳出総額は6千786億5千6百万円となり、歳入歳出差引額は97億9千4百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が9億8千6百万円あるため、実質収支は7億8百万円の黒字となっています。  
平成18年度予算は、引き続き財政非常事態の下、財政健全化の道筋を一層確かなものにするため、前年度に引き続き、戦略的予算編成システムにより予算が編成され、総人件費の抑制など財政健全化プランに掲げる取組が強力に進められました。そのうえで、削減目標の圧縮により捻出した財源は、政策重点化方針に掲げる重点政策分野に配分されました。

予算の執行に際しては、組織一丸となり税収の確保に努めた結果、市税徴収率が8年連続で向上するなど、自主財源の拡充強化が図られるとともに、削減努力反映制度の創設など年間を通じての経費削減の取組が一層進められました。これらの結果、実質収支では2年連続の黒字決算となりました。単年度収支も、2億7千7百万円の黒字となりました。

### 平成18年度一般会計 歳入歳出決算の内訳



# 京都市会だより

第45号

平成20年(2008年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御道上  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



蹴上浄水場のツツジ

総額1兆6千656億円の  
平成20年度当初予算を可決

## 2月市会定例会

2月定例会は、2月29日から3月25日までの26日間開かれ、市長提出議案72件、議員提出議案13件を審議しました。

市長提出議案のうち、20年度一般会計予算など予算案23件とその関連議案16件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。19年度一般会計補正予算など予算案12件とその関連議案3件についても、予算特別委員会で、また、後期高齢者医療に関する条例の制定など議案14件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、副市長(細見 吉郎)の選任など議案4件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、職員不祥事に関する調査特別委員会の設置や政務調査費の交付に関する条例の一部改正など12件の議案を、原案のとおり可決しました。

なお、2月29日の本会議において、さきの市長選挙で当選した門川市長の就任のあいさつが行われました。

2月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

### 〔市長提出議案〕

◆平成20年度一般会計予算など23会計予算  
20年度当初予算は、市長選挙が20年2月に執行されたことから、緊急を要する一部の事業を除いて、人件費など任意に削減できない義務的経費や継続的な事業経費を中心とする、いわゆる骨格予算として編成されました。

### 職員不祥事に関する調査特別委員会を設置

#### 〔議員提出議案〕

◆職員不祥事に関する調査特別委員会の設置  
市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会の調査後においても、職員の服装休暇の不正取得や職場離脱による服務規律違反が新たに発生したことから、不祥事根絶に向けた職員の意識改革の徹底と職場風土の刷新に関して集中的に審査するため、特別委員会を設置するものです。

◆政務調査費の交付に関する条例の一部改正  
議員や会派の調査研究に資するため交付される政務調査費について、これまで、1件5万円以上の支出(人件費等を除く)を対象としていた領収書等の証拠書類の提出を、すべての支出を対象とするなど、その使途の更なる透明化を図るものです。

そのため、一般会計の20年度当初予算の規模は6千595億3千5百万円で、前年度当初予算に比べ、45%減となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計でも、1兆6千655億5千1百万円で、前年度当初予算に比べ、48%減となりました。予算の概要は右表のとおりです。

平成20年度当初予算額(会計別)

会計別	20年度当初予算額	19年度当初予算額	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,595億3,500万円	6,908億5,000万円	△313億1,500万円	△4.5
特別会計	6,788億2,900万円	7,477億4,300万円	△689億1,400万円	△9.2
小計	1兆3,383億6,400万円	1兆4,385億9,300万円	△1,002億2,900万円	△7.0
公営企業会計	3,271億8,700万円	3,107億2,000万円	164億6,500万円	5.3
病院事業	177億円	165億1,900万円	11億8,100万円	7.1
水道事業	606億5,800万円	577億5,000万円	29億5,300万円	5.1
公共下水道事業	1,354億6,600万円	1,148億3,500万円	206億3,100万円	18.0
自動車運送事業	280億1,700万円	286億3,000万円	△6億1,300万円	△2.1
高速鉄道事業	853億4,600万円	930億1,300万円	△76億6,700万円	△8.2
合計	1兆6,655億5,100万円	1兆7,492億9,500万円	△837億4,400万円	△4.8



# 京都市会だより

第46号

平成20年(2008年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



宇治川派流

## 門川市長の 平成20年度肉付補正予算を可決

### 5月市会定例会

5月定例会は5月16日から6月5日までの21日間開かれ、市長提出議案46件、議員提出議案6件を審議しました。市長提出議案のうち、平成20年度一般会計補正予算など8件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、京北区域内における建築物の制限に関する条例の制定など議案20件については、撤回された議案1件を除き、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案18件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書など5件の議案を原案のとおり可決しました。

また、内海貴夫議長と宮本徹副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、議長に富きくお議員、副議長に小林あきろう議員がそれぞれ選ばれました。

### 肉付補正後の平成20年度一般会計予算の内訳(行政目的別)

区分	補正額	補正後の額	対前年度比較	
			金額	率(%)
社会福祉費	12億1,700万円	2,178億3,600万円	48億8,700万円	2.3
保健衛生費	3億5,000万円	490億8,200万円	△88億1,000万円	△15.2
産業経済費	62億3,400万円	698億8,100万円	128億5,700万円	22.5
都市建設費	130億7,800万円	1,165億2,700万円	△133億3,000万円	△10.2
教育文化費	17億	587億8,400万円	△19億6,100万円	△3.2
消防費	2億3,000万円	300億7,700万円	△8億3,900万円	△2.7
総務費その他	72億3,800万円	629億8,600万円	47億5,800万円	8.2
公債費	-	843億8,200万円	11億7,000万円	1.3
合計	300億2,000万円	6,895億5,500万円	△12億9,500万円	△0.2

今回審議した平成20年度補正予算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

今回の補正予算は、いわゆる骨格予算であった20年度当初予算に対し、市長のメッセージを具体化する政策的事業や新規事業に必要な経費の追加補正を中心とする肉付予算として編成されたものです。

その規模は、一般会計300億円、特別会計15.9億円、公営企業会計27億円、合わせて486億円となりました。

この結果、一般会計の20年度予算の規模は6千895億5千500万円、前年度当初予算に比べ0.2%減となりました。内訳は、右下表のとおりです。

また、特別会計と公営企業会計を合わせた合計は、1兆7千141億5千800万円、前年度当初予算に比べ、2.0%減となりました。

### 就任あいさつ



京都市会副議長  
小林 あきろう  
(上京区選出 民主都みらい)



京都市会議長  
(富) きくお  
(山科区選出 自民党)

私たちは、5月市会定例会において、第74代市会議長並びに第83代市会副議長に選出されました。誠に光栄なこと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

地方分権時代といわれる今日、大都市をはじめ地方自治体の力量が改めて問われる中で、地方議会の果たす役割はかつてなく重大なところであります。京都市におきましても、依然厳しい財政状況の下で、少子高齢化の進行、安心・安全・環境や景観、また京都創生など多くの課題に的確に対応して、明日のまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした中、京都市会におきましても、市政を監視していくことはもとより、調査機能、政策立案機能を発揮していくことが重要であると考えております。

このため、私たち議員は、市民の代表としての初心を忘れず、政策のチカラや提言など自らの見識・能力を高める研鑽・努力をより一層重ね、市民に信頼される、開かれた市会づくりに取り組む所存であります。

今後とも、市民の皆様方からの期待と信頼に応えるため、全身全霊を傾けてまいりますので、ご理解と協力をよろしくお願い申し上げます。

# 京都市会だより

第47号

平成20年(2008年)  
11月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



御池通のアイランドレイク(水の浮島)

病院・水道・下水道・市バス・地下鉄  
**平成19年度公営企業決算を認定**  
公営企業の健全な経営に向け、活発な議論

## 9月市会定例会

9月定例会は、9月4日から10月3日までの30日間開かれ、市長提出議案34件、議員提出議案11件を審議しました。

市長提出議案のうち、病院事業など公営企業会計等の平成19年度決算8件については、公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成20年度一般会計の補正予算など3件についても、普通予算特別委員会及び公営企業等予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、都市計画関係手数料条例の一部改正など議案19件については、それぞれの担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、発生物学者である岡田節人氏の名譽市民の表彰など議案4件についても原案のとおり可決しました。議員提出議案については、非食用事故米の不正規流通事件に関する意見書など11件の議案すべてを原案のとおり可決しました。

今回審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

### ◆平成20年度一般会計補正予算(2件)

原油等価格高騰対策に要する経費のほか、地下鉄東西線の第三セクター区間を直営化することに係る経費等を補正するもので、補正総額は41.2億4千万円です。

### ◆公営企業会計決算の概要

◆病院事業  
総収益は入院収益の増加等により、14.1億4千万円(対前年度比24%の増)となり、総費用は手術等にかかる材料費の増加等により、14.1億8千5百万円となりました。この結果、4千4百万円の赤字となり、累積赤字は5億2千4百万円となりました。

◆水道事業  
減価償却対象の見直し等による特別利益が生じたことなどにより、総収益は3.13億9百万円(対前年度比0.8%の増)と増加する一方、企業債支払利息の減少等により、総費用は3.06億8百万円と減少しました。この結果、7億1百万円と2年ぶりの黒字となり、累積黒字は54億2千8百万円となりました。

◆公共下水道事業  
総収益は下水道使用料収入の減少等により、50.2億5千8百万円(対前年度比0.9%の減)となり、総費用は企業債支払利息の減少等により、49.3億9千6百万円となりました。この結果、8億6千2百万円と7年連続の黒字となり、累積赤字は21億2千2百万円

### ■経過

9月4日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
9月8日	本会議	議案の処理、公営企業等決算特別委員会の設置、代表質問など
9月8日	公営企業等決算特別委員会	正副委員長の互選、各公営企業会計等の決算の審査など
10月16日	公営企業等予算特別委員会	正副委員長の互選、公営企業会計補正予算の審査など
10月22日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算の審査など
9月8日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
9月25日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
10月2日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
9月26日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
10月2日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
10月3日	本会議	決算の認定、議案の議決など

### ◆下京渉成小学校新築工事請負契約の締結

下京渉成小学校を新築するため、工事契約を締結しようとするものです。同小学校は、下京区の六条院、楠瀬、崇仁の3小学校を統合するもので、平成22年4月の開校に向けて新校舎を整備します。

### ◆自動車運送(バス)事業

総収益は運送収益や一般会計補助金の増加等により、22.4億3千7百万円(対前年度比22%の増)となり、総費用は原油価格の高騰による燃料費の増加等により、21.5億5千4百万円となりました。この結果、8億8千3百万円と5年連続の黒字となり、累積赤字は1.2億2千1百万円となりました。

◆地下鉄東西線(地下鉄)事業  
地下鉄東西線一、二、三、太秦天神川間開通などによる一般旅客数の増加等により、総収益は25.7億4千万円(対前年度比27%の増)と増加する一方、企業債支払利息の減少等により、総費用は41.6億1千5百万円と減少しました。この結果、前年度に比べ改善は見られたものの15.8億7千5百万円の赤字となり、累積赤字は2千98億7千2百万円となりました。

〔このほか地産水産、京北地産水産、特定環境保全公共下水道の各特別会計についても、審議を行いました。〕



# 京都市会だより

第48号

平成21年(2009年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通藤屋上  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



賀茂川

## 平成19年度 一般会計決算を認定

平成19年度

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月18日から12月16日までの29日間開かれ、市長提出議案59件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成19年度一般会計歳入歳出決算など決算14件については、普通決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。

また、平成20年度一般会計補正予算など5件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、可決しました。地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定など議案35件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、ノーベル物理学賞を受賞された益川敏英氏の名誉市民の表彰など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書や京都の保育水準の維持拡充を求める決議など7件の議案を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

開催日	委員会	審議内容
11月18日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
11月20日	本会議	議案の処理、予算・決算特別委員会の設置、代表質問など
11月20日	普通決算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計等の決算の審査など
11月20日	普通予算特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算等の審査など
11月20日	公営企業等予算特別委員会	正副委員長の互選、病院事業特別会計補正予算の審査など
12月8日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月9日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月10日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月16日	本会議	決算や議案、意見書の議決など

今回審議した平成19年度一般会計歳入歳出決算の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

歳入総額は6千774億1千4百万円に対し、歳出総額は6千708億1千7百万円となり、歳入歳出差引額は65億9千7百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が61億9千1百万円あるため、実質収支は4億6百万円の黒字となっています。

平成19年度の予算は、引き続き財政非常事態の下、市政改革実行プランと財政健全化プランに掲げる取組を強力に推進することとされ、行政評価システムを活用した施策・事業の再構築と、職員数の適正化等による総人件費の抑制などの歳出削減が進められました。

また、地方交付税等が大幅な減収となる状況の

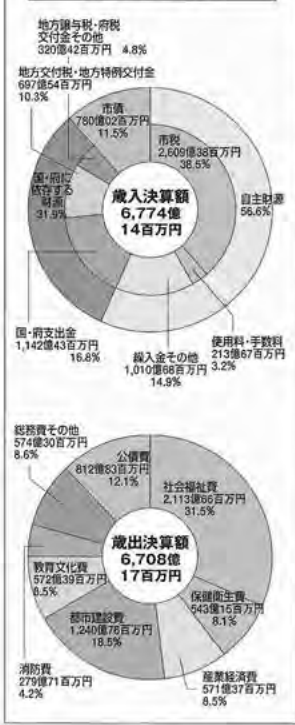
中、歳入確保のため市税徴収率の更なる向上や保有資産の有効活用が進められました。

そのうえで、局裁量枠の圧縮により捻出した財源を政策重点化方針に掲げる重点政策分野に配分するなど、基本計画第2次推進プランの達成に向けて更なる前進が図られました。

これらの結果、実質収支では3年連続の黒字決算となりましたが、単年度収支は、平成15年度以来4年ぶりに3億2百万円の赤字となりました。

※1 実質収支は、繰り越すへる財源を除いた額  
※2 単年度収支は、当該年度の歳入歳出の差引額から前年度の繰り越すへる財源を除いた額  
(今回審議したそのほかの主な議案は4面に掲載しています)

#### 平成19年度一般会計 歳入歳出決算の内訳





# 京都市会だより

第49号

平成21年(2009年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中區中町通御池上本  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



総額1兆6千518億円の  
平成21年度当初予算を可決

## 五条通

2月定例会は、2月19日から3月19日までの29日間開かれ、市長提出議案121件、議員提出議案10件を審議しました。

◆平成21年度一般会計予算など23会計予算  
一般会計の21年度当初予算の規模は6千939億9千3百万円で、前年度肉付補正後予算に比べ、0.6%増となりました。また、公営企業会計などを合わせた合計では、1兆6千518億1千7百万円で、前年度肉付補正後予算に比べ、3%減となりました。予算の概要は右下表のとおりです。

◆平成20年度一般会計補正予算など14会計予算  
国の補正予算に対応した地域活性化・生活対策や子育て応援特別手当などのほか、職員の退職手当に要する経費等を、国庫支出金、市債等を財源として補正するものです。補正総額は、

300億2千2百万円です。  
◆「コミニティセンター」条例の一部改正  
コミュニティセンターを様々な行政課題に対応した施設に転用することとし、平成21年度に相談事業を廃止して、暫定的に貸館事業を実施するなどの見直しを行い、平成22年度末をもって「コミニティセンター」を廃止しようとするものです。  
◆「議員提出議案」  
市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定  
現下の厳しい財政状況を踏まえて、平成21年度の議員報酬を5%削減するものです。平成13年度から平成19年度まで実施した5%削減措置を引き続く取組となります。

## 2月市会定例会

市長提出議案のうち、21年度一般会計予算など予算案23件とその関連議案42件については、一つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。20年度一般会計補正予算など予算案14件とその関連議案5件についても、予算特別委員会で、また、自転車等放防止条例の一部改正など議案23件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、副市長(星川茂、由木文彦)の選任など議案14件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定など8件の議案を原案のとおり可決しました。

平成21年度当初予算額(会計別)

会計別	21年度当初予算額	20年度当初予算額 (肉付補正後)	対前年度比較	
			金額	率(%)
一般会計	6,939億9,300万円	6,895億5,500万円	44億3,800万円	0.6
特別会計	6,531億200万円	6,832億6,800万円	△301億6,600万円	△4.4
小計	1兆3,470億9,500万円	1兆3,728億2,300万円	△257億2,800万円	△1.9
公営企業会計	3,047億2,200万円	3,298億9,500万円	△251億7,300万円	△7.6
病院事業	185億9,500万円	177億円	8億9,500万円	5.1
水道事業	548億1,200万円	606億5,800万円	△58億4,600万円	△9.6
公共下水道事業	1,057億6,800万円	1,354億6,600万円	△296億9,800万円	△21.9
自動車運送事業	257億8,900万円	281億2,100万円	△23億3,200万円	△8.3
高速鉄道事業	997億5,800万円	879億5,000万円	118億800万円	13.4
合計	1兆6,518億1,700万円	1兆7,027億1,900万円	△509億100万円	△3.0

# 京都市会だより

第50号

平成21年(2009年)  
7月15日発行

●発行 / 京都市会  
●編集 / 市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通東山1-8  
●TEL.075 (222) 3697  
●FAX.075 (222) 3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



ねねの道

国に対する「新型インフルエンザ対策」に関する意見書などを可決  
(23面に意見書の内容を掲載)

京都市会だより編

## 就任あいさつ



京都市会副議長  
安孫子 和子  
(中居通出 民主・櫻井らひ)



京都市会議員  
櫻 隆夫  
(伏見通出 自民党市議員)

私たちは、5月市会定例会において、第75代市会議長並びに第84代市会副議長に選出されました。誠に光栄なこと存じますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限や機能が拡大する中で、それぞれの自治体の政策の監視機能を果たすべき役割と責任はますます重大なようになっております。

京都市におきましても依然厳しい財政状況のもと、先進的な環境政策、少子高齢対策、経済の活性化、景観の保全・再生、都市基盤の整備などの課題に的確に対応し、未来のまちづくりを進めることが求められております。

こうした中、京都市会では、市政に対する監視はもとより、市民意見を的確に反映した政策立案機能や調査機能を発揮し、開かれた魅力ある市会づくりを進めていくことが重要であると考えております。私たちは市民の代表として、自らの見識・能力を高める研鑽、努力を重ねながら、不断の議会改革に取り組みを進めてまいります。

今後とも市民の皆様のご期待と信頼にこたえるため、誠心誠意全力を傾注してまいりますので、ご理解と協力をよろしくお願い申し上げます。

5月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成21年度一般会計補正予算など4会計予算  
国補助金等を活用し、環境モデル都市として環境共生のまちづくりを進める取組を加速させるほか、雇用対策事業の追加など、雇用の確保と産業振興・観光振興の更なる推進に要する経費等を補正するものです。また、国民健康保険事業特別会計において、前年度の歳入不足を補う繰上充用に要する経費を補正するものです。

正額は、一般会計が5億7千4百万円、4会計の合計が10億7千5百万円です。

◆自転車等駐車場条例の二部改正  
自転車や原動機付自転車の利用者の利便の増進を図るとともに、自転車等の放置の防止に資するため、北区西賀茂大道口町と中京区御射山町に計約1千3百台分の駐輪場を設置するものです。

## 5月市会定例会

5月定例会が5月15日から5月29日までの15日間開かれ、今回の定例会では、富きくお議長と小林あきろう副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、新議長に櫻隆夫議員、新副議長に安孫子和子議員がそれぞれ選ばれました。議長については、市長提出議案29件、議員提出議案8件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成21年度一般会計補正予算など7件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

自転車等駐車場条例の一部改正など議案17件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案5件についても、原案のとおり可決しました。

そのほか、市選挙管理委員及び補充員などの選挙を行い、新型インフルエンザ対策に関する意見書など議員提出議案8件を原案のとおり可決しました。

### 定例会の経過

開催日	委員会	議題
5月15日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
5月19日 20日	本会議	正副議長の選挙、普通予算特別委員会の設置、議案の委員会付託、代表質問など
5月19日 21-28日	普通予算特別委員会	正副委員長との互選、一般会計補正予算の審査など
5月22日 25-28日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
5月26日 29日	本会議	追加議案の提案説明、議案や意見書の議決など



# 京都市会だより

第51号

平成21年(2009年)  
12月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区中町通御膳上6  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



渡月橋

## 一般会計など25会計 平成20年度決算を認定

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月15日から10月28日までの14日間開かれ、市長提出議案70件、議員提出議案6件を審議しました。平成20年度決算は、地方財政健全化法の本格実施に伴い、従前は11月定例会で審議していた一般会計決算等も含め、全会計の決算が提出されました。

市長提出議案のうち、平成20年度各会計決算25件については、普通決算特別委員会及び公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成21年度一般会計補正予算など12件についても、普通予算特別委員会及び公営企業等予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、証明等手数料条例の一部改正など議案28件については、それぞれの担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、個別外部監査の実施など議案5件についても原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書など6件の議案すべてを原案のとおり可決しました。

#### 平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
一般会計	7,327億4,753万円	7,313億3,023万円	14億1,729万円	△30億3,585万円
特別会計*	6,708億6,958万円	6,769億2,194万円	△59億5,236万円	△60億6,457万円

\*公営企業会計を除く19会計

#### 平成20年度公営企業会計決算

	総収益	総費用	損益	累積損益
病院事業	138億5,287万円	139億8,359万円	△1億3,072万円	△6億5,489万円
水道事業	300億6,700万円	298億 532万円	2億6,168万円	52億6,842万円
公共下水道事業	463億4,632万円	463億1,798万円	2,834万円	△20億3,384万円
自動車運送事業	222億5,576万円	217億 934万円	5億4,642万円	△116億7,464万円
高速鉄道事業	260億 94万円	404億2,117万円	△144億2,023万円	△304億9,195万円

9月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

#### ◆一般会計

〔平成20年度決算〕(右下の表もご覧ください。)

歳入総額が7千327億4千8百万円に対し、歳出総額が7千313億3千万円となり、歳入歳出差引額は14億1千7百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が44億5千3百万円あるため、実質収支は30億3千6百万円の赤字となっています。

市税収入については、はかるうじて予算額を確保したものの、平成20年秋以降の急激な景気後退の影響を受けて、府税交付金が大幅な予算割れとなったことなどから、実質収支が4年ぶりの赤字決算となり、単年度収支が34億4千2百万円と2年連続の赤字となりました。

#### ◆自動車運送事業

総収益は一般会計からの補助金が減少したことなどにより、222億5千6百万円(対前年度比0・8%の減)と減少する一方、総費用は退職手当や原油価格高騰に伴う燃料費の増加などにより、217億9百万円(対前年度比0・7%の増)と増加しましたが、5億4千6百万円と6年連続の黒字となりました。累積赤字は111億7千5百万円となりました。

#### ◆高速鉄道事業

総収益は一般旅客数や広告料等の増加などにより、260億1千万円(対前年度比1・0%の増)と増加する一方、総費用は企業債支払利息の減少等により、404億2千1百万円(対前年度比2・9%の減)と減少しました。この結果、前年度に比べ改善は見られたものの144億2千万円の赤字となり、累積赤字は3千42億9千2百万円となりました。

〔平成21年度一般会計補正予算など6補正予算〕  
依然として厳しい状況にある経済・雇用情勢を踏まえ、5月と6月の補正予算に引き続いて、生活者支援や追加の経済対策を講じるものです。補正額は、一般会計が86億7千8百万円、6会計の合計が99億1千6百万円です。

※1 歳入歳出  
※2 歳入歳出の差引額(繰り越すべし)を控除した額  
※3 単年度収支  
※4 該年度の決算収支額から前年度の繰り越収支額を差し引いた額  
注 文中及び表中の数値は、下位を四捨五入しています。

# 京都市会だより

第52号

平成22年(2010年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区河町通御池上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



## 補助金等の交付等に 関する条例を可決

### 京都御苑

◆自転車等駐車場条例の一部改正  
自転車や原動機付自転車の利用者の利便の増進を図るとともに、自転車等の放置の防止に資するため、西京区嵐山宮ノ前町に約260台分

◆補助金等の交付等に関する条例の制定  
補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公平性及び透明性を確保するため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を条例で定めるものです。  
このような条例の制定は、政令指定都市で初となります。

◆平成21年度一般会計補正予算など2補正予算  
依然として厳しい状況にある経済・雇用情勢を踏まえ、中小企業金融対策預託金や緊急雇用対策事業を追加するほか、新型インフルエンザ対策に要する経費等を補正するものです。  
補正額は、合計で218億5千7百万円です。

11月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

の駐輪場(松尾駅自転車等駐車場)を設置するものです。

◆市立高等学校条例の一部改正  
現在、西京区大枝沓掛町にある市立音楽高等学校を、中京区の元城築中学校跡地に新校舎を整備して、移転するとともに、名称を市立京都堀川音楽高等学校に改めようとするものです。

◆市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正  
諸般の状況により、21年12月以後に支給する市会議員の期末手当の支給割合の限度を改定し、6月に支給する期末手当を0・15月分、12月に支給する期末手当を0・1月分減額するものです。

※補助金等  
特定の業務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外の市に対して交付する補助金等の他の法的根拠なく、その交付に對し相当の返納付を要しないものをいいます。

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月25日から12月10日までの16日間開かれ、市長提出議案58件、議員提出議案14件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成21年度一般会計補正予算など2件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、可決しました。補助金等の交付等に関する条例の制定など議案55件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。  
さらに、人権擁護委員の推薦の議案1件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書など14件の議案を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

11月25日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など
11月30日	本 会 議	議案の処理、普通予算特別委員会の設置など
12月 1日	本 会 議	代表質問など
11月30日 12月 2日 9日	普通予算 特別委員会	正副委員長の互選、一般会計補正予算等の審査など
11月25日 27日 12月 3日 4・9日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月10日	本 会 議	議案や意見書の議決など



# 京都市会だより

第53号

平成22年(2010年)  
5月15日発行

発行/京都市会  
編集/市会事務局  
〒604-6571京都市中京区寺町通西面上る  
TEL.075(222)3897  
FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



鳥羽水環境保全センター

総額1兆6千554億円の  
平成22年度当初予算を可決  
(予算に付けた付帯決議は3面参照)

## ■定例会の経過

2月17日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月17日 18日 22日	普 通 予 算 会 特 別 委 員 会 公 営 企 業 等 算 会 予 算 特 別 委 員 会	正副委員長の互選、21年度補正予算の審査など
2月23日 24日	本 会 議	代表質疑、議案の処理など
2月24日 ～26日 3月1日～5日 10・15・19日	普 通 予 算 会 特 別 委 員 会	22年度一般会計予算の審査など
2月24日 ～26日 3月1日～5日 8・19日	公 営 企 業 等 算 会 予 算 特 別 委 員 会	22年度各公営企業会計予算の審査など
3月11日 12・18日	常 任 委 員 会	付託された議案や請願の審査など
3月15日	本 会 議	追加議案の提案説明など
3月19日	本 会 議	予算などの議案や意見書の議決など

## 2月市会定例会

2月定例会は、2月17日から3月19日までの31日間開かれ、市長提出議案10件、議員提出議案17件を審議しました。

市長提出議案のうち、22年度一般会計予算など予算案23件とその関連議案30件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、市立看護短期大学の廃止条例は否決し、それ以外の議案は原案のとおり可決しました。21年度一般会計補正予算など予算案14件とその関連議案3件についても、予算特別委員会では、それぞれ担当の委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。

さらに、固定資産評価審査委員会委員の選任など議案11件についても、議員提出議案については、議員報酬を5%削減する「市会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正」など13件を原案のとおり可決しました。

■ 主な議案の概要、予算の審査、付帯決議 2 3

■ 審議結果、意見書・決議、委員会の新体制 6 7

■ 本会議の代表質疑から 4 5

■ 市会の活動、お知らせなど 8

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。



# 京都市会だより

第54号

平成22年(2010年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区有町通藪池上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



桂川左岸からの西山

## 市立看護短期大学の 廃止条例を可決

### 5月市会定例会

5月定例会が5月14日から5月28日までの15日間開かれました。  
今回の定例会では、繁隆夫議長と安孫子和子副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、新議長に加藤盛司議員、新副議長に柴田章喜議員がそれぞれ選ばれました。議長については、市長提出議案26件、議員提出議案9件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算など2件については、普通予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。市立看護短期大学の廃止条例など議案18件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。  
さらに、監査委員の選任など議案6件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書など7件の議案を原案のとおり可決しました。

#### ■定例会の経過

日	会 議	会期の決定、議案の提案説明など
5月14日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など
5月18日 19日	本 会 議	正副議長選挙、普通予算特別委員会の設置、議案の委員会付託、代表質問など
5月18日 20・27日	普通予算特別委員会	正副委員長互選、国民健康保険事業特別会計補正予算の審査など
5月21日 24・27日	常任委員会	付託議案や請願の審査など
5月28日	本 会 議	議案や意見書の議決など

### 5月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

- ◆平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算など2会計補正予算  
依然として厳しい状況にある経済・雇用情勢を踏まえ、緊急雇用対策事業を追加するほか、国民健康保険事業特別会計において、前年度の歳入不足を補う繰上充用に要する経費等を補正するものです。補正予算の規模は、89億1千5百万円となります。
- ◆市立看護短期大学の廃止条例  
学生の高等志向が高まったことや、全国的

に四年制の看護学科の設置が進んだこと等から、これまで市立看護短期大学が提供している教育環境の必要性が相対的に低下している中、今後、四年制の看護学科を設置している、又は設置しようとする市内私立大学と協力して、医療の高度化や専門化に対応できる看護師の養成及び市立病院をはじめとする市内医療機関での質の高い看護師の確保を図ることから、市立看護短期大学を廃止しようとするものです。

### 就任あいさつ



京都市会副議長  
柴田 章喜  
(左京区選出、公明党市議員)



京都市会議長  
加藤 盛司  
(中京区選出、自民党市議員)

私たちは、5月市会定例会において、第76代市会議長並びに第85代市会副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。  
近年の地方分権の推進により、地方自治体の権限が拡大し、その能力が問われる中、その意思決定機能と監視機能を有する議会の果たす役割と責任は、ますます重大になっております。  
京都市におきましても、厳しい財政状況の中、環境との共生、少子長寿対策、歴史・文化・景観の継承、産業の活性化などに適切に取り組む、「魅力ある京都」を持続させることが求められています。  
こうした中、京都市会では、「地域主権」型社会に対応した、市民意見を的確に反映する開かれた市会づくりを進め、市民の皆様の期待と信頼にこたえていくことが重要であると考えております。  
そのために、私たち議員は、自らの見識・能力を高める努力を一層重ねるとともに、不断の議会改革に取り組みまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 京都市会だより

第55号

平成22年(2010年)  
12月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区西陣南橋通上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



円通寺

地球温暖化対策条例の全部改正条例を可決

一般会計など24会計  
平成21年度決算を認定

## 9月市会定例会

9月定例会は、9月15日から10月28日までの4日間開かれ、市長提出議案116件、議員提出議案10件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成21年度各会計決算24件については、普通決算特別委員会及び公営企業等決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、すべて認定しました。平成22年度一般会計補正予算など11件についても、普通予算特別委員会及び公営企業等予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、地球温暖化対策条例の全部改正など、議案77件については、それぞれの担当の常任委員会にて審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。さらに、人事委員会委員の選任など議案4件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案の自転車安全条例の制定については、くらし環境委員会にて審査のうえ、修正可決しました。

その他、B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書など、9件の議員提出議案を原案のとおり可決しました。

9月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

### 〔平成21年度決算(右下の表もご覧ください)〕

◆一般会計  
歳入総額が7千340億7,221万円に対し、歳出総額が7千303億7,221万円となり、歳入歳出差引額は36億3千5百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が46億8千6百万円あるため、実質収支は10億5千1百万円の赤字となりました。

前年度後半からの急激な景気後退の影響などにより、大幅な財源不足に見舞われましたが、市長を本部長とする「財政健全化推進本部会議」を新たに設置し、経費節減及び歳入確保の各種取組を全庁挙げて推進したことなどにより、実質収支は19億8千5百万円で3年ぶりの黒字となりました。

◆高速鉄道事業  
総収益は、新型インフルエンザなどの影響により旅客数が減少したものの、平成20年度末に京都高速鉄道株式会社を解散し、直営化したことに伴う債務の継承によって、その償還金に対する一般会計等の補助金を引き継いだことなどにより、262億5千5百万円(対前年度比10%の増)と増加し、また、総費用も同様で、同社の資産を継承したことによって、減価償却費及び支払利息が増加したことなどから、412億8千2百万円(対前年度比21%の増)と増加しました。この結果、純損失は前年度に比べ増加し、150億2千7百万円の赤字となり、累積赤字は3千133億1千9百万円となりました。

### 〔その他の主な議案〕

◆地球温暖化対策条例の全部改正  
社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の区域内における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に係る新たな目標を定めるほか、その目標を達成するために地球温暖化対策に関して必要な事項を定める必要があることから、条例を改正するものです。

◆廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正  
廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持を図るため、特定事業者等への計画策定の義務付けや資源ごみ等の持去りの禁止など、必要な措置を講じようとするものです。

◆自転車安全条例の制定  
自転車の安全利用を促進し、事故防止・交通安全確保に寄与するとともに、「歩くまち・京都」憲章にのっとり、市民や観光客が歩く魅力・誇りを満喫できるように、観光客等へのもてなしを向上させるため、条例を制定するものです。

### 平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
一般会計	7,340億7,221万円	7,303億7,221万円	36億3,506万円	△10億5,087万円
特別会計*	6,571億6,925万円	6,627億2,987万円	△55億6,062万円	△56億2,414万円

※公営企業会計を除く1日合計

### 平成21年度公営企業会計決算

	総収益	総費用	損益	累積損益
病院事業	135億2,964万円	135億2,635万円	329万円	△6億5,160万円
水道事業	293億4,327万円	282億6,140万円	10億8,187万円	60億8,861万円
公共下水道事業	428億5,911万円	441億6,857万円	△13億9,466万円	△34億310万円
自動車運送事業	226億2,139万円	196億9,890万円	29億2,249万円	△87億5,215万円
高速鉄道事業	262億5,525万円	412億8,235万円	△150億2,710万円	△3,133億1,905万円

注 文中及び表中の金額は、千円を四捨五入しています。



# 京都市会だより

第56号

平成23年(2011年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通藤屋上る  
●TEL.075(222)3687  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

## 京都市基本計画を可決



動修寺書院の梅

◆平成22年度一般会計補正予算など4補正予算  
国の経済危機対応、地域活性化準備費を活用した道路等整備事業や災害復旧事業に要する経費のほか、太陽光発電普及促進事業費及び府市会議員選挙に要する経費等を補正するものです。また、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、国の緊急総合経済対策による補助金や交付金を活用し、市民生活の安心・安全を支える施策や経済の活性化に取り組むとともに、必要な都市基盤整備等を前倒しして実施する経費等を補正するものです。

◆京都市基本計画の策定  
21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「基本構想」を具体化するため、平成23年度から10年間の京都の未来像と主要施策を明示する都市経営の基本となる計画を定めるものです。市会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要となり、今定例会で初めて審議が行われました。

## 11月市会定例会

11月定例会は、11月18日から12月10日までの23日間開かれ、市長提出議案14件、議員提出議案13件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成22年度一般会計補正予算など4件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。京都市基本計画の策定については、基本計画審査特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、眺望景観創生条例の一部改正など議案12件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。このうち、指定管理者の指定に関する議案10件の審議に当たっては、市民に理解が得られる公平公正な選定方法の確保の必要性などについて、質疑や意見がありました。

そのほか、人事委員会委員の選任など議案12件については、原案のとおり可決しました。

議員提出議案のうち、ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)総合対策を求める意見書など、11件の議案を原案のとおり可決しました。

また、市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正については、市会運営委員会が審査のうえ、否決しました。

そのほか、議員の処遇の在り方については、市会運営委員会の小委員会である市会改革推進委員会において、全会派が引き続き検討していくことを決定しました。

### 定例会の経過

11月18日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明など	11月24日 29・30日 12月1日 6・9日	基本計画審査特別委員会	正副委員長の互選、基本計画の策定の審査など
11月24日	本 会 議	議案の処理、予算特別委員会や基本計画審査特別委員会の設置など	11月18日 22日 12月2日 3・9日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
11月24日 12月9日	市 会 選 挙 審 査 委 員 会	付託された議案の審査など			
11月25日	本 会 議	代表質問など			
11月24日 26日 12月9日	普 通 予 算 特 別 委 員 会 公 営 企 業 特 別 委 員 会	正副委員長の互選、22年度補正予算の審査など			
			12月10日	本 会 議	議案や意見書の議決など

# 京都市会だより

## 第57号

平成23年(2011年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



**総額1兆6千174億円の  
平成23年度当初予算を可決**  
(予算に付けた付帯決議は3面参照)

### 成園

1月臨時会は、1月24日から1月31日までの8日間開かれ、市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正案を可決しました。(審査の概要については、7面を御覧ください)

**1月臨時会**  
—直接請求による市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正案を可決—

### 定例会の経過

2月22日	本会議	会期の決定、議案の提案説明、 予算特別委員会の設置など
2月22日 23・25日	普通予算特別委員会 公営企業等 予算特別委員会	正副委員長互選、 22年度補正予算の審査など
2月28日 3月1日	本会議	代表質疑、議案の処理など
3月1日~4日 10・14日	普通予算特別委員会	23年度一般会計予算の審査など
3月1日~3日 7・14日	公営企業等 予算特別委員会	23年度各公営企業会計予算の 審査など
3月8日 9・14日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
3月15日	本会議	予算などの議案や意見書の議決 など

### 2月市会定例会

2月定例会は、2月22日から3月15日までの22日間開かれ、市長提出議案12件、議員提出議案9件を審議しました。  
市長提出議案のうち、23年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案34件については、二つの予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。22年度一般会計補正予算など犯罪被害者等支援条例の制定など議案37件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、すべて原案のとおり可決しました。  
さらに、包括外部監査契約の締結の議案1件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、議員報酬を10%削減する「市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正」など7件を原案のとおり可決しました。

■ 主な議案の概要、予算の審査、付帯決議

2 3

■ 本会議の代表質疑から

4 5

■ 審議結果、意見書、1月臨時会の審査など

6 7

■ 市会の活動、お知らせなど

8

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。



# 京都市会だより

特集  
号

平成23年  
(2011年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区寺町通羅池上  
●TEL.075(222)3887  
●FAX.075(222)3713

本号は保存版として活用してください。



## 新市会の発足にあたって



京都市会議員  
小林正明



京都市会副議長  
安井つとむ

4月10日に行われた京都市議会議員選挙で69人の議員が決まり、新しい市会が発足しました。私たちは、5月市会定例会において、第77代市会議長並びに第86代市会副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

## 新市会によせて



京都市長  
門川大作

市民の審判を経て選ばれた、議員の皆様による新しい市会の発足を衷心よりお慶び申し上げます。現在、東日本大震災の甚大な影響や厳しい経済情勢等により、日本全体が困難な状況にあります。しかし我が国は過去幾多も困難を克服してきました。今も京都市民の皆様をはじめ全国の人々が、心一つに危機に立ち向かい、明るい未来を信じて果敢に取り組んでおられます。

現在、国を挙げて東日本大震災の被災地及び被災者への支援に力を注ぐ中、先行き不透明な社会情勢を受け、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、財政的危機的状況、少子高齢化の進展、地球温暖化の加速といった多くの課題に直面しています。こうした中、自治体の意思決定機能と監視機能を有する議会の役割は、ますます大きくなっており、京都市会におきましても、市民の皆様への期待と信頼に応えるとともに、市民から「見える市会」、市民に「伝わる市会」を推進していくことが重要であると考えております。

そのために、私たち議員は自らの見識・能力を高める研鑽、努力を重ねながら、一層の議会改革に取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

その取組において、私は京都が先頭に立つ気概を持ち、議員の皆様にご指導いただきながら、オール京都で日本の未来を切り拓く取組を進めてまいりたいと決意しています。本年度は、私の任期の最終年であり、「京都未来まちづくりプラン」の総仕上げと、昨年、市会の議決をいただきました新たな基本計画「はばたけ未来へー京プラン」のスタートの年でもあります。今後とも議員の皆様と、徹底した未来志向の下、建設的で積極的な議論を重ね、力を合わせて京都のまちを、更には京都から日本を、元気にしてまいります。皆様の御協力をお願いいたします。



(3)

会派の名称は次のとおりです

- 自 民=自由民主党京都市議員団
- 共 産=日本共産党京都市議員団
- 民 主=民主・都みらい京都市議員団
- 公 明=公明党京都市議員団
- 京 都=地域政党京都党京都市議員団
- み・無=みんなの党・無所属の会



今枝 徳蔵 小林あきひろ 鈴木マサホ 橋村 芳和 加藤 盛司  
下 京 区 上 京 区 左 京 区 伏 見 区 中 京 区  
民 主 ⑥ 民 主 ⑦ 民 主 ⑦ 自 民 ⑤ 自 民 ⑥



久保 勝信 津田 早苗 井上 教子 天道 義知 ひおき 文章 谷口 弘昌 山岸たかゆき 安井つとむ 宮 本 徹 中川 一雄 寺田 一博  
山 科 区 伏 見 区 下 京 区 南 区 北 区 伏 見 区 伏 見 区 伏 見 区 右 京 区 伏 見 区 上 京 区  
公 明 ③ 公 明 ③ 公 明 ④ 公 明 ⑥ 公 明 ⑥ 公 明 ⑥ 民 主 ③ 民 主 ⑥ 民 主 ⑦ 自 民 ② 自 民 ③



平山よしかず 吉田 孝雄 湯浅 光彦 曾我 修 矢方 浩之 中野 洋一 隠塚 功 山元 あき 西村 義直  
西 京 区 上 京 区 右 京 区 伏 見 区 西 京 区 東 山 区 左 京 区 右 京 区 西 京 区  
公 明 ② 公 明 ② 公 明 ③ 公 明 ③ 民 主 ② 民 主 ② 民 主 ③ 自 民 ② 自 民 ②



村山 祥栄 国本 友利 青野 仁志 松下 真誠 青木よししか 山本ひろふみ 高木 京司 椋田 隆知  
左 京 区 左 京 区 中 京 区 山 科 区 右 京 区 伏 見 区 南 区 南 区  
京 都 ③ 公 明 ① 公 明 ① 民 主 ① 民 主 ② 民 主 ② 自 民 ① 自 民 ①



江村 理紗 中島 拓哉 佐々木たかし 片桐 直哉 清水ゆう子 森川 央 小林 正明  
右 京 区 南 区 中 京 区 北 区 伏 見 区 西 京 区 北 区  
京 都 ① 京 都 ① 京 都 ① 民 主 ① 民 主 ① 自 民 ⑤

※議長席から見ると、議員はこのように着席しています。

代 表 清 森 水 川 ゆう子 (2人)	民 主・都みらい 京都市議員団 (13人)	公明党 京都市議員団 (12人)	地 域 政 党 京 都 党 京都市議員団 (4人)	み っ ぽ り みんなの党・無所属の会 (2人)	宮 田 えりこ
中 佐 江 村 島 々 木 村 山 拓 た 理 祥 哉 か し 紗 栄	山 今 枝 徳 元 枝 蔵 功 た か ゆ き 隠 塚 浩 之 天 方 浩 之 小 片 桐 直 哉 鈴 木 林 直 哉 中 野 木 直 哉 松 下 真 誠 宮 本 眞 蔵 安 井 つ と む 山 岸 た か ゆ き	谷 口 弘 昌 久 野 勝 弘 青 野 仁 志 井 上 教 子 国 本 友 利 曾 我 修 利 大 曾 義 修 津 田 早 苗 ひ お き 文 章 平 山 よ し か ず 湯 浅 光 彦 吉 田 孝 雄	江 村 理 紗 村 山 祥 栄 中 島 拓 哉 佐 々 木 た か し 片 桐 直 哉 清 水 ゆ う 子 森 川 央 小 林 正 明	清 森 水 川 ゆう子 中 島 拓 哉 佐 々 木 た か し 江 村 理 紗 村 山 祥 栄	宮 田 えりこ



市会の構成

(平成23年5月30日現在)

市会議長・副議長をはじめ、市会の運営や議長の諮問などについて協議する市会運営委員会、条例などの議案や請願・陳情を専門的に審査する常任委員会の所属委員など、市会の構成は次のとおりです。

議長 小林 正明 (自民・北)
副議長 安井つとむ (民主・伏見)

委員長 ○副委員長 △理事

Table listing members of the City Council Executive Committee (15 members) with names, party affiliations, and constituencies.

\* オブザーバーとして、村山祥栄議員(京都・左京)が参加。

議員名 議員団
議員名 議員団
議員名 議員団

市会選出監査委員

繁 隆夫 (自民・伏見)
津田 早苗 (公明・伏見)

常任委員会

Table listing members of various standing committees including Economic Policy, Urban Planning, Education, etc.

市会改革推進委員会(20人)

Table listing members of the City Council Reform Promotion Committee.

予算(決算)特別委員会(正副委員長)

Table listing members of the Special Committee on Budget and Accounting.



京都市会ホームページアドレス
http://www.city.kyoto.jp/shikai/

「京都市会ホームページにアクセスを」
市会の役割や構成などを分かりやすく説明する...



「委員会モニター」視聴ができます
常任委員会や予算・決算特別委員会などは、モニターテレビによる放映...

「本会議を傍聴してみませんか」
市会の本会議は、公開されており、自由に傍聴することができ...

会派が結成されました

会派とは、主義主張や考えを同じくする議員の集まりです。京都市会では、6つの会派が結成されました。

Table listing the newly formed political parties and their members: 自由民主党, 日本共産党, 民主・都みらい, 公明党, 地域政党京都, みんなの党.

(平成23年5月30日現在)

【市役所本庁舎2階見取図】



※改装工事を7月～9月に実施する予定であり、改装後の見取図を掲載しています。工事が完了するまでは実際の配置と一部異なる場合がありますので御了承ください。

「見える市会」「伝わる市会」を推進します!



またさち(市会マスコットキャラクター)



# 京都市会だより

## 第58号

平成23年(2011年)  
7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通御所上る  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>



賀茂大橋からの鴨川

### 改選後の初市会を開会

### 東日本大震災対策の補正予算が成立

議員報酬削減等で生じた額を財源に活用するため  
全会一致で修正可決(詳細は下記及び4面参照)

### 5月市会定例会

市会議員一般選挙後、初めての市会となる5月定例会は、臨時議長のもとで5月16日に開会し、5月30日までの15日間開かれました。

正副議長の選挙を行った結果、議長に小林正明議員、副議長に安井つとむ議員がそれぞれ選ばれました。また、各委員会委員の選任及び正副委員長長の決定など、新しい市会の構成を決めた後、市長提出議案38件、議員提出議案7件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成23年度一般会計補正予算など5件については、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、平成23年度一般会計補正予算など3件は修正可決し、それ以外の議案は原案のとおり可決しました。

また、市税条例の一部改正など議案10件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案23件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、京都市会委員会条例の一部改正、京都市会会議規則の一部改正や公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書など6件を原案のとおり可決しました。

### 5月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成23年度京都市一般会計補正予算など4会  
計補正予算

東日本大震災の被災地及び被災者の支援に機動的かつきめ細かく対応するための経費及び震災の影響を受けている経済への対策に要する経費のほか、国民健康保険事業特別会計において、前年度の歳入不足を補う繰上充用に要する経費等を補正するものです。

補正額は総額で2億7千2百万円です。  
なお、議案について予算特別委員会で審査した結果、一般会計補正予算など3件については、議員報酬の1割削減と費用弁償の廃止により生じた1億300万円を震災対策の財源に活用して、公債償還基金の取崩し額を減額することとし、全会一致で修正可決しました。

※ 公債償還基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金

◆京都市会委員会条例の一部改正  
常任委員会のうち「まちづくり消防委員会」を「まちづくり委員会」に、「交通水道委員会」を「交通水道消防委員会」に改めるとともに、全議員が所属する予算(決算)特別委員会の設置に伴い副委員長長の数の上限を改めるもの

◆京都市会会議規則の一部改正  
市会改革に関する協議又は調整を行うことを目的とする市会改革推進委員会を新たに設置するものです。

新任期が始まりました。  
今後ともよろしくお願いたします。

またきち  
(総合マスコットキャラクター)

### 定例会の経過

日	会 議	内 容
5月16日	本 会 議	会期の決定など
5月18日	本 会 議	正副議長の選挙、各委員会委員の選任、議案の提案説明、予算特別委員会の設置など
5月18日 19-26日	予 算 特 別 会	正副委員長の互選、一般会計補正予算の審査など
5月18日 20-23-26日	常 任 委 員 会	正副委員長の互選、付託議案の審査など
5月27日	本 会 議	代表質問など
5月30日	本 会 議	議案や意見書の議決など

# 京都市会だより

## 第59号

平成23年(2011年)  
12月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

### ～議長から市民の皆様へのメッセージ～

平成23年9月定例会が、9月27日から10月31日まで開かれ、22年度一般会計決算や条例の改正などの議案について審議いたしました。

また、この9月定例会から、本会議の傍聴者に対して代表質問項目の一覧を配布することとし、現在、市会改革推進委員会において議論を行っている「市民により分かりやすい議会」の取組の推進をお願い申し上げます。

今後とも、地域主権時代にあわせて、市会を指し、誠心誠意、努力を傾けてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。



第78代市長 山本 直人

進に向け、一歩前進することができました。

このように、京都市会では、市民の皆様への期待と信頼に応え、自治体の意思決定と行政の監視機能としての役割を十分に果たしていくとともに、市会が一層身近に感じることができるよう、時代の要請に即応した議会改革に取り組みまいります。

## 一般会計など23会計 平成22年度決算を認定



清水寺奥の院からの舞台と市街地

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月27日から10月31日までの35日間開かれ、市長提出議案42件、議員提出議案12件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成22年度各会計決算23件については、決算特別委員会を設置して付託、審査のうえ、全て認定しました。平成23年度一般会計補正予算など3件についても、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、地域コミュニティ活性化推進条例の制定など、議案13件をそれぞれ担当の常任委員会へ審査し、地域コミュニティ活性化推進条例の制定については修正可決、それ以外の議案は原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案3件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、定期接見に開し、早期に国の制度確立を求める意見書など11件の議案を原案のとおり可決しました。

#### 平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出引当額	実質収支額
一般会計	7,714億3,079万円	7,673億3,500万円	40億9,579万円	7億3,107万円
特別会計*	5,950億889万円	5,989億1,880万円	△39億1,190万円	△40億2,038万円

\*公営企業会計を除く17会計

#### 平成22年度公営企業会計決算

	総収益	総費用	損益	累積損益
病院事業	141億9,531万円	140億2,698万円	1億6,833万円	△4億3,327万円
水道事業	292億7,437万円	279億8,888万円	12億8,549万円	62億3,222万円
公共下水道事業	469億9,903万円	431億9,641万円	38億282万円	3億3,952万円
自動車運送事業	208億9,443万円	186億8,337万円	22億1,106万円	△85億4,109万円
高速鉄道事業	268億9,731万円	359億6,530万円	△90億6,799万円	△328億3,704万円

#### ～決算特別委員会の審査における理事者(市長等)からの主な答弁内容～

- 洛西ニュータウンで発生した水道管破裂事故を受け、一帯で老朽化した水道管(計13キロ)の更新期間を今後5年から2年に短縮する。
- 本市に避難している東日本大震災の被災者の市営住宅等への入居期間を1年間から2年間に延長する。

#### 9月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

- ◆一般会計
  - 歳入総額が7,714億3,079万円に対し、歳出総額が7,673億3,500万円となり、歳入歳出差引額は40億9,579万円の黒字ですが、繰入歳出差引額を差し引くと33億6,500万円の黒字となり、実質収支は7億3,107万円の黒字となりました。
  - 人件費の削減や徹底した事務事業の見直しなどの聖域なき行政改革、地方交付税の確保等により、実質収支は3年ぶりの黒字となりました。
- ◆自動車運送事業
  - 総収益は一般会計からの補助金が減少したことなどにより、208億9,443万円(対前年度比7.6%の減少)と減少する一方、総費用も、退職手当や減価償却費の減少などにより、186億8,337万円(対前年度比5.2%の減少)と減少しました。この結果、22億1,106万円と8年連続の黒字となりました。なお、累積赤字は65億4,109万円となりました。
- ◆高速鉄道事業
  - 総収益は、駅周辺の大型店舗の開業等の効果などによる旅客数の増加や「コトナカ四条」の開業をはじめとした駅ナカビジネスの拡大などにより、268億9,731万円(対前年度比24%の増)と増加する一方、総費用は、退職手当や駅職員業務の一部民間委託の拡大などにより、359億6,530万円(対前年度比29%の増)と減少しました。この結果、前年度に比べ改善は見られたものの、90億6,799万円の赤字となり、累積赤字は328億3,704万円となりました。

#### 地域コミュニティ活性化推進条例の制定

本市における地域コミュニティの活性化の推進に際し、その基本理念を定め、本市等一事業者の責務及び地域住民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものです。

※本市の条例内における、地域住民の役割は、市民として、文中の「市民」に置き換えて読みます。

#### 地域コミュニティ活性化推進条例の制定について修正可決

地域コミュニティ活性化推進条例の制定に係る議案については、くらし環境委員会に付託され、その審査過程において、①自民党、民主主義、公明党の各議員団から共同して修正案が、また、②共産党から修正案が、それぞれ提出されました。同委員会における審査及び本会議における審議を経て、①の修正案のとおり修正可決しました。

可決した修正案では、共同住宅の居住者の交流促進に向けた事業者の取組を規定する条項において、「戸建ての分譲地についても、入居者間相互の交流や、入居者と地域住民との交流を促進する必要がある」ところ、その旨の規定を追加するようになりました。

#### 親子ふれあい議場見学会の開催

11月3日(木・祝)に、市内在住・在学の小学4～6年生の児童と保護者の方を対象に「京都市会親子ふれあい議場見学会」を開催しました。当日は、42組(102名)の児童と保護者が参加され、市会議場などを見学しながら、市会の仕組みや役割を学ばれました。





# 京都市会だより

## 第60号

平成24年(2012年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通堀池上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

京都市会だよりは  
創刊60号目を  
迎えました!



この度、本紙は、創刊後60号目を迎えました。本紙は、市会の活動状況や仕組み等を広く市民の皆様に向けて情報発信するために、平成9年5月に発行された広報紙であり、年4回(議員の改選年は特集号を発刊するため年5回)、それぞれ約65万部を発行しています。本紙は、市民しんぶん(区版)に挟み込んで市内全世帯に配布するとともに、区役所など市の主な施設やコンビニエンスストアにも置いてあります。また発刊当初から視覚障害者向けに点字版、文字拡大版、録音版も併せて発行しています。またこれからも分かりやすく見やすい紙面づくりを心掛けてまいりますので、引き続き御愛読くださいますようお願いいたします。

## 国に対する「『こころの健康を守り推進する基本法(仮称)』の法制化を求める意見書」などを可決



賀茂川右岸からの眺め

### 11月市会定例会

11月定例会は、11月25日から12月12日までの18日間開かれ、市長提出議案28件、議員提出議案8件を審議しました。  
市長提出議案のうち、平成23年度一般会計補正予算など2件については、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。  
また、特別用途地区(岡崎文化芸術・交流拠点地区)の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定など議案23件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。  
さらに、京都府公安委員会委員の推薦など議案3件についても、原案のとおり可決しました。  
議員提出議案については、「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書など、8件の議案を原案のとおり可決しました。

#### 定例会の経過

11月25日	本会議	会期の決定、提案、議案説明など	11月30日 12月2日 9日	予算特別委員会	正副委員長 の互選、23年 度補正予算 の審査など
11月30日	本会議	議案の処理、委員 会特別設置 など	11月29日 12月5日 6・9日	常任委員会	付託された 議案や請願 の審査など
12月1日	本会議	代表質問など	12月12日	本会議	議案や意見書 の議決など

◆11月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)  
◆平成23年度一般会計補正予算など2補正予算  
保育所待機児童の解消及び災害復旧事業に要する経費等を補正するとともに、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」等の施行に伴い子ども手当給付費の減額等を行うものです。また、基金特別会計において、動物園整備基金への積立てに要する経費を補正するものです。補正額は、合計で33億8千4百万円(減額補正)です。  
◆京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(岡崎文化芸術・交流拠点地区)の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定  
平成23年3月に策定された岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直しの一つとして、建築基準法の規定に基づき、特別用途地区(岡崎文化芸術・交流拠点地区)の区域内における建築物の

平成24年2月市会定例会の  
日程等をお知らせするチラシ  
とポスターを公共施設をはじめ  
各所で配架・掲出します。  
京都市会初の試みです!



# 広報の取組①

京都市会ポスター [平成24年2月～]

平成24年2月市会

平成24年9月市会

平成25年11月市会

平成27年2月市会

平成28年5月市会

平成29年9月市会



# 京都市会だより

## 第61号

平成24年(2012年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通染地1番  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

平成24年5月市会定例会の日程等をお知らせするチラシとポスターを公共施設をはじめ、各所で配架・掲出します。

見かけたら要チェックだにゃ!!



またきち  
(市会マスコットキャラクター)

## 総額1兆7千131億円の 平成24年度当初予算を可決 (予算に付けた付帯決議は2面参照)



下鴨神社の糺の森と鳥居

### ■定例会の経過

2月24日	本会議	会期の決定、議案の提案説明、 予算特別委員会の設置など
2月24日 27・29日	予算特別委員会	正副委員長との互選、 23年度補正予算の審査など
3月1日 2日	本会議	代表質疑、議案の処理など
3月5日～9日 12・15・16 ・26日	予算特別委員会	24年度一般会計予算の審査など
3月19日 21・26日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
3月27日	本会議	予算などの議案や意見書の議決 など

### 2月市会定例会

2月定例会は、2月24日から3月27日までの33日間開かれ、市長提出議案104件、議員提出議案16件を審議しました。市長提出議案のうち、24年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案25件については、予算特別委員会に付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。23年度一般会計補正予算など予算案8件とその関連議案3件についても、予算特別委員会、また、暴力団排除条例の制定など議案32件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、京都市長等の給与の額の特例に関する条例の制定など議案14件についても、原案のとおり可決しました。議員提出議案の技能労務職への職員の採用等に関する条例の制定については、経済総務委員会で審査のうえ、否決しました。

その他、議員報酬を10%削減する「市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正」など、12件の議員提出議案を原案のとおり可決しました。

■ 主な議案の概要、付帯決議、予算の審査

2 3

■ 本会議の代表質疑から

4 5

■ 審議結果、意見書・決議、委員会の新体制

6 7

■ 市会の活動、お知らせなど

8

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。

# 京都市会だより

第62号

平成24年(2012年)7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区紅橋四丁目  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

http://www.city.kyoto.jp/shikai/

## 就任あいさつ



京都市会副議長  
山岸 たかゆき  
(伏見区選出 民主・都みらい)



京都市会議員  
大西 均  
(左京区選出 自民党市議員)

私たちは、5月市会定例会において、第79代市会議長並びに第87代市会副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

地方分権改革の進展に伴い、地方議会が地域住民の意思を的確に把握し、自治体の政策に反映させることがより一層求められており、地方議会が果たすべき役割と責任は、ますます大きくなっております。

こうした中、京都市会におきましても、市民の皆様に見える市会、その息吹が一伝わる市会を一層推進するため、二元代表制の趣旨を十分に踏まえ、活発な議会活動を通じて、自治体の意思決定や執行機関の監視機能を担っていくとともに、政策提案能力の更なる向上に取り組む必要があると考えております。

そのために、私たち議員は自らの見識・能力を高める研鑽、努力を重ねながら、一層の議会改革に取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## 関西広域連合に加入するための規約改正案を可決



桂川左岸からの眺め

## 5月市会定例会

5月定例会が5月14日から5月28日までの15日間開かれました。今回の定例会では、井上与一郎議長と安井つとむ副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、新議長に大西均議員、新副議長に山岸たかゆき議員がそれぞれ選ばれました。

議案については、市長提出議案27件、議員提出議案11件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成24年度一般会計補正予算など6件については、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

市税条例の一部改正など議案13件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案8件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、夏の電力不足対策に関する意見書など8件の議案を原案のとおり可決しました。

### 定例会の経過

5月14日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
5月16日 17日	本会議	正副議長の選挙、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託、代表質問など
5月18日 18・25日	予算特別委員会	正副委員長との互選、一般会計補正予算の審査など
5月21日 22・25日	常任委員会	付託議案の審査など
5月28日	本会議	議案や意見書の議決など

5月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)

◆平成24年度一般会計補正予算など4会計補正予算  
京都公会館再整備、関西広域連合加入などに要する経費や水道の配水管の破損による損害賠償に要する経費等のほか、国民健康保険事業特別会計において、前年度の繰入不足を補う繰上充用に要する経費を補正するものです。

補正予算の規模は、15億8千万円となります。

◆関西広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う関西広域連合規約の変更に関する協議  
本市及び神戸市が関西広域連合に新たに参加することに伴い、関西広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議しようとするものです。

関西広域連合については、左記のコラムを御参照ください。



またきち

## 関西広域連合って何？

Q 関西広域連合とは？

A 地方自治法の規定に基づき、分権型社会の実現のための主体的な行動として、府県域を越える広域課題の解決に取り組む責任主体となることにも、国の出先機関の事務の受け皿となり、国と地方の二重行政を解消するために設けられた特別地方公共団体です。現在、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の7府県並びに大阪市及び堺市の2指定都市により構成されています。



京知郎くん



都ちやん

Q 広域連合議会の議員はどのように選出される？

A 構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙されます。現在の規約においては、人口25万人未満の指定都市の議会から選挙する広域連合議員の人数は、1人となっており、人口約147万人の本市は、本市議会から1人の議員を選挙することとなります。



# 京都市会だより

## 第63号

平成24年(2012年)  
12月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通御池上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

### 24年度補正予算を修正可決

京都市会では、総額40億6千2百万円の平成24年度9月補正予算について、議員報酬の削減による7千9百万円を、以下のとおり活用することとし、全会一致で修正可決しました。

#### 議員報酬削減分 7千9百万円

これらの事業に活用!!



京町家・水造住宅の耐震改修に係る支援事業の費用を更に2千万円増額!!  
5千万円→7千万円



通学路の安全対策について財源の更正を行い市債を5千9百万円減額!!

### 一般会計など22会計 平成23年度決算を認定



二条城 二の丸御殿

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月24日から10月26日までの33日間開かれ、市長提出議案55件、議員提出議案12件を審議しました。平成23年度各会計決算及び関連議案24件については、決算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、全会一致で可決しました。平成24年度一般会計補正予算など22件についても、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、平成24年度一般会計補正予算については修正可決、もう1件は原案のとおり可決しました。また、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正など、議案27件をそれぞれ担当の常任委員会で審査し、原案のとおり可決しました。さらに、人権擁護委員の推薦の議案2件についても、原案のとおり可決しました。そのほか、山科区、西京区選挙管理委員及び補充委員の選挙などを行うとともに、会議規則の一部改正、B型・C型肝炎ウイルス患者の救済に関する意見書など、11件の議案を原案のとおり可決しました。

#### 平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
一般会計	7,535億9,420万円	7,480億1,050万円	55億8,369万円	14億 551万円
特別会計*	6,137億9,981万円	6,151億 28万円	△13億 38万円	△13億7,355万円

\*公営企業会計を除く17会計

#### 平成23年度公営企業会計決算

	総収益	総費用	損益	累積損益
水道事業	285億1,960万円	278億2,701万円	6億9,258万円	58億9,932万円
公共下水道事業	460億6,741万円	424億4,249万円	36億2,492万円	38億2,492万円
自動車運送事業	206億 552万円	177億1,269万円	28億4,283万円	△36億4,826万円
高速鉄道事業	274億 972万円	350億3,750万円	△76億2,778万円	△3,360億1,482万円

9月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。(結果は4面参照)  
〔平成23年度決算〕(右下の表も御覧ください。)  
●一般会計  
歳入総額が7千535億9千4百万円に対し、歳出総額が7千480億1千1百万円となり、歳入歳出差引額は55億8千4百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が41億7千8百万円あるため、実質収支は14億6百万円の黒字となっています。人件費の削減などの行財政改革努力の継続、地方交付税の確保に加え、徴収率の向上等による市税収入の増取などから、単年度収支も、6億7千4百万円で3年連続の黒字となりました。

●水道事業  
総収益は、有取水量の減少に伴う給水収益の減少等で営業収益が減少したことなどにより、285億2千万円(対前年度比26%の減)と減少する一方、総費用も、業務費、支払利息及び企業債取扱諸費の減少などにより、278億2千7百万円(対前年度比0.6%の減)と減少しました。この結果、6億9千3百万円と5年連続の黒字決算となりました。

●高速鉄道事業  
総収益は、駅周辺における大型店舗開業等の効果の通年化などによる旅客数の増加や、「コトチカピ」及び「コトチカ御池」をはじめとした駅チカビジネスの拡大などにより、274億1千万円(対前年度比19%の増)と増加する一方、総費用は、減価償却費や人件費、支払利息の減少などにより、350億3千7百万円(対前年度比26%の減)と減少しました。この結果、前年度に比べ改善は見られたものの、累積赤字は3千360億1千5百万円となりました。

●市税条例の一部改正  
65歳以上の方で、総所得金額等の合計額が一定の範囲にある高齢者に対する市民税の減免措置を廃止しようとするものです。なお、この議案については、付帯決議を付しました。(4面参照)

### 8月臨時会

8月14日、京都市が関西広域連合に加入したことに伴い、関西広域連合協議会の議員を1名選出することとなりました。そこで、8月17日に臨時会を開会し、井上与一郎議員(右京区選出)自民党市議団)を選出しました。



井上与一郎 議員

なお、関西広域連合協議会の活動については、関西広域連合のホームページを御覧ください。  
(<http://kouki-kansai.jp/>)

### 市会改革の取組

- ◆ 市会の役割、議員の使命、市民との関係などについて定めた「京都市会の基本理念」を取りまとめました。
- ◆ 議会基本条例の制定についての検討に当たり、市会改革推進委員会において、法政大学の廣瀬克哉教授からお話を伺うとともに、質疑を行いました。
- ◆ 市会改革推進委員会に議会基本条例検討部会を設置しました。
- ◆ 議員定数、議員報酬の在り方に関する議論が始まりました。
- ◆ 議会基本条例について、市民の皆様との意見交換会を実施します。

詳しくは、ホームページで!





# 京都市会だより

第 64 号

平成25年(2013年)  
2月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る  
●TEL.075(222)3897  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

## 11月市会定例会の報告

議員提案による

「清酒の普及の促進に関する条例」が可決! ……2ページ

### 40件の議案を審議しました!

議案の審議結果を  
掲載しています。

……3ページ



### 9人の議員が、 本会議で 代表質問!



……4・5ページ

議会基本条例Q&A  
市会改革推進委員会の取組  
など読みどころ満載!

今号はページを  
倍増してお届け!

特集

## 議会基本条例を 検討中! ……6・7・8ページ



■ 定例会の概要

2

■ 定例会の審議結果

3

■ 本会議の代表質問から

4

5

■ 議会基本条例を検討中

6

7

8

# 京都市会だより

## 第 65 号

平成25年(2013年)  
5月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
〒604-8571京都市中京区寺町通堀川上る  
TEL.075(222)3697  
FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

委員会の新体制が  
決まりました。  
新しい  
メンバーで、  
頑張ります!  
(7面参照)



## 平成25年度 予算案を可決

予算案について、徹底的にギリギリまで審議し、土地開発公社の解散や学童保育所利用料などについて、厳しい意見を付けました。  
(2・3・6面参照)

# 平成25年2月定例会



平成25年度も  
引き続き、  
議員報酬を  
10%削減します。  
(2・6面参照)



職員厚生会条例について、  
補助金の適正化に向け  
修正可決し、付帯決議も付けました。  
(2・3・6面参照)

- 主な議案の概要、付帯決議、予算の審査
- 審議結果、意見書、委員会の新体制

- 2
- 3
- 6
- 7

- 本会議の代表質疑から
- 市会の活動、お知らせなど

- 4
- 5
- 8

### ■定例会の経過

2月20日	本 会 議	会期の決定、議案の提案説明、 予算特別委員会の設置など
2月20日 21・25日	予 算 特別委員会	正副委員長の互選、 24年度補正予算の審査など
2月26日 27日	本 会 議	代表質疑、議案の処理など
2月27日 28日 3月1・4~7日 12・13・22日	予 算 特別委員会	25年度一般会計予算の審査など
3月14日 15・22日	常任委員会	予算などの議案や意見書の議決 など
3月22日	本 会 議	予算などの議案や意見書の議決 など

### 2月市会定例会

2月定例会は、2月20日から3月22日までの33日間開かれ、市長提出議案105件、議員提出議案19件を審議しました。市長提出議案のうち、25年度一般会計予算など予算案22件とその関連議案39件については、予算特別委員会に付託・審査のうえ、「職員厚生会条例の全部改正」については修正可決、それ以外の議案は原案のとおり可決しました。24年度一般会計補正予算など予算案11件とその関連議案3件についても、予算特別委員会、また、「新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」など議案16件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、「市長等の給与の額の特例に関する条例の一部改正」など議案14件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、議員報酬を10%削減する「市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正」や「政務調査費の交付に関する条例の一部改正」など、13件の議員提出議案を原案のとおり可決しました。

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。

# 京都市会だより

第66号

平成25年(2013年)7月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571 京都市中京区中町通西面上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

## 5月市会定例会が開催されました!



京都市会副議長  
隠塚 功  
(左京区選出 民主・都みらい)



京都市会議長  
橋村 芳和  
(伏見区選出 自民党市議員)

### 新しい議長・副議長が選出されました

### 5月市会定例会

### 交通安全基本条例が全会一致で可決

5月定例会が5月14日から5月28日までの15日間開かれました。今回の定例会では、大西均議長と山岸たかゆき副議長の辞職に伴い、正副議長の選挙を行った結果、新議長に橋村芳和議員、新副議長に隠塚功議員がそれぞれ選ばれました。

議案については、市長提出議案28件、議員提出議案9件を審議しました。市長提出議案のうち、平成25年度一般会計補正予算など6件については、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。市税条例の一部改正など議案15件については、それぞれ担当の常任委員会での審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、監査委員の選任など議案7件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、京都市交通安全基本条例など6件の議案を原案のとおり可決しました。

私たちは、5月市会定例会において、第80代市会議長及び第88代市会副議長に選出されました。誠に光栄なこと存じますとともに、その職責の重さに対する身の引き締まる思いでございます。

京都市会では、二元代表制の一翼を担う合議制の議決機関として、市長をはじめとする執行機関に対するチェック機能の強化はもちろんなこと、自らの見識・能力を高める研鑽、努力を重ねながら、清酒の普及の促進に関する条例や交通安全基本条例といった執行機関では成し得ない政策立案を積極的にを行い、より良い政策・施策の実現に努めています。

また、議会活動の理念、原則、制度などの基本的な事項を定めた議会基本条例の検討を重ねており、市民の皆様のご意見を賜りながら、条例を磨き上げているほか、議員定数及び議員報酬の在り方についても、学識者から提出された意見書を参考に、今年度中に一定の結論を得るべく、一層の議会改革に取り組んでいるところであります。

今後とも、市民の皆様のご期待と信頼に応えるため、誠心誠意、全力を傾注してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

### 議員提案により

## 京都市交通安全基本条例を制定しました!

本条例は、祇園地域や亀岡市の通学路において相次いで発生した暴走事故を受け、自民党、民主・都みらい、公明党の3党派と無所属2名が5月14日の本会議において共同提案したもので、提案者を代表して、吉井あきら議員(自民党)が提案説明を行いました。その後、くらし環境委員会に付託、条例の目的や効果などについて質疑が行われ、5月28日の最終本会議において、全会一致で可決しました。

本条例では、本市における道路交通の安全に関し、その基本理念を定めて、本市のほか、市民、事業者や観光旅行者などの責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本となる事項を定めています。「観光都市・京都」ならではの視点として、観光旅行者の事故の防止に関する規定も設けています。

本条例が制定されたことにより、本市の交通安全に関する取組が更に加速され、かつ継続的に行われるとともに、市民の皆様などに交通安全に対する意識を持ち続けていただくことが期待できます。

条例の全文は、市会ホームページで、御覧いただけます。

京都市会

### ■定例会の経過

5月14日	本会議	会期の決定、議案の提案説明など
5月16日 17日	本会議	正副議長の選挙、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託、代表質問など
5月16日 20・27日	予算特別委員会	正副委員長長の互選、一般会計補正予算の審査など
5月22日 22・27日	常任委員会	付託議案の審査など
5月28日	本会議	議案や意見書の議決など

### 定例会の日程等を市バス・地下鉄の車内広告でお知らせしています。

京都市会では、平成25年4月から、年4回開催される定例会の日程等周知ポスターを、市バス・地下鉄の車内広告に掲出し、市民の皆様にも広くお知らせしています。

日程の他にも、審議内容や市会改革の動き等の情報を掲載しております。9月以降の定例会についても掲出しますので、ぜひ御覧になってください!



またまち (市会マスコットキャラクター)



5月市会ポスター



# 京都市会だより

## 第67号

平成25年(2013年)  
12月15日発行

●発行/京都市会  
●編集/市会事務局  
●〒604-8571京都市中京区中町西側通上  
●TEL.075(222)3697  
●FAX.075(222)3713

京都市会ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

### 9月市会定例会

9月定例会は、9月24日から10月28日までの35日間開かれ、市長提出議案97件、議員提出議案13件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成24年度各会計決算及び関連議案23件については、決算特別委員会を設置して付託審査のうえ、全て認定しました。平成25年度一般会計補正予算など3件についても、予算特別委員会を設置して付託審査し、1件については付帯決議を付して原案のとおり可決しました。また、追加で提出された台風18号による豪雨災害

### 一般会計など22会計 平成24年度決算を認定

### 台風18号による 豪雨災害に関する議案を 緊急に可決しました。

第一弾の復旧復興対策として、41億7千8百万円の補正予算を緊急に審議し、削減した議員報酬をその財源に活用する修正を行い、可決しました。

また、国に対して、台風18号による被害の1日も早い復旧と復興のための支援措置を要望する意見書を可決しました(2・3面参照)。



スピード感を持って審議しました!

たまさち  
ま(市会マスコット  
キャラクター)

#### (平成24年度決算)

(以下の表も御覧ください)

#### ◆一般会計

歳入総額が7千265億4千8百万円に  
対し、歳出総額が7千265億2千1百万  
円となり、歳入歳出差引額は60億2千  
7百万円の黒字ですが、翌年度へ繰り  
越すべき財源が41億6千2百万円ある  
ため、実質収支は18億6千5百万円の  
黒字となっています。

#### ◆水道事業

総収益は、有収水量の減少に伴う給  
水収益の減少等で営業収益が減少した  
ことなどにより、280億7千2百万円  
(対前年度比16%の減)と減少する一  
方、総費用は、山ノ内浄水場廃止に伴  
う未償却資産の除却及び配水管の破損  
事故に伴う損害賠償に要する経費が  
58億4千3百万円発生したことなど  
により、35億7千3百万円(対前年度比  
206%の増)と増加しました。この結果、  
55億円の赤字決算となりました。

#### ◆平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

	歳入決算	歳出決算	歳入歳出差引	実質収支
一般会計	7,325億4,837万円	7,265億2,117万円	60億2,721万円	18億6,496万円
特別会計(※)	6,891億9,435万円	6,872億6,758万円	19億2,677万円	14億1,288万円

※公営企業会計をのぞく17会計(4面参照)

#### ◆平成24年度公営企業会計決算

	総収益	総費用	損益	累積損益
水道事業	280億7,235万円	335億7,306万円	△55億71万円	△2億139万円
公共下水道事業	449億1,053万円	414億7,559万円	34億3,494万円	34億3,494万円
自動車運送事業	196億5,900万円	170億4,559万円	26億1,341万円	△10億3,485万円
高速鉄道事業	290億4,288万円	335億7,994万円	△45億7,567万円	△3,405億9,049万円

#### ◆高速鉄道事業

総収益は、5万人増客に向けた全庁を挙げた  
取組や利便性向上策の浸透に加え、駅ナカビ  
ジネスの拡大などにより、200億4百万円(対  
前年度比5.8%の増)と増加する一方、総費用  
は、人件費や減価償却費の減少などにより、  
35億8千万円(対前年度比42%の減)と減少し  
ました。

#### ◆その他の主な議案

執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定  
政策や施策、事業等について検討する審議委員  
会等のうち、要綱等について開催されている審議  
会で、条例で定める附属機関として設置する方  
が適当であると判断したのについて、必要な  
条項を定めようとするものです。

### USTREAMによる常任委員会等の生中継及び 録画の配信を実施しています!

市会改革の取組の一つとして、市会からの更なる  
情報発信を行うため、11月5日から常任委員会、  
予算・決算特別委員会(局別質疑)、市会改革推  
進委員会のUSTREAM(ユーストリーム)による  
生中継及び録画の配信を実施しています。  
京都市会のホームページからアクセスでき  
ますので、ぜひ御覧になってください。



ぜひ見てね!

京都市会  検索

#### 関西広域連合議会の 議員の選出



曾我修 議員  
関西広域連  
合議会の議  
定数見直し  
に伴い、9月30  
日、同議員と  
して、曾我修議員(公明党・伏見  
区)が新たに選出されました。

平成24年8月に選出された連合  
議会議員、井上与一郎議員(自民  
党・右京区)は、変更ありません。  
なお、関西広域連合議会の活動に  
ついては、関西広域連合のホームペ  
ジで御覧ください。  
(<http://kouki-kansai.jp/>)



# 京都 市会だより

第68号

平成26年(2014年) 2月15日発行

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

●発行/京都市会 ●編集/京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区會町通西ノ丸山町南側西486番地 ●TEL:075(222)3697 FAX:075(222)3713

今回の定例会 2月定例会 5月定例会 9月定例会 11月定例会



## 平成25年 11月定例会の報告

平成25年11月26日～12月11日(会期16日間)



市会だよりは、今号から紙面をリニューアルしました!

### 台風第18号の被害 復旧支援第二弾を含む 補正予算を可決

今回の定例会では、台風第18号の被害に対する第二弾の復旧支援を盛り込んだ平成25年度一般会計補正予算のほか、空き家の活用や適正管理などについて規定する条例案など41件が、市長から提案されました。

それぞれの議案について、予算特別委員会分科会と常任委員会で局別の質疑や審査が行われ、その後の本会議において、各委員会の審査報告を受け、市長から追加で提出された議案9件を含めた50件の議案が原案どおり可決されました。

意見書や決議に関する議員提出議案11件については、7件の議案が原案のとおり可決されました。

また、12月2日の本会議では代表質問が行われ、9人の議員が各会派を代表して、市政一般にわたって質問をしました(23面参照)。

### 主な議案の審議経過

◆平成25年度一般会計補正予算などを可決

台風第18号の被害に対し、9月補正予算に引き続き、第二弾としての復旧支援などを盛り込んだ補正予算を可決しました。そのうち、平成25年度一般会計補正予算には、小栗栖排水機場周辺の浸水被害に関する責任の所在を明確にしたうえで十分な総括を速やかに行うことを求める警告を付したほか、付帯決議で、被害に遭われた方々の生活再建のためのきめ細かな対応を速やかに実施し、賠償の請求にも応じることを求めました。

**【補正予算の主な内容】**

- ・台風第18号に係る災害復旧及び被災者支援 25億1,100万円
- ・台風第18号被害を踏まえた水害対策の強化 2億2,300万円
- ・子育て支援・教育の充実等 8億3,800万円
- ・新観光振興計画策定の前倒し その他 1億9,000万円

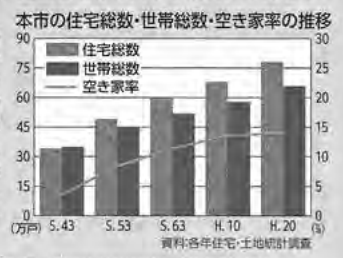
議第188号 平成25年度京都市一般会計補正予算 ほか2件

◆空き家の活用や適正管理に関する条例を可決

空き家が増加することで地域の生活環境や景観が悪影響を受けることを防ぐとともに、空き家の活用を総合的に推進して、地域における安心・安全な生活環境を確保し、地域コミュニティの活性化やまちづくりの促進に寄与することを目的とした「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」の制定について可決しました。

なお、本条例が、行政として個人資産への踏み込んだ内容となっていることから、所有者の意向を最大限に尊重して取り組むとともに、市民に対する丁寧な説明に努めることを求める付帯決議を付けました。

議第202号 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例の制定



◆市バス・地下鉄の運賃に関する条例の一部改正を可決


消費税・地方消費税の税率の引上げに伴い、市バス・地下鉄の運賃に転嫁するための関係条例の一部改正を可決し、付帯決議で、算定根拠を市民に分かりやすく説明し、顧客サービスの充実に向け、バス待ち環境の整備などを更に推進していくことを求めました。

議第226号 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定  
議第227号 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定

### またきちの用語解説

**委員会**

本会議で審議される案件を事前に詳しく審査、調査をするための組織です。委員会には特定の案件を審査するために臨時に設けられる特別委員会と条例に基づき常設される常任委員会とがあり、様々な案件を部門別に審議しています。







# 京都 市会だより

第69号  
平成26年(2014年)  
5月15日発行

京都府 / 京都市会 ● 編集 / 京都市会事務局 ● 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 ● TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

京都府ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

## 平成26年 2月市会定例会の報告

平成26年2月14日～3月17日(会期32日間)

### 平成26年度 予算案を可決

≫2面参照

予算案を徹底的に審議し、消費税率引上げへ対応するための関連議案などと共に可決しました。



### 京都市会 基本条例を制定

≫2・8面参照

市会や市会議員の活動指針を定めました。

### 市会議員の定数を 69人から67人に変更

≫2・8面参照  
上京区 5人→4人  
左京区 9人→8人

### 平成26年度から通年議会を導入

およそ1年間を会期とする通年議会を平成26年度から導入しました。  
≫2・6面参照

#### 目次

- ≫2面 主な議案の審議経過、予算の審査
- ≫3面 審議結果
- ≫4・5面 本会議の代表質疑から
- ≫6面 市会FOCUS「通年議会」、京都市会10大ニュース
- ≫7面 委員会の新体制
- ≫8面 市会改革の取組、市会からのお知らせ

**平**成26年2月市会定例会は、2月14日から3月17日までの32日間開かれました。

今定例会では、市長提出議案として、平成25年度一般会計補正予算や平成26年度予算、平成26年4月からの消費税率引上げへ対応するための議案など176件が提案され、それぞれの議案について、予算特別委員会と常任委員会で質疑や審査を行い、全て、原案どおり可決されました。

そのうち、平成26年度一般会計予算と身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正に対して、付帯決議が付されています。

議員提出議案については、2月21日の本会議で、通年議会の導入について決定したほか、3月17日の本会議で、京都市会基本条例の制定について可決し、市会議員の定数に関する条例や議員報酬を平成26年度も引き続き10%削減するための条例の改正などについても定めました。そのほか、意見書や決議などの議案を含め24件が提出され、そのうち19件が原案どおり可決されました。

2月20日と21日の本会議では代表質疑が行われ、15人の議員が各党派を代表して、議案に対する質疑を行いました(4・5面参照)。

#### 定例会の経過

2月14日	本会議	会期の決定、議案の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月14日・17日・19日	予算特別委員会	正副委員長の互選、平成25年度補正予算の審査など
2月20日・21日	本会議	代表質疑、議案の処理など
2月21日・24～28日、3月3日・6日・7日・14日	予算特別委員会	平成26年度一般会計予算の審査など
3月10日・11日・14日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
3月17日	本会議	予算などの議案や意見書の議決など

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。

# 広報の取組②

京都市会10大ニュース [平成25年度～]

平成25年度（京都市会だより第69号掲載）

**平成25年度 京都市会 10大ニュース**

市会議員の投票により、平成25年度の京都市会10大ニュースを決定しました。結果は下のとおりとなっています。それぞれのニュースの詳細は市会ホームページを御覧ください。

<p><b>1位</b> 議員定数の見直し</p> <p><b>2位</b> 通年議会の導入の決定</p> <p><b>3位</b> 京都市会基本条例の制定</p> <p><b>4位</b> 本会議での質問・質疑に分割方式を選択制で導入</p> <p><b>5位</b> 台風第18号による被害復興対策に関する議案を緊急可決</p> <p><b>6位</b> 議員報酬を10%カット、その後台風第18号被害復興対策関連予算に充当</p>	<p><b>7位</b> 議員提案による京都市交通安全基本条例の制定</p> <p><b>7位</b> 委員会のUSTREAM配信による生中継・録画放映の開始</p> <p><b>9位</b> 議会基本条例説明会の開催</p> <p><b>10位</b> 平成24年度海外行政調査の報告会の開催、市長への調査報告書の提出</p>
--	--

上位3位に選ばれた、「議員定数の見直し」や「通年議会の導入の決定」、「京都市会基本条例の制定」については、今後の市会のあり方を方向付けるものとして、議員同士で活発な議論を進めてきたものなんだ。今号の市会だよりでも、上欄や8面で詳しく取り上げているよ。

平成27年度（京都市会だより第80号掲載）

**平成27年度 京都市会 10大ニュース 発表!!**

市会議員の投票により、平成27年度の京都市会10大ニュースを決定しました。結果は右のとおりとなっています。それぞれのニュースの詳細は市会ホームページを御覧ください。

<p><b>1位</b> 京都市会議員選挙で1/3の新人議員を含む67人の議員が選ばれ、市会の新任期を開始 ※67人の顔ぶれについては、市会ホームページを御覧ください。</p> <p><b>2位</b> 市会議員全員で共同提案した「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を全会一致で可決 ※関連記事を1面に掲載しています。</p> <p><b>3位</b> 議員報酬10%カット、その後、7月の台風被害対応策への活用を9月市会で決定</p> <p><b>4位</b> 「若者の政治参加を考える」をテーマに学生と市会改革推進委員が意見交換</p> <p><b>5位</b> アンヌ・イダルゴパリ市長の歓迎式を開催</p>	<p><b>6位</b> 大規模災害を想定した初動対応訓練を京都市会で初めて実施</p> <p><b>7位</b> 市会の審議結果等を報告するための議長記者会見を初めて実施</p> <p><b>8位</b> インターネット議会中継のスマートフォン対応を開始</p> <p><b>9位</b> 早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査2014で昨年度に引き続き全国9位に</p> <p><b>10位</b> 京都市会公式Facebookページを開設</p>
--	--

平成29年度（京都市会だより第94号掲載）

**議員が選ぶ! 平成29年度京都市会 10大ニュース 発表!**

関連する全ての局の出発のもと実施しました。

<p>議員報酬（10%削減分）を社会福祉事業に関する補正予算の財源に活用</p> <p><b>2位</b></p>	<p>「民泊」関連議案について、集中審査を実施（2月市会）</p> <p><b>1位</b></p>	<p>京都市会基本条例の一部改正～ネーミングライツの対象施設の決定には市会の議決が必要に～</p> <p><b>3位</b></p>
<p><b>4位</b> インターネット議会中継に手話通訳を導入 本会議及び予算決算特別委員会市長総括質疑で実施しています。</p> <p><b>5位</b> 予算・決算特別委員会における審議について、働き方改革の観点から日程の見直しを実施</p>	<p><b>6位</b> 早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査ランキング2016で、昨年に引き続き政令市2位に</p> <p><b>7位</b> 子ども議場見学会で、市内15の小学校、合計474名の児童が京都市会を訪問</p>	<p><b>8位</b> 市会改革推進委員会による京都市会基本条例の取組状況の評価・検証</p> <p><b>9位</b> 広井良典氏による「人口減少社会を希望にーこれからの日本社会とコミュニティ」をテーマとする議員研修を実施</p> <p><b>10位</b> 京都教育大学附属桃山中学校の皆さんが観光政策にかかる提案書を京都市会に提出</p>

それぞれのニュースの詳細は市会ホームページをご覧ください。



# 京都 市会だより

第70号

平成26年(2014年) 7月15日発行

京都府 京都市会 ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町御通路上る上本願寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 ●FAX.075(222)3713

## 平成26年 5月市会の報告 平成26年 5月16日～ 5月30日



**平**成26年5月市会では、4月の消費税率引上げに伴う経済活性化などを盛り込んだ平成26年度一般会計補正予算案のほか、福知山市の花火大会で起きた露店での火災事故等を受けた火災予防条例改正案など、46議案が市長から提案されました。

それぞれの議案について、予算特別委員会と常任委員会で個別質疑が行われ、その後の本会議において、各委員会の審査報告を受け、更に市長から追加で提出された議案17件を含めた63件の議案が可決されました。

意見書に関する議員提出議案9件については、7件が原案のとおり可決されました。

また、5月21日の本会議では代表質問が行われ、9名の議員が各会派を代表して、市政一般にわたって質問を行いました(2・3面参照)。

## 新しい議長・副議長が選出されました

私たちは、5月市会において、第81代議長及び第89代副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

地方分権改革の進展に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割や責務も一層重要となっており、行政に対する監視機能や議会自らの政策立案機能に加え、昨年、京都を襲った台風18号のような大規模災害への迅速かつ確かな対応など、多くの期待が地方議会に寄せられています。

京都市会では、こういった市民の皆様期

待に応えるべく、「京都市会基本条例」を制定し、京都市会のあるべき姿や目指すべき方向性を明確にするとともに、平成26年4月から会期を概ね1年とする「通年議会」を導入し、災害等の突発的事案や緊急性のある課題に対し、速やかな対応を執るなど、議会の権能強化に努めてきました。

今後とも、京都市会が、市民の皆様の負託に応え、市民生活の向上と市政の発展に資する機関であり続けられるよう、誠心誠意、全力を傾注してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。



京都市会議長  
**中村三之助**  
(上京区選出  
自民党市議団)



京都市会副議長  
**井上教子**  
(下京区選出  
公明党市議団)

### 関西広域連合議会の議員の選出

曾我修議員(公明党、伏見区)の関西広域連合議会議員の辞職が関西広域連合議会議員に許可されたことに伴い、同議会議員の選挙を京都市会において行い、恩塚功議員(民主・都、左京区)が選出されました。

平成24年8月に選出された関西広域連合議会議員 井上一郎議員(自民党、右京区)は、変更ありません。



恩塚功 議員

### 主な議案の審議結果

#### 平成26年度補正予算を可決

消費税率引上げに伴う需要の反動減が危惧される中、消費喚起に向けた市独自の取組を盛り込んだ平成26年度補正予算を可決しました。

補正予算では、市内商店街でのクレジットカードの利用促進キャンペーンなどの経済活性化策や国からの交付金を活用した人材育成、就業支援などの雇用創出事業等に3億3,370万円、洛陽工業高校と伏見工業高校を統合した新工業高校の整備のための立命館中学・高等学校の土地等の購入や民間保育所の整備助成等に24億5,530万円などが計上されています。

議案155号 平成26年度京都市一般会計補正予算  
議案156号 平成26年度京都市雇用対策事業特別会計補正予算

#### 火災予防条例の一部改正を可決

火災予防条例について、福知山市の花火大会での火災事故や不特定多数の方が利用する施設などで多くの死傷者を伴う火災が近年発生していることを踏まえ、その一部改正を可決しました。

この改正に基づき、緑日や花火大会等の大規模な催しでは、責任者に防火管理業務を義務付けるとともに、不特定多数の方が利用する施設等では、重大な消防法等違反がある場合、その建物を公表することなどになります。

条例の運用に当たっては、条例改正の趣旨を十分に関係者に周知し、催しにおける火災予防上の取扱いにきめ細かく対応することなどを求める付帯決議を付しました。

議案170号 京都府火災予防条例の一部を改正する条例の制定について





第71号  
平成26年(2014年)12月15日発行

京都市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池の上 上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

# 平成26年9月市会の報告

平成26年 9月19日～10月27日



平成26年9月市会では、平成26年度補正予算や平成25年度決算のほか、いじめの防止やいわゆる「ごみ屋敷」の解消に関する条例の制定など、139議案が市長から提案されました。

9月26日の本会議では、平成26年度一般会計補正予算を修正可決したほか、いじめの防止等に関する条例案など、49件の議案を可決しました。

平成25年度決算など、その他の議案87件は、それぞれ決算特別委員会や常任委員会に付託され、13日間にわたって質疑や審査が行われました。

その後、10月27日の最終本会議において、各委員会の審査報告を受け、更に市長から追加で提案された議案3件を含めた90件の議案が可決され、意見書の提出に関する議員提出議案12件については、6件が原案のとおり可決されました。

また、9月29日・30日の本会議では代表質問が行われ、16名の議員が各会派を代表して、市政一般にわたって質問を行いました(2・3面参照)。

## 平成26年度一般会計補正予算を修正可決

8月の豪雨災害による被害への対策が盛り込まれた平成26年度一般会計補正予算について、全議員で共同提案した修正案を可決しました。修正案では、議員報酬の1割を削減することで生じた7,900万円を、農林や道路の災害復旧など、8月豪雨による被害対策の財源に活用することとしています。

## 平成25年度決算を認定

平成25年度決算を審査するため9月26日に決算特別委員会を設置し、一般会計決算など決算22件と関連議案2件を付託し、審査を行ったうえで、全て原案どおり可決しました。

なお、一般会計決算の認定にあたっては、既存建築物の耐震化の向上や自転車損害賠償保険の普及促進を求める意見が付けられました。

### 平成25年度決算の内容

平成25年度一般会計決算は、市税徴収率の向上、職員数の削減などの結果、平成20年度にリーマンショックの影響により過去最大の赤字となった実質収支が19億8,600万円の黒字となりました。また、公営企業も収支改善し、市バス・地下鉄事業や水道事業を含む全会計の連結実質収支も黒字を維持・拡大しました。

#### 一般会計・特別会計

	歳入	歳出	実質収支
一般会計	7,190億5,129万円	7,116億4,264万円	19億8,574万円
特別会計(17会計)	6,877億2,971万円	6,841億8,156万円	33億7,579万円

#### 公営企業特別会計

	総収益	総費用	損益
水道事業	292億892万円	272億3,789万円	19億7,103万円
公共下水道事業	439億7,232万円	399億4,850万円	40億2,381万円
自動車運送事業	196億8,909万円	168億3,366万円	28億5,543万円
高速鉄道事業	285億4,604万円	347億7,648万円	△62億3,043万円

### またきちの用語解説

## 決算特別委員会

決算の審査をするための委員会で、京都市会では通常、前年度決算が議案として提出される9月市会を設置され、全議員で構成されます。委員会では、審査する内容に従い、グループに分かれて局別に質疑を行い詳しく審査し、市長や副市長に対する総括質疑を行った後、本会議で、委員長からの審査内容の報告を受け、決算を認定するかどうかが諮られます。

### その他の主な議案の審議結果

#### 子どものいじめを防止、再発を防止

いじめの未然防止やいじめへの迅速かつ適切な対応、また、いじめの再発防止などに総合的に取り組むための条例を可決しました。昨年9月に国の「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて作成されたこの条例では、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境を構築することが目指されています。

議第264号 京都市いじめの防止等に関する条例の制定について

#### 「ごみ屋敷」の解消に向けた取組を推進

いわゆる「ごみ屋敷」の不良な生活環境を解消するための支援などについて定めた条例を可決しました。

条例を可決するにあたって、不良な生活環境を解消するための取組は「支援」を基本としつつも必要となる「措置」は適切に行い、行政上の強制力を行使する際に複数の有識者による会議に諮ることなどを求める付帯決議を付けました。

議第256号 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の制定について

京都市会初！ 議会報告会を開催しました。詳しくは4面を御覧ください。



# 京都 市会だより

第72号  
平成27年(2015年)  
2月15日発行

京都 市会ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## 平成26年 11月市会の報告 平成26年 11月25日~ 12月22日



**平**成26年11月市会では、平成26年度補正予算や指定管理者の指定など、173議案が市長から提案されました。

そのうち、衆議院議員選挙の実施に要する経費を盛り込んだ一般会計補正予算や平成25年の台風18号の浸水被害に対応するための損害賠償の額の決定など、迅速に審議する必要のあった40件の議案は、11月25日の本会議で予算特別委員会や常任委員会に付託され、審査の後、11月27日の本会議で可決されました。

民間保育所整備等の子育て支援の更なる充実などのための補正予算など128件の議案は、11月27日の本会議で所管の委員会に付託された後、審査され、市長から追加で提案された議案5件とともに、12月22日の最終本会議で可決されました。

意見書の提出に関する議員提出議案5件については、4件が原案のとおり可決されました。

また、11月28日の本会議では代表質問が行われ、9名の議員が各党派を代表して、市政一般にわたって質問を行いました(2・3面参照)。

### 平成26年度 補正予算を 可決しました

11月市会に提案された平成26年度補正予算は、総額20億9,900万円で、民間保育所の整備助成などによる子育て支援の更なる充実や急激な円安へ対応するための緊急支援などが盛り込まれているほか、職員の給与等の改定や衆議院議員選挙の実施に必要な経費などで編成されています。各補正予算は、予算特別委員会に付託され、慎重な審査のうえ、本会議で全て可決されました。

補正予算の主な内容	子育て支援の更なる充実	2億4,200万円
	急激な円安等による原材料及び燃料費の高騰等に対する本市独自の緊急支援	3,000万円
	給与と改定その他	15億1,700万円
	衆議院議員選挙等の実施に要する経費	3億1,000万円

議第366号 平成26年度京都市一般会計補正予算 ほか

### またきちの用語解説

## 付託



議会が処理すべき案件について、本会議での議決に先立って、詳しい審査を常任委員会や特別委員会などの内部機関へ部門別に委ねることです。

付託されるものには議案や請願などがあります。付託された案件は委員会でも審査され、結果が出たうえで、本会議での議題となります。

### その他の主な議案の審議結果

#### 指定管理者を指定

京都市国際交流会館や京都市男女共同参画センターなどの公の施設の指定管理者を指定する議案101件を可決しました。

**指定管理者**


平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、それまで地方公共団体の出資法人などに限定されていた公の施設の管理運営を、株式会社等の民間事業者も行うことが可能となりました。これら公の施設の管理運営を行う団体を指定管理者といいます。

個々の指定管理者は、議会の議決を経て、期間を定めて指定することが定められています。

議第378号 指定管理者の指定について(総合企画局関係) ほか

#### まちづくり条例を改正

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例(まちづくり条例)については、制定から14年が経過し、その間に社会情勢が変化していることなどから、良好なまちづくりを更に進めていくため、対象建築物の拡充や意見調整の仕組みの充実などを目的として提案された一部改正条例を可決しました。



議第374号 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部を改正する条例の制定について





# 京都 市会だより

第73号  
平成27年(2015年) 5月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町西町池上土庫 488 番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## 平成27年 2月市会の報告 平成27年 2月20日～ 3月20日

### 平成27年度 当初予算を可決

総額約1兆7,000億円に上る平成27年度当初予算を可決



マグリース マスコット キャラクター またさち

### 平成27年度も引き続き議員報酬を10%削減することを決定

市民のくらしに直結する議案を数多く審議

市長から提案された条例案を市会が修正して可決

### 動物との共生に向けたマナー等に関する条例へ修正可決

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正、客引き行為等の禁止等に関する条例、ペット霊園の設置等に関する条例を可決

**平** 成27年2月市会は、2月20日から3月20日までの29日間開かれました。

平成27年度当初予算など141件の議案が市長から提案され、動物との共生に向けたマナー等に関する条例への修正可決を行ったほか、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正など、その他の議案140件について全て原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、

3月20日の本会議で、議員報酬を平成27年度も引き続き10%削減する条例について提案・可決したほか、意見書や決議などの議案13件が提出され、6件を可決しました。

また、2月26日と27日の本会議では代表質疑が行われ、15人の議員が各会派を代表して、平成27年度当初予算に関する議案について質疑を行いました(4・5面参照)。



#### 2月市会の流れ

2月20日	本会議	議案の提案説明、予算特別委員会の設置など
2月20日・23日・25日	予算特別委員会	正副委員長の互選、平成26年度補正予算の審査など
2月20日・25日	常任委員会	付託された議案の審査など
2月26日・27日	本会議	代表質疑、議案の処理など
3月9日	本会議	議案の提案説明、議案の処理など
3月2日～6日・9日・12日・13日・19日	予算特別委員会	平成27年度当初予算の審査など
3月16日・17日・19日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
3月20日	本会議	予算などの議案や意見書の議決など

本号は、紙面を8ページに倍増してお届けします。

目次	▶2面 主な議案の審議結果	▶4・5面 本会議の代表質疑から	▶7面 京都市会年間カレンダー
	▶3面 審議結果一覧	▶6面 市会改革のあゆみ	▶8面 京都市会10大ニュース、市会からのお知らせ ほか



# 市会だより

本号は保存版として  
活用してください  
**特集号**

平成27年(2015年)  
7月15日発行

京都市会ホームページ

<http://www2.city-kyoto.lg.jp/shikai/>

発行 / 京都市会 ● 編集 / 京都市会事務局 ● 〒604-8571 京都市中京区東町通御池上る上本願寺前町488番地 ● TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713



京都市会だより編

## 新市会の発足にあたって



京都市会議員  
**津田大三**



京都市会副議長  
**大道義知**

私たちは、5月開会市会において、第82代議長及び第90代副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

## 新市会によせて



京都市長  
**門川大作**

市民の皆様は、5月開会市会において、第82代議長及び第90代副議長に選出されました。誠に光栄なことと存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

おり、二元代表制の「裏」を担う地方議会の果たすべき役割は、これまでになく重要なものとなっております。

京都市会においても、行政に対する監視機能はもとより、政策立案や災害対応、また市民の皆様への広報活動など、あらゆる面での機能強化を図り、皆様から寄せられる期待に応えるべく取組を進めてまいります。

議会では、テレビ中継されている代表質問の時だけでなく、予算・決算特別委員会や常任委員会など、一年を通じて議員と市長をはじめとする執行機関との間で活発な議論が交わされています。今後、この「市会だより」をさらに充実させ、議会活動についてより積極的にお知らせしていきたいと思っておりますので、是非御注目ください。

今後とも、皆様は、京都市会に対する御関心と御理解を深めていただき、京都市会をより身近に感じていただければ幸いです。

しかし、人口減少、少子化対策、経済の更なる活性化、安定した雇用の創出、さらには地震や水災害への防災・減災対策、安心安全のまちづくり、また、これらを実現するための行財政改革など、課題は依然山積しています。

特に、人口減少問題に対しては、市民や関係団体等の皆様と行政が危機感を共有し、同時に使命感や夢も共有しながら、自ら考え、共に行動し、それぞれの力を最大限発揮しなければなりません。

今後とも、市民の皆様から信頼を受けられたい議員の皆様と、徹底した深みのある議論を行い、スピード感を持って、未来の京都のまちづくりに全力を尽くしてまいります。

# 京都市会議員

4月12日の京都市会議員選挙で各区から67人の議員が選出された



鈴木マサホ 大道 義知 ひおき文章 寺田かずひろ 中村三之助  
左京区南 伏見区北 伏見区北 上京区上 上京区上  
民主 ⑧ 公明 ⑦ 公明 ⑦ 自民 ④ 自民 ⑤



村山 祥栄 天方 浩之 中野 洋一 隠塚 功 山岸たかゆき 安井つとむ 曾我 修 久保 勝信 しまもと京司 椋田 隆知 下村あきら  
左京区西 西京区東 山科区左 山科区左 伏見区伏 伏見区伏 伏見区伏 山科区南 南区内 南区内 下京区下 下京区下  
都 ④ 民主 ③ 民主 ③ 民主 ④ 民主 ⑦ 公明 ④ 公明 ④ 自民 ② 自民 ② 自民 ③



江村 理紗 山集麻衣子 山本ひろふみ 青野 仁志 平山よしかず 吉田 孝雄 湯浅 光彦 森田 守  
右京区右 下京区下 伏見区伏 中京区中 西京区西 伏見区伏 右京区右 右京区右  
都 ② 都 ① 民主 ③ 公明 ② 公明 ③ 公明 ③ 公明 ④ 自民 ①

## 区別議員定数

### 議員定数を2人削減、67人に

今任期から、上京区と左京区の定数を一人ずつ減らし、議員定数が67人になりました。これにより一票の格差が1.53倍から1.29倍に縮まりました。



森 かれん 大津 裕太 西山 信昌 かわしま優子 国本 友利 平山たかお  
上京区中 中京区中 下京区下 伏見区伏 左京区左 東山区東  
都 ① 都 ① 公明 ① 公明 ① 公明 ② 自民 ①

一票の重みの違いが改善されたのね。



菅谷 浩平 こうち大輔 宇佐美けんいち 豊田 貴志  
北区内 右京区右 左京区左 山科区山  
維新・無 ① 維新・無 ① 維新・無 ① 維新・無 ①

- |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
| <p>維新の党・無所属 (5人)<br/>京都市議員団<br/>団長 豊田 貴志<br/>宇佐美けんいち<br/>こうち 大輔<br/>菅谷 浩平<br/>森川 央</p> | <p>地域政党京都党 (5人)<br/>市議員団<br/>団長 江村 理紗<br/>大津 裕太<br/>村山 祥栄<br/>森 かれん<br/>山集 麻衣子</p> | <p>民主・都みらい (7人)<br/>京都市議員団<br/>団長 安井 つとむ<br/>副団長 山岸 たかゆき<br/>天方 浩之<br/>隠塚 功<br/>鈴木 マサホ<br/>中野 洋一<br/>山本 ひろふみ</p> | <p>公明党 (11人)<br/>京都市議員団<br/>団長 曾我 修<br/>副団長 久保 勝信<br/>青野 仁志<br/>かわしま 優子<br/>国本 友利<br/>大道 義知<br/>西山 信昌<br/>ひおき 文章<br/>平山 よしかず<br/>湯浅 光彦<br/>吉田 孝雄</p> | <p>ほり 信子<br/>森田 ゆみ子<br/>山田 こうじ<br/>やまね 智史<br/>山本 陽子</p> |
|--|--|--|--|---|



# を紹介します

した。議員の任期は平成31年4月29日までの4年間です。

この表の見方  
氏名  
選出区  
会派(略称)、期数



京都府マスコット  
キャラクター  
またきち

会派の名称は次のとおりです

- 自 民 = 自由民主党京都市議員団
- 共 産 = 日本共産党京都市議員団
- 公 明 = 公明党京都市議員団
- 民 主 = 民主・都みらい京都市議員団
- 京 都 = 地域政党京都党市議員団
- 維新・無 = 維新の党・無所属京都市議員団



橋村 芳和 小林 正明 繁 隆夫 富 さくお 井上 与一郎  
自 民 ⑥ 自 民 ⑥ 自 民 ⑥ 自 民 ⑨ 自 民 ⑩



西村 義直 吉井 あきら 田中 明秀 山本 恵一 山中 渡 井坂 博文 北山 ただお 玉本 なるみ 西野 さち子 井上 けんじ  
自 民 ③ 自 民 ③ 自 民 ③ 自 民 ③ 共 産 ⑥ 共 産 ⑦ 共 産 ⑨ 共 産 ⑤ 共 産 ⑤ 共 産 ⑤



田中 たかのり 大西 ケンジ みちはた 弘之 くらた 共子 河合 ようこ 樋口 英明 加藤 あい 赤 阪 仁  
自 民 ① 自 民 ① 自 民 ① 共 産 ④ 共 産 ④ 共 産 ④ 共 産 ④ 共 産 ③



加藤 昌洋 津田 大三 西村 善美 ほり 信子 山田 こうじ 森田 ゆみ子  
自 民 ① 自 民 ④ 共 産 ③ 共 産 ① 共 産 ① 共 産 ①



森川 央 山本 陽子 平井 良人 やまね 智史  
維 新・無 ② 共 産 ① 共 産 ① 共 産 ①

議長席から見ると、  
議員はこのように  
着席しているよ。

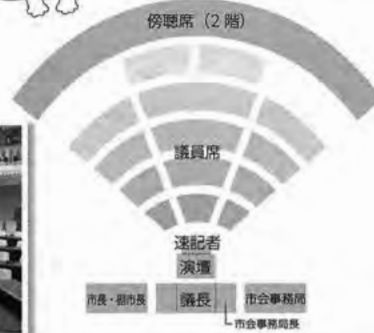


## 本会議場配置図



マダリース

議長は本会議では  
議長席に座るけど、  
他の議員と同様に  
議席が設けられているよ。



- 日本共産党  
京都市議員団 (18人)**
- 団 長 山中 渡
  - 副 団 長 井坂 博文
  - 副 団 長 北山 ただお
  - 赤 阪 仁
  - 井上 けんじ
  - 加藤 あい
  - 河合 ようこ
  - くらた 共子
  - 玉本 なるみ
  - 西野 さち子
  - 西村 善美
  - 樋口 英明
  - 平井 良人

- 吉井 あきら
- 森田 隆知
- 原田 隆弘
- みちはた 弘之
- 平山 たかお
- 橋村 芳和
- 西村 義直
- 中村 三之助
- 富 さくお
- 寺田 かずひる
- 津田 大三
- 田中 たかのり
- 田中 明秀
- 下村 あきら
- しまもと 京司
- 繁 隆夫
- 小林 正明
- 加藤 昌洋
- 大西 ケンジ
- 山本 恵一
- 井上 与一郎

- 自由民主党  
京都市議員団 (21人)**
- 団 長 井上 与一郎
  - 副 団 長 山中 渡
  - 大西 ケンジ
  - 加藤 昌洋
  - 小林 正明
  - 繁 隆夫

会派とは、主義主張や考えを  
同じくする議員の集まりです。  
京都市会では、6つの会派が結  
成されました。

会派の構成 (五十音順)

# 市会の新しい構成が決まりました

5月18日の本会議で市会議長・副議長をはじめ、市会運営委員会と5つの常任委員会、市会改革推進委員会の構成を決めました。

また、同日、各委員会の正副委員長も選任しました。

ここでは市会議長・副議長や各委員会のメンバーをお知らせします。

議長：津田 大三（自民/中京） 副議長：大道 義知（公明/南）

自 民=自由民主党京都市議員団  
共 産=日本共産党京都市議員団  
公 明=公明党京都市議員団  
民 主=民主・都みらい京都市議員団  
京 都=地域政党京都市議員団  
維新・無=維新の党・無所属京都市議員団

◎=委員長、○=副委員長、△=理事

## 市会運営委員会 定数15人

本会議の運営方法の協議や市会内部の連絡交渉などのために置かれており、所属議員5人以上の会派から委員を選出し、組織されています。市会運営委員会では、議長の諮問に応じるほか、議案や請願・陳情などの取扱いといった本会議の議事運営や会議規則、委員会条例など市会に関する重要事項について協議します。

- |                |               |                 |              |               |
|----------------|---------------|-----------------|--------------|---------------|
| ○△吉井あきら（自民/山科） | ○△尾塚 功（民主/左京） | △江村 理紗（京都/右京）   | 田中 明秀（自民/西京） | 西村 善美（共産/右京）  |
| ○△加藤 あい（共産/左京） | △橋村 芳和（自民/伏見） | △豊田 賢志（維新・無/山科） | 椋田 隆知（自民/南）  | 吉田 孝雄（公明/伏見）  |
| ○△湯浅 光彦（公明/右京） | △井坂 博文（共産/北）  | しまもと京司（自民/南）    | 赤坂 仁（共産/伏見）  | 山本ひろふみ（民主/伏見） |

## 常任委員会

1年を通して、部門別に構成された5つの委員会が活動しており、議員は常任委員会に必ず所属することになっています。執行機関の業務について、5つの委員会がそれぞれ担当する局ごとに、本会議から付託された議案の審議や請願の答復のほか、執行機関の業務全般について審議を行います。

**経済総務委員会 定数13人**  
行政担当、総合企画、産業観光、企画管理、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

- ◎橋口 英明（共産/左京）
- 小林 正明（自民/北）
- 森川 央（維新・無/西京）
- 田中 明秀（自民/西京）
- 中村 三之助（自民/上京）
- 平山 たかお（自民/東山）
- くらた共子（共産/上京）
- 山田 こうじ（共産/右京）
- 山中 凌（共産/下京）
- 青野 仁志（公明/中京）
- 西山 信昌（公明/下京）
- 中野 洋一（民主/東山）
- 江村 理紗（京都/右京）

**くらし環境委員会 定数13人**  
環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項

- ひおき文章（公明/北）
- 富 きくお（自民/山科）
- 西村 善美（共産/右京）
- 大西ケンジ（自民/左京）
- 田中たかのり（自民/右京）
- 橋村 芳和（自民/伏見）
- 井坂 博文（共産/北）
- 森田ゆみ子（共産/南）
- やまね智史（共産/伏見）
- 国本 友利（公明/左京）
- 山岸たかゆき（民主/伏見）
- 森 がれん（京都/上京）
- 宇佐美けんいち（維新・無/左京）

**教育福祉委員会 定数14人**  
保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項

- ◎西村 義直（自民/西京）
- 玉本なるみ（共産/北）
- 久保 勝信（公明/山科）
- 加藤 昌洋（自民/中京）
- 寺田かずひろ（自民/上京）
- 椋田 隆知（自民/南）
- 森田 守（自民/右京）
- 加藤 あい（共産/左京）
- ほり 信子（共産/右京）
- かわしま優子（公明/伏見）
- 天方 浩之（民主/西京）
- 鈴木マサホ（民主/左京）
- 大津 裕太（京都/中京）
- こうち大輔（維新・無/右京）

**まちづくり委員会 定数14人**  
都市計画局及び建設局の所管に属する事項

- ◎安井つとむ（民主/伏見）
- 繁 隆夫（自民/伏見）
- 山藤麻衣子（京都/下京）
- 井上与一郎（自民/右京）
- 下村あきら（自民/下京）
- 津田 大三（自民/中京）
- 赤坂 仁（共産/伏見）
- 井上げんじ（共産/南）
- 西野さち子（共産/伏見）
- 山本 陽子（共産/山科）
- 曾我 修（公明/伏見）
- 吉田 孝雄（公明/伏見）
- 尾塚 功（民主/左京）
- 豊田 賢志（維新・無/山科）

**交通水害消防委員会 定数13人**  
消防局、交通局及び上下水道局の所管に属する事項

- ◎山本 恵一（自民/北）
- 河合ようこ（共産/西京）
- 山本ひろふみ（民主/伏見）
- しまもと京司（自民/南）
- みちはた弘之（自民/伏見）
- 吉井あきら（自民/山科）
- 北山ただお（共産/山科）
- 平井 良人（共産/中京）
- 大道 義知（公明/南）
- 平山よしかず（公明/西京）
- 湯浅 光彦（公明/右京）
- 村山 裕栄（京都/左京）
- 都谷 浩平（維新・無/北）

## 予算・決算特別委員会（正副委員長）

予算や決算を審査する必要があるとき、予算特別委員会と決算特別委員会を設け、議論を交わします。委員会は全市会議員67人で構成されます。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ◎田中 明秀（自民/西京） | ○天方 浩之（民主/西京） |
| ○椋田 隆知（自民/南）  | ○しまもと京司（自民/南） |
| ○赤坂 仁（共産/伏見）  | ○くらた共子（共産/上京） |
| ○国本 友利（公明/左京） |               |

## 市会改革推進委員会 定数15人

議会機能の充実と強化を図り、間かれた市会をより一層推進していくため、地方自治法に規定する「協議・調整の場」として、市会改革に向けた様々な議論を行います。

- |                |              |                  |
|----------------|--------------|------------------|
| ◎寺田かずひろ（自民/上京） | 橋村 芳和（自民/伏見） | 西村 善美（共産/右京）     |
| ○井坂 博文（共産/北）   | 椋田 隆知（自民/南）  | 国本 友利（公明/左京）     |
| ○吉田 孝雄（公明/伏見）  | 吉井あきら（自民/山科） | 中野 洋一（民主/東山）     |
| ○鈴木マサホ（民主/左京）  | 赤坂 仁（共産/伏見）  | 大津 裕太（京都/中京）     |
| 田中 明秀（自民/西京）   | 加藤 あい（共産/左京） | 宇佐美けんいち（維新・無/左京） |

### 市役所本庁舎 2階見取図



### 各会派の連絡先

会派名	電話番号
自由民主党京都市議員団	222-3718
日本共産党京都市議員団	222-3728
公明党京都市議員団	222-3732
民主・都みらい京都市議員団	222-3724
地域政党京都市議員団	222-4035
維新の党・無所属京都市議員団	222-4182





# 市会だより

第74号  
平成27年(2015年)  
7月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

●発行/京都市会 ●編集/京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区有町通御池上る上本能町前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## 新しい市会、始まりました。

平成27年定例会の会期が313日間に決定  
(5月18日から来年3月25日まで)



### 平成27年5月開会市会の報告 5月18日～5月28日に開催(11日間)

4月に行われた京都市議員選挙後、初めてとなる平成27年京都市会定例会が開会されると同時に、定例的に審議される審議期間として設けられた5月開会市会が5月18日から28日までの11日間開かれました。

なお、京都市会では会期をおおむね一年とする通年議会を導入しており、定例会の会期を5月18日から来年3月25日までの313日間に決定しました。

5月開会市会では、正副議長の選挙を行った結果、議長に津田大三議員(自民/中京)、副議長に大道義知議員(公明/南)をそれぞれ選びました。また、各委員会委員を選任するなど、新しい市会の構成

を決めた後、市長提出議案98件、議員提出議案9件を審議しました。

市長から当初、提出された議案84件については、予算特別委員会と常任委員会に付託した後、所管局ごとに質疑を行い、5月28日の本会議において、各委員会から審査報告を受け、全ての議案を可決しました。また、監査委員の選任など、市長から追加で提出された議案14件も可決しました。

さらに市会委員会条例の一部改正や意見書の提出に関する議員提出議案9件については、5件の議案を原案のとおり可決しました。

(2、3面に5月開会市会での代表質問を掲載)

#### 主な審議結果

##### 平成27年度一般会計補正予算を可決

総額5億8,600万円となる平成27年度一般会計補正予算を可決しました。補正予算には、新設を含む民間保育所等の整備のための助成に4億900万円、下京区の醍醐小学校と淳風小学校の統合校の整備に係る基本計画策定等のために5,600万円などの費用が計上されています。

可決に当たっては、特に新設保育園に関して、周辺道路が狭いなど、地元住民の生活環境に影響を与える可能性があることから、事業者が地元住民などに対し十分な説明を行い理解の促進に努めるとともに、行政としても、子供や保護者の安全確保も考慮し、事業者への指導など適切な対応を取ることを求める付帯決議を付しました。

##### 宝が池公園運動施設の使用資格の拡大や排水機場の集中監視システムに係る契約締結に関する議案に付帯決議

高校生以上の一般市民や市内の幼稚園、保育所などを新たに利用の対象とすることを定めた宝が池公園運動施設条例の一部改正案が提出されました。市会では可決に当たり、市の地域体育館などの使用料が時間単位であることを踏まえ、より市民の皆さんが利用しやすい京都市子ども体育館の使用料設定を求める付帯決議を付しました。

また、排水機場集中監視システムに係る契約の締結に関する議案に対しても、可決に当たって付帯決議を付し、契約の相手方である市外事業者に対し、市内事業者育成の観点から市内事業者とともに監視システムの工事と管理を行うよう指導することを求めました。

議案75号 平成27年度京都市一般会計補正予算  
議案に関する問い合わせ 財政課 TEL 222-3291

議案81号 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案83号 排水機場集中監視システム新設工事請負契約の締結について  
議案に関する問い合わせ 議案81号 体育健康教育室 TEL 708-5322  
議案83号 河川整備課 TEL 222-3591

市会だよりが  
年4回から  
年7回に  
増やします

これまで、京都市会では、定例的に設けている審議期間に合わせて、年4回市会だよりを発行し、本会議での審議結果を中心に市会の活動をお伝えしてきました。今後、発行回数を年7回に増やすことで市民の皆様へ審議経過や代表質問などの市会の情報をより早く

く、タイムリーにお届けします。次回(9月15日発行)の市会だよりでは、市会の仕組みや活動などをわかりやすく紹介する企画記事を用意しています。皆さん、ぜひお手に取ってみてください。

よりタイムリーな情報をもっと分かりやすくお届けするわ!



マタリーヌ

# 広報の取組③

新聞広告（京都新聞）[平成27年9月～]

平成27年9月23日掲載

## 京都市会9月市会

開催 9/24・10/29

平成26年度の決算などを中心に審議します。

10/1(木)・2(金) KBS京都テレビで生中継  
**本会議 代表質問**

10/20(火)・21(水)  
**決算特別委員会 市長総括質疑**

ネット配信中心! 場所 市役所本庁舎 市会議場 時間 午前10時から

本会議と委員会(特別委員会、常任委員会、市会改革推進委員会)の生中継と録画をインターネットでご覧になれます!

親子ふれあい議員見学会 参加者募集  
 京都市会の現場を見学し、市会の仕組みや役割について学びませんか?本会議場の空気を体感するなどの体験をしていただけます!  
 日時 11月3日(水)  
 11時開会(9時～11時30分～(8時30分)  
 対象 市内に在住の小学生(9歳～14歳)とその保護者  
 申し込み締切 10月15日(金) 定員先着順  
 TEL:075-661-3765 FAX:075-661-5885  
 市役所本庁舎(京都市中京区)  
 申し込み先:075-222-3697 FAX:075-222-3713

お問合せ 京都市会 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町489番地 市会事務局調査課 TEL:075-222-3697 FAX:075-222-3713

京都市会 検索

平成28年2月28日掲載

## 京都市会 2月市会

開催中 3/25(金)まで

総額約1兆6500億円  
 平成28年度の当初予算を中心に審議しています。

3/1(水)・2(木) KBS京都テレビで生中継  
**本会議 代表質疑**

3/15(土)・16(日) インターネットで生中継  
**予算特別委員会 市長総括質疑**

場所 市役所本庁舎 市会議場 時間 午前10時～

平成28年度の当初予算について議員が市長と熱い議論を交わします!議論の様子は傍聴することができますので、ぜひ市会議場へお越しください。

ネットで京都市会!

市会の議論をネットでも  
 本会議や委員会(常任委員会、予算特別委員会、市会改革推進委員会)の様子は、インターネットで生中継と録画をご覧いただけます。

市会ホームページのスマートフォン版を作成  
 スマートフォンから見るごとに、今までの文字が大きく見やすくなりました。

手話言語条例の議員提案による制定を目指します  
 手話への理解や普及の促進を目的とする手話言語条例の制定に向け、全会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し検討を進めています。プロジェクトチームでは、関係団体などから意見をいただきながら案例を取りまとめ、市民の皆様からのご意見を踏まえて、市会議員による議員提案を提出し、2月市会での制定を目指します。

市会改革進行中! 新しい取組、進めていきます  
 京都市会では、市会改革を進めていくため市会改革推進委員会を設置し、1月10日程度、会議を開いています。委員会での議論を踏まえ、今後、次の項目に取り組むこととなります。

政務活動費に関する領収書等の書類のインターネット公開  
 議員記者会見  
 市会ホームページへの市民意見受付フォームの設置  
 フェイスブックでの情報発信  
 議員と議員見学会による情報発信

お問合せ 京都市会 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町489番地 市会事務局調査課 TEL:075-222-3697 FAX:075-222-3713

京都市会 検索

平成30年2月18日掲載

## 京都市会 2月市会

開催 2.16(金)・2.20(火)

本会議 代表質疑

2.22(木)・23(金) KBS京都テレビで生中継!

予算特別委員会 市長総括質疑

3.9(金)・12(月) 来年度予算について白熱議論!

場所 市役所本庁舎 市会議場 時間 午前10時～

そのほかにも本会議や委員会を連日開催しています。

市会NEWS ここに注目  
 ～11月市会の結果～  
**民泊対策の強化** などについて徹底議論しました。  
 平成29年度補正予算の審議の中で、民泊対策の強化について徹底的にチェックと議論しました!  
 その他、大型汎用コンピュータアーキテクチャに関する経費などについてもしっかりと審議したうえ、可決しました。

海外行政調査報告会を開催しました。  
 「生きる力を育成する教育制度・教育実践の具体化」をテーマとしてフィンランドとエストニアで実施した海外行政調査について、調査団による報告会を開催しました。

付帯決議を付けました。  
 開会スケジュールが伸びることに、事務局が準備となつた大型汎用コンピュータアーキテクチャ事業の再構築には、更なる強固なうえ、市民意識の向上を図ることなど

見える市会 伝わる市会  
 インターネットで市会 ホームページやFacebookでもをもっと身近に!  
 本会議や委員会の様子は、パソコンやスマートフォンから生中継と録画をご覧いただけます。

市会だよりを発行しています。  
 毎月発行! 市役所ホームページに申し込みをお付けしているほか、市内公共施設やコンビニなどでも配られています。

お問合せ 京都市会事務局 TEL:075-222-3697 FAX:075-222-3713

市会の日程や取組などの詳細は、市会ホームページをご覧ください。  
 (京都市会 検索)





# 市会だより

第75号

平成27年(2015年) 9月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## もっと知りたい! 京都市会

市役所の仕事は、ごみの収集や子育て支援、道路や公園の整備など、私たちの身の回りの目に触れるところで表れています。では、市会は市役所の仕事や私たちの暮らしにどのように関係しているのでしょうか?

### 市民・市会・市長の関係



### 市会の仕事

#### 京都市としての意思を決めます

市長が提案した条例や予算は、市会が可決しないと成立しません。このように、京都市会は、京都市という地方自治体の意思を決定する大切な役割を担っています。

#### ここに注目!

市長だけでなく、議員自らも条例を作り、提出することができます。これまで、清酒の普及の促進に関する条例や交通安全基本条例などを議員提出議案として可決しました。

#### 市民の皆さんの要望を聴きます

市民の皆さんからの願いや意見に耳を傾け、市政に反映させます。また、請願や陳情の形で提出された市民の皆さんの要望を受け取り、審査します。要望を出すときに議員の紹介があるものを請願、議員の紹介がないものを陳情と呼びます。

#### 市の仕事をチェックします

市の仕事についてムダがないかなどを調べたり、市会で決まったことがきちんと実行されているかをチェックします。その他、必要があるときには検査権や調査権といった法律に基づいたより強力な手段で市の仕事を調べます。

#### 市会の意見を国に提出します

京都市が更に良くなるために市会としての意見をまとめて、国などに対して、意見書を提出します。

2・3面で詳しく見てみよう!

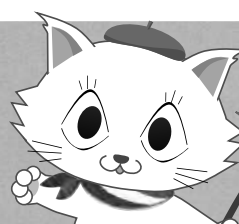
4月に新しくオープンした京都動物愛護センターが完成するまで、市会と市長とでどのような議論が行われてきたか…

京都市会マスコットキャラクター またきち



それだけではなく…市が新しく施策を行う場合などには、市から詳しく報告・説明を受け、市会で質問や要望を行うよ。

マタリーヌ



**可決!**

予算 市長 市会

平成25年2月市会

「府との共同設置であるため、設置費用を府と折半します。建設費用では10億円、年間のランニングコストでは数十万円の経費の削減が見込まれます。」

「センターにはドッグランや動物ふれあい広場などを設置します。」

「センターのオープンに向けて、ボランティアスタッフの育成などを府と一体となって実施します。」

「平成25年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正後、初めて新しく作る施設です。全国のお手本になるようなセンターにしてください。」

ここに注目! 予算は、市長が提出した案に対して市会が議決して、初めて成立します。

平成24年8月 市長 市会

政令指定都市と都道府県が共同で「動物愛護センター」を設置することを決定。

市会から出たいろいろな意見がセンターに反映されているニャン

都ちゃん 京都動物愛護センター マスコットキャラクター

「重行政の典型的な例になってしまっているのではないのでしょうか。」

「市内に京都府全体を網羅する施設を作ってはどうか。」

「京都府と京都府で十分に協議します。」

「でも、同じような京都府の施設が西京区にもあるよ...。」

検討委員会から、センターの基本コンセプトを盛り込んだ提案書が提出されました。

その後、動物愛護に関する先進国であるドイツなどに市会議員8名※が調

※参加会派：自民、公明、民主・都

市会でのたくさんの議論が突って、素晴らしいセンターが完成したのね。

災害が起こったときには、動物を保護してくれるのね。

ボランティアのスタッフさんが、親切に対応してくれて、とてもうれしかったな。

ホームページではセンターに引き取られた犬や猫が紹介されている。この子はホームページを見て飼うことに決めたのよ。

ドッグランではリードを外して思いっきり犬と遊べるんだ。

夜間動物救急センターを併設

**アンケートに御協力ください!**

回答者の中から抽選で5名様にはトライカ京カード1,000円券と、オリジナルグッズを進呈します。

市会だよりについてお聞きます。

Q1 今号以外で、これまでに市会だよりを読んだことがありますか。

① 毎回読む  
② よく読む  
③ たまに読む  
④ 読んだことがない

Q2 市会だよりでは、どのような内容を知りたいですか (複数回答可)

① 審議結果の内容  
② 代表質問などの議論の内容  
③ 市会の基本的な仕組み  
④ 市会改革の取組  
⑤ その他

Q3 今号の御感想や市会だより全般への御提案などがあればお聞かせください。

応募方法  
氏名、年齢、住所を記入のうえ、次のいずれかの方法で9月30日(必着)までにお送りください。①はがきの裏面に回答を記入  
②FAXで回答を送信 ③市会ホームページから  
〒604-8571 (住所不要) 京都市会事務局調査課  
市会だより担当 (FAX: 222-3713)  
※いただいた御回答は、ホームページなどで紹介する場合があります。

**ポスターの答えはこちら!**

答えは ②

Q 今の市会議場ができたのは約何年前?

A 約90年前です。

明治22年(1889年)に最初の会議が開かれたのは、当時、下京区寺町通四条下る西側にあった大雲院というお寺でした。現在の市庁舎がある場所に最初の議事堂が建設されたのは、明治28年(1895年)3月のことです。

その後、昭和2年(1927年)に現在の本庁舎が建てられ、今の市会議場が完成しました。

明治38年(1905年)当時の議事堂

動いています。

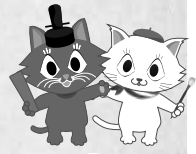
●市会改革推進委員会

市会がより良いものとなるよう更なる議会機能の充実・強化と開かれた市会を目指し、活動しています。同委員会での話し合いを基に、市会基本条例の制定や通年議会の導入などを実現してきました。現在は、情報発信の強化や投票率の向上に向けた取組などについて議論しています。

※通年議会  
定例会の回数を年1回とし、会期を4月中下旬から翌年3月までのおむね1年とする制度。

平成26年度の議会改革年度調査で全国1503議会中、9位(政令市で2位)になった。

早稲田大学メディア・研究所による調査より



# 京都動物愛護センターができるまでの議論

(愛称)動物愛ランド・京都



前身：京都市家庭動物相談所

昭和54年にできた施設だし古くなってしまったな。

市民

もう少し気軽に利用できればね…。



市会

「家庭動物相談所が市民の憩いの場となるよう新しく建て直し、ボランティアと協力して活動する動物愛護拠点とするべきです。」  
「夜間の救急受入れが可能な施設の拡充が必要です。」  
「動物愛護行政が変遷する中、新たに動物愛護センターの設置が必要ではないでしょうか。」

市長

「京都市動物愛護行動計画「京・どうぶつ共生プラン」を策定します。その中に、獣医師会や動物愛護団体と連携した家庭動物相談所の機能充実について盛り込みます。」

市会

「動物愛護センターの設置に向け、具体的に検討を進めてほしい。」  
「大地震などの災害が起こったとき、センターがペットの避難場所となるようにする必要があります。」

新センター設置に向けて、こんなにたくさん話し合いをしてくれたんだワン



市長

京都市の施設としての動物愛護センター設置に向けて、検討委員会を設置し、議論を進めます。

査に行き、調査結果を提言書にまとめて市長へ提出しました。

市会

「人と動物が触れ合える場所を十分に確保してください。」  
「先進的な環境技術を取り入れてください。」  
「犬や猫の殺処分ゼロを目指しましょう。」  
「人と動物が共生するための施策を進めてください。」

平成26年8月

センターの建設が開始

平成27年2月市会

京都動物愛護センター案例の制定にうつり

可決!

平成27年4月

完成



地中熱利用システムや太陽光発電システムを導入

## 本会議と委員会

京都動物愛護センターができるまで、市会と市長は多くの話し合いを重ねました。

このような議論の場として市会に設けられているのが、ここで御紹介する本会議と委員会です。

\*実際の会議では市長以外に、副市長や局長級、部長級の職員などが説明者として出席しています。

### 本会議

全ての議員が堂に会して、市が提案する案例や予算などを議決したり、市長に対して質問を行ったりします。

### 委員会

最終的に市会の態度を決めるのは本会議ですが、市の仕事は多岐にわたり、本会議では詳しいことまで話し合うことができません。そこで何人かの議員がグループに別れて話し合うのが委員会です。主な委員会には、次のものがあります。なお、本会議で委員会に詳細な審査を委ねることを「委員会付託」と言います。

#### ● 常任委員会

名前のとおり、常に置かれている委員会、1年を通じて委員会ごとに月2回程度会議を開いています。本会議で付託された案件以外にも、市が実施する事業や取組などについて細かく審査し、市民の声が市政に反映されるように活動しています。

京都市会を設置している常任委員会は次のとおりです。

- 経済総務委員会  
主な担当：市の計画、財政、税金、観光、商工業、農業など
- まごころ委員会  
主な担当：まちづくり、道路、公園など
- くらし環境委員会  
主な担当：環境、ごみ、文化、スポーツなど
- 交通水道消防委員会  
主な担当：消防、市バス、地下鉄、水道、下水道など
- 教育福祉委員会  
主な担当：教育、福祉、医療など

#### ● 特別委員会

予算や決算など、市の特定の問題について審査する委員会です。審査する案件が生じるごとに設置します。

#### ● 市会運営委員会

本会議の運営方法を話し合ったり、市会の中の連絡や交渉などのために活





京都市会の  
**ココが  
知りたい!**  
第1回

## 市会と市長 ~市会と市長、どういう関係?~

市会に関する基本的なことや、その時々話題について、皆さんに分かりやすくお伝えするコーナーです(不定期掲載)。第1回目となる今回は、市会と市長の関係について解説します。

### Q.1 市会と市長ってどう違うの?

**A.** 違いとして一番よく分かることは、**市長は一人しかいないけど、市会は67人の議員の集まり**だってことだね。市会の仕事については一面で説明したけど、主な役割で言うと、市長が市会に条例や予算を提案する一方、市会はその議決したうえで、市がきちんと仕事を行っているかチェックすることなんだ。  
※市会が条例を提案することもできます。

### Q.2 両者の関係は?

**A.** 私たち市民は、議員も市長も同じように選挙で選ぶの。だから議員の集まりである市会と市長は、私たち市民に選ばれた**対等な代表**と言えるのよ。

### Q.4 どうして市会と市長という二つの代表をおくの?

**A.** 両者の立場は対等で、それぞれが、それぞれの役割を果たすことで、私たち市民の意思を代表しているの。そして、市会と市長はそれぞれ独立した対等な立場であるため、良い意味で互いにけん制し合い、両者の均衡を保ちつつ、より良い市政を行うことができる仕組みになっているのよ。このように、議員と市長(首長)を市民が直接選挙で選ぶ仕組みを「二元代表制」と呼ぶの。

### Q.3 総理大臣は直接選挙で選べないよね。

**A.** そこが、国会と京都市会などの地方議会との大きな違いなんだ。国のように国会議員が議員の中から選挙で国の代表(内閣総理大臣)を選ぶのと異なり、私たちに身近な地方自治体には、私たち市民が直接選んだ**二つの代表**がいることになるんだ。

## 平成26年度の決算を審議

### 9月市会が始まります

9月市会が9月24日(木)から10月29日(木)まで開催されます。代表質問は10月1日(木)と2日(金)に、決算特別委員会市長総括質疑は10月20日(火)と21日(水)に行われます。詳しい日程は、市会ホームページから御覧ください。

#### ●市会の様子を見るには?

##### 傍聴

本会議と決算特別委員会市長総括質疑は市会議場で傍聴していただくことができます。

傍聴を希望される方は、市役所北庁舎1階の庁舎案内所(河原町通側)で傍聴券をお受け取りください。傍聴券は本会議・委員会の始まる**1時間前からお配り**しています(予約不要・定員105名)。開場は開会の10分前からです。

#### 〈傍聴券の受け取り場所〉



##### テレビ放映

本会議の代表質問の様態をKBS京都テレビで生中継しています。

##### インターネット会議中継

本会議や委員会の生中継と録画をインターネット配信しています。

##### 委員会のモニター放映

委員会の様態を市役所本庁舎2階のモニター室でモニター放映しています。視聴を希望される方は本庁舎2階の市会受付で視聴券をお受け取りください。

## 親子ふれあい議場見学会 参加者募集

11月3日(火・祝)に親子ふれあい議場見学会を実施します。本会議場や委員会室等、普段、なかなか入ることができない場所を見学していただきながら、市会の仕組みや役割などについて学んでいただけます。参加者には「記念グッズ」「記念写真」をプレゼントします。ぜひ、御参加ください!



昨年の様子

#### 実施日時 平成27年11月3日(火・祝)

①午前10時30分～ ②午後1時30分～ (①、②とも約1時間半)

対象 京都市内に在又は通学する小学校4～6年生及びその保護者

定員 ①、②とも各25組 先着順での受付となります。

応募方法 電話・FAX・Eメール(ホームページから)で、京都いつでもコールへ申し込んでください。(申込締切日10月16日(金))

京都いつでもコール 電話: 661-3755  
(お掛け間違いに御注意 FAX: 661-5855  
ください。)

京都いつでもコール

同日開催の市民スポーツフェスティバルに参加される方で議場見学会を希望される場合は、市会事務局総務課(TEL: 222-3700)まで御連絡ください。

## 7月特別市会の報告

平成27年7月特別市会を7月9日に開催しました。

7月特別市会では、桂川・小畑川水防事務組合議会議員の補欠選挙を行ったほか、決議を一件決しました。

■市会議第10号 全国水平社創立宣言と関係資料の「ユネスコ記憶遺産」登録に関する決議  
(賛成/自民、公明、民主、都、京都、維新・無 退場/共産)

( )内は、平成27年7月9日現在の会派

会派名	議員数	電話番号
自由民主党京都市議員団(自民)	20人	222-3718
日本共産党京都市議員団(共産)	18人	222-3728
公明党京都市議員団(公明)	11人	222-3732
民主・都みらい京都市議員団(民主・都)	7人	222-3724
地域政党京都党市議員団(京都)	5人	222-4035
維新の党・無所属京都市議員団(維新・無)	5人	222-4182
無所属	1人	222-4197

(平成27年8月27日現在)

紙面に関する御連絡・お問い合わせは 市会事務局調査課 TEL:222-3697 FAX:222-3713

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

## 9月24日～10月29日 開催 9月市会の報告 前半の報告 ～9月24日から10月2日まで～

京都市会では、平成27年9月市会を9月24日から10月29日までの36日間開催しました。今号の市会だよりでは、前半部分の9月24日から10月2日までの市会での議論や審議結果を中心にお伝えします。

### 平成27年度一般会計補正予算を修正可決しました ～削減した議員報酬を災害対応に活用します～



9月24日の本会議で市長から提案された75件の議案のうち、至急審議する必要があった平成27年度一般会計補正予算ほか1件の議案を予算特別委員会に付託\*1し、詳しく審査した後、9月30日の本会議で議決しました。

補正予算については、全議員により提出された修正案を全会一致で可決しました。修正案の内容は、財政調整基金\*2から1億8800万円を繰り入れ、補正予算の財源に充てる原案に対し、議員報酬の10%削減分7700万円を7月の台風11号による被害への対応策の財源に充当することにより基金の取崩し額を減額するというものです。

また、マイナンバー制度の導入に伴う通知カードや個人番号カードの再交付手数料を定めた証明等手数料条例の一部改正案を原案のとおり可決したほか、「京都府豊かな森を育てる府民税(仮称)」の導入に関し、納税者へ趣旨を十分に説明し、市民にとって導入効果の実感が得られるものとするなどを京都府に求める決議を可決しました。

\*1 付託…本会議で委員会に詳細な審査を委ねること  
\*2 財政調整基金…長期的視野に立ち、計画的に財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するための基金。

日程	会議名
9月24日	本会議 予算特別委員会(正副委員長互選)
9月25日	予算特別委員会(局別質疑)
9月29日	予算特別委員会(討論終了)
9月30日	本会議 決算特別委員会(正副委員長互選)
10月1日・2日	本会議(代表質問)
10月5日	決算特別委員会(書類調査)
10月6日～9日・13日・14日	決算特別委員会(局別質疑)
10月20日・21日	決算特別委員会(市長総括質疑)
10月22日・23日	常任委員会
10月28日	決算特別委員会・常任委員会(討論終了)
10月29日	本会議

本会議で付託された補正予算等の議案を所管する局ごとに審査しました。

補正予算など、3件の議案を議決しました。

代表質問の主な内容は2・3面を御覧ください。

次号で詳しくお伝えするよ。

#### ●9月30日の本会議の審議結果

議案162号 平成27年度京都市一般会計補正予算(修正案)(賛成:全会派)  
議案169号 京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定(賛成:自民/公明/民主・都/京都/維新・無/無所属 反対:共産)  
市会議案11号 「京都府豊かな森を育てる府民税(仮称)」の導入に関する決議(賛成:自民/公明/民主・都/京都/維新・無/無所属 反対:共産)

京都市会 マスコットキャラクター またぎち

### ネットで京都市会!

京都市会の本会議と委員会(予算・決算特別委員会\*、常任委員会\*、市会改革推進委員会)の生中継や録画はパソコンやスマートフォンから御覧いただくことができます。市会ホームページからアクセスしてください。

\*討論終了など、一部御覧にならない委員会があります。(スマートフォンでの視聴については、バージョンや機種により、一部御覧いただけません場合があります。)



本会議中継は、9月市会からスマートフォンでも視聴できるようになったのよ!!

京都市会マスコットキャラクター マタリーヌ





9月24日～  
10月29日  
開催

## 9月市会の報告 後半の報告 ～10月5日から10月29日まで～

京都市会では、平成27年9月市会を9月24日から10月29日までの36日間開催しました。今号では、後半の10月5日から29日までの議論や審議結果を中心に、9月市会全般についてお伝えします。

### 平成26年度決算を認定しました

市長

- ・実質収支の黒字を維持・拡大(全会計343億円)
- ・実質市債残高を縮減  
(全会計平成26年度末残高 1兆7,970億円、対前年度比 377億円減)
- ・臨時財政対策債(国が発行額を決定し、返済に責任を持つ市債)の残高は累増(平成26年度末残高 3,531億円、対前年度比 384億円増)
- ・市バス事業は一般会計からの任意補助金に頼らない「自立経営」を実現、地下鉄事業は経常損益の赤字が9億円に縮小
- ・水道事業・公共下水道事業ともに経常損益は黒字を確保



本会議

決算を  
認定

京都市会マスコットキャラクター  
またさち



全会計決算規模  
1兆5,884億円

本会議

決算特別委員会を設置し、  
詳細な審査を委ねました。

連結決算で黒字を拡大したが、社会福祉費が毎年伸び、特別の財源対策なしに予算が組めません。決算と今後の財政運営に対する認識を尋ねます。

実質市債残高を引き下げたが、財政基盤が弱い弱なことに変わりがなく、今後も京都経済や市民生活の向上により将来の税収を担保するとともに、国に臨時財政対策債廃止を要望します。

財政黒字というが、生活保護の夏季・歳末見舞金の廃止や国民健康保険料の滞納者への取り立てなど、一番の弱者をターゲットに抑制策を進めた結果ではないでしょうか。

行財政改革により福祉予算を増やし、全国トップレベルの福祉を維持向上させています。自立支援の取組により生活保護受給率は減少しており、国民健康保険料引下げなどの対応も行っています。



決算特別委員会

9月市会では、9月24日に75件の議案が市長から提出されました。そのうち、至急審議する必要があった2件の議案を9月30日の本会議で審議し、平成27年度一般会計補正予算に対して、削減した議員報酬7,700万円を7月の台風11号による災害対応などに活用する修正を行い、その他1件の議案や当日議員が提出した決議とともに可決しました。

残りの議案については、決算とその関連議案を決算特別委員会に、その他の議案を常任委員会に付託し、詳細な審査を行い、10月29日の本会議において、全て可決しました。さらに同日の本会議では、市長から追加で提出された監査委員の選任などの議案10件を可決した後、意見書の提出に関する議員提出議案9件についても審議し、3件を可決しました。

日程	会議名	
9月24日	本会議	
9月25日	予算特別委員会(局別質疑)	詳しい内容は前号(11月15日発行)に掲載。
9月29日	予算特別委員会(討論終了)	
9月30日	本会議	
10月1日・2日	本会議(代表質問)	3つの分科会に分かれて、担当する局ごとに決算の審査を行いました。
10月5日	決算特別委員会(書類調査)	
10月6日～9日・13日・14日	決算特別委員会(局別質疑)	各局への質疑を基に、市長などに対して、質疑を行いました。
10月20日・21日	決算特別委員会(市長総括質疑)	
10月22日・23日	常任委員会	
10月28日	決算特別委員会・常任委員会(討論終了)	議案に対する委員会としての結論を出しました。
10月29日	本会議	

目次

2面 9月市会審議結果/主な審議結果の解説  
3面 常任委員会の動き(平成27年4月～10月)

4面 京都市会のココが知りたい!(第3回)  
市会改革レポート/市会からのお知らせ ほか



# 市会だより

第78号

平成28年(2016年) 2月15日発行

京都市会ホームページ

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

発行/京都市会 ●編集/京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区内野通御池上土庫内浦町A68番地 ●TEL:075(222)3697 FAX:075(222)3713

11月27日~  
12月11日  
開催

## 平成27年11月市会の報告

### 平成27年度一般会計補正予算を可決しました

平成27年11月市会を11月27日から12月11日までの15日間開催しました。

11月27日の本会議では、平成27年度一般会計補正予算など35件の議案が市長から提出されました。これらの議案は、予算特別委員会や常任委員会で詳しく審査し、12月11日の本会議で全て原案のとおり可決しました。

議員提出議案については、保育士等の確保対策を求める決議のほか、意見書の提出に関する議案など、合わせて5件を可決しました。

また、12月2日の本会議では代表質問が行われ、10人の議員が各会派を代表して、市長等に対して市政一般にわたり質問を行いました(2・3面参照)。

#### 京都型 耐震改修支援事業費を増額!

本市では、木造住宅の耐震化のため、耐震性が確実に向上する様々な工事を補助対象として「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を実施しています。これまで、平成26年11月と平成27年4月に事業の充実を図っており、補助限度額の引き上げなどにより、申込みが当初予算を上回ることが見込まれました。

そこで、11月市会では、事業費の増額を行う補正予算が市長から提出され、予算特別委員会で十分な審査を行いました。予算特別委員会では、議員から平成28年度以降の事業の進め方についての質問や他施策との更なる連携を求める声などが上がりました。



予算特別委員会で事業のあり方についてしっかり議論したよ!



京都市会マスコットキャラクター またきち

事業に関する問い合わせ 建築安全推進課 TEL:222-3613

#### 主な審議結果

##### 平成27年度一般会計補正予算を可決

総額1億2千万円となる平成27年度一般会計補正予算を全会一致で可決しました。

<補正予算の内容>

- ・民間保育所や小規模保育の整備助成 7,200万円
- ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業 4,800万円

議第218号 平成27年度京都市一般会計補正予算  
予算に関する問い合わせ 財政課 TEL:222-3291

##### 太秦小学校の体育館やプールを整備

市立太秦小学校は市内有数の大規模校である一方、体育館が狭く老朽化し、同じく老朽化したプールと共に建替え時期を迎えていました。また、グラウンド面積についても児童一人当たりに換算すると市立小学校の平均を下回っています。

こうした状況を受け、体育館跡地を活用してグラウンドをより広くするために、体育館とプールを合築した複合施設を新たに建設する工事の請負契約の締結に関する議案を可決しました。

議第228号 京都市立太秦小学校増築工事請負契約の締結について  
工事に関する問い合わせ 教育環境整備室 TEL:222-3796

### ネットで京都市会!~スマートフォンからでも楽々♪~

市会改革推進委員会の検討結果を踏まえ、市会ホームページのスマートフォン版を作成しました。スマートフォンからでも市会ホームページがより見やすくなります。本会議や委員会の生中継や録画放映もスマートフォンで御覧いただけます。ぜひ1度アクセスしてみてください。

文字が見やすく、  
ボタンが押しやす  
くなったわ!

京都市会マスコットキャラクター マタリーヌ



手話言語条例に対する市民の皆様御意見を募集しています。詳しくは4面を御覧ください。

2月24日～  
3月25日  
開催

## 2月市会前半の報告 ～2月24日から3月2日まで～

京都市会では、平成28年2月市会を2月24日から3月25日までの31日間開催しました。今号の市会だよりでは、前半に当たる2月24日から3月2日までの市会での議論や審議結果を中心にお伝えします。

### 平成27年度補正予算を審議 全会計総額 81億5,200万円

地方創生加速化交付金を活用した地方創生などを推進

#### “みんなごと”のまちづくり推進事業(仮称)(2,000万円)

人口減少問題に取り組むために市民の皆様から提案を募集する「京都創生・お宝バンク」の取組を、人口減少対策に限らず、まちづくり全般に広げ、様々な課題を「ひとごと」でなく市民と市が共に「自分ごと」「みんなごと」として捉え、協働する新たな事業。



「京都創生・お宝バンク」(住むなら都 情報サイト)ホームページ

事業に関するお問い合わせ | 市民協働担当 TEL:222-3178

付帯決議を付けました!

「みんなごと」は一般的な言葉ではありません。市民と市が参加と協働によるまちづくりを進めようという理念が十分に理解されるよう、市民にしっかりと説明、周知をしてください。



可決された議案に付ける市会からの意見や要望のことを付帯決議といいます。

#### 伝統産業の活性化(7,100万円)

- 第3期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)の策定
- 未来へつなぐ「きものまち・京都」プロジェクト
- 京もの海外進出支援事業の充実
- 京都伝統産業ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興事業



事業に関するお問い合わせ | 伝統産業課 TEL:222-3337

3月2日の  
本会議で

可決!



京都市会マスコットキャラクター またぎち

2月市会では、2月24日の本会議で、総額約1兆6,500億円となる平成28年度当初予算など170件の議案が市長から提出されました。

これらの議案のうち、至急審議する必要があった平成27年度補正予算など26件の議案は、予算特別委員会で詳しく審査した後、3月2日の本会議で全て可決。平成27年度一般会計補正予算など2件の議案に対して付帯決議を付けたほか、2件の請願を採択しました。

採択された請願

- ・ 行政書士法の遵守及び本人確認の徹底等による窓口業務の適正化
- ・ マンション建設の指導(上京区塔之段)

日程	会議名	
2月24日	本会議	本会議で付託された平成27年度補正予算等の議案を所管する局ごとに審査。
2月25日	予算特別委員会(局別質疑)	
2月29日	予算特別委員会(討論終了)	代表質疑の主な内容は2・3面を御覧ください。
3月1日	本会議(代表質疑)	
3月2日	本会議(代表質疑・議案処理)	平成27年度補正予算などの議案を議決。
3月3日・4日・7日～10日	予算特別委員会(局別質疑)	
3月15日・16日	予算特別委員会(市長総括質疑)	
3月17日・18日	常任委員会	
3月24日	予算特別委員会・常任委員会(討論終了)	
3月25日	本会議(議案処理)	

次号で詳しくお伝えします。

### アンヌ・イダルゴ パリ市長が市会議場でスピーチ

3月2日のアンヌ・イダルゴ パリ市長(パリ市議会議長)京都市役所表敬訪問に際し、市会議場で歓迎式を行いました。

歓迎式では、全議員が列席する中、津田大三議長が歓迎の言葉を述べ、その後、パリ市長がパリの現状を説明されるとともに、2年後に控えた京都市との姉妹都市提携60周年に意欲を示されました。



私もパリ市からやって来たのよ。



京都市会マスコットキャラクター マタリーヌ





# 市会だより

第80号

平成28年(2016年)  
5月15日発行

京都市会ホームページ

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

2月24日~  
3月25日  
開催

## 2月市会後半の報告

~3月3日から  
3月25日まで~

京都市会では、平成28年2月市会を2月24日から3月25日までの31日間開催しました。今号の市会だよりでは、後半に当たる3月3日から3月25日までの市会での議論や審議結果を中心に伝えたいと思います。

### 議員提案により

## 手話言語条例が誕生! 皆様の御意見が条例に反映されました

市会議員全員で「京都市手話言語がつながり豊かな共生社会を目指す条例」を2月市会で提案のうえ、3月25日の本会議で、多数の方に傍聴いただくなか、全会一致で可決しました。

条例制定に当たっては、全会派の代表によるプロジェクトチームを設置して取り組むとともに、市民の皆様からの御意見も募集。手話による意見提出も含め、1,706件にものぼる御意見を頂きました。



京都市会で初めて手話を交えた提案説明を行い、傍聴者の方に提案説明者の表情と手話を見ていただけるよう、隣で手話通訳をしたんだよ!

京都市会マスコットキャラクター  
またきち



▲正副議長、プロジェクトチームと京都市聴覚障害者協会の方々との集合写真



▲手話による提案説明の様子



▲傍聴席の様子

2月24日に平成28年度当初予算を含む170件の議案が市長から提出され、そのうち、至急審議する必要があった平成27年度補正予算など26件の議案を3月2日の本会議で審議し、全て可決しました。

残りの議案については、予算とその関連議案を予算特別委員会に、その他の議案を常任委員会に付託し、詳細な審査を実施しました。

その後、3月25日の本会議で副市長の選任などの追加議案29件と共に全ての市長提出議案を可決したほか、手話言語条例など、議員提案による議案7件を審議し、6件を可決しました。

なお、3月25日をもって313日間にわたり開催した、平成27年定例会が閉会しました。

日程	会議名	
2月24日	本会議	
2月25日	予算特別委員会(局別質疑)	詳しい内容は前号(4月15日発行)に掲載。
2月29日	予算特別委員会(討論終了)	
3月1日	本会議(代表質疑)	
3月2日	本会議(代表質疑・採決)	本会議で付託された平成28年度当初予算等の議案を所管する局ごとに審査。
3月3日・4日・7日~10日	予算特別委員会(局別質疑)	
3月15日・16日	予算特別委員会(市長総括質疑)	各局への質疑を基に、市長などに対して質疑を行いました。
3月17日・18日	常任委員会	
3月24日	予算特別委員会・常任委員会(討論終了)	
3月25日	本会議(採決)	議案に対する委員会としての結論を出しました。

### 京都市会公式 facebookページ を始めました

京都市会を更に身近に感じていただくため、京都市会公式フェイスブックページを開設しました。フェイスブックでは、より早くタイムリーに、幅広く市会の情報をお届けします。



「いいね!」をお待ちしています

京都市会マスコットキャラクター  
マタリーヌ





# 市会だより

第81号  
平成28年(2016年)  
7月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/> 京都市会 検索

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上平庭寺前町 488 番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

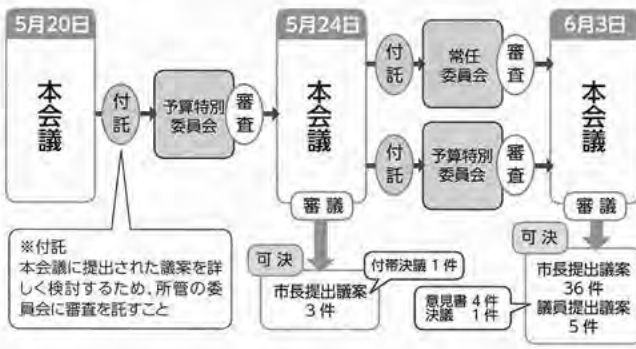
## 5月市会 の報告

## 平成28年度補正予算等 について審議しました

### ▶5月市会 審議の流れ

5月20日の本会議で市長から提出された平成28年度補正予算などの議案27件は、予算特別委員会や常任委員会に付託し、詳しく審査したうえで、5月24日及び6月3日の本会議で、追加議案12件とともに、全て可決しました。また、議員提出による議案7件のうち、5件についても可決しました。

なお、5月24日に可決された補正予算議案には、付帯決議を付けました。



### 補正予算の概要

○文化庁の京都移転の推進 500万円

文化庁の京都移転に向けては、市会でも活発に議論を行い、地方創生の一層の推進を図るため、移転を求める意見書を国へ提出するなど、積極的に取り組んできました。



- 二条城施設整備等 2億2,800万円
- 貧困家庭の子ども等に係る実態調査等 1,000万円
- 国民健康保険事業特別会計における繰上充用 3億円
- 焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟に要する経費 4,800万円

6月3日の本会議で決議しました!  
控訴に当たり、一番の判決結果を徹底的に検証・分析し、二審において全庁挙げて全面勝訴に向け全力で取り組むよう、決議しました。

▶決議の全文は、市会ホームページへ!

### 市会議長のご挨拶



京都市会議長  
津田 大三  
[中京区選出 自民党市議員]

この度、市会議長として2年目を迎え、京都市会への市民の皆様のご支援に改めて厚く感謝申し上げる次第です。

地方創生が重要な国家戦略として取り組まれる中で、この3月には文化庁の京都への全面移転が決定し、京都が文化の力で日本を創出し、世界に貢献するという大きな役割を担いました。これまで以上に京都の力量が問われるなか、議会の果たすべき役割も、極めて大きいものとなっています。

京都市会では、行政に対するチェック機能はもとより、情報発信の強化をはじめとする様々な市会改革の取組を進めています。今後とも、市民の皆様にご信頼される議会を目指し、一層努力してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

### 市会副議長就任のご挨拶



京都市会副議長  
曾我 修  
[伏見区選出 公明党市議員]

この度の5月市会において、第91代の市会副議長に選任されました。議長のご補佐役として、その職責の重さを日々感じております。

人口減少社会への挑戦、京都創生、健康長寿や安心安全のまちづくりなど、多くの課題に直面する中、二元代表制の一翼を担う京都市会といたしまして、市民の皆様のご期待に応えるべく、政策提案・立案能力に磨きをかけていかなければなりません。

市民の皆様が、議会活動に御関心を持っていただき、身近に感じることできる議会づくりに、津田議長と共に全力を挙げて取り組んでまいりますので、御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

4月開会市会  
通年議会の会期を333日間に決定

4月26日に4月開会市会を開催し、通年議会における平成28年定例会の会期を、平成28年4月26日から平成29年3月24日までの333日間に決定しました。



# 市会だより

特集記事号

第82号

平成28年(2016年) 9月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

京都市会

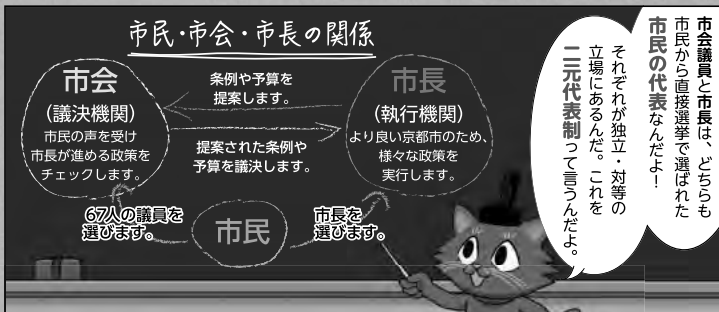
検索



●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## またきち・マタリーヌの

# 市会議員一日密着 レポート!!



**またきち**

ネコの姿ですが、実は古典に出てくる妖怪の「猫又(ねこまた)」。京の都ができたときから住んでいるとのこと(またきち談)。京都市会が誕生した127年前から、その活動を追いつけているため、京都市会のことは何でも知っています。好きな場所は本会議場。噂では、烏帽子と笏にすごい秘密があるとか…!?

**マタリーヌ**

パリ市で生まれた女の子の猫。昭和33年にパリ市議会議長が京都市を訪れたときに一緒にやって来ました。またきちに議場で出会った瞬間、一目ぼれ。その後パリ市に戻らず、またきちとずっと一緒にいたいと願っているうちに、同じ妖怪になることができました。絵を描くことが好きで、京都市会のポスターのデザインをしているとか…!?



**16:30 市民の方からの**  
穴が開いてしまっ...  
わかりました。早速見に行ってみましょう！

**17:00 現地調査**  
道路のせいな...  
議員は市民の方から色々な相談を受けるんだ。そのたびに調査したり、市の担当者に確認したり、解決に向けて動いているんだよ。

**19:00 議会活動の報告会を開催**  
こうやって、様々な機会をとりえて、市会での議員の活動などを伝えていくんだよ。

**21:00 帰宅、夕飯**  
このほか、地域主催の懇談会や行事などにも出席して、市政への要望や意見などをお聴きすることもあります。

**22:00 デスクワーク**  
今日の常任委員会は...と。  
ホームページやブログなどを更新  
インターネットを利用して、議員の活動をわかりやすく発信しているよ。

書類や資料等の読み込み  
日頃から市政の課題などについて調査研究を重ねています。また議案の読み込みや、本会議や委員会での質問作成にも取り組んでいます。

この施策について、詳しい説明をいただきたいのですが...  
委員会は夜遅くに及ぶこともあります。

どう、マタリヌ！議員の活動がよくわかった？  
うん！こんなに色々な活動をしてたなんて知らなかったわ！

なつマ来たわ！  
せつせつと議員の活動がわかってきたわ！

※今号の特集記事は、議員の活動内容をわかりやすくお伝えするため「ある一日」としてまとめたものです。実際の活動内容や時間などは、個々の議員によって、また日によっても異なりますのでご了承ください。

**アンケートに御協力ください!**

回答者の中から抽選で5名様にトライフカ京カード1,000円券と、オリジナルグッズを進呈します。

**Q.1** 今号の特集記事「市会議員一日密着レポート」について内容はわかりやすかったですか。  
① 大変わかりやすかった ② まあまあわかりやすかった ③ わかりにくかった

**Q.2** 今後、特集記事として読んでみたいテーマはありますか。(複数回答可)  
① 市会の仕組み ② 市会議員の仕事 ③ その他 (具体的なテーマもお聞かせください)

**Q.3** 今号の御感想や市会だより全般への御提案などをお聞かせください。

**応募方法** 氏名、年齢、住所を記入のうえ、次のいずれかの方法で9月30日(必着)までにお送りください。  
① はがきの裏面に回答を記入 ② FAXで回答を送信する。  
③ 市会ホームページから

〒604-8571 (住所不要)  
京都市会事務局調査課 市会だより担当 (FAX:222-3713)  
※いただいた御回答は、ホームページなどで紹介する場合があります。

**最後に一言、議員としての決意と抱負をお願いします!**

これからも、市民の代表であり、議決機関である市会の一員として、市民の皆さんから託された「京都市をもっとよくしてほしい」という願いに全力で応えていきます！  
私たちの活動にぜひ注目しててください!

今後、特に力を入れたいと考えておられることはありますか？

そうですね。これも色々ありますが、議員は自ら議案を提出することもできるので、日頃から市政に関する調査や研究をしっかりと行い、政策を提案・立案する力を、さらに高めていきたいです!

議案はいつ審議されているのですか？

京都市では、議案の審議を集めて行うための期間(※)を決めて、通算すると年間130日程になります。この間は、地域でのに加えて、本会議や委員会等出席、市の担当者とのやり取り、案の読み込みなどに追われます。

※5月、9~11~12月、2~3月

▲この本会議場で市の条例や予算などが決定されます。

相談対応

あ、誰か来る！

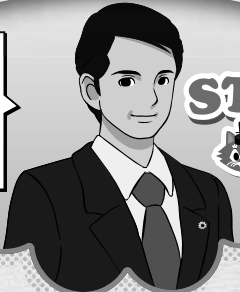
あの、相談があまりして...実は家の前の道路に

まだまだこれから議事務所へ戻って仕事だよ。

# 市会議員のある一日を 見てみよう!!

よし！この議員についてみよう！

- 〇〇区選出
- 〇〇議員の場合



## START

07:00 街頭にて市政レポート配布



おはようございます!



こんにちは！朝早くから活動しているのね!

市政の現状や議員の活動などをレポートにまとめて市民に伝えていくんだよ。

16:00 退庁

あ、お疲れ様です。お帰りなさい。

- 常任委員会とは
- 市政に関するテーマごとに、1年を通じて常に置かれている委員会です。月2回程度会議を開き、市が実施する事業や取組などについて話し合いや調査を行うほか、本会議で付託された議案や請願等の審査を行います。

10:00~15:00 常任委員会

...の件はどうなっているのでしょうか?



市の担当者から公式の場で考えを聞き出し、課題の改善に向けた要望や提案などを行うチャンスなので、委員会までしっかりと勉強して、積極的に質問します。

ぜひ積極的に質問が

常任委員会では、委員会のテーマに関連することばかりでも質問できるんだ！京都市では特に1年を通じて活発に質問が行われているよ。

09:30 議員会



09:20 登庁

登庁庁舎 議員が登庁するとランプが点灯します。

- 会派とは
- 2人以上で作る、政策を中心とした同じ理念を持つ議員のグループであり、議員活動を支え、議会活動に必要な調査研究を行い、議会の円滑な運営に努めています。

会派ごとに市政全般に対する方針や議会運営などについて打ち合わせをするんだよ。

市民の方の声は、どのようにして市政へ反映されるのですか?

市会の強い権限の一つに、「議決権」があり、市長が提案する条例や予算などの議案をチェックし、最終的な可否を決めることができます。市会が可決しない限り、議案は成立しないので、議決に至るまでの間に、市民の方の声がしっかりと反映されるよう、十分に議論を尽くします。また、「付帯決議」と言って、市会の意見や要望などを付けて可決することもできます。このほかにも、1年を通じての常任委員会での議論や、市の担当者に対し直接要望や提案を行う中で、市民の方の声がしっかりと届けています!



▲市長から提出される議案書

議員として日々活動される中で、大切にされていることは何ですか?

そうですね。色々ありますが、まずは、市民の方の声をしっかりと聴くことでしょうか。私たち市会議員は、市民の皆さんから選ばれた代表として、市民一人ひとりの声から、課題を見つけ出して、市政へ反映したり、市の仕事を厳しくチェックしたりしなければなりません。また、その声を聴くためには、日頃から市民の方に市政の現状をしっかりと伝えることも重要だと思っています!

## よし！次は直接議員にインタビューしてみよう!



## 市会議員にインタビュー!!

中し  
いて  
度に  
活動  
への  
人、議  
0月、





京都市会の  
ココが  
知りたい!  
第5回

## 政務活動費～使い道は全て公開しています～

市会に関する基本的なことや、その時々話題について、皆さんにわかりやすくお伝えするコーナーです(不定期掲載)。今回は、「政務活動費」について解説します。

Q.1

最近よく聞くけど、政務活動費って何?

A.



政務活動費は、「議員の調査研究その他の活動」に役立てるために各議員や会派に交付されるお金なんだ。2・3面で見たとおり、議員は議会に出席するほかにも、様々な活動をしているよね。

Q.3

じゃあ、具体的には何に使えるの?

A.



例えば、調査研究、広報広聴、資料の作成・購入、人件費、事務所費など、「市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させるための活動などの経費」への使用が認められているよ。

Q.2

調査研究などのためなら自由に使えるの?

A.



政務活動費が何に使えるかは条例で決めることになっているんだ。京都市でも条例や規則などに政務活動費を使う範囲を細かく定めているんだよ。また、使わなかった分は返さないといけないよ。

Q.4

ちゃんと使われているのかな?見てみたい!

A.



議員は、政務活動費を何に使ったかが分かるよう、収支報告書にまとめて、領収書などといっしょに議長に提出することになっているんだ。提出された書類は、市役所の市会図書・情報室や市会ホームページ上で全て公開しているよ!

京都市では、開かれた市会をより一層推進するため、平成28年8月31日から、政務活動費に関する領収書などについて、ホームページ上での公開を開始しました!

「第15回世界歴史都市会議」  
(6月7日～9日 オーストリア パート・イシュル市)  
「京都・プラハ姉妹都市提携20周年記念事業」  
(6月10日～11日 チェコ プラハ市)

～市会議員の代表団が出席しました!～

世界歴史都市会議では、市民が自然と調和しながら快適に暮らせるスマートシティとしての歴史都市を目指すことなどが盛り込まれた、「パート・イシュル宣言」が採択されました。また会議の間には、パート・イシュル市議会議員や市長らと幅広い分野について意見交換を行いました。

続くプラハ市では、記念式典への出席をはじめ、植樹式やスカイクロス大会などの多くの記念事業に参加し、姉妹都市の絆を一層深めることができました。

今回の経験を活かし、京都市会として今後も更なる国際交流に努めてまいります。



パート・イシュル市の市長・議員との交流



プラハ市での記念植樹式

### 親子ふれあい議場見学会

#### 参加者募集

11月3日(木・祝)に親子ふれあい議場見学会を開催します。本会議場や委員会室等、普段、なかなか入ることができない場所を見学していただきながら、市会の仕組みや役割などについて学んでいただけます。ぜひ、御参加ください!



昨年の様子

参加者には「記念グッズ」「記念写真」をプレゼントするよ。



実施日時 平成28年11月3日(木・祝) ①午前10時30分～②午後1時30分～(①、②とも約1時間半)

対象 京都市内に在住又は通学する小学校4～6年生及びその保護者

定員 ①、②とも各25組 先着順での受付となります。

応募方法 電話・FAX・Eメール(ホームページから)で、京都いつでもコールへ申し込んでください。(申込締切10月14日(金))

京都いつでもコール 電話:661-3755  
(お掛け間違いに御注意 FAX:661-5855  
ください。)

京都いつでもコール

### 手話言語条例制定記念「手話に触れてみよう!市民のための手話学習会」を開催!

本年3月に、市会議員全員で共同提案し、全会一致で可決した「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」(手話言語条例)の制定を記念し、6月18日に京都市会・京都市・京都市聴覚障害者協会の共催により、キックオフイベントを開催しました。当日は、京都市会から条例制定までの経過について報告を行うとともに、手話劇や手話ワークショップなどが行われ、多くの参加者に手話に触れていただくことができました。



議長からの挨拶

### \* 市会からのお知らせ \*

9月市会の開催予定  
9月市会は、9月21日(水)から10月26日(水)まで開催する予定です。代表質問は9月29日(木)・30日(金)に、決算特別委員会市長総括質疑は10月17日(月)・18日(火)に行います。  
9月市会の日程は、市会ホームページからご覧いただくことができます。

7月特別市会の報告  
7月特別市会を7月19日(火)に開催しました。7月特別市会では請願審査を行い、1件を採択しました。〈採択した請願〉  
美術館再整備工事に係る代替施設の確保等

本会議等の傍聴  
本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑、市会改革推進委員会を傍聴することができます。事前申込みによる手話通訳も実施しています。

テレビ放映  
本会議の代表質問・質疑の様子はKBS京都でテレビ中継しています。

インターネット議会中継  
本会議や予算・決算特別委員会市長総括質疑を含む委員会の生中継と録画をインターネット配信しています。

委員会のモニター放映  
委員会の模様を市役所本庁舎2階のモニター室でモニター放映しています。

会派等の構成	
会派名等	議員数
自由民主党京都市議員団	20人
日本共産党京都市議員団	18人
公明党京都市議員団	11人
民進党京都市議員団	7人
京都維新の会・無所属京都市議員団	4人
地域政党京都市議員団	4人
無所属	3人

(平成28年8月24日現在)

紙面に関する御連絡・お問い合わせは 市会事務局調査課 TEL:222-3697 FAX:222-3713  
京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

## 9月市会 の報告 前半

## 平成28年度補正予算等を可決

9月21日の本会議では市長から83件の議案が提出されました。このうち、至急審議する必要がある平成28年度一般会計補正予算案を予算特別委員会に付託し、詳しく審査した後、9月28日に追加提出された染織家の志村ふくみ氏を名誉市民として表彰する議案と共に、同日の本会議で可決しました。

### 補正予算の内容

#### 子育て支援、福祉の更なる充実 1億5,100万円

- B型肝炎ワクチン  
予防接種の公費負担開始  
1億4,500万円

国の制度改正に  
速やかに対応!



- 老人福祉施設スプリンクラー設備等整備助成  
600万円

#### ● 9月28日の本会議の審議結果

議案139号 平成28年度一般会計補正予算 (賛成: 全会派)  
議案201号 名誉市民の表彰 (賛成: 全会派)

#### 「木のあるまちづくり」の更なる推進 2,400万円

市内産木材の振興に向け、  
京都府の「豊かな森を育て  
る府民税交付金」を活用!

- 京都市動物園における  
森林資源活用事業  
320万円
- 山科区制 40 周年記念事業  
「山科赤ちゃん大使」  
180万円
- 北山丸太による「和の文化」  
魅力発信プロジェクト  
1,900万円



京都市動物園の  
「京都の森」



北山杉

今号では、9月市会前半(9月21日~9月30日)の審議結果などについてお伝えしています。平成27年度決算等が審議された9月市会後半(10月3日~10月26日)の内容については、市会だより第84号(平成28年12月15日発行)で詳しくお伝えします。

### またきち&マタリーヌの 市会のツボ!



今回の市会前半では補正予算が可決されたのね!  
…ところで、補正予算って何?

毎年3月までに、次の年度の予算を決めるんだけど(=当初予算)、例えば今年のように、その後に国の制度改正があったり、府の交付金の対象に決定したり、ほかにも災害への対応など、当初予算成立後に発生した事由によって新たな事業などを速やかに実施する必要が生じた場合に、当初予算の内容を変更するよう組まれた予算を、補正予算って言うんだよ。

補正予算だからって、簡単に決めたりはできないのね?

もちろん、補正予算も当初予算と同じように、市長から提出された議案を市会で審議して可決しない限り決まらないよ。本会議で議案が提出された後に、予算特別委員会という詳しく議論する場を作って、細かく丁寧に審査するんだ(=委員会付託)。その後、委員会での話し合いの結果を踏まえて、最終的に本会議で結論を出すんだよ。

なるほど〜。じゃあ、今回の委員会では、  
どんなことが話し合われたの?

補正予算で実施する新たな事業の進め方や考え方、財源などを市長側に確認して、様々な観点から今後に向けての提案や要望なども行ったよ。…うーん、でも、ここではともその全部は伝えきれないから、ぜひ、市会ホームページのインターネット中継で、委員会での白熱の議論を実際に見てみてほしいな!



インターネット中継はこちらから!!

主な代表質問を  
2・3面で  
紹介します!



## 9/29・9/30 本会議で代表質問を行いました!

代表質問とは?

本会議において、議員が各会派を代表して、市長等に対し、市政のあらゆる事業や取組等について、現在の状況や将来に向けての方針等の確認、政策提案などを行うものです。



## 9月市会 の報告 後半

9月21日～10月26日

## 平成27年度決算を認定

9月21日の本会議では市長から83件の議案が提出され、このうち、平成28年度一般会計補正予算案は9月28日の本会議において可決し、同日に追加提出された染織家の志村ふくみ氏を名誉市民として表彰する議案に同意しました。また、平成27年度決算をはじめとする残りの議案82件については、10月26日の本会議で全て認定・可決しました。また、議員提出議案については、意見書13件のうち8件を、決議2件のうち1件を、可決しました。

### ●平成27年度決算を徹底的に審査！

平成27年度決算について、全会計決算規模1兆6,365億円となる決算書をはじめ、収支の分析や主要な施策の推進結果などをまとめた実績報告書等が、監査委員の意見書を付けて市長から提出され、決算特別委員会で詳しく審査しました。

#### 平成27年度決算の特徴(抜粋)

全会計規模 1兆6,365億円(対前年比 482億円増)

- 一般会計の実質収支の黒字を確保
- 一般会計・特別会計・公営企業会計の全会計を合わせた実質収支の黒字を確保
- 全会計一般会計ともに実質市債(借金)残高を簡潔に縮減
- しかし、財政基盤(税収)が弱い、国の税制上の措置が不十分などの理由から、公債償還基金の取崩しなどの「特別の財源対策」に依存せざるをえないなど、本市の財政は依然として厳しい。

### ●中学生に直接傍聴いただきました！

10月18日の決算特別委員会(市長総括質疑)を、京都教育大学附属桃山中学校2・3年生15名が直接傍聴されました。「議会は固いイメージだったが、思ったより自分たちに身近な議論がされていて親しみを感じた」などの感想をいただきました。



中学生による直接傍聴の様子

今号では、9月市会の後半(10月3日～10月26日)の審議結果などについてお伝えしています。補正予算の審議や代表質問などが行われた9月市会前半(9月21日～9月30日)の内容については、前号(第83号)に詳しく掲載していますので、市会ホームページなどからご確認ください。



### またきち&マタリーヌの 市会のツボ!



9月市会の後半は決算の話がメインだったのね!

そうだよ、9月市会は「決算市会」と呼ぶこともあるんだ。ちなみに、2月市会は「予算市会」だよ。



決算って、簡単に言うと、去年1年間のお金の出入りをまとめたものよね?なぜ9月になってから話し合うの?遅くない?

それはね、例えば一般会計は、前年分のお金の出入りを整理できるのが5月末なんだけど、そこから、

- ① 会計管理者が決算書等をまとめ、市長に提出(8月末まで)
  - ② 市長は決算書等の監査を、監査委員に依頼
  - ③ 市長は、②の監査委員の意見を付けて、決算書等を市会に提出
- という手続きが必要だから、9月市会で決算を審議することになるんだ。



なるほど～。でも、そもそも、なぜ決算を市会で話し合わないといけないのかな?使っちゃったものはしょうがない!……ではダメなのね?



もちろんだよ!市の予算を決めるのは市会の重要な仕事だけど、予算はあくまで見積り。それが実際にどう使われたのか、それで市民のくらしが本当に良くなったのかなど、決算に基づいて市会で十分に議論・検証して、次の予算を決めるときに活かすことも、また重要な仕事なんだよ!



そっか!決算は、ただ過去の数字が並んでるだけじゃなくて、未来の京都を良くするヒントがいっぱい詰まっている……だから決算市会での議論が大切なのね!

2面では9月市会の審議の流れ、3面では常任委員会の活動を詳しく紹介します!

## 11月市会 の報告

11月25日～12月9日

## 平成28年度補正予算等を可決

11月25日の本会議では、市長から平成28年度一般会計補正予算などの議案47件が提出され、予算特別委員会及び常任委員会に付託し、詳しく審査したうえで、12月9日の本会議で、同日に追加提出された議案21件と共に、全て可決しました。また、議員提出議案である意見書5件のうち、2件を可決しました。

### 補正予算の概要

#### ○国の経済対策に対応した一億総活躍社会の着実な実現、防災・老朽化対策の推進 137億6,910万円



第二市場の新施設イメージ図

- 臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業 63億3,500万円
- 中央市場第二市場施設再整備事業 51億6,400万円
- 市営住宅維持修繕 8億5,400万円
- 都市河川整備 6億6,300万円
- 社会福祉施設における防犯対策強化事業 3億7,500万円 など

#### ○子育て支援、高齢者福祉施策の充実 1億8,360万円

- 民間保育所等整備助成 1億5,960万円
- 「民泊」対策その他の衛生課業務等の集約化及び子ども若者はぐくみ局創設に関する改修等 2,400万円



#### ○給与費補正その他 9億1,230万円

政令指定都市初の条例化!

#### ●主な条例等の概要●

##### 「子ども若者はぐくみ局」の創設

子ども及び若者の健全な育成に関する施策を融合するとともに、子育て支援に関する施策を一元化することにより、少子化対策や子ども・子育て支援をより一層推進するため、「子ども若者はぐくみ局」を設置する条例を可決しました。(平成29年4月1日施行)

議案第204号 京都市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
条例に関するお問い合わせ 保健福祉総務課 TEL 222-3366

##### 「お泊まりデイ」の市独自基準の設定

通所介護(デイサービス)事業所等が利用者に提供する宿泊サービス、いわゆる「お泊まりデイ」について、サービス利用者の尊厳の保持や安全確保を図るため、人員、設備及び運営に関する市独自の基準等を定めた条例を可決しました。(平成29年4月1日施行)

議案第205号 京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について  
条例に関するお問い合わせ 介護保険課 TEL 213-5871

## 市立高校生と市会議員による意見交換会を開催!

12月27日、市立高校生34名と市会議員(市会改革推進委員)15名とによる意見交換会を開催しました。

意見交換会では、高校生と議員がグループに分かれ、「観光政策」をテーマに議論を行った後、グループごとに様々な提案が発表されました。また、議員への質問タイムでは「同じ会派の中で意見が分かれた場合はどうするのか」「議員の上下関係は」など鋭い質問が飛び交い、大いに盛り上がりました。

今後も引き続き、若い世代に京都市会を身近に感じ、政治参加への意識を高めてもらえるよう、市会としてできる取組を検討していきます!



▲グループ別議論の様子



▲提案発表の様子



京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会



主な代表質問を2・3面で紹介します!



### 11月30日の本会議で8名の議員が代表質問を行いました!

代表質問とは?

本会議において、議員が各会派を代表して、市長等に対し、市政のあらゆる事業や取組等について、現在の状況や将来に向けての方針等の確認、政策提案などを行うものです。





# 市会だより

第86号  
平成29年(2017年)  
4月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/> 京都市会 検索

●発行 / 京都市報 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区中町通西面上る上本館前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## 2月市会 の報告 前半

2月22日～3月24日

## 平成28年度補正予算等を可決

2月22日の本会議では、市長から平成29年度当初予算を含む81件の議案が提出されました。このうち、平成28年度一般会計補正予算案ほか9件の議案を予算特別委員会に、その他1件の議案をまちづくり委員会に付託し、詳しく審査しました。その後、3月1日の本会議で、一般会計補正予算案ほか1件について、平成28年度に削減した議員報酬をその財源として活用する修正案を可決し、残る9件は原案どおり可決しました。

### 審議結果のポイント

### 補正予算総額49億5,800万円について審議 補正予算の財源に、削減した議員報酬を活用!

平成28年度補正予算として、緊急待機児童対策事業3,760万円、水垂運動公園(仮称)整備事業PFI導入可能性調査600万円、中央市場(第一市場)施設再整備事業18億8,700万円など、総額49億5,800万円が提案されました。  
このうち、社会福祉事業の財源の一部として、平成23年度以降

10%削減を継続している議員報酬の平成28年度削減分7,700万円を活用する修正案について、議員全員で提案のうえ全会一致で可決し、残る補正予算案は原案どおり可決しました。この修正案により、補正予算の財源となる社会福祉事業基金の当初取崩し予定額を減額し、市の貴重な「貯金」の減少を抑えることができました。

### 議員報酬を財源に活用した事業

- 国単価改定に伴う子どものための教育・保育給付等の増額  
1億6,720万円
- 障害児施設給付費  
1億3,080万円
- 障害者自立支援給付費  
6億2,840万円



### 削減した議員報酬 7,700万円を活用!

カットした議員報酬を補正予算の財源として活用することで、社会福祉事業基金からの取崩し額を減らしたんだ!

「基金」つまり「市の貯金」が減ることを抑えられたのね!



京都市会マスコットキャラクター またぎち マタリヌ

### 市会からの 忠告です!

### 付帯決議を付けました!

◎ポイント◎ 付帯決議とは…可決された議案に付ける、市会から市長への意見や要望のことです。

一般会計補正予算(国庫支出返還金・再生可能エネルギー等導入推進基金 1億2,300万円)

**付帯決議** (要旨) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業<sup>※</sup>について、国からの補助金を十分活用できず残余金を返還することになったが、3年間もの間、事業の推進状況について議会への報告がなかった。今後は全庁が議会と課題意識を共有して事業実施の推進にあたること。

※東日本大震災等を契機に創設された、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を展開するため、避難所や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を支援する事業

南部クリーンセンター第二工場(仮称)新設工事請負契約の変更等

**付帯決議** (要旨) 南部クリーンセンター第二工場建替え工事において、新たに土壌汚染対策を行うべき箇所が見つかったため工事が遅れ、当初より23億円もの費用が増加している。今後は土壌汚染が想定される工事においては、事前に必要な調査を行い、事業計画を作成すること。

≫ そのほかの議案や審議結果、付帯決議の全文などは、市会ホームページへ!

今号では、2月市会の前半(2月22日～3月1日)の審議結果等についてお伝えしています。平成29年度当初予算案等の委員会での審査等が行われた2月市会後半(3月2日～3月24日)の内容や、全議案の審議結果については、市会だより第87号(平成29年5月15日発行)で詳しくお伝えします。

主な代表質疑を  
2・3面で  
紹介します!

### 2月28日・3月1日の本会議で 16名の議員が代表質疑を行いました!

代表質疑とは? 本会議で提出された議案について、議員が各会派を代表して提出者に対する質疑を行うことです。2月市会では、例年、翌年度の当初予算案を中心に、市長等に対する代表質疑を行います。





# 市会だより

第87号

平成29年(2017年) 5月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

京都市会 検索

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713



またさち

(京都市会マスコットキャラクター)

マタリオン

## 2月市会 <sup>2/22</sup>→<sup>3/24</sup>の報告 後半

# 平成29年度 当初予算等を 可決

2月22日の本会議では、市長から81件の議案が提出され、このうち、平成28年度一般会計補正予算案を含む11件の議案は3月1日の本会議で可決しました(うち2件は修正可決)。

また、3月24日の本会議で、平成29年度一般会計予算案を含む75件(3月14日、17日及び24日に追加提出された議案5件を含む)について、原案どおり可決しました。さらに、議員提出議案については、条例案2件と意見書4件を可決しました。

### 主な審議結果の概要



市会からの忠告です!

### 付帯決議

を付けました!

付帯決議とは…可決された議案に付ける、市会から市長への意見や要望のことです。

#### 一般会計予算に対する主な付帯決議の要旨

**付帯決議** 大型汎用コンピュータのオープン化事業の遅延に関して、第三者委員会における議論を経て市が方向性を定めた際は、速やかに議会へ報告のうえ徹底的に議論すること。現状想定外の支出が続いており、猛省のうえ事業の推進に当たること。

**付帯決議** 民泊に関して、規制緩和の法制化が進む中、地域の生活環境との調和や安心安全が図られるよう、市民や関係団体の意見を十分に把握し、京都の実情を踏まえた実効性ある条例を制定し運用を図ること。

**平成29年度当初予算を徹底議論!**  
市長から提出された、全会計総額1兆6,897億円となる平成29年度当初予算案について、予算特別委員会を設置し、各事業を所管する局ごとの質疑や、市長副市長との総括質疑における徹底的な議論を経て可決しました。

#### 平成29年度も議員報酬を10%削減!

本市の厳しい財政状況を考え合わせ、平成29年度も引き続き議員報酬を10%カットする議案を、市会議員全員で共同提案のうえ、全会致で可決しました。

市会議第29号 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
条例に関するお問い合わせ  
市会事務局総務課 TEL222-3700

#### 自転車保険の加入義務化

自転車事故による被害者の救済・加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車の利用者・事業者等に損害賠償保険への加入を義務付ける条例を可決しました。

議第32号 京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例の制定について  
自転車政策推進室 TEL222-13565

>> そのほかの議案や審議結果、付帯決議の全文などは、市会ホームページへ!

今号では、2月市会の後半(3月2日~3月24日)の審議結果等についてお伝えしています。補正予算の審議や代表質疑などが行われた2月市会前半(2月22日~3月1日)の内容については、前号(第86号)に詳しく掲載していますので、市会ホームページなどからご覧ください。

### 本会議と予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会中継に手話通訳を導入!

平成28年4月に、障害者差別解消法や京都市手話言語条例※が施行されたことを踏まえ、手話が必要とされる方に、インターネットを活用して自宅等でも議会の審議の様子をご覧いただけるよう、平成29年5月市会から、全ての本会議と予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会中継に手話通訳を導入します。

インターネット議会中継は、市会ホームページからアクセスできますので、ぜひ、ご覧ください!

※「京都市手話言語がつかなく心豊かな共生社会を目指す条例」。市会議員全員で共同提案のうえ、全会一致で可決しました。



京都

# 市会だより

第88号

平成29年(2017年) 7月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/> 京都市会 検索

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区御通堀池上る上本能寺前町 488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713

## 平成29年度補正予算等 について

## 5月市会 5/16・5/30の報告

# じっくり審議しました!

### 5月市会 審議の流れ

またきちノート

本会議

- 5月16日 市長からの提案
- 5月18日 正副議長選挙  
議案の処理  
市長からの追加提案
- 5月19日 代表質問
- 5月30日 市長からの追加提案  
議会からの提案  
議決

委員会

- 5月22日 予算特別委員会
- 5月23日、24日 常任委員会

**付託** 本会議に提出された議案を、より詳しく丁寧に議論するため、所管の委員会に審査を委ねることで

**報告** 委員会での議論や審査の状況を本会議において報告します

市会のチェック!  
~契約の締結について~

5月市会では、「契約」についても10件審議されているね。

京都市では、予定価格の金額が1件につき、4億円以上の工事又は製造の請負契約は、市会の議決を得る必要があるんだ!



### 補正予算の説明

車いすフェンシング強化拠点のトレーニング環境の充実 **800万円**

2020年東京パラリンピックに向けて、元京都市立山王小学校が車いすフェンシングの強化拠点として指定されたことに伴い、国の委託を受け、トレーニング環境の充実を図るもの。

補正予算(1件)や契約の締結(10件)など、41件の議案を可決

主な代表質問については2・3面で紹介しています。

### 新しい議長・副議長が 選出されました



京都市会議長  
寺田 一博  
上京区選出  
自民党市議員



京都市会副議長  
久保 勝信  
山科区選出  
公明党市議員

私たちは、5月市会において、第83代議長及び第92代副議長に選出されました。誠に光栄なことであり、また同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

この4月には、文化庁地域文化創生本部が設置され、文化庁の全面的な移転に向けた大きな一歩を踏み出しました。地方創生の新たなモデルとして全国から注目を集めているところであり、今後は、これまで以上に京都の力が問われてきます。

このような中、二元代表制の一翼を担う京都市会が果たすべき役割も、極めて重要なものとなっており、行政に対する監視機能や、政策提案・立案機能など、議会の権能を十二分に発揮することにより、市民の皆様からの負託に応え、京都市政の更なる発展につなげていかなければなりません。

また、市民の皆様へ、これらの議会活動を分かりやすくお伝えすることも重要であることから、この「市会だより」やホームページなど、様々な広報媒体を活用して、創意工夫を重ねつつ、積極的に情報を発信してまいりますので、御注目いただければ幸いです。

今後とも、市民の皆様にご信頼され、また、身近に感じていただける議会づくりを全力で取り組んでまいりますので、御理解と御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

### 4月開会市会を開催

## 会期を333日間に

MEMO

~京都市会では、会期をおおむね1年とする通年議会を導入しています~  
ほぼ1年間、市会の権限で本会議が開催でき、災害時など緊急性のある課題が発生した場合に速やかに対応できます。

4月25日に4月開会市会を開催し、平成29年定例会(通年議会)の会期を、平成29年4月25日から平成30年3月23日までの333日間に決定しました。



# 市会だより

第89号

平成29年(2017年) 9月15日発行

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/> 京都市会 検索

●発行 / 京都市会 ●編集 / 京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本願寺前町 488 番地 ●TEL.075(222) 3697 FAX.075(222) 3713 京都市印刷物 第 296031 号

みなさんと一緒に  
京都市会に潜入して  
答えを探そう!

またきち & マタリーヌ

## 京都市会クイズ!

京都市会  
マスコット  
キャラクター  
またきち

京都市会  
マスコット  
キャラクター  
マタリーヌ

**第1問** レベル ★1

これは何でしょう?

- ①代表者2名による討論開始を知らせるゴング
- ②議論が紛糾した際に議場内を鎮めるための鐘
- ③市会本会議の開始や終了を知らせる鐘

**第2問** レベル ★★2

ここはどこでしょう?

- ①市民の皆様が本会議を見るための傍聴席
- ②議員が会議の合間に休憩するスペース
- ③会議中に職員が待機している席

**第3問** レベル ★★★3

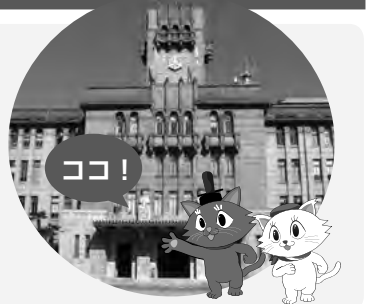
市民から直接選挙で選ばれた市会議員と市長が独立・対等の立場で行う地方自治の原則とは?

- ①大統領制
- ②二元代表制
- ③議院内閣制

**答えは2・3面で!**

「議会ってムズカシイ。」「議員の活動なんてシラナイ。」「私たちのくらしとの結びつきがナゾ。」etc…  
 そうわれがちな議会ですが、ちょっとのぞいてみるだけでも、議会の見方が変わるかもしれません。

**今回、またきち・マタリーヌが京都市会に潜入!**  
**私たちのまち京都市のことを真剣に議論している京都市会の舞台を一緒にのぞいてみましょう!**







# 市会を見に行こう！ 見てみよう！

詳しくは4面をチェック！



**④ 受付窓口**  
庁舎案内所（北庁舎1階）  
傍聴券が交付されます。

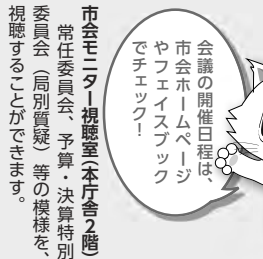


市会受付（本庁舎2階）  
市会モニター視聴室での  
視聴券が交付されます。



第2回の答え！

**⑤ 傍聴席と市会モニター視聴室**  
傍聴席（本庁舎3階）  
本会議、予算・決算特別委員会（市長  
総括質疑）を、傍聴することができます。



市会モニター視聴室（本庁舎2階）  
傍聴券が交付されます。



会議の開催日程は、  
市会ホームページ  
やフェイスブック  
でチェック！

**MEMO** インターネットでも全ての本会議、委員会の生中継・録画放映を実施中

## ③ 市会運営委員会室・理事会室

ここでは、各会派の代表の議員により、本会議の進め方や内容、市会の運営等について協議が行われています。

平成28年度の議会改革半年度調査で全国1347議会中、10位（政令市で2位）になっているよ。

（京福田大学マニファテスト研究所による調査より）



**MEMO**

京都市会では、議会の活性化とともに平成29年9月市会から予算・決算特別委員会（局別質疑）の終了時間を30分繰り上げるなど、働き方改革を進めています。



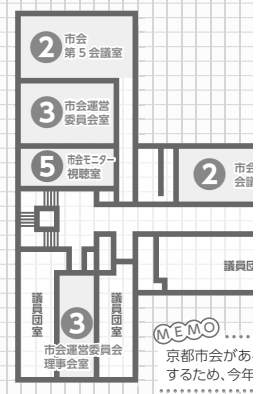
常任委員会だけでも、毎月おおむね2回（委員会全体では10回程度）、年間100回を超える会議が開催されているね。



市の仕事に対するチェックをしっかり行っているよ！  
審議時間は政令指定都市議会で1番長いんだ！平成28年度実績

議会機能の充実と強化を図り、開かれた市会をより一層推進していくため、市会改革に向けた様々な議論を行います。

## 京都市役所 本庁舎 2階



**注目!** 議場見学を受け付けています！  
親子ふれあい議場見学会（4面をチェック！）のほか、市内の小中学校を対象とした議場見学も受け付けています！

**お問合わせ先**  
市会事務局総務課（電話222-13700）

市会議場の議員席に座ったり、普段は入ることができない会議室を見学したり、市会の仕組みや役割を学ぶことができるよ！



## 請願・陳情とは？

市民の皆様が、市に実現してほしいと思うことなどを市会に申し出ること。外国籍や未成年の方など誰でも請願・陳情することができます。



請願・陳情が、本会議や委員会で審議され、市政に声を届けることになるんだね。



## アンケートに御協力ください！

回答者の中から抽選で10名様にトラフィカ京カード1,000円券と、オリジナルグッズのセットを進呈します。

**Q.1** 今号以外で、これまで市会だよりを読んだことはありますか。  
① 毎回読む ② たまに読む ③ 読んだことがない

**Q.2** 今号の特集記事「京都市会へ潜入！～市会議場って普段どこで何を話し合っているの？～」について内容はわかりやすかったですか。  
① 大変わかりやすい ② わかりやすい ③ わかりにくい

**Q.3** 今後、特集記事とテーマはありますか。  
① 市会の仕組み ② 市会改革 ③ その他（興味のあるテーマ）

応募方法 アンケートの回答、氏名、年齢、住所を記入のうえ、はがきかFAX、又はeメールで9月30日（必着）までにお送りください。  
〒604-8571（住所不要）京都市会事務局調査課 市会だより担当（FAX:222-3713）（eメール:shikai-chosa@city.kyoto.lg.jp） ※いただいた御回答は、ホームページなどで公開させていただきます。

# 京都市会へ潜入!

市会議員って普段どこで何を話し合っているの??

## 議員活動を知ろう!

### 1 市会議場

ここでは、次の会議が開催され、全議員参加のもと、議論が行われています。  
本会議  
市民のくらしに直結する市の予算・決算や条例等の議決、市長等に対する質問を行います。  
予算・決算特別委員会(市長総辞職後)  
市の予算や決算について、市長等と徹底的に議論を行います。

#### 開催回数について

会期をおおむね1年とする通年議会のもと、年間20回を超える本会議等を行います。



### 2 会議室

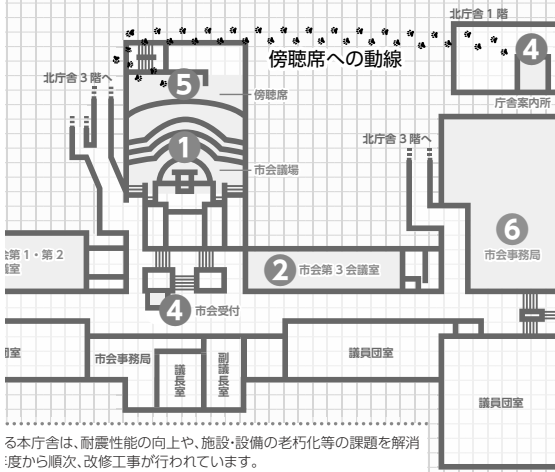
会議室は3箇所あり、各議員を委員とする次の委員会が行われています。  
常任委員会  
市の様々な事業や取組等について、市の責任者との議論や調査を行います。  
予算・決算特別委員会(局別質疑)  
市の予算や決算について、各事業を所管する局長との審査を行います。

#### 市会改革推進委員会



**第3問の答え!**

市民から直接選挙で選ばれた市会議員と市長が独立・対等の立場で議論する「二元代表制」の舞台で、見所いっぱいだよ。



本庁舎は、耐震性能の向上や、施設・設備の老朽化等の課題を解消度から順次、改修工事が行われています。

## 読書

「**請願や陳情**をするには」

### 6 受付窓口

請願・陳情の受付窓口は、市会事務局内に設置されています。



読んでみたいか。(複数回答可)  
: 議員の仕事  
: お聞かせください

#### Q.4

今号の御感想や市会だより全般への御提案などをお聞かせください。

\*紹介する場合があります。

## 市会の雑学

### 1 市会議場の装飾

昭和2年に完成した現在の市会議場。天井にはステンドグラス①が配され、議場正面の半円アーチの線飾り②や漆喰天井③はインド建築の影響が見られます。



### 2 歴代議長肖像写真

議場を取り囲むように、歴代議長の肖像写真④が掲示されています。京都市会の長い歴史を感じることができます。

### 3 本会議の始まりと終わりを知らせる「鐘」

「開始」、「再開」、「終了」の時に、カンカンカンと20回鐘を鳴らします。120分も前からの決まり事です。

### 4 議長席の静止槌と鈴

議論が白熱し過ぎた時など、叩いたり鳴らしたりして、その場を静かにさせるときに使います。

昭和44年にイタリアのフィレンツェ市長から寄贈

昭和27年にアメリカのロサンゼルス市長から寄贈



### クイズの答え

第1問: ⑤市会本会議の開始や終了を知らせる鐘 第2問: ①市民の皆様が本会議を見るための傍聴席 第3問: ②二元代表制





京都市会の  
**ココが  
知りたい!**  
第7回

## 市会を見るには～開かれた場で活発な議論をしています～

市会に関する基本的なことや、その時々話題について皆さんにわかりやすくお伝えするコーナーです(不定期掲載)。今回は、「市会を見るには」について解説します。



**Q.1** 市会の話合いの様子は見る事ができるの?

A.

本会議など様々な会議の様子を見ることが出来るよ。会議室に入って傍聴できない会議でも、モニター視聴室で生の様子を見ることが出来るんだ。



**Q.2** 事前に予約が必要なの?

A.

事前の予約はいらないよ。会議の当日に、受付で券をもらえば見ることが出来るんだ。左下のメモを確認してみて。

### またきちメモ

会議の種類	傍聴	モニター視聴	受付場所
本会議	○	-	庁舎案内所 (北庁舎1階)
予算・決算特別委員会 (市長総括質疑)	○	-	市会受付 (本庁舎2階)
予算・決算特別委員会 (局別質疑)	-	○	
常任委員会	-	○	
市会改革推進委員会	○	○	

※傍聴券及び視聴券は開会1時間前から交付(先着順)

※本会議では、事前(5開庁日前)に申請すれば、傍聴席で手話通訳を受けられます。



**Q.3** 市役所まで足を運ばないときは?

A.

京都市会で行われる本会議や常任委員会等は、インターネットで生中継と録画放映を行っているんだ。また、本会議の代表質問・質疑は、KBS京都でテレビ中継されているよ。

市会の日程は、  
**市会ホームページをチェック!**

## 姉妹都市・ウクライナ キエフ市で 記念事業が開催(6月3日～5日)

～京都市代表团に京都市会を代表して寺田議長が参加しました～

平成28年度に京都市との姉妹都市提携45年目を迎えたキエフ市において、様々な記念事業が開催され、京都市代表团に京都市会を代表して寺田議長が参加しました。

今回再整備された「京都公園(※1)」のリニューアル式典への出席や、キエフ市役所やキエフ国立バレエ学校への訪問、「世界平和のための子ども絵画展(※2)」閉会式への出席、チェルノブイリ博物館の視察などを通して、両都市の絆を一層深めることができました。

今後も京都市会として、姉妹都市をはじめ、更なる国際交流に努めてまいります。

※1 姉妹都市提携10周年を記念して造園されたキエフ市の公園

※2 チェルノブイリ、福島、京都の子どもたちが「夢」をテーマに描いた絵画展



## 親子ふれあい議場見学会

### 参加者募集

11月3日(金・祝)に親子ふれあい議場見学会を開催します。本会議場や委員会室等、普段、なかなか入ることができない場所を見学していただきながら、市会の仕組みや役割などについて学んでいただけます。ぜひ、御参加ください!

参加者には「記念グッズ」、「記念写真」のプレゼントもあるよ。



昨年の様子

**実施日時** 平成29年11月3日(金・祝)  
①午前10時30分～②午後1時30分～(①、②とも約1時間半)

**対象** 京都市内に在住又は通学する小学校4～6年生及びその保護者

**定員** ①、②とも各25組 先着順での受付となります。

**申込方法** 電話・FAX・ホームページの申込フォームで、京都いつでもコールへ申し込んでください。(申込締切10月13日(金))

京都いつでもコール 電話:661-3755  
(お掛け間違いに御注意 FAX:661-5855  
ください。)

京都いつでもコール

## \* 市会からのお知らせ \*

### 9月市会の開催予定

9月市会は、9月21日(木)から10月26日(木)まで開催します。代表質問は9月28日(木)・29日(金)に、決算特別委員会市長総括質疑は10月17日(火)・18日(水)に行います。

9月市会の日程は、市会ホームページから御覧いただくことができます。

### 7月特別市会の報告

7月特別市会を7月18日(火)に開催しました。7月特別市会では、瀬川右岸水防事務組合議会議員の選挙などを行いました。

#### 本会議等の傍聴

本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑、市会改革推進委員会を傍聴することができます。本会議では事前申込みによる手話通訳も実施しています。

#### テレビ放映

本会議の代表質問・質疑の模様をKBS京都でテレビ中継しています。

#### インターネット 議会議中継

本会議や予算・決算特別委員会市長総括質疑(以上手話通訳有り)を含む委員会の生中継と録画をインターネットで配信しています。

#### 委員会の モニター放映

委員会の模様を市役所本庁舎2階のモニター室で放映しています。

会派名	議員数
自由民主党京都市議員団(自民)	20人
日本共産党京都市議員団(共産)	18人
公明党京都市議員団(公明)	11人
民進党京都市議員団(民進)	7人
日本維新の会・無所属京都市議員団(維新)	4人
地域政党京都市議員団(京都)	4人
無所属	3人

(平成29年8月23日現在)

市会だよりに関する御連絡・お問い合わせは 市会事務局調査課 TEL:222-3697 FAX:222-3713

京都市会ホームページ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

## 平成29年度補正予算等を可決 9月市会の報告 前半

9/21 本会議	市長から57件の議案が提出	9/27 本会議	原案可決 修正可決 継続審査	平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算など3件 平成29年度一般会計補正予算 宿泊税条例の制定
-------------	---------------	-------------	----------------------	---

### 修正可決

### 補正予算の財源に、削減した議員報酬を活用!

平成29年度補正予算として、新入学児童生徒学用品費の入学前支給1億円、宿泊税導入に係るシステム改修1億2,700万円など、総額2億7,300万円が提案されました。

これに対して、京都市会では、十分な検討を行ったうえで、議員報酬の平成29年度削減分7,700万円を活用する修正案を議員全員で提案し、全会一致で可決しました。

この結果、補正予算総額を、1億9,600万円に抑えることができました。

### 審議結果のポイント

削減した議員報酬  
7,700万円

**注目!**  
削減した議員報酬を  
活用し、財政調整基金  
(市の貯金)からの取崩し額を  
減らすことができました!



### 削減した議員報酬を財源に活用した事業

●新入学児童生徒学用品費の入学前支給 1億円

経済的な理由により、市立小・中学校への就学に要する費用の負担が困難な家庭に対する事業。



### 継続審査

### 慎重に審査しました!

京都市宿泊税条例\*の制定については、引き続き慎重かつ丁寧に審査する必要があることから、9月27日の本会議では表決をとらず、継続審査とすることとしました。

\*[京都市宿泊税条例]  
すべての宿泊施設の利用者に課税することなどを定める条例案

### キーワード

#### 「補正予算」



Q 補正予算って何? どうして必要なの?



A 予算を補正すること、つまり、当初予算の内容を変更して組まれる予算なんだ。  
新たな事業などを速やかに実施する必要が生じた場合は、当初予算のままでは対応できないから、予算の内容を変更する必要があるんだ。



Q 補正予算は どうやって決められるの?



A (1) 本会議で市長から提案  
(2) 予算特別委員会で細かく丁寧に審査  
(3) 本会議で議決、という流れで決定されるんだ。

今号では、9月市会の前半(9月21日~9月29日)の審議結果などについてお伝えしています。平成28年度決算等が審議された9月市会の後半(10月2日~11月2日)の内容については、次号(12月15日発行)で詳しくお伝えします。

主な代表質問を2・3面で紹介します!



## 9/28・9/29 本会議で代表質問を行いました!

代表質問とは?

本会議において、議員が各会派を代表して、市長等に対し、市政のあらゆる事業や取組等について、現在の状況や将来に向けての方針等の確認、政策提案などを行うものです。



京都

# 市会だより

第91号

平成29年(2017年) 12月15日発行

京都市会ホームページ 京都市会 検索

発行/京都市会 ●編集/京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区今町通御池上る上津屋町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713 京都市印刷所 第296033号

平成28年度

## 決算を認定

10月上旬からの決算特別委員会でじっくり審査・議論しました

9月市会 9/21~11/2 後半

市長から提出された平成28年度決算について、決算特別委員会を設置し、各事業を所管する局ごとの質疑(局別質疑)や、市長・副市長との総括質疑における徹底的な議論を経て認定しました。  
京都市のお金の使い方をしっかりチェックし、次にかかしていきます



**9月市会(決算市会)**  
しっかり検証  
予算が適正に使われたか、市民のくらしがよくなっているかを十分に審査し、市会が認定(不認定)します。

市のお金は計画を立てたらゴールではありません。決算を審査した結果を、今後の予算編成にかかします!

**2月市会(予算市会)等**  
しっかり反映  
より良い京都市にするため、市会で予算案を審査し、予算を決めます。

「決算」を認定(不認定)するときは「予算」を決めることではなく、市会のごとでも大事な仕事だよ!



●決算以外の主な議案  
京都市宿泊税条例  
条例に関するお問い合わせ  
行政局税制課  
TEL 213-15200

固定資産税の軽減や改修補助など、所有者への財政的支援策の創設などを求めました。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例  
条例に関するお問い合わせ  
都市計画局まち再生・創造推進室  
TEL 222-13503

### 付帯決議 を付けました!

京都市宿泊税条例に対する主な付帯決議

- ① 簡易宿所をはじめとした中小、帯細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。
- ② 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

市会からの忠告です!

キーワード  
ふたいつき 付帯決議  
可決された議案に付ける市会から市長への意見や要望のこと

>> そのほかの議案や審議結果、付帯決議の全文などは、市会ホームページを御覧ください!

今号では、9月市会の後半(10月2日~11月2日)の審議結果等についてお伝えしています。補正予算の審議や代表質問などが行われた9月市会前半(9月21日~29日)の内容については、前号(第90号)に詳しく掲載していますので、市会ホームページなどから御覧ください。

### MEMO ~京都市会から働き方改革を進めています~

9月市会から、予算・決算特別委員会における審議について、働き方改革の観点から見直しを行いました

- ① 局別質疑の審議終了時刻を午後6時から午後5時半に → 職員の時間外勤務を前提としていましたが、これまでと同程度の質疑時間を確保しつつ、終了時間を繰り上げました。
- ② 局別質疑から市長総括質疑までの日程を中2日から中3日に → 日程に1日余裕ができたことにより、職員が行っている市長総括質疑に向けた作業に係る時間外勤務の縮減を図りました。

真のワーク・ライフ・バランスが更に進むように市会も取り組んでいくよ。



京都市会 マスコット キャラクター マタリーヌ



# 市会だより

第92号  
平成30年(2018年)  
2月15日発行

京都市会ホームページ 京都市会 検索 f

●発行/京都市会 ●編集/京都市会事務局 ●〒604-8571 京都市中京区西京町通染地之上本町寺前町488番地 ●TEL.075(222)3697 FAX.075(222)3713 京都市印刷物 第296034号

## 平成29年度 補正予算等を可決 11月市会 11/24・12/8 の報告

～補正予算(総額246億4,200万円)等について審議しました!～

11月24日の本会議では、市長から、「民泊」対策や大型汎用コンピュータオープン化事業等に関する平成29年度一般会計補正予算などの議案28件が提出され、予算特別委員会及び常任委員会に付託し、詳しく審査したうえで、12月8日の本会議で、同日に追加提出された6件と共に、全て可決しました。また、議員提出議案である意見書3件のうち、2件を可決しました。

### 補正予算の主な内容

#### ●「民泊」対策の強化 1,700万円



京都市会マスコットキャラクター またきち

市会として厳しく活発な議論を行い、市民意見を反映した条例等の整備や職員体制の充実を強く求めたよ!



京都市会マスコットキャラクター マタリヌ

#### 大型汎用コンピュータオープン化事業

国民健康保険や市税などの様々な業務を行っているシステムについて、コストがかかる特定の事業者固有の技術ではなく、一般に広く利用されている最新技術や機器によって刷新する事業。

事業の一部を受託した事業者の不履行により、契約を解除

今後 事業の再構築を行い、新たな事業者と契約すると同時に、契約解除した事業者に対し、本市が支払った契約代金の返還及び遅延により生じた損害の賠償等を求める訴訟を行う。

#### ●大型汎用コンピュータオープン化事業

・事業の再構築 22億9,100万円(債務負担行為設定29年度～32年度)

債務負担行為 数年度にわたる工事の経費支出など、将来の財政支出を約束する行為のこと。予算は市会で議決していますが、その予算の一部を構成するものです。

・損害賠償等請求訴訟に要する費用 900万円

#### ●焼却灰溶融施設整備に係る訴訟に関する和解金の収入等

市民負担のない勝訴的な和解が成立。 153億8,100万円



予算特別委員会において十分な議論を行いました。

#### 市会からの 忠告です! 付帯決議 を付けました!

付帯決議とは… 可決された議案に付ける、市会から市長への意見や要望のことです。

#### 主な付帯決議の要旨

開発スケジュールが延びるとともに、事業費が増額となった大型汎用コンピュータオープン化事業の再構築に当たっては、更なる猛省のうえ、市民負担が生じないよう事業を推進し、進捗状況を適宜議会に報告すること。また、同事業に係る損害賠償請求訴訟については、訴訟体制に万全を期し、市民負担を避けること。

### またきちノート

#### 11月市会開会中に開催された会議

##### 本会議

11月24日に市長等からの提案説明が行われ、28日に議案を各委員会に付託し、29日に8名の議員による代表質問を行い、12月8日に議案の採決等を行いました。

##### 常任委員会

12月7日、4日に分野別に設置された5つの常任委員会において、条例などの議案や陳情の審査などを行いました。

##### 予算特別委員会

11月30日に平成29年度補正予算及びその関連議案を審査しました。

##### 市会運営委員会

本会議の運営方法等について協議を行いました。  
※4面で「市会の運営」について解説しています。

付託 委員会に審査を委ねること

議会での審議をより詳しく丁寧に行うため、専門的な審査を行う。

地方自治法(109条)で設置できると規定されている委員会。

主な代表質問を2・3面で紹介します!



#### 11月29日の本会議で8名の議員が代表質問を行いました!

代表質問とは?

本会議において、議員が各会派を代表して、市長等に対し、市政のあらゆる事業や取組等について現在の状況や将来に向けての方針等の確認、政策提案などを行うものです。



---

# 京都市会史

— 京都市会のあゆみと各種資料 —  
(昭和63年1月～平成30年3月)

平成31年3月20日発行

発行 京都市会

編集 京都市会事務局

京都市中京区寺町通御池上

上本能寺前町488番地

印刷 株式会社<sup>図書</sup>印刷同朋舎

京都市下京区中堂寺鍵田町2

---